

予算特別委員会日程

<付託案件の審議順番>

日 程	審 議 順 番
3月4日(木) 10:00～ 議 会 室	①令和3年度宮代町一般会計予算(審議1日目) (質疑) ・企画財政課 ・議会事務局 ・総務課
3月5日(金) 10:00～ 議 会 室	①令和3年度宮代町一般会計予算(審議2日目) (質疑) ・会計室 ・町民生活課 ・税務課
3月8日(月) 10:00～ 議 会 室	①令和3年度宮代町一般会計予算(審議3日目) (質疑) ・福祉課 ・子育て支援課 ・住民課
3月10日(水) 10:00～ 議 会 室	①令和3年度宮代町一般会計予算(審議4日目) (質疑) ・健康介護課 ・産業観光課
3月12日(金) 10:00～ 議 会 室	①令和3年度宮代町一般会計予算(審議5日目) (質疑・討論・採決) ・まちづくり建設課 ・教育推進課

3月16日（火） 10：00～ 議 会 室	①令和3年度宮代町国民健康保険特別会計予算（質疑・討論・採決） ・住民課 ②令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算（質疑・討論・採決） ・住民課 ③令和3年度宮代町介護保険特別会計予算（質疑・討論・採決） ・健康介護課 ④令和3年度宮代町水道事業会計予算（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ⑤令和3年度宮代町下水道事業会計予算（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課
--	---

予 算 特 別 委 員 会

第 1 日

出席委員（１３名）

山下秋夫君	丸藤栄一君
丸山妙子君	浅倉孝郎君
金子正志君	西村茂久君
小河原正君	泉伸一郎君
角野由紀子君	塚村香織君
合川泰治君	土淵保美君
川野武志君	
（議長 田島正徳君）	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長 新井康之君	企画財政課長 栗原聡君
企画財政課副課長 伊東高幹君	企画財政課主幹 榎本恭一君
企画財政課主幹 田中啓之君	財政担当主査 中村淳一君
情報担当主査 富永貴雄君	管財担当主査 島村剛君
対話のまちづくり推進担当主査 小川雅也君	総務課長 赤井誠吾君
総務課副課長 鈴木淳史君	人権推進室長 柴崎記代子君
総務課主幹 星野靖史君	総務課主幹 村山善博君
庶務職員担当主査 飯山保孝君	庶務職員担当主査 田邊和美君
文書法規担当主査 松井美絵君	広報担当主査 平向優子君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長 長堀康雄	主幹 小林賢吉
主任 岡村恵美子	

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 皆さん、おはようございます。

予算特別委員長の丸藤でございます。

本日、3月4日から3月16日までのうち6日間にわたり予算特別委員会が開催されるわけですが、何とぞ円滑な運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

審議の日程につきましては、事前に配付いたしました資料のとおりです。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより予算特別委員会を開催いたします。

それでは、議長、ご挨拶をお願いします。

○議長（田島正徳君） 皆さん、おはようございます。

今日から3月16日まで予算特別委員会ということで、皆さんに予算審議をお願いするわけですが、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い県外視察研修や議会懇談会が中止となり、また、予算特別委員会に先立ち実施される予定でした町内の視察も中止にしたという経緯がございます。

今年は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令もあり、本会議や予算特別委員会、議会運営委員会、全員協議会等の会議につきましても、新型コロナウイルス感染防止の観点から傍聴人数を制限するなど、傍聴人の安全確保に努めた対応をしております。そのような中での令和3年度の予算を決める非常に重要な審議となりますので、慎重かつ効率的な審議をしていただくようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、注意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

また、質問側も答弁側も的確な質問、答弁をお願いいたします。委員会が慎重かつ効率的な運営が図れますよう、委員の皆様には特段のご配慮をお願いします。

————— ◇ —————

◎議案第15号の審査（企画財政課・議会事務局・総務課）

○委員長（丸藤栄一君） 本日は、議案第15号 令和3年度宮代町一般会計予算についてのうち、企画財政課、議会事務局、総務課分の歳入歳出の順に質疑を行います。

なお、委員会開催期間中、町長及び副町長が出席しますが、公務のため席を離れることもありますので、よろしくお願いいたします。

これより企画財政課分についての質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（栗原 聡君） おはようございます。企画財政課の栗原です。

今日の出席者の紹介をしたいと思います。

副課長の伊東です。

管財担当、それと情報担当の所管をしています田中主幹です。

対話のまちづくり担当の榎本主幹です。

小川主査です。

財政担当、中村主査です。

情報担当の富永主査です。

管財担当の島村主査です。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑を始めたいと思います。

質疑はございますか。

土淵委員。

○委員（土淵保美君） 土淵でございます。

それでは、早速、質問させていただきます。

私たちの予算書P25、宮代型デマンド交通事業に関しまして質問させていただきます。

宮代型デマンド交通事業はとてもすばらしい事業です。しかし、タクシーの初乗り料金に合わせた助成券ではないわけをお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 1問でいいですか。一問一答じゃないです。質問がまだあればしてください。いいですか。

じゃお願いします。

○委員（土淵保美君） 予算案が可決されたと仮定しましていつから実行できるのか。また交付方法は。またワクチン接種に併せて免許返納している高齢者、町バスが通っていない人にとって助かるので早急に実施は可能でしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） それでは答弁をお願いいたします。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。答弁させていただきます。まず初めに助成金額400円、なぜ初乗り料金500円でないのかということなんですけれども、宮代町でやっている福祉タクシー券は500円、初乗り相当額を助成しているのですけれども、今回の高齢者等タクシー事業の400円とさせていただいております。これについては500円初乗り相当、初乗りで行けてしまう範囲だと完全に受益者負担がなくなってしまう、例

えば初乗り区間だとただで乗れてしまうのはどうかという議論がありまして、バスも1回100円、同じように最低100円はご負担いただくことが取りあえず妥当なのではないかと、そういう考え方で400円を助成というように設定をさせていただいております。

続きまして、いつからかということなんですけれども来年度当初、来月4月から交付申請の受付を開始したいと考えております。先行して準備のほうも可能な限りさせていただいているところです。申請の方法なんですけれども交付申請書というのをこちらのほうに出していただいた方に助成券と併せて登録証というのを後日、1週間から10日くらいで郵送させていただくという形で考えております。ですので、ワクチン接種までには間に合う形で出せるかなと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 再質問はありますか。

土淵委員。

○委員（土淵保美君） 以上で終わりにさせていただきます。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、続いて質疑ございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。幾つか質問させていただきます。

私たちの予算書の22ページ、遊休資源活用プロデュース事業についてです。

普通財産カルテの作成、庁舎の遊休スペースの活用計画の作成をしていることで、町が所有する普通財産、または庁舎の遊休スペースの活用について、これから計画を作成し、官民間わすの活動の拠点づくりを行うということですが、こういった活動拠点になるのでしょうか。ちょっとイメージが湧かないので、今現在町が考えている、もし

くは他市町村での好事例がありましたら、教えてください。

また、拠点づくりを行うことでまちづくりにどういった効果を狙っているのでしょうか。第5次総合計画はバックキャスティングで考えたということなので、10年後はこんなふうになっていますよというようなお話をお聞かせください。また、普通財産は配付されました資料の中にあるのかどうか教えてください。

2つ目は、私たちの予算書25ページの宮代型デマンド交通事業です。

循環バスを補完する地域交通として、高齢者等タクシー事業は新しい試みとして期待しています。将来的には、町の地域や特性に合ったデマンド交通を導入するということですが、高齢者等タクシー事業の次の計画や方策を考えているのでしょうか。

例えば、長野県の茅野市が行っている乗合オンデマンドタクシーでは、アプリを使って現在地、目的地、乗車人数、乗車場所を指定すれば、市が借り上げたタクシーが来て目的地まで送ってくれるというようなサービスで、高齢者はもちろんのこと、子育て世代などにも活用し、全住民が恩恵できるような地域交通サービスを行っています。町民全員が恩恵を受けることができるような地域交通を10年見据えて考えているのでしょうか。

3つ目です。私たちの予算書41ページ、チームみやしろ会議です。この事業は、今コロナ禍で活動を中止していますけれども、宮代2.0とコンセプトが全く同じような気がします。私は、行政版宮代2.0と見ています。行政でこうしたプラットフォームをつくることはいいのですが、令和7年度の目標で新たな活動が3件という、この3件という数字はどこから出てきたのでしょうか。

それと、キープレーヤーの方は皆さんすごく忙

しいです。こちら手弁当での参加になるのでしょうか。

次の質問です。私たちの予算書45ページ、公共施設マネジメント計画2.0についてです。

委員のメンバー構成は非常に重要です。公共施設マネジメント会議のメンバー構成を教えてください。

また、大学の先生がよく座長とかにつきますけれども、大学の先生も好みがあり、偏っていることもありますので、大学の先生任せではなくて、例えばTSUTAYA図書館などをマネジメントしている民間企業とか、全国の公共施設のマネジメントに注目されている民間企業をメンバーに入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次の質問です。

私たちの予算書119ページ、企画財政課の令和3年度の取組についてです。

マイナンバーカードを認証基盤とした行政のデジタル化について、国においてスピード感を持って進めるとしていますので、的確に対応していますと書いてありますが、こちらどう的確に対応していくのでしょうか。

次の質問です。

私たちの予算書120ページの政策調整事業についてです。

公共施設の指定管理者候補者選定委員会の開催ですが、指定管理者にするメリットの一つとして、民間のノウハウやアイデアなどを活用して、行政でできないような施設の運営をして、町民の皆さんが公共施設の恩恵を享受することにあると思います。民間企業のノウハウやアイデアを生かすようどう工夫していくのでしょうか。

次の質問です。

私たちの予算書122ページ、みやしろ定住促進作戦です。

定住促進サイト「みやしろで暮らそっ」のアクセス数はどのくらいなのでしょう。サイトを開設してから何年たっているのでしょうか。定住促進につながっているという具体的な成果はあるのでしょうか。

サイトを見ていると、宮代町に定住するとこんなメリットがありますよというのが、ほかの自治体の定住サイトに比べて低いような気がします。リニューアルなど検討しているのでしょうか。

次の質問です。

予算書の42ページ、第15款県支出金、第3項県委託金、4、統計調査費委託金です。

令和3年経済センサス活動調査委託費ですが、町として経済センサスをどのように活用しているのでしょうか。

続いて、予算書84ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、(10)チームみやしろ会議についてです。

ウェブサイト記事制作委託料でありますけれども、これはどういったものなのでしょう。

続きまして、総務文教委員会の資料の12ページになります。主な公共施設の利用状況について伺います。

平成29年、平成30年、令和元年度と総体的に利用者の人数が減っていますが、これはなぜでしょうか。令和2年につきましては新型コロナウイルス感染症で減っているというのは仕方ないと思います。特に進修館の利用者が減っているのはなぜでしょうか。

最後になります。

昨年3月の予算特別委員会で、第4次総合計画の実行計画についていろいろ質問しましたが、その後どうなっているのかというのがよく分かりませんので、第4次総合計画の実行計画の成果や課題などを検証して、公表などをしていくのでしょ

うか。

以上お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 大きく11点だと思うんですが、それでは答弁願います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹、田中です。

初めにご質問いただきました私たちの予算書22ページの遊休資源活用プロデュース事業についてお答えさせていただきます。

まず、具体的なイメージなんですけれども、これは前期実行計画の趣旨とその真ん中辺に書いてある、それぞれが所有する土地や施設などの遊休資源と人、団体等を結びつけ、町の様々な場所での活動の拠点づくりを行います。活動する遊休資源というのは役場でいえば庁舎の中でも、ものを展示したりとか販売したりとかそういったことができそうなスペースがまだまだありそうだ、それ以外の施設についても施設の建物の中、あるいは敷地を見回したときに、幅広い視点で見て使える場所を使っていきたいと思います。民間の建物についても空き家はもちろんなんですけれども、子供が出ていってしまっ、自立してしまっ部屋が空いていますよと、住み開きのようなこうした空いている家のスペースを会議室あるいは活動場所として貸出するような方も町内で何件か出てきていらっしやるといったこともありますけれどもそういったことをうまく活用しながら地域コミュニティ活動あるいは公民館でやられているような団体さんの様々な活動などでどんどん使っていっていただくと、そういった活動の拠点、それによって貸している人と借りている側のコミュニティというのも生まれてきたり、地域の活性化につながっていくのではないかと、そういったところが町のあらゆるところで活動が行われている状態をつくるというのが目指している効果というように認識

しています。その場所の一つとして普通財産、具体的にどこなのかというのは令和3年度に普通財産カルテを作成しながらそういうところを洗い出ししていきたいというところで考えております。今どこの普通財産をそういう場所として考えているかということはお答えすることはできません。

以上でございます。

続いてデマンド交通です。私たちの予算書25ページ。宮代町のデマンド交通の次の方策、10年後を見据えてのご質問だったと思うんですが、それにつきましては当然今循環バスとこれから取り組もうとしているタクシー助成はありますけれども、それだけで地域のニーズ、高齢者の方だけではなくて若い人、子育て世代そういった方々のニーズを満たせるものでないというように考えておりまして、実際にじゃ具体的に何を考えているのか、計画していくのかと、申し訳ないですが、そこまでまだ考えが及んでいない状況ですが、まずは各種助成事業をやりながらスタートして、その中で、来年度、循環バス・タクシー両方セットで動いていく中で効果とか課題とか出てくると思いますので、そういったところを分析しながら、次の一手といったものを考えていく必要があるというように考えております。

もう一つ、デジタル化ですね、私たちの予算書の119ページの上段、四角で囲んであるところの下の方、マイナンバーカードを認証基盤とした行政のデジタル化について、国においてスピード感を持って進めるとしています。的確に対応していきます。何をどう的確になのかということなんですけれども、国のほうでデジタルトランスネーション（自治体DX推進計画）というものを策定しておりまして、その中で自治体の情報システムの標準化・共通化といったものを2025年度までに行うと。併せてマイナンバーカードの普及促進を

図っていくと。これについては2022年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指していくと国はしています。

続いて、自治体の行政手続の問題はということで、これも2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことができる手続について、マイナーポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にしていくと。

もう一つ、自治体のA I R Pへの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ政策の徹底、こういったことがありまして、一番大きなところは、冒頭で申し上げました自治体の情報システムの標準化・共通化ということで、こちらになるんですが、併せてこのデジタル化の効果というものを最大限に発揮していくためには、マイナンバーカードの普及促進というのが、車の両輪じゃないんですが、切っても切れないというようなことも、国のほうでもそのように示しておりますので、それに併せて、まずはマイナンバーカード、現在、宮代町は直近で30%ちょっとを超えたぐらいのマイナンバーカードの普及率になっておりますけれども、そこをもっと底上げしていくというところに注力していくというというのが今の町の考え方です。

併せて、これからデジタル化を推進いくためには、町の職員の中での人材といったものを育成・確保していくといったことも、これから先大きな課題であると認識しておりますので、そういった部分についても、具体的に何をやるということはなかなか出てこないんですけれども、問題意識として持ちながら業務に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 企画財政課主幹の榎本です。

それでは、まず定住促進サイトについてからお話しさせていただきます。

私たちの予算書でいきますと122ページです。ウェブサイトのアクセス数ですが、今年度は1月までの集計で16万7,574件です。これは昨年の令和1年度の1年間が16万2,000件ですので、既に昨年度のアクセス数を超えている計算になっています。アクセス数は、サイトを見るたびに1カウントされますので、こちらで計測しますと1日当たり約560アクセスあるという計算です。そのほかの訪問者数という1日に1回同一の方が1件で計算した計算でいきますと、1月末の集計で12万9,076件で、これは1日当たり約430人がこちらのサイトに訪問しているという計算になります。こちらについても、昨年よりも既に多くなっておりま

す。こちらのサイトに定住したときのメリットとい

いますか、例えば医療費が無償ですよですとか、そういった項目がないというお話がありました、確かにほかの自治体にはそういった項目があるというのは存じています。ただ、多くの自治体が同じようなサービスを行っておりますので、それでは差がつかみませんので、町としては、移住された方のインタビュー記事ですとか、町に住んだときのイメージを分かりやすく伝えるという視点で定住促進サイト「みやしろで暮らそっ」を応援しています。

なかなか効果をはかることは難しいのですが、先日行われました国勢調査で見ますと、速報値がまだ発表されていませんが、国勢調査では人口を宮代町は伸ばしているという結果が出ているとも聞いています。1年間の転入の流れをちょっと分析してみると、近隣からの転入が多いことにな

っています。転入転出の差で見ますと、春日部市さんですとか、白岡市さんですとか近隣から宮代町に流入されている方が多いという分析になっています。

こちらのアクセス解析を見てみますと、やはり転入が多いところで閲覧をされている件数が、今年度については倍ぐらいになっておりましたので、やはり転入される方とこのウェブサイトのアクセス数というのは相関関係があるのかなというふうに考えています。引き続き町のいいところというのをイメージとしてお伝えできればなというふうに考えています。

質問が前後してしまっても大変申しわけないんですが、こちらのサイトは平成24年に立ち上げまして、もともとは道仏の区画整理に合わせて立ち上げたサイトです。当時は、道仏の区画整理地内の住宅情報ですとか、近隣の商業用施設の情報をお伝えしていたんですが、公売も終わりました、そちらの情報発信というのを変えていく必要が出てきたものですから、平成28年にサイトのリニューアルを行いまして、現在に至っています。

今後についても効果があると考えておりますので、大きな見直しというのは今のところ考えておりません。

それから、チームみやしろ会議、私たちの予算書では41ページです。チームみやしろ会議のコンセプトですが、先ほどご質問にありました宮代2.0、プラットフォームの運営という意味では同じ考え方と考えています。

参加される方が手弁当なのかというお話がありましたが、このチームみやしろ会議のプラットフォームでは、多方面で活躍されている方にお話を聞く機会というのを考えておりまして、そこでの謝金というのは考えております。それを聞きに来る方というのは自由参加ですので、こちらからお

金を支払うとか、そういったことというのは考えておりません。

成果目標で年間3件、新たな活動が生まれるというのが妥当なのかどうかというご質問かと思いますが、こちら新しい取組で前例がないということと、こちらの生み出す活動というのは、町が誘導するというよりは、自然発生的に生み出しているという考え方でおりますので、3件というのが、なかなか最初は達成できないのかなというふうに考えていますが、チャレンジ目標として設定をさせていただきました。

予算書とは関係ありませんが、実行計画、第4次総合計画の評価・検証についてご質問があったかと思います。

第4次総合計画につきましては、最初に、こちらができたときから評価・検証というのを積極的にやっていこうという考え方がありましたので、第4次総合計画から毎年、毎年の進行する工程表というのをお示ししています。この工程表について半期ごとにそれをやったか、やらなかったのか、できたのか、できなかったのかというのを半期ごとにホームページ、それから広報、こちらの議会でも資料としてお配りしております。

ですので、まとめて評価というよりは、その都度、総合計画の実行計画については進捗状況を半期ごとにお知らせして、成果目標に対してどのくらいできたのかというのを毎回お知らせしているという形で、評価・検証をその都度してきたというふうに考えております。

私からは以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、対話のまちづくり推進担当主査。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）

対話のまちづくり担当主査、小川です。

私のほうからは、私たちの予算書45ページ、公

共施設マネジメント計画2.0における公共施設マネジメント会議の委員の関係でお答えいたします。

メンバー構成についてご質問があったと思います。今のところ想定しているのは、8人の委員を想定してございます。うち3名が学識経験者、また2名が公募の委員、残りの3名がその他の委員ということで、ちょっとこちらがまだ決まってはいないんですが、民間や役場外の方を想定してございます。

ちなみに前回、10年前に公共施設マネジメントの会議を開いた際も大学の関係者が3名、公募が1名、元教育長が1名、そして民間の方が2名という体制で行っておりますので、同じような体制で行いたいと考えております。

ただ、策定方針の検討を4月、5月に行う予定になっております。それによって次の公共施設マネジメント計画のターゲットといいますか、重点をどこに置くかというのをそこで検討しますので、それにそぐったような人選をしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、私たちの予算書120ページ、指定管理者候補者選定委員会の件でご質問があったと思います。ノウハウ、アイデア等をどのようにして生かしていくかというような話があったと思います。こちらにつきましては、公募する際に、まずはある程度施設のビジョン等を示させていただいております。そして、今後の5年間の指定期間で特に力を入れていただきたいこと、重点的にやっていただきたいことというのを、まず募集要項等で示してございます。それに沿って民間の事業者から提案のほうをいただいております。そして、提案の中からよいものを選定するという形になってございます。

なので、いかに民間事業者からいい提案が出てくるか、よい提案をいただくかというところがポ

イントになると思いますので、募集に際しましては、指定管理者のポータルサイト等に掲載していただいたりとか、また施設によっては近隣で同様の施設を行っているような事業さんのほうに手紙等でお声がけさせていただいたりとか、広く、たくさんの応募が来るように促進しているところでございます。

説明は以上となります。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

私のほうからは、統計調査、経済センサスの関係、歳入予算書のほうで質問いただいたんですけども、私たちの予算書の124ページ、統計調査事業とございますが、これも若干書いてありますので、こちらのほうをご覧くださいだと思います。

ご質問いただきました令和3年経済センサス活動調査につきましては、基幹統計調査として5年に一度行われる調査になります。調査期日を令和3年6月1日として、農林漁業等を除く全ての事業所、企業が対象となります。調査項目につきましては、その企業の名称とか電話番号、所在地、開設時期、従業者数とか売上高、給与総額と踏み込んだ内容を調査する内容となっております。

宮代町においては、大体1,200ぐらいの事業所が対象になりまして、調査員15人により、年度明けて5月ぐらいから調査のほうに入っていく予定となっております。

ご質問いただきました、具体的に宮代町においてどのような場面で活用されているのかということなんですけれども、一応、調査結果については国全体という部分でいいますと、地方消費税の都道府県間の清算を行うための基礎資料、商店街等の活性化の目標値及び実的数値、人口減少問題対策における基礎資料、地域防災計画策定のための

基礎資料、鉄道等交通インフラ整備の基礎資料に使われるということで、こういった統計調査のパンフレットのほうに記載しておるんですけども、宮代町で具体的にどこでどのように使われているのかというのは、手元に資料がなくて申し訳ないんですけども、これから宮代町で商工業の活性化とかに関する調査とか、計画を行ったり、つくったりしていくときには、当然この調査結果を基礎資料としながら、策定なり調査を進めていくというようになります。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

最後になりますけれども、令和3年度当初予算の総務文教委員会資料の12ページということで、公共施設の利用状況についてご質問いただいておりますが、企画財政課から提出させていただいたのは、便宜上、その施設の取りまとめを行うということで出させていただいておりますので、それぞれの各施設の利用状況の増減等についての理由については、各所管のほうにお尋ねいただければと思います。恐縮であります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず最初の遊休資源活用プロデュース事業は、こちらはよくイメージが分かりました。ありがとうございます。

宮代型デマンド交通事業も、循環バスと高齢者等タクシー助成事業を検証して次の一手を考えていきたいということなんですけれども、10年後を見据えまして夢があるというわけではないんです

けれども、10年後にはこんなふうになっていますよというようなイメージを出していただくと、町民の皆さんも分かりやすいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

チームみやしろ会議につきましても、こちらも分かりました。こちらのウェブサイト記事制作委託料は何なのかというのがお答えいただけませんでしたので、後ほどお願いいたします。

公共マネジメント計画2.0ですけれども、委員のメンバーは分かりました。ただ、大学の先生、私も前の仕事で大学の先生とよく話していたんですけれども、大学の先生というのはどうしても自分のよって立つところがありますので、正直、偏っている先生が多いなというのと、無理くりお願いすると全然専門外だったということもあり得ると思いますので、やはり現場で活躍している民間のメンバーの方をぜひとも入れていきたいと。しかも、ただ入れるんじゃなくて、全国で最先端で活躍している企業の方が委員のメンバーになることで、こちら大学の先生も含めて、委員の方や職員の方もいろいろ学ぶことができますので、ぜひともそういった委員をメンバーに入れてほしいと。こちら要望になります。

マイナンバーの件なんですけれども、こちらおっしゃるとおりで、デジタル化というのはマイナンバーとの両輪であるということで、30%で宮代町は全国的に見ても高いということなんですけれども、ぜひマイナンバーの取得率を上げていくために頑張っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

政策調整事業のほうも、よく民間企業さんが言うんですけれども、仕様書ががちがちで何もできないと。もしくは施設のビジョンがありますけれども、ビジョンがあまりにもはつきりし過ぎていて、民間の力が生かせないという話をよく聞かま

すので、こちらもっと自由度を高めて民間にお願いしてもらおうようお願いいたします。

みやしろ定住促進作戦事業なんですけれども、非常に効果があるということで、こちらは分かりました。

統計経済センサスの件も分かりました。ありがとうございます。

施設の件ですけれども、進修館が特に減っているというのがもし分かったら教えてください。

あと、第4次総合計画も半期ごとホームページで議会として資料を出していて、その都度評価してというのは分かるんですけれども、私が知りたいのは10年たった評価ですよ。10年たってここはこんなに変わりました、ここは正直できませんでしたというようなことがないと、小出しに出していただくのもいいんですけれども、10年まとめた総括の結果というのがやはり知りたいので、そこは出すんですか、それとももう終わったのでこれで終了ですということになるんでしょうか。そこだけお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁願います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 企画財政課主幹の榎本です。

私からは、先ほど答弁が漏れてしまったチームみやしろ会議のウェブサイトの制作の関係で、私たちの予算書41ページです。

ウェブサイトの制作は、こちらのプラットフォームの様子を記事にしまして、こちらのプラットフォームはとにかく新しい方の参加というのを呼びかけて、新しい方と今までの方の出会いというのを大事にしたいと考えておりますので、そういった意味での発信力を強化するためにウェブサイトを制作して発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） 企画財政課長の栗原です。

4次総合計画の成果については、浅倉委員おっしゃる趣旨、非常によく分かりますので、10年間の総括ということで、例えばこの10年間に関して言うと、東武動物公園駅西口、東口の開発の進捗であるとか、道仏地区区画整理地内での住宅地であるとか、様々な定住促進作戦も含めてですけども、いろいろ10年間、これは行政というよりも、住民の皆様が一生懸命頑張ってこられた成果というのは非常に結果として出ていますので、一度まとめて広報なりで分かりやすい形でお伝えするとともに、もちろん議員の皆さんにもその成果についてお示しをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

公共施設の利用状況ということで、進修館について改めてお問い合わせがありましたけれども、町民生活課所管ということでご確認をいただければと思います。恐縮でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 町長。

○町長（新井康之君） 進修館の利用状況ですけども、去年が100だったから今年が100ということは全くないんですね。というのは、大ホールとか、よく交通安全大会をやると500人で、次の年は会場がすぎとピアに行っちゃう。隔年度行っているのもあったりとか、ピアノの発表会は2年に一遍しかやらないとか、3年に一遍しかやらないという方がいますので、一概に利用率が下がったということが何か進修館側の原因で利用率が下がった

ということはない。今までの長い目で見てきても、こんな感じで波を打つような感じで、多い年と少ない年になります。ですから、今年これからワクチンの接種が始まりますけれども、そうするともう来年度の事業実績の中には大ホール1万5,000とかというふうに極端に数字が上がってきますので、そういう意味では、ちょっと何に使われたかということの数字は大事なんですけども、それが例年引き続いて人気度が下がっちゃったとか、そういうことでは一概に言えませんので、社交ダンスの大会とか、持ち回りのイベントがかなりありますので、その辺はちょっとご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） ありがとうございます。

私は以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 次、質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

幾つか質問させていただきます。

最初に、歳入のほうから質問させていただきます。

1つは、22ページ、第9款、第10款、地方交付税、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填分交付金、歳入概要では、1つとしては固定資産税減収補填分、2つ目としては都市計画税減収補填分と説明されているんですけども、こういう補填分というのは過去にもあったのかどうか、国からの。

それと、10款では地方交付税1目の歳入概要では、地方交付税が地方公共団体間の財源の不均衡を調整するため国税5税の一定割合を原資として、財政力に応じて配分される交付金となっております。

す。これは国が定めるものだと思うんですけども、町はこれに意見とかそういうのを言えるのかどうか、国に対して。

そして、こういうを出してもらおうということは、町の財政力は国は分かっているんだと思いますけれども、この宮代町の財政力というのはどのくらいなものなのか、実際には。その辺のところも答えていただきたい。

それと、これは簡単な問題なんですけれども、歳入の22ページの第11款1目で、交通安全対策特別交付税です。歳入概要では、交通機関というものを原資としているということで書いてあるんですけども、20万ほどマイナス予算なんですけれども、これはやっぱり町として交通違反が減るといふうに見てマイナスにしたんでしょうか。その辺のところも。

それと、56ページです。第21款町債です。土木債、区分1の道路舗装修繕事業ということで書いてあるんですけども、これは修繕箇所ですが、これはあらかじめ修繕というのは年間通して決めているんですか。それとも大ざっぱに年間でこのくらいかかるだろうということで決めているのか、その辺のところもはっきりと。どうやって町債を出したのかちょっと分らないというのがあってね。年間で決めているのか、それとも個々のやつがこれに係るということで出しているのか、その辺のところもはっきりしてください。

最後に、この歳入のほうでは58ページです。第21款3目の区分5、6、東武動物公園駅西口及び東口の町債でございます。これ、昨日も行ったんですけども、まだこれは続くんですよ。ということ、まだ町債を発行するという考えがあるのかどうか。それともこれで終了だよということなんですか、この歳入に関しては。

歳入のほうは以上です。

歳出のほうへ移っていききたいと思います。

この予算書の70ページになります。

1目の(11)便利バスが走る事業、あと(14)の高齢者等タクシー助成制度が始まるこれ、例えば便利バスのほうに影響あるのかどうか。タクシー制度やって。これは別々のあれで考えてもあるんだと思いますけれども、委員会資料の22ページには便利バスが走る事業の各駐車場の乗車人数と降車人数が出ていますけれども、タクシー助成制度が始まると、この乗車人員の中の影響というのは相当出てくるんだと思いますけれども、その辺を見込んでいるのかどうか。

それと同時に、西口にバスを走らせたんですけども、ここら辺のところはどんなふうな、これは百間のあれがそうなのかな、百間4丁目と2丁目が、乗車人員と降車人員の。ちょっと東口のほうは分からないんですけども、どうなっているのかなと思ひまして、どういう状態になっているか教えていただきたいと思います。

それから74ページの(5)です。各基金の積立事業です。資料の11ページだったかな。いろいろと積立てをやっているんですけども、これ発行とか、これ使ったとか、使わないとかでやっているんですけども、総括ですよ。使った後の。利用した後の。そこは企画課だけでやっているんですか、それともほかの部署も入れてこれはやっているんでしょうか。その使い道に対して、これは良かったとか、悪かったとか総括されると思いますよね。多かったとか少なかったとか、ちょっと無駄だったとか。そういう総括はどこでやっているんでしょうかね。企画課でやっているんですか。それとも総括はしないんですか。その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

それから、76ページに入ります。5目の財産管理費です。

庁舎管理事業の中で区分11の公有建物に係る火災保険料の改定及び件数増となっているが、どこ
の保険会社にこれは加入をしているのでしょうか。
また、改定内容とか、件数増と書いてあるんです
けれども、どういう内容になっているんですか。
どこにやって、どういうふうにやっているのかち
ょっと分らないなという感じがするんです。5目
の財産管理費、(1)の庁舎等管理事業の中の区分
11です。ここのもちよっと内容を教えてい
ただきたいなと思っております。

あと、同じ78ページの(3)なんですけれども、
庁用自動車管理事業でございます。車両修繕とい
うような増加理由を述べていますが、これは古い
修理ということですから、修理に出しているんだ
と思いますけれども、何年度購入の車が故障して
いるのか、修理に出すほどやっているのか。修理
は全て宮代の業者に出しているのかどうか。その
委託先はどんな、自分のところで行っているのか、
また他社に流しているのか、その辺のところは分
かりますか。

あと80ページになります。6目の企画費です。
(3)政策調整事業でございます。企画立案業務を
行う大事なところだと思いますけれども、事業概
要で述べていますが、本年度の特徴として、昨年
度と比べ、第4次総合計画と第5次総合計画の文
字が入れ替わっているだけなんです。何か特徴
というのはあるんですか。これ企画立案する中の
政策調整事業。ただ文字を入れ替えて、何か今年
度の第5次の特徴というのはあるんですか。その
辺のところがちょっと分らないなという感じがし
たので、何か今年は特別なあれがあるのか、それ
とも同じなのか。

あと、指定管理者の候補者の選定委員会委員は
何名で構成されているのか。同じ80ページで。政
策企画費だから。

あと、先ほども委員のほうからちょっと質問が
ありました、同じ80ページで、(5)みやしろ定住
促進です。先ほど、ウェブサイト何件あったとい
うことで言われて、宮代に定住で何人入ってきた
か分からないということ言っているんですけれ
ども、これは宣伝でやっているだけで、実際には
分からないというのがこれのあれなんです。そ
れとも分かるようにしている、この企画している
ところに問合せしても分からないというのが実態
なんだろうかな。何人入ってきたのか、こうい
う宣伝をしていて。

先ほど言いましたけれども、実際に何人入って
きたというのが分からないと、どういうあれなの
かちょっと分らないというのが正直な話なんです
よ。何のために宣伝しているのか。おおよそでも
分からないのかなという感じがするんですよね。
企画しているんですから、あくまでも。

最後なんですけれども、84ページ、(10)のチ
ームみやしろ会議です。

記者発表の資料を見ると、東武鉄道とか良品計
画、東武動物公園、日本工業大学のキープレーヤ
ーということ言っているんですよね。これで企
画を話し合うのかどうなのかちょっと分りません
けれども、ここで決まったことが宮代町の政策に
反映されるのかどうか。全体的に反映される。そ
うすると、ある程度これは、皆さん企業ですから、
企業のために宮代町も動いてしまうというふうに
私は思うんですよ。住民の意見が反映されないん
じゃないかなという感じがするんです。その辺の
ところは調整はどうやってやるのかなと思うん
ですよ。その辺のところの調整はどういうふう
に考えているのか。

例えば住民との衝突があった場合、その政策に
よって。どういうふうに考えるのかなという感
じがするんです。

圧倒的多数の住民が町民税払っているわけなんですよ。このキープレイヤーと言っている皆さん方がどのくらい払っているのか、上位20業者みたいなことが書いてありますけれども、税務課の資料の中で、7ページ、法人町民税はこれだけ20社で払っていますよと。それを見ても5,000万程度かなという感じがするんです、年間。圧倒的17億円を町民が払っているわけです。やっぱり町民の意見も、キープレイヤーが決めたからといって、町民の意見を必要とするようなことがもしあった場合、どうするのかと感じがしたんですよ。その辺のところの政策の調整というのはどこでやるのか。やっぱり企画課でやるんでしょう。その辺のところも教えていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、ここで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時17分

○委員長（丸藤栄一君） それでは再開いたします。
引き続き、企画財政課分の答弁から行います。
企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、歳入についてのご質問にお答えをさせていただきます。

予算書の22ページの9款の地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税収減の交付金についてのご質問をいただいたかと思います。これについては税制改正に伴うものになりますけれども、中小企業がその新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入減につながっていることから、

その固定資産税に当たる家屋ですとか償却資産に対しては減額措置、減免措置が講じられることになりました。それは当然に市町村の歳入であります固定資産税及び宮代町ですと都市計画税をお願いしている関係がありまして、都市計画税の算定基礎が固定資産税になっておりますから、当然それが影響を受けるといった、この当該年度に限定した措置というふうにご理解いただければというふうに思います。過去にはなかったものでございます。

次に、地方交付税については、地方の意見が言えるのかというご質問があったかと思えます。地方交付税につきましては、まさに地方財政の根本でございまして、財源については、この予算書の23ページの概要欄に書かれているとおり、所得税ですとか法人税などを原資に、地方財政の均衡を図る観点から、国がルールを定めて交付をしているということになっているものでございまして、毎年度、地方交付税法に基づいて地方財政計画というものを総務省が中心になって策定をしておりますのでございまして、地方の歳入と歳出の見込みを国が立てて、その歳出状況を見た上で交付税を算定しているということでございますので、もちろん全国知事会とかの意見ですとか、そういったものは反映されているかとは思いますが、個別の市町村が何か意見を言うといった機会には特にないというところで理解をしております。

あと、交通安全交付金、同ページの11款になりますけれども、その算定ということでご質問をいただいております。こちらは地方財政計画の中に交付金というものの見通しというのが示されておりまして、3.1%ほど減するという見込みを示されております。その算定基礎を基にこちらのほうを計上させていただいております。見通しとしては、前年度よりも減をするという見込みで示され

ているために、20万円ほど減するという事で計上させていただいております。

あと、町の財政力指数ということでご質問をいただいておりますけれども、令和元年度の宮代町の財政力指数でございますが、0.64という数字でございます。参考までに申し上げますと、お隣の杉戸町さんでは0.76ですとか、松伏町さんの0.64、宮代町と同程度ということで、それぞれの財政力指数が結果として求められているものがございます。宮代町の数字については0.64ということでございます。

あと、予算書の56ページの町債についてでございます。土木債の修繕というのがどこに当たっているのかというご質問をいただいたかと思います。常任委員会資料をこちらのほうでお配りさせていただいています総務文教委員会の資料になりますけれども、6ページをご覧ください。

町債の積算根拠等ということでお示しをさせていただいております。そこが一番下の3の道路舗装修繕事業というところで、対象事業としては道路維持管理事業の町道第1483号線の舗装修繕ということでなっております。こちらのはらっパークの北側に当たる通り、介護保険施設のほうに向かう大きな通り、ここの修繕を行うために充てるものでございます。そこに地方債を充てさせていただいているということでございます。

あと、東武動物公園駅の東西口の地方債についての今後の見通しということでご質問いただいたかと思います。進捗状況を加味しますと、当然ながらまた引き続き続いていくということもありまして、これらの事業については社会資本整備総合交付金といったものを頂けていると、国庫支出金になりますけれども、そういったものも頂けているという関係もありますので、そういったものの頂けている状況なども勘案した上で、必要な地方

債、起債、借金をさせていただくということになるかと思います。都市計画税も頂いておりますので、そういったものの原資がどの程度用意できるのか、それとの関係で必要な地方債を起さしてもらおうということになるかと思います。

予算書の74ページ、各種基金について総括しているのかという質問をいただいたかと思います。これらについても、先ほどの東武動物公園駅の東西口の地方債と同様に、何か良かったか悪かったかということについては、借金の仕方というよりは、それぞれの事業において評価をしていただいているかと思います。あくまでも歳入と歳出の均衡を図るといったところでその活用を見込んでいるものでございまして、その是非については特段行っていないというよりも、返す分と借りる分の均衡は図らせてもらっている。そういった中で財政運営をさせていただいているというふうに理解をしております。

私からは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

私のほうからは、予算書70ページ、71ページの便利バスが走る事業と高齢者等タクシー助成事業、私たちの予算書で言いますと、25ページとちょっと離れまして、バスのほうが126ページになります。これについてお答えさせていただきます。

令和3年度から高齢者等タクシー助成事業を始めることによって、便利バスの利用状況にどのような影響があると考えているのかという趣旨のご質問であったと理解しておりますけれども、バスとタクシーそれぞれ時間的に、空間的に補完し合うような形で町の地域公共交通をなしていく、それだけで十分ではないことは承知しているんですけども、時間的にも空間的にも補完し合っていくということで考えておりますので、直接的にタ

クシーを始めたからバスの利用者がすごく減るとか、そういうことは考えておりません。むしろバス停から離れている方、今までバスを使わなかった方がタクシーを使って最寄りのバス停に行っておバスに乗り換えていただく、そういう使い方みたいなこともやっていただけたら、自宅から目的地まで全部タクシー使おうと、それなりにお金がかかっちゃうので、じゃ最寄りのバス停まで行って、バスの時間調べてと、そういう使い方みたいなこともしてもらえたらありがたいなと。

そう考えると、バスの利用も増えていくんじゃないかという見方もできるのかなと思いますけれども、いずれにいたしましても補完し合う関係という形で考えておりますので、そのような影響というふうに考えております。

併せて、東口のほうにバスを走らせた効果はどうかというご質問なんですけれども、平成30年4月から東口のほうにバスを走らせておまして、委員会資料の22ページの過去3年間の便利バス利用者実績というところのバス停の27番（百間4丁目）28番（百間2丁目）、これがこれによって出てきた停留所になるんですけれども、利用状況を右に追っていったら見ていただきますと、ほかと比べてみますと必ずしも多いとは言える状況ではないのかなというのがありますけれども、確実に利用されていらっしゃる方もいるという状況でございます。

あとは、この2つのバス停については、全部で16便バスが走っているんですけれども、全部じゃなくて、16便の6便しかこのルートを走っていないという状況もありますので、それを超えるよう、でもすごく少ないというわけでもないのかなというように認識しております。

私のほうからは以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、管財担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 管財担当主査、島村でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、ご質問いただきました予算書77ページ、庁舎管理事業における火災保険料についてお問合せございました。そちらについて回答させていただきます。

まず、火災保険料につきまして金額のお話があったかと思しますので、そちらについてまずお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、金額については、建物個別にそれぞれ価値というか、建築年数等々で個別に金額をお伝えするのがちょっと難しいんですけれども、総額ベースで、令和元年度から1割強単価が引上げられております。契約相手につきましては、一般財団法人全国自治協会埼玉県支部と契約させていただいております。

契約させていただいている対象となる不動産あるいは動産の中身なんですけれども、こちらにつきましては庁舎管理事業の中に予算を持っておりますが、実際のところは下水道施設、それから消防団の分団小屋、そちらを除く町が持っている財産につきまして一律、こちらの庁舎管理費のほうで保険料をお支払いさせていただいております。

新規追加した分についてお問合せございましたけれども、そちらにつきましては昨年建築されましたふじ児童クラブの不動産及び動産という形になります。庁舎管理事業につきましては以上でございます。

もう1点ご質問いただいております、同じく77ページの庁用自動車管理事業についてでございます。こちらにつきまして新規購入の車、79ページに入っておりますけれども、上段です、備品購入費、自動車購入費につきましてお問合せございましたけれども、こちらについては庁用車バンタイプ2台を考えております。こちらにつきまして年式は、いずれも平成16年式のものでございまして、

今年こういった故障が起きたとご質問ございましたけれども、そちらにつきましてはちょうど同じ時期です、夏場に両方とも電気系統がトラブルが起きて、両方ともドアの窓が開かないということがございました。ですが、ちょっとコロナ禍もありますし、買い替え目前ではあったんですけども、修理をさせていただきました。

引き続きまして、同じく庁用自動車管理事業の需用費です。ページ戻ります、77ページ、物品等修繕料についてお問合せいただいております。

こちらにつきまして修繕についてのお問合せ、まず業者はどこに出しているのかというお話につきましては、町内事業者に出させていたしております。

町内業者が自らやっているか、下請けに出しているかというお話がありましたけれども、まず最初に、購入された業者のほうに故障があった場合、まず状況を確認いただきます。その業者で対応できるようであれば、その業者をお願いしておりますし、もしメーカーに渡さなければならないようなものであれば、メーカーさんのほうに発注させていただきます。

回答については以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 企画財政課主幹の榎本です。

私のほうからは、予算書81ページ、私たちの予算書122ページの定住促進作戦と予算書84ページ、私たちの予算書41ページのチームみやしろ会議についてお話しさせていただきます。

まず、定住についてです。実際にこのウェブサイトを見て宮代町に転入してきた方がどれだけいるのか、把握はできているのか、おおよそ分かるかということのご質問だったと思います。

こちらについては、第5次総合計画を策定する

に当たって、この定住促進作戦というのは、もともと第4次総合計画の定住人口を増やすという目的でできた事業ということもありまして、この第5次総合計画を策定する前の住民意識調査では、今回この総合計画の調査として初めて、転入者専用の意識調査を行っています。過去5年間に宮代町に転入にされた方を対象に行っておりまして、これが平成元年6月から7月にかけて実施をさせていただいております。そちらの住民意識調査の中で、この定住ウェブサイトのほうを見ている方がどれだけいたのかというのを確認しています。

その中で、この定住促進作戦がターゲットにしていたというのは子育て世代をターゲットにしておりましたので、子育て世代をターゲットにしてどれだけの方が見ていただいたのかというのを確認しましたところ、約15%の方がこちらのサイトをご覧になったというふうな回答をいただいております。こちらは数にしますと、この5年間に、例えば道佛地区の世帯数が550件ほど増えておりますが、こちらの約15%になりますと大体81世帯ぐらいの方がこちらをご覧になって転入されたのかなというふうにおおよそ考えております。

こちらの調査ではいろいろな質問をさせていただいているんですが、宮代町のことを以前から知っていましたか、全く知りませんでしたかという質問も行っておりまして、今回、例えば転入前に都内に居住されていた方を見ますと、47.7%は宮代町のことを全く知らなかったという方になっています。また、道佛居住者については36.4%が宮代町のことを知らなかったという回答でございました。

そういった意味では、宮代町を全く知らなかった方に対しては、このウェブサイトによる発信というのは強力な武器になるのではないかと考えておりますので、引き続き、宮代町を知らなかった

という方が知っているというふうに見えるように、さらに内容をよくして情報発信をしていきたいなというふうに考えております。

続いて、チームみやしろ会議です。こちらについては、ここで何か政策が決まるのではないかというお話だったかと思いますが、こちらのチームみやしろ会議についてはプラットフォームを運営する主体というふうに考えていただきたいなというふうに考えております。

私たちの予算書の41ページの中段のほうに、令和3年度の目標の下にプラットフォームの運営とありますが、米印がその上にありまして、プラットフォームについては共感のテーマと緩いつながりを持った自由参加の意見交換の場とさせておりますが、こちらを運営する主体というふうに考えていただきたいなと思います。

こちらに町のキープレイヤーが参加する意義については、様々な分野で活躍されている企業ですとか、団体を想定しておりますので、こちらでゲストスピーカーによるお話をさせていただくときに、そういったキープレイヤーの専門性ですとか、特有の人脈なんかを生かしてゲストスピーカーを招聘していきたいなというふうに考えております。もちろん町もそれには関わっていききたいと考えております。

そういったことで、様々なジャンルのテーマのお話を用意することで、今まで集まらなかった方がそちらに集まることになるのかなというふうに考えています。そこで皆さんがいろんなお話をする中で、今まで出会わなかった方がお互いに会って、刺激をし合って、場合によっては、例えば大学と東武動物公園さんですとか、市民活動団体さんが何か一緒にやってみないかということで新たな活動がそこで生まれていくということを想定しています。

第5次総合計画では、市民とともに行っていく事業というのがたくさんありまして、先ほども少しお話ありましたが、いつも活躍されている方が限られているんじゃないかというお話もあったかと思います。そういった意味では、こちらのチームみやしろ会議は、この第5次総合計画を動かしていくための活動ですとか、人を生み出すようなエンジンとして、こちらをうまく活用していければなというふうに考えております。

私からは以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 対話のまちづくり推進担当主査。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）

対話のまちづくり推進担当主査の小川でございます。

私のほうからは、予算書80ページ、81ページ、政策調整事業のご質問についてお答えいたします。

2点ほどご質問がありましたが、まず1点、事業概要の中の本年度の特徴、第5次総合計画の進行政管理ということで、こちら第4次総合計画の進行政管理のときと違いはございますかというようなご質問があったと思います。

こちら総合計画の進行政管理ということで、4月から新しく第5次総合計画ができますので、引き続き企画財政課のほうで各課の進捗状況のほうを確認しながら、また全庁的な調整等を図りながら進行政管理を行っていくものでございます。

また、先ほども説明ありましたが、進捗状況につきましては半期ごとに取りまとめまして、町のホームページ、広報等で引き続き公開のほうをさせていただきます。

第5次総合計画、一番最初が肝心だと思っておりますので、令和3年度につきましてもしっかりと進行政管理をしていきたいと考えてございます。

続きまして、指定管理者候補者選定委員会の委

員の人数ということでご質問があったかと思ます。この指定管理者候補者選定委員会につきましては、各施設ごとに組織いたします。令和3年度は2つの施設で予定しておりますので、別個に2つの選定委員会を立ち上げる予定になっております。メンバーにつきましては、おおむね6人から7人で構成されております。まず、委員長が副町長となります。その他学識経験者が1名、また公募及び利用者の代表が2名、企画財政課長が1名、その他施設に関連する課長ということで1名もしくは2名ということで、おおむねこのような6人から7人というような人数を中心として行ってございます。

私からの説明は以上となります。

○委員長（丸藤栄一君） 再質問ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

では、歳入のほうからお願いしたいと思います。先ほど地方交付税、宮代の地方財政のあれは0.64ということでおっしゃった。杉戸が0.76、これ数字上は少ないほど借金が少ないということでよろしいですか。健全財政だということで。そういうことなんですか、それとも数字が大きいほうがいいんですか。ちょっとその辺のところがよく理解ができないんですけれども、その辺のところもう一度お願いしたいと思います。

それと、交通安全対策、これは国のほうから3.1%減りますよということ、それとも埼玉県のほうからなんですか。埼玉県が扱っているということでよろしいですか、それとも国のほうなんでしょうか。その辺のところ詳しくもう一度お願いしたいと思っております。22ページです。

それと、58ページの東武動物公園駅の西口、東口です。これはまだ流動的ということでよろしいですね。流動的っていうと分からないということ

で。財政が入ってくれば、足りなければまた言ったり何かするわけですね。そういうことで受け止めてよろしいですか。

あと、企画財政の70ページ、歳出、バスのほうとあれは両立してやっていくんだということで、これも理解をいたしました。

あと、このバスなんですけれども、バス運行に当たっては令和5年度で計画を見直すということなんですけれども、これはどういうふうな見直しを行うということを予定しているのでしょうか。

それと、これは住民代表も入るのかどうか、その辺のところ。令和5年度で何か見直すと書いてあるんですけれども、その辺のところもう一度お願いしたいと思います。

74ページです。積立てということは、総括会議というんじゃないくて、ほかのことでやっていくんだ、財政のやった分と借りた分をやっているだけなんだということなんですけれども、じゃ全体的な総括というのは、この使用した総括というのは一切やらないということなんですか。出したら出した、借りたら借りた、事業によって総括をしているわけじゃないですね。企画課としては、各種事業あるんですけれども、必要なお金を渡して、必要なお金を借りる、それだけの感じなんですか。その事業によって、これはどうだったとか何とかという、そういう総括というものは一切しないということなんですね。もう一度その辺のところ、本当にしないのかどうか。普通、一般の社会だったら、この事業は失敗したのか、成功したのか、ここがちょっと足りなかったとか、何かやるんじゃないんですか、一つ一つ。例えば東武動物公園の駅前でもいいですよ、市民からこういう意見があったとか、そういう総括というのはしないんですか。ただ計画して、業者にあとは丸投げということなんですか。足りなかったらお金は借りる。

そういうのが企画課のやり方なんですか。もう一度その辺のところもおっしゃってください。

自動車のことは分かりました、あと財産管理費も、保険のほうも分かりました。

定住促進のほうも分かりました。

あと、84ページ、(10)のチームみやしろ会議です。大企業、私たち宮代から言えば、この税金を納めている内容からすると、大きな企業が参入してくるんだということだと思うんですけど、その中の意見を聞くということなんですけれども、いろいろな改革がエンジンの代わりだということでやっているんですけど、そういう会議もいいですけど、それはそれで宮代の発展のためにやっていく必要はあると思いますけれども、一番肝心なのは、やはり住民じゃないんですか、私はそう思うんですけどね。その辺のところの調和というんですか、それがなければ町というのは発展していかないと私は思っているんですよ。キープレーヤーだけで質問を取ったって、それは何のあれにもならないと思います。やっぱり住民がこういうふうに思っている、自分たちのまちづくりはこうなんだということ、私はそうじゃないかなと思っているんです。チームプレーはプレーでいいですよ、それは。ただ、それが全部最初から反映されたんじゃ、住民の意見が届かないんじゃないかなと。それはそれでやってもいいから、住民の意見をどうするのかということを考えてほしいというふうに私は思っていますよ。もう一度、その辺のところはどういうふうに考えているのか、お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員の再質問に対して答弁願います。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、財政力指数についてご質問をいただいた点でございますけれども、1を超える場合には普通交付税がもらえないということ。すなわち1に近づくほどその財政力があると、財政における力があるというふうにご理解をいただければというふうに思います。

ちなみにですけれども、埼玉県の平均で申し上げますと0.79、全国平均で申し上げますと0.51ということになっておりますので、先ほど申し上げた0.64という宮代町の数字からすれば、全国平均よりは0.13ポイント高いという状況でございます。すなわち1を満たしていませんので、その分が地方交付税に跳ね返っているというふうにご理解をいただければというふうに思います。

2番目でございますけれども、交通安全交付金のマイナス3.1というのは、国の指標なのか、県の指標なのかというご質問かと思います。これについては、地方財政計画になりますので、国・総務省が定めている計画によって算出をさせていただいておりますので、国になります。

予算書の58ページの地方債の関係ですけれども、東武動物公園駅の東西口の地方債について流動的なかどうかというご質問をいただいております。

委員おっしゃるとおりでございます。進捗状況によって、また社会資本整備総合交付金といった、その特定の事業に頂けるような交付金などの獲得する金額にもよろうかと思います。その中で都市計画税をどれだけ充てられてといった状況を見極めた上で、どの程度地方債を起債するかといったところになりますので、その事業の進捗といったところを見極めた上で、どの程度の借金をするかというところを算定させていただいているということになりますので、委員おっしゃるとおり、流動的ということでご理解をいただければという

ふうに思います。

74ページの基金の活用についての評価をしているのかといったご質問もあったかと思います。これらは財政調整基金以外については、それぞれの目的を定めて基金を積ませていただいております。公共施設整備基金であれば公共施設の整備ですとか、例えばお借りしているところを町が買ったりだとかといったときに使わせてもらう、ないしは駐輪場の管理ですとか、そういった目的を定めて基金を積ませていただいて、それに見合う事業が出た場合に、その目的に合った事業にその基金をどの程度充てるかということになります。単年度ないしは複数年度を見据えて、その基金の活用状況というのを決めさせていただいておりますので。もちろん事業の評価については、別途、それぞれの所管課がその進捗状況なども含めて評価をさせていただいているかと思います。

企画財政課としては、予算を立てるに当たって、その進捗状況などについては細かく確認をした上で、年度の予算編成をさせていただいているという意味では、間接的には評価をさせていただいておりますけれども、それぞれ個々具体的評価については各課が行って、町民の皆様、議会の皆様にお知らせをしているということで理解しております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

私のほうからは、便利バスの関係についてお答えさせていただきます。私たちの予算書の126ページに便利バスが走る事業について記載されておりますので、そちらをご覧くださいたらと思います。

現在の循環バスの業務委託が令和4年度まで、再来年度までが予定になっておりまして、令和5

年度から次期運行契約に基づく運行をしていくこととなります。その次期運行の内容につきましては、宮代町の地域公共交通会議において路線とか運賃とか車種、運行本数とかバス停、ルート、時刻表、そういったことについて協議を行う形で、次のバスの運行計画を決めていくという形になります。

公共交通会議なんですけれども、こちらの委員構成、住民代表を入れるのか、入っているのかというご質問だったと思うんですけれども、交通会議の委員構成は、地域のバス会社の代表の方、あとタクシー会社の代表の方、あるいはバス会社の労働組合、あとは関東運輸局、警察、埼玉県道路管理者、町のほうからも副町長あるいは道路管理者であるまちづくり建設課長、企画財政課長、ほか一般公募、町民の公募委員の方も委員構成に入っております。そういった委員構成の中で、先ほど申し上げましたバスの運行計画について協議を行うと。その前提として、その検討を行う際の基礎資料として私たちの予算書、来年度の事業の中に利用者とアンケート調査と書かせていただきましたけれども、幅広くアンケート調査を実施させていただいて、そこでの結果を踏まえて公共交通会議で次の運行計画を議論したいと、そのように考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 企画財政課主幹の榎本です。

予算書84ページ、私たちの予算書41ページのチームみやしろ会議の関係で、これ以外に住民の意見を聞く場というのが必要じゃないかというご意見だったかと思います。もちろん住民とともに考える場というのが大事だと考えておりまして、第5次総合計画を例に挙げますと、企画財政課の所

管ではありませんが、例えば総務課のみやしろズームアッププロジェクトですとか、子育て支援課の地域の場所で子育てサロン事業ですとか、私たちの事業であれば公共施設マネジメント計画であるとか、東武動物公園西口わくわくロード事業ですとか、こういったところで来年度についてはワークショップを実施する予定となっております。

そのほか、こちら対話のまちづくり推進担当でも、町長とチャブ台トークですとか、そういった住民の意見を聞く場というのは今後も大事だと考えておりますので、それを継続して行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 再々質問ありますか。

○委員（山下秋夫君） もうこれで結構です。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、続いて質疑ございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君） 合川です。質問をさせていただきます。

先ほど来質問がありますチームみよし会議、私たちの予算書で41ページになりますけれども、まずその点についてお伺いをいたします。

先ほど来から答弁の中である程度内容は分かる部分もあるんですけれども、まず1点目が、イメージとして異業種交流会というようなものというイメージでよろしいのかどうか。名称はチームみよしなんですけれども、一般的にある異業種交流会なのかなというちょっとイメージがあるもので、そういったものなのかどうかという点を、まず1点目といたしまして。

もう1点は、山下委員さんもおっしゃられていたように、例えばチームみよしとか、そういう名称にしてしまうと、1回、2回目で集まった人以外の人たちが、ああ、その人たちが中心なんだ

とって、じゃ勝手にやればというような、そういうスタンスにすごくしやすいので、何かすごく気をつけなきゃいけないというふうに思うんですけれども、その辺の溝ができてしまうような感じもあるので、その点をクリアするような工夫のようなことというのは何か意識して考えているようなことがあるかお伺いしたいという点。

もう一つが、今、産業のほうになるんですけれども、観光協会とか、観光に関する運営主体をつくろうというお話もあったんですけれども、この部分がそのままそっちの分野のほうに移行していくような、影響するようなことというのは、何かありそうなのか、その点をお伺いさせていただきます。

もう1点が、ウェブページをまたつくるということなんですけれども、この点について私の考えとしては、全く必要がないというふうに考えていて、内容としては、移住者のインタビューとかのお話だったんですけれども、その点については「みよしで暮らそっ」で十分いいのかなと思いますし、窓口というか、見るページを暮らそっ・働こっ・育てよっ、またこういったチームみよしのホームページとか、ちょっと手広く広げ過ぎちゃって、やはりどこかで、このページを開けばそういう情報が全部見られるよと、逆に本当は1か所で全部見られるような利便性を求めたほうがいいのかなというふうに考えていますので、あえて22万かけてまた作る必要性みたいなところをどう考えたのかという点をお伺いさせていただきます。

次に、宮代型のデマンド交通、これは私たちの予算書25ページなんですけれども、その点について1つなんですけど、75歳以上にした理由についてお伺いをしたいと思います。前に、免許の返上をしている方がその年代が多いというようなお話を

いただいたかと思うんですけれども、今、実際町民の方から伺っているのが、70歳で免許を返納するかどうか考えるというのは、教習所で認知症のテストみたいなことを70歳でやるんで、それで返納するかどうかというのがちょうど70歳だということで、何で75なんだというところを疑問に思う方もいらっしゃるんで、もう一度、75歳にした理由というのをちょっと詳しくお伺いさせていただきたいという点。

次は、公共施設マネジメント計画2.0で、これは私たちの予算書45ページになります。これも先ほど来の委員さんから質問あったとおり、4次総の成果ということがあったんですが、この2.0になる前のPPPの大本で一番最初にあったかと思うんですけれども、あれを町が報告を受けて、実際にその中でできたこと、できなかったこと、あれがどの程度この10年間役立ってできたのかなど。さらに、今年度は2.0をつくりますよということなんですけれども、前回になかった視点として、今回どのような新たな視点を入れてつくっていきたいと考えているのか、お伺いをしたいという点。

最後になります。ふるさと納税管理事業、これは予算書は83ページです。今年度の工夫を見ると、事業者とのタイアップということを書いてあるんですけれども、毎年、ふるさとチョイスでサービスを行っているかと思うんですけれども、そのことを言っているだけになるのか、ふるさと納税については、最近は情勢もなかなか厳しいというお話は聞く機会があるんですが、今年度の工夫としてはどのようなものがあるかお伺いをいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時03分

○委員長（丸藤栄一君） それでは再開いたします。

引き続き、企画財政課分の答弁からお願いいたします。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 企画財政課主幹、榎本です。

予算書84ページ、私たちの予算書41ページのチームみやしろ会議についてお答えをさせていただきます。

チームみやしろ会議が異業種交流会、そういったものなのかと。その会議の主体が固定化されてしまって溝がないように工夫が必要なんじゃないのかという話だったかと思います。いろいろな業態の方が集まることを想定しておりますので、そういった意味では異業種の方が集まる場だと考えています。とはいえ、例えばこういった基準じゃないとここに入れないとか、そういった何かハードルを高くして、固定したメンバーで行っているよりは、出入りがある程度自由にできるような、そういった主体になる必要があるのかなとも考えております。そこについては工夫をしていきたいと考えています。

このチームみやしろ会議については、先ほど午前中にもちょっとお話しさせていただきましたプラットフォームを運営する主体というふうに考えておりますので、先ほど2つ目の質問にありました産業観光課のほうで考えている観光分野の主体に代わるようなものになるのかというご質問があったかと思いますが、そういった意味では、それに代わるものではないというふうに考えております。

それから、例えばウェブページの必要性についてご意見があったかと思いますが、こちらについて

は、プラットフォームの中でいろいろな業種やいろんなジャンルの方のお話を聞く機会として、ゲストスピーカーと称してのそういったお話を聞く機会をつくりたいというふうに考えています。その内容をその場限りで終わらせるのではなくて、それをウェブ上の記事にして、それをいろんな方に見ていただくような機会をつくることで、このプラットフォームに興味を持って、新しい方がプラットフォームに入ってくるような、そういった循環をウェブページを作ることで循環していきたいなというふうに考えています。

町のホームページには、先ほどご意見にもありました「みやしろで暮らそっ」ですとか、「働こっ」とか、「育てよっ」とか、いろんなページがありすぎて、整理が必要ではないかというご意見があったかと思いますが、確かにそういった面もあるかと思うので、それを一元的に見れるような、そういった工夫も必要かなというふうに考えております。これについては検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 対話のまちづくり推進担当主査。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）

対話のまちづくり推進担当主査の小川でございます。

私のほうからは、私たちの予算書45ページ、公共施設マネジメント計画についてのご質問について回答させていただきます。

まず1点目になります。10年前につくった公共施設マネジメント計画についての評価についてのご質問があったと思います。

こちらの計画につきましては、総合計画とは違いまして10年間の計画をはじめ、公共施設ですので、もっと長いスパンでの計画となっておりま

すので、単純に何ができた、できなかったというところはございませんが、評価につきましては、来年度新しいものを計画する中で策定方針をつくるんですが、その中でしっかりとしていきたいと考えてございます。

ざっくりとできたところなどをご説明いたしますと、まずはいきがい活動センターのほう機能が転換ということで、今昌平高校の方に貸してございます。また、西原自然の森、もともとふれ愛センターがあったところにつきましても、機能転換ということで来年度途中からになります。福祉の拠点として社会福祉協議会が入る等の転換がされてございます。

また、小中学校の適正配置というものも計画に入っております。こちらにつきましても現在検討を進めているところでございます。

こういったところはございますが、詳細な評価につきましては、今後行ってそれと合わせて計画の方をつくっていく予定になってございます。

2点目になります。新しい計画による新たな視点はどのようなものがありますかということで、ご質問があったと思います。

こちらにつきましても、策定方針をつくる中で新しい視点の方を検討していくという形になります。一番大切なのは、住民のニーズに合った施設を提供するというのが大事になってきますので、10年たって住民ニーズがどのように変化したのか、今必要な施設は何なのかということも含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

私のほうからは、私たちの予算書25ページの宮代型デマンド交通事業、高齢者等タクシー事業の対象者75歳以上の高齢者とあるんですけれども、

75歳とした理由について答弁させていただきます。

前にも説明させていただいたとおり、免許返納の方は75歳以上が多いというところが1つございます。実際、埼玉県警の警察から提供されたデータを見てみましても、75歳以上が多い。ただ、全体的な傾向を見ますと、委員ご指摘のとおり70歳からそういった試験、検査が入ってくるということがあると思うんですけれども、70歳から数字が伸びているという状況もあるんですけれども、75歳以上が多いというのが1つ、もう一つは、近隣でタクシー助成事業をやっている久喜市とか行田市の事例を見ましても、75歳以上の方という形にしているということ。あともう1点は、75歳以上の高齢者の方、大体今5,500人ぐらいいらっしゃいます。これが70歳以上とすると8,500人になるということもあって、どこまで対象にするのか、線の引き方という部分にもなるんですけれども、初めての事業実証実験ということもございますので、財政的な負担がどれぐらいになるかという心配もございます。そういったところも考慮しまして75歳以上ということでスタートさせていただくとさせていただきます。以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 企画財政課長の伊東です。

ふるさと納税についての今後の取組、現在の取組も含めてということでご質問をいただいております。

今年度の状況でございますけれども、昨年度と比較しますと、2月末現在で金額にすると約2,500万弱程度、ちょっと下げているという状況です。3月の状況が分かりませんので、それは一概に差額というわけではございませんけれども、一番の大きな要因としては、夏の天候不順により

ます巨峰の収穫が大幅に落ち込んだということがありまして、7月ですとか8月の金額がそれぞれですけれども、7月ですと600万程度、8月ですと800万程度に落ち込みが生じておりまして、そういったところからそういった差、6,900万と、現時点では4,500万という数字がありますけれども、そういった差が生じてきてしまっているのかなというふうに思います。あくまでも農作物ですので、天候によるといったところは致し方ない面もありますけれども、こういったことが少し改善すれば、同程度の金額は望めるのかなというふうには思っています。

一方で、窓口としては、今現状としてはふるさとチョイスというページをセレクトして、そこを窓口に多くの国民の方に見ていただいているという実態がありますけれども、町のほうではチャネルを増やすという意味で、もう一つ、ウェブサイトを立ち上げたいというふうに思っておりまして、その準備を進めています。そういったこともあって、近々サイトをオープンしたいなというふうに思っております。もう少し多くの方に見ていただけるような工夫をするとともに、併せてタイアップ事業者、2年度につきましてはドイツパンのお店にシュトーレンなどを提供していただいたりですとか、乗馬クラブにご協力をいただいたりですとか、新たなタイアップ事業者も獲得をしつつ、併せて産業観光課と連携して、少しメイドイン宮代の認定方法についても見直しを行って、タイアップ事業者の確保に努めたいというふうに考えておりまして、まずはふるさと納税の寄附金の向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君） 答弁ありがとうございます。

た。

内容としては、答弁で理解をおおむねできるんですけども、公共施設マネジメント計画についてさらに質問させていただきます。

P P Pの10年前の東洋大学から頂いた報告書がまだそれはずっと生きているものですよというお話だったかと思うんですけども、あれは建物の更新を考えた場合に、これだけ費用がかかって大変だから、機能を集約して、ああいった建物は原則なくしていくような方向で考えられているのかなと考えているんですけども、今のところ10年たった今でいうと、施設自体が取り壊されたとか、減ったとか、そういったものはなかなか見当たらないんですけども、これは建物自体は減っていないんですかね、そのうち取り壊して、更新をその後しないでいいようにするとか、その辺というのはどうなっているのかという点をお伺いさせていただきます。

ほかの点については、ふるさと納税についても乗馬クラブなんかを新たにということで、大変いいことだと思いますので、理解したいと思います。その点だけ再質問をお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、答弁願います。対話のまちづくり推進担当主査。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）

対話のまちづくり推進担当主査の小川でございます。

公共施設マネジメント計画の再質問ということでお答えさせていただきます。

廃止になった施設について、実際はなくなっていないんじゃないかというようなお話があったと思います。確かに勤労者体育館、いきがい活動センター及び西原自然の森のふれ愛センターにつきましても、実際は今機能転換ということで、ほかの用途に供してございます。

使わなくなった建物は廃止する、取り壊す、または別のものに使うという選択肢があると思いますが、まず1つは、取り壊す際に多額の費用がかかるというのがございます。もう一つは、ほかの機能に転換した場合に、これまでは町で抱えている場合にはランニングコスト、光熱費もしくは管理費等がかかってくると思いますが、そこら辺がかかってくるということがございます。そこら辺でもありますので、もし次に何か有効活用できる場合には活用しているという現状がございます。

今後につきましては、恐らくもっと廃止になる、使わなくなる施設というのが今後出てくると思いますので、そのときの判断で取り壊す場合も、また別の機能になるという場合もあるかと思えます。ただ、今現在では現状の施設がどうなっているかということは、ちょっとまだそこまでは確定しておりませんので、答えになっていないかもしれません。1つはランニングコストもしくは別の有効活用ということになりますので、今のところ違うものに使っているという状況があるということになります。

説明は以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、質疑はございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。何点かお願いいたします。

私たちの予算書の126ページ、便利バスが走る事業、資料だと22ページです。

こちらなんですけれども、先ほどの前段者の答弁の中に、補完し合いながらデマンド交通をやっていくということなんです。このバスの利用者が増えている中で、先ほど申しましたように、担当者には相談もしたりしているんですけども、緑石のところにバス停が結構多い、その解消を何

とかお願いしたいという声を、上るときはいいんだけど、降りるときに非常に危なくて、例えば和戸駅と東武動物公園の駅で私なんかも乗ることたまにあるんですけども、そういうときは平らで上れるんですけども、降りるとき、縁石のあるところだとすごく怖い。健康な方が自転車で役場に来ていたりしたのが、だんだん足が弱くなってバスをよく使うようになると、要支援の方かとなると、やっぱり降りるときが非常に怖いということで、私もちょっと見てみると、かなりの数が。縁石が多いんですね。そういうところを工夫していただきたいと思って、道路ですので県道だったり、町道だったりあるんですが、さっきのようにタクシーとバスを両方うまく使っていくということでしたら、ちょっとそこを工夫することで何とかなと思いますので、ちょっとそこのご意見をお願いいたします。

あと、資料を出していただいて、資料の14、LEDの役場庁舎の設置率状況についてちょっとお伺したいんですけども、総務文教委員会の資料の37ページです、この設置状況を見まして、執務室とかは半分ぐらいなんです、会議室とか全然入っていないのと、あとLEDの予算書のほうの77ページの本年度の特徴っていつも書いてあると思うんですが、庁舎内照明LED化というところに入っているんですが、その中の13節LED照明リース料というものもあるんですが、この辺もちょっとどういうことなのか。これからLED化をどう進めていくのかお聞きします。

あと、ページ77同じところの委託料12ですけども、庁舎のほうの委託料で四季楽清掃委託料が59万2,000円とあるんですが、これが高いのか安いのかちょっと分らないんですが、月5万円くらいにはなっているんですけども、四季楽だけの清掃なのか、ちょっとそのあたり。業者さんの

は、何か進修館の方がやっているような気がするんですが、ちょっとそのところを教えてください。

以上3点です。

○委員長（丸藤栄一君） それでは答弁願います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

私のほうからは、便利バスの関係と、あと庁舎のLEDの関係について答弁させていただきます。

まず初めに、縁石があるバス停が多いというご指摘です。こちらについては、我々としても危ない。特に降りるときが危ないということで認識しております。当然、改善すべきところは改善していかなきゃいけないというふうに認識しておりますけれども、バス停については、バス停をどこに設けられるかということもなかなか難しかったりとか、道路自体の幅員があるとか、そこに歩道があるとか、あとバス停を置くスペース、適当なスペースがあるかどうか、そういったことを全体的に見ながらバス停の場所を選定しているということもありますので、必ずしも縁石が危ないというだけじゃなくて、バス停の場所そのものが交差点の中にある、危ないということもありますし、道路の状況でバス停が片側にしか置いていないような場所もあったりとか、そういったなかなか複雑な状況がある中で、縁石の問題も1つ、特に利用者が降りるときに転んじったりとか、危険に関わる部分ではあると認識していますので、改めてちょっといろいろチェックさせていただいて、しかるべき対応についても検討させていただきたいと思います。

あとは、なるべくバスの運転手にも、止めるときバス停から多少ずれても、縁石がないところに止めるようにとか、そういった話もしてはおるんですけども、課題として認識して対応させていただきたいと考えております。

続きまして、LEDの関係です。

委員会資料の37ページのLEDの設置状況、まずこちらについて補足説明をさせていただきたいと思います。

一番上の1階執務室、子育て広場を含むと書いてあります。照明設置数180に対してLED設置数82、LED化率43.39%ということで、数字だけみるとすごいやっているみたいに見えるんですけども、あくまでも数で出した数字でして、実はこの照明設置数189のうち、子育て広場66ありまして、実は全部LEDになっているんですね。なので子育て広場を除くと189引く66で123。LED設置数も子育て広場を除くと82引く66で16ということで、子育て広場を除いてしまうと13.01%になります。なので決して高くないと。

どういう部分をLED化しているのかということなんですけれども、既存の蛍光灯が壊れてしまったとき、蛍光管の交換でなくても、安定器が壊れてしまうと、そういうときにLEDに交換しているというだけの話でして、これまで計画的というよりも、対症的にLEDに換えてきたという状況でございました。

そこで、来年度予算ですね、予算書の76、77ページ、庁舎等管理事業の13使用料及び賃借料の一番下、LED照明リース料で88万円予算計上させていただいております。こちらにつきましては、来年度、庁舎にある全ての電気をLED化させていただくものでございます。

今、部分的に交換しているものもあるんですけども、全部交換LEDにさせていただくという事業を来年度予定してございます。こちらにつきましてはリース契約ということで10年間のリース契約でLED化を行いたいと考えております。

このリース料、月11万円掛ける8か月で88万円ということで、予算議決いただけましたら、5月

頃に入札で契約をして、工事をして8月からのリース契約という形で考えているのが88万円でございます。月々11万円のリース料、では電気料がどれぐらい安くなるのかということなんですけれども、試算ですけれども、月10万ぐらいは電気代が安くなるだろうということで、行って来いと言ってはあれですけれども、そういう形になるということで、省エネにも貢献できますし、経費の削減にも貢献できるということで、今年が目玉として庁舎管理的には考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 管財担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 管財担当主査、島村でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、予算書76ページ、77ページ、庁舎管理事業における12節委託料、四季楽清掃委託料についてご質問いただきました。こちらについて回答させていただきます。

こちら、まず発注しているのはどちらかというところのお話なんですけれども、実際には2者おりまして、1つは高齢者事業団に頼んでいるところの日常清掃、こちらは365日、毎日入っていただいております。もう一つの発注先というのが、こちらはもうプロの仕事でして、月に1回、天井がガラスになっているんですけれども、あちらに上ってもらって清掃している形になります。ということで2者お願いしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、再質疑、丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。再質問させていただきます。

便利バスのほうは縁石のほうを考えていただいて、利用しやすく。それで、以前にも申し上げた

ことあるんですけれども、雨が降っていると非常に怖くて、滑るんですよ。実際、私もつるつるになったことがあって、やっぱり支援の人とかはとても怖いと。降りるときに持つところがないので、上るときは手すりを持って上がったたりするけどということでは言っています。

それで、なかなか忙しいとは思うんですけれども、町民の方からもいろんなご意見も入ると思うけれども、担当課とかは時々バスに乗っていただいているのか。やっぱり見ていただくのが一番と思うんですけれども、その辺お答え願います。

やっていって、ちょっといろいろ考えていただくといいと思います。

それと、LEDのことは分かりました。これって、会議室とか、その他の部屋も全てなるのか、再度お聞きします。どうしても執務室のほうはちょこっとでも入っていたんですけれども、全部なのか。電気代もお聞きしようかと思ったんですが、さっきお答えいただいたので、かなり節約になるかなと思いますので、お願いします。

あと、四季楽のほうは分かりました。それで、ちょっと金額が、事業団のほうに幾らとか、何かお分かりになったら、プロの方の月1回とか、分かりましたらお願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） それでは答弁願います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

バスのほう、担当者もバスにたまには乗っているのかということなんですけれども、乗っている者は乗っている、私は正直、今年度からなんですけど、乗らなきゃ、乗らなきゃと思いながら、まだ申し訳ないですが乗れていない状況です。ただ、利用者の方とか、あと近所の方とか、バス使っている方とか、そういう方からは、最近どうですか

とかという意見は吸収させていただくよう努力はしております。

あと、バスの関係なんですけれども、低床バスというんですか、入り口が。そういったところについても令和5年度からのバスの運行のときには併せて考えていかなきゃいけないかなと、できないは別にして、対策としては考えていかなきゃいけないかなと考えております。

LEDについては10年間のリース契約になります。そのリース期間中は、LEDだから玉切れはないとは思うんですけれども、あった場合でも、そういった部分のメンテナンス費用もリース代に含まれているという形になりまして、庁舎の執務室だけじゃなくて、廊下、会議室全部、数でいうと1,000ぐらいの照明を対象としてございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 管財担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 私のほうからは、四季楽の清掃について回答させていただきます。

まず、高齢者事業団に頼んでいる日常清掃なんですけれども、こちらが事業団の会員さんの時給プラス事務費という形で、おおよその金額で大体3万円強の金額が毎月支出されています。したがって、36万から大体40万ぐらいの支出がこの中から出ていくんですけれども、ですので残りの20万強がプロの業者のほうに年間支払わせていただいている金額となります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

ありがとうございます。

バスのほうはなかなか忙しいとは思うんですけれども、やっぱり乗るのが一番なのと、あと、今のバスが導入されたときに、私、椅子の数が足ら

ないと思って、もう過去のことになりますけれども、椅子の数が足らないと職員の方に言ったところ、丸山さん、椅子幾つあったんですかってご存じなかったんですね、だから、そういうことのないように乗っていただくのと、今答弁の中に乗っていらっしゃる方に意見を聞いているということだったので、私もしょっちゅう乗るわけじゃないので、やっぱりみんなの意見を聞いているとのことですが自分が乗ったとき、皆さんが降りるときの状態とか見えていますので、乗るようにお願いします。

あと、リースのほうは分かりました。球切れのことも入っているということで、分かりました。

あと時給のことも分かりました。

ありがとうございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございますか。
角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。お願いします。

今のLEDの関係なんです、リースで10年間の契約ということで、債務負担行為に10年間入っています。これはリースでするメリットというのがあってリースにされるのかなと思いますが、費用的にはどんななのかということと、それから工事がどんなふうに、一度にやってしまうのかどうか、その辺お伺いします。

それから、予算書79ページの借地更新7施設ということを書いてあります。公有財産を買うほうというのは第4次総合計画で終わってしまったということなのかどうか、そこを確認します。

それから、83ページ、第5次総合計画の第1年目ということで、企画財政が私たちの予算書にもたくさん、ふだん余り出てこない企画財政が出てきているのかなと思うんですが、83ページのほうの公共施設マネジメント計画策定事業というのがありますが、報償費の市民ワークショップ参加者

謝礼10万円についてお伺いします。

それから、先ほどから話がありますチームみやしろ会議、84ページですが、私たちの予算書でいくと41ページ、人を動かすエンジンとしてこれからという、やりたい構想は聞いたんですが、これを前期実行計画の趣旨とその工程というところには、東武動物公園駅西口周辺エリアを対象にとありますが、チームみやしろというのはそういう意味なんでしょうか。その辺のイメージアップ、またその地域のブランド力を上げていきたいという、そういう思いの流れになっていくのか、そのところちょっとお伺いします。

それからもう一つの、私たちの予算書の22ページの遊休資源活用プロデュース事業というのを改めて表へ出してくる意図というのは何なんだろうというか、1年目なので、今年やることは何となく分かるんですが、前期実行計画の中で遊休資源活用ということを事業として表へ出すという意図がちょっとよく分からないんですけれども、その辺を聞きたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） それでは答弁願います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

私のほうから、初めにLED化について答弁させていただきます。

リース契約のメリット、費用的にというところでありますけれども、リース契約なんですけれども、工事費単体で申し上げますと、予算の参考見積りのレベルですけれども、約1,100万円ほどの事業費がかかるといった中で、これを単年度で支出するのか、10年間に分割していくのかという判断になるんですけれども、単年度での財政支出なるべく抑えながら、毎年使っているものなので、押しなべて平準化していく、そういった単年度の

財政支出を抑えていくというところが費用的なメリットかと思います。

工事はどうやってやるのかということなんですけれども、先ほどもちらっと述べさせていただきましたけれども、5月に契約をして、5、6、7月の土・日を使って工事のほうを実施していきたいと考えておりまして、今考えている工法は、上を見ていただきますと蛍光灯とあるんですけども、こういった蛍光灯で言いますと、傘の部分はそのまま生かして蛍光管等を取り替えると、中に入っている安定器というのも取り外すんですけども、なのでこれからつけるやつというのは、切れることは基本的にはない。交換するようなものじゃなくて、口金と一体的になったLED照明がつくと。その工事を5、6、7月の土・日を使いながら進めていきたいというように考えています。

もう一つ、借地の更新の関係です。予算書の78、79ページの公有財産管理事業です。

こちら借地更新7施設とございまして、じゃ借地の買収はどうなるのかというところ、4次総合計画が終わってそこがどうなるのかと。4次総合計画の中では、借地のうち箱型というのが庁舎とか図書館とか建物が建っている借地については、借地契約の満了、更新するタイミングで買収をしていきますという方針で地権者と交渉して、交渉が成立したものについては買収してございましたけれども、1回その4次総合計画の方針が5次総合計画に切り替わるタイミングで1回リセットさせていただきましたまして、改めて先ほどもう一つ質問いただきました遊休資源活用プロデュース事業であるとか、町の財政の見通し等を含めまして、借地をこれからどういう形で解消していくのかということについて整理をさせていただくという形となっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 対話のまちづくり推進担当主査。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）

対話のまちづくり推進担当主査の小川でございます。

私のほうからは、予算書83ページ、公共施設マネジメント計画策定事業のご質問にお答えいたします。

この中の報償費のうち市民ワークショップ参加者謝礼についてのご説明になります。

公共施設マネジメント計画の策定に当たって、公共施設マネジメント会議のほうを開催するんですが、その会議の委員さんとともに、およそ秋口頃を予定としております市民ワークショップのほうの開催を予定してございます。町民の幅広い年代の方から公共施設にこういうのがあったらいいとか、そのようなご希望等をワークショップ形式で皆さんで出すようなものを予定してございます。

幅広い年代に来てもらうために無作為抽出による偏りのない参加者募集を行いたいと考えてございます。

謝礼につきましては、ありがたい商品券を予定してございます。2,000円分の50人ということで、この金額で計上させていただいているところでございます。

私からの答弁は以上となります。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 企画財政課主幹、榎本です。

予算書84ページ、私たちの予算書41ページのチームみやしろ会議についてお答えします。

西口エリアを対象にというところの部分ですが、こちらについてはゲストスピーカーを呼んだプラットフォームを運営していくというお話を先ほど

させていただいたかと思いますが、軌道に乗りましたら、月に1回程度行っていきたいというふうに考えておまして、そこに行けばいろんな話が聞けたり、いろんな刺激があって、いろんな人と出会えるという場所が、ある程度決まっているほうがいいかというふうに考えておまして、中心で集まりやすい西口エリアというふうにさせていたのですが、例えばキープレーヤーが西口エリアでないと駄目ですとか、活動が西口エリアじゃないと駄目ですとか、イメージアップが西口エリアだけとかということではありませんので、町全体としてのイメージアップを、これをきっかけに図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

遊休資源活用プロデュース事業をあえてこの5次総合計画の実行計画事業として出す意図というところでご質問をいただきました。

この遊休資源活用プロデュース事業を実行計画事業にするという意図でございますけれども、まさに官民を問わず、土地とか施設を人と団体等に結びつけて様々な活動を促すといったことに狙いがあるのかなというふうに思っておりまして、当然、公共施設が町民共有の財産ということもあって、その中で有効に使われていないところをいかにまちづくりに生かしていこうといったところを明確にすることによって、こういった活動につながっていくのかなというふうに思っております。そういった意図が大きくあるというところで、町内、その役場の関係部署はこういうふうに使えないかといったところで、内輪でやることではなくて、町民の方と一緒にどう活用できるのか、もちろん公共施設ということもありますので、

その利用の制限ですとか、そういったことはもちろんあるかと思いますが。そういった与えられた条件の中でどういうふうに活動に使ってもらえるのか、そういったことも含めて検討を進めたい、そういった意図からこういった事業化をして、対外的にも明らかにさせてもらっているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

ちょっとなかなか理解がすぐには追いつかないんですが、まず、LEDの話なんですが、これ1,100万での事業費を見積もって、10年間で平準化という話もございましたが、地球温暖化計画というのが町にありますよね、その中でLEDにしたとき幾らっていう試算が、業者の方の、一般財団法人の人が出した額が五百何万というのがあったんですけども、それと1,100万、LEDにするとこれだけかかるんじゃないのというのがあって、頭の中にあつたので、それは多分、平成29年につくった地球温暖化計画事務事業編で、庁舎内のLED化はこうしたらこうだという試算、提案の中の額が560万ぐらいだったかなと思うんですけども、それとの整合というか、それをちょっと聞きたいなと思っています。

それから、LEDが目目目安くなっているんじゃないかなと思うんですけども、品も良くなって。それをちょっと聞きたいと思います。

それから、チームみやしろのところの話で、だから周辺エリアを対象にとここに書いてあること自体が分からないというか、この西口周辺をブランド化して、東武動物公園駅を降りて西口降りたら何もないじゃないという、そういう批判の声はいっぱい聞いています。それを何とかしたいとい

う思いは分かるんですが、ここを対象にというのは、ここをどうにかしようという話なのか、このチームみやしろ会議が入ったプラットフォームを運営するためのキープレーヤーが活躍するのか、プラットフォームに入る人たちなのか、その辺がちょっと理解ができないところがあって、まず前段者も言ったように、ウェブページの作成というのがありますが、これは今、ユーチューブとか、面白いのはもうみんな自分から入っていくので、お金を出してウェブページを作る必要はなく、自主的に、主体的に作ったのを、例えばホームページに一緒に載せたとしても、それはその意欲としてやってもらって、お金を払うということはちょっとまずいかなというふうに思います。

観光事業というか、まちづくり建設課のほうの新しい村までのわくわくロードというのがありますよね。とにかくこの辺に重なって、こっちは人的な話なんだろうと思うんですけども、私も長くやっているもので、中心市街地活性化というので、ここはこうなりますよというのは、一番最初に聞いたとき、すごいなと思ったんですけども、そういうのを行ったり来たり、行ったり来たり何回か繰り返しているんじゃないかなという、そういう危惧がありまして、このチームみやしろ会議の西口エリア対象という言葉がどうも引っかかってしまうんですけども、それをちょっとまた聞きたいと思います。

それから、公共施設マネジメント計画のほうなんですけれども、対話のまちづくり推進室というのがあるのは承知していますが、この公共施設マネジメント計画にワークショップ必要ですかというところがはてなマークなんです。いろいろ計画を作るときにアンケート調査をいっぱいしていますよね。こういう公共施設があったらいいなんていうのは百も承知だと思いますよ、基本的には。

それを、マネジメント計画に入れてワークショップしましょうって、いろんな幅広い年代の人たちって言いますが、それは幅広い年代の人たちが何を欲しいかということはもうある程度分かっています。マネジメント計画だから、それをどんな費用がかかって、どうして取捨選択しているかという、そういう頭が必要というか、調整が必要なところにこのワークショップを入れる企画財政、ちょっとそこら辺が分からないので、ちょっとまたそこだけ再質疑させていただきます。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、答弁を求めます。3点だと思います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 企画財政課主幹、榎本です。

予算書84ページ、また、私たちの予算書41ページのチームみやしろ会議です。こちら西口周辺エリア対象にということがどこにかかっているのかというのは、文章としてちょっと表現が適切じゃなかったなと反省しています。決して西口エリアだけをよくしようというこの事業ではありませんので、町全体ではあるんですが、先ほどお話にもありましたまちづくり建設課のわくわくロード事業で検討するソフト的なものを考えるにも、このプラットフォームが活躍するのではないかなというふうに考えています。

こちらの事業については、成果目標にチームみやしろ会議をきっかけとして新たな活動の誕生3件とうたっていますが、こういった活動ですとか、その活動を支える住民といいますか、主体を生み出していくというのがこの事業の主目的となりますので、その方たちが町の中のいろんなところで活躍していただくような、そういった事業展開ができればいいのかなというふうに考えています。

それから、ウェブサイトのご質問があったかと

思います。最近はユーチューブですとかいろんな SNS がありまして、そういったものを通していろんな情報が発信、拡散していくというのは存じておりまして、こちらのチームみやしろ会議の情報も、そういった SNS とリンクさせながら拡散力を高めて発信をしていきたいなというふうに考えています。

私からは以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 対話のまちづくり推進担当主査。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）

対話のまちづくり推進担当の主査、小川でございます。

公共施設マネジメント計画のワークショップの関係で回答をさせていただきます。

これまで第5次総合計画をつくる中とかでアンケートとかもやってございまして、そこら辺からワークショップのほうが必要がないのではないかとこのご質問だったかと思います。当然、今までいただいたアンケートの中とかで、そういったものに関連するものについても参考にさせていただきます。ただし、今回のワークショップをするに当たりまして、公共施設マネジメント会議の8人の委員の中で検討を進めていきます。その中である程度方向性を決めていく形になりますが、その8人の中で一応完結して、もう計画まで持っていくというのは、やはりちょっと想定しておりません。市民参加条例もございますので、なるべく多くの方の声を聞いてまちづくりを進めていくという趣旨から照らしましても、審議会を行うと同時に、その経過の策定途中でワークショップを開きまして、図書館が欲しいとか、プールが欲しいとかそういう単純な話ではなくて、もっと深い部分でという表現がいいかどうか分かりませんが、もっとこんな場所にあったらいいとか、本当は身近

なところにこういうのがあったらいいとか、既存の公共施設の考え方にとらわれないようなアイデアだったりとか、様々なご意見をいただいて、それを計画に落とし込むことで、もうちょっと実効性があるというか、市民の方に寄り添った計画ができればということでワークショップのほうを計画しているところでございます。

私からの説明は以上となります。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

庁舎のLED化の関係で、地球温暖化対策実行計画に掲載されていた庁舎内の証明のLED化の投資額536万4,000円という数字、計画のほうを確認させていただきまして530万ちょっとという数字が出ているんですけれども、これとの関係はということでご質問いただきました。

こちらの地球温暖化対策実行計画のこの540万というものが庁舎の全ての照明を対象としているのかどうかというところが、ちょっと今確認ができなかったもので、単純に比較は、ちょっと申し訳ありませんできませんけれども、今回の予算計上させていただきました1,100万円の工事費、リースだと思っているんですけれども、LED化につきましては、大きく2社から見積りをもらっておりまして、その中で片方は2,000万オーバーだったのが、もう片方は1,000万ちょっとでできるよというようなことだったので、この500万という数字では、とてもじゃないけれども庁舎全体をLED化できないという現状を認識しております。元のデータの根拠が示せなくて申しわけありません。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君） LED化については、こ

れを生かしてということだから、10年後も廃棄物が出るということではなくて、今回管を取り替えるのと、中をつけるということで、逆に廃棄はないということなんですよ。そうすると、10年後もまたリースが続くということなのかなと思いますけれども、その辺だけ何となく。

あと、マネジメント計画にワークショップってすごい違和感感じるというだけの話なんです、市民参加のまちづくりというのはとてもいいことだし、対話のまちづくりというのは反対するとかということではなく、今回の第5次総合についてもそうなんです、そういうものにお金をかけないでほしいという要望だけしておきます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

庁舎の照明のLED化なんですけれども、10年でリースが満期になりましたら、こちらについては町のものになります。町のものになった後なんですけれども、リースが切れると同時に保守のほうをどうするかと。リース期間中は保守はしてもらえますけれども、切れたら保守をどうするかということが1つ課題なんですけれども、町のものになると。使える限り使っていくという形になります。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

私たちの予算書の45ページ、公共施設マネジメント計画なんですけれども、まず、質問する前に、東洋大学のPPPへの報告書、平成22年11月にできたと思うのですけれども、100ページぐらいの分厚いやつ。これを作るに当たりまして、職員の

皆さんはそれを何回読みこなしたか、9人全員の方に答えていただきたいんですけれども。私は5回ぐらい読み直しましたけれども。その回数を聞いてから質問いたしますので、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答全員にですか。

○委員（金子正志君） 全員にです。町長も含めて。

1ページから最後のページまで何回読んだかということです。相談しないでどちらかでもいいですけれども答えてください。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁願います。

町長。

○町長（新井康之君） PPPの資料につきましては、読ませてはいただいておりますけれども、1ページから最後のページまで何回も繰り返してという読み方ではしていません。その都度、必要なところを確認させていただいております。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） 東洋大学の研究報告書については、一緒に策定をしてございますので、策定途中、何度も書類のやり取りをしながらということですので、一緒に作るのかかわっております。全部通してということであれば一度ということでございます。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 企画財政課副課長の伊東です。

担当の副課長をさせていただいておりますけれども、すみませんが一度読ませていただきましたが、繰り返しということは行っておりません。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

私は、一度しっかり読んだと言われれば、全部初めから最後まで細かく読んだと言われれば、そこまで読み込めていないです。ざっとこういう計画なんだなというところを確認したのと、あ

とは必要があれば、自分の仕事に関係ある場所については深く読んだりとか、そういう感じでございます。

○委員長（丸藤栄一君） 管財担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 私のほうでは、通して読んだことはございません。

○委員長（丸藤栄一君） 情報担当主査。

○情報担当主査（富永貴雄君） 情報担当主査の富永です。

私も、全体を通して最初から最後まで読んだことはございません。

○委員長（丸藤栄一君） 財政担当主査。

○財政担当主査（中村淳一君） 財政担当主査、中村でございます。

私も、そのとき所属している職務に応じて断片的に読ませてはいただいておりますが、頭から隅まできっちり読み込んだということはございません。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君） 私のほうでは、この公共施設マネジメント計画を参考にした公共施設等総合管理計画というのを総務省の要請に基づいてつくる機会がありましたので、その際に、回数までは覚えていないですけれども、最初から最後まで何度も読んだというふうに考えています。

○委員長（丸藤栄一君） 対話のまちづくり推進担当主査。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）

対話のまちづくり推進担当の小川です。

私どもにつきましては、報告書につきましては一度しっかりと通読させていただいた後、やはりその都度、必要なページについて何度も見返させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君） 私、これ製本したきちんとしたものができる前に、このプリントの状態で頂いたときに一度よく読んで、そのとき、たまたま加納さんが議員じゃなかったんですね。加納さんのところに届けたんです。これ、すごくよくできているから読んだほうがいいよって。そういう記憶があります。その後はパソコンで何回か読んでいるんですけども、それを読めば読むほど、先ほど合川委員が質問した、これは建物を減らす計画、みんなで話し合う問題ではないということがよく分かるんです。これにはやらなくちゃならないことが書いてあるんです。

質問に入ります。

まず、公共施設マネジメント計画2.0、この2.0という意味は何ですか。

それから、これ発表したときには、宮代町は50年の計画だったんです。ところが近隣の市町では40年とか30年以内という計画だったような気がします。過去のことはともかく、今度策定するときには30年なのか、40年なのか、それが1点目。

それから、これは公共の建物とインフラ整備は別なんですよという説明が議会中、本議会でありました。インフラはやらなくちゃならないことなんだ、道路、橋。ですから相談しようがないわけですね。耐用年数が来たら必ず直さなくちゃいけない。それと公共の建物は必ずしも建て直す必要はない。機能を転用するとか、あるいは2つを統合していろんなアイデアが、余地があると。ですから分けて考えるべきだと思うんですけども、このマネジメント計画では分けて考えるんですか。インフラ整備のことまで一般の人に聞いてもしようがないと思うんです。これはあくまで専門家のみで話し合うことだと思うんですけども。これが2点目。

この質問をしていると、私がこの策定するのを認めているみたいになってしまうんですけど、私はこれ、44ページは白紙にしてほしい。そもそもやるべきことじゃない。50年間でこれだけやらなくちゃなりませんよと書いてあるんだから、過ぎてしまった10年間でどれだけできたか、それを検証すればいいんです。大分できていないはずなんです。そうすると残りの40年にしわ寄せが来るんです。じゃここから10年で、過去10年分を取り返すためにどれだけ頑張らなくちゃいけないんでしょうかって、それを話し合えばいいんですよ。それは話し合いじゃなくて、役場の中だけで話し合うんですよ。だから、アンケートやったり、ワークショップやったりすると仕事やったような気がするけれども、それは気がするだけなの。役場でやらなくちゃいけないのは、そういうことじゃなくて、やらなくちゃならないことを粛々と進めることなんです。だから私は、この45ページは取り下げてほしい。それが3点目の一番大事な質問です。

以上、答えてください。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時21分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

引き続き企画財政課分の答弁からお願いしたいんですが、先ほどの角野委員への追加答弁がございます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

先ほど地球温暖化対策実行計画に掲載されてい

た庁舎内の照明のLED化の改修費用が536万4,000円、今回の当初予算に計上させていただいているLED化の予算にかかるリース料との違いとか、その辺についてということで、地球温暖化対策実行計画のほうの数字の根拠が説明できなくて申しわけありませんでした。こちらについては確認させていただきました。536万4,000円の対象というのは、執務室に入っている蛍光灯が対象になっておりまして、数でいうと304という数字を書いてあるんですけども、なので今回来年度予算でLED化させていただこうと思っているのは、約1,000の庁舎全部がLEDになりますので、そういう差だということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、引き続き、金子委員に対する答弁からお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） それでは、休憩前にいただきましたご質問にお答えを申し上げたいと思います。

東洋大学の研究については、平成22年に東洋大学、それと町が一緒になって研究をしたものです。そのときの施設、50年の長さでそれぞれの施設がいつ建て替え時期に来るかということをグラフ化したものです。そして、それは見える化するという形で50年、50年の間にどれだけの施設が建て替えになるか。そのコストはどのぐらいかかるかというのを試算したのが、公共施設のインフラ方針の在り方の研究報告ということで、これは町と東洋大学のほうで一緒にやらせていただいたものです。それについては、いわゆる箱物施設、建築物、公共施設、それと道路、橋梁、下水道などのインフラ施設ということで、合わせたものを研究したものでした。その中で、インフラについては、先

ほど金子委員がおっしゃったように、今使っている道路を一緒にしたり、なくしたり、あるいは橋とか下水道とかというのはそういった性質のものではないので、長寿命化していきましょうというようなことになりまして、それで町が同じ次の年につくった宮代町公共施設マネジメント計画、これは黄色い冊子のもんですが、それについては箱物施設についてだけフォーカスしてつくった計画になります。

この公共施設マネジメント計画については、先ほど来お話ししている幾つかのふれ愛センター、いきがい活動センター、そして小中学校の再編等について言及をさせていただいた資料になります。それについても、マネジメント計画においてもいわゆる50年ということでスパンを見て計画上に掲載をさせていただいたものです。

それで、その公共施設マネジメント計画の内容を具体的にどう進めていくかという内容になるんですが、計画をつくっただけだと進みませんが、それを第4次総合計画の実行計画という中に位置づけをさせていただいて、そのときの位置づけの名称が公共施設再編第1期計画ということで、実行計画に第4次総合計画、今から10年前の話になりますが、進めさせていただいて、借地の解消も含めて、前段で今言いましたような幾つかの施設についての機能転換について進めさせていただいたものです。

それで、今回2.0ということで、10年たちましたので基本的には50年間で宮代町の公共施設がどの時期にどの建て替えになるかということに関しては、基本的にはその後新たな施設というのは、箱物は建設しておりませんので、同じになります。なので、金子委員がおっしゃるように、50年間のスパンでいつ建て替えが来るかというのは、基本的なことは変わりません。それでは次の10年、具

体的にどういうアクションを起こしていくかについては、またあれから10年たっていますので、きちんと捉えなきゃいけないと、そういったことでございます。

ですので、10年前に一度計画をつくって50年間こういうグラフになりますよと、この時期にこういう建物が廃止になりますよというのを10年前に明らかにして、具体的に最初の行動を起こしたわけなんですけど、その10年後に具体的なアクションは何をするのかというのを示さないというのもまたつくったきりになってしまいますので、そこで今回、前回に続けてということで、仮称で2.0という言い方をしておりますが、第2期公共施設マネジメント計画ということでつくるということでございます。

基本的には、公共施設をどうするかということについては、行政のほうで主体的な判断、そして議会の皆さんとの議論があって成り立つものですので、そういった進め方はさせていただくわけなんですけど、町民の方はどういうふうな思考を持っているのかということをお聞きするというのも当然必要で、ただ、意思決定を町民の方に丸投げするというような趣旨での市民参加ということじゃなくて、例えば第5次総合計画の中にも、地域、地域の中で場を見つけるとかそういうこともございます。ですので、デラックスな施設を造るというのはもちろんこういう時代ですのでないと思いますが、こういった空いた場所を使ってこういう活動をするとか、こういう施設がちょっとした施設を利用してできないとか、そういった発想もあると思いますので、そういったことは丁寧に聞いていく必要があると思います。もちろんそれは町民の方の意見を丸々何もフィルターもかけずに受け入れるという趣旨ではなくて、もう20世紀に入って20年たっていますので、新しい時代、どう

いったものをやっていくのが今日的なのかということ、つくる材料というのはやはり必要なわけで、それは紙だけでは分からない実際の声というのも聞いていきたいと思いますというように進めているという趣旨でございます。

もう一度申し上げますと、10年前に50年間の建物の廃止時期、老朽化、この時期にこういうものがこうなるよというのを見える化しましたけれども、それに伴って10年前に様々な再編の取組を進めましたが、10年たった今、次の10年、具体的にどんなことをということをもう一度考えましょうという趣旨でございます。

ちょっと説明が長くなりましたが、以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員、質疑ありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君） まず、マネジメント計画2.0、これは仮の名前だということが分かりました。それから、インフラと箱物は分けているということも分かりました。

基本的な数字が知りたいんですけども、50年間で653億のうち、インフラが幾らで建物部分が幾らだったんでしょうか。それ、数字聞いてから質問いたします。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） 施設ごとの更新投資需要額ということで、箱物、それとインフラを合わせて654億円ということで、そのうちの建物が240億円という公共施設マネジメント上の試算となっています。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員。

○委員（金子正志君） そうしますと、50年間で建物が240億円、インフラ整備が414億円、これだけ

必要だつてことが分かっているわけです。町の仕事って予算組んでから仕事するわけですので、これからあと40年間でその650億、幾ら予算が組めそうなのか、これが分からないのに話し合っても時間の無駄なんですよ。金がどれだけ用意できるが、そっちが先ですからね。

例えば、これから40年間で税收厳しくなるから、300億円しか用意できないとなったら、建物は全部直せない、40年間。インフラに300億円つぎ込んでも、7割しかインフラ直せない。3割は凸凹のまま、柱は壊れたまま、それしかお金が用意できない。そういう状況が分かるか。分からないのに話し合ったら、時間の無駄でしょう。先にやっぱりお金出さないと。それができないんだったら夢になっちゃうんですよ、できるかできないか分からないことに時間かけて話しているのは。

例えば杉戸は、これ出していたんです。私、公共マネジメント発表会というか、集会に行きましたら、幸手とか宮代の議員の何人か来ていました。そしたら、インフラに全額つぎ込むと、建物部分はたしか23%しか直せないとかと言ったんだっけな、これ数字間違うと申しわけないから、ここの数字は消してほしいんですけども。ほんの一部しか直せないと、そういう状況なんで。多分同じようなことだと思うんです、宮代町も。この状況でいったら、あと4年後ぐらいには宮代町の団塊世代は全部後期高齢者になっちゃう。そちらへお金がつぎ込まれる。仮に、税收の総額が減らないとしたって、ここの公共建物に回る金は減っちゃうんだ。

ところが、新型コロナウイルス感染症のせいでさらに減るんですよ。今、臨時財政で借りていますが、借りた金、また例年もきつとたくさん借りますよ。このところ、アメリカで長期金利が上がり出しましたでしょう。その傾向は日本に

もやがて来るんですよ。金利が上がったらもう大変ですよ。国中が日本中の企業を回っていかない。そういう状況なのに、あまり皆さんで話し合いましょう、何があったらいいでしょうかって、そういうことはやらないほうがいい。誤解を招くよ。

それから、建物のいきがいセンター、壊す金がないから、ただでもいいから貸しましょう。月1万円で貸しているんですよ。須賀幼稚園は年間270万ですよ。270万、宮代町に払っている、宮代町の借地料基準に合わせて。その2.4倍の広さなんですよ、いきがいセンターは。それから言ったら、須賀幼稚園は年間178万5,700円もあるという。その2.4倍と言ったら、420万ですよ。町の基準でいえば、420万払ったっていいんですよ。それを月たった1万円で貸している。本当に金がないから壊せないから、随分みじめな発言でしょう。こういうこと繰り返しになっちゃいますよ。

そのうちはらっパークも直せなくていい、直す金がない。誰かただで借りてくれ。ぐるもプールの水も入れ替えられない。誰かただで借りてくれと、こうなっていつちゃうですか。たこ足を切るような行政になっちゃうんですよ。だからすごく心配しているわけ。なんか質問になっていないですけれども。

40年間で公共の建物に回す予算は、必要な240億円のうち幾らぐらい用意できるのか。仮定でもいいですけども、幾らから用意できるのか。ご答弁をお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

趣旨に対して適切な答弁ができるかちょっと分かりませんが、この公共施設マネジメント計画の240億円というのは、金子委員もご存じか

もしれませんけれども、同様の施設を同様に造った場合にかかるお金とといったものをお示しさせてもらっております。当然にそういった前提には、そういった状況がそっくりそのまま240億円を使ってすることは当然できないという前提の中で、その公共施設をどうしていくかということをまさに計画でお示しをさせていただいて、町民の方と共有させていただいたということになるわけでございます。

そういった意味では、いきがい活動センターの1万円で幼稚園の賃借料の関係というのは、たしかに単純比較でいきますと数倍とかという話はあるかもしれませんが、そこについては、維持管理については昌平学園に任せていただいたといった維持管理費用、そちらにお任せしているとかいった面もありますし、ふれ愛センターについても廃止をして、また新たに福祉施設として社会福祉協議会等に使っていただくという状況になっておるわけでございまして、240億円をそっくりそのままかけて、また建物を更新するということではなく、例えば集約を行ったりですとか学校の再編を行って、施設を減らして行って、また別に転用をしたりですとか、そういったことを行った上で更新をしていくというものを出したものでございまして、240億円のうち幾らを用意できるということではないということです。あくまでもそっくりそのまま更新する場合には、同程度のものを造った場合には、もちろん物価変動とかありますので、イコールとは捉えられませんが、その240億円というのを必要だというふうにしてうたったわけではなく、同等のものを造った場合には240億円なんだということ、そうしたときにどうすべきかということを指し示す、そして人口計画の中でいきがい活動センターの機能転用ですとか、ふれ愛センターの廃止ですとか、市民活動

センターの移設など行ってきたという背景がある。
また、小中学校の適正配置についても検討を進めてきたということでもあります。

一方で、インフラについては、各橋梁の超寿命化計画を定めて、計画的に修繕を行って、より長く使えるような計画をこれまで行ってきたりですとか、道路についても超寿命化を行ってより期間が長く使えるような道路にするなどの取組はこれまでも進めてきたということと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 何回手挙げてもいいんですか。

○委員長（丸藤栄一君） 結構です。

○委員（金子正志君） ありがとうございます。

昌平高校維持管理費出していると言いましたけれども、建物本体のお金はどちらが出すんですか、町ですか、昌平ですか。本体に関わる構造の修理。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） 建物については、躯体、建物本体については、町になります。中の利用、光熱水費、いわゆるランニングコストについては、昌平高校になります。

お貸しする条件としては、町とすると一旦廃止にした建物ですので、という条件でお貸ししています。ですので、大規模な改修等があったら、町とすると直す意思はございませんので、何か借りるに当たっても、中の躯体とかが大規模な修繕というのは、町は考えていませんという条件でお貸ししているというところでございます。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員。

○委員（金子正志君） そうしますと、本当に先送りですね。壊す金がないから取っておいたと、ただでもいいから借りてくれと、細かい修繕は自分

でやってくれと。でも大きなものは町がお金出しますよと。建て替えるときはどうするんですか、どちらが出すんですか。町が出す。自然のものの方はどうなんですか。社協が全額出したんですか。結局先送りですよ、建物の数は減らないで。いざとなったら町が金かかる。これ、解決になっていないんですよ、根本的な解決になっていないの。そういませんか。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） 建物については、建て替えのコストというのがまず1つあります。建て替えのコストについては、先ほど申し上げましたように、30年前にこの面積、この構造で建てたから、30年後も同じ構造、同じ建物の広さで建てるということにはなりません。それはなぜかというと、30年前と30年後については時代が変わっていますので、住民のニーズも変わっていますし、社会の状況も変わっていますので、右肩上がりの時代の発想のまま建物を建て替えると、こういうことになりますよという警鐘を鳴らしたのが、50年間のグラフになります。だから、こうなるからそうならないようにしましょうということで、2つの施設についてはそういう判断をさせていただいたと、建て替えないという判断をさせていただいたわけでございます。

もちろん公共施設の中には、おおむね2035年ぐらいからは、平成の始まりの頃に建てた建物ということについてどうするかという判断をしなければいけない時期が2039年からの10年間ぐらいはそういう時代が来ます。具体的に言いますと、平成の初めの頃に建てたぐるる宮代であるとか、図書館であるとか、代表的なものとしてどうするかという局面に立たされるということになります。そういったときに、直前になってどうするんだと

いう議論ではなくて、もう2030年代後半にはそういった局面に立たされますので、その直前になって考えるのではなくて、きちんと長期的な視野を持って考えましょうということが主眼になります。

ですので、そのまま全く同じまま建て替えるということになれば、おっしゃるように240億かかりますが、そうでなくて、規模を縮小したり、2つの施設については一つの建物で済むとかそういう発想があったり、あるいは場合によってはなくすという判断があったり、いろいろな選択肢を考えておく必要があるだろうということで、公共施設マネジメント計画というのは、未来に対する警鐘ということも踏まえて、長い視野で宮代町の建物を考えていこうということになってございます。

ですので、一旦造ったら造らないということでもなく、定期的にまたやってくる公共施設建て替えの波、そのまま何もしないで同じように建て替えるんですかということを常に考えておく必要があるだろうという趣旨で進めているということをして1つのポイントとしてご説明を申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 少し分かりました。

そうしましたら、できましたら公共施設の在り方を検討じゃなくて、公共施設の縮小の仕方の検討と書き変えていただければいいなと思います。縮小する方向でいくということだけは決定しているわけですから。ちなみに春日部庄和は合併しまして、合併を契機にだと思うんですけれども、元庄和町にあった宝珠花の小学校、もう100年以上続いた小学校を廃校にしたり、武里団地にあった小学校も廃校になったりとか、あるいは久喜も合併してから初めてどこかの小学校、去年閉鎖しましたね、たしか。宮代もぜひ合併を契機にそうい

うことを進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君） 西村です。

前段議員の本当に大きな幹の話から、単年度の現実に戻って質問をさせていただきます。簡単にします。

1つは、ページ28ですけれども、国庫支出金の補助金の総務管理費の補助金、通知カード、個人番号カード関連事務費補助金です。これについて、これはマイナンバーカードの実績に基づいている補助金ですから、実績を軸にして考えればいいんですが、ただ、令和3年度の取組という中で、企画財政課の取組の中で、マイナンバーカードを軸として行政のデジタル化を進めると、そういう決意を述べていらっしゃるんですが、実際の予算については、大幅に減少させていると。これは前段の委員のほうで、マイナンバー、30%の答弁があったわけですが、将来的にといいですか、今年度に関してはそれだけ望めないということで、これだけ減少させて予算化したのかどうかというのをお尋ねいたします。ごめんなさい、これ、歳入です、ページ28は。

次に、歳出に入りますけれども、ページは70ページになります。これは何人かの委員さんのほうで出ていますけれども、便利バスについて重複しないようなテーマで質問をさせていただきますけれども、これについては歴史がいろいろあるわけですが、また令和5年度から新しい形でスタートすると。そこに並行して3年度、今年度からデマンド交通が入ると。これは相乗効果になるか、それとも全くそれとは違う結果が出るか、これはやってみなければ分からないわけですが、便利バスに限定してお尋ねしたいんですけれども、

ども、公共交通会議を4年度にやるという形になるんですが、毎回その都度利用者アンケートというのをやっています。この利用者アンケートなんですけれども、前回のやつを見ても、どうもはつきりしないという。今回やられる予定の利用者アンケート調査の対象とその方法、内容、これについてご説明をお願いしたいということです。

併せて、公共交通会議の委員構成ですけれども、これに公募が1名しかたしか入っていなかったような気がしたんですけれども、公募の数を増やしていただきたいかなということで、その点について伺いをいたします。

それからもう一つは、78ページの、これは公有財産等管理事業の中で、負担金補助及び交付金で、宮代町土地開発公社補助金というのが、今年も4万7,000円、額にしたら大きくはないんですが、考え方をお聞きしたいと思います。土地開発公社について、過去3年の実績とといいますか。現状と、今後どういうふう to これを持っていくのか。私は外から見ていて、非常に無駄なものではないかなと思っています。これの扱いをどうするのか。公社基金の中でかなり保有金を持っているわけですが、この扱いについて説明を求めます。

以上です。お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君） 主幹の田中です。

私のほうから、まず初めに、歳入の予算書28、29ページの通知カード、個人番号関連事務費補助金と、その下の社会保障税番号制度システム整備費補助金の関係からご質問いただきました、マイナンバーを軸として事業を進めていくというふうに言っている割には、具体的に事業がどういう形で進んでいくのか見えないというような趣旨のご質問だったと理解しておりますけれども、これに

つきましては、まずこの歳入の予算につきましては、委員さんおっしゃったとおり、個人番号カードの発行枚数に応じて国から交付される交付金、その下の整備費補助金というのは、マイナンバーカードの制度自体を維持していくためのマイナンバーカードを運用している地方公共団体情報システム機構にあるマイナンバー関係の設備の維持、運営経費を町が負担しているんですけれども、それに対する国庫補助金としてあてがわれている金額になります。

これ以外に町のほうでマイナンバー、デジタル化について予算はどのようになっているのかといいますと、基本的には現状のシステムの保守、維持という部分では、目新しいシステムを大きく入れたりとかそういったところまでは踏み出せてはいないというのが現状でございますけれど、これから国のほうでDX計画等進めていく中で、それと歩調を合わせてそれに取り残されないように、町のほうとしても体制、あるいはやるべきことについて考えていきたいと。その1つが、デジタル化を進めていくには、だったらマイナンバーカードの普及自体が一番差し当たって大事だということで、そこに力を入れてまいりたいと考えてございます。

続きまして、便利バスのほうです。私たちの予算書の126ページです。

令和3年度に予定している利用者アンケートの対象、方法、内容についてでございます。こちらについては、前にやったアンケート、平成28年に実施したアンケートはバスの利用者、バスに乗っている方にアンケート調査を配布して回収したというような調査のやり方だったんですけれども、回答数が179件、前回28年度のアンケート。今回のアンケートにつきましては、今予定しているのは、町民の方2,000人を無作為抽出させていただ

きまして、郵送によるアンケートということで、利用していない方も含めて対象とさせていただきたいというように考えてございます。

前はバスに乗っている方が対象だったのが、今回は無作為抽出の方。当然設問についても、バスを利用している方だけの場合と、そうじゃなくてバスに乗っていない方も対象になってきますので、質問についても、前は最寄りのバス停とか、運転免許を持っていますかとか、バスの利用状況、いつから利用していただいていますか、利用頻度はどれぐらいですか、曜日、時間帯、よく使うバス停はどこですか、利用目的とか満足度とか、そういったことについてお伺いしたんですけれども、今度の調査では、何で使っていないんですかとかそういったことも当然ありますでしょうし、併せてタクシー助成のほうも始まりますので、そういったことも含めた町の交通事業に対する満足度、問題意識等もお伺いできたらと考えております。

あとは、アンケート調査の結果を基に、地域公共交通会議において、次期循環バスの運行計画等の話し合いを検討していくんですけれども、その会議の委員に公募枠、前回設置したときは公募1名でした。今回は枠としては2名で公募させていただきたいと、現在のところ考えております。市民参加計画のほうでも公表させていただいていますけれども、11月頃に応募枠2名で募集をしたいというように考えてございます。

最後に、予算書の78、79ページの公有財産管理事業の真ん中、土地開発公社補助金の関係で、土地開発公社4万7,000円、来年度計上させていただいておりますけれども、これを含め、過去3年間の実績と今後の方向性ということで、土地開発公社の補助金4万7,000円の内容なんですけれども、こちら、宮代町土地開発公社を維持するためのケースとして、法人県民税がかかりますので、

均等割の2万円。あとは年に2回理事会を開催しておりまして、その理事の報酬と費用弁償で、報酬が2万4,000円、費用弁償で2,400円、2万円と2万4,000円と2,400円を足して4万6,400円、それが公社の運営経費でございまして、それに対する補助金を町が公社のほうに支出しているという形になります。

公社の活動も、今お話ししましたとおり、年に2回の理事会、年に2回の理事会といいますのは、毎年5月頃に前年度の決算について確認をいただいて、3月に翌年度の予算について確認いただくんですけれども、基本的なお金の動き、事業というのは、先ほど年2回の理事会という部分が大きくございまして、それだけになってしまっている部分がございまして。過去3年間の動きとしましては、昨年度は宇道佛の消防の第3分団の土地を公社が所有しておりました。604平米、これを町のほうが買い戻した、町のほうに売ったと、公社としては、そういった事業がございました。それ以外、一昨年度と今年度、来年度も含めてになりますけれども、特に事業を予定しておりません、お金の大きな動きは予定してございません。

公社自体がこれからどういう方向性になるべきかといったところにつきましては、もともと公社自体が公共施設の整備が盛んに行われていたときに、用地を先行してどんどん、町としては用地を先行して確保していかなきゃいけないときに、町に代わって一度公社が土地を買って、その後町が公社から買うというような形、機能を持った組織として土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律というものに基づきまして、全国各地でつくられてきたわけなんですけれども、そういう流れの中で宮代町でも公社を使って道路とか公園とか公共施設を、公社がまず土地を先行で買わせていただいて、その後町が公社から土地を買い戻すと。

何で町がすぐ買えないのかといいますと、町が買うためには予算の手続、あるいは議会の議決が必要な土地の購入とかそういった手続があるんですけども、公社で先を買う分にはそういった手続がなく、先に土地の動きが激しかった時代、本当にすぐ土地の価値が上がってしまうとか、そういった動きが激しかった時代に、行政としてもタイムリーに土地を確保しなきゃいけないという場面で機能していたという部分があるんですけども、現在なかなかそういうことも実はなくてという、ない状態で、実は公社自体の存続についても、土地開発公社の理事会の中でもたびたび議論になっているところなんですけれども。

今の考え方としましては、公社自体が現在銀行等の金融機関からの融資も利用していないし、負債が増加することはないと。あとは、公社の運営経費も最小限で運営できている、これが最小限という言い方がいいかどうか分からないんですけども、最小限で運営できていること、事務量も多くないこと、多くないんですけども、実際あることはあるんですけども、あとは一番大きな理由として挙げているのが、公社を解散した場合には、再度設立することが難しいと。公社の設立と解散には県知事の認可が必要なんですけれども、県の担当者に確認したところ、一度解散したら再度認可することは難しいよというような指摘を以前受けたということが一番大きな部分でして、そうしたことを理由に。あとは、用地の先行取得が必要なケースというのは、これから先、発生するかもしれないという部分を理由にしまして、このような形で存続しているという状況でございます。

ただ、今の状態がベストかと言われると、担当としてもそうだと思っておりませんので、機会を見て改めて解散という選択肢等についても研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君） ありがとうございます。

まず、歳入の件で、マイナンバーの絡みで、私が聞きたかったのはそうじゃないんですよね。要するに、マイナンバーカードをどんどん増やしていけば、予算化を図らないと駄目だよねと。ところが、前年を大幅に落として予算化をしていると。何ですか、諦めたんですかということを聞いたんですよ。つまりはっきり言いましょう。目標は何%に置いているんですか。お聞きします。

それから、利用者アンケート調査については、今回から無作為抽出で2,000人と、これは非常に反映しやすいアンケートになると思います。それはそれで結構なんですけど、利用者と、それから利用されていない方に分けた形で、あるいは共通の項目も含めて取られるんですけども、利用者の方には、先ほど前段で話もありましたけれども、バスに乗っているの、あるいは乗る前後の安全の問題等も設問に入れてほしいなというふうに思います。意外と感じている人が多いかも分からないので。運転士さんに言ったからといって、それですぐ解決ということにはならないと思いますから、お願いします。それはもうお答えは必要ありません。

土地開発公社の関係ですけども、これは非常に苦しい答弁で、結局は再認可が難しいという、一旦解散しちゃうと。これは理由だというご説明だったんですが、理事会ではどういう検討をされているんですか。同じような答えになりますか。進むも駄目、引くも駄目、そのために運営費については、たとえ少なくとも負担していかなくちゃいけない。こういうジレンマはできるだけ解決をされたほうがいい。

今、主幹のほうからお話あったんですけども、本来これは少なくとも課長が話をしてほしいです、このものについては。

以上、2点だけお尋ねします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 企画財政課副課長の伊東です。

西村委員さんから、改めて聞いている趣旨と違う答えをしてしまったということで、誠に申し訳ございません。

予算書の28、29の総務費国庫補助金のカード関連の事務費補助金が1,800万程度下がっているというのが、町が普及させようとしていることが逆行しているんじゃないかとお話だと思います。これについては、個人番号カードを発行した場合に、システム機構に払うお金を国庫として受け取って、OA管理事業の、すみません、ページを確認しますけれども、82ページ、83ページになります、18節負担金補助及び交付金の社会保障税番号制度カード関連事務委任交付金というこの1,000万円のイコールになっていまして、まさにシステム機構に国から受け取ったものを払うものになっています。

昨年度の積算が少し過大だったものですから、その実態に合わせて少し減をさせてもらっているということです。実際に発行する数字に合わせて、このシステム機構に払わなければならないものを国庫でいただいて払うという形になっているものでございますので、それとイコールになっていて、その数字は積算が昨年度は過大だったということもあって、精査をさせてもらった結果でございまして、町が普及させていこうという意思はすごく高いものを持っていますけれども、実数としてはそこまで伸びていないので、これからも頑張っ

ていかなければいけないという状況にあるということです。

目標値は国も当然に、全ての人に持っていただくという目標を持っていますので、宮代町もその目標に沿ってやっていくという必要があろうかとは思いますが、また利用用途も、例えば運転免許証になるような話もあるようでございますので、そういったきっかけの保険証になるといったこともきっかけも1つありますでしょうし、免許証などもなるといったこともあるという施策も展開されるということも確認しておりますので、そういったことも含めて、普及が宮代町も国と歩調を合わせて行っていきたいというふうに考えております。

目標値については、カード発行自体は住民課で行っていて、具体的な数字自体は公表というか持ち合わせていないというふうに承知をしております。あくまでも多くの人に持っていただくということで取組を進めているというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） 土地開発公社については、時代にそぐわなくなっているというのは1つあると思います。それで、町としてどうするかということについては、今この席でのこの段階では結論は出ていませんけれども、少し時代には合わなくなってきたというのには理解しているところですので、行政内部でいろいろあることによるメリット、デメリット、ないことになった場合、どうするかというのを少しシミュレーションもさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君） マイナンバーの関係について

では、進める側のあれに便利、これに便利云々ということは言われるわけですが、実際に進まないのは何でなのでしょう。進める側の立場に立って、何で進まないのか。しつこいようですが、お願いします。

それから、土地開発公社につきましては、これは本当は担当課長レベルの話じゃなくて、町長の決断しかないので。そのためには、もう再認可が難しいということであるから、またこれが必要になるという、そういう情勢というのがあるのかなという、それが想定されるのであれば、苦しくてもこのまま置いておくことは納得できるんですけれども、どうもそういう展望が、見通しというのがないのかなというふうに思っているんで、だったらもうやめちゃえという決断に入ってもいいんじゃないですかね。

今回の場合は金額が小さいですから、それはそれで構わないんですけれども、運営経費は、ある以上出てくる経費ですから。でもやっぱり根本的な考え方というのは、今年度は無理でしょうけれども、今年の5月、3月の理事会の中でももんでいただいて、結論を出していただきたいです。それはお願いします。マイナンバーカードのところだけお答えください。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） マイナンバーについては、今年度、4月、5月に定額給付金を住民に1人10万円支給するときに、インターネット上からマイナンバーで申し込んでも、それが市町村のシステムとひもづけされていない。一旦市町村で紙で打ち出してからもう一回パンチしなきゃいけないというようなものでした。こういった状況ですと、マイナンバーの普及は進まないのかなと

思います。

例えば、失業手当であるとかいろんな町が行っている給付事務であるとかそういったことも含めて、マイナンバーがあれば市町村のシステムとひもづけされると。それで困っている方に、その日のうちとは言わないんですが、瞬時に給付できるような、それであってこそマイナンバーがあってよかったねということになると思うんですが、今のところ残念ながらそうなっていないということ。で、国がデジタル庁というのをつくって、そうじゃないようにと、マイナンバーを持っていることのメリットというのを、例えば今度の4月からは国民健康保険などでも使えるようになるということですが、例えばサラリーマンの方が退職されて国民健康保険になったときとか、一々国民健康保険に変わったよというような手続がなくても、マイナンバーで判断をできると。何か所も役所に行かなければいけないというようなことがなくなるというような実利的なメリットがあるように現在なっていないというのが、マイナンバーが普及しない最大のあれかなと思います。そういうことがあって、国が大臣を専任して本腰を入れるということですので、これは市町村が独自にまちまちなことをやっているということではなくて、マイナンバーという認証基盤を持って皆さんが便利になる、そういったことをお手伝いできると、そういうつもりでやっていくというのが現在の自治体のデジタル化の本丸であるというふうに理解しています。

残念ながら今そうなっていないというのが、マイナンバーが普及していない最大の理由かなというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で企画財政課分の質疑を終了いたします。
ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

○委員長（丸藤栄一君） 再開します。
これより議会事務局分についての質疑に入ります。
留意事項を申し上げます。
委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。
議会事務局長から出席者の紹介をお願いいたします。
○議会事務局長（長堀康雄君） お世話になります。
議会事務局長の長堀でございます。よろしくお願いいたします。
続いて紹介させていただきます。
担当主幹の小林でございます。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 小林です。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（長堀康雄君） 担当主任の岡村でございます。

○議会事務局主任（岡村恵美子君） 岡村です。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（長堀康雄君） 以上でございます。
よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。
質疑はございますか。
泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。

1点質問させていただきます。

私たちの予算書127ページの議会事務局の議会総務事業の中のみやしる議会だよりについてお聞きいたします。

今回、今まで印刷を担当していた中央プリントさんではなくて、入札で行われるということになっているんですが、その進捗状況をお聞かせください。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁願います。
議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。よろしくお願いいたします。

ご質問のありました、議会だよりの入札ということでお話あったんですけれども、これまでは中央プリントさんのほうに1者随契ということで、議会だよりのほうの作成をお願いしておりまして、今年度は、すみません、入札というか、見積り合わせという形で宮代町の近隣の業者を5者ほど選定させていただきまして、そちらの業者のほうから見積りのほうを徴して、この後契約のほうを4月からさせていただくということで事務を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） そうしますと、まだ次の印刷会社はまだ決まっていないという状態でよろしいんですね。いいです、今のは質問じゃないです。

それで、146万と予算が出ているんですけれども、今回大体発行部数として1万1,300部となっているんですけれども、この数字というのはどのような形で決まっているのでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。
議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹

の小林でございます。

議会だよりを印刷する内訳の話でございます。
議会だよりのほうは委員さんご承知のとおり、世帯配布のほうを各世帯のほうにさせていただくと併せまして、あと公共施設のほうなりに配架のほうをさせていただいているところでございまして、大体1万400部ほど世帯配布のほうをさせていただきまして、公共施設への配架のほうを700部ほどさせていただいているというような形でございます。内訳についてはこのような形で議会だよりのほうはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） こちらのほう、公共施設に置かれているということなのですが、町民の方から、カスミのほうにも置いていただけるとありがたいんだという意見も出ているわけなんですけれども、これについてはカスミに置くような形を取ることが可能であるかどうか、お聞きいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 議会事務局長。

○議会事務局長（長堀康雄君） 議会事務局長の長堀でございます。

カスミのほうに置いてはどうかという町民の方からのお話も承っております。その話は、議会だよりということだけではなくて、町の広報もそうだと思うんですね。ただ、何も関係なければ、何も関係なければちょっと適切じゃないかもしれませんが、多くの人が集まる場所ですから、そういう考え方もあるかとは思いますが、ただ、町役場ですから、それを行う場合には、やっぱりいろいろと考えなければならない点もあるかと思っています。まず、町の広報とは違うやり方で配るということがいいかどうかということもござい

ますので、それ、町の広報を配るのと歩調を合わせるということが1つあるかと思います。

それと、カスミさんのほうに置いたという場合には、今度駅のほうに新しくマルヤさんであるとかそういう施設ができますよね。そのほかにそこまで大きくないですけども、いろいろと固有名詞を挙げると差し障りがあるかもしれませんが、セキ薬局さんであるとかそういうところもありますよね。それを置く基準というのはどこに置くんだということもござい

ます。ほかに別件でございますけれども、カスミさんのほうからは、これ、一般質問でありましたかね、食の宅配の関係の照会のこととかそういうのもございましたし、そうすると、関係もそういう意味ではいろいろと複雑にもなってくると思うので、触感的には悪いことじゃないと思うんですけども、そういうことはやはり総合的に考えた上で、町執行部のほうのやり方等も歩調を合わせてやるのが適切であろうというふうに考えるところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

あと、ちょっと聞き忘れたんですが、今回の見積り合わせの件なんですけれども、中央プリントさんのほうにはそれは伝えてあるのでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

見積り合わせをさせていただくに当たっては、中央プリントさんのほうにもお話をした上で、見積り合わせのほうはさせていただいています。

以上でございます。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑を求めます。

西村委員。

○委員（西村茂久君） 西村です。

予算書は63ページです。

(5)会議録調製事業ということで、会議録についてお尋ねします。これは記録保存が義務づけられていますので、これ自身はやむを得ないと思います。そこでちょっと質問します。

改めて質問しますが、会議録のまず配布部数、これだけお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

印刷部数につきましては、議員さんですとか、あと住民の方が閲覧できる図書館等に置かせていただいていますので、印刷部数については20部、そのほかに原本ということで2部ほど作成しております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） ちょっと今聞き漏らしたんだけれども、印刷部数は20ですか。

○委員長（丸藤栄一君） 議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

配布するための印刷が20部になります。原本として保存するのが2部になります。実際、印刷物としては22という形になります。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） じゃ、印刷部数は22ということで。

下に会議録検索システムというのがありますね、同じページの、会議録調製の。これ、会議録検索

システム委託は、内容は何ですか。

○委員長（丸藤栄一君） 議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

会議録検索システム委託料、こちらの内容につきましては、町のホームページをご覧になっていただきますと、これまで行われた定例会の会議録のほうを、キーワードですとか年度で検索できるシステムが入っております。そちらのほうのシステムの委託料となっております。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） この質問をさせていただいたのは、費用対効果ということじゃないですか。作らなきゃいけないというのはもう承知の上で、これは最低部作の必要はあると。ただし、議員さんにそれぞれ配付する。私はほとんどこれ使っていないですよ。本当にこれは配る必要があるのか。検索システムの中で、ホームページの中で議事録がアップされていて、それを引っ張り出すということは可能ですか。

○委員長（丸藤栄一君） 議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

会議録システムのほうを基に会議の内容を引っ張ることは可能です。印刷なりをかけることは可能です。情報を見るのはそのまま画面上で見るとも可能となっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 分かりました。

これ、今年度はもういいですけども、一番大きいのは、会議録調製委託という、これは記録をする、テープ起こしをして、それでそれを媒体に落とすまで、それだけ委託していただければ、後はホームページにアップしちゃう、そのほうが

早くいっちゃうんですよね。印刷をかけると、あまり変わらないか、変わらないですね。いずれにしても、ちょっと費用を抑えたいという希望がありますので、その点は検討をお願いします。どうでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

会議録のほう、冊子で印刷しないでやったほうが安価で済んでいいんじゃないかというご提案をいただいて、非常にありがたいところではあるんですが、議会の会議規則の125条のほうに、会議録は印刷して議員及び関係者に配付するという条文が入ってしまして、現状ですとそちらの条文がある以上、議員の皆様には印刷してお配りせざるを得ないというような状況になっているのもご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） それでは、これで最後になりまけれども、その会議規則というのは、内部規則ですよ。これはそこを変えればできるという理解でよろしいですね。

○委員長（丸藤栄一君） 議会事務局長。

○議会事務局長（長堀康雄君） 議会事務局長の長堀でございます。

今の点と先ほどの点と併せて補足をさせていただきたいんですが、会議規則はおっしゃるとおりそうでございます。規則でございますので、本議会のほうにかけて改正するという形になると思います。その辺のことは、正確な情報でなくて恐縮なんですけれども、久喜市等はやはりペーパーレス化でそういう改革が進んでいたかと思います。それで、一度これをやるためには、事務局提案でやるというよりは、議会運営委員会の中で一旦諮

るなり、あるいは会派のほうで話し合っていたいただいてやるということで、議会事務局のほうでこうさせていただきますとかということとはまた違うかなというふうに思いますので、段取りといいますか、話のステップとしてはそうでないとする、事務局の勇み足というか、やり過ぎではないかなというふうに考えますので、その辺のところをご理解、ご協力のほうをよろしくお願いできればと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 今日初めて発言するんですけれども、よろしくお願いします。

まず、出だしに、今の3人体制で議会事務局、間に合うのかどうか。本音を出してもらいたい。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。
議会事務局長。

○議会事務局長（長堀康雄君） 議会事務局長の長堀でございます。

町長を脇に発言するのは発言しづらいんですが、3人というのは正直、1年間、年がら年中ということではございませんが、やはり厳しい部分がありまして、特に議会の前、それから議会中につきましては、事務的に間に合わない部分もあります。間に合わないと何が起きるのかといった場合、ミスが生じてくるということがございます。ただ、今回の一般質問でもございましたとおり、やはりこういう厳しい時代でございますので、役場の総定員数というのはなかなか増やすこともできないと思います。その中で、議会事務局のほうにどれだけ人を充てていただけるのかなということもございますので、今回も人事の要望では出さしてもらいましたが、仮に正社員でなくても、会計年度任用職員という選択肢もございますので、そうい

う中で、執行部のほうにはお願いをしていければ
なというふうに考えているところでございます。

町長、すみません、以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） ごめんなさい、去年だか
おとしだか、議会事務局の定員を増やしてもら
いなさいと私たち議会何人かが言いましたよね。
というのは、今の仕事の状況は大変厳しいと。そ
のほか、我々議会議員がいろんなお願いをしても、
なかなかできない部分がいっぱいあるとか。

あと、今だから申し上げますけれども、例えば
県の議長会なんかで話がいくと、順番で宮代町も
議長候補になったときもあるし、今でもあるのか
もしれませんけれども、職員がいないからできま
せんと、それで杉戸町が2期やった経験もあるわ
け。あそこは宮代町より多い。そういうことでの
不都合が出ている。ということは、宮代町の意見
がなかなか、県にも通らない、そういうこともあ
る。または、議員がいろいろ勉強していろんなも
のをつくろうとしてもできない。そういうことが
ある。

宮代町の議会は、本当にただ予算を審議して決
めればいいというような状況だと私は見えています。
ただ、増やして議会側に圧力をかけるような議会
事務局じゃ駄目ですよ。宮代の議会が大きく伸び
るための1人増やすとかという、それで私申し上げ
るんですけれども、増やして議会側が弱くなっ
ちゃったら困る、頭から潰すような態度を取った
ら、それは駄目ですよ。議会が勉強したことがい
ろいろ何でもできる、十分処理できる。こういう
事務局にしてもらいたい。議会事務局の立場とい
うのは多分、私の今の長い経験からいけば、議員
の立場をちゃんと何とかしようというのが今まで
の議会事務局だったと思いますよ。それを潰すよ
うじゃ駄目ですよ。そういうためにはならないと

思う、やらないと思いますが、ひとつ我々の仕事
を一緒にやってもらえるために増やしてもらいた
い。それ、前にもお願いしたことがある。例えれ
ば、どっかの施設を減らして、職員を減らしまし
た、今まで自慢してきた。全体を考えればちっと
も減っていないんだよ。そういうときにでも1人
ぐらい増やすべきだと言ったことがあるのよね。
そういうことはちっとも、私、町長いるからまた
憎まれ口言うかもしれないけれども、あまり議会
が強くなっちゃ困るんだよな。町長は多分適当な
のがいいんだよな、議会は。そう思うよ。そのた
めに増やしたくないと思うよ。

本当だったら、ばっと増やすべきだと思うよ、
そういうときもあったんだから。全体を考えれば、
職員を減らさないで、それで施設を減らしても、
職員は減らない。そういう時代があったんだから。
そういうことを考えると、本当はとっくに職員を
増やすべきだと私は思うんだけど、一向に増
えない。3人は優秀だから今のところ間に合うと
いうことなのかもしれないけれども、これから若
い議員さんが一生懸命勉強していろんなことをお
願いしたらできるかどうか。

我々みたいな年寄りだから、年寄りは適当に言
っているんだろうで通っちゃうかもしれないけれ
ども、これからの若い人はそうはいかないと思
いますよ。そのために増やすべきだと思うんだけ
ども、一向にそういう気がない。

もう一回言いますけれども、我々議会を弱くす
るために職員を増やすんじゃなくて、ほかの市町
村を見ると、みんな議会と一緒になっているん
な話合いをしているんなものを進めていますよ。そ
ういう議会事務局になってもらいたい。

へ理屈で長くなったかもしれないけれども、ま
だ間に合うんだよね、増やすことは。まだ3月か
4月が人事異動だろうから。3月29日か30日ぐら

いに辞令交付だろうから、増やせば増やせるんだよね。今回職員を増やすようだから、それはできないことはないと思う。局長、増やす気持ちはないですか。それ言うてくださいよ。町長に言うておく、はっきり、増やしてもらいたいと。それだけ聞きたい。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（長堀康雄君） 議会事務局長の長堀でございます。

小河原委員さんのおっしゃることは本当に大変ありがたくごもつともだと思います。仮に人が増えたとしても、議員さんおっしゃるとおり、議会に対して圧力をかけるとかそういうことではなくて、議員さんがいろいろな視点で二元代表制の一翼を担っておりますので、今年度も新たに議員になられた方が積極的に勉強に行かれて、その情報もみんなで分かち合おうということで積極的にやられている姿とかを見て、私も感動したんですけども、恐らくこれからそういう、小河原委員さんのおっしゃるような形になっていくのかなと思います。そのときに、議会事務局の使命というのは、議員さんからこういうまちづくりをやっているところないとか、そのために例えば法制化するためにどうしたらいいとか、いざ調べてくれとか、ご要望に対してお応えできるような、そういう研さんを日頃積んでいく必要が、政策的な面ですけれどもあるのかなと思います。そのためにはやはり人員の面でも考えていかなくてはいけない部分もあるかなというふうには考えております。

この点につきましては、町全体の職員の配置につきましては、議会事務局のほうでどうのこうのってできないものですから、要望としては引き続き執行部のほうにはお願いをしてまいりたいとい

うふうに考えております。

私からこれ以上のことは申し上げられないかなと思いますので、ご勘弁していただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 分かりました。

これ以上どうのこうのという質問はしませんが、私が今聞いたところでは増やしてもらいたいという局長の腹だと思います。

町長は多分聞いてくれたとは思いますが、心が広い人だったら、今度の3月に増やすと思います。予算はどうするかといったら、こういう予算は後から増やしたっていいんだから。それが町の発展のためだと私は思いますので、局長、頑張ってくださいね。本当ですよ。そのことをお願いして、町長がどこまで本気で聞いたかどうかは聞きませんので、局長の話だけ聞いて今日は終わっておきます。ありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありませんか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。お願いします。

すみません、確認なんですが、今度の議場用の映像音響設備の更新というのは、1回見させていただいたんですけども、どの程度変わるというか、どのくらい変わるかということを1点。

あとは、小河原委員の発言に関連してなんですが、今回本会議で杉戸の町民の方が傍聴にいらしていたそうなんです。傍聴されている方から言われたんですけども、その方は春日部とかこの近隣の傍聴によく行っていられっしゃる方なんでしょうけども、宮代の議会傍聴に来るなという感じがするとお聞きしたんだそうです。それはなぜかという、お話しして下さった方が職員が足りない。だからどうしても傍聴のところって今2階からな

んですが、新型コロナウイルス感染症対策で職員の方はいらしてくださっているんですが、そのときの職員さんなので、たまたまいらした方が持ち帰っていいのに持ち帰れなかったとか、ちょっと手が離れてしまうこともあって、そしたら傍聴にもっと来てよなという議会だともっといいのになんと言って帰られたそうです。それを伝えてくれた方が、職員が足りないと。

私も昨年秋の決算のあたりにも寄ったことがあるんですけど、会計年度任用職員でもいいから採用すべきだと思っていたんですが、どうなのか分からないんですが、視察とか行っても結構その時期だけって、待遇してくださるとその都度の正社員じゃない、職員さんじゃなくて、今言う会計任用職員の方多いんですよね。そういうふうにして、ほかの杉戸の町民の方がそうやって一般質問のときだってそうなんですけれども、傍聴に来るなという感じを感じてしまうって、それは残念な結果なので、そこで1人職員が増えるとかできるといいので、小河原委員のことで私も言ってほしいとは言われていたんですが、今改めて言わせていただきます。お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

議会事務局主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

まず初めに、1点目にご質問いただきました、今回構成させていただく議場の映像、設備の関係についてご説明させていただきたいと思います。

今回更新させていただく映像、音響設備の関係なんですけれども、今回入れさせていただくのが、映像用の設備としましては、固定式のカメラを3台設置させていただくような形になります。それから今議場の真ん中にホームカメラみたいなものが置いてあるかと思うんですけど、今度はあ

ちらはなくなって、固定のカメラで議長席、質問者席、答弁者席、そちらのほうを映すというような形になります。

あと、議員の皆さんのお席のほうに今まで有線のマイクが置いてあったかと思うんですが、今度は無線のマイクを置く形になります。その無線のマイクのほうは、議長のほうは議長のほうでオン、オフするんですけども、発言についてはこれまでどおり事務局のほうで発言する方のマイクを通すという形で、これまでどおりのやり方にはなります。ただ、今度無線のマイクになりますので、以前よりもご自身の置きやすい位置にマイクも置けるようになるかと思います。

あと、すみません、今回いろいろ議場で音が大きくなったりちっちゃくなったりしちゃって申しわけなかったんですけども、これまでに音が多分集音しやすくなるものになると思うので、今までよりちょっとお聞き苦しいところは減るんじゃないかなと思います。

あと、議場内にこれまで一般質問のとき60分をカウントするために、プロジェクターで映像を壁に直接出させていただいていたんですけども、今度モニターのほうをつけさせていただいて、そちらのモニターのほうで、2か所つける予定なんですけど、そちらのモニターに残り時間が何分というのが分かるような形になります。

今まで機械のほうも、私のほうで一般質問用の映像の機械と、あと音声用のこれまでの機械、操作させていただいていたんですけども、今度は議場の中ではなくて、別の音響室の中のほうに私今度入って、一括で操作をするような形になってきます。変わってくるというのは、こちらが変わってきます。

あと、今現在使われているスピーカーのほうとかは、進修館どうしても議場としての利用と一般

の利用がありますので、一般で利用する方が使う場合のことも考えまして、これまでの設備のほう、議会で使っている有線のマイクとかは別なんですけれども、これまでどおり一般の方が利用されている音響設備については、使える状態で残るといような形で予定しております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で議会事務局分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時19分

○委員長（丸藤栄一君） それでは再開いたします。これより総務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（赤井誠吾君） 総務課でございます。ご審議をお願いいたします。

私、総務課長の赤井と申します。よろしくお願い申し上げます。

○総務課副課長（鈴木淳史君） 総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願い申し上げます。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 総務課人権推進室長の柴崎と申します。よろしくお願い申し上げます。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山と申します。よろしくお願い申し上げます。

○総務課主幹（星野靖史君） 総務課人権推進室主

幹の星野と申します。よろしくお願い申し上げます。

○庶務職員担当主査（飯山保孝君） 庶務職員担当の飯山と申します。よろしくお願い申し上げます。

○庶務職員担当主査（田邊和美君） 庶務職員担当の田邊と申します。よろしくお願い申し上げます。

○文書法規担当主査（松井美絵君） 文書法規担当の松井と申します。よろしくお願い申し上げます。

○広報担当主査（平向優子君） 広報担当の平向と申します。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願い申し上げます。

質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村でございます。7点質問をさせていただきます。

私たちの予算書39ページです。

人権啓発活動について詳しくお伺いいたします。

人権問題に取り組む団体への助成ということなんですけれども、どのような人権についてということと、あと、取り組む団体についてもお伺いいたします。

2点目、予算書の69ページです。

こちらでも人権平和推進事業について。

本年度の特徴というところで、町民相談の実施とありますけれども、こちらについても詳しくお伺いいたします。

続いて69ページです。

顧問弁護士委託事業についてです。

こちらは、町民を対象とした町民法律相談の開催と、行政執行に係る法律問題の解決ということなんですけれども、町民の方の相談はどのくらい、どのような形でされているのか、詳しくお伺いいたします。

続きまして、73ページです。

広報事業についてです。

こちらの町ホームページについてお伺いしたいんですけども、こちらの電子計算システム機器を使って、町の職員の方がホームページを作成されているのかなどで、ホームページについてなんですけれども、ちょっと見づらいというお声を多くいただいております、私自身もパソコンとスマホで両方見ているんですけども、なかなか調べたいところにたどり着かなくて、見づらいイメージを持ってしまっております。あと、パソコンとスマホでちょっと形が変わるので、スマホになると、議会のリンクがなくなってしまって、探せない状態になっておりますので、その辺もちょっと、なぜそうなっているのかをお伺いいたします。

続きまして、同じく73ページのみやしろズームアッププロジェクトについてなんですけれども、こちらの広報サポーター謝金とありますけれども、この詳しい内訳をちょっとお伺いいたします。

続きまして、81ページです。

こちら男女共同参画社会推進事業の委託料についてなんですけれども、こちらどのような団体に委託をしているのか。どのようなセミナーを開催するのかということをまた詳しくお伺いいたします。

最後に、同じく81ページなんですけれども、こちらの配偶者などからの暴力による被害者への緊急避難支援費となっておりますけれども、どのような支援をいただけるのかということを詳しくお伺いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、答弁を求めます。

総務課人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 人権推進室長の柴崎です。

まず一番初めのご質問いただきました、私たちの予算書の39ページのご質問でございます。

こちらどのような団体に助成をしているのかというご質問でございますが、こちら人権平和推進事業につきましては、総務課、教育委員会、2つの課をまたがりまして、連携協議図りながら実施しているところでございます。

総務課が所管するものといたしましては、人権啓発活動実施と言います、啓発品ですとか、そういったものを今年度においては配布したり、あとは事業を進めてまいっていったところでございますが、多くは人権擁護委員協議会への負担金ですとかになります。

人権擁護委員協議会につきましては、越谷の人権擁護委員協議会、埼玉全て管轄している協議会でございますが、そちらのほうに対します負担金ですと、あと、杉戸部会、宮代町と杉戸町で構成している部会のほうでの負担金のほうを支出しているところでございます。

こちらにつきましては、何をしているかということになるかと思うんですけども、越谷人権擁護委員協議会等につきましては、埼玉と言いますか、草加市まで入りますけれども、そちらのほうで事業を実施している中では大きな事業といたしましては、人権作文ですとか、小中学校にお願いして作文の全国コンテストですとか、そういったものを実施する、もちろん相談事業というのは多くやっているところでありまして、埼玉の人権擁護委員が全て毎日法務局のほうに出向きまして、交代では出向くんですけれども、そういった方人権相談というのを受けております。

そういったものの相談の事業ですとかに充てられているということになります。

また、杉戸町と宮代町の杉戸部会というような活動につきましては、こちらも人権擁護活動としまして人権の花運動ですとか、そういった事業を実施しているところでございます。

なかなか今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業が進めることがなかなか難しかったところではあるんですけども、新型コロナウイルス感染症のほうを対策を取りながら事業を少しずつ進めてきたところでございます。

こういったところに助成をさせていただいた負担金でございます。

続きまして、町民相談ということで重点を入れている町民相談の内容を詳しくということでのご質問につきましてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、総務課人権推進室で所管している相談というのが、人権擁護委員会のある人権相談と、町民の相談を受ける町民相談、そして女性相談、あとはDV相談、そういった相談を受けております。あとすみません、弁護士相談と4つございます。

やはり多くが相談業務ということをしていただいておりますので、そういった相談を横の連携を図りながら、さまざまな支援をしていければ、相談者に寄り添った話をお伺いして、その方に合った支援ができればとは思っております。

こちらにつきましては、専門家の先生を呼ぶ、例えば弁護士相談であれば弁護士を呼ぶときの相談につきましては、月1回、後、町民相談につきましても月1回やっております。第2月曜日に実施しているところでございます。また、女性相談につきましては、こちらも月1回なんですけれども、第3月曜日に月1回実施しているところでございます。

これを今現在月1回ではございますが、住民の

ニーズに沿うような形で今後も実施していきたいと考えております。

続きまして、顧問弁護士の関係でございますが、情報はどのような形で実施しているのかということでございますけれども、こちらも先ほど申しましたように、予算書69ページになります、の顧問弁護士委託料でございます。

こちらにつきましては、どのように相談を業務行っているのかということでございますが、こちらにつきましては、月1回朝10時から夕方4時まで相談時間とさせていただいて、顧問弁護士が相談を受けております。

宮代町におきましては、予約制という形を取っておりません。ですので、その日にいらっしゃった方おおむね全てご相談は受付させていただいております。

時には、相談の方が多いときには少しお待ちいただくかもしれないんですが、そういった方は事前に番号札というものをお渡しさせていただいて、その番号の順番で受けさせていただくという形でお時間を大体このぐらいになりますという目安で皆さんにお話をさせていただいて、皆さんのいらっしゃった方の相談を受けさせていただいているような状況でございます。

続きまして、81ページになります。

男女共同参画社会推進事業の委託料につきましてのご質問です。

どのような団体に委託をしているのかということとです。

こちらの事業につきましては、委託料としまして今回計上させていただいておりますのが、一時保育の委託料と、あと女性相談の委託料というものが大きくございます。まず一時保育の委託料でございますが、こちらにつきましては、一時保育、宮代町ですと市民参加条例には事業を実施すると

きには一時保育をつけましょう。子育てをする方にも多くの方に参加していただくため一時保育をつける、事業と一緒にやるということになっておるかと思います。それに伴いまして、一時保育を委託させていただいています。

今年度におきましては、来年度はまた新たな契約にはなるんですが、今年度におきましては、久喜市でございます。有限会社ウィズさんのほうに委託させていただいております。

例年、前年度までですと、きらりびとみやしろさんのほうにお願いしていたんですけれども、ちょっときらりびとみやしろさんのほうではちょっと委託が難しいということでちょっとそういうお話がございましたので、今年度新たにいろいろ一時保育をやっている企業さんですとか、団体さんを探したんですが、近隣等なかなかないものでして、今回ウィズさんということでお願いをしたところではございます。

ただ、今年度の一時保育の実施件数につきましては、やはりコロナ禍にありますので、事業自体がやはり少なかったということもありまして、なかなか利用率というのは伸びなかったんですけれども、今後も多くの事業で使っていただければと思います。今回も予算計上させていただいているところでございます。

続きまして、女性相談の委託料でございます。

女性相談委託料につきましては、今年度女性相談ネット埼玉さんに委託させていただいております。こちら先ほども申しましたように、相談業務は月1回でして、午後の1時から4時まで、1人1時間。こちらは予約制ということになっております。こちらは女性相談ネット埼玉さんの団体さんのほうにお願いをいたしまして、相談員を1人派遣していただいているような状況でございます。

女性ネット埼玉さんにつきましては、相談対応が経験豊富な方をお願いしておりまして、ここ近年相談件数も増えておりますので、充実した相談ができていますものと考えております。

続きまして、同じく81ページでございます。

配偶者等からの暴力による被害者への緊急避難支援費の内容ということでご質問に対しましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、来年度初めて計上させていただいたものなんですが、DV被害者の被害者支援ということなんですけれども、例えばDV被害者で一時的に緊急避難しなければならない場合というのが多々あります。そういった場合は、県のほうの施設のほうをお願いする、よくいわゆるシェルターというところをお願いするんですが、シェルターも状況によっては満室っていうんでしょうか、なかなか受入れが難しいっていうときもございます。そういったときにですけれども、自宅に戻ると危険があるっていうことを回避するために例えば金曜日の夕方にいっちゃった、どこにも身寄りがないという方がありますと、どうしても役所は土日、警察も土日休みになるところもあるので、今の積算とさせていただいているのは、金曜日にいっちゃって、土日で月曜日に宮代町にまた相談に来るという2泊3日分の宿泊費、あとはDV被害者というのは着の身着のまま相談にいっちゃうわけです。そういったのもあると所持金が少ないことが多々今までの相談を受けている中ではございます。そういうものもありますので、食事代、それとあと生活必需品、要は着の身着のままということで、衣服の着替えも何も持っていない。例えばお子さんがいる場合おむつですとか、離乳食ですとか、そういったものを一切何も持っていない。例えば高齢の方であればお薬とか市販にはなってしまうんですけれども、そう

いったものも何も持っていないということになりますので、そういった方も加味した形の積算をさせていただいて、今回初めて計上させていただきました。

担当としましては、なるべくこういったものを使わないような社会でいたいなって思いはあるんですけども、やはり緊急的に避難しなければならぬ方も多々いるということから、今回計上させていただきましたものでございます。

以上でございます。

大変申し訳ございません。

もう1点質問漏れておりまして申し訳ございませんでした。

81ページのセミナーの内容ということでの質問でございます。申し訳ございません。

セミナーにつきましては、男女共同参画社会推進会議というもので、セミナーの企画立案運営ということをしていただいております。今年度におきましては、今現在セミナーをやらせていただいているんですが、今年度はコロナ禍において、どうしても対面でのセミナーというのができないので、オンライン配信をさせていただいているところでございます。

そういった中で、今回はやはりコロナ禍におけるDVということで、企画をさせていただいてはおるんですけども、来年度におきましては、またその会議のほうで検討してまいりたいと思っておりますので、まだ具体的なテーマというのは決まっていないような状況でございますが、やはり男女共同参画ということに興味を多くの方に提供いただけるようなセミナー内容にしていきたいということで考えてはおります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山と

申します。

ご質問いただきました、予算書73ページ、広聴広報事業、2つありました。

1点目が、13節使用料及び賃借料の電子計算システム機器借上料というところで、どんな形で町のホームページは使われているのかというようなご質問でしたけれども、この予算書のとおり、ホームページ管理システムというものを今借りておりまして、担当課の職員が自分のテリトリーの行事、事業等のページを入力しまして、担当課の課長の決裁をもって、ホームページに掲載されるというような形なので、広報担当が一手にやるというよりは、みんなで作っていくというようなイメージでございます。

2点目、まずこちらは本当におおびなんですけども、スマホのページ自分も確認しましたが、確かに議会のページがなかったの、帰ったらすぐにつけます。申し訳ないと思っております。また、見づらいというような意見がありまして、今町のPC版のホームページにつきましては、5年前に今のページにリニューアルしまして、ちょっと今の最新のしたものをデザインよりかはちょっと古いような作りのページとはなっております。ただ今ほぼほぼインターネットを見るのがスマートフォンが多いのかなと思われまので、スマートフォンでこのページをなるべく見やすくしようという試みが今行っております。具体的には、今までスマートフォンのページを開きますと、検索窓がなかったんですが、実は右上のボタンを押すと、検索窓出るんですけども、誰も多分そこに気づかないだろうなと思ひまして、真っ先に検索窓を作って、そこであるだけ分かりやすく情報発信探せるようにしたいなとは思っているところです。あとは、見やすい見づらいにつきましては、いろんなご意見

あると思いますので、ぜひこのところこうしたほうがいいんじゃないっていうのは聞かせていただければできる範囲で対応していきたいと考えております。

続きまして、同じく予算書73ページ、みやしろズームアッププロジェクトの広報サポーターの謝金の内訳でございますけれども、トータルが20万4,000円で、内訳が広報サポーターの写真の記事というのを1,000円掛ける12記事掛ける2の2万4,000円。広報サポーターの動画記事というものを1,500円掛ける24本掛ける5人で18万円で想定してございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

どうもありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

私たちの予算書39ページなんですけれども、啓発活動が取り組んでいらっしゃるということで承知したんですけれども、人権と言ってもいろいろあると思うんですけれども、特に具体的にどのような人権について取り組んでいるのかというのをもう一度伺いたします。

2点目の町民相談についてなんですけれども、こちらも弁護士の方への町民相談ということで月1回、女性も月1回ということで開かれているということで引き続きこちらをまた実施をするということで相談件数も増えているということで、引き続きお願いいたします。

73ページのホームページについてなんですけれども、早急にご対応くださるということでどうもありがとうございます。

議会から先ほどもあったんですけれども、議会から一般質問が動画で配信されるというのが見ら

れるのですけれど、どこから見ていいのかなっていうこともあったので、ぜひ一般質問などを多くの方に見ていただきたいので、何かスムーズに入れるようにしていただければと思いますので、ありがとうございます。

広報サポーターの件も承知をいたしました。

あと81ページの男女共同参画についてなんですけれども、こちらも引き続き前年度からの引き続きということで、女性相談とかセミナーを実施ということで、承知をいたしました。私もこちらのセミナーを動画配信されているのを拝見いたしまして、本当にこのような取組をしてくださって本当に感謝をいたしました。一番いいなと思ったのが、講師の方なんですけれども、女性相談をされている講師の方だと思うんですけれども、まず相談をするというときに、どんな方かっていうのが分からないとなかなか相談に行こうというところまで踏み切れないんですけれども、まず動画でこういう方なんだっていう相談を受けてくださる方の情報が分かったり、あと、お顔も映っていたので、こういう方なんだなということで、とても相談に行きやすくなったなっていうのがすごく感じまして、このような動画をつくっていただいて、本当によかったと思いました。どうもありがとうございます。

それから、配偶者等のDVによる支援ということで、これも来年度からの事業ということで、こちらのほうも県のほうのシェルターが今もういっぱいだということは私も聞いておりましたので、本当に宮代町としてこのような対応をくださるということは、本当にこちらも女性として本当にありがたいなと思いますので、どうもありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

総務課人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 人権推進室長の柴崎です。いろいろありがとうございました。

1点ご質問ございました、39ページの人権活動をいろいろあるがどのような人権問題に取り組んできたかというご質問でございます。

こちらにつきましては、今年度やはりコロナ禍ということでございまして、やはり新型コロナウイルス感染症による誹謗中傷というものが多くございます。そういった中で、やはり新型コロナウイルス感染症の誹謗中傷をなくすためのポスターですとか、そういったものを重点を入れさせていただいて実施してきております。

今回、広報5月号におきましても、広報の新型コロナウイルス感染症の記事のところには、人権侵害に配慮をしてください。人権問題に配慮してくださいということで周知をさせていただきましたし、町内の幾つかの掲示板ですとかには、新型コロナウイルス感染症の差別はなくしましょうということでポスター等も貼らせていただきました。

そういった中で、先日新型コロナウイルス感染症の法律のほうが改正されて、人権侵害というところもうたわれたところでございますので、今後ともそういった新たな人権問題ということにはなるかと思うんですが、そういった人権問題に対して向き合って対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

4つほど質問させていただきます。

私たちの予算書21ページ、みやしろズームアッププロジェクトについてです。

みんなが地域の特派員を要請し、SNSを活用した気軽に情報発信する、市民参加の市民づくりとネットワークを構築します。

ネットワーク構築を10年していくというわけではないですね、ネットワークを構築して、どう展開してどうまちづくりに生かしていくのかということをお教えいただきたいです。

今回の総合計画の実行計画なんですけれども、昨年の議会の中でバックキャスティングで考えたというのは、数年後にこうなってほしいなっていうイメージを持って、つくった実行計画のはずなんですけれども、イメージがわからないんです。

例えば、こういったネットワークを構築した10年後、こういうふうになっています、こんなすばらしい世界になっていますよというふうなことがあって、そこからまずプロジェクトをスタートさせていると思うので、これネットワークを構築するのは分かるんですけども、構築した後、どう展開してどうまちづくりに生かしていくのかっていうのを教えてください。

私たちの予算書118ページの広聴広報事業についてです。

広報ですが、昨年度に比べ大分見やすくなったと思います。それでも高齢者の方から見づらいという声をまだまだいただいています。

高齢者の皆さんは、広報紙を本当に毎月楽しみにしています。話を伺いますと、1ページ内での配色の色が多過ぎて目がチカチカするということです。まあ色分けをしたほうが見やすいんじゃないかということではしていることだと思うんですけども、1ページ内の配色はせいぜい3色までに色を絞ってみてはいかがでしょうか。また、アンケートなどをとって広く町民の皆さんのニーズを聞いてみてはいかがでしょうか。

3つ目が、予算書66ページ、第2款総務費第1項、総務管理費、(3)総務管理事業です。

メンタルヘルス委託料についてお伺いします。

どのようなメンタルヘルスを行っているのですか。

ようか。また、メンタルが原因で長期休暇や休職などをする職員は増えているのでしょうか。また、そうならないように日ごろからどのようなケアを行っているのでしょうか。

最後に4つ目です。

予算書68ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、(10)顧問弁護士委託事業についてです。

今の顧問弁護士は、何年間顧問弁護士を続けているのでしょうか。また、弁護士にはそれぞれこれが強いという専門性がありますが、弁護士の専門性は何でしょうか。また、ここ数年でいいのですが、どんな問題をどう解決していったのか、顧問弁護士として顕著な実績がありましたら教えてください。

また、町民の方が周辺自治体の顧問弁護士を調べたところ、宮代町は顧問弁護士委託料が周辺自治体と比べると、住民1人当たりの負担が大きいということですが委託料はどう決めているのでしょうか。

以上お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

私のほうからは、前段の2件、みやしろズームアッププロジェクト並びに広報広聴の関係でお答えさせていただきます。

まず、1点目、私たちの予算書21ページ、みやしろズームアッププロジェクトというところで、ご質問の内容が5年後10年後を見据えて、どんな町にしていきたいのかということかなとは思ったんですけれども、皆さんもう既に第5次総合計画の冊子のほうは既にご覧になっているかと思いますが、構想の1、宮代らしさを価値として高めていこうという中で、方針C、宮代を

発信していくという方針にぶら下がった事業です。私たち担当で話したところでは、5年後10年後では、暮らす町の魅力を町民の皆さん自分の言葉で発信していけるような町になったらいいよねというふうな思いが今強くあります。

町の当事者が増える、町民が地域で輝く、町の魅力に気づいて、宮代町に愛着が生まれる、町民の満足度がアップする、平等とか、公平とかにとられない多種多様な情報が町内外にあふれ出すというような宮代町の情報発信のスタイルになったらいいなと思って、このみやしろズームアッププロジェクトを来年から開始していきたいと考えているところでございます。

2点目、こちら予算書73ページ広報広報事業、こちらにつきましては、これまでのさまざまな場でも見づらいとか、保存しづらいとか、色がチカチカするっていうご意見多々ありました。今も色使い1ページ3色にしようかというご提案ございまして、ちょっといつの段階というのはお約束できないんですけれども、今ちょっとリニューアル考えてございまして、具体的には、広報紙の後半のほうの情報誌、情報インフォメーションの部分、公共施設の情報だったり、さまざまな情報並べるところにつきましては、なるたけやっぱ色味を少なくしたほうがいいだろうというふうに担当の中でも考えておりまして、全部全てのページにおいて、いろんな色を使うのではなくて、イベントとか楽しいところでは楽しい配色、あとはきちんと行政の情報を伝える部分とかインフォメーションであれば、少し固めの色を抑えて、見やすくするというようなシンプルな紙面を作るということも今模索中でございます。ご意見として大変ありがとうございます。

あとは、前回の場でもアンケート等はどうかというところで、具体的にどういった手法あるのか

などと思ひまして、今昨年開始しました宮代町の公式LINE、今現在1,000ちよつとのお友達がいらっしゃるんですけれども、その方に向けて、本年2月3日から10日にかけて、広報の満足度が本当に簡単ですけれども、満足度調査をしました。

具体的には、配色はどうですか、文字の大きさはどうですか、レイアウトはどうですか、ほかに何か自由意見ありますかというようなところで、広く問いましたところ、合計126人の方からご回答いただきました。10代から70代超までです。本当に幅広い方からお答えいただきましてありがとうございます。

これは当然宮代町の公式LINE1,000人の中の126人と極々限られた方のご意見ですので、総括とは私も思つてございませんが、おおむねよい、もしくは普通が8割9割を超えているところです。ただし、今浅倉議員さんからお話があらつたとおり、色がちよつとチカチカして見づらいよとか、あと文字についても、もう少しめり張りつけたほうが分かりやすいんじゃないのとか、あとは写真をもつと大きくしてほしいよとかつていろんなご意見ありますので、いい点については当然残しつつ伸ばしつつ、今回いただきました反対とか改善案たくさんありますので、こちらを今後の広報誌の中で具現化できればいいのかなと思つてございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君） 総務課副課長の鈴木と申します。

予算書66ページ、67ページ、メンタルヘルス委託料の件につきましてお答え申し上げます。

こちら内容につきましては、ストレスチェック、全職員を対象としたストレスチェックの実施と、

メンタルヘルスに関する研修の実施の予算ということで計上させていただいております。

ストレスを感じて、メンタル的な不調によって職員の休む者が毎年1人2人いるのが現状でございます。そういったことを未然に防いでいくために、こういったストレスチェックですとか、研修つていうのも実施していくような形にはなつていくんですけれども、今年度令和2年度ですと、新型コロナウイルス感染症の関係でちよつと集まるのがあまりよくないということで、実際研修のほうは見送つたというはあるんですけれども、ストレスチェックについて実施のほうはしている状況にあります。

研修のほうにつきまして、過去どういったものをやつてきたかと言いますと、座学で学ぶものですとか、勤務中に多少ストレッチですとかやつて、少し気分転換図るのも1つですよということでの体を動かすような研修等も行つております。

座学に当たっては、やはり周囲の職員同士で声かけですとか、変化の気づき、そういったものも大事だということで、学んで、職員同士でそういうストレスを緩和していこうという取組をやつているところです。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 総務課人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 総務課人権推進室長の柴崎です。

予算書68ページ、顧問弁護士委託料につきましてのご質問についてお答え申し上げます。

まず、顧問弁護士は何年間委託しているのか、というご質問でございますが、以前、いつからかというのは私も正確には存じておりませんが、平成16年からは同じ法律事務所のほうに委託をしていると伺つているところです。

正式にスタートがいつからというのは、大変申

し訳ございませんが、私自身は知りません。ですので、20年近くもしかしたらなるのかもしれませんが。

こちらは同じ浦和にあります菊地総合法律事務所をお願いしているところでございます。

今の菊地総合法律事務所の弁護士の方の専門性ということでございますが、多くは相続ですとか不動産、そういったものを多く取り扱っていると伺っております。

ただ、かつて暴力団ですとか、そういったものの事業にも携わっていたということは伺っているところではございます。

過去にどんな問題を解決したのかというご質問でございますが、どんな問題を解決したと言いますよりは、町からの相談というものを多数受けていただいております。これは町民の方向けの相談とは別に今年度2月末現在ですが、おいても町として19件の相談をお願いしているところでございます。

それは各課が抱えております法律的な問題、そういったものをご相談させていただいているところでございます。

委託料が大きい、どのように決めているのかということでございます。こちらの委託料につきましては、近隣市町村の状況というのは私どもで把握はしておりませんがちょっと比べるのは事業内容、そういったものにつきましては、また異なるのかなと思いますので、一律にして近隣等はどうかというのはちょっと分かりかねるところでございますが、知る限りですと、平成16年からこの金額、税抜の価格ですと168万円ということでございます。

やはり消費税の変動がございましたので、そういったときに、増額をして今の金額に至っているということになっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 幾つか再質問させていただきます。

まず、確認なんですけれども、みやしろズームアッププロジェクトのほうなんですけれども、こちらはみんなが地域の特派員を要請して、それをネットワークで構築していった、最終的には町民自らが町内の魅力などを発信して町を活性化していく、もしくは町内外に発信していくというようなイメージでよろしいのでしょうか。

広報についてなんですけれども、どうしても色を多くしたほうが見やすいっていうのを私も前出版社に勤めていたのでそう思うんですけど、逆にシンプルなほうが見やすいということもありますので、こちらは検討をしていただければと思います。

また、アンケートについてもLINEのほうでアンケートをしていただいているということなんですけれども、高齢者の皆さんが結構読んでいらっしゃると思いますので、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種と同じようにありがたい商品券が当たりますとか、そういうふうにすればアンケートの回収率が上がるのではないかと思いますので、こちらでも検討していただければと思います。

メンタルヘルス委託料なんですけれども、こちらは分かりました。

最近、私が以前勤めていた会社の健保でも、私が入社したときにはたばこの害による医療費が上がって困っているので、たばこどうにかしてくれっていうところだったんですけど、やめる直近、去年になると、メンタルな問題が非常に大きくて医療費を逼迫しているということで、メンタルの件がずっと五、六年続いていましたので、ぜひとも職員の皆さんメンタルの面で休むというこ

とがないように気をつけていただければと思います。

弁護士のほうなんですけれども分かりました。長く、同じ弁護士事務所になっっていますので、今後顧問弁護士の事務所を変えるというのは1つの手かなと思っています。もし変えるのであれば、これからさまざまなトラブル住民によるトラブルも想像されますので、行政訴訟に強い弁護士さんというのを考えてみたらいいのかなということです。

確認が1点になりますので、こちらをお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁願います。

総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

まず確認ということで、私たちの予算書21ページ、みやしろズームアッププロジェクトということで、この場でこういった発言していいか分からないんですけれども、浅倉議員さん、ネットワークということをしきりにおっしゃるんですけれども、21ページにネットワークという言葉が見当たらなくて、違う資料を見ているのかなと困惑しているんですけれども、ちょっとネットワークをつくるということは記載はしていなくて、みんなが地域の特派員、今の広報サポーターとか、今現に活躍されているインターネット放送局の特派員さんを新たなまたみんなが地域の特派員という仕切りの中で、より活発に活躍していただいて、また新たな切り口でもっと多くのいろんな人が例えばスマホで撮ってアップできるそんなことができるような仕組みをつくっていきたいと考えているので、特に特派員さんをネットワークづけて何かを受けようというイメージよりかは、今のイメージではAさんBさんCさん、あとはAグループBグ

ループいろんなものがあると思うんですけれども、1個の大きな器をつくろうというイメージではなくて、この仕組みの中で個人もしくはグループがそれぞれのやり方で、宮代町の魅力を町内外に発信することができたらいいのかなというのがイメージでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

幾つか質問したいと思います。

今まで質問された内容とはちょっと違ったところ、同じ人権の問題なんですけれども、68ページ、1目一般管理費、(9)の人権平和事業で、このことで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、事業概要で差別や偏見の早期解消と説明してあるんですけれども、差別と偏見、宮代町の財政です。宮代町でこういう実例として差別や偏見があったのかどうか、それをひとつお聞きしたいなと思っております。

それと、72ページ、(3)みやしろズームアッププロジェクトのいわれたところなんですけれども、この中で新しく新規の特派員を雇うみたいなこと書いてあるんですけれども、新規の特派員と講師の選定というのは、もう決まっているんですか。それと講師の選定でどんな内容で講義なんかを行うのか、それをちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと、男女共同参画社会推進事業なんですけれども、78ページになります。

その中で、DVで埼玉県のほうに保護施設に預けるということ言われたんですけれども、これはいろいろとニュースなんかでも騒がれているんですけれども、秘密がばれてしまう、そういう事件がかなりあったんです。この辺のところを町としてどういうふうに秘密を守るということで対策を

取っているのか。総務課だけで守っていてもほかの例えば税務課で送ったりなんかしたら、これがばれてしまう可能性があるんです。偽名で名前を言って、どこにいるっていうことがばれてしまう。そういうところ対策をきちんとしているのかどうか、それを教えていただきたいと思っております。

94ページ、2目の賦課徴収費なんですけれども、96ページになりますかね、賦課徴収対策事業。予算を見ると減ってきているんです。

96ページです。96ページの、94ページかじゃあ。賦課徴収費、94ページの2目。

総務費ですよ、賦課徴収費、担当は税務課ってことで、じゃあこれは違うのか、分かりました、すみませんでした。

あと、それと70ページの行政不服審査事業です。70ページの。

そのことについて町のほうでどのくらいのそういう審査したのか、実績解決件数とか、そういうのあったら教えていただきたいと思っております。

それとあと、106ページの監査委員の運営事業、32万8,000円から32万4,000円になっているんですけれども、これは監査委員の委託料じゃないですよ、ほかのことで減っていつているんですよ。その辺のところも4,000円とか減って何で4,000円ばかり減らしているのかなっている感じがちょっとしたんで。私はどっちかと言ったらもう少しこの事業、監査委員のやっていることをもう少し詳しくどのくらい年間でやっているのか仕事を。ちょっと分からないんで妥当なのかどうかっていうのも含めてちょっとほかの町と比べてどうなのかどうか、その辺のところもちょっと教えていただきたい、聞いた話だと相当監査のときは休んだということではなかったので、その辺のほうをちょっと詳しくお願いしたいかなと思っております。

ます。

それと、69ページです、顧問弁護士のことなんですけれども、資料の6ページを見ますと、近隣市町の弁護士費用及び仕事内容、町の弁護士との比較っていうことで、把握していませんっていうだけなんですけれども、これは町のやっている事業でも、この説明の中でも、例えば書いてあるんです、町民を対象にした町民法律相談の開催及びということで、こういうことがなぜ把握できないのかなと思って、各市町村で、これはほかの行政でも全部把握できるはずなんです。なぜこれ把握できないのかなと、教えていただきたいと思っております。分からないって調べてないっていうのは分かるんですけれども、把握してない何で把握できないのかなってこのぐらいが。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君） 総務課副課長の鈴木と申します。

ご質問いただきました予算書70ページ71ページ、まず行政不服審査会運営費につきましてお答え申し上げます。

こちら事例はあったかということなんですけれども、令和2年度、今年度も実績としてはありません。過去においても私の知る限りではしばらくの間案件はないかなと、そのような状況です。

続きまして、予算書106ページ、107ページの監査の関係なんですけれども、こちら4,000円減というのは図書費を削らせていただいた分でございます。

議員ご指摘のとおり、報酬に関しましては、過去の予算の委員会、決算の委員会においても報酬安いのではないかということでご指摘はいただいております。実際のところ県内の状況を確認

認しますと、やはり下から数えたほうが早い状況にあります。どれぐらいの額が適正なのかというのは、何とも言えないところではあるんですけども、実際監査委員会の方には、毎月行っている例月出納検査ということで、月に1回は必ずお越しいただいている状況です。また、決算に当たって、決算審査というのがございまして、その実施に当たっては、近年ですと6日から7日、それに加え、定例監査ということで6日から7日ご出席いただいて、町のほうで監査のほうをしていただいている状況にございまして、トータルすると30日前後來ていただいている状況にあるかなと思います。

報酬につきましては、見直しということも念頭には置いてはおるんですけども、他の行政委員会の委員の報酬ですとか、同様に低い状況にあったりするものですから、見直しに当たっては、全般的に見直しする必要があると考えておりまして、ただそこら辺につきましては、現在着手のほうはしておりませんので、引き続き課題の一つとして捉えているというところがございます。

どうしていくということで、答弁にはならないんですけども、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

2点目にご質問いただきました予算書73ページ並びに私たちの予算書21ページ、みやしろズームアッププロジェクトの中の特派員の関係と、あとは講師の謝金の講師の選定とかの話についてご説明したいと思います。

特派員につきましては、新たな方というのも当然想定はしていますけれども、今現に活躍されていらっしゃいます広報サポーター並びにインター

ネット放送局の特派員さんにも引き続き活躍をいただきたいと考えておりまして、その中で講師謝金につきましては、実際には今もう活動されている方に向けた講座の先生の謝金であったり、他方で新たな特派員さんを掘り起こしたいと考えておりますので、みやしろ再発見ワークショップと今仮の名前で私たちの予算書に書いてございますけれども、宮代の魅力を楽しく再発見できるようなワークショップ感染症の状況ありますのでできればというところではありますけれども、こういったワークショップを開催するときの謝金を想定してございます。

講師の選定の目星はついていくかということでございますけれども、今現段階では確定した講師の先生を想定はしておりません。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 総務課人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 人権推進室長の柴崎です。

ご質問にありました、予算書68ページの人権平和推進事業でございます。

こちらの事業概要に、町民一人ひとりの人権意識を高めることによる差別や偏見の早期解消とございまして、実際差別や偏見があったのかというご質問についてのお答えでございます。

こちらにつきましては、例えば会って人権相談ですとか、そういったものにつきましては、今年度そう訴えてきた方はいらっしゃることはいらっしゃいます。

さまざまなやはり人権問題というのはございまして、障がい者の人権ですとか、高齢者の人権、子供、もちろんいじめですとか、女性の人権、同和問題、そういったさまざまな人権に対して、全てのものの差別と偏見でございまして。そういったものを解消するための事業でございます。

実際あったかないかということになりますと、人権平和推進事業のくくりではなくて、事業的には男女とか分かれています、DV被害者においても、それは女性の人権が守られていないということにもなりますし、子供に関しては、いじめということに対しても相手を尊重しない、やはりそういった部分での差別っていうのが必ずしも絶対ゼロではないと考えております。

そういった上では、やはり人権を尊重する、要は相手を思いやる気持ちっていうものは大切だと思っておりますので、やはりこういった人権問題、そういったものに向き合いながら、お互いが尊重できる社会に努めるべきだと思っておりますので、事業を推進してまいりたいと思っております。

続きまして、予算書78ページ、DVの関係の質問でございます。

こちら県の保護施設に避難をされた場合ですけれども、秘密の保持のほうは守られているのかという質問でございますが、こちらにつきましては、DV支援をするに当たりましては、やはり人権推進室単独での支援というのは難しいものがございます。その被害者の状況、お子さんがいるのかいないのか、例えば障がいを持っているのか持っていないのか、そういったものもかなり大きな問題となっております。また、避難ということで、やはり逃げていくということで、ございますので、ある日突然いなくなるということにはなります。

そういった中で、町として秘密の保持ということでございます。かつて昔逗子ですとか、そういったところのストーカー事件というのはやはり役所からの情報の漏えいによっての殺人ということもありますので、保持についてはかなり慎重に対応をさせていただいています。

町の中の支援体制といたしましては、平成28年

度にDV担当者の被害者支援連携会議というものを設けさせていただいております。その中で、DVに関する各担当がおりまして、そちらの担当のほうと綿密に会議をしまして、保持のための課題ですとか、どういったら漏えいできないか、どういった支援がまた求められるのかということを毎年会議させていただいております。

今年も12月に会議をさせていただいて、再度職員のほうにやはり課題を見つけながら、どうやって保持をしていくのかということを考えて連携を図らせていただいて、体制強化に努めているところでございます。

続きまして、予算書68ページ、顧問弁護士委託事業でございます。

今回資料請求の中での資料6ページのほうで資料のほうで回答させていただいておりますが、把握しておりませんという回答につきましてのお答えでございます。

こちらにつきましては、近隣市町につきましての状況なんですけれども、例えば国・県ですとかの調査というものがあいましたら、その調査につきましてももちろん皆様にお出しするところでございますが、顧問弁護士につきましては、各市町とかの状況等違いますので、そういった一括してこの市町村がどういったもので幾らというものを把握するような資料というのは持っておりません。そのため今回お出しすることはできませんでした。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

68ページの人権平和事業なんですけれども、まず、宮代町でもいじめとかいろいろあるってこと

で、男女差別、私なんかはもう本当にいっぱいあると思います。

1つは、宮代町でも男女間の差別、例えばここに資料6ページにも載っていると思うんですけども、審議会でも男女格差が、女性の比率が28.6%、22.6%だってことで、これほどある。あと、こういう議会には入っていても、管理職は女性の方が、今度辞めてしまえばゼロになってしまう。管理職が。

そういう差別を宮代町にも大いにあるんじゃないかなと思っています。やはり、こういう問題、差別の解消だっという説明はしています。

私は、こういう差別のじゃなくて現実のやっぱり宮代町からやっていくべきじゃないかなって感じはするんです。確かに女性の全部、これは別です。女性のDVだとかそういうのは別のあれだと思っていますけれども、一般管理職の平和推進事業ってことは、先ほども説明ありました、越谷のほうに本部があるんだっということ言っていましたよね。そのころ私は越谷に勤めていたんです。同和行政ですこれやっていたのが。そちらのほうにかなりお金が回っていて、大問題になったことがあったんです。これも1つのそういう部落解放同盟っていうのかな、そこへ行ってしまうお金。だからちょっとおかしいなとは思っているんです。名前は人権平和事業なんですけれども、やっていることは違うんじゃないかなって感じがしたんで、ちょっと質問しているんですけども、だから差別というのを江戸時代の部落差別っていうのはあったわけなんですけれども、それは分かります。しかし、宮代町ではそういう差別はもうなくなっているんじゃないかな。わざわざこれを人権平和事業ってことでやるんじゃなくて、やはりそういう現実的な差別っていうか、格差をなくすようにしていくべきじゃないかなって感じは

私はしているんです。

1つ、先ほども言いました。管理職だって少ない、女性の。こういう委員会の女性の比率も少ない。またどうなっているかちょっと細かいことは聞きませんが、育児休暇の取得数、それだって男性のほうが少ないでしょう。女性のほうが多いでしょう。やっぱりそういうことを1つずつ直していくっていうのが私は大事じゃないかなと思っています。その辺のところ人権の問題じゃないですけども、差別っていうことで、どういうふうに考えているのか、町として、総務課として、まずそれを最後に教えていただきたいなと思っています。

それと、あと、またズームみやしろ講師と特派員は、まだ決まっていませんということなんですけれども、来年これはこういう内容で選定ってどんなやっているってことで書いてあるんですけども、その辺のところはどうなんですか。ただ書いていただけなんですか。やらずに。新しく今までのままでやっていくんだっということ、まだ講師とかそういうのは決めていませんっていうことなんですけれども、これ新しい人の新規の特派員の謝金って書いてあるんです、新規の。やっていないんだったらこれ新規って言葉外したほうがいいんじゃないかと思ったんですけども。そういうことなんです。

秘密は本当にこれは78ページ男女共同社会、秘密は守んなくちゃいけないと言われております。いろいろと健康保険だとか、いろんなことで、ばれてしまう。居場所がばれてしまう。それは絶対にやってはならない。それだけは必ず秘密は守って、庁舎内でも徹底して議論していただきたいなと思っています。

命がかかるときもありますので。本当にこれだけはちょっと心配です。

それと、行政あれはなかったことで分かりました。

それと顧問弁護士の把握していませんってことなんですけれども、これは町で聞けばすぐ分かることじゃないですか。杉戸だったら杉戸に聞けばいいことだし、宮代だって簡単なんですけれども、こうやって説明が書いてあるんですから、どういうことやっているのってことで聞けばそういうことだと思うんです。埼玉県データに入れていないからってことで聞かないってということじゃなくて私はそう思います。

それと、監査委員月30日前後トータルで監査をしているってということなんですけれども、これは特別だと思いますが30日もやっているということは10日に1回ぐらい行っているんですか、もっと多くしているんですか平均からすると。私ほかの委員とはちょっと別じゃないかなって感じはするんで、その辺のところは検討したほうがいいんじゃないかなって私は思っております。私の願いだけです。ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 5時27分

再開 午後 5時39分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

引き続き、総務課分の答弁からお願いいたします。

総務課人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 人権推進室長の柴崎です。

68ページの人権平和推進事業につきましてのこ

質疑につきましての答えをさせていただきます。

人権問題がたくさんあるということでお話をさせていただいたところですが、越谷にある団体といますのは、先ほど申しましたのは、越谷人権擁護委員協議会に対しまして、こちらは人権擁護委員さんからなります協議会でございまして、法務局内にありまして、この法務省の管轄の下、事業を実施している団体、そちらにつきましては負担金としてお支払いをしているというところでございますので、個別の団体に出しているということではございませんので、ご理解を賜りたくお願いしたいと思います。

続きまして、同じく68ページ、顧問弁護士の、近隣の状況の把握をしていないのかというご質疑に対しましての答えでございます。

大変申し訳ございませんで、近隣のほうのものにつきましては把握はさせていただいております。ただ、議員さんのおっしゃるとおり、電話等様々な手段を使って調べることは可能かと思っております。

必ずしも、地域の実情ですとか、課題というのがありますので、一律に同じとは考えておりませんが、やはり近隣の状況、この高い、低いというところを含めて、じゃ、何を委託しているのか、そういった状況も踏まえまして確認し、事業を来年度執行するに当たりましては、内容を精査した上で執行を考えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

申し訳ございません。差別の問題のご質疑でございますね、申し訳ございませんでした。

男女間の差別があるんじゃないかというところでございますが、先ほど、委員さんがおっしゃられた、管理職が少ないですとか、そういった、やはり地域の審議会ですとか、例えば、地域でいえ

ば、自治会、そういったところで、女性がなかなかいないという現状につきまして、差別であるのかというところにつきましては、全てが差別とは限らず、やはりそれは男女共同参画といいますか、お互いが誰もが人権を支え合い、男女共同参画的な観点からお互いを尊重して、女性のほうもエンパワーメントといいますか、自分で自己開発をし、政策決定ができるような力をつけるということも大切だと思っておりますので、そういった中で、お互いが両輪のように、差別ということではなくて、組織ですとか、地域が全ての皆様の意識を向上することによって、男女共同参画という社会が実るものではないかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

ご質疑いただきました歳出予算増減表のほう、2款総務費、1項総務管理費、2目広聴広報費のみやしろズームアッププロジェクトの主な増減理由の欄に、今、新規というような表現があるんですけれども、こちら、この新規という表現につきましては、みよしズームアッププロジェクトが来年度から新たに始まる事業で、予算が全て皆増でございますので、新規というようなご案内をさせております。

内容につきましては、もう先ほど来ご説明しておりますけれども、今活躍されている広報サポーター並びにインターネットフォト部の皆さん、また、新たな方を発掘しながら、町の魅力を町内外に発信していきたいというものでございます。

また、この謝金につきましては、ワークショップを通じた講師謝金と、あとは、実際活躍されている広報サポーター、ニュー広報サポーターさんの講座というか、楽しいスキルアップ講座的なもの

の講師謝金を想定しておりますが、今のところ、どこにお願いするとかについては決定はしていませんのでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最後に1点だけお願いしたいと思います。

先ほど、宮代町でも差別ということを使ったんですけれども、私、女性と男性のやっぱり、職場で働くことをその格差を縮めていかないと、これいつになっても、何か今の回答だと女性のほうに力がないみたいなことを言っていたような感じがしたんですけれども、そういう力がないんじゃないかと、やっぱり与える、与えるというんじゃないかと、そういう場所を決めてあげる、それが力になるんじゃないかなと、私は思っているんですよ。

何もしないでただ、これは、私も男性ですからそれは男性社会にいたいですよ、世の中に、しかし、でも、やっぱり人間ですから男女平等にしてやっていかなくちゃいけない、そうすると、やっぱり、これは与える、与えるというわけじゃないんですけれども、平等にやっていかなくちゃいけない、そういう格差を縮めていかなくちゃいけない、格差を縮めるということはこれは人間がやることですから、やっぱり、管理職に推薦していく、町長がこれはどんどん進めていくべきじゃないかなと私は思っております。

ぜひ、その辺のところは、男女共同生活しているわけですから、同じように、平等にやっていただきたい、それだけです。

○委員長（丸藤栄一君） そのほか質疑ありますか。西村委員。

○委員（西村茂久君） 西村でございます。

総務課の皆さんには大変お世話になっているから、あまり言いたくありませんけれども、今日の

質疑、総務課所管分を聞いていまして、ほとんど納得はしておりますが、ただ1点納得できないものがあります。したがって、それに絞って、質問をさせていただきます。

68ページ、顧問弁護士です。

これは納得のしようがないです、結論を言いますと。

それで、まず、現在の顧問弁護士さんについては、先ほど、答弁の中でありましたけれども、平成16年から現在に至るまで、計算すれば16年続けられていたらしゃると、かなり町に貢献されたんだろうから長く続いたのか分かりませんが、1つは、委託料の変動はありましたか。

それから、2番目に入ります。この長い間、同じ弁護士さんに、町の顧問弁護士をお願いしてきたことに対して検証されましたでしょうか。

3番目です。答弁の中で、私が書いた内容では承知していないという、あるいは業務内容が異なるのかな、地域が異なるのかな、地域事情が異なるのかなと、資料請求の近隣市町の関係についても把握しておりませんで終わっています。こんなことでいいんですかね。今は分からないけれども、把握していないけれども、調査をして後ほど報告いたしますぐらいはやっていただきたいなと思います。これを答弁されていることが、私からすれば、なぜ、これが出てきているのかというと、高いんではないかということだと思います。高いということをこれまでは聞いたことはございますか。それが3番目。

もう一つ、委託には、個別委託と包括委託がありますね。当町の場合はこれ包括委託で、内容的には町民相談、それともう一つは行政執行に係る法律問題の解決、この2つですね。その他あるかもしれませんが、大きく分ければその2つ。それをやってこられたんですが、じゃ、ちょっと

件数をもう一回聞きます。法律相談の元年度、2年度はまだ終了しませんから、元年度の件数、これお願いします。それから、行政執行の法律問題の解決、この16年間で何件ありましたでしょうか。未決でも構わないんですよね、取り組んだ件数、これ、教えてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁願います。

総務課人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 人権推進室長の柴崎です。

予算書68ページ、顧問弁護士委託料のご質疑につきましてお答え申し上げます。

まず、1点目、委託料の変動があるのかないのかというご質問ですが、委託料自体は変動はございません。ただ、消費税の増額に伴い、消費税分が増額しているということになります。委託料につきましては、私の知る限り、平成16年から変動はございません。

2問目、同じ弁護士で検証したのかということろでございしますが、検証といいますと大変、そうですね、検証につきましては、大きな検証というのはしてはいないのが現状でございます。近隣の状況も把握していない状況でございますので、こちらにつきましては、住民サービス一環でありまして、住民サービスの向上と見合った適正価格になるような見直しが必要な時期ということも考えまして、今後こちらの業務内容等含めまして検討してまいりたいと思っております。

あと、昨年度の件数ということでございますが、平成元年度の年間相談件数でございしますが、74件となっております。なお、今年度、2月末までですが、今現在63件の相談を受けております。

続きまして、法律執行の解決、取り組んだ件数というご質問でございしますが、こちらにつきまし

ては、訴訟等につきましてのものは、法律顧問弁護士契約とは別契約となっております。こちらに訴訟とそういった執行問題解決件数ということにつきましては、私の知る限りでは、なかったかなと思います。

以上でございます。

大変申し訳ございません。

町といたしますか、道佛の組合のほうで訴訟等を行って、菊地法律総合事務所の弁護士に依頼をしたという件が1件ございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。どうぞ。

○委員（西村茂久君） それでは、また質問させていただきます。

はっきり言って、184万円ですよ、これ税込みでしょうけれども、これは高過ぎますよ、今の件数を聞いた限りにおいて。だから、こういう包括的な委託の仕方もあるけれども、個別の問題が生じたときに委託をするという積み重ねでいったとき、これよりはるかに安いんですよ。近隣のことを調べていらないから分からないということは、今の時点ではしょうがないと思うんですけども、実際にいろんなところを調べていただきたい。業務内容が異なるとか、地域事情が異なるとか、そういう外面的なことじゃなくて、中身を比較してほしい。そうすることによって、果たして、今のこの委託料が正当かどうかというのが大体判断できます。

私は、個別委託を推奨します。この件数ですね、実際の、実績を見て、これは市町村のレベル、これにもよるんですけども、人口3万4,000人の、職員数200前後の、議員も14人、そういう中、このレベルでこれは破格な金額だと思います。これは、ぜひ、検討していただきたいかなと。

当町は、先ほどの前段の議員の質問にもあった

んですけども、男女共同参画といいながら、課長が来年度ゼロになるんでしょう、恐らく。候補者は1名いらっしゃるようだけれども、大抜擢すれば話は別ですよ。ゼロというのは外に向かって言えない数字ですよ、今の時代で。女性がもっと進出してくれないと、こういう問題というのは出てくるんですよ。

今のご答弁にはちょっと、これまでのご答弁、限界がありますから、私は納得はしません。しかしながら、ほかの内容についてはよく分かりました、努力されているというのは。でも、こういう金のかかるやつはしっかりね、やっぱり、調べていめんと、把握していめんと、これでこの場を終わらせるということはやめていただきたい。

課長、どうですか。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁願います。

総務課長。

○総務課長（赤井誠吾君） それでは、質疑いただきましたので、お答えをしたいと思います。

今回、資料要件に対し把握していませんということでお出ししたわけですけども、その理由につきましては、先ほど、柴崎のほうからもご説明をしたとおり、近隣市町におきましては、西村委員ご指摘のとおり、包括委託しているところと個別に委託をしているところと、それぞれ、やっぱり、あるように聞いています。

また、個別の委託の場合にも、どうも、埼玉弁護士会等に委託料を払って、そのときどきにに応じて、弁護士を派遣してもらっているというようなケースもあるようです。

それ以外に、当町のように、行政執行に係る相談をする場合には、また、別途お金を払っているというケースもあるということも聞いております。

実際に、例えばなんですけれども、委託料として当町では払っておりますけれども、ほかの自治

体においては委託料だけではなくて報償費ということでお支払いしているという場合もあるということでございます。なので、単純にこちらのほうで、例えば、近隣市町の予算書なんかを見まして、顧問弁護士委託料と書いてあるところの金額だけを比較しても純粋な比較にはならないというところで、そういった意味において、今の時点では把握をしておりませんので、そういったものを議会の皆さんに、ここで資料として出すということは、現時点で尚早だろうということで、今回は差し控えさせていただいたというところでございます。

高いか、高くないかということにつきましては、現時点では把握していないところなので、今後ちょっと把握をさせていただいて、ご指摘のとおり、その顧問弁護士料につきまして、やっぱり検証をしていかなければいけないというふうに認識しておるところでございます。

2点目の男女職員数のところでございますけれども、宮代町においては、男女の職員数はほぼ半々というような状況でございまして、そういった中で、確かに管理職の数が少ないというのは事実でございます。委員ご指摘のとおり、現在、課長級の女性職員がおりますけれども、定年となりますと、課長級の職員で女性職員はいなくなるということでございます。ただ、やはり、これは、今の女性職員をいきなり課長級に上げることですとか、管理職に上げるということはできませんし、実際にその職員の意向もあるものだと思います。

ただ、徐々に、宮代町におきましても、主査級の女性職員の数というのは増えてきている現状でございまして、そういった意味では、管理職の候補生というんですかね、そういうのは増えてきているというふうに考えております。

当町といたしまして、総務課としてできること

というのは、そういった職員が増えるように機会を平等に与えるということと、また、それに取り組みやすい環境づくりを整備していくということだと思いますので、そういったことに引き続き組んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、時間がかかることでもございます。1年主査級をやったら、すぐ2年目で主幹級というわけには、これはやっぱりいきませんので、そういった意味では、長い目で見ていただければというところをお願いできればということでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） これで終わりにしますけれども、課長のご答弁をもって。ただ、これまで16年間同じ値段で来ているというのは、昔はもっと高かったでしょうね、分かりませんが、今妥当だとしたとしても。こんな、やっぱり、予算づけはやめてもらいたいという要望と、それから、課長のお話は分かりました、それに長い目で期待していきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君） 合川です。

私から1点だけ質問させていただきます。

予算書でいうと66、67ページの職員研修事業についてであります。

当町においては、いつも彩の国埼玉人づくり広域連合でメニューから選んでいろんなのを研修しているというふうなお話を伺っているんですけれども、例えば、議会で、視察で県外に行ったり、いろんな自治体の取組を見に行ったりすることはありますけれども、職員の方がそういった事例でなり勉強したいというときに、視察先というのは、行きたいときに行けるようになっているのか、ち

よっとこの予算書の数字だけだとなかなかその辺が読み取れなくて、そういったところに視察、ちゃんと行けるようになっていくのかということと、今年、例えば、何か導入する、何か検討するといったときに、職員の方がそういう現場に足運んで勉強しているのかなというのがあって、今年度というと、例えば、もう既に何か行く予定があったりとか、そういったことがあるかどうか、お伺いをさせていただきます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君） 総務課副課長の鈴木と申します。

ご質疑いただきました職員研修事業についてお答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、職員の研修につきましては広域連合の研修と、近隣自治体で行っております3市1町の研修、また、市町村アカデミーということで、そちらに行く職員ですとか、あとはその分野ごと、それぞれの課によって研修がございますので、そういったものに参加している状況でございます。

視察に関してですけれども、過去においては、職員のほうで視察に行きたいということで、職員自ら計画を練って視察に行きまして、その報告を課長会議等で行ってという事例はございます。残念ながら、まだ、平成3年度について、来年度につきましては、どこという予定はございません。また、行きたいところに行けるだけの予算があるのかといいますと、実際のところは、どういったところをどう見ていきたいかというものがありませんので、予算づけというのはございませんけれども、この研修の中での旅費の中で何とか捻出したりとかして、視察等には行っていただければと

考えてはいますけれども、今のところ、具体的にどこというのは予定していないところです。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） 答弁ありがとうございます。

内容はそのようなことであるというのは分かりました。

ただ、一つだけ、やっぱり残念に思うのが、これだけ毎年いろんな課題や何やらありながら、今年はここ行って、来年はここ行ってと、やっぱりいろんなところに職員の皆さんをある意味派遣していただきたいというか、やっぱりそういったいろんなところで学んできたものを、この町に生かしてほしいというのはありますので、ちょっと行きたいところとか、行く予定とか、何もないんですよというのが、何かちょっと寂しいような気がするのですが、どうか、そういったところは、私、税金で本当にしっかり勉強していただくために、この町のために持って帰っていただくなら、払うのはいいことだと思っていますので、もう少し何かこう活動的に、何かこの町のために、町外、井の中の蛙にならないで、この町外をいろんなところを見てきてほしいなと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） そのほか質疑ありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

103ページの選挙について、お願いいたします。

町長選挙と衆議院選挙の予算が組んでありますけれども、補欠選挙の予算は組まないのでしょうか。

それから、オリンピック後に衆議院選挙があるかと思うんですけれども、9月に行われる場合は町長選挙と同日にするんでしょうか。した場合は幾らぐらい予算の節約ができるんでしょうか。選

挙の質問は以上です。

それから、先ほど、議会だよりで思ったんですけれども、中央印刷さん、長い間同じところで印刷しているのはまずいということで、今回見積合わせをするということでしたけれども、この弁護士費用も、ぜひ、見積合わせをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

同じく、中央印刷さんで思ったんですけれども、私たちの予算書118ページ、広報印刷代732万円となっているんです。これ、議会だよりから計算しますと、議会だよりは年4回で146万円ですので、年12回ですと438万円になるんです。つまり、みやしろ広報より300万も安いんですよ。24ページ立てのこのA4で出せば、438万円のできるんです。300万も安くなるんです。その宮代町の広報をA4の24ページに戻す考えはありませんか。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君） 総務課副課長の鈴木と申します。

ご質疑いただきました選挙関係のことについてお答え申し上げます。

補欠選挙について予算計上しないのかということでございますけれども、現在、議員さんの中で欠員が生じていない状況でございますことから、特に計上する必要はないと考えております。

あと、町長選挙と衆議院選挙、同日になった場合、どれぐらい経費が削減できるかと言いますと、具体的にどれぐらいというのはちょっと何とも申し上げられませんが、当然、職員につきましては、別々に実施した場合には2日間出なくちゃいけないのが1日で済みますから、その分大幅に削減できるかなと思います。当然、投票所にかかる経費とかも、当日であれば1日分で済みます

し、期日前投票所につきましても、衆議院と町の選挙では期間が異なりますけれども、重なる部分については削減できるかなと思いますので、これは衆議院の解散のほうがいづされるかによって決まってくるものなので、それに町の選挙を合わせられるかどうかという点もございますけれども、その日程の関係は国の動向次第と、あとは町の状況次第ということで、今から考えてはいますけれども、同日も可能性としてはあるとは思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 総務課人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 人権推進室長の柴崎です。

予算書68ページ、顧問弁護士委託事業につきましてのご質疑についてお答え申し上げます。

見積合わせを考えていただきたいということですが、やはり、今、皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、来年度の執行に当たりましては、見積合わせも踏まえ考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

○委員長（丸藤栄一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

予算書73ページ、広聴広報事業並びに、私たちの予算書118ページの同じく広聴広報事業の広報の印刷経費にかかるご質問ですけれども、値段については、委員のご指摘のとおり、議会だよりと比して高い予算のほうを準備しているところでございます。ご質問については、昔のA4判のほうに戻さないのかというようなことでございましたけれども、現段階ではタブロイド版でいきたいという思いからタブロイド判での予算を計上しているところでございます。ただし、内容につきまし

ては、いい点、悪い点、ありますので、なるだけ多くの方に親しみやすく、手に取ってもらえるような広報紙づくりについて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員。

○委員（金子正志君） A4判からタブロイド判にする理由は、町民が望んだわけではないと思いますので、印刷屋さんもタブロイドにしたけれども、A4判に広報を戻している自治体もあると聞いていましたので、ぜひとも300万も安くなるわけですから、A4判に戻していただきたいと思います。

以上です。

今、要望というか、お願いというか、命令じゃないです。

A4判に戻す考えはありますか。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

今、現段階、この場では、当然ながら、タブロイド判の予算を計上しておりますことから、タブロイド判でいきたいというふうな考えでございしますが、当然、未来永劫タブロイド判かというようなことは断言できませんので、今後の皆さんのご意見を聞きながら、どちらが一番ベターなのかというのを検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑はございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。お願いします。

資料請求いたしました資料のほうの、総務課のページ6ページ、審議会等委員への女性登用目標

ということでご回答いただいたんですが、20年ぐらい前から、審議委員の女性比率ってあまり変わっていないような気がするんです。それで、これ見ると、地方自治法第202条の3に基づく審議会では28.6、まあ、30%に近づいているといえ近づいています、あと、地方自治法第180の5に基づく審議会では22.6ということなんです。もうしばらく30%だったんですが、この28.6と出ているということと併せまして、今、社会的にももっとということと40%と掲げていますけれども、うちの町は半分ぐらい女性職員で、先ほどの答弁にも産休が多くなっていて、子を育てていただいていることを考えると、住民の審議委員のあれもちょっと30を伸ばすべきではないかなと思うんですが、それ1点、町の考えをお聞きます。

次は、広報の発行部数です。先ほどから広報の話が出ているんですが、広報の、今、コロナ禍においては戸別配布になっているんですが、これ、今、コロナ禍でないときは自治会を通じてということで出ています。今、自治会をやめる方も多い中で、やっぱり個別がすごく必要になってきています。自治会に加入していても、今の自治会ってデメリットがとて多かったりということが言われていて、今、高齢者の方が抜けているんですね。若い方が入らないのはもうずっと続いていることでもあると思うんですが、高齢者が抜けていってしまうということは大変、町の情報も伝わりませんし、困っていることなので、それとこれ、戸別配布というのを定着とかというのはできないかということをお聞きます。

この顧問弁護士のことを、私も資料請求出させていただいたんですが、やっぱり長いこと、四、五年前に、私、ちょっと、何年やっているかとお聞きしたことあるんですが、私も実際このとき何年やっているかということで、長いとは聞い

ていましたけれども、やっぱり、10年以上、16年17年は、長いと思います。ここ、皆さんご意見言っていましたけれども、なぜ変えるということをしなかったのか、10年で見直すということをしなかったのか、お聞きします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

総務課人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 総務課人権推進室長の柴崎です。

予算特別委員会資料の総務課の資料の6ページにつきましての質疑につきましてお答え申し上げます。

審議会委員の女性比率の町の考えということでの質疑でございます。

こちらが、令和2年4月1日現在で28.6%、22.6%という状況でございます。こちらは、男女共同参画プランにも位置づけさせていただいているところでございますが、女性が政策や方針の立案とか決定過程に男女共同参画は必要ということ、多分皆様もご存じのことと思います。それに向けて、町としては30%、国のほうも202030、実現のほうはなかなかできないということで、2020年中の早い早期に実現ということを目指しておりますが、町といたしましても、やはり30%の実現には向けて進めていきたいと思っております。

当初、男女共同参画プランを策定した平成26年4月現在では、町行政委員会における女性委員の割合、こちらは25%、審議会のほうは26.4%という状況でした。

それに比べ、男女共同参画を推進する上で若干増えているものと思われま。こちらにつきましては、各課においても、やはり女性委員を増えるということが大切だということは十分分かっておるところでございますので、委員を選定するに当

たっては女性の声というものをなるべく反映できるように、委員の委嘱をしているところと思えます。

今後におきましても、やはり30%を超えたいというのは町としての目標は掲げて、できれば30%以上を考えておりますので、さらに男女共同参画を進める上でも、審議会、町の政策決定、意思決定をする場に女性の声を広げていきたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、予算書68ページ、顧問弁護士委託事業につきましての質疑につきましてのお答えでございます。

顧問弁護士、皆様からご指摘をいただきまして、いろいろとありがとうございます。こちらにつきましては、やはり見直しの期間が来ていると思いますし、長い間変えることがなかったという現状も踏まえまして、来年度執行に当たっては、皆様のいただいたご意見を踏まえて改善できるように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

2問目のご質問、広報の関係ですね、予算書ですと72、73ページになります。

広報については、通常平時であれば、議会だより等と併せまして、自治会長や区長様を通じて各世帯に配布させていただいております。一方で、この自治会に加入されていない方いらっしゃいますので、そういった方にも、町の広報、様々なまちづくりの情報ありますので知っていただきたいということで、町の公共施設に加えて、町民が比較的利用が多い東武鉄道の3駅等にも置

かせていただいておりますのでございます。

また、若い方については、さっき委員のご指摘ありましたけれども、そもそもし転入されてもなかなか自治会に入らないよという方が多いと聞いておりますので、そういった方、比較的若い方につきましては、紙媒体というよりは恐らく電子媒体なのかなと思いますので、町のホームページやマチイロアプリか町の公式のSNSを通じまして、そういった方に配信していきたいと考えております。

今回、新型コロナウイルス感染症の関係で緊急事態宣言が出されて、外出の自粛等を埼玉県知事による要請がございましたので、行政のほうから先手を振って自治会等さんに対して配布してくれというのは難しいのかなと思ひまして、郵送による方法で、これまで、5月号、6月号、2月号、また、今回3月号を今現在配っておりますけれども、郵送してございます。

実際、今回、経費がかかっておりまして、なかなか通年12月でいくとなると広報紙を印刷する以上の費用が、恐らく、同じぐらいなのかな、かかってくるのかなと考えておりますので、ちょっとすぐにというのは難しいのかな、経費の面で難しいのかなというのが1点と、あと、実際5月、6月のときに、宮代町は初めて全戸に郵送したという事案のときに、実は地区のほうから役員さんがいらっしゃいまして、窓口で、何てことをしてくれただと、これではもう本当に自治会、我々は配りたいんだと、町から直接やめてくれというふうな逆のご意見もいただいておりますので、当然、地域のコミュニティのきっかけづくりになるというのは十分理解しておりますので、その経費の部分と地域コミュニティの部分、両方のバランスを見ながら、配布については考えていきたいと思っております。

ただ、委員ご指摘のとおり、広報紙の配布につきましては大変重要なことだと、担当としては思っておりますので、なるべく自治会を通じた、それ以外の方法についても、なるべく多くの方にとっていただけるように考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

女性の審議会等委員の女性登用についてなんですけれども、結構30%近いので、30%ではなくて30%以上、40%って難しいと思うんですが、30に近い数字がずっと来ているので、やっぱり、30以上ということを目指してほしいなと思います。その辺りだったら、40というところちょっと高いかもしれないですけども、何かそういう意識・意欲というのを出していただけたらと思います。その辺、答弁お願いいたします。

あと、すみません、さっきちょっと男女共同参画で聞き忘れたことがございまして、78ページ、前段の委員さんからも質問出ていたんですけども、配偶者からの暴力等による被害者への緊急避難支援時の8万4,000円、ありがとうございます。これって、1人分か、2人分か、人数をお聞かせ願いたいのと、今までの相談件数から考えて、これぐらいの、まず、予算を取るというのと、県の施設のほうの兼ね合いとの関係でこの人数というんですかね、なっているのか、すみません、先ほど忘れましたので、それをお願いいたします。

あと、広報についてなんですけど、多分、自治会の方は広報を配っちゃうと減ると考えているけれども、理由は違うことが、現実、町民の方、多いことも多いので、いいきっかけで、じゃ、減っちゃうんだったら、自治会、どういう活動しようとか、見直すいい時期かなとも思っています。

経費難しいと思うんですが、ちょっと私、聞いたところ、松伏とかは全戸配布をしているということ、を以前から聞いているような気がします。自治会の自治会長とかの仕組みがちょっと違っているのかもしれないんですけども、自治会の考え方が、そういう取組もあるので、やはり、皆さん、住民税、所得税、払っているんで、まず、全員に便りが届くのは当たり前で、自治会に入っていないと届かないというのは、やっぱり、すごく昔の話だったら地区入りますけれども、今はそうではないので、ちょっと若い人に聞くと、回覧板とか自治会に入っていないと回らないんですけども、ホームページを見ると今月の配布物ということでチェックして、どうしてもそれで見たいとか、配布物でほしいときは衛生組合だよりとかは役場に来たりとか、駅とかもらっているって話をされているので、やっぱりホームページ見てるなと思います。

あと、議会の前回の質問のときに、議員から出ていた話のこともあるんですけども、うちの町、杉戸町とかに行くと、お医者さんに広報が置いてあるんです。このコロナ禍だったりとか、やっぱり、皆さん、病院に通う人がいるので、町内のお医者さんとかにあるといいかなと、杉戸は個人の病院に置いてあるんですね。非常にいいなと思って、私も、時々そこに行くと、かかったときはいただいて、病院ですから、戻すことはできないんです。ちゃんと自分が持ってくる、確実に手に触ったものは持って帰るんですけども、何かそういうことはちょっと考えていただけたらいいかなと思って、そこをもう一回お願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁願います。

総務課人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 人権推進室長の

柴崎です。

総務課資料の6ページのご質疑につきましてお答え申し上げます。

審議会における委員の比率ということで、30%近い、確かに30%近くなってきた、今、そうですね、目標に達成をしつつあるところではあるかと思っております。ただ、男女共同参画プランを改定時期でございまして、目標の、今年度までなんですけれども、目標には達していないという現状もございます。

今後、策定に入ってはいきますけれども、来年度策定をする際には、やはり、こちらの目標もさらに高く掲げ、そうですね、クォーター制度ではないんですけども、50%に近くなる、目標として掲げられるのは30%台、もしくは40%までとは思っておりますが、女性になるべく政策決定の場に、意志決定の場に参画できるような目標値を上げて、町として全力を挙げて進めてまいりたいと思っております。

あと、予算書78ページのDV被害者支援につきましてでございます。

こちらの人数につきましてですが、想定といたしましては、母子、母一人子一人というイメージでおります。必ずしも母子だけということではないんですけども、母子1名ずつ、子供と1人ずつということで予算を計上しておりますので、何とかこの金額の中でいきたいとは思っておりますが、状況によってはまた来年度変わってくるのかなとは思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

私からは、広報の関係ですね、予算書72、73ページ、広聴広報事業の広報の配布に関してお答え

します。

まず、松伏について全戸配布しているのではないかと思いますので、ちょっと戻りましたら、どんなふうをやっていて、幾ら経費がかかって、良い点、悪い点あると思いますので、それにきちんと勉強していきたいと考えております。

また、杉戸町は病院さんですかね、医療機関に置いてあるということで、今現状、宮代町も町内の医療機関、歯医者の方には、一応、毎月発行しましたら郵送で送っております。ただ、確認しましたら、送っている部数が1部ということなので、それがもう置いてあるのか、中で読まれていますのか分からないので、そちらのほう確認しまして、そこでもなるだけ多くの方に見ていただくような取組というのは進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

男女共同参画のほうは、目標を高く掲げていただいていってください。あとはやっぱり、課長級が、本当は今年退職されるといっちゃらなくなります。働き方改革もありますし、女性議員も3人いますけれども、やっぱり、課長になりたいと思う、こういう働きだったらやりたくない、多分、大変な思いを皆さん、されていると思うんですが、やっぱり、改革をしていただいて、働きやすくしていただきたいと思います。

あと、母一人子一人って、今年、虐待も一般質問で出しましたけれども、40件が55件で、この町でもすごく増えている状況なので、こういう対策を取っていただいて、来年度、またちょっと新型コロナウイルス感染症も続く中で多くなっていると思いますから、また、それを状況を見ながら進めていただきたいと思います。

あと、広報のほうは、その杉戸町とかは3部とか置いて、必ず持って帰れるようになっているので、もうちょっと多めに配布していただけたらと思います。要望です。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で総務課分の質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 本日はこの程度にとどめ、次回は明日、5日金曜日、午前10時から委員会を開き、会計室分の質疑から始めたいと思います。これにて延会いたします。

延会 午後 6時30分

予 算 特 別 委 員 会

第 2 日

出席委員（１３名）

山下秋夫君	丸藤栄一君
丸山妙子君	浅倉孝郎君
金子正志君	西村茂久君
小河原正君	泉伸一郎君
角野由紀子君	塚村香織君
合川泰治君	土淵保美君
川野武志君	
（議長 田島正徳君）	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長 新井康之君	会計管理者兼 会計室長	大橋洋巳君
会計室主査 加藤智浩君	町民生活課長	齋藤和浩君
町民生活課 副課長	町民生活課 副課長	山崎健司君
危機管理担当 主査	危機管理担当 主査	横溝秀武君
環境推進担当 主査	地域振興担当 主査	関根雅治君
税務課長 門井義則君	税務課副課長	金子諭君
町民税担当 主査	資産税担当 主査	鈴木健司君
徴収担当主査 折原淳君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長 長堀康雄	主幹 小林賢吉
-------------	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、昨日4日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第15号の審査（会計室・町
民生活課・税務課）

○委員長（丸藤栄一君） 本日は、議案第15号 令和3年度宮代町一般会計予算についてのうち、会計室、町民生活課、税務課分の順に質疑を行います。

これより会計室分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

会計管理者から出席者の紹介をお願いいたします。

○会計管理者兼会計室長（大橋洋巳君） おはようございます。

会計管理者の大橋でございます。自己紹介という形で行わせていただきます。

○会計室主査（加藤智浩君） 会計室主査の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 1点だけ伺います。

新規事業として郵便切手売りさばき手数料と書いてあるんですけども。

○委員長（丸藤栄一君） ページ数を。

○委員（山下秋夫君） 50ページです。ページ数50ページの雑入のほうに入るのかな。48ページ、第20款諸収入、売りさばき手数料の郵便切手、区分3の郵便切手売りさばき手数料、これ、新規ということで書いてあるんです、説明されているんですけども、これは前からあったんじゃないですか、郵便切手というのは。そうじゃないですか。これの経過説明というか、お願いしたいと思っているんですけども。

○委員長（丸藤栄一君） 会計担当主査。

○会計室主査（加藤智浩君） 会計室主査、加藤でございます。

今、ご質問いただきました郵便切手売りさばき手数料及び56ページの郵便切手売りさばき収入でございますけれども、こちらにつきましては、3月10日付で、今月、3月10日付で杉戸郵便局のほうから認可を受ける予定でございまして、4月1日から、新たに町が郵便切手の売りさばき所として指定されるものでございます。そのため、今まで、町では切手は販売しておりませんでしたけれども、4月1日から切手を販売開始するということで、今回新規事業として載せさせていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で会計室分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

これより町民生活課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（齋藤和浩君） おはようございます。町民生活課長、齋藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、先ほどお手元に資料を配付させていただきました。昨日の関係の資料でございますが、これにつきましては、一部で分かりにくい点がございましたので、改めて表として差し上げさせていただきます。久喜地区、また宮代町における1人当たりの処理量という比較表でございますので、ご参考いただければと思います。

なお、本日、すみません、出席させていただきました職員につきましては、自己紹介という形でさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎と申します。よろしくお願い申し上げます。私のほうでは、地域振興担当、環境推進担当のほうを所管させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） おはようございます。町民生活課副課長、押田と申します。私のほうでは、危機管理担当のほうを担当させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○危機管理担当主査（田代宇隆君） おはようございます。町民生活課危機管理担当で、防災と防犯

を担当しております田代と申します。よろしくお願い申し上げます。

○危機管理担当主査（横溝秀武君） おはようございます。危機管理担当主査の横溝と申します。よろしくお願い申し上げます。

○環境推進担当主査（小林知弘君） おはようございます。環境推進担当の小林と申します。よろしくお願い申し上げます。

○地域振興担当主査（関根雅治君） おはようございます。地域振興担当の関根と申します。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） おはようございます。泉でございます。よろしくお願い申し上げます。

5点ほど質問させていただきます。

私たちの予算書の58ページになります。環境衛生事業の中で、雑草等除去や側溝等清掃堆積物の収集、運搬、処分を行いますということで、雑草等除去委託料として1,320万円計上されているわけですが、これはどういうところでやられるかということと、あと、どういう基準でこの除去をしていただけるのかというのが1点になります。

2点目ですが、同じく60ページ、道路照明灯及び地下道の維持管理というところで、地下道についても安全確保のため、適切な維持管理を行いますとあるんですけども、これ、地下道防犯カメラ保守点検委託料として8万5,000円と上げられているんですけど、この安全確保のための適切な維持管理というのはどのようにされていくのかということをお答えください。

その下の道路標示等交通安全施設の整備補修。

この中で交通事故防止のため、注意喚起看板などを設置しますとあるんですけれども、これどういう種類のものがあるのかを教えてください。

それから、61ページになります。

防犯活動事業ということで、防犯灯の新設、維持管理及びLED化の推進ということで、下のほうで防犯灯の新設、修繕に係る費用ということで、177万円が計上されておりますが、これ、何台ぐらいを新設される予定かをお聞かせください。

それから、62ページになります。

テレビ埼玉、テレ玉データ放送利用料ということで66万円というのが計上されているんですが、これは下のほうに書いてあるテレビ埼玉のデータ放送を使った情報配信サービスで、ご家庭のテレビからテレビ埼玉のデータボタンで防災情報など、町からのお知らせが確認できますという、これにつながっているんでしょうか。内容等を教えてください。

以上、5点になります。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

私のほうからは、私たちの予算書58ページ、雑草の除去委託の関係のほうから回答のほうさせていただきます。

まず、雑草の不適正管理な空地でございますが、こちら環境推進担当のほうで台帳のほうを整備しております。こちらの台帳をもとに、春と秋、年2回、定期的に現場の確認のほうをさせていただいているところでございます。こちらを現場確認させていただいたときに、膝丈以上、おおむね膝丈以上の草が生えているものの土地に対して、不適正管理とさせていただいて、通知のほうをさせていただいているところでございます。

その中で、自己処理が難しい方には、町のほうで委託処理をお受けするという事で通知をさせていただいております。町のほうが業者のほうに別途業務委託をしております。その業者のほうに委託ご希望の方はこちらのほうにお申込みくださいということで、お話のほうさせていただいているところでございます。その中の委託料としてこちらのほう計上させていただいているところでございます。

お配りさせていただきました資料集の31ページをご確認ください。

こちらに雑草除去の処理状況のほうで、平成30年から令和2年度まで掲載させていただいているところでございます。こちらの委託処理と書いてあるところが、今お話しさせていただきました委託分ということでございます。そのほかに自己処理と記載のほうさせていただいているところでございます。

このような中で、毎年、業者のほうは入札をかけさせていただきますので、その年度によって業者のほう変わってくるところでございます。

雑草の除去委託の関係につきましては、以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

まず、私たちの予算書60ページ、こちら交通安全対策事業に基づく道路照明灯及び地下道の維持管理についての関係でございますけれども、地下道の維持管理につきまして、予算上8万5,000円計上させていただいております。こちらのほうの維持管理につきましては、防犯カメラという形で、百間の地下道と、和戸の地下道、それぞれ4か所設置のほうをさせていただいているところでござ

います。こちらのほうにつきましては、特段、保守等は現状入れておりません。万が一、故障等発生した場合の経費ということで、予算計上させていただいているところでございます。

続きまして、同じく私たちの予算書60ページのその下の道路標示等交通安全施設の整備補修、こちらの関係でございますけれども、注意喚起の点でございますけれども、町のほうといたしましては、交通量の多いところで児童生徒、通学等で通られる際に、地元から危ないというようなお話をいただいた際に、いわゆるさっちゃんとかといわれる人形的なものを設置したりして、注意喚起をさせていただいております。

また、止まれ表示等を看板のほう設置させていただいて、それぞれドライバーの方への注意喚起をさせていただいているところでございます。

続きまして、私たちの予算書61ページの防犯活動事業、こちらの関係でございますけれども、LEDの関係です。防犯灯の新設、維持管理及びLED化の推進という形になりますけれども、予算上177万円、こちらのほうについて、何台ぐらい新設されるのかという話でございますけれども、何台、令和3年度に防犯灯が設置されるかは未定でございます。まず、区長のほうから防犯灯の設置要望が7月ぐらいに上がってきます。その後、検討委員会のほうで、現場のほうを確認させていただいて、その設置の可否を決定させていただいているところでございますので、新設の設置台数については未定ということで、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、私たちの予算書の62ページです。テレビ埼玉、テレ玉のデータ放送料の関係でございますけれども、内容についてご説明のほうさせていただきます。

こちらのほうは、テレビ埼玉の契約によりまし

て、市町村データ放送料の経費でございます。テレビ埼玉のデータ放送はテレビのdボタンを押すと、市町村で発信しました文字情報をテレビで確認できる仕組みとなっており、防災ですとか、防犯のほか、イベントや行政情報を広く周知する方法の一つとして利用されているところでございます。

町のほうでは2つの枠を設けさせていただきまして、情報を発信しており、災害時など、防災行政無線が聞き取れなかった場合ですとか、耳の不自由な方など、音声を確認できない方に向けた情報伝達手段の一つとして備えているところでございます。

災害時にはテレビ埼玉を見るケースは少ないと思いますけれども、例えば台風の接近に伴う情報収集はNHKですとか、他の民放の天気予報を確認することが多いと思います。しかしながら、テレビ埼玉のデータ放送は地元放送局であるという利点を生かしまして、緊急時の即時対応が可能であると考えているところでございます。このため災害が発生する前の注意情報をはじめ、避難所の開設状況ですとか、被災した場合の案内など、テレビを通じて広く周知することができるため、自治体と住民を結ぶ有効な手段として、多くの市町村が利用しているところでございます。今後におきましても、1人でも多くの人の目に留まるよう、引き続き広報による周知を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

まず、1問目なんですけど、これ、町から委託している業者は何業者ありますかでしょうか。まず、1点です。

それから、地下道についてなんですけれども、

適切な維持管理ということで、内容はということをやっているかということをお聞かせください。

例えば、何か落書きされていったものを消したりとか、そういうこともされるかどうかです。

それから、交通事故防止のためで、看板等をつけていただくというのは、私もやってもらったことがあったんですが、例えば、警察のほうに頼まなくてはいけない一時停止の標識とかありますよね。そういう場合は、町のほうから杉戸警察署のほうへお願いに行ってもらおうということをされているのかということをお聞きいたします。

それからあと、防犯灯の新設に関してなんですが、昨年の12月議会で、私も一般質問させていただきまして、そのときの回答が12件あって9灯設置したということだったんですが、これというのは令和元年度のことになっていたと思うんです。そのとき、電信柱にしか取りつけていなかったというお答えをいただきました。令和2年度の設置の件数を教えていただきたいと思います。

あと、テレビ埼玉の件はよく分かりました。ありがとうございました。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、ご質問いただきました雑草の業者数でございます。こちらは、1者でございます。毎年、1者に委託をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

まず、1点目、地下道の関係でございますけれ

ども、例といたしまして、落書き等のお話をいただきました。実際のところ、過去において落書き等の事案もございました。そういったもののご連絡をいただいた際については、現場を確認して、業者さんのほうに落書きを消していただくような形で、手配をしているところでございます。

また、それ以外に、電気がついていると思うんですけれども、そういった電気が切れているというようなお話、ご利用される方からいただいた場合については、そういったものも対応させていただいているという形での内容になっております。

続きまして、注意喚起の看板設置の関係でございますけれども、お話しいただいた内容に対して、私の答弁が適切かどうかという形になりますけれども、まず、警察と町のどちらが管理するかという話のほうをさせていただければと思います。

路面標示ですとか、注意看板の設置についての警察と町のすみ分けについてご説明申し上げます。

道路標識及び道路標示につきましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に基づきまして、その種類、設置場所、設置者のほうが定められているところでございます。第4条の設置者の区分の規定がございまして、第1項で、道路管理者が設置するものとして、案内標識、警戒標識、規制標識のうち、危険物、積載車量通行止め、最大幅、重量制限、高さ制限及び自動車専用を表示するものと定められているところでございます。

第2項におきましては、都道府県公安委員会が設置する規制標識、駐停車禁止、駐車禁止、一時停止と、第3項では、道路管理者または都道府県、公安委員会が設置するものとされているところでございます。

当該命令以外のものにつきましては、法定外表示との設置指針について、こちら通達になりますけれども、平成30年12月に発信されているところ

でございます。具体的には、止まれの文字表示、ハンプや減速を促す路面標示、交差点のクロスマーク表示、歩行者等保護者のためのカラー舗装があり、これらは道路管理者で施行することが可能となっているところでございます。

重複しますが、注意看板につきましては、近隣の住民ですとか、学校からの要望により、こちらのほうについては町で対応させていただいているところでございます。

続きまして、防犯灯の新設についてでございます。資料ですと、総務文教委員会資料12ページをご覧くださいませでしょうか。こちらのほうの2段目としまして、防犯灯の工事発注状況ということで、大変失礼しましたこれ令和3年です、申し訳ございません、2年となっておりますが、令和3年1月20日現在という形で、新設のほうが、令和2年度におきましては9件の設置をさせていただいたところでございます。なお、参考までに、令和元年度につきましては9件の設置、平成30年度につきましては6件の設置ということになっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

じゃ2点ほど質問させていただきます。そうしますと、この交通事故防止の注意喚起の看板で、町民のほうからそういう一時停止をお願いしたいと言われたときに、その町のほうから杉戸警察署のほうへお願いしに行くということはないということなののでしょうか。それが1点と、あと今回の9件、令和2年度設置されたということですが、これは支柱で設置されたものがあつたかどうかをお聞きいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

注意喚起の関係でございますけれども、一時停止の関係で、要望があつた場合、町は警察への要望を出さないかというお話でございますけれども、一時停止の設置につきましては、警察の管轄となります。そういった要望が出た場合については、町のほうから警察のほうに要望書として上げさせていただいているところでございます。最終的には公安委員会の判断という形になりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、防犯灯、令和2年度、今年度でございますが9件設置をさせていただいたところでございます。支柱への設置はないのかというお話ですが、通常、電柱のほうに防犯灯の設置をさせていただいているところでございますが、場所によっては、暗い場所によっては電柱が近くはない、そういった場合については、支柱のほうを設置して、そこから線をつないで防犯灯の設置という形で対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

じゃ、町のほうから警察署のほうへ申請はするということによろしいんですね、分かりました。

それと、防犯灯の件ですけれども、要するに私が聞きたかったのは、今回の令和2年度に関して、令和元年度は1本もなかったと一般質問のとき言われたので、今回はあつたかどうかをお聞きしたかったので、じゃ、あつたということによろしいんですね。私が見たところで、内牧から西光院のほうに向かってくる道、ありますよね、隼人堀川を超えて。左側に東グラウンドがあると思うんですが、その丁字路を右に行くと、ちょうど252号線に向かう、あそこに新しく1台、支柱を使っ

て新設されていたんです。あれはやっぱり町で立てたものでよろしいということで、よろしいんでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

今、泉議員のおっしゃった東のところの照明灯なんですけれども、防犯灯ではなく、道路照明灯となります、そちらのほうの設置は。また、参考までに、今年度、支柱の設置があるということで、申し上げたところでございますが、場所については道佛地区、道仏集会所の近くになるんですけれども、そちらのほうが大体150メートルぐらい、距離、直線にしてありました。そこに3機設置させていただいたところなんです、電柱がないということで、そこに支柱を建てて、防犯灯の設置対応をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

そうしますと、その道路照明灯というのは、県で設置されたんでしょうか、町で設置されたんでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

道路照明灯、今回の件について、町のほうで設置させていただきました。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございました。終わります。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありませんか。
浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

町民生活課は町民の皆さんに非常に接している課でもありまして、私の質問というよりかは、むしろ町民の皆さんからいただいている質問になりますので、ちょっと数が多くなってしまいますが、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目が私たちの予算書13ページ、西原自然の森活用事業（里山体験事業）についてです。市民と行政の協働によるコンセプトづくりということですが、町としてはどのようなコンセプトを抱いているのでしょうか。

また、第4次総合計画で好評だった五楽体験事業のような体験型の事業は行っていくのでしょうか。また、蛍の再生活動などもそこで行うのでしょうか。山崎山は様々な動植物を保護し、自然保護に重きを置いています、西原自然の森は保護に重きを置くのか、それともどこでも誰でも自由に入れる開放型を目指していくのでしょうか。

併せて、昨年の予算特別審議会でもお願いしました新しい村の蛍水路周辺の街灯を蛍保護灯にしてほしいとお願いしましたけれども、こちら検討していただいたのでしょうか。それとも、ただ聞くだけだったのでしょうか。

2つ目です。私たちの予算書30ページ、地域の力となる地区コミュニティ事業についてです。

自治会運営がだんだん厳しくなる中で、地域のコミュニティや自治会をサポートする事業として大変期待しております。地区担当者を設置することですが、こちら地区のことをよく知っていないと担当者になれないような気がします。地区内の方を担当者にするのでしょうか。

さらに地区担当者は自治会活動だけではなく、市民活動までサポートするわけですから、これ相応な知識や経験がないとできないですね。地区担当者をどんな人を想定しているのでしょうか。

また、地区コミュニティセンターは既存の施設を活用するということですが、地区担当者が常に常駐して何かしらのサポートをしてくれるというイメージでよろしいのでしょうか。

次にいきます。

私たちの予算書42ページ、みんなで備える防災力強化促進事業です。

宮代町ハザードマップを全戸に配布しましたが、配布して終わりなののでしょうか。ハザードマップの見方や活用方法などを町民の皆さんにお伝えしないのでしょうか。講習会など開く予定はあるのでしょうか。

次にいきます。

私たちの予算書61ページ、防犯活動事業です。高齢者への特殊詐欺の被害、コロナ禍における経済の低迷などにより窃盗などの犯罪が今後増えることが予想されます。町としてどう対策を講じていくのでしょうか。また、高齢者だけではなく、若い人の詐欺被害も増えています。若い人の詐欺被害を防ぐため、どのようなことをしていくのでしょうか。

続きまして、私たちの予算書62ページ、防災活動事業です。

コロナ禍での注意喚起を防災無線で毎日、町長が呼びかけていますが、ほかの自治体では子供たちが呼びかけを行ったりしています。宮代町では町長じゃないと駄目なののでしょうか。町民の方から、毎日毎日、同じ人の同じ声が聞こえてくる、ちょっとしつこいんじゃないですか、変えたほうがいいんじゃないですかという声を結構いただいています。注意喚起もいろいろな町民の方が呼びかけたほうが、効果があるように思いますがいかがでしょうか。

続きまして、予算書54ページ、第20款諸収入、第4項雑入になります。アライグマ個体分析調査

業務委託料です。こちら、どのようにアライグマを調査するのでしょうか。また、町内にアライグマは何頭ぐらいいると推測しているのでしょうか。近年増えているのか、それとも減っているのか。また駆除はどのように行っているのか。そのほかハクビシンなど外来生物の被害はあるのでしょうか。

次にいきます。

予算書170ページ、第9款消防費、1目消防総務費、(1)消防総務事業17備品購入費です。昨年は現物が団員に支給されまして、こちらは本当に助かりました。ありがとうございます。

消防団員の高齢化が進み、若い方がなかなか入団してくれない中でも消防団活動は滞りなく行わなければなりません。よく山登りで、年配の方が2,000メートル級の山に気軽に登れるようになったのは、山登りの装備品がよくなったからだといわれています。私も子供の頃から父親とよく山登りに行きましたが、今の装備品は本当にすごくよくなっています。消防の備品も同じようによくなっています。消防の備品を最新のものにすることで、団員が高齢化してもある程度は対応できると考えています。消防団の備品購入ですが、今後はさらなる更新をしていただきたいと強く思っています。そういった考えはお持ちでしょうか。

続きまして、予算書146ページ、第4款衛生費、1目清掃総務費、(1)清掃総務事業です。久喜宮代衛生組合負担金について、来年度より人口割から処理量割になり、久喜市は2,000万円の減額、宮代町は2,000万円の増額、私はこの値上げ率は到底看過できません。コロナ禍で歳入が落ち込む中で2,000万円の突然の値上げ、私は3月2日の衛生組合会議で初めて聞きました。これ、まさに非常事態です。負担金の予算にはこの増額した2,000万円は入っているのでしょうか。

また、先ほど資料頂きましたけれども、令和元年度が処理費を算出するターゲットになっていすけれども、これ、ずっと宮代町が久喜市よりもごみが多かったというようなデータというのはあるのでしょうか。

次にいきます。

総務文教委員会資料10、11ページの放置自転車の撤去台数実績です。無料駐輪場での撤去が多いということですが、これはどういうことなのでしょうか。無料駐輪所に自転車を捨てていく方が多いということなのでしょうか。

また、その他の項目についてもどういうことなのか教えていただければと思います。撤去した自転車の取り扱いと、放置自転車の防止対策はどのように行っていくのかということもお聞かせください。

最後になります。こちら、予算書全体になります。ここ数年、地球温暖化による気候変動で日本各地で被害が顕著に表れています。去年は宮代町でも天候不順で、町の特産品の巨峰が不作だったという被害が出ています。宮代町も本格的に地球温暖化対策を町全体で行う時期に来ているのではないのでしょうか。

来年度は町内のLED化をして省エネ化することですが、それ以外に地球温暖化防止対策な事業を予算化しているものはあるのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、私たちの予算書13ページの西原自然の森の活動事業、里山体験事業編でございます。こちらにつきましては、山崎山で市民団体とともに培った事業や活動のノウハウと経験を生かし、西原

自然の森においても、自然の魅力や大切さを知る体験事業や保全事業を市民とともに実施するということでございます。

これによりまして、町の自然を守り育て、その魅力を発信する人材を生み出すということで、こちらの事業のほうは予定をさせていただいております。

令和3年度ございますが、市民と行政との協働によって、今後、こちらの西原自然の森をどのように活用しよう、また西原自然の森のこちらの事業でございますが、町民生活課だけではなくて、資料館の事業もございます。また、社会福祉協議会の事業としての、福祉課としての事業もございます。こちらの事業が相対的に、それぞれがプラスになるような形で、町長よく言われている横串を刺すような形で、事業のほうを計画させていただければなと思っているところでございます。

内容につきましては、今後、いろいろ相談させていただきながら進めさせていただきたいなと思っているところでございます。

また、新しい村の防犯灯でございます。質問後いただいた資料を基に、いろいろちょっと課内で相談のほうさせていただきましたが、そのランプの形が特殊な形状であったり、防犯灯として機能を果たせるのかどうか、そのような議論がありまして、今はまだ結論に至っていないんですけれども、そのような議論をさせていただいて、今回は新たに設置するということは保留とさせていただいているところでございます。

続きまして、私たちの予算書30ページ、こちら地区のコミセンの地域の力となる地区コミュニティセンター事業の関係でございます。

こちらでございますが、担当者はどのような人をとということでございますけれども、こちらの工程読ませていただきますと、地域コミュニティや

地区自治会のサポートをする地区担当者を配置します。またその拠点として、既存の施設を地区コミュニティセンターとして活用し、新たなつながりが生まれれば、地域における自治会活動や市民活動をサポートする場ということとさせていただいております。

担当者のほうは町職員の配置を予定させていただいております。

また、その既存の施設を使ったということで、既存の施設を使わせていただいて、その担当者が常駐するという一方で、また常駐する中で、そこにいるということだけではなくて、地区に出向いていろいろお話をさせていただきながら、地区の活動をサポートさせていただくというような予定をさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、次年度いろいろな検討をさせていただきながら、進めさせていただきたいと思うところでございます。

続きまして、予算書の55ページ、アライグマの調査委託の関係でございます。こちら、県のアライグマの防除計画に基づいた、アライグマの駆除に基づく調査ということでございまして、こちら数でございますが、お手元に配らせていただいております資料32ページをご覧くださいと思います。

こちらの18番にアライグマなどの外来生物による被害状況ということで記載のほうさせていただいているところでございます。現在、特定外来生物による被害のご相談、報告を受けているのはアライグマのみとなっていてところでございます。個人宅や家屋への侵入、農作物が荒らされているというような被害状況の報告をいただいているところでございます。

こちらのアライグマは捕獲用のわなを49回、町職員のほうが設置させていただきまして、現時点

で捕獲数が15匹ということでございます。こちらの15匹でございますが、それぞれ獣医師のほうで処理のほうをお願いするところでございますけれども、性別、体重、雌であれば経産か否かということで、確認をいたしまして、これを県のほうに報告のほうをさせていただくところでございます。その結果、県のほうから匹数の一部、予算の範囲内で、委託ということで、委託料を頂いているところでございます。こちらの計上はその一部ということで、計上のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、予算書の146ページ、清掃総務費の人口から処理量割の変化でございます。こちらの、昨日もご説明させていただきまして、急な説明ということで、大変、申し訳ありません。改めて、おわび申し上げます。こちらでございますけれども、事務担当内部では令和元年度ぐらいから処理量割にというお話を、いろいろ相談のほうさせていただいております。新たな久喜市の炉ができたに当たりましては、処理量割に変換される予定も想定されることから、また昨日、久喜宮代衛生組合の総務課長のほうからの話もありましたが、減量という視点からも処理量割が適当であろうということで、見直しのほうをさせていただいているところでございます。

こちらの急な説明で大変申し訳ないというしか、お話のしようがないんですけれども、当然、今回、予算の負担金の上昇がありますけれども、それはこの見直しのお金も入っております。また、この上昇の中には、久喜宮代衛生組合の清掃センターの施設の改修に伴う起債の償還金の上昇だったり、あるいは有価物が安くなっているということから、歳入が減っているとか、そういうもろもろのことを踏まえながら、計算させていただいた結果、こちら踏まえて負担金の変更ということとなって

いるところでございます。

また、こちらの内容でございますが、そのような形で、その変化について、令和元年度だけが量が多いのかということでございますけれども、こちらのほうは、今現在、同じように、あれはし尿をちょっと換算したりしていますので、同じような状況の中で比較ができるような数字を久喜宮代衛生組合のほうに出してもらうようには、ちょっと話はしているんですが、今この時点では手元にご覧できませんので大変申し訳ありません、今のご質問のほうには明確なお答えができないような状況でございます。

以上でございます。

すみません、最後に温暖化の関係でございます。庁舎内のLED化を進めるということで、管財のほうでは行っておるところでございます。こちらの計画は、町民生活課のほうでつくらせていただいているところでございますけれども、それぞれの課で、それぞれができる取組ということでお願いのほうをさせていただいておりますので、町民生活課のほうでは地球温暖化の取組に対しての予算のほうの計上はさせていただいていないというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。順次ご説明のほうさせていただきます。

まず、私たちの予算書の42ページ、みんなで備える防災力強化促進事業、こちらの関係で、ハザードマップのお話をいただいたところでございます。ハザードマップについて、活用方法ですとか、講習会はどのように考えているか、こちらについてご説明申し上げます。

ハザードマップの周知とその活用についてで

ございますけれども、今回、新たにB4判で地震と洪水の一体型のハザードマップを作製させていただいたところでございます。内容の構成といたしましては、避難場所ですとか、洪水、浸水想定、地震災害の内容を掲載させていただいているところでございます。また、こちらの今回作成したハザードマップの目的といたしまして、想定される浸水の様子が見える化という形で、町民目線で分かりやすくさせていただいたところでございます。

また、マイタイムラインということで、こちらのほうも新たに掲載のほうをさせていただいたところでございます。このマイタイムラインを掲載することによりまして、住民一人ひとりが、例えば台風の接近によって河川の水位が上昇するなど、情報を注視して、それぞれ個人が取るべき標準的な防災行動を時系列に整備して、自身で活用していただけるものと考えているところでございます。

したがって、これを十分に活用していただき逃げ遅れゼロに向けた効果を期待しているところでございます。

講習会につきましては、今のところ町民向けのハザードマップを使用した活用による講習会の予定はございません。しかしながら、自治会等からハザードマップ、これについての講習会、活用方法についてレクチャーいただきたいというようなお話をいただいた際については、地区に出向いて説明のほうをさせていただければと考えているところでございます。

続きまして、私たちの予算書61ページ、防犯活動事業の関係でございます。こちらの関係で、特殊詐欺ですとか、窃盗ということでお話をいただいたところでございますが、総務文教委員会資料、こちらの22ページをご覧くださいと思います。資料といたしまして、詐欺の発生状況について記しているところでございます。こちらの詐欺関係

につきましては、情報提供ということで杉戸警察署のほうから頂いた資料を基に、今回資料としてお示しをさせていただいているところでございます。

町としての詐欺等の対応についてでございますが、具体的な対応策というものは特に、今のところないんですが、例えば、今、確定申告の時期で多数の町民が来庁されているところでございます。そういったところに、詐欺の発生状況とかを掲示して、目に留まるようにしているところでございます。簡単なんですけれども、対応としてはそういった対応という形になります。

続きまして、私たちの予算書62ページ、防災活動事業の関係でございます。こちらの関係で、防災行政無線の関係のお話をいただいたところでございます。

現在、コロナ禍の状況において防災行政無線を利用して、町長が自ら町民の皆さんに発信をさせていただいているところでございます。他自治体においては、子供たちの発信もあるというようなお話をいただいたところでございますが、現在のところ、町長は町のトップであります。町のトップである町長が自ら町民の皆さんへコロナ禍の状況において注意していただきたいというような放送をするのは適切であると、担当としては考えているところでございます。ですが、多自治体の例をいただいたところでございますので、そういった対応については、今後、組織の内部でどう対応していくかということを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、予算書の関係になりますが、予算書の170ページ、消防総務費でございます。この中の消防総務事業の17節の備品購入費の関係でございます。令和3年度におきましては備品購入費ということで、消防団装備品という形で81万

6,000円のほうを計上させていただいているところでございます。こちらのほうにつきましては、内容なんですけれども、防災指導訓練用資器材の購入を考えているところでございます。主に、消防団特別点検で使用いたします、例えば、放水的とか、水槽、こちらの購入を考えております。放水的とか防火水槽につきましては、消防団訓練及び防災訓練等で使用する際、これまで他自治体のほうから借用していたという経緯がございまして、令和3年度につきましては町のほうで備品として整備させていただきたく計上のほうさせていただいたところでございます。

また、今後の最新の装備品の備え、こちらのほうにつきましては予算の関係もありますので、団の皆様のほうからもお話をいただければ検討させていただいて、予算要求をさせていただき、できる限りで計上のほうはさせていただければと考えております。

最後になりますけれども、総務文教委員会資料、こちらの11ページですか、10ページ、11ページの放置自転車の撤去台数の実績、過去3年ということで、資料としてお示しのほうをさせていただいたところでございます。この中で令和2年度の撤去台数ということで、表中に無料駐輪場、こちらのほうの台数を示しておりますが、こちらの無料駐輪場の台数が多い、こちらはなぜかというようなお話をいただいたところでございます。

姫宮駅の東口と、和戸の無料駐輪場にこちらのほうは1週間程度置きっぱなしの自転車に対して札を貼らせていただいたところでございます。1週間、警戒した後、また職員のほうで見に行きまして、それが残っている自転車については撤去という形で対応のほうをさせていただいたところでございます。

また、同じ表中のその他という表示がございま

すけれども、その、その他についてはどういう内容かというお話でございますが、和戸駅、東武動物公園駅、姫宮駅、こちら3駅周辺以外の放置自転車に対してその他という形で記しているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） それでは再質問させていただきます。

まず、最初の西原自然の森活用事業なんですけれども、こちらはじゃ現在は全くの白紙で、町として現在は何もコンセプトを持っていないということなのでしょうか。私は山崎山のほうは自然保護を中心にした雑木林を造っていますけれども、西原自然の森は逆に、自然保護のほうももちろんしなきゃいけないと思うんですけれども、町民の皆さんが自由に、特に子供たちが自由にどこでも入れるような開放型にしてほしいというのをお願いしておきます。また、蛍の再生活動もできればやっていただきたいということです。なので、全くの白紙かどうかということをお聞きます。

2つ目、地域の力となる地区コミュニティ事業なんですけれども、こちら町の職員が地区担当者として常駐するという事は分かりました。ちなみに地域のコミュニティセンターは……

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員、ページ数を示してください。

○委員（浅倉孝郎君） 私たちの予算書30ページ、地域の力となる地区コミュニティ事業のところですよ。地域の地区コミュニティセンターはこちら、何か所ぐらい設置する予定なのでしょうか。

続きまして、私たちの予算書42ページ、みんなで備える防災力強化促進事業です。

こちら、話を聞きますと町民の皆さんに見やすく作ったから、自分自身で活用してくれと、見な

かったら自分の責任ですよという、菅内閣のような答弁のように、私は聞こえました。やっぱり東日本大震災10年たちますけれども、高齢者の方がたくさん亡くなっているんです。この宮代町ハザードマップ、高齢者の皆さんに見て理解しろと言っても、私は厳しいと思います。ぜひとも講習会など、分かりやすく開催していただきますよう、こちら要望にしておきます。

それと、私たちの予算書61ページ、防犯活動事業、こちら資料の22ページ見ますと、被害額が2,000万円です。今度の組合の負担金増と同じ金額ですよ。それをただポスターを貼っているというような次元の話ではないような気がしますので、ほかの自治体で取り組んでいるような形で、高齢者の皆さんが特殊詐欺に遭わないような工夫を今後はしていかなければいけないということなのでしょうか。

続きまして、私たちの予算書62ページ、防災活動事業です。こちらの答弁は随分上から目線な答弁だなと思いました。町のトップである町長が言うのが適切であって、子供たちが言うのは適正ではないように聞こえました。ということは、ほかの自治体が子供たちで行っているというのは、役場のほうではこれ適正ではないと。やっぱり町長がやるべきだというような認識なのでしょうか。こちら伺います。

予算書54ページ、第20款諸収入、第4項雑入で、アライグマの件ですけれども、こちら分かりました。ただ、私の質問に答えていない部分がありまして、町内にアライグマは何頭ぐらいと推測しているのでしょうか。これ、近年減っているのか、それとも増えているのか。また、ハクビシンなど、ほかの外来生物の被害はあるのかどうかということをお聞きいたします。

予算書170ページ、第9款消防費の件は、こちら了解いたしました。引き続き、団の皆さんの

要望を聞いていただければなというふうに思っています。

続きまして、予算書146ページ、第4款衛生費、1目清掃総務費のほうです。これ、町は私たち衛生組合議会議員よりも早く値段を知っていたというわけですね。だって5年前から議論をしていて、令和元年11月の3者協議で話が決まって、令和2年1月の正副管理者会議で決まって、令和2年11月に数字が確定して、令和3年1月21日に町長がその数字を知ったということですよね。

コロナ禍で歳入が非常に落ち込んでいるわけですね、宮代町も。このタイミングで処理量割にして値上げというのがよく分からないんです。普通ならコロナ禍が収まって、景気が回復してから値上げとなるような処理量にするべきだという議論をすべきですね。もしくは次の改定の3年後まで、保留してくれというような話もできたはずだと思います。そういうことを久喜市側に言えなかったのでしょうか。何か、もしくは久喜市側から、何か強い意向でもあったのでしょうか。

総務文教委員会資料10、11ページ、放置自転車の撤去台数実績について再質問します。

こちらの無料駐輪場で多いということは、無料駐輪場に自転車を捨てていく方が多いというような認識でよろしいのでしょうか。

最後、予算書全体の地球温暖化防止対策ですけれども、町民生活課では予算を計上していないということは、特にやる必要はないというような認識でよろしいのでしょうか。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

引き続き、町民生活課分の答弁からお願いいたします。

環境推進担当主査。

○環境推進担当主査（小林知弘君） 環境推進主査の小林でございます。

アライグマの対策被害状況等についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、アライグマが何頭ぐらい町内にいるのかというご質問でございますけれども、実は改めての調査というのは行っておりませんので、実は全数というのは把握ができておりません。

ただ、捕獲数、先ほど資料のほうでご案内させていただきました捕獲数、49回わなをかけて、15頭がかかったという、こちらについて、特に捕獲数に関しては微増という状況でございます。

昨年が、たしか10頭前後でしたので、今年、現時点で、今回が15頭ということになっておりますので、その微増というところが、恐らく見えていないアライグマの生息数にも、多少やっばり増えている傾向にあるのかなというのは、担当としては考えているところでございます。

それから、他の外来生物の状況ということですが、主には浅倉委員ご指摘のとおり、ハクビシン、それからタヌキといった、主に生物が被害として報告をいただいているところです。

先ほどお答え申し上げたとおり、この駆除計画、防除計画の対象になっているのはアライグマのみでございますので、このタヌキですとか、ハクビシン対しては捕獲等の対応というのはできないんですけれども、やはり被害としてはアライグマと同じように、農作物への被害、それから家屋等への侵入、特に家屋の場合ですと、屋根裏に入られて排泄物をされてしまうというような状況が発生

しているというところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

私のほうからは、私たちの予算書13ページ、西原自然の森の里山体験事業のほうをお答えさせていただきます。

こちらのコンセプトは白紙化ということございますが、3課で連携して、いろいろな事業を行っていくと、また協力し合いながら、新たなものをコンセプトとしたいということで考えてはおりますけれども、具体的な内容については、今のところ白紙ということでございます。

施設として、福祉のほうの施設、あるいは資料館のほうの施設が開放的な施設となっておりますので、そちらの内容は尊重されるのではないかとはい思っているところでございますが、今のところは白紙ということでございます。

続きまして、私たちの予算書の30ページ、地区のコミュニティセンター、何か所ぐらい設置を予定しているかということでございます。

こちら、30ページの一番下のところに、前期実行計画の成果目標ということでございまして、令和7年度までに2か所の設置を目標として、今のところ考えさせていただいております。それ以降については、今のところ未定でございます。

予算書の146ページ、清掃総務事業についてでございます。

こちらでございますが、浅倉委員さんのほうからお話いただきましたとおり、いろいろなお話をいただく中で、町のほうは先に知っていると、検討のほうをさせていただいていたということでございます。

その中で、今回もしかりなんです、人口割、

処理量割を比較した場合、今回宮代町のほうが2,000万円多くなっているということでございますが、これを従前の方式でやった場合、久喜市のほうが実際処理をしてないにも関わらず、それだけの額を負担しなければならないというような状況でございます。

宮代町が多く出しているのに、人口割であった場合は久喜市のほうが多くお金を払わないといけないと、そのような形で処理の実数の違いが出てくるということもございます。

いろいろな状況を議論する中で、今回このような数字を出させていただいたところでございます。

今までの経緯、あるいは状況をご報告させていただかなかったことについては本当に申し訳ございません。うちのほうの不備でございますので、改めておわびを申し上げますところでございますが、そのような議論がなされる中で、今回このような形を取らせていただいているということでございます。

続きまして、温暖化についてのお話でございます。

こちら先ほど町民生活課のほうでは、所管の中で予算化していないということでお話をさせていただいてしまったんですが、お手元に配らせていただきました資料の38ページをご覧いただきたいと思うんですが、こちらに進修館のLEDの設置状況でございます。

大ホールのほう、今年度LED化させていただきました。大ホール、大きな施設でございますので、電力の大きな削減ということとなると思います。

また来年度、大ホールと2階ロビーのエアコンの設置替えのほうを考えさせていただいております。こちらも当然従前のエアコンからすれば、大きく省エネになると思いますので、こちらのほう

もそういう面では地球温暖化対策ということで対応のほうをさせていただいているところでございます。

すみません、先ほどとちょっと回答と差異が出てしましまして申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

まず、私たちの予算書61ページ、防犯活動事業に関連いたします総務文教委員会資料22ページ、詐欺の関係でございます。

工夫をしていただきたいというようなお話をいただいたところでございます。こちらのほうについては、先ほどの答弁に対しまして補足答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、コロナ禍の状況でなければ、本来ですと警察と連携して、キャンペーン等で詐欺等のキャンペーン等を実施しているところでございます。

しかしながら、コロナ禍の状況ということもございまして、軒並みそういったイベント関係が中止という形で、直接町民に対して、そういったキャンペーンの実施ができない状況にございます。

また、青色防犯パトロール、こちらのほうを実施しているところではございますが、そのパトロール時に、ラップシャの車を使用しまして、振り込め詐欺等の注意について、放送を流しながら町内を巡回させていただき、防止に努めている状況もございます。

また、予兆電話等をいただいた場合については、防災行政無線を活用いたしまして、振り込め詐欺等の注意について放送をさせていただいているような状況もございます。

次に、飛びますけれども、総務文教委員会資料

の10ページ、11ページの放置自転車の関係でございます。

こちらの表中の無料駐輪場に対する台数が多いということで、捨てていく人が多いのではないかなというようなお話をいただいたところでございますが、実際のところ、無料駐輪場ということで、管理する人間がいないということで、例えば盗難とかの自転車を、そこに捨てていってしまっ、乗り捨てて置いていってしまうというような状況で、無料駐輪場については台数が多いのかなというふうなところで認識しているところがございます。

私のほうからは、以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町長。

○町長（新井康之君） 2点ほど、お答えをさせていただきます。

まず、防災行政無線の関係ですが、私のほうから町民の方に注意喚起をさせていただく、12月の中旬ぐらいから、徐々に感染者の数が増えてまいりまして、1月、1か月間だけで44名、倍以上に増えました。2月も同じような形で増えてきています。

その辺に併せて、国のほうでも、また緊急事態宣言が発令されたということでございまして、実は今日の発表になろうかと思うんですが、まだちょっと若干ですけれども増え続けておりまして105名になります。

感染した方が悪いということではないんですが、町民の方、一人ひとりにやはり注意をしていただいて、自粛をなさっていただいている皆様方に感謝の気持ちをやっぱり伝えて、町民としてみんなで頑張りましょうということを放送させていただいています。

今、週5日流しているわけですが、金、土、日を中心に流させていただいております。

あまり行動範囲を広くしないようにということで、本当は10日ぐらい置きに放送している内容も変えているんですが、新型コロナウイルス感染症に対する注意ですので、多少変えても中身はさほど変わらない、また町民の方々からも、もっと強く言えとか、もっときつい放送にしろとか、今日は何人ということを放送しろとか、いろんなご意見が毎日のように秘書担当のほうに入ってきているんですが、なかなか感染した方が、俺のことを言われているのかというふうな放送になってもいけませんので、当たり障りのないような形で皆さん方に注意をしていきたいと、それはやはり首長として、町民の方にお礼と自粛の要請とみんなで頑張りましょうという気持ちですので、私のほうから放送したいというふうに考えています。

また、子供たちというのは、多分お帰りの時間の皆さんの見守りのお礼の放送だと思います。多分、子供たちが新型コロナウイルス感染症に注意しましょうと放送をしている市町村はないんだらうなというふうに思っていますが、そういう意味では、また今日、緊急事態宣言が2週間延長されます。

そういうこともありまして、今朝、宮代町の役場の中でも、緊急対策会議を開きました。

施設も、皆さんにずっと使わないで我慢していただいているんですけども、やむなく2週間延長する方向で、また町民まつりをどうするかとか、いろんなことが、今、課題に上がっているわけですが、そういうことも含めて、これからまだしばらく町民の方には不自由をお願いすることになりますので、適当な時期に、適当な範囲で放送も続けたいと思っています。

今、防災行政無線だけではなくて、女性職員のアナウンスで、今、車でも回っています。また、消防署のほうでも、消防車両等を使って、火災を

起こさないようにというのと併せて、新型コロナウイルス感染症のことも回っています。いろんな各団体が協力し合って、今周知活動を続けておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

それから、衛生組合の処理量割については、確かにご報告遅くなったことは謝りたいと思います。申し訳ございません。

ただ、人口割から処理量割になっていたというのは、ここ数年検討していたようでございますし、久喜市に新しい炉ができるから、久喜市の言いなりになってということでは決してありませんので、今、久喜宮代衛生組合のほうでも、古い炉をこれからまだあと五、六年使わなければならないということで、どうすればごみの量を減らせるかということが課題の一つでございますので、その辺から処理量割というふうな形になって、町ぐるみで減量していこうということを求めているというふうに理解していただければなというふうに思っています。

今回は、令和元年度のごみの量、たまたま宮代町のほうが1人当たりの出す量が多かったので、今2,000万プラスという結果になりましたけれども、場合によっては、逆転していたこともあろうかなというふうに思います。

宮代町としては、これを逆転できるように、町民の方々にいろんな形で周知させていただいて、みんなで努力して頑張っていこうという、また減らしていこうということをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 再々質問させていただきます。

まず、私たちの予算書13ページ、西原自然の森活用事業、こちらは分かりました。市民の皆さん

と協力しながらやっていくということですので、
こちらはよろしく願いいたします。

私たちの予算書30ページ、地域の力となる地区
コミュニティ事業も、地区コミュニティセンター
は目標が2か所ということで、こちらも了解しま
した。

ぜひとも、自治会もそうですけれども、地域の
力がなかなかなくなってきましたので、ぜひ
とも早急に進めていただければと思います。

私たちの予算書42ページ、みんなで備える防災
力強化促進事業なんですけれども、こちら、私、
先ほど見なかったら自己責任で、何か被害があっ
たら、何で見なかったんですかというような、菅
内閣のような答弁ですねというふうに言いました。

自治会がハザードマップについてレクチャーし
てほしいというふうに来た場合はするけれども、
それ以外はしないとことは、例えばコロナ禍が収
束したとしても、町として講習会などは開く必要
はないというふうに思っているということによろ
しいのでしょうか。

私たちの予算書61ページ、防犯活動事業は、こ
ちら分かりました。

私たちの予算書62ページ、防災活動事業は、町
長のほうからご答弁いただきまして、町長が言う
のが妥当だろうということですが、町民の
皆さんからは、やはり町長から町民に願います
というのがありますけれども、町民から町
民に注意を呼びかけるというような方法もあるか
と思いますので、例えば週に1回か、2回は、町
民から町民に呼びかけるというののもあってもいい
のかなと私は思っておりますので、ご検討してい
ただければと思います。

予算書54ページのアライグマ個体分析調査業務
委託料の件は、こちら理解いたしました。ありが
とうございました。

それと、総務文教委員会資料10、11ページの放
置自転車の撤去の件ですけれども、こちらも理解
しました。ただ、撤去した自転車は、これ、どう
なっているのかというのをちょっとお聞かせくだ
さい。

予算書全体の地球温暖化防止対策事業、こちら
も分かりました。引き続き、進めていただければ
と思います。

予算書146ページ、第4款衛生費、1目清掃総
務費についてです。

これは、私だけでなく、皆さんが思っているの
は、なぜコロナ禍の今、この処理量割になったの
か、つまり値上げになったということなんですよ
ね。

最終的に、処理量割、つまり値上げを容認した
のは町長だと思うんですが、久喜市側に、
例えば2,000万円上がるので、激変緩和措置を取
って猶予してくれですとか、新型コロナウイルス
感染症が収束して、経済が普通になるまで人口割
をお願いしますと、そういった交渉ができたかと
思います。

組合から処理量割になって2,000万円増えます
よと提示されたときに、仕方ないですねと、す
ぐに容認したということなのではないでしょうか。

普通の首長さんでしたら、このコロナ禍で歳入
が減っている中で、2,000万円の増額が分かった
段階で、ちょっと待ってくれというようなふうな
対応をするのかというふうに思います。

もし、私が町長だったとしても、はいそうです
かとは、多分言わないですね。

コロナ禍で、財政が厳しい真ただ中で、なぜ
処理量割を今の時期に容認したのでしょうか。こ
ちら町長にお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

私たちの予算書の42ページ、みんなで備える防災力強化促進事業、こちらのほうの関係で、ハザードマップのお話をいただいているところでございます。

私の答弁の中で、町民には何もしないというように捉え方をされてしまっているようでございますが、そういったことは一切ございません。町民に対して、町としまして何もしないわけではございません。

しかしながら、今回防災ハザードマップを作成させていただきましたが、改正点といたしまして、今までなかったマイタイムラインのほうを掲載させていただいているところでございます。

災害に関しましては、自助という部分もございますので、まずは今回作成しました防災マップを自身御覧になっていただいて、自分の住んでいる地区、場所に対して、例えば水が出た場合、どの程度の水が出てしまうのか、安全なのか、危険なのか、そういったものを、まずご自身で把握していただきたいと考えているところでございます。

今回のハザードマップ、議員の皆さんもご覧になられたかと思いますが、かなり詳細にできているハザードマップだと思っております。ご自身の家が明確に分かるようになっております。

そういった形もありますので、まずはご自身でどうなのかということをまずは考えていただいて行動に移していただきたいというふうに考えているところではございます。

重複しますが、町のほうで町民の皆さんに何もしないという考えは一切ございません。町民の皆さんから要望があった際には、すぐに対応させていただくという考えがございますので、その点に

ついてはご理解をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、総務文教委員会資料の10、11ページです。

こちらのほう、撤去した自転車に対して、どのような対応をするかというお話でございますが、まず進修館の脇に放置自転車を一時的に保管のほうをさせていただきます。

その後、警察本部等に自転車の所有者の照会をさせていただいて、照会後にその所有者が判明した場合については、その所有者に対して引取りの通知をさせていただいております。

判明しない場合については、そのまま保管という形で、最終的には引取りの来ない自転車の取扱いについては、町内の自転車の加盟団体がございませけれども、自転車の加盟団体のほうにお声がけをさせていただいて再利用していただくということで買取りのほうをしていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 町長。

○町長（新井康之君） それでは、処理量割の金額をなぜのんだかというようなご質問かと思いますが、処理量割でという方向で試算をして始めたいというふうに言われたのが、たしかにもう1年以上前の話ですので、その結果、最近数字を知ったわけですが、処理量割という形での実際に自分が使ったら使っただけ支払いましょうという考え方だと思いますけれども、このように数字ではつきり示されたときに、宮代町の町民がこれだけ多くのごみを燃やしているんだということが現実だと思います。

それを、いやいや今まで久喜市のほうで払っていたんだから、これから久喜市で払ってくださいよとは言えない。やはり、人口割から制度が変

わったから見えてきたことだと思います。

やはり宮代町の町民が出したごみを、久喜市にお金出してとは到底言えませんので、それであれば宮代町のごみを減らす方向で、今後努力をしていくというふうに私は考えました。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） それでは、1つ要望で、1つ質問です。

私たちの予算書42ページ、みんなで備える防災力強化促進事業のところで、ハザードマップの件、マイトimelineなどをして、詳細に作っていたのだと、それは私も見てよく分かりました。

ただ、マイトimelineを詳細に作りました、でも見方が分からない、活用の仕方が分からないといったら、これは宝の持ち腐れになってしまいますよね。

これ、若い人は分かるかもしれませんが、例えば私の母親に、はいこれがハザードマップですよと、見てねと言っても、これ、分からないと思います。

やはり私は、町民の皆さんに、使い方が分からないと宝の持ち腐れになってしまいますので、なるべくこういうふうに使ったらいいですよといったようなレクチャーは必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、清掃総務費のことですけれども、私は質問したのはコロナ禍の今じゃなくてもいいんですかということなんです。

それと、この処理量割にするというのは3年前の議論で確定していたわけですよ、話を聞きますと。ごみの処理量が増えれば、負担金が増えるということは、3年前に分かっておきながら、この3年間ごみの減量措置は、町としても特に行ってきたんですか。行ってきたように私は思っていま

す。

そうこうしているうちに、令和元年度にごみが増え、2,000万円の組合負担が増え、これはあまりにもお粗末な話になってしまいますよ。

3年前に処理量が分かっていたなら、3年前から対策を講じるべきだったと思うんですけれども、違いますか。それとも私の言っていることが間違っていますかね。ご答弁よろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 町長。

○町長（新井康之君） 最初に、衛生組合の3者連絡会議でその方向性を示されたのが令和元年の11月でございますので、今日までの間に期間があったことは事実でございます。

久喜宮代衛生組合のほうでは、ごみ処理に関して、各市町村に減量推進はしてきたかと思いますが、宮代町として、新たに別の角度から減量推進に取り組んできたかという、たしかに大してやっていなかったかなというふうに思います。そういう意味では、久喜宮代衛生組合にお任せだったのは反省しなければいけないふうに思っております。

また、コロナ禍だから受けなくてというお話ですけれども、久喜市にとってみれば同じコロナ禍でありますので、この方向でいこうというふうになって、宮代町が多かった、それを、いやいや今までと同じようにお願いしますというふうには、歳入減の市町村の状況というのは久喜市でも同じです。現実を捉えただけというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 最後の質問にいたします。

確かに2,000万円ということですが、久喜市が多く払っていたとしても、2,000万円の重

みというのは久喜市と宮代町では違うと思いますので、その辺を考慮していただければと思います。

最後の質問になります。

久喜宮代衛生組合議会では、久喜市議が9人、宮代町は5人です。採決できるのは4人になります。

久喜市からすれば2,000万円負担が軽減されるわけですから、反対する議員の皆さんはいらっしゃらないと思います。まず、可決されると思います。

そうしますと、来年度ごみの排出量が増えれば、さらに負担金が増えるわけです。

町として、ごみ減量に対し、どういった取組を行っていくのでしょうか、最後の質問にいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

今ほど町長のほうからもご説明させていただきましたが、久喜宮代衛生組合が現在ごみ処理をしているということから、町として減量化の取組はあまり力を入れてなかった、あまりしなかったということのお話をさせていただいております。

確かに、そういう形で久喜宮代衛生組合に任せているという感が強かったわけでございますが、今後におきましては、町としてできることという、啓発とか、そういうものになってしまいますので、広報を使った啓発、ホームページを使った啓発とかは、今後取り組んでいきたいと思います。

そういう中で、少しでも減量化がされるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 最後に言おうとしまして、

私、二十数年来、廃棄物の世界で記者をしておりましたけれども、啓発でごみが減ったケースなんてないです。

例えば、ごみ処理量に対して有料化をして、例えば今まで袋1枚10円で済んでいるところを50円に値上げするとか、そういった強力な対応をしなければごみは減らないということなので、町としても啓発以外のことで、いろいろごみの減量をしていただければと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、質疑を受けます。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 前段の委員で、大分質問がなくなってしまったんですけども、改めて山下です。

最初に、26ページ、13款2目衛生手数料です。

最初に、犬の登録をやっているんだと思いますが、その他と書いてあるんですけども、犬の登録のほかに、その他というのはあるのでしょうか。

140ページ、2目予防費では、狂犬病予防事業となっているんですけども、その他というをちょっと教えていただきたいと思っております。

それと、これは先ほども前段の質問があったんですけども、アライグマ、55ページです。

うちの近くにもアライグマだか、タヌキだか、ハクビシンだか、分からないのがいたような、目だけ夜中にぎろっと光らせて、うろちょろしているやつがいるんですよ。

やっぱりこういう被害というのは、アライグマ以外は宮代町でも把握しないのでしょうか。

これは県のほうから来たから、アライグマだけやっているのでしょうか。

被害をどういうふうに防ぐかということ、家庭菜園なんかをやっている人なんか、大変な思いをしてネットを張ったりしてやっているわけです。

よ。

でも、最近になると、私よく見ていたんですけども、アライグマだか、何だか分からない、そういう動物もいるんですけども、あとキジ、キジが最近増えたんですよ。

そういうんで、農産物を荒らしている。すごいですよ、キジは。ネットを張っていても、下からぐったりやっているんですよ。

そういう被害を町として、調査とか、そういう対策を取らないんでしょうか。ひとつそれもお願いします。

歳出のほうに入ります。

68ページになります。

(6)地域コミュニティ活性化事業、18節負担金及び補助金の地域敬老会運営事業費補助金、増額となっていますが、これらは全自治会に補助金が行き渡るように出て、予算としてなっているんでしょうか。

それとも、敬老会を開催した自治会だけに配るんでしょうか。68ページです。よろしいですか。

それと、あと84ページ、第7款の(1)交通安全対策事業の1節報酬でございます。これまでやっていた人たちが、会計年度任用職員に移行するということなんでしょうけれども、これは今までやっていた人、全員が会計年度職員に任命をするんでしょうか。その辺のところ、詳しくお願いしたい。お答えください。

それと、86ページ、9目環境管理費、(2)宮代の魅力推進事業ですが、新規事業に置き換えるようですが、この新規事業に置き換えるという理由と、何を目的に新規事業を行うのか。その辺のところを教えてくださいと思います。

あと、先ほども言っていましたけれども、88ページ、10目の(1)防犯活動事業です。この宮代町の犯罪は増えて、総務文教委員会資料のほうも書

いてありますが、この検挙率というのは、宮代の役場としても分かるんでしょうか、この犯罪が起きた検挙率は。ほとんどゼロなんじゃないでしょうか。

あと、90ページになります。

これは、私は一番大事かなと思っているんですけども、11目の(1)防災活動、(2)災害に強いまちづくり、(3)防災コミュニティ促進事業と、それぞれの事業がありますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症、これは災害として、町として見ているのか、町民生活がかかっている、災害として見ているのかどうか、そこが一番肝要かなと思っているんですけども、ほかのところの自然災害の場合は、災害だ災害だと騒ぎますけれども、こういう病原菌の災害、災害として見ているのかどうか、その話が一切ないんですよ、町民生活課として。

私は、これは一種の災害だと思っているんですよ。その辺をどういうふうに見ているのか、ちょっとおっしゃってください。

あと、これは先ほど、最初に言った犬の予防接種なんですけれども、140ページ、予防費になります。

宮代町、何頭登録されているのか、そして未登録犬というんですか、私も犬も飼っていますから、毎年毎年何千円もして登録していますけれども、これは毎回毎回登録しないといけないのかどうか、その辺のところお願いします。

あと、その未登録犬によって、何か町民に対して被害を及ぼしているのかどうか、そういう情報が町のほうに来ているのかどうか、その辺のところをお願いします。

あと、144ページの3目なんですけれども、環境衛生費、(3)環境衛生事業ですが、昨年度より、会計年度予算が減っていると思うんですよ、予算のほう。何か理由があるんでしょうか。おっし

やってください。

あと、170ページになります。

9款消防費です。私も消防団に入っていたんですけれども、昨年度から今年度にかけて、新型コロナウイルス感染症によって、消防団の練習、訓練などがかなり減っていると思うんですけれども、消防団は消防力のかなめになっているんですよ。

消防職員が火事出動した場合は、その後始末というわけじゃないんですけれども、その後、消防団がそこに残って再発しないかどうか頑張ったり、防犯活動をやったり、いろいろやっているわけなんですけれども、そういう練習がかなり減っていると思うんですけれども、どのようになっているのか、町の考えとしてはどのように指導しているのか、お願いします。

それと、この消防団員の減少が続いているということで、先ほどもあったんですけれども、町としての考え方、消防団員の。何歳までオーケーなのかどうか、60歳ぐらいだと思えるんですけれども、しかし若い人は、今仕事に出かけていて、かなり仕事をやる人が少なくなっているんですよ。その辺のところの考え方を、もう一度整理してお願いします。

それと、先ほども出ました久喜宮代衛生組合の処理量が1人頭が0.32キロというんですか、トンというんですか、これは、多くなっている。これは2年前からということなんですけれども、何か特殊な事情というのはあったのですか、宮代町でそういう増えた理由というのは把握してないんですか。

私のちょっと考えなんですけれども、2年前から野焼きだとか、家の生木を燃やすんじゃないとか、そういう事情があって、消防でもかなり回っていて、非常に当たっている。これじゃ、外で農家の人なんかは、枝、木を切っても燃やせない。

これは、みんな聞いている話なんですけれども、ビニールに細かく切って、入れて、出しているというんです。1つのごみ捨て場のところだと、かなりそれが10束も20束も山になっているところもある。

これは、必ず増えますよ。私も最初から思っていました。燃やせないんだったら、これは本当増えるしかないなど。

私は何だかんだ考えているんですよ。そういうのをチップ化して飼料化するという方法もあるし、町として2,000万円も増やすんだったら、2,000万円のお金を出して、そういう資源化するというんですか、作っていくというのか、チップ切るやつ売っていますよね、家庭用の。そういうやつにするとか、貸出すとか。

今、久喜宮代衛生組合では貸出しはしているんですよ。しかし、機械をどうやって持ってくるかとは、一番のあれがあるんですよ。運んで、どうやってやるのかというのが。

宮代町でも、そういう資源を活用するということも必要じゃないかなと思っているんです。それで減量化していく、具体的に、私はそう思っているんです。その辺のところのお答えを、考え方があれば出していただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時10分

○委員長（丸藤栄一君） それでは、再開いたします。

引き続き、町民生活課分の答弁から行います。
町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、1点目の予算書26ページの犬の登録手数料と、こちらの85万と予算書140ページの狂犬病予防事業の予算費用のほうの関係につきましてご説明をさせていただきます。

こちら狂犬病予防事業のほうの29万8,000円ということで、今年度、予算のほうを立てさせていただいているんですが、こちら特定財源のその他ということで29万8,000円、使用料及び手数料は29万8,000円を充てるということとなっているところでございます。

こちらの26ページにあります犬の登録等手数料85万円のうち、29万8,000円をこちらの予算に充てるということで記載のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、2点目のアライグマということで、こちらは予算書の54ページでございます。

こちらアライグマ以外の被害ということでございますが、先ほど小林主査のほうからお話のほうをさせていただきました。ハクビシンとかタヌキとかの被害のほうはあるところでございます。

ただ、こちらのほうは、先ほどご説明させていただきましたが、アライグマは、県で定める防除計画がございますので、捕獲、駆除のほうはできるところでございますが、その他の野生鳥獣につきましては、安易に駆除ができないというのが実情でございます。窓口のほうにご相談いただきながら、有害鳥獣の駆除等の手続が必要になってくるというところでございます。

続きまして、予算書68ページでございます。

こちら地域コミュニティ活性化事業の敬老会の関係でご質問をいただきました。敬老会の予算につきましては、今年度から、こちらの町民生活課地域振興担当のほうで受持ちのほうをさせていた

だくようになっているところでございます。

区長さんが豊かな地域づくり推進事業の補助金の申請をする中で、併せて敬老会等のご相談、対応ができるようにということで、令和3年度から対応のほうを変えさせていただいているところでございます。

こちらの、当然敬老会の実施をする団体に費用のほうは交付のほうをさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、予算書の86ページでございます。

宮代の魅力推進事業でございます。こちらなんですが、新しい事業ということでございますが、先ほどもお話のほうをさせていただいているところでございますが、西原自然の森の活用事業のほう新しい事業として考えさせていただいているところでございます。こちらが新しい事業ということで、事業として計画させていただいている内容でございます。

続きまして、予算書の140ページ、こちらが犬の登録数でございます。こちら犬の登録なんですが、ごめんなさい、犬の登録でございますが、毎年登録のほうをしなければいけないということでご質問のほうをいただいているところでございますが、犬の登録は1回のみです。初回の1回のみ、登録のほうをしていただくようになります。

その後、毎年、狂犬病予防注射をしていただくというのが毎年になっておりまして、そちらの狂犬病予防注射をしていただいた後に、注射済票という交付をしていただく手続が毎年ということになっております。

ごめんなさい、登録の件数でございますが、令和3年1月末現在で1,727匹が宮代町のほうに登録のほうをされているところでございます。

未登録犬の情報でございますが、こちらにつきましては、町のほうではなかなか入手することが

難しく、たまに犬が人をかんでしまったということ
とで警察のほうから照会が来ることがございます。
たまにそういう犬の中に未登録犬というのがござ
いますが、それ以外は未登録犬の情報というのは
ございません。そのような状況でございます。

続きまして、予算書の144ページでございます。

環境衛生事業の減っている理由でございますが、
こちら議員の皆様の方に既にお渡しをしてお
ります増減表のほうをご覧くださいと思うんで
すけれども、こちら増減表、ちょっとページ数が
振ってなくてあれなんです、144ページで環
境衛生事業のところが記載させていただいて
いるところでございますが、こちら側溝等の清掃堆積
物の量が減ってきておりますので、こちらの処理
委託料を減らさせていただいているところござ
います。こちらが減ということとなっているとこ
ろでございます。

続きまして、予算書の146ページでございます。

清掃総務費でございますが、こちら処理量が多
くなっているということで、こちら野焼きの規制
のせいではないかということでお話をいただい
ておるところでございますが、実際、野焼きの規制
により久喜宮代衛生組合の処理量が増えているか
どうかというのは把握しておりませんので、この
久喜宮代衛生組合のほうで増えている状況を再度
確認のほうをさせていただいたと思っているとこ
ろでございます。

チップ化の機械の貸出し等のお話もいただい
ているところでございますが、これから久喜市の新
しい炉が稼働するに当たり、久喜宮代衛生組合で
行っている事務等を町のほうに少しずつ移管され
るようになってきます。その中で、このようない
ろいろな事業も検討させていただきたいと考えて
いるところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副
課長、押田と申します。

順次説明のほうをさせていただきます。

1点目の予算書84ページ、こちら交通安全対策
事業の関係でございますが、交通指導員でござい
ます。交通指導員については、会計年度任用職員
という形に移行されたわけでございますけれども、
今までの交通指導員については、全員任命される
のかというような質疑をいただいたところでござ
います。

こちらのほうにつきましては、会計年度任用職
員制度というのが施行されまして、1年の任用と
いう形になります。ですので、例えば令和2年度、
交通指導員をやられて、またやっている方から再
度お申込みをいただければ、まず面接のほうを実
施させていただいて、マル・バツをつけさせてい
ただきますので、必ずしも大丈夫だというような
お話ではございません。

しかしながら、令和2年度現在、10名の交通指
導員がおりますが、全員の方に幸いにしてお申込
みをいただいたところでございます。令和3年度
につきましても、この10人については、引き続き
交通指導員として活動していただくような形にな
ります。

続きまして、予算書88ページ、防犯活動事業の
関係でございますけれども、犯罪が増えているよ
うなというようなお話をいただいたところでござ
います。

そこで、検挙率のお話をいただきましたけれど
も、検挙率につきましては、町のほうでは把握し
ていないということでご理解いただきますよう
よろしくお願いたします。

続きまして、予算書90ページ、防災活動事業、
災害に強いまちづくり啓発事業、防災コミュニテ

イ事業の関係で、新型コロナウイルス感染症のお話をいただいたところでございます。

そこで、山下議員のほうから、新型コロナウイルス感染症については、町としては災害として見ているのかどうかというようなお話をいただいたところでございますが、こちらのほうにつきましては、まず災害の定義ということで申し上げます。

災害につきましては、日本の災害対策基本法、暴風雨、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発、その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害と定義されているところでございます。

そこで、災害の原因の分類でございますが、自然災害、それと人為災害に分けられております。その中で自然災害でございますけれども、生物学系ということで、ここにSARSですとか新型インフルエンザなどということであってありますので、インフルエンザの中のひとくくりと考えますと、新型コロナウイルス感染症についても災害というふうに捉えているところでございます。

また、災害関係という形で、県の災害対策課のほうからは私ども危機管理担当のほうに、こういった新型コロナウイルス感染症関係の通知、メール等が常時届きますので、災害という形で捉えているところでございます。

続きまして、予算書170ページ、消防総務事業の関係でございます。

こちら消防団の訓練等が減っているというようなお話をいただいたところでございますが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、一番大きな催物でございます特別点検、これ例年11月に実施しているところでございますが、こちらのほうは、コロナ禍の関係で中止とさ

せていただいた状況でございます。

しかしながら、定期点検ですとか年末の巡回、こういったものは必要最低人数の中で、消防団の方にご協力いただきながら活動をいただいているところでございます。

また、消防団、団員が減少しているというお話でございますけれども、こちらのほうの町の考え方でございます。

まず、消防団につきましては、地域を守る消防機関につきましては、消防署、消防団がでございます。もしものときには、それぞれの機関が連携して、消火、水防、救助活動などを行っているところでございます。

中でも消防団につきましては、消防署など消防に関する専門職員がいる常備消防機関とは異なり、自分たちの地域は自分たちで守るという精神に基づいた住民によって成り立っている組織でございます。最も地域に密着した消防機関と言えるのが消防団であると考えているところでございます。

消防団員につきましては、自営業の方ですとか農業、またサラリーマンの方など、様々な本業を持ちながら、火災をはじめとする災害発生時には、消防署と協力して消火や人命の救助、救出に出動するとともに、日頃の火災予防など啓発活動を行っていただいているところでございます。

このような状況の中で、令和2年4月1日現在ですけれども、宮代町消防団の人数は89名でございます。条例定数98名に対して、不足しているのが現実でございます。

このような形で、不足を補いたいと思いますが、いかんせん成り手が今いないというのが現状でございます。この成り手をどのように充足していくかが課題として捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

犬の予算のことなんですけれども、その他ということが分かりました。それに関して、この犬の頭数、あと未登録者が分からないということ言っているんですけれども、やはり正規に飼っている人、登録してやっている人、そういう人たちに対して、未登録で何か犬が被害をやってしまうと、きちんと登録した人たちが犬を飼っているといった広い目で見られる。かなりあるんですよ。私なんかは飼っていますけれども。

やはり犬の好きな人と嫌いな人がいますから、それは当然だと思いますけれども、やはりきちんと登録するということが大事じゃないかなと思っていてんですけれども、これを把握できないということは、何かあるんでしょうか。これ町というのは、そういうふうに調べるということはしないんでしょうか。

その辺のところをきちんとして、真面目に登録した人だけが注射を打ったり何かしているわけですから、その辺のところはきちんと把握すべきじゃないかなという感じがするんですけれども、お願いしたいと思います。その辺のところをもう一度、どうするのかをお願いします。

それと、アライグマ、これは県のほうの……アライグマだから、ちょっと待つて。

55ページになります。

あと、この参考資料ですか、何ページになるんだ。

〔「32ページ」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君） 32ページですか。

32ページにアライグマのことが書いてあるんですけれども、これは県のほうの委託ということで、宮代町としては依頼されたことしかやっていないということで受け止めたんですけれども、これあちこちに出没しているんです、今ね。アライグマ

だかタヌキだか何だか分かりませんが、その辺で、やっぱり町民の被害がかなりあるんじゃないかなという感じがするんですよ。

捕獲ができないというんですけれども、捕獲はできるんじゃないですか。殺処分だとかそういうことはできないけれども、捕獲はできるんじゃないですか。もし被害、町民から何か問合せした場合は、処分についてはできないかもしれないけれども、その辺のところ、町としてどうするのか、捕獲してくれるのかどうか、きちんと。言わないとできないですか。その辺のところがありますよね。

特に畑でというのがよく言われるんですよ。歩いていると、いや、変な動物がいてねとか、キジがつついたよとかね。やはり町民の言っていることを少しでも和らげるというんじゃないんですけれども、町としても、そういう対策は取るべきじゃないかなと私は思っております。もう一度、その辺のところを、対策はどうするのかお願いします。

あと、地域コミュニティ、68ページです。

今、回答の中では、参加した団体でだけやるということなんですけれども、事情によっては年寄りしかいないんでというので、年配者しかいないんでできないというところもあると思いますよね。そういうお手伝いとかは、町のほうではやらないということなんでしょうか。参加した、そういう希望する自治会だけお金を渡す、補助をする、そういうことだけなんでしょうか。

やはりこれは敬老会ですから、今までかなり参加した人もあるんですけれども、そういう問題が毎年出ているんですよ、今までやってきた中で。

そのところが一向に解決しないなという感じがするんだけど、やはりそういう事情とか、そういうのが分かったら、もし町のほうでお手伝い

ができるんだったらやりたいというところも、希望すれば、じゃ、お手伝いしますよ、そういうあれはないんでしょうか。お願いします。

それと、宮代魅力推進事業で新しい村、西原だということは、先ほど質問しましたので分かりました。

犬の登録、先ほども言いましたけれども、その辺のところでは、やはり登録した人だけがばかを見るんじゃないんですけれども、かなり未登録犬もいると思うんで、これ1件1件調べろというわけにはいかないんですけれども、町のほうから、じゃ、町民のほうから苦情とかそういうのがあると思いますよね。

例えば犬のうんちを捨てていないとか、このうちは犬の鳴き声がうるさいとか、そういうので分かると思うんですよね。調査してみる、そういううちを。大体そういううちというのは、犬のうんちを捨てていないとかなくなっていますので、ぜひそういうところでは、町民から苦情が来いていると思うんですよ。よろしくお願いします。

環境衛生、144ページ……ちょっと待って。

この側溝のほうのあれが減ってきているんだなということなんですけれども、側溝が減ってきて、これ雑草とかそういうのが増えているんじゃないですか、逆に。町民から言われたところがいっぱいあるんじゃないですか。やはり側溝が減ったからほかのところがそのまま、だったらそっちへ回せばいいことじゃないんですか。

かなり雑草のことは、私のところにも来ますよ。あそこは見えないとか、こっちがああだとか、そういうことでね。やはり町民の言っていること、側溝清掃だけじゃないんですけれども、やはり充用するというか、そっちのほうも力入れてもらいたいなという感じがしますよ。もし側溝のほうが減るんだったらですよ。お願いしますよ、その辺

のところは。

それと、交通指導員のことについては分かりました。84ページ、交通指導員、今年、来年は、その辺。ただ、これは意識的に町のほうで、例えば年齢とかそういう制限というのはあるんですか。交通指導員は、何歳になったら辞めてもらうとか、そういう年齢制限とか、面接でやるということなんですけれども、どんな内容の面接なのか、分かったらお願いします。

それから、犯罪件数は、これ88ページになると思うんですけれども、検挙率は町のほうでは分からない。町ですよ、検挙率は分からないということが、ただ、来た件数だけを数えて、こうやって発表している、放送で言っているだけなんですか。

ただ警察から言われたことをそのままということで、対策とかそういうのは取らないと、あえて、そういう感じになりますよね。ただ警察から言われて、こういう犯罪が起きましたよ、それを放送で流して、データとして流す、それだけなんですね。

それと、90ページですか、先ほども言いました新型コロナウイルス感染症は災害かどうかということで、一応災害だということによって、たので、じゃ、なぜこういう災害だということで、町民生活課として災害としての予算が取れていないのかなという感じはするんですけども、その辺のところはいかがなものでしょうか。具体的にどのような行動をしているんでしょうか。あったら教えてください。成果はどういうふうになっているのか、お願いします。

144ページの環境衛生費については、よろしいでしょう。

あと、消防団です。170ページ、消防団。

人が足りない、10人も足りないということで、先ほど89名のところも98名しかいないんだ、11名

ですね。98名のところを89名か。9名足りないのか。これをどうするのかということで、各消防団も悩んでいると思うんですよ。なかなか若い人がやってくれないということですね。

これ昔の話で言っては悪いんですけども、消防団やっていたのが大体町の職員がやっていたんです、昔は。この町の職員というのは、消防団にはなれないのでしょうか。それとも、募集はしていないのでしょうか。それとも、あえてやらないのか。そういうこともあり得るなという感じはするんですよ。

町の行政やっているのが一番よく知っているわけですから、全員町の職員に置き換えろというんじゃないですけども、数名は町の職員で各消防団に1名ずつ、たった1名ずつでも結構です。ぜひ、その辺のところも検討していただけないかなと私は思っているんですよ。消防団が言っているわけじゃないですよ。私です、それは。

昔は消防団といったら、みんなここに、役場に車両があって、そこから出動したわけですから、そういうことも検討に値するんじゃないかなと私は感じているんです。その辺のところも、いや、そういうわけにはいかないという何か考えがあれば、おっしゃってください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、140ページの狂犬病予防事業の関係でございます。

未登録犬の調査をしないのかということでございますが、未登録犬を対象に調査することはなかなか難しく、犬の登録が必要だということの広報等の情報提供は適時させていただいているところ

でございます。

先ほどお話がありました犬の鳴き声がうるさいとか、飼い方に問題があるというような情報がございましたら、当然その登録の情報は確認させていただきます。未登録であれば、当然登録のほうを促しますし、犬の飼い方の指導ということであれば、県の保健所のほうに連絡をさせていただいて、一緒に対応のほうをさせていただくような状況でございます。

そのような対応を取らせていただく中で、1頭でも少なく未登録犬になるように対応のほうをさせていただきたいと思うところでございます。

続きまして、予算書の55ページのアライグマ以外の有害鳥獣の対応をとということでございます。

こちら、先ほどもお話しさせていただきましたが、アライグマは、県の防除計画によって捕獲、処分のほうをさせていただいております。そのほかのハクビシンとかタヌキ、そういうものについては、農業被害を及ぼすというのは、同様な農業被害を及ぼしているのは事実でございます。ただ、こちらは野生鳥獣ということもありまして、簡単に捕獲、処分はできないということでございます。

ただ、手続がありますので、手続上の中で、まるきりできないかということではございませんので、先ほどもお話しいただきました中で、町のほうにご相談いただければというところでございます。

ただ、町のほうがそのご相談を受けて処理ができるということではございませんので、その辺はご相談者のほうと十分に話のほうをさせていただきたいと思うところでございます。

続きまして、69ページの地域コミュニティの敬老会の関係でございます。

町民生活課のほうでは、先ほどもお話しさせていただきましたが、豊かな地域づくりの補助金の

手続の中で敬老会の補助ができればということで、今回の所管替え、補助金の所管替えのほうはさせていただきますところでございます。

敬老会そのものの手伝いとか、そういうものについては、今回そのような中には、ちょっとその確認をしておりませんが、手伝いそのものは、いろんなご相談は当然受けます。ご相談を受けさせていただいて、いろいろな話をお聞きすることはできますけれども、敬老会の現場に行ってお手伝いをするというようなことは考えておりませんので、ご了解いただきたいと思うところでございます。

続きまして、144ページの環境衛生事業でございます。

こちらの雑草を、側溝の汚泥の量が減っているけれども、雑草が増えているではないかということでお話をいただいているところでございます。雑草の対応をもっとしっかりしてほしいというお話でございますが、町といたしましては、不適正管理の雑草の土地に関しましては、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、年2回の現場確認あるいは適時、ご連絡いただく中での対応ということで、不適正管理の土地の所有者に通知等の対応をさせていただいております。

自己処理ができないということで、町に委託をしたいよという土地に関しましては、町が委託の契約を受けまして、町契約の業者のほうに処理のほうの発注をさせていただきます。これは当然委託を受けますので、委託料については、発注者、土地の所有者のほうから頂くようになりますので、町の実質の予算ということでは痛まないところでございますけれども、そのような対応を取らせていただいているところでございます。

ですので、純粋に側溝の汚泥の量が減っているということで、今回は金額のほうを減額させてい

ただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

まず、1点目、交通指導員の関係でございます。

こちらのほう、年齢制限について質疑をいただいたところでございますけれども、これまでは町内在住の二十歳以上70歳未満ということで、年齢の制限をさせていただいたところでございます。

しかしながら、会計年度任用職員制度が施行されて、令和2年度より年齢制限がなくなったということで、人格ですとか身体剛健、交通安全に熱意を有していて指導力のある者という方を対象に交通指導員としてお願いをしているところでございます。

また、会計年度任用職員制度の施行に伴いまして、その一人ひとりの面接の内容でございますが、町で全て行っている関係で、総務課のほうから、ある程度面接に際してのマニュアル的なものを頂いておりますので、そのマニュアルに沿った形で面接のほうを実施しているところでございます。

続きまして、予算書の90ページの防災、災害関係でございます。

新型コロナウイルス感染症については、災害ということで答弁をさせていただいたところでございます。それに伴いまして、町民生活課としての予算措置、令和3年度については予算措置がない、こういった対応をしているか、また成果についてはというような質疑をいただいたところでございます。

令和2年度、今年度で申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の補正予算を使わせていただきまして、災害の備品関係の整備をさせていただいたところでございます。こちらのほうで新型コ

コロナウイルス感染症の補正額の要求額が1,760万9,000円、令和2年度、こちらの額を要求させていただきまして、新型コロナウイルス感染症の対応に向けた災害に対する整備をさせていただいたところでございます。

例えばフェースシールドを買わせていただいたり、感染症対策のパターション、感染対策のトイレ用品、折り畳み式のベッド、避難者用のサポートタイツ、防護服、スポットエアコンなどなど、補正額で購入をさせていただき、対応のほうをさせていただいたところでございます。

また、成果といたしましては、この新型コロナウイルス感染症の補正予算で買わせていただいた備品を使いまして、ご存じのとおり、10月に初めて職員を対象にした避難所開設実動訓練のほうを実施させていただいたところでございまして、この新型コロナウイルス感染症予算で買いました備品を活用して、災害時に向けた避難所の運営訓練を実施させていただいたところでございます。

また、予算書の170ページ、消防総務事業の関係でございます。

こちらについては、消防団の質疑のほうをいただいているところでございます。現状、9名の不足ということでございます。

そこで、町の職員では消防団になることは駄目なのかというようなことをいただきましたけれども、町の職員が消防団になることは駄目ということはございません。しかしながら、職員として消防団に携わるか、携わらないかは本人次第ですので、一人ひとりに強く要望はできないというふうに考えているところでございます。

1点、ちょっと言い忘れてしまったんですけれども、検挙率の関係で、対策の関係でございます。こちらのほうにつきましては、自主防犯組織、こちらのほうに情報提供をさせていただきまして、

警察と連携しながら努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 副課長、あと84ページの交通指導員の中で、年齢の制限とどのような面接を行っているかという質問あったかと思うんです。答弁……

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 申し上げたつもりなんですが。

〔発言する人あり〕

○委員長（丸藤栄一君） ああ、そうか。

失礼しました。

じゃ、質問ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） アライグマは町のほうに相談してくれということなんですけれども、この辺のところは分かったということにしておきましょう。

それと、敬老会なんですよ。68ページの地域コミュニティの。町のほうではお手伝いはできないんだということだったんですけれども、これ地域敬老会だけじゃありませんよね。町のほうでこういうことをやっているのは。町の職員が出向いているところもあると思います。

そういう、例えば防災訓練なんかもそうだと思うんですけれども、やはり町が主体としてやっている事業ですから、もし本当にできないというふうになれば、職員が行ってお手伝いをする、これも一つの手じゃないかなと。成人式なんかも全部やっていますからね。そういう手もあるんじゃないかということで言っているわけです、私は。

やっているわけなんです。現実には町の職員が行って。何で敬老会ができないのかなという感じが。前は、昔は全部町で1か所に集めてやったわけなんです。そういうこともやってもいい

んじゃないのという感じなんです。どうしてもできないところはね。

やれる力があるところは、それは自分たちでやってもらいたいけれども、やりたくてもできないところもあると思いますよ。ぜひその辺のところも考えるべきじゃないかなと。できないんだから、できるところだけやります、それじゃ、ちょっと不公平が出てくるんじゃないかな。私は、そう思っているんですけれどもね。

それと、交通安全対策、先ほどマニュアルがあるんだということでは、言っているんですけれども、このマニュアルというのはどういうふうな、簡単に結構です。おっしゃってくればありがたいと思います。

面接で年齢制限がなくなったということは、これはいいことだと思います。今は、80になっても健康な人はばりばり働いていますからね。ぜひその辺のところは、制限がなくなったのは、私は結構かなという感じがするんです。町民の生きがいにもなりますのでね。

あと、88ページの自主防災組織に連携とってやっていくということなんですけれども、犯罪をなくすためには、やっぱり対策も必要だと思うので、ぜひその辺のところはやっていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。これは結構です。

90ページの防災活動、災害として見ている、そのために、この間、町のほうで職員を対象にして、こういう道具を買って体育館とかそういうところでやりましたよ。私も参加しました。ただ、100人になったということで、感染者がね、これで対応できるのかなという感じはするんですけれども、例えば家族なんかいますよ。

私は一般質問で、この家族、うつらないように町としても発表するわけじゃないですか。ここに、

この部屋に新型コロナウイルス感染症の患者さんがいますよ。家族だったら、別に感染していない家族だったら避難させることもできるし、やっぱりそういうのが、これはこれで必要ですよ。これは災害のときは必要ですよ、必ず。自然災害とかそういうときにはね。

私もテントとかそういうのを見ましたけれども、やっぱりこれは新型コロナウイルス感染症には向いていませんよね、実際には。テントで避難させるわけにはいかないんで、やはりきちんとした部屋に家族を避難させるということも必要じゃないかなと思っているんですよ。これで新型コロナウイルス感染症の対策になるのでしょうか。新型コロナウイルス感染症のほうで。自然災害だったら、これで対応できますよ。その辺のところ、もう一度詳しくお願いします。

それと、最後に消防団、これは本人次第だということなんですけれども、町のほうとしては、職員に呼びかけるとか、こういう対応の仕方、例えば出動する場合は特別手当を出すというわけじゃないんですけれども、仕事途中でも行ってもらうとか、そういうマニュアルというのはつくっているんですか。

ただ、呼びかけもしていないし、そういうことだと思うんですけれども、本人次第だと言いながらも、呼びかけしなければ、どういうことやるんだということで、呼びかけをしなければ、これは対応の仕方になりませんよね。

それと、先ほど言った久喜宮代衛生組合のことなんですけれども、私、先ほど言ったように、チップ化したほうがいいんじゃない、町として、これシルバー人材センターに頼んでも2,000万円はかかりませんよ。設備入れても。何人かで作業してやればね。そうすると、減量にもなるんじゃないかなと思っていますよ。

家庭のごみ捨場を見ていくと、各ところの、かなり春先だとか年末なんかは出ているときあるんですよ。袋で何十袋出したよと言っている人もいますからね。燃やしちやいけないというんですから、それは農家の人は燃やしちやいけないということになれば、細かく切って袋の中に入れて出しちゃいますよ。処理しようがないんだから。

燃やせば、すぐ消防署に通報する人がいるんですよ、町の中ではね。確かに環境の問題では燃やしちやいけない、それは分かりますよ。足利市の山火事じゃありませんけれども、そういう可能性もありますからね。

ただし、これを燃やしちやいけないとなれば、今まではずっと農家の人は燃やしていたんですから、それを燃やさない、プラスアルファになっちゃいますよ、ごみのほうに。それも生ごみですから、かなり重量物になるし。

これ久喜地区も同じだと思うんですけども、何で宮代町だけがぐちゃぐちゃになったのかなと思っているんですけども、その辺のいきさつというのは分かりますか。多分、2年ぐらい前からだと思うんですけども、燃やしちやいけないという指導はね。それと時期を同じくして増えているんだと思います、宮代町は。その辺のところをもう一度お願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

町長。

○町長（新井康之君） それでは、私のほうから幾つかお答えをさせていただきます。

敬老会の関係ですが、正直申し上げまして、担当課は健康介護課になりますので、町民生活課ではありません。

なぜこの話がここで出てくるかということなんです、敬老会の補助金の申請、また、それが終

わった後の報告の事務と集会所の運営ですとか、豊かな地域づくりの補助金の申請とその報告などをいろんな担当課でやっていると、区長さん方にかなりお手をかけていたというのが現状でございましたので、豊かな地域づくりの中に敬老会の費用も混ぜ入れ込んで、各地区でお祭りをやったり、敬老会をやったり、集会所の修繕をやったりということをしていただくという形で一本化をしました。

その中で、補助金は町民生活課のほうに申請をしていただくんですが、例えばその中で敬老会をやりたいよということであれば、健康介護課のほうで、またリストの作成ですとか、いろいろなお手伝いをさせていただきます。ですので、ちょっと補助金は町民生活課から出ますけれども、中身については健康介護課のほうをサポートしていくということになります。

議員さんおっしゃるとおりに、今後、高齢化も進んで、やりたくてもやれない地区、またお手伝いが欲しい地区というのが出てくるんじゃないかというのは、まさにそのとおりで思っています、町のほうでも、地域のコミュニティの在り方というのがこれから一番の課題だと思っています。

また、アフターコロナの後、今、コロナ禍で地域活動もできておりませんし、2年、3年とやっていないと、またそのやり方じゃないんですけれども、また人と人のコミュニティというのは希薄になっていますので、それを取り返すのはとても大変だろうと思っています。

そういうこともありますので、地域の力となる地区コミュニティセンター事業がこれから始まりますので、ちょっと二、三年準備に時間がかかりますけれども、そこに各地域にコミュニティセンターを置いて、役場に来なくとも区長さん方が補助金の使い方であるとか相談をしたり、地域のお祭

りをどうしようとか、そういう相談をしたり、またあるときは、そこの職員がお祭りを手伝ったり、敬老会を手伝ったり、手伝うと、お世話をするという形になろうかと思うんですけども、そういうことができる地区担当制的な形にしていかなければいけないだろうなということで第5次総合計画のほうに載せてありますので、これから数年かけてそういう形を築いていけたらなというふうに思っています。

また、災害の関係ですけれども、新型コロナウイルスの感染症は、まさしく災害だと思っています。ただ、災害でもやっぱり、先ほど敬老会は健康介護課というふうに言いましたけれども、人的というか健康被害のものでございますので、担当を健康介護課の保健センターのほうに置いてあるものですから、そのほとんどが保健センターのほうから発信をしていくという形になっています。

同じ災害でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対策の特別本部、町の本部がございすけれども、対策本部は健康介護課が主管で動いていますので、そういう意味では、防災関係を絡めていきますと予算化してきますけれども、これから進んでいきますワクチンの接種ですとか、そういうのも全て含めて健康介護課のほうの予算にのってきますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いします。

あと、災害の、いざ今、災害が起きたときというのは、正直、どこの誰が患者でいるかというのは、県のほうから連絡は来ていません。ただ、自己申告というのも変ですけれども、災害が起きたときには、県のほうと早急に連絡を取り合っ、もし避難所であるということであれば別室を用意するというのは、もう心得ていることでございますので、その辺は、体育館でみんなで一緒ということではなく、違う形での対応というのはしていく。

また、この間も実動訓練のときも、健康被害というか、熱がある方はこちらの部屋へというふうな形で、そういう誘導の訓練も併せて行っておりますので、まだまだ訓練足りませんが、コロナ禍での災害の在り方については、一応研究をさせていただいているところでございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

剪定枝のチップ化のお話でございます。お話しいただいたような形で、令和2年度まで、今年度まで久喜宮代衛生組合のほうでチップ化の業務をやっておりました。

ただ、久喜宮代衛生組合のほうの機械、チップ化の機械が非常に老朽化していると、今後、その機械を入れ替えたりするには非常にお金がかかるということでお話のほうをいただいていた、そういう前段の流れの中で、久喜宮代衛生組合、チップ化の事業を今年度をもって終了するというお話をいただいているところでございます。

議員さんのお話のチップ化のほうは、実際できれば、燃やせるごみが減ってくるというのは当然理解ができます。ただ、そのような経過がある中で、改めてチップ化をすること、場所とか機械の整備、その他もろもろの経費を試算してみないと、それが幾らぐらいかかるのか、実際どのぐらいでできるのか、その辺は検討しなくちゃいけないのかなとは思っております。

ただ、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、本当にごみが増えている量が野焼きの堆肥化、剪定枝が原因なのかどうか、そういうものも当然確認しなくてははいけない。これは久喜宮代衛生組合のほうにいろいろ相談させていただこうかと思うんですけども、そのほかに、先ほどもお話ししましたが、久喜宮代衛生組合の業務が久

喜市の新炉に伴って町のほうにいろいろ下りてきます。

そういう業務の中で、先ほどのチップの機械の貸出とか、そういうものも含めて、いろいろ検討のほうをさせていただければなと思うところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

消防団の関係についてお答え申し上げます。

私のほうで、消防団、職員については本人次第ということを答弁させていただいたところでございます。また、職員に対する呼びかけですとか、勤務中に災害が発生した場合、職員が現場に駆けつける、こういったマニュアルは、現状、整備しておりません。

こちらのほうにつきましては、重複しますが、あくまでも消防団に入団するか否かは、もう職員一人ひとりの考え方に基づくものということでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最後の質問となります。

先ほど言った消防団、まずは、町として本当にやる気あるのかどうか、そういうこと。やる気ないんだったら、これは幾ら言っても同じなので、検討する気があるのかどうか、それだけはお聞きしたいと思います。

それと、久喜衛生組合、チップ化の問題でございます。私が言っているのは、チップ化にしたほうがいいんじゃないかと。これは生ごみもできれば一緒にやれば、相当な肥料ともなるんで、これは大事なことじゃないかなと思っております。

再資源、資源化する、生ごみも含めてね。それが何も燃やすわけじゃないですから、資源化する

だけです。そんなに広い土地は要らないと思いますよ。もし駄目だったら、今の処理場、久喜市が自分のところでやるということになったら、そこでやってもできると思いますよ。

そういうことで、将来的にも検討するということ、検討ということでは、やるか、やらないかわかりませんが、考えていただきたい、私は思っているんです。最後に、それだけをお願いしたいなと思っている、この2つは。よろしく。

新型コロナウイルス感染症の問題については、これは健康介護課ということで町長が言いましたが、健康介護課だけではなく、やっぱりこういう全庁で本当はやらなくちゃいけない問題じゃないかな、私は思っているんですけれども、たまたまここ、まちづくりですか、町民生活課で金のほうを管理するということになっていてやっているんですけれども、お金だけじゃないんですよ、本当は。本当に。全庁でやらなくちゃいけない。こういう災害の場合はね。その辺のところもお願いしたいなと思っているんです。

対策として、ただテント買ったからいいんだ、ベッド買ったよということだけではなくて、やっぱりなった人をどうやって発見して安全な場所に避難させるか、これに尽きると思うんですよ。

そういう避難させる場所をどうするのか。ふだんから確保するのか、いや、できたら、分かったら、じゃ、そこに避難させる、そういう準備が必要じゃないかなと私は思っています。もう一度この辺のところを、やる、やらないは別としても、そういう考えを持っているのかどうか、お願いします。

それだけです。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君） 町民生活課長、齋藤でございます。

まず、消防団員の関係につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

消防団員につきましては、先ほど申し上げましたように、人手不足というのが現状でございます。

では、職員はというところで、現に職員は、消防団員になっている職員もおります。また、他の市町でも頑張っている職員もおります。他の市町で消防団員をやっていると。細かく把握はしておりませんが、現実としては、取り組んでいる職員がいると。ただ、やはりそれを1人から2人、2人から3人ということは、やっぱりやっていきたいというようには考えております。

ただ、なかなか細かく、要するに勤務におけるマニュアル含めまして、職員の要するに我々の勤務の仕方等も、これはやっぱり総務課さんともいろいろ相談するところもあります。勤務中に救急があったり、そこに向かう、出勤するということ、この辺もやっぱりしっかりと整えなきゃいけないなというように思っております。

ただ、現実、今、職員としては、やっている職員がおりますので、やっぱり1人から2人、1人ずつでもいいですから増やしていきたいというのが状況でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、新型コロナウイルス感染症の対策の関係でございます。

今回、ハザードマップを作成させていただきました。その中にも一時避難所というところで、これはどういうものかということがございます。基本的には、新型コロナウイルス感染症対策ということではありませんが、活用方法は、やっぱりその状況に応じて、結局、新型コロナウイルス感染症の場合につきましては、濃厚接触者、ご家族で出た場合は、例えばご主人がかかった場合には、奥様であるとか、お子様であるとか、そういう

方々を隔離しなきゃならないと。

そうしますと、避難所としては、その一家族が入ってしまうと、その避難所はそれで終わってしまうというような状況も起きてしまうと、そういうことも考えられます。その辺を含めると、やはりこの辺につきましては、隔離という部分につきましては、やはり県からの指示等を仰ぎ、それに対しまして対応せざるを得ないのかなというのが状況でございます。

ただ、やはり避難所となって、もし感染者を避難させるとなると、これはやはり到底できないと思っております。それはなぜかという、例えば医者配置、要するに医療従事者を配置しなきゃいけないとか、そういうルールがございますので、その場合、なった方を1人家に置いておいて、家族の方々が外へ出ると、これも非常に考えにくいことだと思います。

対策としましては、やはり家族の方は家で、感染された方は、指定された施設等へ避難をしていただいて、そこでそれなりの、例えば2週間であれば2週間の隔離生活を送っていただくとか、そのような形になってしまうのかなというようにところがございます。

町としてできることは、そういう避難所というものを活用するということではできるといふふうに思っておりますが、今回のこの新型コロナウイルス感染症の場合は、一番恐ろしいのは、やっぱり感染ということになりますと、その感染対策を講じない限りは、到底できないというふうに思っておりますので、その辺につきましては、やはりできるもの、できないものというのがありますが、やっぱりこれについてはできないものの部類に入ってしまうのかなというようにも考えております。

じゃ、何もできないかということではなく、今、こちらとしてやっている活動は、正直なところ、

広報活動がメインとなっているのが現実でございます。これは、やはり感染者を1人でも増やさないように、また新たな感染者を生まないようにということだけが今やれる取組となっているのが現実でございます。

ただ、これはもう一人ひとりのやはり考えというか、一人ひとりの行動に尽きるものかなというふうに思っておりますので、広報ではなかなか難しいと言われても、やはりこちらとしてできるものは最大に活用し、やっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

剪定枝のチップ化につきましてのご質問についてお答えさせていただきます。

生ごみも含めてチップ化の検討をということでお話をいただきました。剪定枝のチップ化に当たりましては、チップする機械のほかに、剪定した、そのチップ化したものを切り返すための場所だったり、特に生ごみを入れるということであれば、臭いの問題だったり、いろいろな問題が発生します。そのようなことも含めて、いろいろと検討はさせていただきたいと思うところでございます。

ただ、跡地の利用を含めということでお話をいただいております。跡地の利用のほうは、一般質問のほうでも課長のほうからいろいろと話のほうをさせていただいておりますけれども、宮代町だけでは決められないところでございます。久喜宮代衛生組合、久喜市、宮代町、3者の連絡会議等で決めさせていただくような状況でございますので、そのような内容も含めて検討させていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村でございます。

3点質問をさせていただきます。

予算書の68ページ、地域コミュニティ活性化事業についてです。

地域活性化を図るために、地域に身近な集会所をもっと上手に使ってもらうための支援を実施と書いてありますけれども、どのような支援なのか、具体的に教えていただければと思います。

もう一つ、敬老会についてなんですけれども、昨年の敬老会は、コロナ禍で開催できないところもたくさんあって、自治会の班長さんから、いろんなお願いやご要望があったと思うんですけれども、これについてのことを踏まえて、来年度、令和3年度は、どのような敬老会への支援をするのかということをご検討いただいたのかということをもう一度伺いたいします。

2点目です。90ページ、防災活動事業についてなんですけれども、こちらの防災行政無線についてなんですけれども、こちらの資料にありますMCA無線機の契約解除に伴い、利用料が発生しなくなったということと、あと、埼玉県地上系防災行政無線の更新が終了されたということで予算が減額されておりますけれども、令和3年度の防災無線は、変更があったのかとかよく分からないので、この辺の内容をもう一度教えていただきたいと思います。

3点目なんですけれども、92ページです。

進修館管理事業についてです。進修館の指定管理がまた5年となりまして、進修館についての、町民の方からの使いづらいなどのいろんな要望があったと思うんですけれども、こちらの要望につ

いての改善点を町も一緒に考えていただいて、どのような改善がされるのかということをお伺いいたします。

あと、進修館オープンカレッジの運用となっていますけれども、こちらについても、ワクチンの接種ということで9月まで体育館など使うことにもなるんですけれども、そのような状況を含めて、どのようなオープンカレッジの計画があるのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時30分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

引き続き、町民生活課分の答弁からお願いいたします。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 予算書の68ページでございます。

地域コミュニティ活性化事業の関係でございまして、集会所の支援、あるいは敬老会の支援ということで、ご質問のほういただいているところでございます。

集会所の支援のほうのハード的な支援のほうは、従前どおり、修繕等の対応で集会所のほうの支援という形ではやらせていただくところでございます。

また、より上手に使ってもらう、あるいは敬老会の支援のほうにつきましては、先ほど町長のほうからもお話がありましたとおり、地区のコミュニティセンター事業のほうで対応いろいろ考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願い

いたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 地域振興担当主査。

○地域振興担当主査（関根雅治君） 地域振興担当、関根と申します。よろしくお願いします。

3問目の、私たちの予算書の35ページにあります進修館管理運営事業の関係で、1つ目が、使いづらい等の要望があったことに対する対応ということで、今年の4月から第3期目スタートするところではございますが、いただいたご要望については、既に現指定管理者であるMCAサポートセンターのほうに窓口対応の注意と接遇に対しての指導のほうは済ませております。なので、4月からまた改めて第3期スタートしますが、その部分については改善されてスタートされるというところで、指導のほうは済んでおります。

次に、進修館オープンカレッジ、こちらについても、第5次総合計画のほうの実行計画ということでつくってある計画がありますが、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の関係で会場のほうも進修館のワクチン接種会場であったりとかいうところもありますが、場所にこだわらずに事業のほうは進めていきたいと考えております。

4月からのスタートに向けて既に調整も入っておりますので、場所等も工夫を凝らして進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

まず、1点目なんですけれども、予算書90ページ、防災活動事業、併せて、事前にお示しをさせていただいております比較増減理由の資料のほう、こちらのほうの防災活動事業をご覧いただければと思います。

その中で、まず1点目の役務費の関係で、前年比で68万8,000円の減額ということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、MCA無線機の契約解除に伴いまして、その利用料が発生しなくなったことで減額をさせていただいているところでございます。

こちらのMCA無線機の関係でございますけれども、平成29年度に防災行政無線のほうをデジタル化の整備をさせていただいたところでございます。そこで、MCAの無線機は従前使っておったんですが、契約が令和3年5月31日までの契約期間となっておりますMCA無線機、こちらのほうは今後使用しないということで、この使用料のほうを減額させていただいた次第でございます。

また、MCA無線機とは何ぞやということでご説明させていただきますが、800メガヘルツの電波を使用した移動通信システムでございます。複数の通信チャンネルを多数の利用者が共有することで、電波の有効利用と利便性を実現した業務用の移動通信システムということで捉えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、同じく防災活動事業の関係でございます。

増減理由の資料も同じページを見ていただきたいと思います。18節の負担金補助及び補助金についてでございます。

こちら、前年比で608万円の減額となっているところでございます。こちらのほうの内容につきましては、令和2年度につきまして地上系の防災行政無線再整備事業負担金ということで、600万円の負担金のほうを計上させていただいたところでございます。

こちらのほうの予算につきましては、地上系防災行政無線施設再整備事業負担金ということで、県庁と市町村、消防など、約二百三十数か所と接

続しており、こちらについては、県のほうで前回整備したのが平成13年から17年度で整備しているというふうに聞いております。それを考えますと、十数年経過しており、設備の老朽化等から市町村のほうで負担金として予算計上していただきたいというような通知を受けた関係で、令和2年度については予算計上させていただき、この負担金としてお支払いのほうをさせていただいているところでございます。

その整備が今年度で終了することで、次年度以降不要となる形で600万ぐらいの減額という形になっているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

進修館の件なんですけれども、4月からオープンカレッジの事業が始まるということなんですけれども、こちらはもう少し具体的に決まっていることがあったら教えてください。

あと、前年度までの町民からのご要望などを改善するために、もう伝えてあるということなんですけれども、進修館の運営についても、町がどのくらい連携をしていくのかということも教えていただいて、それを全部進修館に任せるだけではなく、町がどのようにフォローをしながら苦情を改善していけるかというところをもう一度伺いたします。

次に、防災行政無線についてなんですけれども、こちらの内容は理解をいたしました。

そして、それが減額されたという内容のものがなくなっても、防災行政無線が現在のものと来年度も変わらないということでよろしいでしょうか。

そして、今回、テレビ埼玉データ放送というも

のも始まりまして、その辺のさらに便利になるところをもう一度伺いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 地域振興担当主査。

○地域振興担当主査（関根雅治君） 地域振興担当の関根です。よろしくお願いします。

1 問目のオープンカレッジ、具体的にというご質問でございますが、実際のところ、4月からモデル事業的にスタートをしたいと思っております。今はその前段階の計画を、この後の年度協定書を締結しますので、それに付随する計画書を作成ということで、今、細かい調整をしている最中でございます。

ただ、先ほども言ったように4月から会場等の問題もありますので、ちょっと慎重に進めていきたいと思っております。なので、今すぐに具体的にというのはちょっと難しいところなんです。現在調整中というところでご理解いただきたいと思います。

それから、要望等に対する改善についてということなんですけれども、今までも月に1回、定例月次報告会というのを開催しております。その都度、問題等あれば指導等しておりまして、逆に、進修館で起きたこともこちらのほうで報告のほう受けております。

月次報告会につきましても、今後4月からについては、多少、水準書等も変わっていますので、より細かいところまでの打合せ等はしていきたいと考えております。その辺も、もう実は伝えてありますので、4月からはそこら辺を少し強化して、今までよりも密に関係を持っていきたいと、ただ、指定管理ですので、町と指定管理者が対等というところを前提に進めていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

それでは、防災活動事業の防災行政無線の関係について、改めてご説明のほうさせていただきます。

塚村委員のほうから、減額されているけれども、防災行政無線については変わらないのかという質疑でございますが、防災行政無線については全く変更はございません。

また、テレビ埼玉の関係でございます。こちらのほうは、市町村データ放送料・利用料のほうをお支払いしているところでございます。

前段委員のところでもこちらの関係、説明させていただいたところでございますが、改めて、簡単にご説明のほうさせていただければと存じます。

テレビ埼玉の市町村データ放送でございますけれども、月額5万円プラス消費税で契約のほうさせていただいているところでございます。こちらのデータ放送のシステムといたしましては、テレビ埼玉を見ていただいたときにdボタンを押していただくと、データでそこに宮代町の情報が出てくるような状況になっております。

この契約内容でございますけれども、出せる情報が2つのタイトル、2つの情報を出せるという形での契約とさせていただいているところでございます。

こちらのテレビ埼玉の市町村データ放送についても、次年度以降も同内容ということで、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。ありがとうございます。

防災行政無線に関しまして、これは防災行政無線と防災メールと防災ツイッターというものは連

動していないということなんですけれども、これはそれぞれ運営されていて、こちらは町民生活課の方が入力されているということでよろしいのでしょうか。

データ放送の件も承知をいたしました。

もう1点、確認なんですけれども、地域の集会所については、こちらは集会所についても健康介護課のほうでということによろしいで……

分かりました。

そういたしましたら、地域コミュニティ活性化事業の再質問なんですけれども、集会所をもっと上手に、身近に使ってもらう支援ということで、修繕などをご支援いただけるということなんですけれども、例えばなんですけれども、集会所をもっと利用しやすいような具体的な支援として、例えばなんですけれども、自分の住まい以外の集会所を利用できるというサービスなど、あとは、内容によっては使用料を割引するなどあれば、集会所をもっと利用しやすいかなと思うんですけれども、その辺のご検討などはいただけますでしょうか。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

集会所の利用についてでございます。

地区外の集会所の利用ということでございますが、こちらの集会所の管理そのものを地区のほうに、集会所そのものがもう地区の所有となっておりますので、管理そのものも地区にお任せしております。地区外の集会所の利用につきましては、その利用される集会所を持っている地区のほうにご相談いただきたいと思います。

ですので、使用料の関係につきましても、町はその地区のお持ちの集会所のことでございますの

で、特に町がこのようにしてくださいというお話はしかねますので、割引とかそういうご相談であれば、集会所を管理している地区にご相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

防災行政無線の関係について、再度お答え申し上げます。

私のほうで塚村委員さんのほうに、先ほど防災行政無線が流れた際に、ツイッターについては連動していないということを申し上げてしまったんですが、メール並びにツイッター、こちらのほうは防災行政無線が流れると、登録者についてはメール等で全部流れるような形になっております。

しかしながら、携帯電話登録をしていただいていない方については、当然のことながらメールでの連動はないということで、ご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。ありがとうございます。

地域の集会所の件なんですけれども、地区の方々が管理をされているということは承知をしているんですけれども、例えば町のほうでそのような支援をいただくと、その部分の支援をいただくと、もっと活用しやすいのかなと思ってお伺いしたんですけれども、そのような支援もいただけるようなご要望をして終わりにいたします。

防災行政無線についてなんですけれども、やはり連動されているということで、無線の内容がす

ぐにツイッターにも来るということで、先ほども
らも出ておりましたけれども、同じ内容の放送と
メールが毎日送られてくるような状況なので、そ
の辺をもう少し検討いただいて、ただ、ツイッ
ターに関しては、先日も一般質問でも申し上げたん
ですけれども、データのリンクをしていただきた
いということで、早急にご対応いただけたのはあ
りがとうございました。

これで終わりにいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、質疑ございま
すか。

川野委員。

○委員（川野武志君） 川野でございます。

予算書の89ページなんですけれども、12節の委
託料、地下道防犯カメラ保守点検委託料というこ
とで、85万円計上されていますけれども、一般質
問でも質問させていただいたんですけれども、こ
の委託料は和戸の地下道と百間の地下道の4台の
カメラの点検委託料ということで、泉委員の質問
の中で説明を伺ったんですけれども、ほかにも宮
代町には役場庁舎に17台、町立保育園に計4台、
小中学校7校に計27台、郷土資料館に1台、町営
有料駐輪場計7台、森の市場結に4台、あとは、
はらっパーク宮代に1台、総合運動公園に2台設
置しており、合計71台という説明を一般質問のと
きに伺ったんですけれども、その辺の保守点検と
いうのはどうなっているのかお聞かせいただきた
いのと、あともう一つ、私の議員の収納ボックス
に事業系ごみの適正処理ハンドブックというのが
入っておりまして、ここ何日かで宮代町内の事業
所さんから連絡がありまして、大分、事業所系
のごみの分別がちょっと厳しくなったと、どのよう
になっているのか、ちょっと詳しく知りたいとい
うお話があったので、その辺のちょっと説明を、
どういうふうにならうといった事業所に説明をしてい

くのか、その辺のことをお聞かせできればと思い
ます。

2点、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副
課長の山崎でございます。

今お話しいただきました事業系ごみの適正処理
ハンドブックでございます。こちらでございます
が、久喜宮代衛生組合のほうで今まで受け入れて
いるごみ、事業系の一般廃棄物として受け入れて
いるごみに産業廃棄物系のごみも入っていたとい
うことで、現場のほうで確認されることが多くな
った、従前からその受入れをしまっている形
態があるということの確認がされたということで
ございます。

こちらでございますが、久喜宮代衛生組合のほう
で許可業者のほうには、こちらの適正管理、事
業系ごみの一般廃棄物の適正管理をきちんとしま
すよという通知をさせていただいているそうです。

また、各事業所が個別に久喜宮代衛生組合に持
ち込んでいるような状況であれば、持ち込んでい
る事業者にも、台貫で計量するときにお渡しをして
いると、また、受け入れる久喜宮代衛生組合の職
員のほうで、受入れに当たりまして、そのような
お話を適時させていただいていると、また、場内
にもそのような案内の看板を出させていただいて
いるということで聞いておるところでございます。

委員さん、今お持ちのそちらのハンドブックで
ございます。久喜宮代衛生組合のホームページの
ほうに上げさせていただいております。またその
内容を見ていただいて、疑問があれば衛生組合の
ほうにご相談いただければ、久喜宮代衛生組合の
ほうでご相談をお受けして適切な対応を取るとい
うことで、久喜宮代衛生組合のほうから聞いてお

りますので、そのような形を取っていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

まず、予算書の88、89ページの防犯活動事業、その中の12節の委託料、地下道防犯カメラ保守点検委託料、予算計上といたしまして8万5,000円のほうを計上させていただいているところでございます。

こちらの内容についてでございますけれども、こちらのほうについては、ご存じのとおり、百間の地下道、和戸の地下道にそれぞれ4台ずつカメラのほうを設置させていただいているところでございます。何か誤動作、不都合が生じた際に、業者のほうに連絡して見ていただくための予算措置ということで捉えていただければと思います。

また、今回の川野委員からの一般質問の中で、私どもの課長のほうで防犯カメラの設置について答弁をさせていただいたところで……

失礼しました。

防犯カメラの保守点検、こちら民間で設置していただいたものを含めて、全部で71台という形になります。こちらの設置については、全庁的に調査のほうをかけさせていただいたところでございます。その中で、保守内容についても聞いたところですが、どこの課についても、特段、保守点検については実施していない状況でございます。

従いまして、保守点検については、現状、実施していないという形でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 川野委員。

○委員（川野武志君） 川野でございます。

まず、防犯カメラのほうからちょっと再質問さ

せていただきたいんですけども、この8万5,000円というのは地下道のカメラの保守点検ということで承知いたしました。

この防犯カメラの、町に71台あるというんですけども、その設置基準というのはどういった形でされているのかお聞かせ願います。よろしくお願いいたします。

じゃ、続けて。

あと、適正処理のほうなんですけれども、例えば飲食店でも、お客様が残した食べかすは事業所ごみで、例えばそこで調理した油の廃油は産業ごみと、今までは、同じ配送業者というか廃棄物処理業者が久喜宮代衛生組合まで運んでいただいているわけなんですけれども、それをどういうふうにしていったらいいのか、そういった詳しいことを、宮代町内にもたくさんの飲食店があるので、一堂に集まっていたいて説明会みたいなのを開くことができるかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

あと、防犯カメラのほうなんですけれども、設置基準というのは、ここに、宮代町でちょっと危ないなというようなところとか、そういった設置基準みたいなものがあるのかどうか、71台はどういった形で設置したのか、その辺もちょっと詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

今、お話をいただきました説明会の関係でございしますが、所管が、先ほどもお話しさせていただきましたが、久喜宮代衛生組合のほうで行っております。大変申し訳ないんですが、久喜宮代衛生組合のほうにお話を直接いただくか、あるいは、

私のほうからそのようなご要望はいただいたということはお話はできますけれども、改めて久喜宮代衛生組合のほうにご要望いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

防犯カメラの設置基準について答弁させていただきます。

まず、私どものほうで管理させていただいております百間地下道、和戸地下道、こちらのほうにつきましては、従前、単独での設置要綱というのがございました。しかしながら、今回、企画財政課のほうにおいて一括して防犯カメラの設置要綱、こちらのほうを定めさせていただいたところでございます。

したがって、その設置要綱の中で公共施設等全てが入っているということで、そちらの要綱の中で賄っているというふうに捉えております。

また、全て、この71台ということで申し上げましたけれども、この防犯カメラについては、要綱ができる前に防犯上の取組として取り組んだ上の防犯カメラの設置として考えていただければと思います。

設置基準については、先ほど申し上げましたように、企画財政課のほうで新たに要綱を定めた中で作成しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 川野委員。

○委員（川野武志君） 川野です。

ぜひ町民生活課のほうから、事業所ごみのほうなんですけれども、久喜宮代衛生組合のほうに働きをかけていただいて、例えば商工会のほうと連絡を取り合って、そういった説明会みたいなもの

を宮代町内で開いていただければ、大変ありがたいと思います。なるべく早めにそういったものを開くことによって、ごみの減量化というのも進められると思うので、ひとつよろしく願いいたします。

あと、すみません。防犯カメラのほうなんですけれども、一般質問でも要望させていただいたんですが、今、駅前にも、宮代町には駅が3つありますけれども、駅前に防犯カメラというのは設置できないのか。特に、東武動物公園西口駅前は商業施設もできるということで、たくさんの人が集まるという中で、やっぱり安心・安全なまちづくりを目指すのには、今、防犯カメラ、どこの自治体もたくさん設置するような働きかけをしていると思うんです。

ぜひ宮代町にも計画的に予算を組んでいただいて、防犯カメラの設置というものができるかどうか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

防犯カメラの設置についてでございますけれども、これは関係各課等もでございます。管理しているところもございますので、そういったところとも調整しながら、前向きに防犯カメラの設置について検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

先ほどお話しいただきました説明会の関係でございます。町のほうから久喜宮代衛生組合のほうに説明会の要望があったということは伝えさせて

いただきます。

確かに、先ほどのようなごみの減量化、事業系の一般廃棄物の中に産業廃棄物が入れば、当然、処理量が増えるところがございますので、それが適正に管理されることによって、ごみの減量化にもつながるというところから、改めて久喜宮代衛生組合のほうに話をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。よろしくお願ひします。

予算書の86ページ、それから、私たちの予算書61ページの自転車対策事業でございます。

細かいところで申し訳ないんですけども、委託料の書き方がちょっと、有料駐輪場管理委託料が町営駐輪場管理業務委託料に変わって、そして、駐輪場除草等委託料と名目がちょっと変わったんですが、その委託先というか、どのように変わったのかお伺ひします。

それから、工事請負費、町営駐輪場工事100万円についても説明をお願いします。

それから、資料の10ページの先ほどの放置自転車の撤去台数に関連してですが、無料駐輪場のところが撤去台数が多いということで、乗り捨ての人が多いのではないかと認識しているというご答弁がございました。これは、放置自転車を一時保管しているところはどこなのか、ちょっとお伺ひします。

それから、91ページ、防災活動、大変細かくて申し訳ないんですが、13節の使用料及び賃借料のモバイルデータ使用料というのが入ったんですが、これについて説明をお願いします。

それから、93ページ、私たちの予算書の35ページになります。進修館オープンカレッジ、進修館

のことなんですが、93ページのほうで、すみません。私もう忘れっぽくなっちゃって、指定管理者を認めたときに指定管理料が上がったんですか。その辺をちょっと忘れてしまって、上がった理由というのをちょっと教えていただきたい。そのときに承認したんだと思いますが、それについてお伺ひします。

それから、35ページの進修館オープンカレッジなんですが、この前期実行計画に、実施主体というところに町民生活課と指定管理者とありますよね。新しい村事業というのは町が50%以上出資しているから、指定管理者といってもちょっと他人ではないという思いがあるんですが、指定管理者制度というのは、そもそもどんなものでしたか。一緒にこういうことをするという、指定管理者制度ができたというのは平成15年ぐらいだと思んですが、全て任せて、全てそこでいろんなことの効果を得て、それで、その指定管理の年数を経たときに、議会でそれがよかったか悪かったか、悪かったら別のところという、そういう判断をしなきゃいけないんですが、実施主体が一緒ということの認識をどういうふうに捉えていいのか教えていただきたいと思います。

それから、清掃総務事業の話です。

コロナ禍で令和元年度は全国的にステイホームということで、ごみが増えたというのはよく聞いています。

宮代町はサラリーマン、オンラインの仕事の人が多かったのかな。学校行っている人たちが休校になったから多かったのかなと思って、令和元年度というのは目をつぶらなきゃいけない年なんだろうなということは分かります。多くなったから来年は減らそうよと、それはもちろん分かりますが、町民に、ごみが多くなった、2,000万円増えたのは、仕組みが変わったからなのか、新型コロナ

ナウイルス感染症で量が増えたのか、どんなふう
に説明したらいいと思いますか。ちょっとお伺い
します。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副
課長の山崎でございます。

清掃総務事業のごみが増えた内容につきまして、
対外的に説明をさせていただくに当たりましては、
コロナ禍とかそういうものでは、条件は久喜市も
同じでございます。そういうものではご説明のほう
はさせていただかず、事実として宮代町のご
みが割合として多かったということは、お話のほう
はさせていただこうかと思えます。啓発のほう
はさせていただこうかなと思っているところでござ
います。

今後、久喜宮代衛生組合のほうに事実関係は再
度確認いたしますけれども、その内容によって、
啓発の内容は変えていきたいと思っているところで
ございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 地域振興担当主査。

○地域振興担当主査（関根雅治君） 地域振興担当
の関根と申します。よろしくお願いします。

進修館の関係の回答のほうさせていただきたい
と思います。

まず、指定管理料の増額の件です。こちらは、
そうですね、指定管理の指定のときにもありまし
たけれども、今回募集するに当たって、範囲を広
げて民間企業も広く応募ができるような募集要項
にしております。その際に、1年間の人件費の関
係が今までNPO法人のぎりぎりの賃金であつた
りとか、民間の入る隙間がないというところもあ
りましたので、その積算のほうの見直しをさせて
いただきまして、指定管理料の金額が470万円程

度の増額ということで予算のほうは要求しており
ます。

上限額のほうで今回指定のほう、年間3,385万
1,000円ということで指定のほうさせていただい
ております。

次に、オープンカレッジの関係でございますが、
こちら第5次総合計画の中で、活動が生まれる学
びやづくりという第5次総合計画の実行計画がご
ざいます。そちらの内容を、今回、募集要項の中
で提案で要求をしておりました。それについての
提案のあったものと町民生活課、地域振興担当で
共同で実施していくような形になります。

なので、先ほども答弁させていただきましたが、
4月からはモデル事業として、共に研究しながら
進めていくというところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副
課長、押田と申します。

まず、1点目の予算書86ページ、自転車対策事
業並びに私たちの予算書の61ページでございます。
こちらのほうで、予算書上において、今年度につ
いては町営駐輪場管理業務委託料という形で記し
ているところでございます。

なお、前年度につきましては、ここの12節の委
託料において、自転車整理等委託料、駐輪場清掃
委託料、有料駐輪場管理委託料ということで、3
本立てで委託料のほうを計上させていただいたと
ころでございます。

今年度の定例監査を受けたときに、監査委員さ
んのほうから、こちらのほうの委託についてはシ
ルバー人材センターのほうにお願いをしていると
ころなんです、人材センターのほうに全て委託
しているのであれば、一本化したほうがよいので
はないかというようなご指摘を受けました。それ

を踏まえまして、令和3年度につきましては、この3つの委託料を一本化した形で町営駐輪場管理業務委託料という形で、予算のほうを計上させていただいたところでございます。

ですので、内容的には、名称が変わっただけで、やる内容については同じ内容をやるということで捉えていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、同じく予算書の86ページ、87ページ、自転車対策事業の14節の工事請負費、こちらのほうに町営駐輪場工事費といたしまして100万円のほうを計上させていただいているところでございます。

予算は100万円という形で計上のほうはさせていただいているところなんです、具体的に内容は決まっております。緊急等により発注する必要があると考えておりますことから、予算計上をさせていただいた次第でございます。

続きまして、総務文教委員会資料の10ページ、11ページの放置自転車の撤去台数の実績のところ、表中に無料駐輪場という表記がございますが、この無料駐輪場についての乗り捨て等がございます。その放置された自転車の保管場所はどこかということでございますが、こちらのほうにつきましては、進修館隣にフェンスがございます。そちらのほうに一時保管ということで自転車のほう保管させていただいております。

続きまして、予算書90ページ、91ページの防災活動事業、こちらのほうの13節使用料及び賃借料、こちらのほうでモバイルデータ使用料4万8,000円ということで計上させていただいているところでございますが、昨年度についてはこの計上がございませんでした。こちらのほうの内容でございますが、今年度、令和2年度において、災害時のためのタブレットのほうを6台購入させていただ

きました。そちらのタブレットがいつでも使用できるように、令和3年度においては1年分の通信契約をするための予算措置をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

自転車対策のほうですが、そうしますと、委託料の駐輪場除草等委託料はシルバーではないということなのかどうかお伺いします。

それから、進修館の話、進修館のまちづくりの第5次総合計画で、様々な地域を担う人材や団体を生み出したいという思いは反対しているということじゃなくて、指定管理者制度と町との関係、指定管理者制度で指定管理者を選ぶときにも委員会があつて、そして、その委員会で選ばれた人たちをまた議会に上程させていただいて、議会がこの団体はどうかと判断するわけですね、5年に1回、3年に1回。それは、もともと指定管理者制度ができたのは、民の力で、民の経営だったり、いろんな自分たちもアイデアも全て出せる、そういう力を全て民が出せるんだということを公にも持ってこようというので、指定管理者制度になったと思うんです。

この実施主体が一緒になっているということ自体がちょっとよく分からないところなんです。責任はどっちが取るのかということなんだろうと思うんですけれども、その指導に基づいて指定管理者がやるというのは、苦情だとかそういうのはもちろん当たり前のことなんですけれども、事業と一緒にやるということがちょっとよく分からないというか、その辺分かるように説明してほしいなと思います。

それから、ごみのほうの話なんですけれども、平成27年から久喜市のほうは基本計画というのを

つくり出して、そして、少しずつ着々と新炉に向かってやってくださって、そして、宮代町も大丈夫だよということで、宮代町は新炉に向かってお金をためて、そして、少しでも困らないようお願いしているところなんです、久喜市は着々と進めている中で、宮代町は新炉が出来上がるまでの毎日のごみは久喜宮代衛生組合で1日たりとも休まずにやってもらわなきゃ困るということとは前提ですが、その後というか、宮代町としてごみをどうするかということを久喜宮代衛生組合に申し上げますということは、もう通用しないんですよ、基本的に。もう平成27年から、今になって油断していたなというのは思うんですが、今年、検討委員会をつくりましても、宮代町でもごみ対策に対して部屋が必要なほどしっかりと取り組むべきなんじゃないかなと思います。

今の事業系のごみにしても何にしても、ごみは宮代町はこれだけ出しているじゃないかと言っても、今現在のごみ処理に関しては、久喜宮代衛生組合にしっかりと動くのは当たり前のことなんですけれども、それと並行して、久喜市の事情、宮代町の事情というのが一緒に動いているということを実感しないと、大変なことになると私は思います。

そうでなくて、久喜市、宮代町のごみは全部久喜市に委ねて、おんぶしてくださいね、お金は幾らでも払いますというふうに思っているなら、それはそれで仕方がないことなんですけれども、その辺しっかりと仕切り直して、真っ直ぐ宮代町もしっかりごみについて考えていますという庁舎内の部屋なり室なり何かそういう対策練らないと、4,000万円あった、しょうがないというんじゃ、町民に対してちょっと何とも私も言えないなというところがございます。

もちろん、宮代町の町民はごみは増やしちやい

けないんだとなれば、じゃ、来年は頑張ろうと言って、その実績を見て喜び合うということはできる町だと思いますが、でも、そんなことしちやいけない、久喜市にはごみはしっかり持っていかなきゃいけないから減らしちやいけないということではないと思いますし、その辺をちょっと聞きたいなということです。お願いします。

自転車のほうからお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

予算書86ページ、87ページ、自転車対策事業の12節委託料について、駐輪場除草等委託料が計上されているところでございます。こちらの除草についてはシルバー人材センターへの委託ではないのかという質疑をいただいたところでございますが、同様にシルバー人材センターへお願いをしているところでございます。

なお、こちらのほうにつきましては、町営駐輪場の除草委託につきましては、草の伸び具合等によって、時期ですとか作業人数、作業時間が異なります。したがって、委託料を確定することができないため、今回統合させていただきました3つの業務委託とは別に、単発での委託とさせていただきます。以上でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 地域振興担当主査。

○地域振興担当主査（関根雅治君） 地域振興担当、関根と申します。

進修館の指定管理の関係の答弁のほうさせていただきたいと思います。

まず、指定管理者制度ですが、私たちの予算書の59ページのほうに進修館管理事業ということで記載させていただいております。こちらにつきま

しては、先ほど委員がおっしゃっていたとおり、民間のノウハウを活用して公共施設の適切な管理運営を行うために指定管理者制度のほうを導入をさせていただいております。

指定管理者制度ということで、進修館の管理運営、それから自主事業、こちら全ての事業提案を募集させていただきまして、過日選定ということで、MCAサポートセンターのほうが指定管理者として決定しております。

その募集の際に、施設管理とは別に事業の提案を求めています。その求めた提案のほうが第5次総合計画の進修館オープンカレッジ、新たな主体を生み出す事業というので、第5次総合計画の実行計画のほうにも載せてございます。

その新規の提案を受けまして、町民生活課と共に、一つの事業でございますが、一緒につくり上げていくという方向性で、現在、進めているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 町長。

○町長（新井康之君） それでは、衛生問題の関係についてお答え申し上げます。

ごみ処理の宮代町としての対応でございますけれども、令和9年度から久喜市にごみを処理する部分を委託するということになりますので、収集・運搬、また、それに関するいろいろな取決め等は全部町で独立して今度はやっていくことになります。その前に、し尿のほうが先にスタートしますので、町としましては、来年度から町民生活課の中に資源循環推進担当というのを別枠で置きまして、その専門で仕事をしていくようにスタートしていきます。

そのメンバーで、それこそ町民に対するごみの減量問題であるとか、今後の宮代町のごみの在り方をどうするを含めた基本計画の見直しなども行

っていく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

自転車のことなんですが、私たちの予算書のところの61ページには、駐輪場使用料690万円、廃棄自転車等回収代金4万円、放置自転車撤去保管料4万円、再利用自転車引渡し1万円になって、そして、総事業費は699万円ですよという、そういう説明がございしますが、無料駐輪場姫宮駅、また、和戸の駅の近くの無料駐輪場から放置されているのを、地代というか、町の一番、固定資産的には高い、進修館のあそこが一番、一等地ですよ、町の一等地に放置された自転車をあそこに置いておくというのは、前段者の質疑の中で、所有者の照会、引取通知ということで、職員がやりやすいからそこに置いているのかとか、杉戸なんか、私は大島へ行くときにオーバブリッジ通っていくんですけども、駐輪場が調整池の横っちょに、駐輪場でなくて、捨てられたのを集めておく場所、そういうところにおいても、一等地に置く必要がなぜあるのか。

事業費と財源で、いかにもうまくいっているような形ですが、地代はただじゃないんだと思うんですよ。その辺どうなのでしょう。あそこへ置く必然性というのはあるのかどうかお伺いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

自転車対策事業の関係で、放置された自転車が一時的に保管先として進修館脇のフェンスの中に保管されているという形、そして、その場所については、土地柄もいい場所で一等地、こういったところに何も放置自転車を置いておく必要がな

いのではないかというようなお話をいただいたところでございます。

また、角野委員のお話の中で、杉戸町においては、大島の交差点に向かうオーバーを下がった左手、そこに確かに自転車が置いてあるというのも、私も存じ上げております。

ですので、今まで町としましては、そこにずっと放置された自転車を保管してきた経緯がございますが、今回、このようなお話をいただいた関係で、町の余っている町有地、こちらのほうを精査しながら、どこか別の場所に保管できるように、前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） 何年か前に、今、新型コロナウイルス感染症で集まらないですけども、役場庁舎に駐車場の警備員を、令和元年度は警備員を置く予算をつけました。というのは、駐車場がないということと、違法というか、用事のない方々が来るということがあったので、あそこをうまく使えば何台かとまれるということもあるんじゃないかなというふうにも思います。社協がまだありますので、何とも言えないですが、ちょっと工夫していただきたいなと思いますので、お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑はございますか。
合川委員。

○委員（合川泰治君） 合川です。

私からは、1点だけ質問させていただきます。

先ほど質問のあった事業系のごみについて一点だけ伺います。

事業系のごみ、廃棄物が大分厳しくなったということなんですけれども、事例で挙げますと、例えば飲食店さんなんか、今まで普通ごみ収集し

て持っていつてもらったりしていたものが、産業廃棄物の部分が出てくると、収集について産廃業者さんを頼まなくちゃいけなくなって、頼むんだけれども、1件だけとか2件だけとかだと、こっちにルートをつくって回ってもらえない、要は断られちゃうというお話があるんです。

そうすると、廃棄物、そのの久喜宮代衛生組合にまで持っていかなきゃいけないんですけれども、それがなかなか大変だから、収集運搬したくて頼むんだけれども、そういう状態になってしまうということで、そういった収集運搬の業者さん、こっちにルートができるようにしなければならぬと思うんですけれども、その点というのはどのような手だてがあるのかというのを伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

引き続き、町民生活課分の答弁からお願いいたします。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

先ほど、事業系ごみ、産業廃棄物の関係でご心配のご質問をいただいたところでございます。

衛生組合のほうで同じようなご相談もお受けしているということでございます。衛生組合のほうで直接、ご心配事項につきましてはご相談をいただくとともに、先ほど、川野委員さんのほうにも同じようなお話をいただいておりますので、説明

会の開催時にそのようなご相談ということであれば、そのときにも考えはできますし、事前に、早めにということであれば、衛生組合のほうに直接ご相談いただくのが一番かと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君） 町民生活課長、齋藤でございます。

先ほど、川野委員さん、また、合川委員さんのほうから事業系ごみの関係でございますが、4月から、先ほど申し上げました組織という意味で、資源循環推進担当ということで新たに今回、ごみ関係につきましての担当を設けさせていただいております。その中でも、引き続きその部分については検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） ありがとうございます。

このごみ、さっきの収集車、産業廃棄物として持っていつてもらえないというところなんですけれども、例えばなんですけれども、熊本のほうでも繁華街でそういった事例があって、それは、その繁華街を一まとめとかにしていっていつてもらえるようになったという事例があったり、今お話聞いたところでは、栗橋地区の商店街もそのようにしているということで、1件、2件だと業者さんも手間で持っていつてくれないので、まとまって、1回そっちにルートつくって、車満杯にして変えれば利益が出る状態であれば来てくれるというようなところもあるので、そうやってまとまるしかないのかなとは思いますが、久喜宮代衛生組合に相談しても、まとめる話とか、そういった事例でやるしかないというようなところ

ろは、この町自体が進めていかなければならないところもあるのかなというふうに思うんですが、それも含めて、さっきお話いただいた資源循環担当さんのほうでその辺も検討いただけるということでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君） 町民生活課長、齋藤でございます。

お答えをさせていただきます。

新たに4月から組織体制ということで、今申し上げられました内容、また、それ以外の関係があるかと思います。そういうものを全てそちらのほうで対応させていただきたいというふうに考えておりますので、もし何かそういうことがあれば、また逆に要望させていただいて、その中で様々なことにつきまして検討させていただく担当というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） ぜひお願いしたいと思います。

ただ、もうこれが実際4月からこのような状態になるということで、もうあと3週間もすると困る事業者さんが実際にもう現れるところもあるので、できればそういったところも早急に手を打っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

まず、私たちの予算書58ページ、空き家の件なんですけれども、相続されない空き家をなくすという方法はあるんですか。相続人が天涯孤独でい

ない、あるいはマイナスの財産のほうが多くて一族全員が相続拒否した場合は、相続されない空き家というのはできるものですよね。なくすためとはどういう方法あるのか、ちょっと教えてください。

予算書の147ページのごみなんですけれども、これは町がこれから単独でどこかにごみ処理を委託する、だったら、別に久喜市にこだわらずに、杉戸町とか春日部市とか安いところ探せばいいと思うんですけれども、ゼロから考え直す。特に、事業系ごみの話、今出ましたけれども、ぐるっと回らしたら、住宅街が一緒の杉戸・宮代一緒にぐるっと回ったほうが近いわけですし、いろんなことを、この予算全部通して、杉戸町と協力する時期がいよいよ近づいてきたのかなという感じがするんですけれども、その辺お願いいたします。

それから、もう一つ最後に防災行政無線、新型コロナウイルス感染症のお話なんですけれども、これは私の意見じゃなくて住民からなんですけれども、先月、駅のそば歩いていましたら奥さんから声かけられて、金子さん、今年は選挙があるんですかと、町長選挙あるんですかと、来年でしたよねと言われたんです。いや、今年は9月、10月に選挙があるんですよと言ったら、それでか、新井町長が一生懸命放送しているのはと、そう捉える人もいるということをぜひ心に入れてほしい。

それから、議会で私、ホームランと言いましたが、新型コロナウイルス感染症対策で、ワクチン対策で2,000円配る件、あれホームランと言いましたが、続きがあるんです。現職はいいいよなと、自分の金じゃなくて選挙運動ができるからと、そういうふうにつける人もいるということは忘れないでいただきたいなと思います。これは質問ではありません。

以上、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

私たちの予算書58ページの空き家対策事業ということで、空き家の発生予防講演会の実施の中に、ご質問いただきました相続されない空き家をなくすための相続に関する講座を開催しますと記載のほうさせていただいております。

確かに、ご質問のとおり、どうしても相続がされないようなところも出てくるかもしれませんが、そのようなことが少しでも減るように、こちらの講座を開催させていただきたいということで書かせていただいております。

ちょっと表現に誤解される内容が含まれているような書き方は大変申し訳ありませんでした。これは今後修正等考えさせていただきたいと思います。

できるだけ相続されない空き家をなくすために、そのような講座を設けるということで考えさせていただいているところでございます。

そのような形で考えておるところでございます。

続きまして、予算書の144ページのごみ処理の関係でございます。

ごみ処理に関しましては、その施設の処理能力にかかわらず、近隣住民の方の合意とか、そのようなものが十分配慮されなければいけないということで、今回、久喜市の菖蒲地区に久喜市が建設して、宮代町のごみ処理を事務委託するというような流れについても、いろいろなお話ある中で決まってきたところでございます。

今この時点でその方向性を変えるということは、いろんな形から無理がございますので、今のまま進んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 相続の件は分かりましたけれども、できるだけそういう空き家ができないように住民の方にお願ひするといっても、100%近く無理な話で、大体、相続放棄する人はそれなりに理由があるわけなので、誰かに言われてそれが覆るなんてことあり得ない話、大体、それに口出すということは越権行為ですよ。そこの親族が考えることで。

問題は、そういう家ができちゃった場合に、最終的にはこの空き家はどこのものになるんですか。国のものになるんですか。国のものになるんだったら、町に払下げしてもらって、それ売却すればもうかるんじゃないですか。どうなんでしょう。ちょっと流れを教えてください。すみません。法律的なこと分からないので。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

相続されない空き家、いろいろな形で所有者不明になるような空き家、土地も含めてなんでございますが、相続財産管理人の選定の中で整理されていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員。

○委員（金子正志君） そうしますと、ちょうど具体例が和戸のぼた山でありますけれども、相続財産管理人、決めた後はどうなるんですか。その最終ゴールはどうなるのか、そこまでちょっと教えてください。

○委員長（丸藤栄一君） 町長。

○町長（新井康之君） お答え申し上げます。

相続財産管理人、いわゆる裁判をして弁護士さんに管理人になっていただきまして、相続を受ける方を全部洗い直ししていただきます。いないと

いうことになれば、その土地を競売して入札、新たな購入者が変わっていくというのが流れになると思います。

ただ、相続財産管理人を立てる理由がないと、一般の人が立ててくださいと言っても立てられませんので、例えば、町でいえば税の滞納があるので、その分を回収したいから立てたいという、そういう流れの理由がやっぱり必要になろうかと思っていますので、なかなか一般の家庭で何でもない、どこの誰に財産が行ってしまうか分からない、相手がなくなってしまった土地を町が相続財産管理人を立てられるかどうか、ただ、そこの固定資産税があるので、町として立てられるかもしれませんが、固定資産税をかける相手がいないので、幾らかかっていたかというのがないんですよ。ですから、そういう意味ではちょっと簡単には相続財産管理人を立てられないかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君） 西村でございます。

大きな2点で質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書88ページ、89ページ、空き家対策のフローです。

防犯・防災という観点から、この空き家対策というのがあるんですけども、予算を見ますと、報奨のときはたった11万1,000円ですね。失礼ながら、これでやる気があると言えるんですか。事業という名をつけながら、何でもっと予算をおつけにならないんですか。そこのところ、まず1点。

それから、昨年でなくてもいいんですけども、

直近の3年間で解決をした件数は何件ありましたか。お尋ねします。

それから、この空き家の把握、48件ありましたけれども、町として空き家についてどう対応するのか、マニュアルつくっていないんですか。つくってくださいね。この点についてお伺いします。

取りあえず3点お願いいたします。

それと、もう1点は、48件のうち所有者不明、これの件数、分かりましたらお願いいたします。

2点目入ります。

146ページ、清掃総務事業です。これはちょっとじっくりとお聞きをしたいなと思います。

町長は、先ほどの答弁の中で言いなりになっていないという、大変力強いお言葉をいただきました。

しかし、歴代の宮代町長は、副管理者として管理者に物を言ったことがないというふうに私は記憶しています。言いなりです。

しかし、今度の町長はそうではないというお言葉をいただいておりますけれども、まず、この久喜宮代衛生組合、負担金補助及び交付金の衛生組合負担金5億4,400万、これの負担金の内訳を教えてください。

それから、資料をこの委員会に向けていただいておりますけれども、例えば処理量と言って、数字がぼんと出ていますよね。しかし、これはにわかには信じ難い。この積み上げた何と何が入って、これを処理量と称するんだ、それは幾らなのか、それを明らかにしていただかないと、例えば家庭系ごみなのか、事業系ごみなのか、資源なのか、いろんなごみの種類はあるんですよ、処理するに当たっては。可燃物もあるし不燃物もある。

これが全然出てこないで、処理量はこれだけですよと、久喜市と比べたらこうですよということでは信じられない数字です。これを基にやられた

のではたまったものじゃないですから、これについてお答えください。

それから、久喜宮代衛生組合というのは、もはや信用が、信用と言ったら語弊がありますけれども、ホームページ、皆さんご覧になってくださいよ。

これまでは、久喜宮代衛生組合の歴史とか沿革とか、運営していく上での規約、条例、規則、規定、これがあつたんですよ。今はないんですよ。どこでそこにアクセスできるかという、久喜市のホームページなんですよ。こんなばかなことありますか。

もはや、久喜宮代衛生組合というのは2つの業務をやっています。1つは、3センターの総括的な管理業務、久喜宮代清掃センターの管理、この両方やっています。ところが、現状は久喜宮代清掃センターの日常的な業務の処理、これを今やっているだけなんですよ。だから、よく3者会談やります。そこで協議します。そんなのは幻想ですよ。明らかにこれは久喜市で動いているんですよ。宮代町の口出しはできないんですよ、今の時点で。もし口出しをしようとするならば、前段者が言っていたように、今、ごみ処理で困っているところと一緒にやること、建設費を払ってから抜けますなんていったら大ばかなんですよ。その前に処理しなくちゃいけないというふうに思います。

実は、やっとこさ拾い上げた規定があるんですけども、経費の負担基準というやつ、これで第3条で見直しをやつたと、その条項をつけたんですよ。これは平成27年です。これは前町長の時代ですよ。久喜市長の田中さんが管理者のときのものなんです。ここで3年というものが出てきたんですよ。3年見直しというものが。

これまで60年の歴史があつて、この10年というのは久喜市が1市3町で合併した後、この10年を

除けば全て対等だったんですよ。負担区分は2対1と決まっているんです。それで、久喜宮代衛生組合議員もフィフティー・フィフティーよ。だから物申す。議員は物申せるんですよ。管理者、副管理者の立場では物申せないんですよ。それは、町民が裏で支えていたから何とか来たんですよ。

これに基づいて、平成30年、平成27年のときは負担基準は均等割、人口割なんですよ。平成30年のときに見直しに基づいて人口割を処理量割というふうに変えたんです。こんなのは、もう一つの伏線が入ったのが平成27年なんです。次の3年で中身を変えてしまおうという、そういうふうに見なければならぬんですよ。

これから委託経費についても話になるんですけども、宮代町はどういう立場でこれに対抗していくのか、非常に難しいと思います。

質問については、なぜ今、この時点で変える必要があるのか。久喜宮代衛生組合の寿命、あと何年かですよ。僅かなんです。なぜ今変えなければいけないのか、その理由を教えてください。

以上。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

空き家の件数でございます。

48件の空き家が環境推進担当の持っている台帳のほうには載っておりまして、32件の不適正管理の空き家を確認しているところでございます。こちらの不適正管理の空き家には、適正管理を促す文書等を通知のほうをさせていただいているところでございます。

こちらの48件の中には、台帳のほうには従前、空き家があったけれども、解体されてしまって撤去されたというものには台帳のほうから外させてもらっていますので、48件中32件の不適正管理の

空き家を把握しているということでございます。

空き家マニュアル等の対応を早急にしてほしいということでございます。今後、空き家の対策については、今年度から町民生活課のほうに空き家の事務が来ました関係もございまして、今後、空き家の対策事務のほうも適切にやっていきたいと思っているところでございます。

予算もいろいろ検討する中で、現状把握のための予算とか、いろいろ調整をさせていただいたんですけれども、町全体の財政の中で、今回は計上されていないというところでございます。

続きまして、2点目の清掃総務事業でございます。

こちら予算の内訳でございますが、お手元に配らせていただいております参考資料の35ページ、こちらには事項別明細を載せさせていただいております。こちらでは予算の詳細というのは分かりかねるところですが、この中で前年度予算と本年度予算の各款の変化が記載のほうされているところでございます。

また、ホームページ上に例規が載っていた、今は例規が取れないということでございますが、私、数日前に久喜宮代衛生組合のホームページから例規の確認をさせていただいているところでございます。またそちらについては、改めて確認のほうをさせていただきたいと思うところでございます。もしなくなっているようであれば、なぜなくなったのか、そちらのほうは久喜宮代衛生組合のほうに確認のほうをさせていただきたいと思うところでございます。

また、処理量割に使っているごみ・し尿のごみの内容については、申し訳ありません。事業系一般廃棄物が入っているというのは確認させていただいているんですが、そのほかに何が計上されていてごみの総量になっているのかというのは、そ

れ以外のところでは確認しておりませんので、こちらについては、改めて確認のほうをさせていただきたいと思うところでございます。

また、負担金の、なぜ今の時期に負担金を見直したのかということでございますが、従前から何度もお話のほうをさせていただいておりますけれども、始まったのが令和元年度からの話でございます。その処理量割の話は従前からございましたので、コロナ禍の今ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の発生以前からそういうお話をさせていただいていたということでございます。

先ほど、町長のほうからもお話ありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の状況は久喜市も宮代町も同じということでございます。宮代町のごみの量に基づいて処理量を積算した結果、金額が上がってしまったものを、従前どおり、久喜市のほうにそれを持ってくるというお話もしづらい、し難いということで、今の状態があるということは、ご理解いただきたいと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 空き家対策事業ですけれども、答えていないやつがあるんですよ。マニュアルはどうされたんでしょうか。

それから、予算についても、今回はとおっしゃいました。じゃ、次回は、令和4年度は予算化するんですか、ちゃんとしたやつ。それをお願いします。

それから、久喜宮代衛生組合の関係で、何でこの2,000万円という負担金を、納得もしないで分かりましたということで受け入れるんですか。きちんと確認をした上で、この積み上げた量、何と何とで、これ詳細があるんですよ。それを積

み上げたものが、この1枚の紙切れに出てきているんです。それを基に、これはしようがないかなということはあるとしても、でも、さっきから聞いているのは理由なんですよ。何で拙速に、経費の基準には、改定して3条入れて、見直しという条項入れて、その3年後に、次の見直しでこういうことをやったのか、それはもう筋書きができていないんじゃないかと、これ町長お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

マニュアルの関係については、先ほどお話をさせていただいていたつもりでいたんですが、マニュアルについては、現時点では整備されていないということは、お答えさせていただいております。今後、マニュアルに限らず、いろいろな形で対応をしていきたいと考えているところでございます。

予算についても、町民生活課のほうで空き家の実態調査等を考えていたところでございますが、事業費が結構な額になってしまっているということから、今回、予算のほうには計上されていませんが、今後、空き家の全体的な対応策を考える中で、予算化をしていければと思うところでございます。これは私の考えだけでは予算化できませんので、そのように調整をしていきたいと考えているところでございます。

空き家に対しては以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町長。

○町長（新井康之君） それでは、お答え申し上げます。

前々からルールを引かれていたんじゃないかという話でございますが、平成27年というお話を聞いて、数えていってひもといていくと、久喜市の新しい新炉ができた後は、処理量割でいくんだと

いう話が多分出ていたんだろうなという節はあります。

ただ、それ今まだ確認はしていないよね。

〔「していない」と言う人あり〕

○町長（新井康之君） していないですよ。そうですね。

まだ久喜市との協定も結んでいませんし、ただ新炉について宮代町が参加するということまでです。どんな内容の炉で、使用料が幾らでとかという話し合いはまだしていません。

ただ、人口割から処理量割に変えていくという筋書きだったのかと言われると、ちょうど平成27年から3年ごとに見直しというのをひもといていくと、これ本当かどうか分かりませんが、今度、今の見直しが3年ですよ。令和3、4、5年ですよ。以前の計画だと令和6年からスタートだと思います。市長が替わって、久喜市と幸手市から一緒にできないかという申し入れがあって、1年半ぐらい協議をして、結局、地域の同意が得られなかったんで、久喜市と幸手市と杉戸町にお断りをしました。また、宮代町と久喜市だけでいこうということで、それで、2年遅れて令和9年からというスタートになりました。

そういうふうにと考えると、ちょうど、人口、人口できて、令和3、4、5年で重量割で訓練をして、令和6年から重量割のスタートという考えがあったかもしれません。

ただ、それは、その視点で私、確認していませんので、定かかどうかというのはちょっと分かりませんが、考え方としては1つ、令和6年度からのスタートに対してのある意味のルールといますか、宮代町にとっても処理量割に変更するタイミングが令和3年度だったというのは前からあったのかもしれない。

今回は数字を示されて、ただ、事業系ごみがど

のくらい、家庭系ごみがどのくらい、また、そのほかのものがという詳細までは資料出ていませんでしたので、きちんとそれ出していただいて、議会中には皆さんにもお示しできるようにしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 2,000万円ですよ。町税を使うんですよ。だったら、何でこうなるのかという、また、中身がどうなんだということをきちんと確認をした上で協議に臨んで、オーケーならオーケーということをするのが筋じゃないでしょうか。

確かに、ごみ量、処理量を減らすためには処理量割にしたほうがいいんだよという、そんなのは、久喜宮代清掃センターでの負担割合ですから、あと何年かの話なんだよ。次のときには委託料が入るんですよ。その前に、建設費が負担がかかってくるんです。

この清掃事業というのは、大変、町民直結の課題ですから、できるだけ有利に事を運んでいかなければ、町民、けつまくりますよ。本当に納得したのか、それでいいのか、町はやっていけるのか、だから、選択肢の一つとしては、建設費を負担する前にそれなりの動きを水面下でやってもいいじゃないですか。

幸手市と杉戸町、杉戸町はもう建て替えるというあれが出てきていますから、幸手市はもう駄目だから、杉戸町に委託しちゃっているから、だから、メインは杉戸町なんですけれども、杉戸町とこのごみ処理の事務組合をつくるということも選択肢の一つとしてあるんですよ。何も久喜市だけが全てじゃないんですよ。熱回収というふうに言っても、あれはその2つの施設を造った隣に、本多静六さんの記念公園を拡張して、その各施設

への提供分なんです。宮代町には何の恩恵もない。そんな一方的なことで宮代町はお付き合いをするんですか。ここのところは、やはり税金を使う以上は考えざるを得ないんですよ。

だから、今回のこの予算書、あれを変えることによって2,000万円の負担がかかるという、これについては問題にせざるを得ないんですよ。大変申し訳ないですけども。

だって、あまりにも唐突に出てきている話なんです。こちらでもらっている資料というの、はっきり言って訳分らないんですよ、この資料じゃ。結論だけ入れてあるんですよ。そのところ、ひとつよくお考えいただいてもいいかな。

もう時間があんまりないんですよ。もう建設費払っちゃったら抜けるわけにいかないんですよ。そうしたら、もう取り返しがつかないんだから。だから、そこの辺りをやっぱりしっかり考えてやっていただきたいかなと、私はこの問題では思います。

前市長の田中さんならまだ、管理者だったらまだ言えるんですよ。今の管理者さんには物が言えません、私も。物言えないんですよ。言えるのは町長しかいないんですよ。ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） お疲れさまです。

私も、本来は幾つか質問したかったんですけども、大分遅くなりましたので、このごみの問題だけ、ちょっと念を押したい部分がありますので、質問したいと思います。

この久喜宮代衛生組合ができて、もう相当たちますよね。できた当時は、久喜市は確かまだ合併はしていないから、今で言う旧の久喜市のごみ、

宮代町は宮代のごみ、対等で始まったんですよ、対等。

対等はどういうものかという、議会は10対10、監査も宮代から出ていた。議会監査。その代わり、確かに向こうの管理者は久喜市の市長、副管理者は宮代町、その内容で、議会でいくとよく分かると思いますが、宮代町の管理者は町長、副町長、関係課長、この3人が座っています。そういうことで運営してきた。対等で。

久喜市も、宮代町には、あの当時処理場を造るのに相当困ったはずで、場所がなくて。それで、ちょうど久喜市と宮代町の境目なんだ、あそこ。あの当時はごみ処理もいまいかだったというところ、怒られるけれども、埋立てが多かった。特にビニール問題は、あの近くに埋まっています、まだ。相当埋まっているはずですよ。ビニールは腐らないですよ。相当、掘り返せばあるはずですよ。

それはそれとして、対等で運営してきた。

それで、前段者がいろいろ説明してくれたけれども、久喜市が合併して、まだ前の管理者がいまだから、話は対等に來たわけ。炉も古くなれば修理にえらい金かかる。煙突も直したことがあるの。えらい金がかかる。これは当然で。

ごみを処理するには、それ相応のいろんな人件費もかかる。そういう中でやってきて、対等でやってきて、金が不足してくると久喜市も負担した、それなりに。宮代町もその代わり負担してくれよということで負担した。そういう流れでずっときたわけ。お互いに負担してきた。これは人口割か何かで負担してきた。

ところが、今回は突然、久喜市は減らして宮代町は増やす。こういう負担の仕方は初めてだよね。聞いて唖然としました。先ほど言いましたように、町長、副町長、課長が座っていて、黙っていたのかなと。

そういう歴史があるわけ。初めて、久喜市の減らす分を宮代町が増やす、こんなの初めてですよ。説明がうまかったですよね。今までの町の負担の仕方は、今度は重量割、そういうことを考えて頭いいよね。どうやったら宮代町は取れるか、うちのほうは減らせるか、この間、資料もらった、あんな数字なんていうのは幾らでも、鉛筆をなめれば変えられるんですよ、あんな数字は。そういうのに乗っかっちゃったんだよね。

それで、昨日の朝からの説明で、宮代町も今度は皆さんに協力してもらって、いかに処理の量を減らせば、減らしますと。減らせば向こうは、今度はこちら負担金が減るでしょうと。そんな甘い考えしたら駄目ですよ。絶対、久喜市は減らさないし、しめたら、ここで決まったら。宮代町は乗かったと。いって。そうなるのは目に見えている。

極端に、来月から宮代町の町民が一生懸命、量を減らす運動をして、減ったら間違いなく負担金減らしてもらえるんですか。うんと言えないでしょう。久喜市はもうこれに乗っかるのを待っているんだから。宮代町を増やすことを。そういうからくりを見抜かなかったのは宮代町のマイナス。

これは、我々でも分かる。分かるよ。そういうマジック乗ったなんていうのは。それに乗っかっちゃって、優秀な人がたまげたら、量を減らせば負担金も減るような説明している。減らすわけじゃないですよ、久喜市が、負担金を。向こうは2,000万円も減って手たたっている。宮代町がこんな余計その分増やすことに手をたたいていますよ。手たたかれて、皆さん喜ぶんですか。

私は、前段者の考えと同じ部分あるかもしれないけれども、私は違った方向からそのことを申し上げたい。これにうっかり乗ったら、またこのような2,000万円を、久喜市も2,000万円増やす

ならまだ分かる。向こうは減らしているの。久喜市も2,000万円増やして、うちも2,000万円増やしたというなら、理由をつけて分からないわけではない。違うんだから。えらい違いなの。そんな子供だましなことに乗っかっちゃったんですね。それは私みたいなばかだつて乗らないよ、それは。頭のいい人ほど乗っかるのかね。

町長、副町長、課長があそこに座っていて聞いているわけだから、中身知らないとは言わさない、私に言わせれば。

これ大きな問題になりますよ、宮代町としても。簡単に2,000万円、自分の金だったら大変でしょう。税金を払うんだから、簡単に思うかもしれないけれども、我々町民の税金が全部、少しずつ上積みで乗っているんですよ。私個人の負担金が今回は乗っていないからいいけれども、そのうち、私は多分乗ると思いますよ、乗せろと。そうしたら、宮代町は踏んだり蹴ったり。

ですから、場合によっては、一時この処理場の問題の話が出てきたとき、春日部市はまだ燃やす量は空いているよ、杉戸町も空いているよと、そういう話したことあるんですよ。そっちのほうで得じゃないかと。向こうは空いているんだそうですよ、まだ燃やす量が。そういう調査した結果、聞いているわけです、私たちは。ここで、言い訳ばかり言ってそういう態度を取ったのは問題だというのはなぜか。

もう一つは、この久喜市の新炉のためにお金はどのぐらいたまっているのか、宮代町は。正確に答えてもらいたい。たまっているわけでしょう。久喜市に加入するために。それ相応の金があるわけで、どのぐらいたまっているんですか。

その2点をひとつ、委員長、よろしく願います。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 質問のほう、ちょっと確認をさせていただきます。

2点目のためているお金は幾らかというのは確認できたんですが、1点目の質問は、すみません。もう一度お願いいたします。

○委員（小河原 正君） とぼけた質問しているから、そうなると思いますよね。

なぜ決めたということ。久喜市が減らして宮代町だけ増やした。数字マジックは、私はあの数字を見ても理解できない。ああいう数字は、鉛筆なめれば幾らでも変えられるんですよ。それでは納得できない。そのこと。

3人もいて、あそこに座って、副課長は顔出していないんだな。副課長は顔出していないけれども、答弁するなら大したもんだよ。あそこに座っているのは課長と副町長と町長。出向で佐藤さんが行っているけれども、課長で今ね。

○委員長（丸藤栄一君） すみません。委員長を通してください。

○委員（小河原 正君） 副課長が答弁できるというのは大したもんだ。裏で何かあったのかと聞きたくなるからね。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 人口割から処理量割に変更になったいきさつについては、前々から何度もちょっとお話をさせていただいておりますが、令和元年度のときから、再三、連絡会議の中で人口割から処理量割に移管をしていきたいということで、お話のほうをいただいておりますのでございます。

確かに、明確な数字のほうは直近いただいて、中身が不明確なところもございますので、町長のほうから先ほど、ごみの総量の中身についてはきちんと確認して、議会中にはお示ししたいという

お話をさせていただいておりますので、これはきちんと確認をして、お示しできるようにしたいと思うところでございます。

です。その中身について数字に、その状況を、報告させた中身を見ていただいて、ご確認いただければなと思うところでございます。

また、今どのぐらい積み上がっているかについては、大変申し訳ありません。基金の積立てのほうで財政担当のほうでやっておりますので、私、この場では今、確認をしておりませんので、改めて確認をさせていただきたいと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） この問題は、やっぱり今までどのぐらい積んであるかというのをちゃんとここで発表するべきだと思いますよ。そういう金がありながら、また2,000万円も取られるのかと、関連も出てくるかもしれないから。

今、調べてきて報告したほうがいいと思いますけれども。

○委員長（丸藤栄一君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時55分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

引き続き、町民生活課分の答弁からお願いいたします。

町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君） 町民生活課長、齋藤でございます。

先ほどご質問いただきました基金の積立ての関係でございます。

公共施設整備基金といたしまして、今現在、新
炉建設分ということで3億2,000万円でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町長。

○町長（新井康之君） お答えといたしますか、久喜
市との関係でございますけれども、今回、処理量
割ということになりましたので、あくまでも搬入
されたごみの量を全部燃やすためにかかる経費を
量で割り返した仅此です、令和3年度以降は
毎年処理量率が変わってくるというふうに考
えております。ですので、多い年、少ない年
で毎年変わってくるというふうに考
えております。

ただ、今回、令和元年度の数字で計算をして
おりますので、詳細の、事業系が幾つとかとい
うのは、今回示されていませんけれども、搬入
車が入ってきて、あそこで、何ていうの、あれ、
重量量るの。

〔「台貫」と言う人あり〕

○町長（新井康之君） 台貫で全部量っています
ので、宮代分から入ったもの、久喜市から入
ったものということで、台貫で量ったものを
きちんと精査しているはずですので、久喜市
から派遣された職員、宮代町から派遣され
た職員が一緒につくった数字でございます
ので、決して久喜市がちょこちょこつとい
うことは絶対にあるわけがないし、それで
出来上がったこのデータの数字自体は、き
ちんとしたものであるというふうに考
えています。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） データを久喜市が
ちょこつと鉛筆をなめたとは言っていないの。
久喜市とは。

ただ、出てきた数字はそうじゃないですか
と云っている。それは副管理者も一緒になっ
て返事し

ているわけだから。じゃなかったら、ああ
いう数字は認めて出てきていないはずだ
から。それを言っているわけ。

あと、毎年変わるだろうという、それ絶対
変わるというやつの証拠をつくっておいて
ください。もし、それだけ自信持ってやる
なら。まず、久喜市がうんと言わないと思
いますよ。久喜市はもう2,000万円出さ
なくて宮代町は出したことで、もう万々歳
だから。絶対、宮代町の量が減ったって減
らさないですよ。私が向こうだったら減ら
すことないよとなるよ。

そんな甘いものじゃないよ、町長。今まで
対等で出してきたものを運よく2,000万
円減らして、2,000万円こっちが増やして。
それは、今度こちらはごみ処理の量を減ら
すより、例えば町民の人が協力してしたと
しても、絶対久喜市は乗らないですよ。乗
らないって。何か一筆取れますか。絶対乗
らない。そんな甘いものじゃない。向こう
はしめただよ。あと何年で新炉ができるん
ですから。

もう何年もないでできるんでしょう。それ
で、久喜宮代衛生組合の組合員の解散も
もう間近なはずだから。組合員の解散。あ
と3年か4年で解散でしょう。そういうこ
とがあつて減らすわけないですよ。それで
宮代町は3億2,000万円もあるんだつた
ら、向こうは知っているかもしれない。も
うちょっと宮代町から出してもらえと言っ
ているかもしれない。

だから、前段者の質問は絶対ああいう
ふうに、春日部市や杉戸町はどうだとい
うふうになるわけ。1億円だって金出す
から、ごみだけ処理してくれかと言え
ば、乗っかるかもしれないよ。

春日部市や越谷市のほうのごみ処理は、
もうビニールも何もみんな一緒に燃やす
んだよね。やっている内容は全然違う、こ
の辺では。そういうところだから。今
度は久喜市はどういうのが最終的

にできるか分かんけれども、私たちが衛生組合議員に在る頃、視察行ったときには、全部溶けるような、この炉がいいなど、久喜市の市議会議員なんかと笑ったけれども、これは物すごい金がかかるから、それは無理だよと。幾らか関わっていると思いますよ。そういう流れは知っています、俺らも。

それで、1つ、最終的な質問は、一生懸命、量減らしたら、久喜市は宮代町の負担金を減らしていいですと一筆取って、私に見せてもらいたいぐらい。まず無理だなと思いますよ。大丈夫ですかね。

○委員長（丸藤栄一君） 町長。

○町長（新井康之君） 取りあえず、新しい炉ができるのが令和9年からになりますので、あと6年間は久喜宮代衛生組合の宮代の事業所でごみを燃やすことになります。久喜宮代衛生組合の解散はその後になりますので、7年後か8年後ということになるかと思いますので、その間の久喜宮代衛生組合でのごみの処理に当たっての負担金の計算方法の出し方が、人口割から処理量割、いわゆる搬入した量の分だけで割るということに変わっていくという提案でございますので、その点では、ずっと久喜市が高いとかということではないし、今回、2,000万円という数字がたまたま出ましたけれども、その2,000万円をロックされるわけでもありませんので、その辺は、契約書というか、契約書ではないと思うんですけども、処理量割の分担の調書というのはきちんとできますので、その辺は心配ないかなというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） いい悪いは別にして、話だけは聞いておきます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑はございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

何点かお願いいたします。

資料の31ページ、除草のところなんですけれども、2項目めの令和2年度枯れ草指導状況というのがあるんですけども、これは毎年増えているのか。それで、これどういう指導をやって成果があるのか、1点目お聞きします。

次は、ページ、予算書60、61です。

すみません。その前に、町民生活課、私たちの予算書の57ページ、一番上の取組についてです。

自治会組織の運営支援ということでやっていたいっているんですけども、ここにしっかり書いてあるんですが、コロナ禍で自治会組織もちょっと動きづらかったりしますけれども、これからの自治会組織の運営に、先ほどからも出ていましてけれども、どう関わっていくのかお聞きしたいのと、もともとのこの自治会組織の運営支援で区長に報酬を払っているんですが、町としてはどこまでをやっていたかことで報酬を払っているのか。地域ではいろんなことをやっている区長さんもうらっしゃるんですけども、その境目というんですか、一応、町としてはここに対して報酬を払っていますということをお願いいたします。

あと、防犯灯の、すみません。それで、防犯灯を今、この自治会のことなんです、区長が防犯灯の電気が切れると町に伝えるようになっているんですが、そうすると、その班の班長が切れているというのを住民から言われて、区長に知らせるんですけども、久喜市は、広報に住民の皆さん、ご協力くださいと、直接お電話くださいと来ているんです。何かそのほうが、区長の仕事もやっぱり軽減していかないといけないのと、あとは、みんなで地域を守るという考えが非常にいいなと思

って。必ず載っているんですよ。一番最後のページだったと思うんですが、載ってまして、みんなが安全・安心まちづくりということで、そのところをそういう考え方ないか、何でも区長を通して、区長を通してということの考え方はどうなのかと思って質問いたします。

あと、すみません。90ページ、防災活動の中で、備蓄品の賞味期限切れのものの補充ということになっているんですが、この備蓄品の賞味期限が切れたものの対処というんですか、どう処分しているのか、うちの町はどういうふうに処分をしているのか。地域によっては学校給食とかそういうものに早めに、防災訓練を兼ねながら使ったりもしているんですが、この処分はどうするのかお聞きします。

あと、すみません。私もごみのところでお聞きたいします。

衛生組合議員に5人行っています。それで、ちょっとお聞きしたいのは、今回説明をしていたいただきましたけれども、なぜ全員協議会で話が出なかったのか、あと、会派別説明会でも出ませんでした。一般会計予算の中にしっかり計上されているのに、2,000万円という大きな数字の上がりなのに、細かい説明、事業概要とかに書いていない。知らせるべき項目だと思うんですが、どうして入らなかったのかをお聞きします。

まず、そこまでお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、資料の31ページ、雑草の指導の内容でございます。

何度かちょっとお話のほうさせていただいているんですが、町民生活課では、不適正管理の空き

地の台帳を整備しております。そちらの台帳を基に、春と秋、年2回なんです、現場の確認に行っているところでございます。

膝丈以上の草が生えている空き地を不適正管理とさせていただいて、適正管理を促す通知をさせていただいているところでございます。

そちらの通知の中に、自己管理ができない土地については、町が委託をお受けしますよということで通知をさせていただいておりますので、自己管理ができない方からは委託のほうの御連絡をいただいているところでございます。

こちら、資料の31ページの自己処理・委託処理というのが、その区分としてできているところでございます。

これ、春秋に限らず現場の確認、連絡がございましたら、その台帳に整備されていないところは現場のほうを確認しまして、同じように通知のほうをさせていただくところでございます。そのタイミングで委託を受けられる、受けられないがありますので、委託内容のその辺の表現については変えさせていただいている状況がでございます。

そういう中で積み上がったものが、こちらの一覧になっているものということでございます。

続きまして、2点目でございます。

予算書の57ページ、報奨金のほうの考え方でございます。

区長さんのほうに、毎年、地区自治会ハンドブックというものを印刷したものをお渡ししております。こちらの中に、自治会長等報奨金制度についてという表記がございまして、自治会長等報奨金の趣旨ということで、地区自治会を代表し、次の町政に関する事項にご協力いただくとともに、地域の自治活動に当たっている方にお支払いしていますということでございます。ですので、その地区によっては、区長さんではなくて地区にお支

払いしている地区もございます。

まず1点目としまして、広報等の町発行文書の配布または回覧。

2つ目としまして、防犯灯、公園等各施設の維持管理のための調整。

3番目としまして、自治会の意見等の取りまとめや行政との調整及び整理。

4番目としまして、町主催事業または行事等への参加。

5番目としまして、上記に掲げるもののほか、町からの依頼事項の対応ということで、表記のほうさせていただいております。

こちらの掲げさせていただいている事項について、町は報奨金のほうをお支払いしているという認識がございます。

続きまして、予算書146ページのごみの関係でございます。

こちら、なぜ全員協議会等で説明がなかったかということでございますが、大変申し訳ございません。こちらは漏れてしまったということで、町長のほうから、あるいは何度もおわびのほうをさせていただいているところでございます。それ以上でもございませんので、すみません。大変申し訳ありません。漏れてしまったということで、今回説明をさせていただいていなかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田と申します。

順次お答え申し上げます。

まず、1点目の防犯灯の関係で、電気が切れた場合については、区長さんからの話、また、班長さんが区長さんを通して町のほうに上がってくるというようなお話をいただきました。

そこで、久喜市については、直接、市民の方が役所のほうに連絡して職員が対応するというようなお話だと思うんですけれども、防犯灯の球切れにつきましては、区長を通して町のほうにご連絡いただかなくても、直接、町民の方が気がついた防犯灯について、どここの場所で防犯灯が切れているという連絡をいただければ、対応のほうさせていただいているところでございます。恐らく、区長さんからの町への要望というのは、防犯灯を新たに設置していただきたい、この要望については、区長さんを通じて町のほうにお話をいただいているような状況でございますので、防犯灯の球切れについては、直接、町民の方が役場のほうにご連絡いただければ、即座に対応させていただいている次第でございます。

続きまして、防災活動の観点から備蓄品の補充ということで、備蓄品が期限が切れている場合についての処分の方法についてでございます。

こちらのほうの備蓄品については、防災倉庫等にある程度用意させて、整備させていただいているところなんですけれども、食べ物、クラッカーですとかおかゆとか、もろもろございます。そういった中で、きちんと賞味期限の管理のほうさせていただいております。賞味期限切れの間近のものにつきましては、例えば自主防災組織ですとか学校さんへ、一応話のほうを投げかけさせていただいて、賞味期限切れのそういったものがあるけれども、訓練の際に使ってはどうかというようなことで通知のほうさせていただいて、ご要望があれば、自主防災組織ですとか学校さんのほうに期限切れ前のもの、ある程度余裕があるものについてお渡ししている次第でございます。

また、防災訓練等、炊き出し訓練等ございますけれども、そういったところで利用させていただいている次第でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） すみません。資料31ページの雑草について、先ほどご答弁いただいていたんですが、ちょっと枠のところが違って、指導対象というのがもっと何回も、1回で聞いてくれない。結構、町民さんの方からも長くやってくれないとかと受けるんですけれども、1回だったらその対応なんですけれども、2回、3度でやっぱり毎年とか、そういう方はどうしているのかなと思って、ちょっとそっちのほうをお聞きしたので、再度お願いいたします。

それと、報奨金の考え方がそれぞれ違うというのと、個人向けの口座を出すようになっているので、どうしても皆さん個人に入れてしまって、その後、扱いが非常に困ると、これも聞くんです。

それで、何かそういうところ、地区によって、大きなところをご存じのように全部自治会に入っていたり、でも、区長さんが全部、報奨としていただくので、いただくんですけれども、中には気を遣って班長に分けたり、それを何か表に出さないで何かやりながらと、何かちょっと違うかなという声も聞くので、何かそこを、そういうところはどうか、町としては、あげちゃったものをどう使おうと関わらないという考え方なのかと思います。

あと、広報を戸別配布していただいた件なんですけれども、例えば、それも結局会費に入って、配るのを区長手当のほうに、多分皆さん分けてと入っていると思うので、そういうところの区長手当の見直し、全戸配布できるようにするとか、何かいろんな見直しとか、するしないはまた検討なんですけれども、何かやっぱり今の負担を減らすとか、このコロナ禍で皆さん、本当にこの1年、班長さんとかも会えなかったり、いろんな回覧版

回すのも、回さないでくれというご意見もあって、町からはなかったんですけども、やっぱり交番とか学校とかのは来るんですね。そうすると、福祉の関係の本とかも来ると、どうしても回して、たまるまではなかなかないので、出したりするんですけれども、そういうところ、やっぱりこの自治会組織の運営支援ということが掲げられているので、そういう臨機応変やっていくことと、今後の自治会活動をどう考えるのか、もう一度お聞きします。

あと、防犯灯の、多分、町は町民からも受けているというんですけれども、町民の意識は、必ず区長さん通さなきゃいけない、班長さん通さなきゃいけないと思い込んでいるんですね。

なので、やっぱり区長だと結構電話もかかってくるし、多分やるんですけれども、久喜市のように、皆さんというような、知らせる通知を皆さんにお知らせしていただけると、誰でもいいんだということになると思いますので、結構、町のやっていること、やってくれているのに伝わっていないということなので、そこのあたり、周知とか広報とかでお願いしたいので、そこもお願いします。答弁をお願いします。

あと、備蓄品処分というか再利用とかなんですけれども、多分やってくださっているところもあるんですけれども、ちょっといつき前に、もう賞味期限切れたものが山になっているとか、何か大丈夫かなという声も聞いたりしていたので、結構そのあたり徹底、やっぱり処分というよりは利用というのをしていただきたいなと。

今、水とかも賞味期限内じゃなくても大丈夫みたいなことも言われているんですけれども、町としては期限内なんですけれども、何か上手に使うとか、何かそういうところを、やっぱり町内的には金額になると思うので、そこを利用方法考えて

いただきたいと思います。

それと、あとすみません。ごみのほうなんですけれども、私たち、今度23日に衛生組合議員は議会がございます。

何にも聞いていなくて、このごみ減量は当たり前だと思って何十年も住んでいます。それで、この私も5年間、衛生組合議員やっていますけれども、ごみ減量は当たり前というところから審議がされています。その中で、細くなっちゃうんですけれども、納豆とか汚れたものはもうプラスチックの資源化に、納豆1個入っちゃうと、もうその一袋が使えないから、納豆は全部燃えるごみにしようというのがどんどん増えたんです。

それで、あとは生ごみのあれも、地域のもなくなりました。みなさんとお話ししていると、枝木も今度全部、そうすると、量は確かに増えているし、うちの町も道佛地区とかたくさん、他自治体からも来ている方がたくさんいらっしやると、結構皆さん、ほかの自治体は何でも燃やせる感じのところが多いと、やっぱりこうやって増えてくるのかなと、やっぱり、いいかと入れてしまうこともあるので、このげんりょうくんというキャラクターもありますけれども、担当課としてはもう当たり前だと思うんですけれども、町民は、あえて減量は当たり前で、もうみんなやっていると言えちゃっているんですよ。そこをこれからどうやっていくのか。

今まで、こうやって5年前から話が出ていたら、久喜宮代衛生組合は、それこそ燃やすところですよ。処分するところなんだけれども、町民はみんな、町民生活課が窓口だと思っています。そこから発信するものがあると思うんですけれども、その辺、今までのこと言ってもしょうがないけれども、何で言ってきてくれなかったのか。

衛生組合議会でも、人口割でずっとやってきて

いるので、処分量でということは一切出てきていませんでしたから、討議もしていないですし、ここに来て急になってしまったときに、この5年間のうちにそういうふうに出てきていたら、意識がきちんとついてたのと思うんですけれども、町民生活課は窓口なんだけれども、窓口じゃなくて、全部久喜宮代衛生組合に、ちょっと言い方悪いんですけれども、丸投げな気がするんです。

これから委託に持っていくときに、部屋ができるみたい、何ですか、専門の推進室みたいなのができるみたいなんですけれども、これからどうやっていくのかお聞きします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

すみません。雑草の関係が、すみません。ご質問の回答になっていなくて申し訳ありませんでした。

指導対象の土地でございますが、こちらの土地については、最低でも、改善されていなければ春と秋、通知が行きます。

ひどいところにつきましては、写真つきで町のほうで、その間に何回は通知をさせていただくことがございます。また、近隣の方から、ひどい土地に関しては改めていろいろお話しいただくことが多いので、そういうお話しいただくたびに写真をつけて通知のほうを、適正管理を促す通知をさせていただいているところです。その辺は、数か所ございますけれども、同じような対応を取らせていただいているということでございます。

続きまして、区長報奨費の考え方でございますが、これは、うちのほうとすると、地区のほうに同じように口座の提出をお願いさせていただいておりますので、地区が個人の口座を上げてくるか、

あるいは地区の口座を上げてくるかを町がコントロールするわけにはいきませんので、地区のほうで上げていただいている口座のほうに振込のほうをさせていただいております。中には、どうしたらいいのでしょうかということでご相談をいただくことがございます。その方には、地区でご相談くださいということで、お話のほうはさせていただいているところでございます。

今年、コロナ禍によって個人の口座から地区の口座に変更したという地区もございました。

広報配布の取組につきましては、今回、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言ということもございまして、配布等の対応を取らせていただいているところでございます。前回の緊急事態宣言のときも同じような対応を取らせていただいております。これは特殊な状況で、今、配布のほうをさせていただいておりますので、その特殊な状況でない場合は、従前どおりの対応を取らせていただくということでございますので、区長報奨費の考え方は現行のままお願いさせていただければと思うところでございます。

また、先ほどからいろいろお話のほうさせていただいております地区コミュニティセンターの話もありますので、こちらの活動が、この事業が進む中で、また地区のほうでご相談をさせていただければと思うところでございます。

あと、予算書の146ページ、清掃総務費のごみの件でございますが、減量の取組についてということでございます。

今回、2,000万円という数字が出てきておりますが、久喜市と宮代町のごみの排出量の比ということでございますので、これが、比が変われば、当然金額が変わります。その積算の金額そのものの比でございますので、対象にかかる元の数字が違えば、また当然それは変わってきます。

久喜宮代清掃センター管内のごみ処理施設にトラブルが発生して、お金が多くかかるということであれば、当然、そちらの久喜宮代清掃センター管内ですから、久喜市と旧久喜市の中でかかるお金は整理されます。

また、今回起債の償還が増えているということですが、こちらも久喜宮代清掃センター分の起債の償還が増えている、あるいは久喜の八甫清掃センターの起債の償還が終わっていると、そういうことが整理されていく中で、負担金は単純にごみの排出量の比だけではなくて、そういうものの中でも変化が生じてきますので、その辺が単純に比だけではないと、負担金の中身は、その辺はご理解いただきたいと思うところでございます。

ただ、もう比ということになれば、ごみを出さない、そういうことであれば、原料に努めていただくということであれば、少なからず、その比は少なくなってきますので、また今後も、併せてごみの減量化に向けて進んでいきたいと思うところでございます。

ただ、先ほどちょっとお話がありましたけれども、今後、久喜宮代衛生組合が解散される、あるいは久喜市にごみ処理を委託するようになるということで、久喜宮代衛生組合が解散する前に、町が衛生組合のやっている事務を受け入れるようになってきます。そのときに、今が徐々にそういう動きになっているんですけども、そういう中で、いろいろな対策・対応は考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

自治会費のことと、分かりました。

ごみに関してですが、令和9年稼働ですよね。

令和6年から事務委託になる、し尿もそうですが、3年後見直しというのは私も知りませんでした。

これはもう要望です。

今、無理かもしれませんが、様子を見るんだったら、3年ごとだったら令和6年度からやるという考え方もあったんじゃないかと、それで令和6年からやって、それまでにみんな減量をして、さらに意識しながら6年からやって、令和9年から委託ですので、もうそこからという形なんですけれども、なぜ、そこは要望です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で町民生活課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 5時29分

再開 午後 5時45分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

これより、税務課分についての質疑に入ります。留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○税務課長（門井義則君） 税務課長、門井です。よろしくお願いいたします。

職員個々の自己紹介で失礼いたします。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町民税担当主査（田原浩介君） 税務課町民税担当、田原と申します。よろしくお願いいたします。

○資産税担当主査（鈴木健司君） 税務課資産税担当、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○徴収担当主査（折原 淳君） 税務課徴収担当、折原です。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑ございませんか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

1点だけ質問させていただきます。

予算書12ページ、第1款町税についてです。

町民税、法人町民税、たばこ税、こうした税収は、コロナ禍の影響で来年度以降も減収が予想されます。町として、どれくらい影響があると見ているのか、また、どう対応していくべきだと考えているのかをお願いいたします。

経済評論家のような的確な答弁は求めておりませんので、税務課として来年度以降どう見ているのかということをお聞かせください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（門井義則君） 税務課長、門井です。

お答え申し上げます。

まず、令和3年度当初予算におきまして、税収につきましては、組むに当たって、国の地方財政対策で示されたように、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んで、当町におきまして、町税に限って言えば、平成24年度以来の前年度比減収という厳しい編成となっています。

税制改正による減収分は地方特例交付金により補填される、そういった部分もございますけれど

も、そのほか、税収減への対応として、地方交付税、そして、財政調整基金の繰入れ、臨時財政対策債の活用などにつきましては、令和3年度一般会計予算上程時の町長、そして、企画財政課長からの説明のとおりでございます。

税収減全てが起因しているわけではありませんが、例えば固定資産税につきましては、3年ごとに行われる評価替えによる既存家屋の減収と、今回、法人町民税については税率の改定、引下げ、そういった要因もありますけれども、まずは新型コロナウイルス感染が一日も早く収束し、雇用が安定し、雇用の安定からの個人所得の回復、そして、個人消費や地域経済の活性化へと復調することによって、個人住民税に限らず、他の町税への増収とつながっていくものと考えます。

いずれにいたしましても、今後の社会経済の動向を冷静に注視していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 再質問させていただきますけれども、端的にご質問いたします。

来年度は非常に今年度の影響を受けて厳しいということなんですけれども、再来年度はさらに厳しくなっているとお思いになるか、それとも、来年度と同じぐらい厳しいと思っているのか、そこだけをお答えください。

○委員長（丸藤栄一君） 税務課長。

○税務課長（門井義則君） 税務課長、門井です。

現状、税収に関しましては3年度、2年度と比較してマイナスという編成なんですけれども、現状、底が見えているわけではございませんので、令和3年度並みになるのか、それ以上落ち込むのかといったところは、現時点では予測がつかないところでございます。

以上でございます。

○委員（浅倉孝郎君） ありがとうございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑はございませんか。

金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

資料の10ページなんですけれども、財政推計の積算、これ見ますと、令和3年度、去年より減る、これ分かります。でも、来年は減らない。再来年は元に戻っている。これあり得ないんじゃないかと思うんですけれども、ちょっと説明してほしい。世の中のどこを見て、こんなにいい数字が出てくるのか、宮代町だけ特別よくなるのか。

総務文教委員会資料の10ページです。10ページの一番上。

ピンクの表紙の10ページです。ピンクの総務文教委員会資料の10ページです。

〔「これ企画財政」と言う人あり〕

○委員（金子正志君） 税金の話でしょう。

〔「企画財政」と言う人あり〕

○委員（金子正志君） これ企画財政だろ。終わっちゃったじゃん。

駄目。失礼いたしました。

〔「駄目だって」と言う人あり〕

○委員（金子正志君） はい。じゃ、予算書の18ページです。

都市計画税について質問です。

東武動物公園駅西口が終わり、道仏土地区画整理事業も終わりました。東武動物公園駅東口も間もなく終わりますので、都市計画税を廃止したらいかがでしょうか。

埼玉県内では、都市計画税を取っていない町が幾つかあると思います。宮代町もやめてもいいんじゃないでしょうか。

それから、94ページ、人件費のところです。

任用職員報酬、これはお一人分でしょうか。それから、職員はこれ10人分でしょうか。職員の中に専門の資格を持っている人はいるのでしょうか。これから専門の資格を持っている人を増やしたいということがありましたので……

○委員長（丸藤栄一君） 人件費は総務。

○委員（金子正志君） 人件費、総務なの。

そうですね。失礼しました。

じゃ、都市計画税の廃止だけよろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（門井義則君） 税務課長、門井でございます。

金子委員ご質問の都市計画税の廃止というところですが、我々税務課の職員といたしましては、税制の中で適正な課税、そして、徴収、納税推進、そういった役割を担っているということもございまして、都市計画税の廃止といった部分には、企画財政課が中心となって、町の政策としてどうしていくかと、そういった役割、所管事項もございまして、この場で都市計画税の廃止についてどうこうという、そういったお話は控えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 町レベルでは都市計画税はそぐわないと思いますので、ぜひとも廃止の方向で検討していただきたい。あるいは、取るのであれば、せめて市を目指してほしい。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありませんか。山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

最初に、町民税なんですけれども、9ページ、

それと、資料の6ページになります。

町民税所得割ということで、町民税が17億円、6ページを見ると、それと、総所得が令和2年度で475億円ぐらいですか、もうちょっと上げているのかな。こうやってずっと伸びているんですね。

でも、予算書を見ると、町税が前年度が36億円、今年度の予算としては35億円、これ伸びているところなのに、これが減るというふうに感じているんだと思いますけれども、どのくらいの税金が減るのか、そして、町民の総所得がどのくらい減るのか、どのくらいの見込みをしているのか、ちょっとその辺のところおっしゃってください。

それと、延滞金です。

延滞金もちょっとあまり、この総務文教委員会資料の10を見ると、滞納繰越金と、あと何か不納欠損とかいろいろ書いてあるんですけど、延滞金については何がどこに書いてあるのかちょっと分からないというのが、滞納処分とかそういうのは書いてあるんですけど、どのくらいの延滞金があって、そして、滞納はここに書いてあるとおりなんですけれども、令和2年度しか書いていない、町民税では。令和3年度の予想というのはどうなっているのかなという感じがするんですよ。

町民税の不納欠損額を見ると、11ページです。平成30年から令和1年と書いてあるんですけど、かなり減っているというのが分かるんですけど、これはなぜ減ったのかな。令和2年度、令和3年度は減るのかどうか。ちょっと令和2年度のあれが出ていないので、減っているのかどうか、その辺のところをお願いしたいんですけども。

それと、不納欠損額やって、徴収対策でやると思うんですよ。その徴収対策については、町とし

てはどのように行っているのか、外注に出しちゃっているのか、それとも、自分たちで取立てに行っているのか、その辺のところも細かく分かる範囲をお願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

まず、1点目の町民税がどの程度減っていくのかという質問でございますが、資料のほうとしては6ページのほうにございますが、こちらの令和2年度となっている部分については、その総所得については令和元分の総所得に対してのものになっております。

5年前と比較いたしますと、こちらの表では、納税義務者数、総所得金額、均等割、所得割、いずれも令和元年分までは増加傾向というところにございました。

今回、令和3年度の予算を算定したところですが、国の地方財政計画によりますと、個人町民税につきましては、マイナスの4.3%というような数字が出てございますので、それらの数字と前年度予算との内容を加味しまして、令和3年度の町県民税の予算については、対前年度比7,720万8,000円のマイナス、率にしてマイナス4.5%と算定したところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 税務課長。

○税務課長（門井義則君） 税務課長、門井でございます。

延滞金の計算につきましては、ごめんなさい。特に資料要求というか、そういったこともございませんでしたし、これまでも特に掲載してきたところがないので、特に資料には載せていません。

不納欠損の状況ですけれども、令和2年度の状況ということなんですけれども、一般的にいうと、年度末処理ということになりますので、現時点では欠損は行われていないと、この3月末から欠損するような状況でございます。

徴収対策につきましては、特に外注ということではなくて、税務課徴収担当の職員で滞納整理に当たっているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 徴収金額、過年度分滞納金額、これを見ると、不納欠損とか見ると、昨年度よりかは減ってきているんですね。財産なしだとか、そういうのやる人が。平成30年よりか令和元年、減っているんです。今年も減っているのかということなんです。

あと、再質問なんですけれども、このページを見ますと、総所得金額、令和2年度では475億円という数字にしておきましょう。令和3年度ではどんなふうに見ているのか、その辺のところも答えがなかったんですけども、その辺のところもおっしゃってください。

やっぱり、これは総所得が減るということは町民の生活が困窮しているということだと思います。

しかし、徴収のほうを見ると減ってきていると、これとちょっと反するような感じがするんですけども、その辺のところはどういうふうに見ているのか、ちょっと分からないなと思ってお聞きしました。

○委員長（丸藤栄一君） 税務課長。

○税務課長（門井義則君） 税務課長、門井でございます。

不納欠損額が年度比較で減ってきているという部分なんですけれども、先ほどお答えいたしましたように、2年度についてはこれから欠損処理す

るところがありますので、今のところは、事細かい部分までは数字は把握していないところでございます。

それと、再質問でいただきました資料6ページの令和3年度の総所得金額の見込みというところですが、現在、確定申告、住民税申告、受け付けているところでございまして、実際には当初課税が行われて、そこでつまびらかになってくるというところでございますけれども、コロナ禍におけるそういった状況とかから察するに、総所得が増えるというのは、まだまだ難しいところではないかなと見ているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） もう一度質問します。

6ページで、町民の所得が増えない、当然ですよ。この本年度予算を見ると下がっていますから、これは増えたらおかしいなと感じはするんだけれども、どのぐらいのあれを、何%ぐらい下がる見込みなのか、予算を立てている、さっき言った4.3%なのか、4.5%なのか、総所得が下がるのが、どのくらいを見ているんですか。町民の総所得が下がるということは。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

令和2年度、町民の総所得金額につきましては、476億5,693万5,000円となっております。

現在、確定申告とかで収入のほうは算定しておりますので、これは7月ぐらいにならないと正確な数字は分からないところではございますが、もし仮に地方財政計画のマイナス4.3%を当てはめますと、約20億4,900万ほど下がるというような、これはあくまでも地方財政計画、国の試算に基づ

いた数値を当てはめた場合はそのような金額というところでは。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 20億円、4.5%入れた場合。

ただ、私言っているのは、予算をここで決めてあるんでしょということをやっているんですよ。だから、何かそういう予算の決め方で、総所得とかそういうのを決めているんでしょということ、大体がこのぐらいになりますよということで、それを言っているんですよ。どうなんですかということ。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 税務課副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

個人町民税の令和3年度予算は減となっておりますが、予算額16億3,226万円というところで、前年度比7,720万8,000円、4.5%の減と見たところでございます。

均等割につきましては、納税義務者数につきましては1万7,175人ということで、前年同数を見えております。

均等割につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等を、こちらのほうは地方財政計画等の数値を反映した上で算定したところでございます。

内訳といたしましては、令和2年度10月の調定をベースに積算いたしまして、特別徴収を12億7,048万4,000円、普通徴収2億8,590万6,000円、退職所得につきましては799万2,000円と算出したところでございます。よって、前年度比減としたところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 要するに、町民の総所得も4.5%下がるということでよろしいんですね。そのくらいを見込んでいるんだということで、総所得は。

下がるということですね、町民の収入が。そういうことですね。そういうふうに見込んで、予算を組んだんだということは、やっぱり生活が大変困窮してくると、私はそう思っていますよ。

やはり、その辺のところを町の方でも困窮対策というのも考えていかなくちゃいけないんじゃないかなという感じがします。

税金納めたくても納められない人が必ず出てきます。いろんなところで。これは本当、いろんな税金がありますけれども、それが、税金納めたくても納められない人の数字が出ていない。不納欠損がこのように、これは令和元年度ですけれども、滞納は、これは令和何年度だ。滞納繰越分というんですから、現年度課税分から滞納だから、現年度ですよ、令和2年度。マイナスになってきているということなんですよ。

そういう予算の組み方だということで分かりました。

町民の生活が大変だということだけは分かってほしいなと思って質問したんですよ。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で税務課分の質疑を終了いたします。

福祉課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会 午後 6時09分

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 本日はこの程度にとどめ、次回は8日月曜日、午前10時から委員会を開き、

予 算 特 別 委 員 会

第 3 日

出席委員（１３名）

山 下 秋 夫 君	丸 藤 栄 一 君
丸 山 妙 子 君	浅 倉 孝 郎 君
金 子 正 志 君	西 村 茂 久 君
小 河 原 正 君	泉 伸 一 郎 君
角 野 由 紀 子 君	塚 村 香 織 君
合 川 泰 治 君	土 淵 保 美 君
川 野 武 志 君	
（議 長 田 島 正 徳 君）	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長 新 井 康 之 君	副 町 長 渋 谷 龍 弘 君
福 祉 課 長 吉 永 吉 正 君	福祉課副課長 小 川 英 一 郎 君
福 祉 課 主 幹 小 島 晃 君	社会福祉担当主査 長 瀬 昇 之 君
子 育 て 支 援 課 長 小 暮 正 代 君	子育て支援課副課長 横 内 宏 巳 君
子 育 て 支 援 課 主 幹 石 井 栄 君	子育て支援課主幹 吉 田 直 子 君
保育担当主査 松 岡 祥 哲 君	こども笑顔担当主査 清 水 邦 江 君
住 民 課 長 高 橋 暁 尋 君	住民課副課長 草 野 公 浩 君
住 民 課 主 幹 中 村 佐 登 志 君	年金担当主査 山 崎 貴 君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長 長 堀 康 雄	主 任 岡 村 恵 美 子
----------------	---------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、3月5日に引き続き予算特別委員会を開きます。



◎議案第15号の審査（福祉課・子育て支援課・住民課）

○委員長（丸藤栄一君） 本日は、議案第15号 令和3年度宮代町一般会計予算についてのうち、福祉課、子育て支援課、住民課分の順に質疑を行います。

これより福祉課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○福祉課長（吉永吉正君） 皆様、おはようございます。

福祉課長の吉永です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、出席の課員は自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 改めまして、皆様、おはようございます。

福祉課副課長の小川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福祉課主幹（小島 晃君） おはようございます。

福祉課主幹、小島と申します。よろしくお願いいたします。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君） おはようございます。

社会福祉担当主査、長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑ございませんか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君） おはようございます。土渕でございます。

それでは、私たちの予算書P37、福祉交流館すてっぷ宮代の進捗状況をお知らせください。

また、ボランティアの育成、これは令和7年度までの目標ですけれども、ボランティアの育成、また、福祉推進員の確保、福祉団体の連絡ネットワークの発足となっていますが、現時点での成果をお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長の小川でございます。

土渕委員のご質問にお答えいたします。

私たちの予算書37ページ、西原自然の森活用事業、新たな福祉の拠点づくりの関係でございますが、ご質問のまず、すてっぷ宮代、こちらの工事の進捗状況でございますが、こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうで発注をしております、工期につきましては令和3年3月19日まででございます。残り大体10日前後でございますけれども、こちらにつきましては、工事のほうは9割方、既に終了しているような状況でございます。

続きまして、同じく私たちの予算書37ページの一番下の前期実行計画の成果目標、ボランティアの育成50人以上、それから福祉推進員の確保30人

以上、福祉団体の連絡ネットワークの発足の進捗状況ということでございますが、こちらにつきましては、来年度からの成果目標となっておりますことから、現在のところ進捗のほうはない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 土渕委員。

○委員（土渕保美君） ありがとうございます。

間もなく開催というか、開館するわけですが、それに当たって、この目標値であるボランティアの育成とか福祉推進員等は、そこに対して間に合うのかどうか、その辺のことをちょっとお聞かせしてほしいんですけども。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

同じく私たちの予算書37ページに関するご質問でございますが、ボランティアの育成だとか、それから福祉推進員の確保、こちらについて間に合うかというようなご質問であったかと思えますけれども、こちらにつきましては、4月以降、早速社会福祉協議会のほうとも連携して、こちらのボランティアの育成であるとか、それから福祉推進員の確保につきまして具体的な策を練りながら令和7年度までに目標を達せられるよう、連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 土渕委員。

○委員（土渕保美君） もう間もなく開館しますので、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。
浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。3点ほど質問させていただきます。

まず1つ目は、私たちの予算書37ページ、西原自然の森活用事業です。今、前段の委員さんの答弁にもありましたけれども、工事は3月19日に終了ということですが、オープンはこれ何月何日になるのでしょうか。

あと、町民の皆さんは非常に関心が高く気にしているのが、右半分は社会福祉協議会が使いますが、左半分は住民の方が使えるということなんですけれども、具体的にどんなふうに見えるのか、こちらもう既に決まっているのでしょうか。また、町の職員が何人か派遣されてくるのでしょうか。

それと、ボランティアの育成と書いてありますけれども、ボランティアもいろいろ種類があるんですけれども、どのようなボランティアを育成していくのでしょうか。

2つ目です。福祉産業委員会資料17ページ、民生委員・児童委員配置状況についてです。

民生委員・児童委員の成り手がなかなかないということですが、町のことに詳しい役場のOBやOGにお声がけなどはしているのでしょうか。また、役場のOBやOGの方で民生委員を実際にしている方はいらっしゃるのでしょうか。

3点目です。同じく福祉産業委員会資料18ページの主任児童委員です。主任児童委員と児童委員の違いは何なんでしょうか。また、子育て支援課に各種相談窓口やファミリー・サポート・センターなど、子育てに関する相談するところがありますが、こうした相談窓口や対応箇所がある中で、この主任児童委員というものの役割というのはどうなのか教えてください。

以上、3点になります。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

浅倉委員のご質問にお答えいたします。

まず、私たちの予算書37ページの関係でございますけれども、こちらのすてっぷ宮代のオープンというご質問でございましたが、こちらにつきましては、今年、令和3年5月6日木曜日、ちょうど連休明けになるんですけれども、こちら5月6日木曜日にオープンする予定で今現在進めております。

続きまして、すてっぷ宮代の向かって右側については作業所の関係ということで、左半分というようなご質問であったかと思うんですけれども、まず入って正面が町民交流スペースということで、町民の皆様誰でもがご自由にご利用いただけるスペースということになります。こちらにつきましては、もともとふれ愛センターで使っていた囲碁であるとか、将棋であるとか、そういったものもまだ残っておりますので、そういったものもご利用いただけるように準備のほうを進めているところでございます。

それから、入って左側になるんですけれども、こちらについては多目的室ということになります。こちらの多目的室につきましても、町民の方誰でもがご利用はいただけるように準備のほうをしております。特に社会福祉協議会に登録しているボランティア団体なんかにつきましては、こちらにつきましては、使用料のほうを減免する規定ということで、今、準備のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、すてっぷ宮代のほうに町の職員の派遣はというようなご質問でございましたが、こちらにつきましては、社会福祉協議会、ひまわり作業所、それからすだちの家等入りまして、町の職員がそちらに常駐するということは今のところはございません。

続きまして、委員会資料の17ページの民生委員

の関係でございます。こちらにつきまして、民生委員が不足する中で職員OBへの声がけということでご質問のほうをいただいておりますけれども、今現在、欠員している地区の中で、この4月に委嘱する地区が3地区ございますけれども、その中の1地区で職員OBのほうを委嘱する予定でございます。当然、職員OBにも何人かお声がけをさせていただいているところでございますけれども、4月に職員OBが委嘱されるのと、あと、既に職員のOBで民生委員さんをやられている方も1名いらっしゃいます。

今後につきましても、欠員地区につきましては、職員のOBも含め自治会長等にご協力のほうを仰いでまいりたいと考えております。

失礼いたしました。それからですね、私たちの予算書の37ページの関係でボランティアの関係のご質問をいただきました。こちらにつきましては、ボランティア、様々ある中で、どんなボランティアかというようなご質問でございましたけれども、ボランティアの育成につきましても、今後、社会福祉協議会のほうとは調整して、ボランティアの育成のほうを進めてまいりたいと考えておりますけれども、例えば社会福祉協議会というところでございますので、災害時にはボランティアセンターを立ち上げなくてはいけないということになると思うんですね。そのためそういった災害ボランティア等の育成も含めまして、他のボランティアについても育成してまいれるよう、連携してまいりたいと考えております。

○委員長（丸藤栄一君） 社会福祉担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君） 社会福祉担当主査、長瀬でございます。

浅倉委員のご質問にお答えします。

主任児童委員の役割というところでご質問だったと思います。

委員会資料17、18ページ、ご確認ください
と、まず、題名が民生委員・児童委員配置状況と
いうことになっています。全部のこの中で52人に
ついては、通常よく民生委員、民生委員というお
話がありますけれども、この方々は厚生労働省か
ら民生委員と児童委員というお役を委嘱を受けて
います。さらに、その中でも3人については主任
児童委員という、児童委員の中でも取りまとめの
役ということで3名、宮代町の場合は委嘱を受け
ています。53、54、55の3名さんにつきましては、
担当区域というのが書いてありますけれども、各
中学校区域で1人ずつということで、宮代町では
前原中学校、百間中学校、須賀中学校の学区内
の方にお一人ずつ、主任児童委員という方を委嘱を
していただいております。ですので、この52人の
地区の方の取りまとめがこの3人の方というよう
な役割になっています。

民生委員と児童委員の役割の部分なんですけれ
ども、民生委員というのは全般的な生活の相談で
あるとか、対応をしております。児童委員となり
ますと、さらに特化して母子の問題であるとか、
お子さんの問題とか、そういったところに目配り
をするというようなお役になっております。

よく民生委員のお役でいうと、高齢者の見守り
であるとか、生活困窮者の対応というのが主に目
が行くと思うんですけれども、さらに児童委員の
お役で母子の問題、シングルマザーの問題である
とか、あと、ひきこもりの問題であるとか、いじ
めの問題とか、そういった部分にも目配りするお
役として児童委員というお役がなっております。

各中学校区になっていますので、中学校との連
携が主に強くされているのがこの主任児童委員さ
んが中学校の校長先生なんかとやり取りしてもら
って、その連携を細かく各地区の民生委員・児童
委員さんが見ているというふうなつくりになって

おります。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

再質問させていただきます。

まず、私たちの予算書37ページ、西原自然の森
活用事業ですけれども、こちらの町民の皆さんが
使える町民交流スペース等々含めて、開館時間と
いうんですかね、何時から何時まで使えるのかと
いうのを教えていただきたいのと、町民交流ス
ペースは無料で使えますけれども、多目的室は使用
料がかかるということなんですけれども、たしか
多目的室、幾つか大きさ等もあると思うんですけ
れども、使用料ってどれぐらいかかるものなのか
教えてください。

福祉産業委員会資料の17ページの件はよく分か
りました。1つ確認したいのが主任児童委員とい
うのは、中学校と連携して、その話を児童委員に
伝えていくみたいなイメージでよろしいでしょ
うか。お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長の
小川でございます。

ただいまの浅倉委員の質疑にお答え申し上げま
す。

まず、私たちの予算書37ページの関係で、すて
っぷ宮代の多目的室の利用の関係でございますけ
れども、こちらにつきましては、有料で貸し出す
予定であります。こちらにつきましては、料金の
ほうにつきましては、進修館等の利用料のほうと
同様に考えておりまして、1時間当たり300円で
貸し出す予定であります。

それから、開館時間でございますが、こちらに
つきましては、平日の9時から17時でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 社会福祉担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君） 社会福祉担当主査、長瀬でございます。

浅倉委員の質問にお答えします。

委員会資料17、18ページの主任児童委員さんの取組の仕方ということですが、お話がありましたとおり、そういう形です。中学校と連携をして各児童委員さんとの連携をするという形になります。

実際、もう少し突っ込んだお話をさせていただきますと、各中学校、小学校においても、学校で会合がございまして、その場に両方の民生委員、児童委員さん、主任児童委員さんも一堂に地区の担当の方が集まって懇談会という形で情報共有をさせていただいています。その中で最近の学校の状況、学校のイベントの状況、課題になっていること、逆に委員さんのほうから、こういったところはどうなっているんですかというような質問とかいうようなやり取りをしまして、よりよい環境づくりというような取組をしております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 1つ確認というか要望なんですけれども、私たちの予算書37ページ、西原自然の森活用事業なんですけれども、こちらの使用料、1時間300円というのはちょっと高いんじゃないかなという気がします。もちろん何か社会福祉協議会関係では割引もあるということなんですけれども、これ例えば市民団体の方が使うとか、地区の方が使うというのも何か割引みたいなものがあるんですかね。それとももう一律1時間300円ということ。これ大きさに関係なく、一部屋300円……、たしか入って真ん中の左の通路を抜けたところは結構大きいスペースがあったと思うんですけれども、大きさに関係なく1時間300円

取るということではよろしいんですかね。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

浅倉委員の質疑にお答え申し上げます。

私たちの予算書37ページの関係でございますが、会議室の使用料につきましては、おっしゃるとおり入って左のほうへ行きますと大きな部屋、多目的室がございます。その手前にも多目的室がございますが、一部屋単位での1時間当たりの300円というふうに想定しておりますけれども、この貸出し規程につきましては、今現在、社会福祉協議会のほうで作成中でございますので、そういったご要望、ご意見を社会福祉協議会のほうにも伝えまして、最終的な規程をつくり上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

私たちの予算書37ページ、西原自然の森活用事業の多目的室の使用料は分かりました。

できれば多くの町民の方に使っていただきたいので、もう少しお値段のほうは安くしていただきたいなということを要望しまして、終わりにいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。よろしく願いいたします。

8問、質問させていただきます。

私たちの予算書のほうでは64ページ、65ページになります。

まず、予算書の111ページになります。

第3款民生費、第1項社会福祉費、5目障害者

総合支援事業、その18節で負担金補助及び交付金、
その中で補装具費817万とあります。この基準
のようなものがありましたら教えてください。

続きまして、予算書の113ページ、10目障害者
地域生活支援事業、12節委託料のところなんです
が、意思疎通支援事業委託料とあります。これは、
手話通訳者や要約筆記者の派遣となっているんで
すけれども、昨年の実績を教えてください。

続きまして、同じページで18節負担金補助及び
交付金の中で、地域活動支援センター事業負担金
とあります、258万9,000円。これはどこにあって、
どのような内容なのか教えてください。日中の創
作活動、生産活動となっております。この内容を
教えてください。

それから、同じページで地域生活支援拠点事業
負担金とありますけれども、これを具体的に教え
てください。

その下で、成年後見人等報酬助成金110万4,000
円とあるんですが、これについても教えてください。

それから、19節扶助費のほうで就職支援金3万
6,000円とあるんですが、この内容も教えてください。

続きまして、115ページ、すみません、もう一
つ、扶助費でありました。115ページの紙おむつ
支給費、これはどこへどのぐらいの量を支給して
いるかを教えてください。

それから、12目福祉タクシー等利用料金助成事
業というところで、事業概要のところ、今年度
の特徴とありまして、タクシー利用料、または自
動車燃料費を支援とあるんですけれども、この内
容を教えてください。

以上、8点です。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島 晃君） 福祉課主幹、小島と

申します。

泉委員の質疑にお答えいたします。

まず、予算書の111ページ、補装具費の支給基
準という質疑に対してお答えいたします。

障がいのある方の必要とする補装具というもの
が幾つかあります。

委員会資料の10ページのほうをご覧くださいけれ
ばと思います。

こちらのほうに補装具の種類と交付と修理の延
べ件数ということで記載させていただいておりま
す。こちらのほうのそれぞれの補装具について、
それぞれ基準がございまして、その基準額のほう
で支出をしているというところになっております。

したがいまして、1つずつの項目ごとに基準額
が異なってきますので、今、現状として、この補
装具が幾らというところまでお答えする資料を持
ってきていないので、申し訳ございませんが、一
応そういう状況になっております。

補装具費については以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、
小川でございます。

泉委員の質疑に対しましてお答え申し上げます。

予算書113ページ、障害者地域生活支援事業の
12節委託料の一番上、意思疎通支援事業委託料、
こちらの昨年度の実績というご質問でございまし
たけれども、こちらにつきましては、昨年度延べ
利用者数が3名、支給総額につきましては62万
4,000円でございます。

続きまして、同じく113ページの18節地域活動
センターの関係でございまして、まず、ど
こにあるのかというご質問でございましたけれど
も、1つが「じりつ」ということで、ちょうど役
場の進修館の前の交差点の角に田口ビルがあるん
ですけれども、そちらに1つがございます。

それからもう一つが「ひかりの森」と言いまして、こちらにつきましては越谷でございます。

それから、もう一つが「あんご工房」と申しまして、こちらが久喜でございます。

こちらにつきましては、創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う施設でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島 晃君） 福祉課主幹、小島と申します。

泉委員の質疑にお答え申し上げます。

予算書113ページ、障害者地域生活支援事業になります。

地域生活支援拠点の設置の負担金についての内容のほうのご説明を申し上げます。

こちらのほう、障がい者の方々々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するというのが目的でございまして、地域支援のための拠点の整備、それと、地域の複数の事業所が機能分担して支援を行う体制づくりをするということで、障がい者の方々々の生活を地域全体で支える提供体制を整えるというものでございます。

実施主体につきましては、宮代町のほかに蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町の3市2町になります。

この拠点の中で行う事務といたしましては、相談機能が1点目になります。2点目としては緊急時の受入れ、対応の機能ということで、例えば障がいのある方が急遽、介護をしている親御さんが病気になりましたということで、家に住んでられないというところで、施設のほうに緊急にショートステイというものを行わなくてはいけないという、そういったときに対応する機能でございま

す。それと、そういうところに備えて事前に体験をするという機能がございます。あとは、様々な方々がいらっしゃいますので、その方々に対応できるように専門的な人材の確保と養成の機能もあります。

あと、5点目としては、地域の体制づくりの機能ということで、様々な事業所に協力をしていただきながら、障がいのある方々を支えていくということで、地域の体制づくりが機能としてあります。

経費につきましては、公益事業という形になりますので、3市2町のほうで分担して行っていくという事業になります。

続きまして、同じく113ページの障害者地域生活支援事業の成年後見人等の報酬助成金についてになります。

現在、報酬助成の対象になっている方がお二人いらっしゃいまして、すみません、予算上はお二人になっております。対象者もお二人いたんですが、1人の方は資産、預貯金が基準額を上回った形になりましたので、現状としてはお一人の方が対象になっております。

続きまして、同じく113ページ、障害者地域生活支援事業の19節扶助費の就職支度金になります。

こちらのほうは、様々なサービスで訓練等を行った方が就職、就労することができた段階で、必要な準備をする、例えば作業着だとかそういったものを支度金ということで支出するものでございます。

続きまして、予算書115ページの障害者地域生活支援事業、19節扶助費の紙おむつ支給費になります。

こちらのほうは、障害者手帳をお持ちの方で、紙おむつの使用が必要と認められる方に対して月上限5,000円としまして、購入した費用を領収書

で申請いただきまして、その領収書を基に上限5,000円ということで支給するものでございます。

続きまして、予算書115ページ、福祉タクシー券利用料金助成事業になります。

こちらのほうのタクシー券、ガソリン券ということで、こちらのほうですね、対象者の方が今、令和2年度でございますが、対象者が1,153人おありまして、交付のほうが933人になっております。交付率につきましては80.9%になっております。

タクシー券につきましては、基本的には1回の利用で500円のタクシー券になっておりまして、年間最大で36枚支給になっております。ガソリン券につきましては、1枚500円の12枚になっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） では、再質問させていただきます。

そうしますと、まず1問目、補装具費のほうなんですけれども、車椅子や義手等の補装具の購入に対する支援ということで、これは全額支援されるのでしょうか。それとも、そのものの何十%とか補助するということなんでしょうか。1人当たり幾らまでという、そういう基準があるのかをお聞きいたします。それがまず1問です。

それから、2問目で意思疎通支援事業委託料、これ分かりました。

それから、3問目で、地域活動支援センター事業負担金ということで、宮代町だと田口ビル、それから越谷市だと「ひかりの森」、久喜市だと「あんご工房」さんですね、これは個人でそこに行くんですか。それとも何か1回町に集まって職員の方と一緒にいられるようになるのか。これ創作活動とか生産活動がどういうものをつくる作業なのかをお聞きしたいと思います。

それから、4問目ですね。地域生活支援拠点事業負担金ということで、ここで65ページに重度化や親亡き後の生活の安心も見据えつつあるんですけども、先ほどのお話ですと、緊急的にショートステイという形で施設に入ることなんです。親が亡くなった後の障がい者をショートステイだけで終わらせるわけにはいかないと思うんですけども、この辺のことはどういうことなのかをもう少し具体的にお聞きしたいと思います。

5番目の成年後見人のほうは分かりました。

ただ、これ1名になったということで、この助成金って110万、必要な額になるのでしょうか。

それとあと6番目で、就職支度金3万6,000円なんですけれども、これ何か予算が少ないような気がするんですけども、就職支援をするのであれば、もう少し用意してもいいのではないかなと思ったものですから、ちょっとお聞きいたします。

あと、紙おむつに関しましては、これ個人に支給するというところでよろしいわけですね。分かりました。

それとあと、最後のタクシー利用料と自動車燃料費ということで、この自動車燃料費を使う場合は、自分の所有する車で移動する場合ということなんでしょうか。その辺のことがちょっとよく分からないんですが、再度質問いたします。よろしくお聞きいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島 晃君） 福祉課主幹、小島と申します。

泉委員の質疑にお答えいたします。

補装具の基準がどのくらいかということの質疑に対してお答えいたします。

こちらのほう、基準額がございまして、基準額の範囲内であれば全額になります。医師の意見書等を参考にどういったものがあるのかというのを

作っていく形になるんですが、その範囲を超えてということになった場合は自費になるんですが、基本的には基準額内で収まることがほぼ多い状況になっております。

続きまして、予算書113ページの障害者地域生活支援事業の18節負担金補助及び交付金につきまして、地域活動支援センターの利用の仕方という質疑についてお答えいたします。

こちらのほう、個人がそれぞれの施設と利用契約を結びまして、そこに個人で通って、そこで活動していくというものになります。そこでどういったものを作るのかというところなんです、それぞれの施設のほうで行っているものは様々なんですが、例えばしおりを作るとか、キーホルダーを作るとか、そういったものを作りまして、そういったものを販売、展示をしていくような活動を行っていることが多い状況でございます。

それと、例えばすぐその「じりつ」さんの活動というところかというと、朝ですね、週に1回ぐらい、今ちょっとやっているかどうかが新型コロナウイルス感染症の関係であるので、分からないんですが、ごみ拾いをするとか、そういった活動も行っていっちゃいます。

続きまして、予算書113ページ、障害者地域生活支援事業の18節負担金補助及び交付金の地域生活支援拠点事業負担金になります。

先ほどちょっとご説明のほうで、私のほうが少し足りない説明になってしまって申し訳なかったんですが、緊急のショートステイということでお話をさせていただいたところなんです、こちらのほうですね、体験のところがございます。体験のほうで、親亡き後のことを考えておりまして、例えば親御さんが急に亡くなりましたといったときに、じゃその障がいのある人がお家で1人で住めないよというような状況になったときに、全然

知らない施設、事業所とかに行くというのは非常に負担がかかる状況になります。

そのような状況から、事前に体験をしていただいて、事業所側もこの方どういう人なのか、本人も、ここだったら生活してもいいかなというのを慣れていただくという機会を設けております。

そういう状況になりますので、体験とかそういった部分を繰り返ししていきながら、親亡き後、スムーズに生活を維持していける状況を確保できることを目指しているというのがこの事業の特徴でもあります。

続きまして、予算書113ページ、障害者地域生活支援事業、19節の扶助費になります。就職支度金のところでございます。

こちらのほう3万6,000円という予算で、少ないのではというご質疑だと思いますが、こちらのほうですね、年間であまりちょっと支出がない事業でもございまして、実際のところ、こちらのほう支出状況としてはこの予算で一応足りている状況にはなっているので、当然、条件を満たす方がいれば支出は拒むものではない話なので、足りない状況があれば、予算は今後も確保させていただくという状況で考えております。

続きまして、115ページの福祉タクシー券利用料金助成事業になります。ガソリン券の利用の条件という形になります。

こちらのほう、タクシー券かガソリン券、もしくは両方を欲しいということで、支給をしている状況でございます。特にガソリン券になった場合には、どの車でもということではなくて、1台、車を指定させていただくということで、その1台に対して利用券を、500円の券を12枚出している状況になります。ですので、町内のスタンド2か所ございまして、その2か所で利用者証と手帳と券を3つ出して利用していくという状況になっ

ております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） よく分かりました。ありがとうございます。

2点だけお聞きします。

地域活動支援センターということで、そうしますと、この日中の創作活動、生産活動というのは、給料等が発生するような、そういう作業はしていないということによろしいんですかね。

それとあと、地域生活支援拠点事業負担金のところの親が亡くなった後というんですかね。これは、やはり最終的には障がい者の方は施設のほうに入るようになるということによろしいんですか。

その2点だけよろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島 晃君） 福祉課主幹、小島と申します。

泉委員の質疑にお答えいたします。

予算書113ページの障害者地域生活支援事業、18節負担金補助及び交付金の地域活動支援センター事業負担金についてです。

こちらのほう、給与等につきましては支給されません。契約をした上でいつでも誰でもという状況の中で利用されるという、居場所というのが意味合いとしては大きい状況になっております。

続きまして、同じく113ページ、障害者地域生活支援事業、18節負担金補助及び交付金の地域生活支援拠点事業負担金になります。

こちらのほう、障がいのある方が万が一、一人で生活をするといった場合に、1つとしては、もともと住んでいた自宅のほうにヘルパーさんとかを入れまして生活を支えていくというのが1つになります。

もう一つは、グループホームなど、本人が自立

しながらの生活をしていくグループホームがもう一つあります。

あともう一つといたしましては、障がいのほうの程度が重度の方の場合、なかなか自分のこともままならないような方につきましては、入所の支援施設のほうの生活ということで考えております。

こちらのほうは、ご本人さんの意向も踏まえながら、あとは生前とかの親御さんの意思とかそういった部分も踏まえながら、じゃどうい生活をしていくのが本人にとって一番いいのかというのを考えながら居場所を見つけていくという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 大変よく分かりました。説明ありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、7点ほど質問させていただきます。最初に、歳入のほうから伺いたいと思います。26ページです。

第14款国庫支出金、1目民生費国庫負担金が減額となっております。これは、福祉課、子育て支援課、そして健康介護課と入っていますけれども、福祉課のほうのこの予算書で、ここは減っているのでしょうか、増えているのでしょうか。そして、もし減っているようだったら、なぜ減っているのか、その辺のところを教えていただければありがたいと思います。

それと、歳出のほうで106ページです。

106ページの第3款1目(2)笠原小学校のすだちの家が移転のために普通教室に復元工事をしたということなんですけれども、これはどんな方法で委託先を決めたのか。そして、選定方法とかそう

いうのを決まってやっていると思うんですけれども、その選定方法を教えていただきたいなと思っております。

同じく106ページです。

(3)、(4)の重度心身障害者医療費支給事業と重度心身障害者手当支給事業ですが、実績とも対象とも見込みが減とされていますけれども、この支給するに当たって、選定方法ですね。選定方法は、どなたがどういうところでやっているのか。どこかの機関でやっているんだと思うんですけれども、選定を。令和2年度は何人応募して、何人に支給されたのでしょうか。

今度は110ページです。

(5)障害者総合支援事業の区分1の報酬でございます。前年度34万円から本年度は10万円に引き下げられたというふうに、こっちの資料のほうにはなっているんですけれども、この引き下げられた理由をお願いしたいと思います。こっちの資料です、福祉課の資料のほうにはそのように、34万円から10万円ということとなっております。資料の、2枚しかないからちょっと探してください。

あと、112ページです。

(10)障害者地域生活支援事業です。この12節で委託料で、入浴サービス利用者がなぜ増加したのか。これはお風呂に入る人が多くなったのだと思いますけれども、なぜ多くなったのか、なぜのほうをお願いしたいと思います。

あと、先ほども質問にありましたけれども、18節負担金補助金において、地域活動センター事業の歳出科目が変更になったというんですけれども、なぜこれは変更したのか。その辺の理由をお願いしたいと思います。

次は114ページです。

(12)福祉タクシー等利用料金等助成事業ですが、実績に伴う見込額の減と理由を述べておりますが、

2020年度の実績はどのようになっているのか。高齢者が増えているのに反して減っているというのは、ちょっと何か矛盾しているような感じがするんで、その原因を教えてください。これ使いづらいのか分かりません、何だか。ちょっとその辺のところを教えてくださいなと思っております。

最後になります。118ページ、第3款3目行旅病人取扱費というんですか。今年度の取扱件数、町としての、取り扱った理由。例えば身元が不明だとか、家族がいても拒否されたとか、いろいろあると思います。その辺の理由を教えてくださいなと思って、何人で取り扱ったのか。その辺のところもよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時14分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

休憩前に続きまして、答弁からお願いします。

答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

ただいまの山下委員の質疑にお答えさせていただきます。

私のほうから、質疑の8点のうちの2点につきましてお答えさせていただきます。

まず初めに、ご質問のございました予算書106ページの関係でございます。

ご質問につきましては、107ページの2番、社会福祉事業の関係のご質問と存じます。こちらに

つきましては、お手数ですが、予算書を1つおめくりいただきまして、109ページのほうをご覧ください。

109ページのほうで(2)社会福祉事業、こちらの14節工事請負費、すだちの家撤去工事費の関係でございます。こちらの委託先はというようなご質問であったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、すだちの家がすてっぶ宮代のほうに移転するために、今入っております笠原小学校でございますが、こちらを普通教室に復旧する工事の工事費になります。こちらについては、4月以降に発注するものでございますので、今のところ請負者というものは決まっております。

続きまして、予算書158ページでございます。

158ページ、第3目行旅病人取扱費、(1)行旅病人取扱事業でございますが、こちらにつきまして、今年度の実績、件数ということでご質問がございましたが、こちらにつきましては、今年度は実績がございません。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島 晃君） 福祉課主幹、小島と申します。

山下委員さんの質疑にお答え申し上げます。

予算書26、27ページになります。

民生費国庫負担金の社会福祉費負担金の増減理由ということで、福祉課所管につきましては、減額は約4万円程度になっております。その内容といたしましては、基本的には各事業で増額になっているところなんです、1項目だけ減額になっております。こちらのほう、人工透析を行った方に対する負担金があるんですが、対象者の方が死亡されたケースがありまして、その分が減額になっているところになっております。

続きまして、予算書108、109ページになります。

重度心身障害者医療費支給事業になります。こちらのほうは、手帳を所持している方で要件を満たしている方になります。こちらのほうが本人が医療機関で受診されまして、そちらの保険証の部分の自己負担分について、町のほうから支出している状況になります。こちらのほう、町の職員のほうで審査を行いまして、支給を決定しているという状況になります。

同じく予算書108、109ページになります。

重度心身障害者手帳支給事業になります。こちらのほうの在宅重度心身障害者手当になります。こちらのほうが手帳所持が要件になっておりまして、町の職員のほうでまた審査を行っております。審査というものとして、まず課税か非課税か、あとは入所の施設にいるのか、いないのかということとを審査しまして、支給決定を行っている状況でございます。

続きまして、予算書110ページ、111ページ、障害者総合支援事業の報酬になります。

みやしろ健康福祉事業運営委員会委員報酬になりますが、こちらのほうがですね、事務局のほう健康介護課と福祉課で隔年で行っている都合上、令和2年度は福祉課所管で事務局を行っていたところだったので、予算が増額になっていたところなんです。令和3年度につきましては健康介護課になりますので、必要な経費につきましては健康介護課のほうが増額になっております。したがって、福祉課のほうが減額になったという状況になっております。

続きまして、予算書112ページ、113ページ、障害者地域生活支援事業の12節委託料、入浴サービス委託料になります。こちらのほうが増額になっております。

増額の理由といたしましては、対象者が増えております。委員会資料の13ページのほうをご覧ください。

ただければと思います。

委員会資料13ページの中段、入浴サービス事業ということで、3か年表示されております。令和2年度になりまして、対象者のほうが増えまして、その分が増額になっているという状況になっております。

入浴サービスにつきましては、基本的には、まずご自身でお風呂が入れる方は、多分、ご自身で入りますし、誰かに手伝ってもらってお風呂に入れる方というのは障害福祉サービスのヘルパーさんとかに手伝ってもらいながら入浴するという形になります。

こちらの入浴サービス事業につきましては、もう家族もご自身も、ちょっと1人では無理、家族も手伝えないよというような状況の方が業者さんをお願いして入浴をしているという状況のサービスになっております。したがって、こちらの利用する方というのは比較的重度の障がいをお持ちの方が対象になっております。

続きまして、予算書112、113ページになります。

障害者地域生活支援事業の18節負担金補助及び交付金の地域活動支援センター事業負担金の増額です。こちらのほう、昨年度まで委託料のほうで支出していた事業もございました。そちらの委託料で支出していた事業のほうを全てこちらの負担金補助及び交付金のほうに節変更を行ったということで、増額になっております。

理由といたしましては、もともとの18節の負担金補助及び交付金事業につきましては、広域事業で行っていた地域活動支援センターの負担分を計上していたところですが、一方で、委託料で計上していた部分につきましては、個人でその施設の地域活動支援センターと契約を結んだ方がいたときに、町から委託をお願いしていたという事情がありまして、委託料として設定していたんです

が、それぞれの市町村からの負担金要望というのがありまして、それが委託料の支払い請求ではなくて、負担金としての支払い請求というちょっと状況がありましたので、実情に合わせた形として、節変更を行ったという状況になっております。

続きまして、予算書114ページ、115ページになります。

福祉タクシー等利用料金助成事業になります。2020年、令和2年度の実績のほうになります。こちらのほう、委員会資料8ページをご覧くださいければと思います。

こちらのほう、タクシー券につきましては、昨年度、令和元年度、2019年度に比べまして枚数が増額になっております。これは24枚から36枚に変更になったということで、枚数が大幅に増加している状況です。一方で交付に対しての利用率のほう、表の一番下のところなんですが、ちょっと前年に比べて大幅に減っているというところが見られる状況になっております。ただ、こちらのほう、令和元年度につきましては1年間の実績で、令和2年度につきましては令和3年1月末日の実績になっておりますので、このギャップはもうちょっと埋まるかなということで考えているんですが、それでも大きな多分、利用率の減少になっている状況です。

理由といたしましては、新型コロナウイルスの感染症の影響で緊急事態宣言が発出された段階で、特に昨年の春の緊急事態宣言のときには、皆さん、利用のほうを控えていた、外出を控えていたという状況がございまして、特に4月、5月、6月ぐらいが大幅に利用率が下がっていたという状況が傾向として見られているという状況です。そのような状況から利用実績が落ち込んでいるということで分析をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと歳入、国庫支出金が減ったのは人工透析で負担金がそれだけ対象者が少なくなったということで、これは分かりました。

これは、それと同時に要望とかそういうのは、町のほうからは言えるんでしょうか。こういうところに出してください、余計に出してくださいとか、そういうのは。そういうのは町としては言えない。ただ決まりがあって、そのとおりに要望して、そのとおりに入ってくるという仕組みになっているんでしょうか。

それと、この106ページ、第3款の1目社会福祉事業で笠原小学校の復元工事をするということなんですけれども、これはまだ決まっていないということなんですけれども、これから選定はするわけですね。選定方法とかそういうのはどういうふうになっているんでしょうか。競争入札なんですか。よく分からないんですけども、選定方法は決まっていると思うんですよ、どういうふうに決めるというのはね。相手は、委託先は分からないけれども、決まっていると思うんですけれども、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

あと、この106ページ、(3)と(4)、これは手帳、条件を持っている、町のほうで審査して決定をするんだ。これは応募、こういうこれを障害者医療費を支給してくださいということで町民が言いに来るんでしょうか。それとも町のほうで手帳を持っている人に最初からやっているんでしょうか。個人個人が応募して、それをやるんでしょうか。もし応募方法だってあれば、何人応募して何人に支給したのか、その辺のところが分かりますか。お願いします。

それと、110ページの(5)障害者総合支援事業、

これは交代交代でやるというんだったら、これは前年度34万円から何で10万円に引き下がったのかなど。交代交代だったら同じじゃないのっていう感じはするんですけども。福祉課から健康介護課、今回は福祉課ですか。福祉課は人件費は安いんですか。今回は健康介護課ですか。その辺のところがちっと分からないんですけども、何で下がるのかなって、同じ職員がやっていて。その辺の理由をちゃんと説明してくだされば分かるんだけれども、お願いします。

それと、112ページ、障害者地域生活、これは理由が分かりました。節科目の変更。要するにほかの自治体もみんなやっているということですね。分かりました。

あと、114ページ、福祉タクシーの件ですね。新型コロナウイルス感染症の影響だということでは言われているんですけども、本当に新型コロナウイルス感染症だけでしょうか。そういうデータがあるということで先ほど言いましたね、1月から5月ぐらいまで下がったという、一番下がってきちゃったんだということで。確かに新型コロナウイルス感染症では出かけようという気分は、健康な人でも喪失していますから、下がるというのは分かります。そういうきちんとしたデータを持っているというんだったら分かります。だろうじゃ困っちゃう。原因が分からないということになってしまいうね。その辺のところもはっきりと、こういうデータがあるんだということで言っただけであればありがたいと思います。

あと、118ページ、行旅病人というんですか、その実績がないということなんですけれども、実績はない、分かりました。実績がないということで、これは何年ぐらい実績がなかったんですか、これまで。去年はあったんですか。あったような感じがしたな、去年は。その辺のところを、ここ

数年の間はもうないということなんですか。

これ、あと独り身で孤独死している人なんかはどういうふうな扱いになるんでしょうか。この中には入っていない、身元引受人もいない人は入っていないことなんですか。お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島 晃君） 福祉課主幹、小島と申します。

山下委員さんの質疑にお答え申し上げます。

予算書26、27ページの国庫負担金の部分で、これ要望できるのかどうかというご質問かと思えます。

こちらのほう、負担金になりますので、町の支出に対して国・県が補償するものとなっておりますので、実績に基づいたもの、実績以上のものは当然申請はできないですし、基準額が決まっておりますので、その範囲内で町のほうからは要望を出しています。

続きまして、予算書の108、109ページの重度心身障害者医療費支給事業になります。

こちらのほう、重度医療のほうで窓口払い廃止になっている、町内に関してはなっておりますので、こちらのほうは手続を医療機関で取っていただければ、特に申請する必要性はございません。ただ、町外ですとか、医療機関の窓口で手続を取らなかった場合には領収書が出ますので、その領収書を持って申請書を出していただければ、審査の結果で町のほうから支給するような状況になっております。

続きまして、予算書110ページ、111ページの障害者総合支援事業になります。

こちらのほうの報酬です。先ほどの説明でちょっと不足していた部分がありましたので、申し訳ございませんでした。

隔年で実施しておりまして、令和2年度につい

ては福祉課、令和3年度は健康介護課がやることになっておりまして、ここで各課で持っている予算というのは基本的には部会の予算になります。全大会につきましては持ち回りになりますので、その全大会分がそれぞれ健康介護課なのか、福祉課なのかということが隔年でずれていく形になりますので、令和3年度分の予算については健康介護課のほうで予算計上している状況になっております。

続きまして、予算書114ページ、115ページの福祉タクシー等利用料金助成事業になります。

こちらのほうちょっと手持ちで資料を持ってきていないので、正確な金額とかは申し上げられないんですが、それぞれの支払い実績のほうを確認したところ、4月、5月、6月がやはり実績が落ち込んでいる、月によっては例年よりも半分程度の支出になっていたのは確認しております。7月ぐらいから徐々に例年どおりの数値に戻ってきているかなというような状況を確認しております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

ただいまの山下委員の質疑にお答え申し上げます。

予算書108ページ、109ページ、(2)社会福祉事業の14節工事請負費、すだちの家撤去工事費の関係でございますが、こちらの入札方法はというお尋ねでございました。

こちらにつきましては、来年度設計をした上で、業者選定委員会に諮るわけでございますが、指名競争入札になるものと思われま。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課長。

○福祉課長（吉永吉正君） 福祉課長の吉永です。

山下委員さんの質疑にお答えさせていただきます。

予算書118、119ページの行旅病人取扱事業についての質疑でございます。

こちら行旅病人の取扱事業につきましては、この3年間、該当がございませんでした。ただ、その1つ下の墓地埋葬等取扱事業というのがございまして、こちらで平成30年度に1件該当がございました。

どのような違いがあるかと申しますと、行旅病人取扱事業のほうは身元が分からない方が町内でお亡くなりになったときの埋葬等を行うというものでございます。対しまして、下の墓地埋葬等取扱事業は、身元は分かっているのだけれども、埋葬を行う方がいらっしゃらないという場合に役場で代わりに、代わりにといたしますか、埋葬させていただいて、その費用は、身元が分かっていますんで、その方のもし所持金があれば、そこから出していただき、もしない場合には、埼玉県から費用を出していただくと、そういう事業となっております。

こちらの墓地埋葬等のほうで平成30年度に1件ございました。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最後に1点だけ伺います。

ちょっと説明が分からなかったんですけど、これ110ページの障害者総合支援事業、区分11の報酬、この34万円から10万円になったということですけども、部会でやっているということなんですけれども、この部会というのは町から独立してやっているんですか。それともこれは、この部署でやっているわけだと思うんですけども、何でなるのかちょっと意味が分からないんだよね。

例年どおりだったら同じ金額になるんじゃないかなと思うんですけども、これを福祉課だとかそういうことで分けてやって、じゃ安いところで毎年やればいいじゃないかということになってしまっているんでね。何でこういうふうになるのかななんて思っている。たった20万円ちょっとの差ですけども、やはり何か訳が分からないという感じがするんでね。ちょっとその辺のところをもう一度お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島 晃君） 福祉課主幹、小島と申します。

山下委員さんの質疑にお答え申し上げます。

予算書110ページ、111ページの障害者総合支援事業の報酬になります。

こちらのほうの先ほどちょっと説明が不足していたかと思います。全大会と各部会、障害者部会と高齢者部会というのがありまして、まず、構成なんですけど、まず障害者部会のほうにつきましては、こちらのほう事業者とか、あとは専門的な知識を有する方とか、あと公募の委員さんとか、そういう方々の委員構成をさせていただいております。高齢者部会につきましても、介護の施設だとか、やはり医療機関とか、そういったところでの委員構成をさせていただいております。

委員会を開きまして、部会を開きまして、その報酬については各部会を管理している福祉課であるとか、健康介護課であるとかで委員さんに対しての報酬をお支払いします。

全大会につきましては、共通になりますので、これを福祉課と健康介護課とそれぞれ持ち回りで隔年で行っておりまして、全大会が開催されたときに、その報酬とか費用弁償などを支払いを行うというところを福祉課でやるのか、健康介護課でやるのかという状況で、その部分の予算をそれ

ぞれ隔年で持っているという状況になります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 要は全体会をやるわけなんですけれども、福祉課と両方でやるんだけれども、その委員に払うお金が部会によって違うということなんですか。例えば福祉課では高齢者、障がい者ですか。障がい者に払う金と福祉課のほうで高齢者に払うお金が、委員会に払うお金が違うということなんですか。それとも一緒に、全体会是一緒だけれども、それぞれの課によってばらばらでなっているということなんですか。その辺のところがちょっと分からない。何で違うのかなと思ってね。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課長。

○福祉課長（吉永吉正君） 福祉課長の吉永です。

山下委員さんの質疑にお答えさせていただきます。

まず、福祉課と健康介護課でそれぞれ障害者部会、それから高齢者部会という部会を持っております。そのほか全体活動というのがありまして、全体会の場合には、両部会の委員さん全員で全体会になります。来年度は福祉課は障害者部会の関係の経費だけを持っております。健康介護課は高齢者部会の部会費と全体会分の費用も持っているということになります。

ですので、課によって金額が違うとか、そういうことではございません。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） そのほか質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村でございます。5点、質問をさせていただきます。

予算書の110ページ、障害者総合支援事業についてです。

こちらの中の施設などのサービスなんですけれども、希望の施設に入れているのかや待機があるのかなど教えていただきたいと思います。

2点目なんですけれども、こちらの障がい者の総合支援事業として、直接、町にご家族から寄せられた苦情や要望など、そして、それが改善されているのかなど、詳しく教えていただきたいと思います。

次に、予算書の112ページです。

こちらの障害者地域生活支援事業の中の委託料についてです。こちらの手話講習会委託料についてなんですけれども、令和3年度は手話の講習会を、コロナ禍ということもあるので、どのように開催を予定しているのかと、あともう一つ、親子で参加ができるようにということは考えていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

次に、その下のこどもの発達支援巡回事業委託料についてです。こちらのことを詳しく教えていただきたいんですけれども、こちらは資料の9ページの保育所等訪問支援というのと同じなのか、そのあたりを詳しく、どのような支援をされているのか詳しくお伺いしたいと思います。

最後に、相談支援事業負担金についてです。予算書113ページの相談支援事業負担金です。

私たちの予算書の65ページにもあるんですけれども、こちら障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護などの支援を行います。埼玉北地区基幹相談支援センターが中心になって相談をされているということなんですけれども、こちら645人の利用が去年はあったということなんですけれども、こちらでどのような相談があったというご報告があったのかを詳しくお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島 晃君） 福祉課主幹、小島と申します。

塚村委員さんの質疑にお答え申し上げます。

まず1点目、予算書110ページ、障害者総合支援事業の18節の負担金補助及び交付金の、多分、該当部分は介護給付費・訓練等給付費の部分になるかと思います。こちらのほうの障害福祉サービスの利用がきちんとできているかどうかというご質問かと思います。

こちらのほうにつきましては、現状、ご本人さんの意向と事業所の空き状況等をマッチングさせて利用につなげているような状況にあります。したがって、基本的には本人の意向に沿えるように努力をしているような状況でございますが、一部のサービスにおいて、事業所が不足している等がありまして、利用をちょっとお待ちいただくとか、他の事業に振り替えて利用していただいているような状況もあります。

特に、先ほども泉委員さんからのご質問等でもあったんですが、そこに関連してしまうんですが、入所の施設という、いわゆる住まいの場というのがなかなか不足している状況でございまして、親御さんがなかなか厳しい状況の中で入所を希望しているところなんです。施設のほうがなくお待ちいただいているとか、そういった状況もございます。

したがって、なるべくご本人の意向、家族の意向に沿えるような形でサービス利用につなげていくということを支援として行っている状況でございます。

あともう一つ、苦情とか要望とかあるかというところなんです。苦情等につきましては、基本的には利用しているサービスの施設のところで苦情処理を行わなくてはならないという状況になっ

ております。そういう状況の中で、施設内で完結している場合もございますし、場合によっては町も中に入ってくださいということで、仲介するわけではないんですけれども、町のほうで本人の状況とか、事業所の状況とか、そういったところを確認しながらよりよい方法、手段とか方向性を見いだすような努力は行っています。

件数については、1個1個、これはこうでという件数は統計を取っていないので、件数はちょっと申し上げられない状況でございます。

続きまして、予算書112ページ、113ページの障害者地域生活支援事業の手話講習会の委託の関係になります。令和3年度の開催予定というところと、親子での参加はというところがございます。

こちらのほう、令和2年度のほうにつきましては、委員会資料の14ページをご覧くださいと思います。

中段のほうにあります手話奉仕員養成講座ということで、令和2年度につきましては入門編ということで行っております。実は、この入門編と基礎課程というところが基本的には一体な形で行っていく形になっております。長期にわたる事業になりますので、便宜上、町のほうで入門編、基礎編ということで分けをさせていただいて実施している状況で、令和2年度は入門編なので、令和3年度は基礎編ということで行う予定で考えております。

手話のこの講習会につきましては、Z o o mとかで本来できれば理想なんです。どうしても講師の先生とかの意向もあつたりとか、状況が整わないということで、Z o o mでの開催がちょっと難しい状況になっております。したがって、対面での講習会を予定としては考えております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の影響がございまして、

一部ちょっと休止状態になっているところもあります。それにつきましては、令和3年度の基礎編の部分も踏まえながら取り込んでいければというふうに考えておまして、事業の今、構成を行っている状況でございます。

あとは、親子での参加はということなんです、基本的には、令和2年度の例でいいますと、親子での参加もできています。小学生だけの参加もできていますという状況になっております。ただ、条件としては、お子さんだけの参加はどうなんですかということで聞かれたときにお答えした内容としては、きちんと本人が自立して、講習会、1時間半とか2時間とかになりますので、参加できる状況が整っているということであれば、参加は拒むものではないですということでお話はしておりますので、きちんと講習会に参加できる状況であれば、どなたでもという状況になっております。

続きまして、予算書112ページ、113ページの障害者地域生活支援事業の委託料のこどもの発達支援巡回事業委託料になります。

こちらのほうは、令和2年度につきましては、相談支援事業所を行っているみぬま福祉会のほうに委託をしまして、希望のあった保育園、幼稚園からの気になる子をピックアップしていただいた方をどのような支援、どういう体制でご本人に対応したほうがいいかというところの助言をする事業になっております。

ただ、こちらのほうも緊急事態宣言の関係で、令和2年度についてはちょっと縮小、休止になってしまったというところもありますので、ちょっと今年度については少なくなっている状況です。

令和3年度につきましては、例年やっている部分のほかにもう少し、一歩進んだ形で本人に対応する部分をどういうふうにやっていくのがいいのかというところをもう一段階上げられればという

ことで考えておまして、今、その辺の事業の構築をしているような状況になっております。

続きまして、予算書112ページ、113ページの障害者地域生活支援事業の負担金補助及び交付金の相談支援事業についての相談内容になります。

こちらのほうは、日々の生活上で困っていることとか、あとは金銭管理どうしたらいいかなとか、食事をどうしたらいいかなとかという部分を相談を受けている部分で、基本的には、障がいのある方が困っている状況があれば、何でも相談は受けて、その相談内容によって、その場で解決するものと、あとは町とか事業所とかを絡めて支える方向がないかということで相談支援事業所のほうで考えて、いろいろ協議をしながら支える手段を模索していくという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

110ページの障害者総合支援事業についてなんですけれども、入所に関して待機が出ているということで承知をいたしました。何名ぐらい今、待機をされているのか分かりましたらお願いいたします。

あと、差し支えなければ、要望や苦情ということで、例えば施設等で虐待などの、施設には言えなくて町に相談があったとか、そういうことはなかったのかということをもう一度お伺いしたいと思います。

112ページについてなんですけれども、委託料のところ、手話の委託料なんですけれども、親子でも参加をできるということだったんですけれども、年齢とか学年で制限があったと思うんですけれども、小学生ということでしたら、やりたい

という思いがあれば、興味があれば受けさせてあげたいなという思いもありますので、その辺、もう一度ご検討をいただければと思います。

あと、こどもの発達支援巡回事業なんですけれども、こちらも前年度、前々年度からあまり活用されていないような状況だったので、令和3年度はもう一步踏み込んだというお話をいただけて安心をいたしました。保育園などを巡回して、ただ見るだけではなくて、本当にそこで支援につながるようお願いをいたします。

最後に、相談支援事業なんですけれども、こちら、金銭や食事などの相談が多いということで、この相談支援員なんですけれども、人数が足りているのかというところをお伺いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島 晃君） 福祉課主幹、小島と申します。

塚村委員さんの質疑にお答え申し上げます。

まず、予算書110ページの障害者総合支援事業になります。こちらのほう、入所施設の待機者が何人ぐらいいるかというご質疑だったかと思います。

こちらのほうですね、ちょっと正確な数字は今手元にごいませんので、数値的には具体性がないんですが、おおむね10人前後になるかと思います。ただ、こちらの10人前後の中は既に入所されていて、別のところに行ければ行きたいという方とか、あとは、既にもうグループホームで生活している方も、もしもというときにというところで希望されていたりとかっていうところもございますので、実質の数字はもう少し少ないかなという状況になっております。

それと、苦情、要望につきましては、通常の苦情、要望については事業所内という形になるんで

すが、例えば虐待がっていうような話の場合は、気づいた人、もしくは本人でもいいんですけども、見たとか聞いたとかっていう状況があれば、それについては事業所内でも結構ですし、基本的には町のほうに虐待防止センターがありますので、そこにご相談をいただく。そのご相談いただいた内容で調査等々を行いまして、最終的には解決の方向を見いだしていくという状況になっております。

現状として、ここ1年、令和2年度につきましては、事業所内での虐待の関係の相談は1件もございませんでした。

それと、予算書112ページ、113ページの障害者地域生活支援事業の手話の委託につきましては、先ほども答弁させていただいたとおりなんですけど、基本的には年齢制限というよりも、どちらかというと、その手話講習会にきちんと参加するか否かだけかなとは思っています。きちんとできるのであれば、年齢を制限するものではないかなとは思っていますので、その部分で、きちんとできる、できないかというところの判断はさせていただきますが、基本的にはどなたでもという、裾野を広げるというのは基本的な趣旨の講習会になっておりますので、そういう状況で行っていきたいと考えております。

あと、同じく障害者地域生活支援事業の相談支援事業の相談員の人数が足りているのかどうかというところになります。

こちらのほうは、人数が足りているかどうかという部分でいうと、非常に相談を受ける方は、日々忙しく活動していただいております。現状としては、もう少し余力があったほうがいいかなという認識はあるんですが、やはり相談員の方をどのくらいというのがなかなか計れない事業にもなっておりますので、この辺につきまし

ては、事業所の方と実際、毎年折衝して、来年度どうするというのは決めているような状況でございますので。現実的に本当に人数が少ないよということであれば、増要求もされてくるでしょうし、こちらもそこを考えようかという話にもなっていきますので、その辺は、やり取りはまたそのタイミングで行っていきますので。現状としては、何とかやれているかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑はございますか。質疑だけ受けて、休憩に入りたいと思います。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

109ページの社会福祉事業の民生委員・児童委員推薦委員会の10万円ということなのですが、これ毎年10万円になっているんですが、推薦委員会の仕事の内容を最後、お聞きしたいと思います。

それと、資料の、頂いて先ほどからも出ていますけれども、17、18、女性の割合がかなり増えているんですけれども、以前はすごい男性が多かったんですが、この割合、今どれくらい、ちょっと名前だけでは分からないと思うので、どれくらいになっているのか。

あとは、今回ちょっと役場のほうでも探していただいて、地域でもこの方がいいんじゃないかということで一致して、出ていくことはとてもいいことだったんですが、宮代台がまだ欠員なんですが、宮代台、高齢化率も高いと思うんですが、長年ずっと一生懸命やってくださった方が全員お辞めになったんだと思うんですが、原因というのかな、何なんだろう。年齢も高い方はいらっしゃるんですけれども、町としてはこの3地区、同じ地域なので、どう対処していくか。

それと、あと、民生委員のところに、すみませ

ん、研修があると思うんですが、その計上というのは、講師費用とか、毎月とか研修していると思うんですが、研修費というのはどこに出てくるのかお聞きます。

あと、資料の18ページ、宮代町主任児童委員、3人の方がしてくださっていると思うんですが、民生委員・児童委員ってすごい大変だと思うんですが、この児童・民生委員さんは、先ほどもご説明ありましたが、学校との連絡とか母子の活動になっていくと思うんですが、どうやって選んでいらっしゃるのか。とても大変な役なので、受けるのにも覚悟は要ると思うんですが、どういう基準で選ばれるのか。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時10分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

休憩前の福祉課分の答弁からお願いしたいと思います。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

丸山委員の質疑に対しまして、お答え申し上げます。

初めに、1点目でございますが、民生委員さん、民生委員推薦会の関係でございます。

予算書につきましては109ページ中段の(2)社会福祉事業、1節報酬、民生委員・民生委員推薦会委員報酬ということでございます。こちらの仕事内容はというご質問でございました。

こちらにつきましては、民生委員さんの候補者

が出た場合に推薦会のほうを開催するわけですが、年4回予定しております。その中で、推薦会の皆さん、委員さんにつきましては、学識経験者だとか、経験がある方に来ていただいておりますので、新たに委嘱をされる民生委員さんの経歴等、その辺を見ていただいて、民生委員さんとして、委嘱する方にふさわしいかどうかということを経る、諮るというか審査するというか、見ていただくお仕事のほうをしていただいているところでございます。

続きまして、委員会資料の17、18ページの民生委員さんの女性の割合はというご質問でございました。

こちらにつきましては、今現在、民生委員さん全部で44名いらっしゃいます。うち30人が女性の方でいらっしゃいまして、率にいたしますと68%でございます。よって、男性につきましては14名、32%という形になります。

続きまして、3点目でございますが、同じく資料17ページ、18ページの民生委員さんの関係でございますが、宮代台1丁目から3丁目まで欠員が生じているということで、原因はというふうなお話でございました。また、町としての今後の対応はというお話でございました。

こちらについては、原因についてはちょっとこちらでは分かりかねるところはございますが、町のほうでも、今の自治会長さんに何度か直接お話をさせていただいて、民生委員さんの成り手をご紹介いただけるようにお話をしているとともに、私のほうで宮代台におかれまして、組長会というのがあるんですが、そちらのほうに出席のほうをさせていただいて、民生委員さんの概要説明と、それから、ぜひ民生委員さんの成り手ということでご協力の説明をさせていただいたところでございまして、現在に至りましても、今の自治会長さ

ん、それから全自治会長さんともに話のほうを継続させていただいておりまして、ご協力のほうをお願いしているところでございます。

それから、4点目でございますが、予算書につきましては108ページ、109ページでございます。民生委員さん、研修を行っているとは思いますが、それはどこに費用が計上されているのかというご質問でございましたが、こちらにつきましては、社会福祉事業、18節負担金補助及び交付金の一番下、民生委員・児童委員活動費等補助金、こちらの中に研修費用等も一緒に計上させていただいているところでございます。

最後に、5点目、資料につきましては、同じく17ページ、18ページの関係でございます。主任児童委員につきまして、どうやって選んでいるのか、基準をというふうなご質問でございました。

こちらにつきましては、明確な基準はございませんが、今までPTA役員の経験者であるとか、学校などにお詳しい方になっていただいているのが現状でございます。欠員が生じたときには、主任児童委員さん3名いらっしゃいますので、3名の中からまたいい方を紹介していただいたり、それから、PTAのネットワークのほうもございまして、そういったところを活用していただいてご紹介いただいて、主任児童委員ということで委嘱のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。

順番が逆になっちゃうかもしれないんですが、民生委員・児童委員の研修費は、社会福祉事業の18節の中に入っているということで、487万8,000円のどれくらいを使われているのか、結

構、講師に、何ていうんですか、きちっと払っているか。質の高い研修をしてほしいという願いがあるんですが、どの程度かけているのか、ちょっと内容とともにお願いします。

それと、資料17、18の女性の割合なんですけれども、どうしても関わってくるのが、すごい昔は名誉職とかな感じがちょっとあったときもあったと思うんですけれども、今は実務的ということで、結局、女性が比率が高くなっているんですが、あまり女性ばかりというのも困ってくると思うし、やはり民生委員さんの中では、訪ねるのが女性1人で行くのは怖いとか、いろんな意味がありますので、そういうところの配慮というものはあるのか。推薦してきた人たちを今そのまま受け入れているのかお聞きます。

あと、やはり資料17、18なんですけど、この宮代台に関してなんですけど、3人のうちお一人とかがこう、2人が代わっても1人いるとかっていうといいんだと思うんですけれども、丸々3人いないというのは、地元の方とかも何か不安がある。それで、よく民生委員さんをお探しするときに、例えば和戸だったら〇〇さんがいるから連携し合ってって、そういう連携、いない地域の連携というのは今、どのようにされているのかお聞きます。

あと、民生委員・児童委員、学校地区で3人いらっしゃるということなんですけど、PTAのネットワークとかご紹介というので、限られた中から選ばなきゃいけない負担、すごい仕事量が大変だと思うんです、仕事の内容とか、皆さん、お仕事したりとかしてやっていらっしゃるんでしょうけれども、この選ぶ基準というのかな。何かあまりにもネットワークが少な過ぎて選ぶとき大変じゃないかなということとか、今いらっしゃるから大丈夫なんですけど、そういうあたり、今後どうされていくのかな、ちょっと不安があるのでお聞きし

ます。

それと、あとすみません、さっき1点、聞き忘れちゃったことがあるんですが、私たちの予算書の27ページ、新たな福祉の拠点づくりで、西原自然の森、今度5月6日に開館しますけれども、そちらの、前段委員の方からもお話あったんですが、1時間300円という金額なんですけど、これを造る目的からすると、私はちょっとびっくり、進修館に合わせた金額ということなんですけれども、ちょっとこの金額でたくさんの人に利用してもらうというのはどうなのかなと思っております。やはりみんなに来てもらったりとか、例えば金額を取らない、昔のように取らない、そうしたら同じ人が使っちゃいけないから、何かこう毎週借りないとか、何かいろいろ規約をつくとかして、どうしても自分の責任、自己責任じゃないけれども、使う者が払うという考え方で300円設定になるのか。進修館の基準に合わせたというだけじゃなくて、この福祉の拠点となるものの考え方として、お金は取るというのが根本なのか。すみません、追加になってしまったんですが、そこをお聞きます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

丸山委員の質疑にお答え申し上げます。

まず、女性の割合の話でございますが、女性の方が68%と、半分以上を占めているような状況でございます。ご質問にあったように、私どもでも、女性の民生委員さんにつきましては、当然女性ならではの配慮だとか、それから気づきというのがあると思いますので、どちらかという、そちらのほうに期待して活動のほうをしていただければというふうに願っているところでございます。

それから、民生委員さんの研修の関係でございます。予算書の109ページ、補助金の中に含まれているということで申し上げましたけれども、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、定例会は開催できてはいるものの、研修というのがですね、内部の講師、職員による研修とか、そういうことをやっておりますので、実際に研修費用のほうは、今年度についてはそんなににかかっていないような現状でございます。

令和元年度の実績でいきますと、令和元年度につきましては2回、視察研修のほうに行っております。視察研修のほうで行った費用として、その当時の資料を見ますと、2回分、84万円かかっているような状況でございます。もちろん外部から講師を呼んだ場合には、当然報酬として、この中から費用のほうを捻出させていただいているところでございます。

それから、主任児童委員さんのお話でございますけれども、やはりご負担があるとは思いますが、学校の状況だとかに精通している方をお願いしたいなというのと、それから、今、現役でやられている主任児童委員さんについては、やはり適任者というのが把握できていると思いますので、できればそういった学校に精通している方に今後もやっていただきたいというふうに考えております。

それから、宮代台に関しての連携の話でございますが、欠員の地区につきましては、民生委員さんにつきましては、お隣の地区の民生委員さんへ様子のほうを伺っていただいているとかしていただいているんですけれども、宮代台につきましては、1、2、3丁目、どこもいらっしゃいませんので、お隣の地区といっても、和戸とかそういう地区になると思います。連携については、お隣の方に全部見てもらうというのはちょっと難しい

とは思いますので、直接、自治会長さんのほうから情報のほうをいただいたり、あとは支援を必要とされる方につきましては、包括なんかが入っている場合にはそういったところから情報をいただいたり、横の連携を取るようにしているところでございます。

それから、最後にすてっぷ宮代の1時間300円を取るというお話でございますが、こちらにつきましては、福祉の拠点ということからも、皆様にご利用いただきたいというお話でございますが、こちらにつきましては、多目的室というところがございまして、占有して使う施設、そちらにつきましては1時間300円を頂く予定でございます。

前段の委員さんからの質問でもございましたので、利用規則につきましては今現在作成中でございます。委員さんからの意見を踏まえまして、社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

女性ならではの配慮ということで、よく分かっている状況だと思いますので、男性とか必要なところは出てくると思いますので、よろしくお願いします。

あと、研修なんですけど、昨年のコロナ禍でできなかった、視察もできなかったということなんですけど、多分、ほかの課もそうですけれども、リモートとか、年齢も高いんですけれども、何かいい方法を使ってお願いしたいと思います。なぜかというと、やはりどうしても見つからなくて、受けてくださった方たちの意識って、研修で培われていくものだし、自信も持っていけるものだと思うので、その研修には、視察とかもなかなか難しいとは思いますが、これから。その中で、やはり

いい講師、民生委員さんたちが実になるものをくれる、内部だけではなく、お金をかけた研修をする必要があるんじゃないかと思いますので、そこは質問いたします。

あと、宮代台の欠員は3人で、大きな世帯の集まりなので、自治会なので、民生委員さんとかに聞くと、やはり自分の地区だけで精いっぱい、なかなかよそまではという声も聞いているので、担当課として早くいい方を見つけるというんですね。やはりせっかくやってくれた民生委員さんたちがますます負担が多くなると、それこそ3年で辞めたいってなってしまうので、継続していくように、全員いれば連携も図れると思うので、そういうところはちょっと配慮しながら、できるだけ早く見つけていただいて、お願いする人がたくさんいると思うので、お願いいたします。

それとあと、すてっぷ宮代に関しては、今ご答弁いただきましたので、利用規則とか今後協議していただくようにお願いします。

では、先ほどの1点、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

丸山委員の質疑に対してお答え申し上げます。

研修についてのご質問でございますが、委員おっしゃるとおりでございますが、やはりこういうコロナ禍ということもございまして、大勢が集まる研修というのは、なるべく避けるようにしているところではございますが、春の緊急事態宣言、1回目の緊急事態宣言が明けた後、やはり民生委員さんそれぞれ個人個人についても、どういうふうに活動したらいいか分からないとか、悩み事が出てきたもんですから、グループ討議というのを行いました。そこで、コロナ禍における活動について、課題だとか、それからどういうふうにして

いったらいいとか、そういったものを意見交換をさせていただいております。

やはりそれぞれ1人で活動しているものですから、そういった研修機会があると、情報交換も図れますし、今後の活動につながるということで、非常にいい研修になったと思います。

今後におきましても、こういう状況でございますので、全体を集めた研修というのはなかなか難しいとは思いますが、対策を取りながら研修のほうは継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、質疑はございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。お願いします。

109ページ、12節委託料の新たな福祉の拠点づくり委託料について、具体的に教えてください。お願いします。

それから、111ページの福祉交流センター運営事業なんですけど、ここに笠原小学校の余裕教室を活用した福祉交流センターの管理運営の実施というふうにあります。そして、令和3年度はすだちの家を撤去して取り壊すということで、新しいほうに、すてっぷ宮代のほうに移るのかなというふうに思いますが、そうしますと、この福祉交流センターは全国から視察も見えて、障がい者と高齢者と、また小学校の中にあるということで、すごい一時は先進的な取組だったんですが、来年度、すだちの家が移転しまして、そして笠原小学校自体も、笠原小に入りたいという子供たちがたくさん引っ越してきても、笠原小はもういっぱいという、そんなような状況なんじゃないかなというふうに思いますが、そうしますと、福祉交流センターの行く末というか、どんなふうに考えているのか、指定管理者の指定が切れるときとか、それに

ついて、2つお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

角野委員の質疑に対してお答え申し上げます。

予算書109ページ、社会福祉事業の12節委託料、新たな福祉の拠点づくり委託料の内訳でございますが、こちらにつきましては、予算のほうは161万円を計上させていただいているところでございます。このうち、まず131万円でございますが、こちらにつきましては、社会福祉協議会への委託料として予定をしております。その内訳でございますが、福祉推進員養成講座謝金といたしまして3万円、見守り・声かけ登録店表示ステッカーとして5万円、備品購入費、テント、椅子等で60万円、消耗品等で3万円、すてっぷ宮代のPRパンフレットで7万円、オープニング用のチラシといたしまして3万円でございます。それから、宮代町の外交官でございます片桐仁さんの作品の展示台購入費として50万円を計上させていただいております。

社会福祉協議会への委託料につきましては、今申しあげました合計で131万円でございます。

残りの30万円でございますが、こちらにつきましては、今後、すてっぷ宮代におきましてイベント等を行われる際に、同じく宮代町の外交官でございます片桐仁さんに出演をいただく出演料として30万円のほうを計上させていただいているところでございます。

続きまして、予算書110、111ページの中段でございますが、福祉交流センター運営事業でございます。

こちらにつきましては、委員おっしゃいますとおり、陽だまりサロンの運営費、指定管理料でござ

います。すてっぷ宮代のオープンに伴いまして、すだちの家につきましては、すてっぷ宮代のほうに移転いたしますが、陽だまりサロンにつきましては、現状のまま笠原小学校内で活動をしていく予定でございます。

陽だまりサロンにおきましては、指定管理のほうもご議決のほうもいただいておりますので、今後も笠原小学校内で活動していく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

新たな福祉の拠点づくり委託料の内訳が今分かりましたが、これで、オープニングイベントとして、片桐仁さん絡みの話があるのかなというふうに思いますが、その辺をお聞きます。

それから、社会福祉協議会のほうに委託、131万ということで、これは令和3年度の委託ということですよということ、すてっぷ宮代というのは、福祉交流館すてっぷ宮代の建物全ての管理者というのはどなたになるのかお伺いします。

それから、福祉交流センター指定管理、議決はありましたが、これは指定管理は何年間でしたっけ。障がい者施設というか、障がい者というところのその3者というのが先進的ですよという話だったんですが、今度はそちらのほうに移転したということで、常時障がい者が来られるという必然みたいなものがちょっと消えてしまったのかなというのがあるんですけれども。しばらくは福祉交流センターというところでやるということなのか、それともこの際だから、指定管理者は制度で、指定管理の間は構いませんが、福祉交流館すてっぷ宮代、様々なボランティア、福祉に関する、そこを拠点にするというんだったら、そちらに移行を考えるということもあるのかなと思いますが、

お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

まず初めに、予算書の109ページ、社会福祉事業の新たな福祉の拠点づくり委託料の関係でございますが、その中の宮代町の外交官、片桐さんの関係でございますけれども、委員おっしゃるとおり、オープニング用ということで考えてはおります。今、出演について、企画財政課のほうで交渉中でございます。

続きまして、すてっぷ宮代の建物管理者はということでございますが、こちらにつきましても、今、最終の調整中でございますが、建物については町の普通財産という形になりますので、建物の財産管理者は宮代町になります。

それから、続きまして、陽だまりサロンの関係で、指定管理の期間はというご質問でございましたが、こちらにつきましては、令和3年4月1日からの5年間でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

オープンイベントについては、今様々調整中ということで、分かりました。

社会福祉協議会の委託料の中に推進員を要請するのに3万円だとか、それぞれこれからボランティアをつくるのにいろんな動きが出てくるのかなと思いますが、福祉交流館すてっぷ宮代は普通財産なので、宮代町が管理者だということで、それでは、オープンしてから開館の中の責任者、それは前段者の質問で町の職員はいないということなんです。そうすると、その管理というか、日常の運営の管理の委託とかそういうのはなくて、社会福祉協議会が全てやる、社会福祉協議会のとこ

ろだという、そういう捉え方でいいのかどうかお伺いします。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

角野委員の質疑にお答え申し上げます。

おっしゃるとおり建物自体の財産管理については町になりますが、日常の管理については社協のほうの管理になります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

そうしますと、先ほど占有のところ、多目的室の占有だとかそういうのがございましたが、これについても社会福祉協議会が受付をして、社会福祉協議会が全て管理してくださるという、そういうことですね。そうしますと、利用規則とかそういうものは条例とかでなくて、社協の規約ということになるということで、町は関与しないということなのかということと、それから、笠原小の話です。笠原小の余裕教室ってここに書いてありますけれども、余裕教室はもうないはずなんですよね。それから、私たちも指定管理は議決しましたが、ちょうど令和3年から5年という、令和8年、もう小学校へ行く子たちが減るのか増えるのか、ちょっと微妙な年代なんで、ちょっと何とも言えないんですが。福祉交流センターというそもそもの意味を考えると、すてっぷ宮代でもいいのかなと思ったりもしますし、ちょっとその辺も、笠原小にもう余裕教室はないはず、現在はないはずなんで、ちょっとその辺の書き方もそうですけども、笠原小にある必然というか、そういうものもちょっと。私も議決、5年しちゃいましたよね。何とも言えないですけども、一応その辺も考えたほうがいいのかなとも思ったりもします。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、
小川でございます。

角野委員の質疑にお答え申し上げます。

まず、予算書111ページの福祉交流センター運営事業の事業概要でございますが、こちらにつきましては、こちらの説明につきましては、余裕教室を活用したということで表記をさせていただきますが、今後、この辺につきましては、今現在、余裕教室がないということで、修正のほうを、来年度の予算書からになると思いますけれども、修正のほうをさせていただきたいと考えてございます。

それから、陽だまりサロンをすてっぷ宮代のほうにというようなお話でございますが、陽だまりサロンの設置目的が高齢者、障がい者及び児童等が気軽に集い交流できる場所を提供し、様々な触れ合いを通して互いに理解し合うことで、誰もが生きがいを持って暮らし、社会活動への積極的な参加を促進することとしておりますので、すてっぷ宮代と一致しないわけではございませんが、陽だまりサロンにつきましては、平成12年6月1日オープン以来、既に20年、笠原小学校内で活動しており、認知度も高く、利用者も多いことから、定着した福祉の地域活動拠点として引き続き同じ場所で活動をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） すてっぷ宮代のほうの規約とか……

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、
小川でございます。

大変申し訳ございません。答弁が漏れておりました。お答えのほうをさせていただきます。

すてっぷ宮代における規約の関係でございますが、今現在、社会福祉協議会のほうで規約のほうをつくっております。町は全く関わらないのかというようなお話もございましたが、当然、町も一緒に、その規約策定については一緒に考えているところでございます。今現在、まだ作成中でございますので、委員さんからいただいた意見なども参考にしながら、規約のほうの作成にかかってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君） 西村です。よろしくお願いいたします。

予算の108、109ページ、資料17、これまでも何人かが前段で出ておりますけれども、そこで出てこなかったことについてお尋ねをしたいと思います。

1つは、推薦会についてですけれども、これについては、先ほど年4回、経験のある人、推薦が上がったときにいろいろ検討して、推薦に値する人を推薦すると、そういうご説明でした。それはそれで結構です。

これは何人ぐらいで構成されておりますかね。それでまた、この推薦会の中で、今の欠員状況について話題になったことはないんでしょうか。これが推薦会の点です。2つお願いします。

それから、民生委員活動費の補助金の関係ですけれども、まず1点目は、それぞれの民生委員・児童委員、面倒くさいですから民生委員と言いますけれども。民生委員1人当たりの支給額、これ年間で結構です。1人当たりどれぐらい支給されているのか。

それから、令和2年度について、その予算に対

し、これは1月現在に、あるいは2月現在になろうかと思いますが、どのぐらい執行されたのかお尋ねします。

それともう一つ、これは欠員のところで、後でご質問したいと思うんですが、欠員の理由について、これはここだというお話がありましたら、まずお伺いして、その上で改めて質問させていただきます。欠員理由ですね。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

西村委員の質疑に対してお答え申し上げます。

まず1点目、推薦会の関係でございますが、推薦会の委員につきましては7名でございます。7名でございますが、まずは民生委員さん、会長さんでございます。それから、社会福祉事業の実施に関係のある者、社会福祉関係団体の代表者、障害者団体の代表者、教育に関係のある者、それから学識経験者、関係行政機関の職員でございます。

こちらの推薦会におきまして、欠員の話題が出たことはあるかというご質問でございましたが、こちらにつきましては、推薦会があるたびに事務局のほうから欠員に対しましてご説明をさせていただき、推薦会の方に対してもそうですが、欠員を補充できるようご協力のほうをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 社会福祉担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君） 社会福祉担当主査、長瀬と申します。

ただいまの西村委員の質疑にお答えいたします。

民生委員さん、児童委員さんの1人当たりの支給額ということですが、活動費ということ

で、実費弁償ということでお渡ししております。

1人当たり5万9,000円になります。

そのほか費用弁償と参加、出席に関して1日当たり300円というような形で、プラスで費用弁償等が発生するような形になっております。

予算の執行状況ということですが、現在のところまだ3月終わっておりませんので、見込みということになりますけれども、79%の執行の予定になっております。

少ない部分につきましては、前段でもご説明申し上げましたが、バスでの県外研修というものが今回実施がされていないというところが一番大きな減というところになっております。

以上になります。

すみません、続きまして、あと欠員の理由です。やはり高齢化が進んでいる地区が多いというところがありまして、基本的には退任される方が次の方をご指名いただくとか、ご推薦いただくようなケースが多いんですけれども、地元で聞くと自分よりも年上ばかりだというようなお話もあります。あと、次の世代の方にお話をしますと、やはりご自宅でご両親の介護をされているとかいうケースも多々ございまして、なかなかそちらまで手が回らないよというようなお声をいただいております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） まず、推薦会について、ご説明いただきました。7名ということで、各界の有識者で構成されているということでありました。その中で、現在の欠員状態について話題になっていると、何とかよろしく願いますよということですが、こんなものでいいんですか。もう少し、じゃどうしてそういうふうになったんだ、いつからそういうふうになったんだ、そういうことでの議論の深掘りというのがされていないんですか。

実際に年4回やられますけれども、報酬と旅費、これが出ているわけですから、そういったことで、なぜ話が出ないのか、話がというか、深掘りができていないのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、活動費の補助金につきましては、年間5万9,000円、約6万円ですよね、1人について。月にすると5,000円ですよね。これが高いか安いかわかるのは別の話にはなりますけれども、何はさておき、欠員が52名の定員の中で、1名、4月から予定されているのを除けば8名、ちょっと異常じゃないですかね。

そこで質問しますけれども、近隣のほうの状況は把握されていますでしょうか。あればどうなっているか教えていただきたいと思います。これ宮代町だけではないだろうと思うんですけども、お尋ねいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

ただいまの西村委員の質疑に対しましてお答え申し上げます。

まず、推薦会の中での議論というお話でございますが、おっしゃいますように、やはり推薦会ということで、新たな委員の委嘱について検討する場ではございますが、欠員が生じているという状況が今現在続いておりますので、こちらについては、事務局のほうからも提案をさせていただいて、推薦会の中でアイデアをいただくとか、そういう形で今後提案してみたいと考えております。

それから、民生委員さんの近隣市町の欠員状況の関係というご質問でございました。

こちらにつきましては、今、私のほうで持っている資料が令和3年1月1日現在ということでまとめている数字でございますけれども、隣の杉戸

町でいきますと欠員数が9でございます。それから、白岡市につきましては欠員が3、幸手市、欠員が7、久喜市が欠員が16、春日部市が欠員数が17という数字になってございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 推薦会の状況については分かりましたので、ここでやめます。

民生委員の活動関係で、近隣の市町村について数字をいただきました。ただ、母数が出ていないので、定員が出ていないので、どれぐらいの割合かというのは分かりませんが、お隣、杉戸町が9名、私どものところよりは多少定員の数は多いかと思っておりますけれども、久喜市は合併していますから、16というのは4つに分けても四、五人、多いところで5人ぐらいだと思います。春日部市も大きな市ですから、ただ、いずれにしても欠員がかなりいるんですよね。もともとこの民生委員というのは、児童委員が入っていない、もう大昔からの制度があつて、これは名誉職なんですよ、もともとは。だから、無報酬だったはずなんです。報酬は今でも出ていません。活動費が出ている程度ですよね。もともと名誉職なんです。

今、町として、この民生委員というものをどう位置づけられているのか。これはボランティアですか、それとも、それ以外のものですか、位置づけとしては。そここのところをお尋ねいたします。

欠員の理由としては、先ほどお話があったように高齢化とか、個人的な事情とかいろいろありますよね。私もこの推薦行為に今から5年ぐらい前、6年ぐらい前、携わっています。これ大変な作業なんです。補充で、例えば、今ご心配いただきました宮代台地区3人、今欠員ですけれども、全員だ。3人がそっくり入れ替わるとき、それから補欠で入れ替わるとき、これによってまた違うんで

すけれども、例えば補欠を1人やるのにも大変な苦勞をするんですよ。

おっしゃったように、辞めるに当たっては、あなた誰か1名ないし2名は推薦してくださいと、それを基に当たってみますから。ところが、今回、令和元年の11月で辞めた3人については、推薦が全く出ないんです。何で出ないのか。建前と實際が違うということだ。町のほうでおっしゃる、いや、民生委員さんはこういう活動をしてくださいよと。自分の地区のところに關心を持ってやってくれば、それでいいです。何かあれば、町とか社会福祉協議会のつなぎをやってください。この程度なんです。ところが、実際にやり始めると、実態は違うんです。いろんな会議がある。それから、研修もある。あるいは旅行等も、研修も行きたくもないのに行かなきゃいけない。これいろんなやはり拘束があるんですよ。

それと同時に、高齢化の中で、救急車が1日に1回は必ず来る中で、昼間であろうと夜であろうと、その救急車がどこの道でどこを曲がっちゃうか、そういうのを聞き耳を立てて民生委員は聞いているんですよ。夜中なんか寝ていても、ピーコピーコ鳴ると、目を覚ましちゃってやるんですよ。24時間フルタイムなんです。ボランティアではできないんですよ、今は。

ちょっと質問しますけれども、今現在、9名の欠員を除いてキャリアが例えば1期だけなのか、2期、3期、4期、キャリア別に現在の民生委員さんの数字を教えてくださいなと思います。

課長がおいでになったかどうかよく承知していませんが、宮代台の自治会の組長会に出て、いろいろお願いをしましたと。私、組長だから。そのときに来られた町の方にはお話をしたんです。何で今こうなっているのかって。制度が駄目なんじゃないですかという、こういうお話をしているん

ですよ。その制度改正の問題については、私が会長をやっていた6年、つまり欠員が生じ始めたとき。そのあたりからもう言っているんですよ。あれから高齢化進んでいますよね。

ということで、質問は、今お話ししたように、どれぐらいのキャリアを持って民生委員をさせているのか、把握されていればお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

西村委員の質疑にお答えさせていただきます。

キャリアの関係でございますが、今現在44名いらっしゃる民生委員さんでございますが、まず、民生委員さんの任期につきましては3年でございまして、1期、2期、3期、4期という形でお答えをさせていただきます。

1期の方が18名、2期務められている方が6名、3期務められている方が11名、4期務められている方が3名、5期務められている方が5名、最後に6期務めていられる方が1名でございます。

以上でございます。

失礼いたしました。

それから、民生委員さんの位置づけでございますが、私のほうで宮代台の組長会に行ってご説明させていただいた際にも、パンフレットを使ってご説明申し上げました。こちらに民生委員・児童委員、高齢者や障がいのある人、子育て中の人などで生活に困っている人が地域で安心して暮らせるように支援しているボランティアですということで説明のほうをさせていただいておるところでございます。ですので、ボランティアとして認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 分かりました。ボランティアですね。

ボランティアだから、そんなに費用弁償は、ちょっとそれに色づけした、月でいえば5,000円、年間で約6万円ということで分かります。これやってくれる人、そんな出るでしょうかね。

実は、私の義理の姉が40年間民生委員をやったんですよ。今は辞めました、もう80もかなり超えていますから。でも、さっきおっしゃったような位置づけの中の文句、あのとおりで彼女はやったんです。文句の一つも私は聞いたことないんです。だから、好きこそ物の上手なれじゃないですけども、好きという、やりがいがあるという、そういう気持ちを持たないと、こんな仕事できないですよ、ボランティアとしても。

恐らくこの流れというのは、欠員の流れというのは、弱まるどころか強まっていくんじゃないかと思う。だから、いろんなところで町もやはり発言していただきたいんですよ。このままで制度はいいんでしょうかと。そうでない限り、ますますこれ悪くなると思う。

当地区の関係については、いろんな手順で自治会のほうもやったけれども、結果が出ないんですよ。どんなに頑張っても出ないんです。やはり建前と実際が違くと、こういうことを申し上げて、質問は終わりにしますけれども、本当、何だ、そんな簡単なもの、どうして宮代台はできないんだ、それともう一つね、これがあったんですよ。比率を聞いたら68%が女性ということで、昔は男性が多かったんですよ。昔と違って、大昔ですよ。ただ、男性はですね、男ですよ。実際に見回るところというのは男の单身ならいいんですよ。女性の单身で1回トラブルを起こしたんですよ、うちで。それで辞めさせました。それで交代、女性に入れ替えて。ずっと女性がやっています。

そういう問題もあるので、だからといって男性が駄目ということじゃないんですけども、その場合は本当にやる気のある人でないと、これは務まらないですね。

ということをお願いして終わりにします。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございませんか。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

黙っていようと思ったけれども、1点だけ質問したいと思います。1点だけです。

まず、すてっぷ宮代、何か名前が変わった、ふれ愛センターが変わって、5月6日からオープンする。それはいいんですけども、すてっぷ宮代というのはまずどういう意味なのかね。前は愛がついていたんですね、愛が。今度はすてっぷ宮代、愛がないんだよね。何か冷たくなった、冷たくやろうという施設なのかどうか、この名前のいわれをちょっとまず教えてもらいたい。その答弁によって再質問をまたします。

○委員長（丸藤栄一君） 休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時23分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

それでは、休憩前に続きまして、福祉課分の答弁からお願いいたします。

答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君） 福祉課副課長、小川でございます。

ただいまの小河原委員の質疑に対しましてお答え申し上げます。

すてっふ宮代でございますが、こちらにつきましては、一歩ずつではございますが、福祉の拠点としてステップアップしていけるようにという思いからすてっふ宮代と名づけたということで伺っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） どうもありがとうございます。ステップアップね、ステップアップ。分かりました。

私がこの名前に異論をつけるとかそういうのじゃないんです、先ほど言いましたように。この名前決めたんだから、これはこれでしょうがないなとは思いますが、前はふれ愛、愛、愛がもうすごく強いイメージがあったわけ。あのふれ愛センターを廃止したときの流れというのは、多分、今の課長クラスの中には結構いますよね、副課長にもいます。特にある、名前は言いませんけれども、説得に來た、私に來たんじゃないですよ、町民の皆さんにあれを廃止するための説得を試みたことがありますよね。あの当時、カラオケはなくす、風呂場はなくす、売店もなくす、そのうちテレビもなくしたな。あらゆるものをみんななくすの。そこにまた循環バスも金を取るようになった。だんだん高齢者が行かないようになってきた。また、一般の町民の人も行かなくなってきた。あの頃までは愛があったんですね、愛がね。みんなあそこへ来て喜んで楽しんでたわけ。

それで、あれを廃止の方向にしたいんだけど、町民の皆さんに意見を聞きたいと、2回ほどやったですよ。その2回ほど、私は参加しました。1回目は特に、40人ぐらい集まったかな、ほとんどが残してくれるという話だったの。幾つかの余興ができなくなるのは、なくなってもやむを得ないにしても、あそこへ自由に集まって楽しみ

たいという人が大勢いたわけ。それが私は愛情の愛だと思います。

ところが、意見を聞くんじゃなく、説得なんだよ、あのときね。やめるんだから、説得なの。やることと言うことが全然違うの、宮代町はあの当時から。もうあの当時から愛情がなくなってきている。

今回、私はふれ愛センターの復活を、もうしばらく叫んできました、何とか。この町の人が自由に使えるように。社会福祉協議会が一緒になって入ることに私は一切反対はしません。いいと思います、それも。利用できるんだし。そういうことで、愛情のあるセンターにするなというふうに私は思っていたわけ。ところが、今日、前段者の説明で、利用料金を取るんですかといったら、取るときた。初めて聞いて、目を疑いました。耳を疑うということかな。だったら今までね、造ったときからこういうこと、あのふれ愛センターの改造をするときに、課長は確かに構図、図面を見せてね、こういうふうにしたいと。私たちの意見を若干変えて造った部分もあると思います、それは本当によく私たちの意見を聞いてくれるなど、俺は本当に感謝している、今の課長に、そういう点では。

ところがね、金を取るというのを今日初めて聞いたわけ。これね、今ここで金を取るという発表、とんでもないことですよ。どういう人とどういう内容でどういう利用に対して金額を取るんですか、ちょっと示してください、全て。全て。これをね、5月6日になってぱっと発表したら、大きな落ち度になりますよ。何だよ、自由に使えるようなセンターだっていう話だったけどな、金取んじゃねえかってなりますよ。だから、今日、料金を取る内容を全て洗いざらい出してください。料金を取ることにについては、私は反対ですよ、絶対に。だ

けれども、何か取るということをはっきり言ったんだからね。どういう内容で取るのか、全て出してください。

あそこはふれ愛センターだって言いながらね、池は潰す、この間見たら、池が潰れているんだ。前は金魚なりコイなりが泳いで、たまにはセンターの中に頭をいろいろ使ってみんな交流して、疲れたときに外へ出て、あの池でああいう金魚とかが泳いでいるのを見ればさ、気持ちがすっきりするじゃない。そういう場所もなくして、みんな埋まっちゃってんだ、池が。見たらね。もうそもそもね、ふれ愛センターの愛がないんだよね、愛が、宮代町は。何か施設造りゃいいんだと。そんで金取ろうじゃないかっていう。そんなやり方やってね、本当に今までの流れをね、潰している。改造するまでは課長、俺は褒める。私たちの議会の意見を聞いて変えてきた。そこまでは多分、褒める、私は褒める。ところが、今日聞いてもう気持ちが逆転した。何だい、金取んのかいと。誰が決めたんだ、これってなるよ。

何か看板に、前、聞いたような名前の人が何とか理事長、何とかマツオさんって書いてあったな。あれは議長をやった人間だよな、多分。中野松夫さんって書いてあったよ。家へ行って電話帳を見たら、あの人しかいないよな、あの名前は。あの人が決めたの、金取るように。議長までやった人がそういう腹はないと思うよ、私は。やはり町民側に立った運営すると思いますよ。そうとなれば、ここに座っている皆さんが決めたんだよね、金取るように。そういうふうに考えますよ。一遍に私はもう冷めた。今までやってきたこと。何だい。それは金かかったことは申し訳なかったかもしれないけれども、何だいと。冷たい町だなと。

そうしたら、何、これから検討するって、副課長が答弁していたようだけれども、じゃどうい

ふうに検討するの。廃止にするんなら、大したもんだ。安くするというような感じだよ、さっきの答弁は。安くしたって駄目ですよ。あそこはもうね、町民が自由に使えるようなために、もう料金は取らない、そういう場所ですよ、場所が。

もう一回、それについて答弁をお願いします。金を取らない、間違えましたと。取ることにについては間違えましたという答弁をいただければ、私は頭を下げる。もう一回答弁をお願いします。

委員長、すぐ答弁できなければ、5分間時間を与えてくださいよ。休憩して相談するように。

○委員長（丸藤栄一君） 福祉課長。

○福祉課長（吉永吉正君） 福祉課長の吉永です。

小河原委員さんの質疑にご答弁申し上げます。

すてっぷ宮代のお部屋ですね。まず、正面の玄関を入りまして正面の部分、ここを町民交流スペースということで、ここは料金は頂かないで、予約もなく、自由に使っていただくというスペースです。一番広い空間になっております。

入りまして左側の昔の児童館の部分になりますが、そちらに大きなお部屋と、それから中ぐらいのお部屋と、これ多目的室というふうに今、名前を仮に呼んでおりますが、こちらのほうを占有で使う場合、占有で使う場合に料金を1時間300円で頂こうということでございます。

ただ、ここには減免の考えがございまして、宮代町で福祉ボランティアをはじめとするボランティア活動を盛んにしていきたいという考えがございまして、社会福祉協議会の登録ボランティア制度というのが、これは現在もあるんですけれども、そちらに登録をさせていただいている団体の皆様は、これは利用料というのは免除して、活動の場として使っていただくということでございます。

ですので、ぜひ社会福祉協議会のボランティア登録、これをしていただいて、ボランティア登録

をしていただきますと、例えばボランティア研修ですとか、それから、社会福祉協議会のイベント、ボランティア活動を発表する場のイベントなどがございますので、そういったところには参加をしていただいて、発表していただくという、少し条件が登録にはあるんですけども、ぜひ活動発表をしていただければということです。

そこに登録した上で活動していただければ、これは利用料は免除させていただくと、そういう考えで今、社会福祉協議会さんと相談といたしますか、調整をさせていただいているというところでございます。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 社会福祉協議会、ボランティアに活動すれば無料だと。そこまでやるんだったら、太っ腹で全部無料にすべきですよ。やるのがみみっちいよ。私はそう思うよ、何だいて。あそこは昔のふれ愛センター、さっき質問したように昔は愛があったの。今度は何、名前が、反対はしませんけれども、すてっぶ宮代、何がすてっぶ宮代だってなるよ。私は言いたくなるよ。アンダー宮代だ、下がる宮代、愛の。そんなちっぽけな考え持たないで、全部無料に、どんどん使ってもらって、それで、ボランティアとかそういうの、何かあるときにはぜひ参加、講演会とかそういうのがありましたらぜひ参加してください、そのぐらいで無料にすべきだと思いますよ。それをね、ある一面では縛ってね、そしたら無料にすっからって。何かニンジンをぶら下げているのと同じじゃない。ニンジンやるからみんな無料にするよって。そんなね、肝っ玉の小さいことはやめたほうがいい、課長。宮代町、これから大きく伸びようといっていることを何か町長が言っているでしょう。また、町民の声を聞くと。

そういう発想がありながらね、やることはみみ

っちい。私は議会でたとえ通るといっても、これは反対しますから、これだけは。これも。ほかにもありますけれども、これも反対します。そのことを申し上げて、取るなら取る、取らないで論戦しても、それはあんたたちも立場があるんだろから、下ろさないだろうけれども、私は大反対すっから。

そういうことで、意見だけ言ってやめておきます。

○委員長（丸藤栄一君） そのほかにも質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で福祉課分の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩です。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時48分

○委員長（丸藤栄一君） それでは再開いたします。

これより、子育て支援課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し述べます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○子育て支援課長（小暮正代君） 改めまして皆様こんにちは。

子育て支援課長の小暮でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日出席をさせていただいております職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 皆様こんにちは。

子育て支援課副課長の横内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（吉田直子君） こんにちは。

子育て支援課主幹吉田と申します。

公立保育園を担当しております。

よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（石井 栄君） 皆さんこんにちは。

子育て支援課の石井と申します。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○保育担当主査（松岡祥哲君） 皆様こんにちは。

子育て支援課保育担当の松岡と申します。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○こども笑顔担当主査（清水邦江君） 皆さんこんにちは。

こども笑顔担当の清水と申します。

今日はよろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村でございます。

4点質問をさせていただきます。

予算書の124ページ、私たちの予算書の71ページです。

みんなで子育てこども未来事業の委託費で、児童相談システム導入とありますけれども、こちらの委託先や、詳しい内容を教えてください。

続きまして、126ページ、ファミリーサポートセンター運営事業です。こちらの負担金のひとり親支援事業補助金についてです。

こちらのご利用は、今年度何名の方が利用をさ

れていたのでしょうか。あと、どのようなサービスに利用が多かったのかをお伺いいたします。

続きまして、130ページ、みやしろ保育所運営事業、国納保育所運営事業の委託費の中の給食委託費について伺います。

こちらのアレルギー対応というのは、どのようなになっているのか教えてください。

最後になります。

資料の12ページの、保育所待機児童数についてです。

今回令和3年度が29人の待機児童のうち、定義に基づく人数となると7人となりまして、22名の方は、希望では入れるんだけれども、希望ではないという理由で保育園を利用しないということなんですけれども、この理由についてと、あと、7名の方のご対応をどうなりましたか教えてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

塚村委員の質疑について、お答え申し上げます。

まず、1点目、児童の未来事業のところのシステム委託料についてでございますが、こちらは株式会社TKCというところのシステムを採用する予定で現在進めております。

内容につきましては、児童の虐待に係るもの、または、児童の支援に要支援の必要がある児童につきまして、町内で、庁舎内で情報共有を図るためのシステムでございまして、こちらに担当課が内容等、どのような支援が必要か、こういったことを入力しておけば、ほかの課でも必要な関連課でもその情報を見ながら支援ができるというようなシステムでございます。

これを使うことによって、縦断的、横断的に子供に対する支援ができるものというふうに考えております。

続きまして、予算書126ページのファミリーサポートのひとり親補助の利用人数でございますが、現在、こちらの補助につきましては2名の方が利用されております。

内容といたしましては、学童保育への迎えです。こちらの利用で2名ともこちらの利用でございます。

続きまして、予算書130ページ、みやしろ保育園、国納保育園の給食業務委託につきましてでございます。

こちらのアレルギー食に対応しているという内容でございますが、こちらにつきましては、基本的に医師が必要と認めた児童、子供に対しまして、アレルギーで食べられないものを事前にお伺いした上で、そちらを除いた食事を提供させていただくというものでございます。

当然ながらアレルギーでアレルギーが出るものを食べてしまいますと、かなり危険な反応が起こってしまう可能性がありますので、事前にこういったことがないように、把握させていただいて、給食を提供させていただいております。

続きまして、委員会資料12ページの待機児童につきましてでございますが、まず、22名、いわゆる決められた値の7名以外の22名は、基本的に特定園を希望されている方でございますが、ほかの園に空きがあっても、ぜひこの園に入りたいという希望を出されている方で、空いている園にはちょっと遠慮しますというような意思表示があった方です。こちらにつきましては、一応国の定義では、待機児童から除くということになっておりますので、こちらの方たちは除いた待機児童が7名出るのではないかとということで、現在予想されて

おります。

こちらの7名につきましての対応でございますが、就労等の都合がございますところから、やはりどこにも行き先がないというのは困ってしまうと思われまので、例えば幼稚園を紹介しましたり、幼稚園も現在延長保育ということで、夕方までやっているところが結構ございますので、こういった制度を合わせて、またこれも無償化の対象とか、こういったものも該当する園もございますので、こういった情報提供をさせていただくとともに、あと、時間数が少ないような、就労の時間数が少ないような方につきましては、一時保育とか、こういったものもご紹介させていただきながら、極力生活就労に支障がないように、細かく相談に応じているところでございます。

あと、申し訳ございません。特定園希望の方のほかに、育児休業の延長を検討されている方も、また事業所内の保育で対応に十分対応できている方とか、こういった方も含まれております。育児休業の延長の方は、待機になりましたというような書類が必要になってまいりますので、こういった希望の方も申請を出しておりますので、こういった方が含まれての22名でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

1 問目の、児童相談システムについてなんですけれども、このようなシステムで庁舎内で情報を共有するということなんですけれども、どの課で連携をしていくのかというところをもう少し具体的に教えてください。

2 点目なんですけれども、ファミリーサポートセンター事業のひとり親家庭のご利用が2名の方

ということなんですけれども、こちら2名の方が何回利用されて、どのくらいの費用がかかっているのかというところをもう一度教えてください。

そして、私からするとちょっと2名は少ない気がしまして、もしかしたら利用がしづらいのではないかというようにも感じるので、例えば半額ではなく全額に予算の関係で、全額補助ということにすると、もう少し無理をしないで利用ができるんじゃないかと思ったんですけれども、そのあたりも教えてください。

3点目なんですけれども、アレルギーの対応ということで、食べられないものは全て取り除いているということによろしいのでしょうか。

今はアレルギーを少しずつ取り入れたりとか、医師の指導の下ということになっているんですけれども、その辺は指導の違いで対応されているのか、それとも一律にもう食べられないものは出さないということにしているのか、その辺もう一度教えてください。

4点目なんですけれども、希望園に行けないということで、その理由なんですけれども、特定の園は、嫌だとそういうことなのか、それとも距離が遠いのかとか、その辺のことでそういった要望がもしあったとしたら、もう一度伺いたいと思います。

お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

塚村委員の質疑につきましてお答え申し上げます。

まず、こども未来事業の電算システムの関係でございますが、こちらは現在想定されている関連課ですが、福祉課と総務課の人権担当、こういったところを検討しております。あと、保健センタ

ー乳幼児健診も行ってまいりますので、こういったところの情報も全て共有させていただいて、適切な支援に向けた情報共有ができればというふうに考えております。

続きまして、2点目の、ファミリーサポート事業の補助金のご関係でございますが、こちらはひとり親お二人がおよそ2か月分ほどご利用されて、それぞれ5,000円くらいの支払いをしていました。そうすると、半分でしたので、本来はその倍かかっていたということになりますので、ご理解いただければと思います。

3点目の、みやしろ保育園、国納保育園のアレルギー食でございますが、こちらは基本的にアレルギー等の原因となっているものは全て取り除いております。また、対応は個別に対応させていただいております。また、それぞれのお子様から、アレルギーになっているものを聞き取りしまして、除去をさせていただいている。また、除去しただけではなくて、代替の食品を提供したりとか、こういった対応を個別にさせていただいております。

続きまして、4点目の、待機児童の特定園の希望者の内容でございますけれども、委員おっしゃるとおり、特定園、この園に行きたいというような希望の中に、相談をお受けしている中では、やはり、通勤経路がなるべく通勤経路がありがたいという方で、やはりちょっと反対方向の園はちょっと厳しいかなということで、希望されない方が主な方でございます。また、その園の特徴を把握した上で、やはりこの園がいいという方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小暮正代君） 子育て支援課長の小暮でございます。

塚村委員の質疑に補足説明をさせていただきます

す。

2 点目のファミリーサポート、ひとり親家庭の支援の事業でございまして、使いづらいのではないかと、あと、全額補助のほうがよくないのではないかというご質問、ご意見であったかと存じます。

このファミリーサポートセンター事業につきましては、今年度、やはり新型コロナウイルス感染症の関係で、全体的に利用実績が去年の 6 割弱ぐらいになっているということも 1 つ要因かというふうに思います。まだスタートしたばかりの事業でございまして、今後周知徹底を図ってまいりたいと存じます。また、全額補助につきましては、ご意見として伺わせていただいて、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

大体承知をいたしました。

ありがとうございます。

それで、初めの質問で共有をされるということなんですけれども、教育委員会のほうとも連携をされ、先ほど出てこなかったんですけれども、されるということによろしいのか、ご確認をしたいと思います。

あとは、ファミリーサポートのほうもご検討いただけるということでありがとうございました。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

塚村委員の質疑について再度お答えさせていただきます。

まず、児童の情報共有システムの関係でございまして、教育委員会につきましては、実はちょっ

と端末が現在のところ、ちょっと入っていないような状況でございまして、失礼いたしました訂正いたします。端末がありますので、教育委員会も必要に応じて当然情報共有を図らせていただきたいというふうに考えております。失礼いたしました。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） ありがとうございます。

学校での様子などからもいろいろかがえると思いますので、ぜひ教育委員会とも連携をお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑はございませんか。浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

端的に 6 点ほど質問させていただきます。

まず、私たちの予算書 33 ページ、地域のみんなで子供たちの居場所づくり事業です。

子供が孤立しないための居場所づくりを行う人や、活動を応援し、地域の人々が主体となった取組を広げます。

成果目標が、子供の居場所づくり活動 3 か所とありますが、これは子供の居場所づくりの活動拠点を 3 か所設置するということではないのでしょうか。

第 5 次総合計画の最大の特徴は、町長が何度も言っていますが、横串で連携を行うということでしたので、例えば町民生活課と協力して、活動拠点場所を空き家などにするとか、そういったそのほかの課との連携や協力を考えているのでしょうか。

それと、私が特に心配しているのは、ひとり親世帯で、子供は学童に行かず、夜にならないと親が帰ってこないという家庭の子供です。こうした子供が、親が帰ってくるまで安心していられる居

場所づくりというのは考えているのでしょうか。

2点目です。

私たちの予算書69ページ、子ども医療費支給事業です。

コロナ禍の影響で、家計が総体的に下がる傾向がある中で、中学生以下の児童に対する医療費の一部を支給するということですが、こちらやはり家計が逼迫しているということもありまして、高校生まで伸ばすことは考えていないのでしょうか。もちろん、費用が多額にかかることですので、期限付きとか、後は半分補助とか、そういうふうにすることを考えているのかどうかお聞かせいたします。

それと、私たちの予算書70ページ、みんなで子育てこども未来事業についてです。

こちらの子育て応援ウェブサイトの運営です。みやしろで育てよっの年間アクセス数というのはどれぐらいあるのでしょうか。また、多くの町外の子育て世代に訪れるため、どのような工夫をしているのでしょうか。

それと、去年の特別予算委員会で検討していたくというふうに言っておりました、カテゴリー別には確かになっていますけれども、ほかの自治体の分かりやすいと思うホームページは、年齢別になっています。例えば、私の子供は4歳だからっていうことで4歳のところを押すと4歳で受けられるさまざまな支援とか、そういうものがありますけれども、そういった年齢別のカテゴリーはつけていただけるのでしょうか。

それと、児童相談システムですが、こちらの前段の委員の話で大体分かったんですけれども、他市町村からの情報というのも把握できるのでしょうか。よくテレビとかで、悲惨な虐待死なんかを見ますと、ほかの自治体からとの連携がなかったというような話を聞きますので、他市町村からの

情報もこちらで把握できるのでしょうか。

続きまして、私たちの予算書73ページ、ファミリーサポート事業、緊急サポート事業のほうの緊急サポート事業になります。こちらの利用状況はどうなのでしょうか。また、有償ボランティアの人数を教えてくださいませんか。

有償ボランティアの数というのはこちら足りているのでしょうか。こちらも横串でステップみやしろのボランティア育成とか、後、おかえりなさい地域デビューといったボランティアを育成するようなほかの課の事業と連携などをしていくのでしょうか。

最後になります。

私たちの予算書75ページ、町立保育園運営事業です。

最近では、なかなか相談できない保護者が増えて一方、ひどいクレイマーの保護者も増えていと聞きます。こうしたひどいクレイマーのために、保育士が辞めていくというのは非常に残念な話です。ひどいクレイマーに対しまして、どのような対応をしているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

浅倉委員の質疑にお答え申し上げます。

まず、子供の居場所づくり事業の関係でございますが、目標として、3か所ということで上げさせていただきます。こちらは、活動拠点のみならず、本当にこの場所に子供がいられるような場所をつくりたいというふうに考えておりますので、もちろんそこが活動の拠点になることもあるとは考えております。また、この居場所づくりに関しましての、他課との連携でございますけれども、こちらも今想定されている中では、例えば

福祉課において、いろいろ現在も活動をしているような状況がございますので、こういった課と連携をしながら、もちろん対象者とかもいろいろと横断的に希望等を把握していく必要がございますので、他課と連携しながら進めていきたいというふうに考えてはおります。

また、ちょっと時間が遅くなってからの居場所にもなり得るのか、学童保育等同じようになり得るのかという内容でございますけれども、こちらはやはり居場所のこういったことを居場所で実施するのかにもよりまして、ある程度の時間まで開催できるような場所もあればいいかなというふうに考えております。

今後、細かい事業や内容につきましては詰めていきたいというふうに考えております。

2点目の、子ども医療費の助成の関係でございますが、こちらはご承知のとおり、子ども医療費は医療機関にかかった際の保険適用分です。こういったものを助成対象としているわけでございますが、高校生までの対象を拡大したらどうかというご意見でございますけれども、やはり大変経費がかかる事業というふうには認識させていただいておりまして、以前の試算では高校生まで拡大した場合1,300万円程度の町単独の費用負担が新たに生じるものというふうに考えられまして、財政負担の増大と、他の分野の施策への影響が懸念されているところでございます。また、18歳の年度末まで、高校生代まで広げるとなりますと、18歳の年度末までということになります。この世代は小さな子供のように、感染症、風邪を引きやすいとか、こういったことはなくなり、恐らく利用される方は大きな病気やけがなどによる費用負担の割合が増える方というふうに考えられ、このような場合には、各医療保険単位での賦課給付や高額療養費等の給付制度もございますので、まずは

こういったところを活用していただくということをお願いできればというふうに考えております。

また、今後は効果的な支援の在り方については、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、こども未来事業のウェブサイトに関する内容でございますが、アクセス数は申し訳ございません。現在ちょっと手元に資料がございますので、後ほど確認の上、アクセス数の情報提供させていただきます。

リニューアルです。情報共有システムの改修等につきましてですが、令和3年度予算でリニューアルをする予定で現在考えております。

年齢別の表示等、今いただきましたご意見を基に、より見やすいウェブサイトの作成を目指しまして、リニューアルを図ってまいりたいというふうに考えております。

もう1点、情報共有システム、要保護児童の情報共有システムについて、他市町村との連携はというご質問でございますが、こちらにつきましては、まずはこちらのシステムは庁舎内の連携という内容を考えております。その上で、発展できるようなシステムを選択しておりまして、国のほうでやはり関係機関、他市町村や関係機関との情報共有を図るシステムを現在、やはり国のほうで検討しておりまして、関係機関というのは、児童相談所や警察等の関係機関になります。こういったシステムも将来的には取り入れて、有効な支援をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、ファミリーサポート、緊急サポートです。主に緊急サポートのほうの関係でございますが、まず利用会員の登録者数でございますが、現在34名の方が登録されています。これに対しまして、サポート会員、サービスを提供する側でございますが、こちらは12名の方が登録されてお

ます。

こちらのボランティアは、やはり現在のところは何とか足りている状況でございますが、やはり提供側は多ければ多いほど提供できる可能性が広がりますので、ボランティアの確保というのは進めていきたいというふうに考えておりますが、実はファミリーサポート、緊急サポートは実施期間、委託期間がちょっと違いますけれども、それぞれに登録されている方を横断的に両方に登録していただくようなことで健診のときお願いをしている状況でございます。また、委員おっしゃるとおり、ほかの課のボランティア登録とかの方も、必要に応じて声をかけたりとか、こういったことも考えてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、町立保育園のいわゆるクレーマーと言いますか、ご意見をいただいた場合の対応でございますが、やはり日々いろいろなご意見をいただいているところでございまして、確かに現場でご意見をいただいた場合は、保育士が基本的に対応させていただき、また、所長や主幹が内容に応じては対応させていただいているということになります。

また、確かに保育時間中とかですと、お話を聞くのが負担になりますことが考えられますことから、やはり、担任等の保育士ではなくて、基本的に時間が長引くような場合は所長が対応するというようなことで行っております。また、内容等に応じましては、こちらの子育て支援課のほうと連携を取りまして、子育て支援課からも職員が出向いて説明をさせていただいている場合もございます。

基本的には、保育士に負担がなるべくかからないような対応を現在心がけております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） それでは、幾つか再質問させていただきます。

私たちの予算書33ページ、地域のみinnで子供たちの居場所づくり事業、こちらは分かりました。ぜひとも意欲的に進めていただければと思いますことと、何を言っても第5次総合計画の肝は横串ということでしたので、ほかの課との連携も図っていただければと思います。そうでないとまた縦割りで前の計画と同じになってしまいますので、よろしくお願いいたします。

私たちの予算書69ページ、子ども医療費支給事業についてですが、こちらも確かにほかの給付等活用していけばいいということなんですけれども、もし単独で高校生まで伸ばすとすると1,300万円かかるということなんですけれども、新型コロナウイルスワクチンのありがとう商品券に6,000万円使っているんです。この一部をこっちに回せば、何だ余裕でできるんじゃないかというふうに私は思いました。ぜひともこちらもこれから宮代町、強いては日本の将来を立てていく子供たちのためになりますので、こちらも検討していただければと思います。

続きまして、私たちの予算書70ページ、みんなで子育てこども未来事業です。

児童相談システムについては分かりました。ウェブサイトもリニューアルを図っていただけるということです。ぜひともこちら年齢別のカテゴリーを入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私たちの予算書73ページ、ファミリーサポート事業、緊急サポート事業なんですけれども、こちらの緊急サポート事業のほうの利用者数がちょっと分かりませんでしたので、利用者数と、後、どんなときに利用しているのかを教えてください。

私たちの予算書75ページ、町立保育園運営事業

についてですけれども、こちらひどいクレーマーの場合はきちんと対応していただけるということが分かりましたけれども、あまりいいかげんとは言わないまでも、下手に出ていますとずっとひどいクレーマーがずっと言ってくるというようなことも聞いておりますので、やはりある程度毅然とした態度で対応していただければと思います。

緊急サポート事業だけよろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

浅倉委員の質疑にお答え申し上げます。

大変失礼いたしました、利用の答弁が漏れておりました。

利用件数でございますが、令和2年度1月末現在になりますが、預かり保育が1件ほど利用がございました。令和元年度が12件の利用があったんですが、やはりちょっとコロナ禍の影響がございまして、預かり等が病児の預かり等がなかなかできていない状況でございますので、利用者数が今年度、令和2年度は減少しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） よく分かりました。

以上で終わりにします。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、何点か質問させていただきます。

まず最初に、歳入のほうから質問させていただきますと思います。

22ページと27ページ、分担金及び負担金、民生費負担金ということで、この載っているんです

けれども、保育所保護者負担金なんですけれども、昨年度が5,679万円でしたが、今年度では5,121万円と減額となっている。これは保育所の入所者定数等の関係で、昨年度よりなぜ徴収負担金が減ってきているのか。多分、保育所に入る人は増えているんだと思いますけれども、どういう関係なのかなと。それと、学童保護者の負担金です。昨年度が2,697万円、今年度は3,110万円と予算が増額になっているんです。ちょっと増員になった場合はこうやって増えるのが普通じゃないかなって思っているんですけれども、これは入所者の増だけの問題じゃないのかなと思ひまして、ちょっとその辺のところも説明をお願いいたします。

また、保育所保護者負担金滞納繰越ですが、本年度予算では100万円、でも令和3年度予算では75万円っていう説明がされているんですけれども、これによって国庫支出金とか、県支出金とか、ともに減額となっているんです。理由として、実績勘案による減ってということ言われているんですけれども、要するに滞納している人が減ってきたってことなんですか、その辺のところ。それとも、なぜこの対象者数が減ったのか。その辺のところの説明をお願いします。

それと、25ページの第12款分担金及び負担金の説明欄の一番上の未熟児養育医療費負担金ですが、昨年同様40万円となっています。この予算計上、毎年これは統計上での予算措置なのか、その辺のところをお願いします。

あと、所得に基づく自己負担金とされていますが、自己負担は幾らから収入になっているのか。それと、最高自己負担額がどのくらいになっているのか、その辺のところもお願いします。

次は、歳出に入っていきたいと思います。

122ページです。

122ページの学童保育運営事業です。

2月10日に渡された全員協議会のときの資料なんですけれども、配付資料によれば、定員に対する入所者数では65%から107%となっていると思います。

特に107%となっているかえで児童クラブの定員数増となっているこれの対策はどういうふうになっているのか。また、国による学童保育事業に対し、放課後児童クラブ関係予算が出ていると思います。放課後児童クラブ関係予算のところで出ているんです。

国や都道府県、市区町村で各6分の1、そして保護者2分の1を出す考え方ってことなんだけれども、大まかに言えば、町はこの予算を利用して学童保育支援員の処遇改善に取り組んでいるのかどうか、その辺のところを分かったら教えていただきたい。

私はやっぱり国・県に対して予算が出ているんだから、処遇改善の予算を要望したらいいんじゃないかなと思っております。それをやっているのかやっていないのか、まずはお願いします。

後、同じ122ページの(3)ひとり親家庭等の医療費支給事業なんですけれども、実績勘案となっているが、支給対象がこれは増えているんでしょうか。それとも医療費そのものが増えたのか。このページ数では、ひとり親家庭の資料の1ページになるんですけれども、ちょっとこれだとまだ令和2年度は分からないんですけれども、1月末で統計とってありますから、ちょっとその辺のところが減っているみたいな感じがするんですけれども、減っていること、医療費が増えているのか子供が減っているのかちょっと分からないなって感じがするんです。その辺のところをどういうのが減になっているのか、それとも新型コロナウイルス感染症の影響なのか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

あと、この半面の子ども医療費支給事業実績勘案、これが子ども医療費ですねごめんなさい。これは実績勘案というより予算が下がっているが、2つの事業費の関係も教えていただきたいなと思っております。

ひとり親家庭と子ども医療費の関係、ひとり親家庭は5ページになります。ちょっと分からないなって感じがするんです。人が増えているのか減っているのかも分からないし、その辺のところも関係をお願いします。

それと、126ページになります。

(12)ファミリーサポートセンター運営事業、皆さんから出ていると思いますけれども、私は違う観点からちょっとお話を聞きたいと思います。予算書の歳出関係で出ていたんですけれども、ファミリーサポートの委託料、12節の委託料ですが、新たな保険加入となっているんですけれども、新たな保険加入っていうのは別の保険会社なのか、それとも人が増えたから新たになっていうことで意味しているのか、ちょっとその辺のところがちょっと分からなかったから、ちょっと質問に出してきたいと思います。

あと、人件費等の増加と説明されているんですけれども、内容はこれは人が増加によるものか、それとも処遇改善のものなのか教えていただきたいなと思っております。

あと、資料の12ページ、待機児童数です。

皆さんから質問がいっぱい出ていたと思うんですけれども、国に基づく定義によると7名、国の定義に基づかないと29名だということなんですけれども、基づかないほう、どうして基づかない人が理由っていうんですか、例えば町のほうが国納保育園に入ってくださいよっていうその理由、拒否した理由、例えば姫宮のほうから国納保育園に入ってくださいよってこれは拒否します誰でも。

どういう理由があったのか、その辺のところを教えてください。

それと、124ページ(7)です。

これも皆さん質問していたんですけれども、みんな子育てこども未来事業です。

12節の委託料、児童相談システムの導入のためってことで言われているんですけれども、その導入しているところが総務課、教育委員会、子育て支援課、保健センターその中を言っていたんですけれども、導入して、あちこちコンピューターで導入して指導のやり方、導入してその答えがそのとおりにやっているのか、それともそれを参考にしてやっているのか、生きた人間を指導するわけですから、本当にコンピューターどおりにはいかないんだと思います。その辺のところはどういうふうにやっているのか。それとコンピューターに打ち込んだ人の名前とかそういうのは入っているのでしょうか。その秘密っていうか、個人情報っていうんですか、それを守るっていうのは、どういうふうにやっているのか、1回漏れた経験がいつぱいありますが日本全国では、それが各企業に入ってしまった、大問題になっていると思います。宮代町の場合はそれが漏れないような対策は取っているのか。実際漏れた場合はどうするのか、その辺の対策どうしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、130ページです。

これは工事費の問題ですから、(3)になります。みやしろ保育所運営事業の区分14の工事請負費です。工事請負業者、宮代町内の業者なのかどうか。見積りは何社から取るつもりでいるのか、どういうあれで見積もりを取るのか、競争入札なのか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

最後になります。

132ページ、(5)区分12の委託料と区分10の扶助費の関係ですが、委託料から扶助費に振り分けたとされていますが、金額の説明を、なぜ振り分けたのか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時55分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き子育て支援課分の答弁からお願いいたします。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

まずは申し訳ございません。前段の浅倉委員様のインターネットのウェブサイトのアクセス数が分かりましたので、お答え申し上げます。

2020年の令和2年度の4月から1月末までのデータでございますが、ページビュー数で4万1,970件というふうになっております。よろしくお願いたします。

引き続きまして、山下委員の質疑についてお答え申し上げます。

まず1点目、保育所の保護者負担金の減の理由でございますが、こちらは令和3年度は無償化対象の3歳児が増えたことによりまして、全体の保育料が減となっているものでございます。

学童保育につきましては、こちらは児童数が、利用児童数が増加しておりますので、保護者負担金も増加しているという内容でございます。また、滞納繰越しにつきましては、こちらは令和3年度

は減額となっていますが、こちらは徴収の徴収交渉を現在小まめに行っておりまして、滞納額自体が減少している状況でございます。このため、令和3年度は滞納繰越分を減額とさせていただいた次第でございます。

続きまして、2点目の未熟児養育医療費への負担金の関係でございますが、こちらの40万円の予算計上につきましては、例年実績額が40万円程度となっておりますため、40万円の予算計上をさせていただいております。また、負担していただく額でございますが、こちらはゼロ円から全額という幅がございまして、内容といたしましてはまず、生活保護等の方につきましては、負担額がゼロ円となっております。また、住民市町村民税非課税世帯の方につきましては、月額徴収基準額が2,600円、また、住民税の均等割の額のみ課税世帯につきましては月額5,400円、住民税の課税されている方につきましては、細かく所得によりまして階層が分かれておりまして、7,900円から全額を負担していただく方まで所得によって細かく階層が設定されております。

続きまして、学童保育の定員の関係でございますが、かえで児童クラブが定員を超過している状況にあるという関係でございますが、こちらにつきましては、やはり令和3年度もかえで児童クラブの利用希望が増加している状況がございまして、現在1つ部屋を増やすということで調整を図っている最中でございます。これで定員というより子供の処遇につきましては改善されるものというふうに考えております。

また、処遇改善をこちらの補助金を活用しているかというご質問につきましては、こちらは各学童とも処遇改善の加算を取るよう指導し、また、実際に現在処遇改善加算が取れている状況でございます。

続きまして、ひとり親医療費と子ども医療費の関係でございますが、まずはひとり親医療費でございます。こちらにつきましては、実質対象者数は現在、令和2年度から令和3年度予算にかけては対象者数は減少となっている傾向がございしますが、額は増加しております。こちらは額につきましては実績を勘案しまして、利用機関に係る割合が増えている傾向にありますために、額のほうは増額させていただきました。

子ども医療費につきましては、減額させていただいておりますが、こちらの実績を勘案しまして減額をさせていただいております。

続きまして、ファミリーサポート事業の委託料の保険加入についてでございますが、こちらは車の保険を一応業務用の保険を新たに掛けていただくことになりましたので、こちらの保険の増加分でございます。また、人件費の増加につきましては、ファミリーサポート事業に事務員が従事する時間帯が増えておりますところから、人件費のほうも増加をさせていただいているところでございます。

続きまして、待機児童に関するご質問でございますが、国の定義に基づく待機児童が7名で、それ以外の事由の方が29名ということでございますが、こちらは前段の委員でもご説明申し上げたとおり、まず特定園の希望をされている方がいらっしゃいます。ほかの園に空きがあってもそちらの園ではなくて、今満員であってもそちらの園を希望しているという方と、あと、育休の延長のために申請を出して、待機児童というふうな通知を受けて育休を延長したいというご希望の方もいらっしゃいます。こういった方がその他の理由として計上されている方でございます。

続きまして、こども未来事業の委託料の要保護児童の情報共有システムの関係でございますが、

こちら情報共有の個人情報の扱いでございますが、こちらのシステムは町が使っております住民情報システムや税務情報システムと同じネットワークを使っております、一般のいわゆるインターネット回線からは完全に分離をされておりますので、こちらが外部からのアクセスができないようになっておりますので、こういったシステムを使いまして、個人情報の保護はなされているというふうに考えております。

システムの使い方、利用につきましては、システムを使って情報共有をさせていただいたとしても、処遇につきましては、やはり関係課と話合っただけで当然集まって面前で話し合いながら一番有効な方法を探していくという手法を取ることを予定しておりますので、システムはあくまで情報共有をするためのものということでご理解いただければと思います。

続きまして、みやしろ保育園の工事についてでございますが、こちらは指名競争入札で実施する予定でございます。このため、町内業者のみならず広く業務が正確に行えるような業者を調べまして、指名してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、こちら給付費の関係でございます。給付費のうち、昨年まで委託料で計上させていただいたものを令和3年度から扶助費に振り替えております。こちらは、性質によってちょっと整理をさせていただいたところでございまして、まず町内の私立保育園につきましては継続して委託料として扱っております。扶助費に振り替えましたのは、こちらは園と利用者が契約関係にあるところでございます。こういった園につきましては、扶助費というふうな位置づけで振替をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

最初にちょっと一つだけ質問が忘れたんですけども、この学童保育の122ページです。運営事業の委託料です。現年度額の積算のために増額とされてますが、どのように学童保育所委託料を、6つあると思いますけれども、正確には2つになるんですか。アンフィニにとかえて児童クラブですか。その委託料の決め方はどのように、ちょっとこの予算書を見るとかえて児童クラブの予算が1,000と、指定管理料が1,300万円、全体でいえば12億円になっているんですけども、これを6等分すると2,000万近くになるのではないかと、施設だけです。見ると。児童人数割なのか何割なんだかちょっと分からないけれども、内容、ちょっと分からないなと思って。その辺のことを詳しくお願いしたいなと思っています。

それと、学童保育の負担なんですけれども、無償化によって3歳児が増えたということで言われました。何人ぐらいこれ、無償化になって増えたのでしょうかね。全員が無償化になったわけなのだけれども、その分が減っていると思うんですけども、これは減った分が無償化によって影響しているのかどうか。5,679万円の5,121万円、約大体でいいです。無償化によって3歳児が無償化になったということで、22ページ12款です。分担金及び負担金。何人が対象になったのか。

あと、学童保育ですよね。2,000と、昨年度が2,697万円、単純に言えば学童の数が増えたということで、それは単純にそういうふうには分かるんですけども、人数が増えただけなののでしょうか。例えば、先ほど言った処遇改善とかそういうのもやっているということなんですから、そういうのも増えているのでしょうか。その辺のところがちょっと分からないという感じがします。

それと、滞納対象者が話し合って、減ってきているということで、要するに協力してもらって滞納を減らしてあるということなんですけれども、これはこの子育て支援課で対応と交渉をしているのでしょうか、滞納者に対して。それとも新たな専門家が行ってやっているのか。どのように滞納する人を減らしているのか。その辺のところも詳しくお願いします。ただ単に話し合って、お願いしますよ、協力してくださいよと言っているわけではないと思いますよね。お願いします。

未熟児の医療費は分かりました、大体。ただ、後でこれは資料をもらいたいなと思っています。どういう支援の人が幾らぐらいでということで、資料だけはちょっともらいたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、先ほど言った学童保育の委託料、どのように決めているかというのをお願いします。

それとその次、122ページのこの処遇改善ですよ。やっているというんですけれども、何年度でどこでどういうふうに行っているのか、これは町が国に申請しなければ出ないことですよね、処遇改善のやつは。やっているんですか、本当に。どこにどういうふうに分配しているんですか、じゃ、それを。来ていると思うんですよ、やれば。処遇改善って、これは処遇改善だよということで、保育所ではなくて、要するに職員に対しての処遇改善がやっているのかどうか、それをお聞きしたいと思っております。具体的な。いつやっているのか、いつの時点でやり始めたのか。今期も出ていると思うんですけれども、国のほうでは処遇改善のことで。学童保育の先生方というのは歳費が少ないというのは、もう昔から言われているんですけれども、やはり年齢とか経験とか、皆さん保育所の先生を持っていたり、教師の免許証を持っていたりする人たちがやっているわけ

ですから、ほとんどそうですよね。そういう人たちがベテランでやっているということで今はやられているんですけれども、やはり賃金が安いということは、これは目に見えていると思います。その辺のところをお願いしたいと思います。

ひとり親の家庭については、実績があってやっているんだということで分かりました。

それと、この126ページの(12)のファミリーサポートセンターの保険料のことなんですけれども、これは業務用を使っていたということなんですけれども、今までやっていなかったんですか。個人の要するに車ということでやっていたわけなんですよ。何でこれ、急に変えた理由があったのですか、何か。その辺のところの理由というのは。業務用に変えた。その辺のところもあったら、何か事故を起こしたとか。お願いします。

あと、待機児童。いろいろな考え方ですごく特定のことを言っていましたけれども、例えば本当に必要な人、先ほど例題で言いました姫宮の人がここの保育園に上げろと言っても、これは通勤だとかそういうのは無理だと思いますよ。そういう人たちがいたのか、いなかったのか。町がこれは指名するわけですよ。どこそこの保育園に行ってくださいとか。その家族の、例えば本当は通学、通園が難しいところに仕事上の問題だとか、そういうのはあると思いますよ。そういうのがなかったのかどうか、個人的な理由と要望だけでこれだけあるのかどうか、その辺のところもちょっとお願いします。

あと124ページ、みんなで育てようこどもの未来事業のシステム導入です。1対1でシステムはただ予備的な感じで導入して、いろんな共通の目的でやっているんだということを言っていますけれども、これはコンピューターですから、これは必ず漏れる可能性があるんですよ。その辺のとこ

ろの対策はどうするのか、ちょっと答えとして出ていなかったの、必ずコンピューターというのはいずれは漏れます。これは。テレビで言っているのを見ても、必ず漏れている原因が企業等だったり、個人で情報を集めている人なんかは意識的に漏らしちゃうわけです。中にはひどい人は企業にその秘密を売るといふ人もいますから、その辺のところ対策は取られているのかどうか。

あとは、学童保育所の工事請負費、130ページ、これは町外の人も含めてということでしたよね。これは町内では駄目なのでしょうか。町内の企業に優先して競争入札させるということではできない技術、町内ではできないのでしょうか。やはり、町内の業者が潤わないと町の財政ですから、私は町内の業者に当てはめるべきではないかなという感じがするのですけれども、その辺のところはどういうふうに考えているのか。その辺のところ、132ページはこれは分かりました。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

ただいまの山下委員の質疑について、順次お答え申し上げます。

まず、無償化対象の3歳児が増えたという内容でございますが、基本的に無償化対象は3歳、4歳、5歳児が無償化の対象になっておりますけれども、こちらの資料の10ページと委員会資料の10ページと11ページをご覧くださいと思いますが、令和2年度保育所入所者数が3歳児では95名、4歳児では98名、5歳児では80名ということで、合計が273名となっております。これが令和3年度、隣の11ページでございます。令和3年度保育所入所所予定者数につきましては、3歳児で102名、

4歳児で100名、5歳児で98名ということで合計300名となっておりますので、27名の方が全体で無償化対象の方が増加をしている状況でございます。このため、保育所収入としては減額になっているという状況でございます。

続きまして、滞納繰越分の誰が交渉をしているかというご質問でございますが、こちらは基本的には子育て支援課の職員が対応しております。保育料納入が滞っている方に対しては電話がけをしたり、通知をさせていただいたり、また、無理のない範囲でお支払いをお願いするために分納を提案させていただいたりということで、こういった対応を小まめに対応させていただきまして、現在滞納繰越分が少なくなっているという状況でございます。

続きまして、学童保育のまず処遇改善事業の関係でございますが、処遇改善事業、こちらは町のほうから国のほうに補助金を請求させていただいております。こちらはどのように学童保育所に反映するかと申しますと、指定管理料の中に契約の時点で既にその分を織り込んでいただいております。この織り込み済みのものについて契約をさせていただいております。実際にはこちらの処遇改善事業は、国の補助要綱によりますと平成25年度のときの給与水準、給与賃金水準と比較してどれだけ上がっているかというのが基準になってまいりまして、こちらは全ての学童保育所におきまして平成25年度当時から給与、賃金等を増額していただいている状況にございますので、これを基に指定管理料を増額して契約させていただいて、その分をお支払いさせていただいているということでございます。

どのように、委託料の決める方法でございますが、こちら確かにかえて児童クラブとアンフィニの指定管理料を比較しますと、アンフィニのほう

が単純に割りますとちょっと高くなっているようなイメージがございしますが、実はかえで児童クラブは保育料収入が、かえで児童クラブ自身が保育料を徴収しております、こちらの分が収入としてはかえで児童クラブ、別にあるということになります。アンフィニの場合は、保育料は町で徴収しておりますので、その分も含めて指定管理料としてお支払いしておりますので、予算上はちょっと差異が見られる状況でございしますが、ならずとほぼ同じくらいになる、一単位当たりが目安として大体1,000万円程度ということになりますので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、ファミリーサポート事業の車の保険代の関係でございしますが、委員ご指摘のとおり今まではその個人で車に掛けた保険料を適用していただいていた状況にございます。ただ、ここ最近です、大変活動件数も増えまして、車を使う機会も増えております。また、やはり仕事として行っているわけでございますので、個人の保険に頼るというのはあまり適切ではないという観点から、別に事業として保険を掛けさせていただいたということでございますので、ご理解いただければと思います。

続きまして、待機児童の関係でございしますが、こちらはやはり希望している、空いている園が通勤経路ではなかったり、反対方向であったりという、通勤の反対方向であったりということは実際でございます。こういった方につきましては、やはり順位をつけまして選考している関係上、どうしてもこういった理由で空いているんだけど、希望が出ないという方が生じていう状況でございます。また、併せて兄弟が同じところに入りたいという希望をされている方もいらっしゃる、別の園になってしまったら私はもう、どちらも入らないよという、こういった方もいらっしゃるま

す。こういった方、今大変宮代町は子供の数がおかげさまで増えている状況でございまして、こういった方が生じてしまっているものとは考えておりますが、なるべく皆様の要望に応えられるように保育園の整備を進めている状況でございます。具体的には令和3年度に小規模園が1か所オープンする予定でございまして、また、認可保育園、定員60人の認可保育園の整備も現在進めているところでございますので、こういった受皿拡大によってなるべく希望する園に入れるように今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、要保護児童の情報共有システムでございしますが、こちらのほうはシステム上はインターネットから分離されておりますので、そこからの漏えいはないというふうに理解しているところでございますが、ただ、物理的に、やはり紙ベースのものとか、こういったものが流出しないとは言いきれません。こういったことは、やはり町の指針に基づきまして、個人情報につきましては厳重に管理して、間違っても情報が外部に出てしまうことがないようにしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、みやしろ保育園の工事の関係でございしますが、町内業者を優先したほうがいいのではないかというお話でございしますが、こちらは指名するに当たっては、やはり、まずは町内業者を選定したいというふうに考えております。ただ、指名数の規定もございしますところから、そのほか技術を有する町外事業者も入れた上で、最終的には指名競争入札という形を取らせていただく予定でございしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

学童保育の処遇改善です、そのことについてちょっとお聞きしたいのですけれども、例えば今度学童保育が、かえで学童クラブは3つになると思います。部屋が先ほど言いました3つにするんだと。これは、先生方も増えると思います。と思うんです、私の考えだと。やはり増えた分だけ増える。その辺のところの委託料というのはどんなふうになるのか。やはり、最初に決めたからこれしかやれませんよ、そういうことなんですか。委託料というのは。ちょっとその辺のところが分からないという感じがするんだけど、いや、同じようにやっているということは分かりましたけれども、この部屋が増えた分どうするのか。その辺のところを1つ、最後にお聞きしたいと思います。

それと、待機児童の問題です。先ほど言ったらいろいろ問題が、こういう人がいるんだと。次にまた言ったら、今度は兄弟が入っているとか、確かにそういう通勤通学とは別なところにあるということだったんですけれども、私はやはりそれが一番の問題じゃないかなと思っているんです。やはり、待機児童が増えているというのは。やはり自由に、確かに民間保育所とかこれから小規模の保育所を造りますよといっても、やはり、例えば和戸や国納のほうから姫宮のほうの保育所に入ってくれと言ったって、これは無理な話ですよ。その逆でも。やはり、それが待機児童だと思うんですよ、はっきりとした。国の定義じゃなくて。それをどういうふうにするのかというのが、やはり働いている人が多くなりましたから、このコロナ禍でも何でも。働く人が働かないと町に税金が落ちないし、やはり働くということはいいことだと思います。そういう働いている人の現在の置かれている状況を、保育所なりいろんなことをやるのが町の務めじゃないかなと私は思っているんです。それで、待機児童をなくす方向に進めてほしいと

いうのがあるんです。毎年毎回待機児童がこれだけ出ているんですよ。少ない人数かもしれないけれども、やります、やりますと言いながら。解消のために本当にこれ、努力をしてほしいというふうに考えています。よろしくお願いします。

では、1点だけお願いします。このシステムの導入については、これ以上のことは言えないと思うので、ぜひ、町のほうでも情報は漏れないように。これはくれぐれもお願いします。それによってひどい目に遭う人もいますので、よろしくお願いします。

では、1点だけお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

ただいまの山下委員の質疑についてお答え申し上げます。

学童保育の処遇改善に関係して、かえで児童クラブが部屋を増やすということで現在調整をさせていただいているところですが、そうですね、委員おっしゃるとおり部屋が増えたら指導員の数も増やさなくてはならないというふうに考えております。このため、人数が増えておりますので、ある程度の保育料収入が増加が見込まれるところではございますが、もし、どうしても委託料がはみ出てしまった場合、足りなくなってしまった場合、こういった場合は、やはり町としては責任を持って調整に応じるということで考えております。かえで児童クラブはもともとNPO法人でございますので、収支が利益が出ていない状態でございますので、赤字になってしまったらそのまま赤字ということで町としても十分認識をしているところでございますので、こういった事態に対する調整のほうは誠意に対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほか、質疑ありますか。
角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。お願いします。

ちょっと教えてもらいたいという感じなんです
が、123ページ、児童福祉対策事業の12節の委託
料に子育て短期支援事業委託料とございます。私
たちの予算書の67ページに子育て短期支援事業、
ショートステイを新たに導入するということで、
養育が一時的に困難となった児童を保護するとい
う今年度の新しいのかなと思うんですが、これに
ついてどこでどんなふうにされるのかということ
をお伺いします。

それから、125ページのみんなで子育てこども
未来事業委託料、地域子育てサロン実施業務委託
料というので121万円あります。これについて、
昨年からは始まっているのかなと思うのですが、昨
年新型コロナウイルス感染症でちょっと様子も分
からない。この積算について、昨年は99万円で今
年は121万円になっていますので、この積算につ
いてお伺いします。

それから、131ページのみやしろ保育所運営事
業の報償費のところの病児・病後児保育協力医療
機関謝礼というので、これは昨年、今年度、令和
2年から始まった病児保育も入れてくださって、
委員会視察も行っていないので分からないのです
が、これ、変わって報償費が変わるというのはど
ういうことなのかということと、あと、利用者負
担というのは幾らというかどんなふうになっている
のかお伺いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援
課副課長の横内でございます。

ただいまの角野委員の質疑について、お答え申

し上げます。

まず、子育て短期支援事業でございますが、こ
ちらは保護者の疾病その他の理由により、家庭に
おいて子供を養育することが一時的に困難となっ
た場合などに児童養護施設など等において一定期
間養育保護を行うことによりまして、これらの子
供及びその家庭の支援を図り、福祉の向上を目指
すものでございます。実際には既に加須市の乳児
施設につきまして交渉を行っておりまして、こち
らと契約を進める予定でございます。

続きまして、地域子育てサロンの委託料につい
てでございますが、こちらは委員おっしゃるとお
り令和2年度から事業をスタートしております。
令和2年度は途中からスタートした関係もござい
ますので、実際の開催数は半年程度の実施になっ
ておりますが、来年度は、令和3年度は1年間を
通して事業を行う予定でございますので、その分
委託料を増額させていただいているところでござ
います。

続きまして、みやしろ保育園における病児保育
の医療機関への謝礼の関係でございますが、こち
らにつきましては昨年度は、ごめんなさい、令和
2年度はこの病児保育事業、10月からスタートさ
せましたので、こちらもちょうど半年分の計上とな
っております。一月当たり3万円をお支払いする
ということで契約をさせていただいております。
令和3年度は1年間を通してお願いする予定でござ
いますので、その分が増加している状況でござ
います。

また、病児保育の利用者の負担でございますが、
こちらは1回当たり2,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

短期支援事業は加須市の乳児施設ということで、

この積算というのはどんな、15万4,000円というのはどんなふうなのかお伺いします。

それから、地域子育てサロンについては委託先は、どこというかどんなでしたっけ。お伺いします。

○委員長（丸藤栄一君） 子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

ただいまの角野委員の質疑について、お答え申し上げます。

まず、子育て短期支援事業の委託料でございますが、こちらは1日当たりの利用は1万1,000円掛ける7日掛ける2人分を計上させていただいております。これで15万4,000円ということで計上させていただいております。

また、2点目の地域子育てサロンの委託先でございますが、こちらは株式会社アンカルクというところに委託を現在行っております。継続して委託をさせていただくということで考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

歳入のほうで7万7,000円とあったのですが、これは、じゃ、1人分ということですよね。算出は取りあえず2人分ということなんでしょうかね。

それから、身近な場所で子育てサロンというのは第5次総合計画の事業にもなっていますが、いずれ地域で主体をつくっていききたいという、そういうようなことが書いてありますが、地域の方々で。これはアンカルクに委託しているんだけど、アンカルクがそういうのをつくっていくような形にしていくということなのでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

ただいまの角野委員の質疑にお答え申し上げます。

まず、子育て短期支援事業の歳入でございますが、こちらは国、県の補助金がつきますので、自己負担は半額、実際に施設にお支払いするのは1泊1日当たり1万1,000円なんですけど、実際に負担していただくのは半額の5,500円ということで利用料は計上させていただいております。

また、2点目の地域子育てサロンの今後の展開についてでございますが、最終的には第5次総合計画にのせさせていただいているとおり地域が主体となつてこういった場を作っていただくことを目標としておりますが、その過程におきましてなかなか自然発生的なものが難しいのかなというふうに考えております。このため、何年かはこういったアンカルク、委託先のアンカルクや、あと町とともに投げかけをしていって、事業を実際にこれだったら運営してみようというような方を育てていって、最終的にはアンカルクへの委託ではなくて自主的な事業として展開をできることを目指しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑はございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

ページ122ページ、学童保育所運営事業についてお聞きいたします。

学童保育、先ほどから委員の皆様から出ている学童保育園の処遇のことなんですけど、杉戸町の学童保育を大手民間会社が委託されているんですけど、時給が宮代町より30円高いんです。しょっちゅう入っているんですけど、その30円違うということの大きさ、杉戸町と宮代町って近いですから、同じように出ているんですけども、この先ちょっと心配だなと思うのは、どっちでもいいと

思っている人は多分金額、保育士さんとかでもそうですけども、金額の高いところに行ってしまうので、このあたりはずっと見ていてもずっと金額が変わらないんですね、杉戸町と宮代町のアンフィニさんの募集と杉戸町を委託されているところは金額がずっと変わらないので、そういうところはどうかお聞きします。

あともう1点は、カインド・ナーサリーが今3つ目ができるわけですけども、人数とか、あと保育士の数とかというのは大体決まったのかをお聞きします。2点です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

ただいまの丸山委員の質疑について、お答え申し上げます。

まず、学童保育所の時給が杉戸町と比べてちょっと差ができていくという件でございますが、こちらにつきましては宮代町で指定管理をお願いしておりますアンフィニ及びかえで児童クラブにつきましても、ベースアップ分を、ベースアップすることを前提に契約をさせていただいておりますので、今後ベースアップを図っていくこととなると思います。ただ、やはり近隣の状況には注意して確認してまいりたいというふうに考えております。

また、2点目のカインド・ナーサリーが新たに開園する小規模保育園についてでございますが、こちらはご承知のとおり宮代町道佛にあるピアシティの中に新たに1か所開園することを現在開園することを目指して整備を行っております。職員につきましては、現在常勤が5名、パートが2名の合計7名、また、これとは別に調理員2名が手配できているというふうに聞いております。また、

こちらのカインド・ナーサリーの新たなカインド・ナーサリーにつきましては、定員19人の小規模保育施設でございます。小規模保育施設の中では最大となる定員19人を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

ベースアップは前提でということで契約してくださっていると思うんですけども、求人広告とかを見ると結局金額の違いが歴然に出てしまうので、そういうところを、やはり高いほうに行ってしまうと、やはり学童保育の募集って結構出たり、時期的にも雇用が違うので、雇用形態が違うので、やはりなり手が少ないという点で、やはりその辺りは、やはり前提というものであるならば募集段階から考えていくことも必要かなと思いますけれども、そのあたりをもう一回お願いいたします。

あと、カインド・ナーサリー、分かりました。このカインド・ナーサリーも多分、延長保育とかする人が多くなると思うんですけども、この資料で頂きました利用のところを見たりすると……。すみません、ちょっと……。

〔「22ページ」と言う人あり〕

○委員（丸山妙子君） 22ページ、すみません、メモしなかったので申し訳ないです。22ページで延長保育が入ってくると思いますので、多分3つ目は場所的にも多くの人が利用していくと思います。そのあたりの今後の推移というのかな、どう対応していくのか、できる範囲ですということなのかお聞きします。

○委員長（丸藤栄一君） 子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君） 子育て支援課副課長の横内でございます。

ただいまの丸山委員の質疑につきまして、お答

え申し上げます。

まず、学童保育の賃金のベースアップ分です。こちらは委員おっしゃるとおり、やはり募集の段階で差が出ているということは、ちょっと町としてもちょっと心苦しい状況にはございます。ベースアップ分がどの程度になるかというのは、委託先の業者や団体の方の考え方もあると思いますので、こういった事実は事実として踏まえて、今後調整してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、カインド・ナーサリーの新しい保育園につきましの延長保育の関係でございますが、こちらは基本的には朝7時から夜の7時まで、19時まで保育をするということで今伺っております。これで標準時間よりは若干長めになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小暮正代君） 子育て支援課長の小暮でございます。

丸山委員さんの質疑に少し補足をさせていただきたいと思います。

こちらの学童保育の指導員の賃金というところでございますけれども、指定管理を出させていただくときにベースとなるのが相談会の町の指導員さんたちの賃金がまずあります。それからちょうど、例えばアンフィニに関しましては会計年度任用職員になる前の賃金でありましたので、会計年度任用職員に移行したときにはこれぐらいの賃金になるということをお示しした上で、さらにそれよりもアップしていただいたというところで指定管理料が設定させていただいているところでございまして、他市町村の状況も私もよく日曜版を見ているので、よく分かっているのですけれども、恐らくそのスタート時点が若干違うというところがあります。

ただ、しかしながらこの指定管理に出させていただいてから、非常に学童保育のなかなか指導員さんって、公設でやっていたときも本当に定着しないというところがあります。すごい不規則な勤務体系でございますので、やはり激務というところもありまして、非常になかなか定着率というのはどこの多分自治体も低いんだと思います。ただ、この指定管理に出させていただきましてからは、ただしその確保、新たな人の雇用の確保というところは非常に円滑にいつているというふうには判断させていただいているところではございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

カインド・ナーサリーのほうについては分かりました。

今、課長が補足していただきましたように、私もちょっと日曜日によく求人のところをどんな、世の中がちょっとどう動いているかで学童とか保育とかすぐ求人が出ているので、よく見ています。必ずついてきます。それで、この資料の中の19ページとかでも退職者が出ていますけれども、それぞれの事情で退職していくのならいいんですが、やはり時給の問題で、そんな通勤距離が変わらない隣とかに、例えばよく行ってしまわれてしまうと、学童に通っている子供たちもまた、次から次へと新しい先生になるというのは不安があると思うので、やはりそういうことにつながらないように、そこはやはり、すごい必要かなと。事情で辞めていく分にはいいんですが、時給のいいほうに行ってしまうということで人材がなくなってしまうことは困るので、そのあたりを考えながらいろいろやっていただきたいと思います。それは要望です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で子育て支援課分の質疑を終了いたします。
ここで休憩いたします。

休憩 午後 4時54分

再開 午後 5時09分

○委員長（丸藤栄一君） それでは、再開いたします。

これより一般会計の住民課分の質疑に入ります。
留意事項を申し上げます。委員会の運営上必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君） 皆さん、よろしくお願いいたします。

住民課長の高橋でございます。

○住民課副課長（草野公浩君） 住民課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○年金担当主査（山崎 貴君） 住民課年金担当主査、山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○住民課主幹（中村佐登志君） 住民課戸籍住民担当主幹、中村でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございませんか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

1点だけ質問させていただきます。

マイナンバーの、マイナンバーカードの普及率は宮代町は県内も高いということなんですけれども、先日国のスマートシティ構想の話の聞きまして、これからどんどんデジタル化が進んでいきまして、個人的な情報もやはりデジタル化で管理していくというような時代がすぐそこまで来ているということを感じました。

行政のデジタル化など様々なデジタル化の恩恵を住民が受けるには、やはりマイナンバーの取得が必須となってきます。特に高齢化が進めが進むほどデジタル化の恩恵を町民が受けると私は思っております。マイナンバーカードの発行枚数を増やすために休日の交付をするということですが、それ以外にマイナンバーカードを増やす方策などを講じていくのでしょうか。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当主幹、中村でございます。

ただいまの浅倉委員からのご指摘でございますが、マイナンバーカードの普及を図るために当町ではマイナンバーカードの休日の先ほど話がございました交付、それに合わせまして申請時台帳方式と申しまして、ご本人様が役場のほうに本人の確認のできる書類をお持ちいただければ、その場で発行のお手伝いをする。お写真とかも無料で撮って差し上げております。そのかいもあってか、当町現在平成、失礼しました、令和3年の2月21日現在で30.61%の交付率となっておりまして、ただ、こちらちょっと残念ながら県内1位ではございませんで、県内ただいま2位でございます。1位が和光市さんで30.97%となっておりまして、近隣の市町に比べましては非常に高い水準となっておりますのでございます。

やはり、マイナンバーカードを特に高齢者の方々がお作りになるというときに、やはりお写真を撮るというのは一つの、やはりネックになっているようなお話は何っておりまして、その分をサポートできているということで、非常に県内でも高い交付率を維持しているのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 再質問させていただきます。

私がよく支援者も含めて、マイナンバーカードを何で取得しないんですかというふうに聞きますと、まず1つがメリットを感じないというんです。なので、そう言われたときにはこんなメリットがありますよというふうに私も言いたいんですけれども、これはどんなメリットがあるのか教えてください。

それともう一つは不信感です。やはり、消えた年金のように国がやるということは国の管理ミスというのがあるのではないかと。例えば情報の流出とかです、あとはよく中国政府がやっていますけれども、時の政権による情報の操作とかです、もしくは国が個人を管理するのではないかというようなこういった不信感があります。こういった不信感はないんですよと私も言いたいんですけれども、そういうものは実際にそういった不信感というのはどうやって払拭していけばいいのか教えてください。

以上、お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当主幹、中村でございます。

まず、マイナンバーカードのメリットにつきましては、現在当町におきましては町独自の施策は行っておりませんので、1つとしては住民票が休

日も取れますということ、それがコンビニのほうでお取りいただけますので、全国どちらの自治体に行かれても、ほかの場所に行かれても住民票、あと、印鑑登録証明書がお取りいただけるということが一つのメリット。それから、これから本年度、今年の3月から徐々に医療機関のほうで保険証の代わりとして有効活用するように今、国のほうで方策を練っておりまして、徐々にそちらのほうが始まってくるところでございます。

それから、不信感の払拭ということでございますが、そこはやはり、情報セキュリティ上マイナンバーカードにつきましては、特にその中に個人情報が入っているというわけではございませんで、そちらの情報を国のほうで管理しておりますサーバーに読みに行って、その情報を当たってくるということになっておりますので、特にカードを特に紛失してしまったらどうしようというご心配等はそれに暗証番号がかかっておりますので、ないかというふうに考えております。

それから、不安を払拭するために何か方策を打たなくては、やはりこれ以上伸びないのかなというふうに浅倉委員のほうのお話でございますが、やはりその不安を打ち消す、例えばちょっと、私どももちょっとものが、特に国のほうから示されているもの以外特に当町にはございませんので、そこら辺はご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 分かりました。

メリット感なんですけれども、住民票と印鑑登録証がコンビニでも取れますよというのでは、なんかメリット感薄いですよ。住民票もそんなに年間たくさん取るわけでもないですし、3月から医療機関の保険、医療機関で保険証の代わりに使えるということなんですけれども、今後こんなの

にも使えますよというのはあるんですかね。それと、情報のほうのセキュリティーなんですけれども、サーバーに読みに行っているということで、これは情報の流出はないというふうに言ってもよろしいのでしょうか。そこの2点をお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でございます。

マイナンバーカードの今後の利用ですけれども、今年の3月から健康保険証としての利用が可能となります。そのほか、今、今年度の10月から検診の情報と、それから薬剤情報が10月から閲覧できるようになります。それによって、例えば保険証を忘れてしまって医療機関にかかった場合に、そういうのはマイナンバーカードがあれば全て、その医療情報とか検診の情報とか薬剤の情報が病院等で全て分かるようになります。また、本人も見ることができますので、本人の健康づくりに活用できるというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当主幹、中村でございます。

先ほどの情報流出の関係でございますが、基本的に意図的な何かが働かない限りは情報流出はないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

情報流出のものはないという中、オレオレ詐欺のような形でカードを取られてしまって、そこでいろんな情報が取られてしまうのではないかと、いう心配もありますけれども、そういった対応はしているのでしょうか。それと、例えばマイナンバーのカードの普及を上げるために、今度ワクチン

接種のときにありがとう券がもらえるということなんですけれども、ありがとう券をもらう条件としてマイナンバーカードが必須ですよと言えば、何か物すごくマイナンバーカードの取得率が上がるような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 住民課戸籍住民担当主幹、中村でございます。

マイナンバーカードの普及に関しましては、基本的には、そうですね、一つの方策としては先ほどのありがとう券を配るというのは一つの確かに方策でございまして、実は国のほうからも配って一応予算化すれば大丈夫という話は伺っておりますが、ただ、それを実際に普及のために今までたくさんの方がお作りになっている中で、果たしてここだけでメリット、普及させたいためですので、それは町のほうの方策として一つの考えとしてはできないことはないかというふうには考えておりますが、それは今後のまた町のほうの予算の状況等で考えてやっていければというふうに考えております。

それから、マイナンバーカードをもっとメリットのあるものにするということに関しましては、これは私どものほうは、住民課のほうにつきましてはマイナンバーカードを発行する立場にあるということで、これは活用につきましては、やはり町全体として特に企画の部門とこういった活用の仕方を考えようということがあれば、そちらのほうでやっていくべきものではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わりにします。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございませんか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

私もマイナンバーのことで質問をさせていただきます。

今の回答の中で、意図的なあれがなければ防衛できるということと言われていましたけれども、じゃ、意図的があれば守れないということなんですね。そういう理屈になりますよね。利用がいろんなところに、例えば病院だとか戸籍課だとかいろんなところに出てきて、また、広くまたやるといいますから、いろんなところに利用できるということになりますと、意図的にそのナンバーをパソコンですから取り出すこともできるということですよ、意図的な人が。そういう立場の人が。それをどうやって防ぐかが問題なんだと私は思っているんです。だから、皆さんは不信に思っている。それをなくす方策というのはないと思うんですよ、このコンピューター時代では。だから、いろんな詐欺だとかそういうのが出てくるのだと思いますよ、私は。その辺のところを、例えばあった場合誰が責任取るのと。個人情報全部流れますから。この間も何万人という人の個人情報が流れたという、ありましたけれども、そこは問題だと思いますよ、私は。全てが個人情報が、どこの病院にかかって、どういう薬を、そうすると、それを利用する人も買う人も出てくるし、漏れた場合にはね。ないというようなことはゼロではないですよ。意図的にやる人はいるので、そこが問題なんですよ。ですから、町としてそういう場合は責任というのではないですけども、ないというのなら別ですよ。絶対ありませんというのだったら、そうやって紹介してくれるのだったら。その辺のところは答えてくださいよ。本当はないのか

あるのか。

以上。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当主幹、中村でございます。

今の山下委員さんのご質疑でございますが、原則ありません。その意図的というのは、やはりその情報を扱う、やはり人に係ってくる部分、特にでございますので、その100%ないですとは、やはり私どもの町だけであれば結構ですが、ほかの自治体、先ほどの医療機関等で当然、情報が当然出てきますので、そこまで全部管理するということになりますと、そこはやはり国のほうの個人情報保護法で、そちらの関係での適用になりますので、それを100%宮代町の情報は大丈夫ですということは、やはり、町で管理している分の情報につきましては、それは100%と言えるかもしれませんが、それが情報、ほかと連携をしてほかで取られているということに関しましては、私どものほうの立場としては100%必ず絶対大丈夫ですというふうに言い切れるものかと思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 町のほうでは100%、これもちよっと怪しいものですよ。人間がやるものですから。100%と言えないと思いますよ。確かに危険度はありますということ言うんでしたら、私も分かりますよ。100%と胸張って言われちゃうと、あれ、本当かなと。万が一守れないで、じゃ、誰が責任取るのとなりますよね。確かに機械でやるものですから、意図的にやる人は、これは漏れますよ、必ず。ですから、あちこちで情報が漏れていますよ。それを利用する人がいるという

ことなんですよ、一番の問題点は。漏れた情報を。だから、それを皆さん危険だなというふうに感じているのではないかなと思っているんですよ。

確かに便利なことは便利ですよ。私もこのシステム全てをいけないんだということではないですけども、情報が漏れた場合にはどうするのかということを行っているだけなんですよ。ですから、100%というのはあり得ないんじゃないかなという感じがしますので、そのことだけ注意をして、私は、それは100%になるようにしたいのがやまやまだと思うんですけども、意図的な人はそういうふうに感じていませんので、その辺のところだけは100%ではないということだと思ってください。私はそう思っていますので。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございますか。
西村委員。

○委員（西村茂久君） 西村です。

これ、マイナンバーカードというのは、登録というのはいつから始まりました。お尋ねします。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありませんか。
〔発言する人あり〕

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。
住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当主幹、中村でございます。

マイナンバーカードの登録につきましては、平成27年の10月から始まっております。

現在も既に、最初にお作りになった方につきましては、カードのほうで電子証明書というもの、例えば住民票を取るですとか確定申告をするとかというそういったものの期限が、ちょうど5回目の誕生日に切れますので、もう更新にいらっしゃっている方が多数いらっしゃいます。

それから、未成年の方につきましては、もう5

年たっておりまして新しいカードに作り変えている方々もたくさんいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 平成27年ですから、5年たったんだよね。当初は10%で低迷していましたよね。それから今は30%になった。原因は何ですか。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当主幹、中村でございます。

30%まで伸びた大きな要因は、当町では先ほど浅倉委員さんからのご質疑でお答えをしましたとおり申請時台帳方式という、申請時台帳方式という役場のほうで窓口に出していただければその場でお写真等も撮影いたしまして、申請のお手伝いをするという方式を取っていることが一番大きな要因かというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 今30%を超えたということですね。大体国が音頭を取っているわけですよね、もともとは。国が音頭を取る中で、デジタル化という、最近デジタル庁もできていますから、それを推し進めようとする。そのときに、いろんなあめを出しているんです。あめ。リスクは出さないですよ。いいところばかりで。これはデジタル化するということは、確かに便利なんですよ。ただし、昨今、最近の富士銀行の、富士銀行じゃない、みずほ銀行か。そういう事故を起こしていますよね。電算化をしたときに、あるいはいろんなものをリンクさせたときに、それが1つアウトになると次のやつがバックで入ってくるような、カバーで、入ってくるはずなんです。そういう設計をしているんですもの。

一番、これが伸びない理由というのはどこにあ

るかという、リスクです。それを解き放していないから。私はマイナンバーを作りません。はっきり言って。このリスクが解決しない限り作らないと。ほかの人にもそう言っています。危険と。だから、いいことばかりではなくて、あれは健康診断、保健証なんかも何でも、税金なんかも簡単にできるようになりますよとか、いろいろいいことはおっしゃる。でも、先ほど答弁でおっしゃっていたけれども、100%リスクがないなんてあり得ないんですよ。絶対にあり得ないんです。仮に1人でも2人でも情報が流れたとき、どうするんです。どう責任を取るんですか。責任まで言った上で100%ありませんと言ってください。いかがでしょう。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当主幹、中村でございます。

先ほどの100%というのは、やはり当然町としては、それは当然目指さなくてはいけないところ、情報の流出というのはあってはならないという部分というのはご理解いただきたいとは考えております。その中で、何か町のほうから情報が漏れたときというのは、当然責任を取るのは、やはり首長になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） これは町を今代表してお話しされているわけですから、言った人が責任を取るんです、まずは。その上で連帯、組織としての責任というのが出てきますけれども、そのところでごちゃごちゃ言う必要はあまりないのですけれども、やはりこれは非常にいろんな形のところと結ばれると、情報が流れると思わないと駄目ですよ。いかに国が安心・安全と言っても、あるいは便利だと言っても。それは言い切れないですよ。

北海道のあれでも、20億円という金につられて手を挙げているでしょ。町のこのマイナンバーカードは金の問題じゃないですからね。便利さの問題です。だから、違いはあるんだけど、例えばさっき、担当がおっしゃったんですけれども、ワクチンのありがとう商品券を出すときにマイナンバーカードを作らせる。こんなことはやめてくださいよ。そういう発想がいろんなリスクを生じさせるんだよ。そんな簡単なものではないですよ、これ。ただ、町の立場は分かりますよ。町としては100%を目指してやるんだと。でも、それを言う以上は、仮にそれでいろんなものが流れちゃったときに、本当に責任が取れるのかという、その心配があります。

以上です。答えなくていいです。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございませんか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

1点だけお願いします。

資料の14ページ、6の国保税の未納滞納収納の状況で本年度、1月末65.8%ということになっているんですけれども、今現在と予想としてちゃんと、この例年どおり85%とか87%に行くのかお聞きいたします。それ1点です。

〔「特別会計です」と言う人あり〕

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で住民課の一般会計分の質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 本日はこの程度にとどめ、

次回は3月10日水曜日、午前10時から委員会を開き、健康介護課分の質疑から始めたいと思います。
これにて延会いたします。

延会 午後 5時36分

予 算 特 別 委 員 会

第 4 日

出席委員（１３名）

山 下 秋 夫 君	丸 藤 栄 一 君
丸 山 妙 子 君	浅 倉 孝 郎 君
金 子 正 志 君	西 村 茂 久 君
小 河 原 正 君	泉 伸 一 郎 君
角 野 由 紀 子 君	塚 村 香 織 君
合 川 泰 治 君	土 渕 保 美 君
川 野 武 志 君	
（議 長 田 島 正 徳 君）	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副 町 長 洪 谷 龍 弘 君	健康介護課長 小 島 修 君
健康増進室長 竹 花 治 君	健康介護課長 稲 宮 辰 男 君
健康介護課幹 野 口 延 寿 君	健康介護課幹 宮 下 義 樹 君
健康増進担当主 岡 本 知 佳 子 君	高齢者支援担当主 齋 藤 千 洋 君
産業観光課長 井 上 正 己 君	産業観光課長 菅 原 隆 行 君
産業観光課副 野 口 幹 雄 君	農地調整担当主 鷺 谷 栄 一 君
農業振興担当主 鈴 木 功 君	商工観光担当主 山 内 一 生 君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長 長 堀 康 雄	主 任 岡 村 恵 美 子
----------------	---------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより8日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第15号の審査（健康介護課・産業観光課）

○委員長（丸藤栄一君） 本日は、議案第15号 令和3年度宮代町一般会計予算についてのうち、健康介護課、産業観光課分の順に質疑を行います。

これより、健康介護課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島 修君） 改めまして、おはようございます。健康介護課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

担当職員の紹介につきましては、自己紹介ということで進めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○健康増進室長（竹花 治君） おはようございます。健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） おはようございます。健康介護課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） おはようございます。健康介護課高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（岡本知佳子君） おはようございます。健康増進室健康増進担当の主査、岡本でございます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（野口延寿君） おはようございます。健康増進主幹の野口でございます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（宮下義樹君） おはようございます。健康増進室主幹の宮下です。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） おはようございます。浅倉です。

幾つか質問させていただきます。

私たちの予算書36ページ、お帰りなさい！地域デビュー事業についてです。この事業に関しては、私かなり期待しています。私は、20年間NPOで活動してきました、多くの定年退職者の方たちと活動をしてきました。定年後どうするのか、定年退職された方にとっては本当にこちら大きな課題です。図書館族とかスポーツジム族とか言われますが、皆さん図書館族とかスポーツジム族になんてなつたわけではありません。本音は何かしなければいけない、できれば何かの役に立ちたいと皆さんそう思っています。定年退職された方々は様々なスキルを持っていますし、皆さん元気です。こうした方々が地域で活動すれば、地域は本当に活気づくと思っています。

そこで、質問です。

〔発言する人あり〕

○委員（浅倉孝郎君） 違います、これ。

すみません、じゃ次にいきます。

私たちの予算書38ページ、若い世代の健康づくり促進事業、あれこちらも違います。

〔発言する人あり〕

○委員（浅倉孝郎君） こちらオーケーですか。

こちらですけれども、私こうしたチャレンジングな事業は大好きです。最も健康に関心のない世代に生涯を通じて健康で活気ある日々を過ごすための健康の大切さを認識してもらうということで、こちらかなり期待しております。若い世代と言いますが、これどの年齢層をターゲットにしているのでしょうか。

また、オンラインによる教室や相談などを予定していますが、若い世代に健康の大切を知ってもらうためには、まず若い世代に健康への関心を持ってもらわなければなりません。どのような方法で若い人に健康への関心を持ってもらうのでしょうか。

続きまして、私たちの予算書43ページ、高齢者困りごとサポート隊事業です。買物や電球交換など、高齢者の日々のちょっとした困り事をサポートする地域内の助け合い……。

〔発言する人あり〕

○委員（浅倉孝郎君） これも違う。

じゃ、私たちの予算書81ページ、健康診査事業は。

〔発言する人あり〕

○委員（浅倉孝郎君） これオーケーですね、じゃ、こちらにいきます。

コロナ禍で外出を控える高齢者、中高年が増え、健康を害する相談が増えていると多くの自治体で報告されています。コロナ禍と比べますと、保健センターなどに体調が悪いといった健康相談は、

これ増えているのでしょうか。

続きまして、私たちの予算書82ページ、健康教育事業についてです。健康マイレージ事業についてですが、昨年、宮代町独自の健康マイレージを考えてほしいと要望したところ考えていただき、こちらありがとうございます。恐らく町民の皆さんのやる気度が上がるのではないかと考えています。やる気度が上がるのではないかと私の母も言っていました。こちらどのような記念品のプレゼントを考えているのでしょうか。

最後になります。福祉産業委員会資料81ページ、高齢者宅見回り事業の状況です。高齢化率が上がる中で、平成27年をピークに見回り数が減少しているのはなぜでしょうか。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただいた質疑についてお答え申し上げます。

まず、若い世代の健康づくり促進事業、私たちの予算書38ページになりますけれども、こちらにつきましての世代の方々ということでございますが、こちらにつきましては、20代から40代の方々に対しての健康増進計画策定時のアンケート等において、健康に関する意識が若干低いかなというところが見受けられましたので、子育て世代というところも含めましてですけれども、保健センターに乳幼児健診とかにいらっしゃった方々に対して、アンケートのほう取らせていただき、必要に応じてまたアンケートのほうを発送させていただきながら、無作為で抽出させていただいた方々に対してアンケート等を行いながら、必要なニーズというところを把握させていただきながら、健康づくりに努めていきたいという事業でございます。

続きまして、私たちの予算書にはなかったかと

と思いますが、健康相談事業というところでございます。体調不良の方々、このコロナ禍において相談の件数が増えているかというご質問だったと思いますけれども、こちらにつきましては、特に増えていないという状況でございます。

特に、コロナ禍においてのこういったところのPCR検査とか行えるのかという問合せ等をいただくことはあるんですけれども、ご自分の体調が悪くてとかというような相談等は、特に増えていないという認識でございます。

また、マイレージ事業ですけれども、こちらにつきましては、健康教育事業ですので、私たちの予算書82ページになりますけれども、こちらにつきましては、引き続き平成30年度におきましてもクオカードのほうを皆さんのほうにお配りさせていただいたんですけれども、引き続きクオカードを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

高齢者宅の見回り事業の訪問者数の減ということでございますが、資料の各年度の数字を見ますと、令和元年度から数字のほうが減っております。それまでの年度においては、およそ600人前後で推移をしているところでございますが、令和元年度につきましては438人、そして令和2年度におきましては397人というふうに減っております。

これは、減った理由でございますけれども、対象者の方の変更によるものでございます。それまでは、75歳以上の方を中心に訪問をいたしておりましたが、令和元年度からはちょっと対象条件を見直しまして減りました。対象の方の条件につきましては、75歳以上の方の中でもお独り暮らしの方でありますとか、あるいは80歳以上の高齢者の

みの世帯というふうに絞って訪問を行いました結果、人数が減っているものでございます。

その対象者数を変更した理由でございますが、それまで訪問をしていた中で、75歳以上の方の中でも元気でお暮らしになっている方も大勢いらっしゃる、またケアマネージャーが関わっている方もいらっしゃるということなので、そういった方は対象外といたしまして、そうでない方を中心によりきめ細かく訪問して、お話を伺いできるようにということで、対象者を減らしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 幾つか再質問させていただきます。

私たちの予算書81ページの健康診査事業なんですけれども、これ何で健康を害するケースが、相談のことを聞いたかといいますと、結構多くの自治体さんのほうで、コロナ禍でやはり外出ができないといったことで、肉体的にも精神的にも健康に害する相談が増えていきますよということで、宮代町はどうなのかなということで聞いてみましたが、けれども、増えていないということでした。ただ、相談はしていないけれども、恐らくずっと家の中に入れば、多分肉体的にも精神的にも体調を害する方が増えていると私は思っています。

なので、来年度は特に健康診査がやっぱり重要視されると私は思います。健康診査の率を上げるためにどのようなことをしていくのかお尋ねします。

例えばですけれども、通知のチラシに胃がん検診に行った結果、異常が分かり、早期治療で助かりましたとか、胃がん検診に行った結果、異常が分かり、もっと早く健康診断に行けばよかったと思いましたがみたいな事例を入れて、健康診査のメ

リットを強調するというのはいかがでしょうか。
よくテレビでも、通販でもやっていますよね、膝が動くようになりましてとか、どっさり出ましたとか、こういった具体例を入れると健康診査率は上がると思いますが、いかがでしょうか。

私たちの予算書82ページ、健康教育事業についてです。引き続きクオカードということなんですけれども、もうちょっといい商品を考えていただければなというのと、もう一つ、こちら私の支持者の高齢者の方からいただいたアイデアなんですけれども、日本人ってやはりこつこつ息の長い事業をするというのはすごい得意だそうですので、例えば日本一周とか世界一周とか、そういうような息の長いチャレンジをして、豪華賞品がもらえるという企画ですと、かなりモチベーションが上がるというふうに聞いておりましたので、そういった企画みたいのを考えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

この2点になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただきました質疑についてお答え申し上げます。

まず、私たちの予算書の81ページ、健康診査事業でございます。受診率を上げるための方策ということでございますけれども、こちらにつきましては、今年度におきましても今までと違って集団健診で行っているんですけれども、時間一枠の時間を少し減らして、来ていただいた方々には密を避けているというところを意識していただけるような形で、席の配置ですとか、動線のほうを考えて行っておりますので、来年度以降についても引き続き同じような形を考えたいというふうに思っております。

また、胃がん検診等におきましては、今年度に公設宮代福祉医療センターのほうに新たに内視鏡の機器を購入させていただきましたので、そちらにつきまして、なるべく密を避けるという意味で個別検診の導入というところを今進めているところでございますので、診査についてはご理解いただきたいと思います。

また、私たちの予算書82ページでございますけれども、クオカードでないもっといいものをというところでございますけれども、こちらにつきましては、もともとが若い世代の方々に対してどのような形のものをお渡しさせていただいたほうがより参加が増えるかなというところで、クオカードのほうを渡させていただくことに決めたんですけれども、実際にもう3年という経過が経ちますので、新たなものというところを委員さんのご指摘のとおり、今後は検討していかなければならないかなという認識は十分持っておりますので、今後そちらのほうに、日本一周というところまではいかないかもしれませんが、新たな導入というところを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） ぜひとも健康診査率を上げるために、やっぱり日本人って具体例があると、やっぱりああそういえばこういう人がいるんだったら、ちょっとやろうかなとかいうようなモチベーションも上がると思いますので、ぜひとも具体例を入れていただければなというふうに思っておりまして、こちら要望です。

あと、健康マイレージ事業なんですけれども、やはりできれば日本一周とか世界一周みたいなチャレンジングなものもあるとやっている方にとってみれば、やっぱりモチベーションが上がると思

いますので、そういった壮大なチャレンジも計画していただければと思いますので、お願いいたします。

私の質問は、以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 続いて、質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） おはようございます。泉でございます。ちょっと細かい点をお聞きして申し訳ないんですが、よろしく願いいたします。

5問ほど質問させていただきます。

まず、1問目なんですけれども、第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目保健衛生総務事業、その中の136、137ページになります。よろしいでしょうか。

その18目負担金補助金及び交付金というところで、骨髄移植ドナー助成費補助金とあるんですけれども、これどういうもので、今年度どのような実績があったかを教えてください。

続きまして、同じく2目母子保健事業の、141ページになってしまうんですが、12節委託料で、141ページのほうで産後ケア事業委託料ということで、59万8,000円となっているんですけれども、この中で今回訪問型に加えて新たに宿泊型を始めますと書いてあるんですけれども、この宿泊型というのはどういうものかをご説明願いたいと思います。

それから、同じページで、4目健康診査事業、12節委託料のところで骨粗鬆症検査委託料とあるんですけれども、これは今年度何人ぐらいいらっしゃるのかを教えてください。

それから、同じページで、5目健康教育事业、ここで若い世代への健康づくりを支援する事業の実施ということを言われていまして、先ほどニーズによって何か行っていくと聞いたんですけれども、

も、具体的にどういうものを考えているかを教えてください。

それと最後なんです、私たちの予算書の82ページで、この健康教育事业ということで、上のほうの一番最後なんですけれども、この命の門番であるゲートキーパー養成講座と書いてあるんですけれども、これはどういうものを教えてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただきました質疑についてお答え申し上げます。

予算書の137ページのところで、骨髄移植ドナー助成費の補助金はどういったものかということでございますけれども、こちらにつきましては、ドナー登録をされた方において、骨髄移植をするときに少し会社のほうを休まなければならないという状況がございますので、そちらにつきまして、勤務していращやる会社とかにそういう休暇とかがない方々において、その休んだ日にちにつきまして補償するという意味で、予算計上をさせていただいているものでございます。ちなみに、今年度の実績はございませんでした。

続きまして、141ページ、産後ケア事業ということで、宿泊事業というのはどういったものかというご質疑だったかと思っておりますけれども、こちらにおきましては、産後においていろいろな不安な部分がございます。また、今のような状況で核家族化が進んでいて、いろいろな部分で相談できる方がいращやらなかったりとかというような方々に対しまして、ご希望があったときに産科の医療機関において宿泊しながら、いろいろ相談ができたとか、ケアを受けられたりとかするということで、準備をさせていただいている事業で

ございます。

続きまして、骨粗鬆症の検診というところで、今年度においての実績ということでございますけれども、今年度におきましては、来所者数が204名ということで、実際の申込者数というのは209名いたんですけれども、比較的申込みから来所者というのは、来所率が高いような事業というところでご理解いただきたいと思います。

また続きまして、健康教育事業の若い世代の方々に対するアンケートを行った結果、どういったものを考えていらっしゃるかというご質問だったと思いますけれども、こちらにおきましては、やはりどうしても子育てだったりとかというところで、体を動かしたいとかということを考えていらっしゃるかもしれないとかというところを、私たちの中では思っているところがございしますので、そういったところもし同じような形でニーズが合っているようであれば、そういった方々に対して運動ですとか、そういったことを働きかけていきたいというような事業でございます。

また、私たちの予算書80ページのゲートキーパー養成講座というところでございますけれども、こちらにつきましては、やはり周りにいらっしゃる方々が、その方々に対するちょっとした変化についてを気づけるようなというところで、そういうその気づきができるような形のものを少しでも多くの方々に分かっていただきたいということで、講座のほうを開催させていただいて、そういった説明のほうをさせていただいているという事業でございます。

講師におきましては、外部講師のほうをお招きして進めている事業でございますし、また町の保健師等も関わりながら進めております。

令和元年度におきましては、町職員全員に対し

て、こちらのほうの講習を2回開催させていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） では、再質問させていただきます。

骨髄移植ドナー、137ページなんですけれども、これは実績がなかったということなんですけれども、この14万円はどういう見込みで計上されたのでしょうか。例えば1人分とか何かそういう形なんでしょうか。

続きまして、141ページの産後ケア事業というのは、その宿泊の場合、医療機関に宿泊されるということでよろしいのでしょうか。

続きまして、骨粗鬆症検査委託料のところで、その骨粗鬆症の検査は、増加しているのでしょうか、それをお聞きいたします。

あと、その若い世代への健康づくりというのは、運動関係だけなのでしょうか。

あと、ゲートキーパーに関しては、分かりました。

4点、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

まず、骨髄ドナーに関しましてですけれども、こちらに関しましては1名の分になります。1日2万円で、7日間というところの部分で取らせていただいております。

あと、産後ケアの宿泊型というところでございますけれども、こちらにつきましては、医療機関に宿泊していただくという予定で進めさせていただいているところでございます。

また続きまして、骨粗鬆症の検診でございますけれども、こちらにおきましては、ちょっと少な

くなってきている傾向もございます。ちなみに、平成30年度においては331名、令和元年度におきましては271名、今年度におきましてが204名というような状況でございます。

以上でございます。

もう一つ、若い方に対するというところがございますけれども、まず全てにおいてニーズがあったところについて取り組めれば、もしかしたらいいのかもしれないけれども、それだけ多くのものをというのもまずご負担もあるかなというところもございますので、まず先に運動というところを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。再々質問させていただきます。

ドナーのほうは、分かりました。

それから、宿泊する場合なんですけれども、これ大体何日ぐらい宿泊してよろしいんでしょうか、何か基準みたいなものがあるのでしょうか。

それとあと、骨粗鬆症検査のところなんですけれども、こちらの予算書だと79万2,000円なんですけれども、私たちの予算書のところで81ページで、骨粗鬆検診ということで99万円となっているんですね。そうしますと、差額で19万8,000円というのは何に当たっているかを教えていただきたいと思います。

2点になります。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただきました質疑についてお答え申し上げます。

宿泊型の基準につきましては、何日までというところは、特にございません。ただ、ご負担もございますので、利用される方々の家庭の状況とい

うんでしょうか、経済状況も踏まえてご利用いただくような形になるかというふうな認識をしているところでございます。

続いての骨粗鬆症の検診の予算につきましては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○委員長（丸藤栄一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただきました質疑についてお答え申し上げます。

骨粗鬆症の検診でございますけれども、こちらの99万円につきましては、実際の骨粗鬆の業務の委託だけではなく、通知をさせていただいたりとかしますので、その電算を回させていただいたりとか、あと通知のほうの実際の役務費等を加えさせていただいた合計が99万円というところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございませんか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、何点が質問させていただきます。

最初に、今、泉議員から質問ありました138ページ、母子保健衛生国庫負担補助金の産後ケア事業、宿泊型の実施、これは国庫補助として初めて今回の予算に入ったんでしょうか、その辺のどこ

ろをちょっと教えていただきたいなど。

それと同時に、この国庫補助だけじゃなくて宮代町で独自にこういう産後ケアについて何か考えていることはあるのかなのか、その辺のところできたら教えて。

なぜそういう質問するかというと、私のお袋も産後ケアが悪くて亡くなったわけなんです。やはり町でこういう女性の産後というのは大切な時期だと思いますので、ぜひ力を入れてほしいという思いで質問しているんで、よろしくお願いします。

それから、48ページになります、繰入金。

公設宮代福祉医療センター施設整備基金繰入金の増額ですが、これはリースの増加を予定させているので、予定機器というのはどういうものか。それと、今後あるのか、そして予定もあると思いますけれども、リースのこの完了したやつもあるのかどうか、その辺のところも詳しくお願いします。

あと、116ページです。(6)老人福祉総務事業ですが、老人クラブ団体数及び会議室の減少とされていますが、現在の状況を教えていただきたいと思います。

同じく116ページの(7)高齢者日常生活用具給付事業でございます。マイナスになっていますけれども、これは対象者の減少なのか。それと、この日常生活するわけですから、高齢者が。やはり足りないということ、どういうことを言われているのか。確かに電話だとかいろんなあると思いますよ、ここに書いてあるように。なぜこう減少になるのか、ちょっとその辺のところをお願いします。

あと、140ページです。(4)健康診査事業ですが、来年度、個別診査の増加を見込んでいるんですが、何%ぐらい、今年209名の申込みがあって、204名対象にしたということなんですけれども、来年度の予算とこれは、目標はどういうふうになってい

るのか、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

それと、同じく140ページです。(5)健康教育事業ですが、旅費として第5次総合計画事業先進地視察等とされていますけれども、これは職員派遣なんでしょうか。場所は、人数は、どんな内容で派遣していくのか、その辺のところも詳しくお願いします。

それと、同じく10節です。先ほどからマイレージのことで質問がありましたが、健康マイレージ事業インセンティブ購入とされていますが、現在の利用者数、若い人たちの健康づくりのためのアンケート調査をと言っていましたけれども、どんなアンケートを取ったのか。その辺の内容、アンケートの内容をお願いします。

それと、142ページです。(7)不妊治療費助成事業です。これマイナス予算となっているんですけれども、人口を増やすためには、やはりこういうことも増やしていかなきゃいけないんじゃないかなと思っているんですけれども、これの申込数はどのくらいになっているのか。

あと、この不妊治療には治療費が高い、そして長い時間がかかるということを言われております。町としてどのくらいの治療費を考えているのか。それで済むと思っているのでしょうか。できればこういう人たち、赤ちゃんを希望する人、かなえてあげたいというのがいいんじゃないかなと思っております。マイナス予算というのはどういうものかなって、その辺のところ。増やすんだったら分かりますよ、治療費を増やしていくというんだったら。本当に長い時間と治療費が高いということでこれは言われているんで、町独自ででも、これは町独自の予算ですか、それとも県のほうとか国のほうなんですか。その辺のところもはっきりして、お願いしたいと思います。

それと、最後になります。142ページ、(8)です。後期高齢者健康診査事業、後期高齢者が増えているということ言われているんですけども、医療費が高くて払えない高齢者がいます。この制度を利用して……

○委員長（丸藤栄一君） 住民課です。

○委員（山下秋夫君） 住民課か、ごめんなさい。すみません。後期高齢者、住民課だね。

じゃ、その今までの142ページの(7)までお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。質疑にお答えをいたします。

まず1点目、老人クラブのほうの団体数……

〔「116ページ」と言う人あり〕

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 失礼いたしました。予算書の116ページでございます。

老人クラブの団体の数、それから会員の数についてというご質問でございます。

老人クラブにつきましては、こちらにも書かせていただいたんですけども、近年、団体数、それから会員数のほうも減少いたしております。具体的な数字を申し上げますと、まず全体の会員数でございますが、平成30年度は707人、令和元年度は669人、そして、令和2年度は580人と、毎年減っているというような状況でございます。

また、団体の数でございますけれども、単位老人クラブの数ですが、平成30年度、それから令和元年度におきましては13団体という数字でございましたが、令和2年度におきましては2団体減少いたしまして、11の団体数というふうになっております。

続きまして、2点目のご質問でございます。予算書の同じく116ページでございます。高齢者日

常生活用具給付事業の予算についてでございますが、こちらにつきましては、ご質疑のとおり、前年度は7万8,000円の予算でしたが、令和3年度、3万7,000円となっております。

まずこの日常生活用具給付事業の具体的な内容でございますが、おおむね65歳以上の高齢者の世帯で要介護、要支援の認定者の方がいる世帯に対して、日常生活用具を給付、または貸与するものでございます。具体的な項目を申し上げますと、電磁調理器、そして火災報知器、それから自動消火器、高齢者電話という4件がございます。こちらですが、制度自体はこちらでございますが、なかなかご利用していただくという実績がございませんで、昨年度、令和元年度の実績はゼロ件というふうになっております。また、今年度、令和2年度におきましても、実績のほうはゼロというふうになっております。

そういった状況を踏まえまして、来年度予算がこちら減となっているものは、そういった過去の実績と今後の見込み等を踏まえて予算を積算したもので、結果、減というふうになったものでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただいた質疑についてお答え申し上げます。

まず予算書139ページ、産後ケア事業でございます。

こちらにつきまして、初めての事業ということでございますけれども、こちらにおきましては、実際には助産師さんの訪問というところで既に始めさせていただいたものに加えて、今度、宿泊型を新たに追加するというご理解いただきたいと思います。

続いて2点目ですけれども、六花のリース料というところでございます。こちらにつきまして、実際に今後こういった形で増えていくかということも踏まえてでございますけれども、実際に今年度から介護保険法の改正がございましたので、介護支援システムのほうを導入させていただいております。今後におきましては、新たなリース料というのは発生する予定は特にないというふうな認識でございます。

既に終わったものがあるかということでございますけれども、過去におきましては、平成27年度からデジタルCRの読み取り装置というところを、今年度当初まででございましたけれども、既にリース料のほうが完了したのもございます。

また、コンピュータCT、断層装置におきましては、平成29年度から始まって、平成でいきますと34年度まで継続してそのまま支払っていくというところがございます。また、過去におきましては、エコーですね。超音波の診断装置におきましては、平成26年度から平成31年度までで完了しております。また、内視鏡の検査機器でございますけれども、こちらにおきまして平成25年度から平成30年度までというところでリース期間が完了したのもございます。

また、予算書140ページ、健康診査事業のところでは骨粗鬆症の検診のところ、実際に204名ということから来年度においてどれぐらいのものを考えているかというところでございましたけれども、来年度におきましては400名を一応想定しているところでございます。

また、健康教育事業の旅費というところでございますけれども、こちらにおいての先進的なところをどういったところで何名とかというところでございますけれども、実際にまだ来年度にどういったところがあるかというところを考えていると

いうところでございますので、実際に今のタイミングでこちらの市町村に対して職員を何名とって、事例のほうを検討させていただくかということを考えているわけではございません。一応また実際にこれぐらいの金額が必要なのではないかというところで予算計上させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

また、マイレージの実績というところでございますけれども、マイレージにおいては、実際にクオカードを配布させていただいた方々というところになりますけれども、平成30年度においては716名、令和元年度においては974名の方々に配布をさせていただいたところでございます。

また続きまして、若い方々に対する事業についてのアンケートは何をされたかという質疑だったと思いますけれども、こちらにおきましては、まだ実際に行ったものではなく、来年度に向けてということで、来年度こういったものを実際に行うことによって、ニーズが得られるかというところを検討するという事業でございますので、ご理解いただきたいと思います。

また続きまして、予算書142ページの不妊治療のところでございます。予算の部分が削られたのはどういったことかということだったと思いますけれども、こちらにつきましては、実際の実績に基づいて予算のほうを削減させていただいたというところがございます。ちなみに平成30年度におきましての補助件数が10件、令和元年度におきましては8件、令和2年度1月末現在でありますけれども、今現在7件というところが申請を受けているところでございます。

不妊治療について、町独自の事業かというところでございますけれども、こちらにおきましては、実際に県の検診のほうというのか、こちらのほうの補助を受けた方々に対して、追加で町のほ

うで補助金のほうを出ささせていただいている事業であるというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） それでは、再質問させていただきます。山下です。

最初の産後ケア事業、国庫補助、この母子宿泊型のもので初めてやるということも含まれているということで言いましたけれども、これは町のほうでは一切関わりなく、国のほうの事業ということで認めてもよろしいんですか。これ町の事業じゃなくて、国のほうの事業として、町で引き受けてやっているという、そういう考えでよろしいんでしょうか。それをお願いします。

それと、リースなんですけれども、終わったやつもあるということで言われていますけれども、これ終わったやつのは扱いというのは町の施設になってしまうんでしょうか。それともまだお金は払っているんでしょうか、リース料として。終わってもリース料として払っているのかどうか。その辺のところもお願いします。

116ページですけれども、老人クラブ団体数も減って、人も減った。しかし、老人は増えている。これ何のことなんでしょうね。老人が増えているとしきりに町のほうでは言っているんですけども、こういう団体数は、積極的にやる人が少なくなってきたということなんでしょう。どういう団体がどういうあれで減ってしまったのか、お金の問題なのか何なのか、ちょっと分からないんですよ。減るのは減ったということで事実ですから、分かるんですけども、そういうのは把握していますか、なぜ減ったのか。お金の問題なのか、使用者が少なくなってしまったのか。そういう市民活動が変わってしまったのか。対策などしていま

すか。

あと、この116ページの(7)の高齢者の日常生活です。ここに、説明されたんですけども、電話だとか報知器だとか言われていますけれども、利用する人は何を求めているのか、そこが一番肝要だと思いますよ。何を求めているのか。求めているものを幾らこう貸し出しても、それは減りますよ、間違いなく。例えば電話なんかはどこの家でもあるし、あとは家族が心配でしょうがないですから、入れるし。それはね、何を求めるかによって変わってくると思うんですから、このアンケートというか、何を求めているのかきちんと調べてこの中に入れていくべきじゃないかなという感じがするんですけども。その辺のところはどういうふうに考えているんでしょうか。役場で考えているというんじゃなくて、その利用者が何を求めているかなんですよ。どういうものを必要としているのか、それをお願いします。

140ページの健康診査事業、400人に目標を持っているんだという、こういうことだと、やはり、140ページですよ。予算規模として、400人というのは妥当なのかなという感じがするんですけども、健康診査事業130万円ぐらい増したことになるんですけども、これ妥当でしょうか。400人来るという目標は、204人が400人、倍ですよ、2倍。今年204人と言いませんでしたか。利用者。倍にするというふうに私感じたんですけども、その辺のところこの予算との関係で妥当かどうかをお願いします。

健康教育については、まだ今年計画したばかりで、計画はされていないということなんですけれども、やはり予算で見積もっているんだから、ある程度の計画というのはあるんじゃないかなと思っているんですよ、私はですよ。やはりそのために予算要望するわけですから。どこでも分からな

いよ、まだ、何人いるかも分からないよ、それで予算要望だけする。どういう意味があるんでしょうか、予算要望だけしているというのは。ちょっと私には理解できないというのがあるんです。

そのページの10節のマイレージ事業、これはあと平成27年度で716件、令和1年度で974件ということになっているわけです。それで、アンケート調査をするということで、これも来年度の計画だということでは言われているんですけども、何かさっき言ったのと同じで来年度計画、それだけなんでしょうか。それで予算を計上するんでしょうか。普通だったら、私だったら、やはりある程度の計画というのを、どこどこ目標は、どこどこに行っていくというあれをやってくるんだということで予算額要望しますよ。そういうことはあるんでしょうか、ないんでしょうか、本当に。

それと、142ページの(7)の不妊治療です。県の補助からやっていて、町のほうでも追加的に補助金を出しているということなんですけれども、どういうものに出しているのか、追加的というのは。これ10件、8件、7件というのが毎年減っています。やはり若い人が結局減ってるという意味なのでしょうか。こういうのは。それとも使いづらいとか、申請が難しいとか、何か理由があるんでしょうか。県のほうに出す申請とか。お願いします、それだけです。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

まず1点目、予算書の116ページ、老人クラブについての質疑でございますが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、会員数、それから団体数ともに減少いたしております。特に令和2年度、本年度におきましては、会員数も669人から580人と減っているほか、団体のほうは今年

度2団体減少しております。

そういった中、いろいろお話のほうもお伺いしているところではございます。やはり人数が減っている、団体数が減っているところの原因というところにつきましては、本来、老人クラブというのは高齢者の方が集っていただいて、そこで交流を深め、コミュニティを醸成するということで、楽しみ、生きがいづくりに資するものというところでの意義があるものではございますが、やはり老人クラブの中で高齢者の方々の年齢自体がそもそも上がっていると。さらに若い人とか、なかなか新規で入りたいという方もそう多くはないというところで、やはり老人クラブの中の高齢化がさらに進んでいて、人が少なくなってしまうというところが大きな原因と思われます。

先ほど活動補助のお話も出しましたが、そちらについては町のほうもこういった予算も計上させていただいて、単位クラブの老人クラブにつきましては、人数にもよるんですけども、おおむね5万円の補助金を出させていただいているというような状況でございます。また、特に令和2年度の特徴的なこととしましては、やはり新型コロナウイルス感染症の感染拡大というところがございまして、なかなか高齢者の方が集まって何か活動するというようなところが非常に難しい状況というのが今年度、年度当初から進んでいるんじゃないかというふうに思います。そういった中で、なかなか皆さんが集まることができなくなってしまって、活動自体は縮小してしまっているという現状がございます。

ただ、町のほうといたしましても、なるべくそういった老人クラブの支援とか、お手伝いはしていかなければ、高齢者の生きがいづくりについでこういった活動が減ってしまうというところがありますので、個別にまた相談にも応じなが

ら、こういったコロナ禍の中で活動できるような方法については支援をさせていただきたいというふうに考えております。

それから2点目、同じく予算書116ページでございます高齢者日常生活用具給付事業でございます。先ほどのお話にございましたように確かに利用者の方が何を求めているかというところは非常に重要なことだというふうに認識いたしております。町のほうでは、先ほど申しあげました項目、電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付、それから高齢者用電話の貸与という形で現在進めているところでございます。

現在、利用者の方がいないということで、実際に利用されている方の声を直接聞くということは難しいんですけれども、そういったアプローチとは別に、高齢者の方がどういったものを必要としているかというところは、やはり町としても調べて、そこに対応していかなければならないというふうに考えております。

現在、来年度、令和3年度から3年間を計画期間といたしますみやしろ健康福祉プランの高齢者編、こちらのほうの策定を進めているところでございまして、その中の施策として、高齢者日常生活用具給付事業の推進というのを掲げております。こちらは要介護の認定者を対象として、日常生活用具の給付・貸与を行っていくと書いてございますので、そういった計画の中で今後もより利用者の方が本当に必要としているものを把握して、それに対応できるように検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただきました質疑に順次お答え申し上げます。

まず産後ケア、町の事業なのかというご質問だったと思いますが、失礼しました、予算書141ページ、産後ケア事業です。町の事業かというご質問だったと思いますが、こちらにおいては、確かに国庫補助金として半分は入ってきますけれども、半分は町の持ち出しということで、町の事業という認識でございます。

また、六花のリース料、終わったものについてはどうなるか、その後のリース料も支払っていくのかというご質問だったと思いますが、こちらはリース期間が終わった段階で所有権は町のほうに移転しておりますので、特にお支払いのほうは発生しておりません。

また続きまして、健康診査事業、400名が妥当だと思うかというご質問だったかと思えます。こちらにおきましては、令和元年度ぐらいからコロナ禍ということで、少し皆さんが外出されることを控えていただいたりとかという時期が始まったかと思えます。その前におきまして、平成28年度の339名、平成29年度においては342名、平成30年度においても331名ということで、300名以上の方々にご受診をいただいている事業でございますので、400名は妥当な数字ではないかというふうに認識しているところでございます。

また、同じく141ページのところで、旅費のところですが、こちらにおいては、県内もしくは近隣都県のところで宿泊を伴わない旅費というところを考えておりますので、特に問題はないのではないかというふうな認識を持っておりますのでございます。

また、同じく141ページでアンケートというところでございますけれども、こちらのアンケートは、先ほど委員さんにも説明させていただいたように、第5次総合計画のところで新規に行う事業についてのアンケートでございますので、マイレ

ージに特にアンケートを行うという予定はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

また、不妊治療の部分でございますけれども、こちらにつきましては、基本的に不妊治療を行った段階で埼玉県のように申請していただく、ここですと幸手保健所管内ということで、幸手保健所のほうに申請していただくようになるんですけれども、その段階で幸手保健所さんのほうとは連携を取らせていただいて、宮代町の住民の方であれば、この申請をした後に、宮代町のほうに行けば、申請してもらえれば、上乘せがあるよというところで説明していただけるように連携を取らせていただいているところでございます。

こちらにつきまして、減っている理由ということで、申請しにくいのかというところのご質問だったかと思うんですけれども、こちらにおいては、一応、幸手保健所さんとは連携を取りながら進めているというところがございますので、幸手保健所さんのほうの申請をされてから町のほうの申請をしないというところはある意味、想定はしていないというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。
山下です。

1 番目の国庫補助、母子保健衛生、これについてはある程度分かりました。

138ページ、(2)の宿泊型、産後ケア事業でやるということで分かりました。ただ、町の業務でやるという以上は、町のほうでもこういうふうにしたいというのが、定額とか予定とか今後どうしたいというのがあると思うんですけれども、そのほうは町独自でできるんでしょうか。それとも県と相談しないとできないんでしょうか、その辺の

事業は。それとも県に言われたとおりの事業しかやらないんでしょうか。半分は出しているんですけれども、それももう一度、それだけをお願いします。

あと、公設宮代福祉医療センターのリース料、これは分かりました。町のほうに全部終わったやつは返ってくるんだということで、町の持ち物ということで分かりました。

あと、老人クラブへの支援なんですけれども、団体数、きちんと話をして指導していくということで受け止めましたので、ぜひその辺のところは高齢者の生きがいだと思いますので、ただ、場所なんですよ。例えばこの公園の中で将棋をやっているとか、そういう人たちが見受けられますけれども、場所はどこになるのか。皆さんそれが一番の悩みじゃないかなと思っているんですけれども、どのように考えているんでしょうか、その辺のところを。この老人福祉総務事業で、老人クラブが減ったということなんですけれども。外でやれる事業だったらいいんですけれども、家の中でやる人もいると思うんですよ、場所がないというんでね。その辺のところをどういうふうに把握しているのかなと思って、最後にお聞きます。

116ページ、(7)の日常生活用具、これについては利用者の意見を今後聞いていくということによってよろしいですね。

140ページの(4)健康診査事業は今まで300人近くの人がいたんで、過去に。それをやっているんで妥当だということで。ただ、お金のほうは少ないんですよ、昨年よりかなり。300から400人に目標を持っている中では。数は分かりました、大体。本当に目標なのかなという感じがするんですけれども、その300か400やった頃の最高の時は幾らぐらいの予算だったのか、分かりますか。分からなかったら分からないで結構です。ただ、今回

の予算がちょっと少ないなっていう中で、倍にするという予算ですから、ちょっと少ないという感じが私はしているものですから、その辺のところはどういうふうになっているのか。もう一度、それは記載がなかったものですから、お願いします。

あと、140ページの(5)健康教育事業これから考えていくということなんですけれども、ぜひ予算とともに内容とか。宿泊をとみなわないということとは分かりました。

それから、10節の需用費のほうは分かりました。健康マイレージについては。

それから、不妊治療です、142ページ。この辺のところは町の独自のことでやって、町も出しているんだという、補助金を出しているということなんですけれども、追加で。これは追加というのはどういうことなんですか。ほとんどが県のほうの予算なんですか。町は独自にこれを出しているということになると、町でもこれを一緒にやるんだと思うんですけれども、利用者からこの不妊治療についての意見とかアンケートなり、聞いたことあるんでしょうか。治療費が高い、短いと言われているんですよ。そういうところもう一度お願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時25分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

引き続き、健康介護課分の答弁からお願いいたします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副

課長の稲宮でございます。

老人クラブの活動の場所ということで、予算書の116ページについてお答えをいたしたいと思います。

老人クラブそれぞれのクラブにおきましては、様々な活動をしていただいていると思います。内容によりまして、屋外グラウンドであったり、屋内であったりすることがあると思います。また、屋内の場合でも、例えば地域の集会所を使ったりですとか、公民館とか進修館とか様々なケースがあるというふうには思います。また、無料で使えるような施設につきましては、費用の面は発生いたしません、例えば有料の施設、進修館とか公民館とか使ったそういった場合の費用につきましては、こちら予算書にも記載してありますこの老人福祉総務事業の中での老人クラブの活動費補助金、こちらの中で補助金の対象といたしておりますので、そういった面からも町のほうでは支援をしてきていけるのかなというふうに考えております。

また、現在のこういった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に伴いまして、老人クラブが例えば何か屋内で活動するといった場合などは、町からマスクですとか消毒液、こういったものをお配りして、使っていただくというような支援も現在行っております。

また、従来ですと、例えば集会所で活動を行っていたんですが、どうしてもやはり会場の広さ、それから人数を考えると、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためにはちょっと難しいというような状況があって、もっと広い場所で有料でもいいから使いたいといったようなケースもありますので、そういった場合も先ほどの補助金という面から支援はできるのかなというふうに思っております。

また、老人クラブのほうでは、クラブのほうで友愛活動というのを行っておりまして、これはその居場所づくりというようなところの活動も行っているというふうに認識しております、そういった中でも活動の場所の拠点の支援というのは、各老人クラブのほうで、その活動の中でやっていただいているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただきました質疑に順次お答え申し上げます。

まず、産後ケア事業、町の事業かというところでございますけれども、こちらにおきましては、もともと国の補助金の中でこういった事業をやったものに対して補助金が出るよというところでございます、実際には町のほうとお願いする予定の医療機関で、どういった形のものができるところを調整させていただくという事業でございますので、ある意味町の独自事業というところでご理解いただきたいと思います。

また、来年度以降始める事業でございますので、順次使う方々において、こういったものが必要なんじゃないかというご意見等いただけるようであれば、そういったものを可能な限り導入させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、健康診査事業でございますけれども、こちらにおいては、委員さんご指摘の400名というところにおいては、あくまでも骨粗鬆症の検診の委託料でございますので、こちらにおいては、実際には今年度も同額で行ってございましたので、こちらについての金額の多い、少ないというところは、特に問題ないというふうな認識がございます。

ただ、全体的な委託料としましては、胃がん検

診の個別検診とかそういったものの導入も含めておりますので、委託料としては上がっているという認識でございます。

過去の予算につきましては、大変申し訳ございません、今手持ちがございませんので、ご理解賜りたいと思います。

また、不妊治療でございますけれども、こちらにおいては町独自のものです。あくまでも、近隣の中でもやっていないところもございますので、町独自で行って、保健所さんと連携を取らせていただくことによって、宮代町であれば町の事業としてこういったものがあるから申請したらいいですよというふうなところのご案内をいただけるというところでご理解いただきたいと思います。

こちらについては、ちょっとアンケートのほうは実際に行っておりませんので、今後また必要に応じて検討する必要があるようであれば、導入したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

一番最後の不妊治療のことお聞きしたいと思います。町の独自のことでやっているんだ、これは、不妊治療に係る費用、全体としてのどのくらいかかるものでしょうか。恐らく何百万ってかかるんじゃないかなと思っている。あと、日にちはどのくらいまでやっているのかどうか、その辺のところはやはり治療が終わるまでということになると、相当な金額になると思いますけれども、その辺のところは町のほうとしては、どのように考えているのか。もう一度この辺のところ、お願いしたいと思います。あと、何人ぐらいそれで希望者がいるのかどうか。

これは、ある程度の負担額自分でもやっている

と思うんですけれども、やはりある程度の資金がないとこの治療はできないと思いますよ。資金がない人はどうするのか、その辺のところも考えているのかどうか、その辺のところもお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただきました質疑にお答え申し上げます。

実際に、期間がどれぐらいかというところと費用がどれぐらいかというところにつきましては、大変申し訳ございません、こちらのほうでは把握していないところがございます。

ただ、実際に申請していただいた方々の治療費分の自費分というところは、少し把握してはいるところでございます。ちなみに、いろいろな方々がいらっしゃいます。多い方だと、1回の治療で91万9,000円ぐらいお支払いされていらっしゃる方もいらっしゃいますし、少ない方だと15万円ぐらいという方々もいらっしゃいます。それぞれにおいて全然別の、期間においても、治療費においても違ってきているというところでご理解いただきたいと思います。

また、実際に期間におきましても、かなりばらばらでございます。2週間程度の方々もいらっしゃいますし、4か月とかそれこそ長期の方々もいらっしゃいますので、人それぞればらばらというところでご理解いただきたいと思います。

また、治療ができない方に関してのというご質疑だったと思うんですけれども、そちらに関しては、逆に治療した方々がいくら費用がかかったのか、そちらに対する補助をしてほしいということの事業でございますので、実際に受けたいんだけれども治療が受けられないという、こちらのほう

に相談等というのが実際にはないものでございますので、そちらについてはちょっとお答えしかねるような状況でございます。

実績におきましては、補助件数というところで、今年度が1月末現在で11件、昨年度においては12件、平成30年度においては17件というところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 一番最後のことなんです。

不妊治療でございます。期間と費用は把握していないということなんですけれども、ただ2週間ぐらいで終わっている人と、4か月ぐらいかかっている人もいます。費用の分は結構91万9,000円から15万円ぐらいでやっている。そして、お金のない人はと聞いたら、相談がないということを言われているんですけれども、このことについては、やっぱり町として、制度としてどのくらいかかって、どのくらいの期間まで大丈夫だよという、こういう広報というのはしているんでしょうか。お金のない人も心配しないでかかってくださいという広報というのはしているんでしょうか。その辺のところお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただきましたご質疑にお答え申し上げます。

町独自の単独の事業ではございませんので、県のまず……。

〔「町の単独事業だよ」と言う人あり〕

○健康増進室長（竹花 治君） 大変失礼しました。

埼玉県の不妊治療費の助成事業というところを申請していただいた方々に対する追加の補助事業ということの町の単独事業でございます。ですので、まず県のほうで申請していただく方々におい

て、初回が30万円だったりとか、男性の不妊治療の場合15万円だったりとか、いろいろな補助の要件がございますので、そちらのほうを申請していただいた方々に対して、町として5万円の追加の交付の補助をしているという事業でございますので、お金がない人たちにも大丈夫ですというような制度ではないというところで、ちょっとご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） これ反論するわけじゃないんですけども、やっぱりこれはある程度の資金がないと受けられないという意味でよろしいんですね、じゃ。お金のない人は、ちょっと無理ですよと、そういう制度なんですね。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただいたご質疑にお答え申し上げます。

あくまでも治療費の助成という事業でございますので、治療を行った方に対して補助のほうをさせていただいているという、助成をさせていただいているというところで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） だから、1回で91万円も出せる人じゃないと、これは無理だということですよ。年収が150万だとか200万ぐらいの人は、これを出したら大変ですよ、生活できないもの、できません。だから、この制度は、お金がある程度余裕のある人じゃないと使えない制度だということなんですね。それを聞いているんですよ。治療費がどうかこうとかじゃないんですよ。制度そのものが使えるか使えないかという問題ですよ。

実情は、使えないということですよ、資金がないと、ある程度の。そういうことですね。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただいた質疑にお答え申し上げます。

あくまでも埼玉県の行っている事業に対して上乘せをする事業というところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑はございませんか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村でございます。5点質問をさせていただきます。

予算書の116ページの地域敬老会支援事業についてです。資料の4ページにもありますが、今回の令和3年度の予算が前回に比べると減っているということのご説明と、あと去年はコロナ禍で敬老会が開催をほとんどされていないような状態で、その際に区長さんのほうからいろんなご意見や要望があったと思うんですけども、そのようなものを踏まえて、今年度をお考えなのかということも詳しくご説明いただきたいと思います。

2点目です。予算書の138ページの母子保健事業についてです。先ほどからご質問があったと思うんですけども、こちらはちょっと関連しているものを一緒に伺いたいんですけども、私たちの予算書の80ページにもあるんですけども、子育ての包括的な支援ということで、こちらには切れ目ない支援をしていくということがあるんですけども、こちらについて年齢を幾つまで対応しているのかとか、その辺この切れ目のない支援ということを、一つ質問をさせていただきます。

そして、予算書の141ページの産後ケア事業委

託料について、もう少し詳しくお伺いしたいと思うんですけど、こちら以前は助産師さんが訪問をされていたということなんですけれども、宿泊型を今回プラスしてということなんですけど、その利用できる対象の方について詳しく教えてください。

それと、医療機関と連携をということなんですけれども、どの医療機関かも決まっていたら教えてください。

あと、こちらの予算は何名を想定してこの予算にされているのかということも、詳しくお願いいたします。

そして、この切れ目のない支援ということで、もう1点、143ページの不妊治療助成金についてなんですけれども、こちら先ほどからご説明はたくさんいただいて分かった部分もあるんですけど、もう少し詳しく教えていただきたいのが、令和3年度は今年度からの予算も減らされているということで、何名分を想定してこの金額にされたのかということと、あと、こちらの不妊治療に関してなんですけれども、こちらの私たちの予算書の80ページにもありますけれども、この妊娠前からの切れ目のないケアということで、この不妊治療についても係ってくると思うんですけど、こちらの不妊治療に対する相談を受けたり、また不妊治療をされている方の当事者の方の集まり、集まれるコミュニティを用意されているのかとか、あとは、ホームページなどで不妊治療の助成を宮代町は町としてしていますということを情報発信をされているのかというところを、もう一度お伺いしたいと思います。

そのような保健センターでこちらの申請をされているということだったんですけども、そのときの相談体制といいますか、保健センターの、そういうこともお伺いいたします。

最後なんですけれども、予算書の140ページで、私たちの予算書38ページの若い世代の健康づくり推進事業についても、先ほどからご説明あったんですけども、もう少し詳しく教えていただきたいのは、先進地の視察とアンケートということで10万円の予算になっておりますけれども、この内訳といいますか、あと先進地というのはどこを予定しているのかなどをもう少し詳しく教えてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。お答えを申し上げます。

予算書の116ページ、地域敬老会支援事業についてでございます。今お話しにございましたように、令和3年度の予算でございますが、前年度の1,112万9,000円から令和3年度は688万6,000円と、約420万円ほど減額となっております。この理由というところも踏まえましてお答えを申し上げたいと思います。

委員会のほうからご依頼のありました資料4ページのほうを見ていただきますとお分かりいただけるように、令和元年度は多くの地区で敬老会を開催していただいておりますが、令和2年度はやはり新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、実際に実施をしたというところは、2団体3地区のみ、新若地区と弁天、桜木地区というふうな状況となっております。

この敬老会の開催につきましては、昨年多くの区長さん、自治会長さんからご相談、お話をいただきました。実際にお電話ですとか、窓口もそうなんですけれども、敬老会自体はやりたいと、ただ、実際こういった新型コロナウイルス感染症が感染が拡大している中で、どういったふうにやればいいのかというようなご相談を多くいただきま

した。あくまでもこの敬老会は地域で開催をしていただくものなので、最終的にその判断というのは地区のほうにお任せをするところなんです、やはり参加される方が高齢者の方々というところもございまして、もし開催する場合には、十分感染に注意をしてやっていただきたいというお話をさせていただいて、ご相談をさせていただいた結果、やはり多くの地区が見合せ、中止という形になりまして、こういった結果になったものでございます。

ただ、やるにしても例えば今までですと、余興をやったりとかいう形でやっていたんですけども、なかなか多くの人が集まって大声で話をしたり、会食をしたりするのが難しいという話もありましたので、役場のほうと相談をいたしまして、例えば映画を上映して皆さんに楽しんでいただくとか、そのための上映するためのプロジェクターとか、パソコン、スクリーン、そういったものを町のほうからご提供して使っていただくというようにこともやりました。あとは、例えば通常でしたらお弁当を配って、そこで食べてというところもあるんですけども、やはり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止というのもありますので、お弁当は持ち帰りにしていただくとか、そういった形で役場のほうもちょっと助言というかアドバイスをさせていただいて、開催した地区もございました。

そういったご相談の中で、区長さん、自治会長さんからのご意見、ご要望として多く承っていたのが、やはりその補助金の申請に当たっての手續の難しさです。これは、かなりの方々からお話をいただきました。やはり区長さん、自治会長さんは、地区によると思うんですが、1年、2年で交代なさる方が数多くいらっしゃるということで、新しくその補助金の申請をしようと思ってもなか

なか難しくて分からないというお話はいただきました。

町としまして、例年5月に開催しております地区連絡会において、その敬老会の運営マニュアルをお配りして、こういった形で運営をやってはどうかというマニュアルをお配りしたりとか、あとはその補助金の申請の手引きということで、申請書の書き方などについて詳しく説明したものをお渡ししてお願いしているところなんです、やはりそれでもなかなか難しいというお話は数多くいただいております。

そういった点も踏まえ、なるべくその地区の方が負担のないように敬老会を開けるようにということで、来年度、令和3年度からは、それまで健康介護課所管で持っていました補助金、こちらを町民生活課所管のほうの補助金に移管をいたしました。先ほどの予算の金額が大きく400万円ほど減っているというのは、そこでもございまして、令和2年度の予算で補助金として約400万円ほど計上していたものが、今度は町民生活課の所管であります豊かな地域づくり推進事業費補助金という中に金額を移して、こちらで一本化してやっていただくように予定をいたしております。

また、その中で手續についても、なるべく煩雑化しないように、簡素化するようにということで、申請書類のほうも今町民生活課と健康介護課のほうで協議をして、なるべく皆様にご負担のかからないように、手續が簡単になるようにということで、整理をして準備を進めているところでございます。

また、この豊かな地域づくり推進事業費補助金というのは、敬老会だけが対象となっているものではございませんので、例えば地域でやるような夏祭りですとか、体育祭とか、側溝の清掃とか、そういったものも含めた地域の活動に対して補助

をするものでございますので、補助金自体は敬老会の補助金とそれ以外の補助金を別に申請する、あるいは別に実績報告をするというものではなくて、一本でまとめて申請をできるものというふうに考えておりますので、そういった面では、かなり手間はかからなくなるのかなというふうに考えております。

これが、来年度大きく予算が減ったところでの理由というふうになります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。いただきました質疑に順次お答え申し上げます。

まず、予算書138ページ、私たちの予算書80ページのところの切れ目のない支援というところのご質疑かと思えます。こちらについての年齢の制限があるかというご質疑だったと思うんですけれども、こちら特に年齢の制限は設けていないんですけれども、大体お子さんが小学校ぐらいになると、自然に少しずつ離れてきているという事実はあるというふうに認識はしているところでございます。

また続きまして、141ページ委託料のところでございますけれども、産後ケア事業の宿泊型というところで、具体的にどちらか医療機関が決まっているかというご質疑だったと思うんですが、一応調整をさせていただこうとしているのは、白岡市さんの山王クリニックさんのほう、取りあえずこちらのほうで何とかお願いできないかなというところでの、今後調整を考えているところでございます。

また、予算書143ページ、不妊治療でございますけれども、こちらにつきましては、来年度の当初予算としては15世帯分を一応予算要求はさせて

いただいたところでございます。

また、治療の相談というご質疑だったかと思うんですけれども、多分治療については恐らく実際にどんな治療があるかというところを保健センターに聞いても多分分からないという方々が多いのか、意外とそういった具体的な治療というところは、相談に来られる方はいらっしゃらないんですけれども、ただ、いらっしゃったときには、いろいろ対応できるように地区担当の保健師がおりますので、その担当を窓口としていろいろ相談体制のほうは整えさせていただき、必要に応じてまた横でのほかの保健師もおりますので、連携を取りながら必要な情報というのは提供させていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、治療者の集いみたいなところのご質疑だったかと思えます。こちらについては、なかなかやはりデリケートな部分なので、こちらからちょっと提案しにくいというところもございまして、今までは実際に行っていないというところでご理解いただきたいと思います。

また、140ページの若い世代に対するアンケートというところと視察に関してもう少し詳しくというご質疑だったかと思うんですけれども、こちらにおいてはやはり県内でも秩父方面のところだったりとか、和光市さんのほうだったりとかというところで、いろいろな先駆的な事業を行っていらっしゃるという情報がございまして、そういったところに実際に自分たちがやりたいというところを照らし合わせながら、実際に今後絞っていくというところで、まだ具体的にどちら様にお伺いするという予定がないというところでご理解いただきたいと思います。

あわせて、アンケート等におきましても、先ほど申し上げましたように、運動というふうなところに限定はさせていただきたいというふうには考

えているんですけれども、ただ、その先駆的なところを視察させていただくことによって、その運動だけでよいのかといういろいろな議論が出てくるということで、今後アンケートについても練らせていただきたいというところで考えているというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

すみません、母子保健事業のところの宿泊型のところの実際に委託料をどのように考えているかというご質問だったと思いますけれども、宿泊型については、1回が2万7,000円が上限で、7日間、一応先駆的に取り組んでいらっしゃるものの人口比からいっても、宮代町の場合、多分2名ぐらいが想定できるかなというところで、予算のほうを計上させていただいたというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

すみません、大変失礼いたしました、ホームページにおきましては、一応掲載させていただいてはおります。

相談体制というところであれば、相談体制につきましては、先ほども申し上げましたように、地区担当の保健師が基本的に対応をさせていただきながら、必要に応じてほかの保健師とかとも連携を取りながら、必要な事項というところを情報発信させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。ありがとうございました。

もう一度質問をさせていただきます。

116ページの地域敬老会事業は、補助金の分が減ったということで承知をいたしました。こちらの予算は何に、この祝い品、商品券ということな

んですけれども、このことをどのような対象の方なのかということをもう一度詳しく教えてください。

それから、補助金の申請ということで、町民生活課のほうに移ってしまったということなんですけれども、その補助金の内容で、以前はその会を開くということで人に会うという、何か会を開くということでその補助金が出るということで、そのところがクリアできていないことが、去年のその補助金が使いつらいという状態だったと思うんですけれども、その改善というのは、例えばこれからワクチンの事業も始まりますので、来年度、令和3年度の状況は変わってくるとは思うんですけれども、まだどうなるか分からないので、そのあたりの変更というのはあったのかということをもう一度伺いたいします。

次に、138ページの母子保健事業についてもいろいろ承知をいたしました。

そして、年齢の制限がないということで、大体小学生までぐらいがこのような子育ての支援機関という、何となくそういう形になっていると思うんですけれども、よくお声があったり、私も感じたのが、小学校に上がった途端に、もう何も相談場所であったりとか支援もなくなってしまったりという不安を感じている方が結構いらっしゃるのでは、引継ぎといいますか、もうないよというところではなく、小学校に上がってもやっぱり心配なお子さん、お子さんによってはいらっしゃったり、また保護者の方ももう少しケアが必要、子育てにおいてケアが必要だったというところで、小学校に上がっても子育ての切れ目のないというところで、もう少しご対応をいただけるようにご配慮いただければと思いました。

そのようなお考えはあるのかということと、あと産後ケアについては、白岡市の山王病院という

ことで承知をいたしました。こちらは、その病院、以前も伺ったかもしれないですが、病院側がもう少し支援が必要と判断された方のみという感じになるのか、それでこの金額だったり、2名の方という予算をつけているのか、その辺をもう少し詳しく伺いたいです。

というのも、その産後ケアって一番大切なところだと思っていて、その状態によっては、もう子育てがすごく大変で、それによってその後の病気につながったりというところもあるので、そのあたりの産後ケアについてどのようにちょっとお考えをしているのか、もう一度伺いをいたします。

あと、不妊治療についてなんですけれども、15世帯のこちらは予算ということで承知をいたしました。

それで、ホームページなどにもその不妊治療についての掲載などもされているということで、そういう宮代町は町独自で県の予算プラス町の予算をつけて補助をされているということで、不妊治療に臨むか、臨まないかという悩んでいる方にも、宮代町は応援しているんだよという意識にも受け取れると思うんですね。なので、そのあたりをもう少しホームページなどでしていただくと、多分すごく不安だと思うのが安心につながったり、あと保健師、保健センターの保健師さんもお相談に乗ってくださいますよという感じで言ってくざると、そのハードルも下がると思いますので、そのあたりもう一度そのようにされているのか、それをしていただけるのかということをお伺いたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時00分

○委員長（丸藤栄一君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、健康介護課分の答弁からお願いいたします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

お答えを申し上げます。

まず、1点目の敬老会の支援事業の中での敬老祝い金についてでございます。

こちらにつきましては、平成26年度から現在の事業を実施しているものでございまして、高齢者の方で区切りの年齢になった方に対して商品券を差し上げるというものでございます。

内容でございますけれども、その区切りの年齢というのは、77歳になられた方には商品券5,000円分、そして、88歳になられた方には商品券1万円分、そして、99歳になられた方には商品券1万円分、そして、100歳になられた方には商品券を5万円分、そして、101歳以上の方については、商品券を1万円ということで、こちらは宮代町の商工会で発行しております商品券「ありがとう」、こちらを差し上げて敬老のお祝い金としているものでございます。

ちなみに人数でございますが、令和2年度におきましては、77歳の方が545人、そして、88歳の方が174人、そして、99歳の方が10人、そして、100歳の方が5人、101歳以上の方が10人ということで合計744名の方に商品券をお配りいたしております。

また、2点目の質疑でございますけれども、補助金の見直しの内容についてということでございます。先ほどの質疑の中にもありましたけれども、

多くの方から、区長さんなどからいただいているご意見として、先ほどご答弁の中で申し上げたんですが、その手続の簡素化というのに合わせてもう一つ皆さんからいただいていたのが、例えば敬老会を開催してもそれに出席ができない方について何らかの補助がないだろうかというお話を各区長さん、自治会長さんからいただいております。

また、議員の皆様からも予算委員会、決算委員会、それから、一般質問などの中で同じようなお話をいただいております。今までの答弁の中でもそれについては、今後見直していきますということでお話のほうをさせていただいたところなんですけれども、今回補助金が健康介護課のほうから町民生活課のほうに移管されて一本化になるというところで、そういった今まで課題として挙げられていた点についても、やっぱり見直す必要があるんじゃないかということで協議をいたしまして、あくまでもその敬老会開催というのが前提になるんですけれども、敬老会を開催をして、例えば健康上の理由とかで出ることができなかった方などについても、何らかの例えばお祝いをするとかいう形では、基本的には、豊かな地域づくり推進事業費補助金の対象になるということで協議が進んでおります。

細かなところについては、まだ調整中のところもありますけれども、そういった出たくても出られない方については、これまでと違って補助金の対象の経費として何らかの措置ができるということで話のほうが進んでおります。ということでご理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑について順次お答え申し上げ

ます。

まず、切れ目のない支援というところでの相談というところでございますけれども、小学校に上がって基本的に離れてしまう方多いんですけれども、必要に応じて臨床心理士の先生だったりとかが小学校に上がっても継続的に支援を行ったりとかしておりますので、必ずしも切れているというところではないというところでご理解いただきたいと思います。

また、必要に応じて今後も継続して相談ができるような体制をというお話かと思っておりますので、そちらにつきましては、必要に応じて地区担当の保健師がおりますので、相談に乗れるというふうな認識でいるところでございます。

また、不妊治療について病院が必要だったりとかしたときに使えるのかというご質疑だと思っておりますけれども、こちら基本的にご本人が希望されたときに使えるというところで、そういう事業になっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

また、不妊治療につきましての応援というところの部分も含めまして、ホームページでもうちょっと周知をしたほうがよいのではないかというご質疑だと思っておりますけれども、こちらにつきましてもいろんな考え方をお持ちの方もいらっしゃいますけれども、より分かりやすいような形でどこに相談したらいいかという部分も含めまして、どのようなところの相談窓口があるかというところも含めて、皆様に分かりやすいような形のホームページにというところに心がけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。ありがとうございました。

敬老会の件に関しては、分かりました。そのような答えをいただけたことは、本当に嬉しく思います。

母子保健事業についてなんですけれども、こちら切れ目のないということで、年齢制限もなくということなんですけれども、そして、小学生になっても必要な方に臨床心理士の先生のご対応をいただいたりはしているということなんですけれども、小学生になってもそのような支援がありますよということは、発信をされているのかというのをもう一度お伺いしたいと思います。

また、産後ケアなんですけれども、希望者ということで、こちらの内容がちょっとまだよく分からないんですけれども、今のところ白岡市の山王病院さんのほうにかかっている方だけなのか、そうじゃないのかということと、あと、宿泊型ということで、どのようなことを想定されているのかというのをもう一度お伺いしたいと思います。

あと、不妊治療に関してなんですけれども、こちらそのような発信を今後されていくということなんですけれども、こちらの先ほどの産後ケアについてもそうなんですけれども、こちらは「みやしろで育てよっ」というホームページ上で発信されているのでしょうか。その点だけお伺いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質疑に順次お答え申し上げます。

まず、1点目の子育て世代の切れ目のない支援についてというところでございますけれども、こちらについて特に今までは発信のほうはしておりません。もう少し小さい時期からずっと継続的に関わってきた方々が、小学校に上がってもそのままその時点で切れることなくというふうな

ご利用方法を取らせていただいています。

実際に小学校に上がってからは、逆に言うと小学校での生活が主となってくるので、そういった生活をもとに、学校さんのほうが比較的対応されているというところが多いというところでは自分たちのほうでは認識しておりましたので、必要に応じて今後いろいろな働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の病院さんについて、山王病院さんのほうでかかっている方々が使うということではなくて、本当にご本人がどちらで出産されてもいいんですけれども、ご本人が希望されたときというところで、実際には訪問と同じような方々なんですけれども、授乳についての相談だったりとか、育児についての相談だったりとか、お母さんの産後の心身のケアというところで、必要な状況というところがございますら、ご本人が希望すればご利用できるというところで認識していただければと思います。

また、3点目のホームページのところなんですけれども、特に純粹に町のホームページのところでの周知になっておりますので、今後必要に応じて検討のほうをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

分かりました。

いろんなところにそういった情報発信をされていると目について、先ほどおっしゃっていたように、小学校に上がった学校だったりということになるんですけれども、情報発信自体は、保健センターにも行っていいんだとか、そのようにも安心にもつながると思いますので、ぜひ「みやしろで育てよっ」のホームページなどにも先ほどおっしゃっていたように切れ目のないそういった支

援として載せていただけると、宮代町は子育てにとっても配慮をして応援している町だということを認識していただけたと思いますので、それは要望でよろしく願いいたします。

あと、産後ケアなんですけれども、こちらは希望の方ということで、日数の制限とかはないのでしょうか。

あと、本人の希望だけで使えるということでしょうか。ご確認をお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質疑にお答え申し上げます。

病院さんのほうでのご本人のご希望があれば、基本的に使えます。ただ自己負担のほうもございますので、そちらのほうを考えながらご利用いただくようにはなってくると思いますけれども、基本的に今のところ1泊していただくと、1万800円ぐらいの自己負担が発生するような形になってはおります。そういったところで、また、それ以外の部分についても今後いろいろ詰めていかなければ、まだ始まった事業ではございませんので、必要なものというのは、今後詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

ありがとうございました。

産後が一番お母さんの体の負担というのはすごく多くて、そのようなサービスがあるというだけでも物すごく安心につながると思いますので、こちらも併せて発信をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。
丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

何点かお願いします。

予算書138ページ、1目保健予防事業の高齢者肺炎球菌接種と接種実績を勘案し、197万8,000円減ということなんです、あわせて頂いた資料、82ページにも書かれているんですが、非常に人数が減っている。平成30年度42.3%だったのが、令和元年22%、令和2年度20%ということで、減になったのかとは思われますが、コロナ禍の中で肺炎球菌の接種率が非常に必要ということも言われている中で、減なのはなぜかお聞きします。

次に、資料の84ページ、予算書では母子保健ページ、137ページについてです。資料については、各種検診のお子さんの健診なんですが、4か月から3歳児健診になっていますが、接種率が若干減っているときもあるんですが、これは同じお子さんとかではないのか、同じお子さんなのかということをお聞きいたします。

それと、4か月健診とかがほかの自治体では、かかりつけ医のお医者さんでもできるような自治体が結構あると思うんですが、宮代町は保健師が4か月健診というのをこだわっている理由、仕事量もかなり、保健師さんの仕事ってすごく多いと思うんですが、そのところは、どういうお考えなのかお聞きいたします。

それと、あと、歳出関係の資料の中で138ページ、母子保健事業2目です。備品購入費の知能検査用具購入にかかる16万5,000円の増というのは、これは定期的に買っておくものなのか、ちょっとお聞かせください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑に順次お答え申し上げます。

まず、予算書138ページの予防費の肺炎球菌ワクチンですけれども、こちらの数が減っているというご質疑だったかと思えますけれども、こちらにおきましては、当初、肺炎球菌につきましては、5年間をかけて行っていくという事業でございまして、5年間の間に1回でも接種をしていただければ問題ないという日本の制度がございます。

こちらについては、平成27年度から始まっているんですけれども、なので令和元年度において一回りしたという実績がございますので、その後ということで、実際には以前に受けた方は1回受けていただいているので、もう問題がないという認識がございますので、数が下がっているというところでご理解いただきたいと思います。

また、予算書137ページの乳幼児健診のところ、4か月児健診から3歳児健診というところがございますけれども、こちらにおきましては、その月の月齢に応じた形になっていますので、例えば4か月が過ぎたときに、この4月に行ったりとか、1歳6か月児を過ぎたときに、例えばこの4月に行ったりとかということですので、同じお子さんがやっているかというお話になると、ちょっと若干違っているかなというところで理解しております。

また、4か月児の健診について委員さんご指摘のように、近隣では個別での健診を行っているところもあるんですけれども、実際に町内に小児科の先生方がというところで、専門医が1か所しかないというところもございますけれども、実際に集団での健診を行うことの良さというところもありますので、一応今までにおいては、その集団健診での良さというところを重視しながらというところで、集団健診にこだわってきたというところでご理解いただきたいと思います。

また、同じく母子保健事業のところで知能検査のキットというところですが、こちらにおいては、実は今までなかったものでございまして、初めて来年度に購入させていただきたいというところで、予算計上をしたというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

肺炎球菌の理由は分かりました。それで新型コロナウイルス感染症の影響で、実は私も令和元年ちょうどその年齢にかかっていたんですけれども、体調とか考えながらしていたら新型コロナウイルス感染症になってしまったんで、何か病院に行きづらい。結構そういう人が多くて、ほかのちょっと県外なんですけれども、自治体に聞いたら有効にしてくれて打ったと。そんなこともできた話を聞いて、そういうこともできるんだとちょっと思ったんですけれども。

やっぱり肺炎球菌肺炎は本当、症状がひどくなってしまうと、長期入院になってしまったり命を落としてしまいますから、ここのところ今の理由、説明をお聞きしたら、分かったは分かりましたけれども、多分町内の接種率というのがそんな高くないような気がするんですけれども、そのあたりはお分かりになるのか。外科とか整形外科とか眼科、どこ行ってもこの肺炎球菌のポスターは必ず貼ってあるんです。ただ聞くと、打っている人少ないんですよ。そういうところはどうお考えなのかお聞きします。

あと、すみません。私も表の見方、ちょっと間違えちゃったんですけれども、きちっと健診に来ていた方が来なくなったということが、この町ではあったか再度お聞きいたします。

あと、4か月健診とか集団健診の意義というの

も確かにあると思うんですが、母親とかに聞くと、やっぱりかかりつけ医とは大人でも大事なんですが、とてもやっぱりかかりつけ医に診てもらおうというのはついということもできる、とてもいいということで、選べるといいのね、なんて意見もいただいています。

私も保健センターに伺って思ったんだけど、保健師さんってとても忙しい状況だと思うんです。それで、私たちの予算書の先ほどの前段議員からも質問が出ていましたけれども、この資料の8ページ見ると、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援ということで、いろいろやっていただいています。それで、ママ・パパ教室とかもあるんですけれども、そっちの支援にすごく保健師さんの力って借りられる、力を尽くしてもらえるような気がするので、専門の病院に任せられるところはそうやって、すごく保健師さんの力って大きいので、そういうところを、確かに集団健診もいいんですけど、安心感と保健師さんの役割の充実というのを考えて、どうお考えなのかお聞きます。

あと、先ほど今年からということで知能の検査、ちょっとどういうものなのか、新しく入れるものの、お分かりでしたら、お願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

肺炎球菌のワクチンの接種に関してでございますけれども、近隣市町の状況がどの程度というところもあるんですけれども、多分、委員さんもご存じのように、この制度が始まる前とかにご自分で打ったりとかしたという方々がどの程度いらっしゃるかどうかというのは、町では全然把握できなくて、

その年齢の方々、5歳刻みで令和元年度まで行ってきた方々の対象者というのが分かって、その制度にのって、接種を受けた方々からいった率がこの率ということでございますので、各医療機関さんにおいて貼っていただいているそのポスターとかをご覧になりながら受けていらっしゃる方も、前から受けていただいている方もいらっしゃる方々の率を考えると、ちょっと全然率のほう把握できない状況でございます。

また、令和2年度以降におきましては、先ほどちょっと説明が不足していたと思うんですけれども、新たに65歳になられた方々を対象ということでございますので、数がこれだけ減ってきているというところでご理解いただきたいと思います。

また、同じお子さんが過去に乳幼児健診を受けて、その後に同じお子さんが受けないのかというようなご質問かと思うんですけれども、こちらにおきましては、母子のケース会議という対応のケース会議というのを行っておりますので、こちらの中でこのお子さんについては、こういう状況でというところを、保健センターの保健師のほうで、みんなで把握しながらこういったフォローが必要なんじゃないかというところで検討はさせていただいていますけれども、記憶の限りでは、その後ずっと来ていないという方は、恐らくいらっしゃるなくて、いろいろな部分で連絡を取りながら、何らかの形でアポイントを取りながら、対応をさせていただいているというところでご理解いただきたいと思います。

4か月児健診につきましては、個別というところでどちらの医療機関でできるのかというところでの調整等も必要になってまいりますので、今後また検討のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

また、知能検査のキットにつきましては、ちょ

っと大変申し訳ございません。使われる専門の先生と担当者のほうでお話のほうをさせて、実際にこれが必要だよねというところで購入させていただくという状況でございまして、どういったものが来て、どういうふうな使い方をというのは、実際にこれからちょっと理解していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 分かりました。

肺炎球菌のワクチンは本当必要で、これを打っておけばならなかったのという事例が非常に多いです。肺炎球菌なのかそれとも新型コロナウイルス感染症なのかとやっぱり症状が肺ですから同じだったり、肺炎球菌に過去になってしまった方とかは非常に注意もされているので、何かこういうところを病院では本当にポスターも貼られてされているので、町のほうで方向、積極的に。

ただ一つ気になったのは、やっぱり肺炎球菌もワクチン打って副作用が出る方はすごく出てしまったりもするので、私などもちょっとちゅうちょしちゃったりするところあるんですけども、やっぱり知らせていくこと大事なので、これからお願いしたいので、いろんな方法あると思います。そこをお願いしたいので、そこの答弁をお願いします。

あと、県内の自治体なんかだと、どこでもやっぱり町内には1か所しかないということあります。近隣とかでもかかりつけ医というのは必ず子供にとっては大事なところなので、やっぱりほかのところとかあまり指定でもないし、結構自由とか、そのお子さんのご家庭のかかりつけ医がオーケーとしているところ多くて、すごい安心感があるというので、そんなのもちょっと検討、そうい

うのも考慮していただきたいと思います。

知能のあれはこれから入るということで、分かりました。

先ほどから地域担当の保健師ということが何回も出ているんですけども、この地域担当の保健師さんがいるって皆さんご存じないんですよ。それで、妊娠したときからやっぱり安心感があるので、母子手帳を頂くのも保健センターだし、地域の保健師さんてこんな人だよと、なんかそんなことをやっぱりアピールしていったりとか、そういうことが必要だと思うので。そういうことを何かさっきから何回も出ているので、やっぱり身近な存在で。かかりつけ医というのは、すごく安心感で困ったときにたどり着ける場所。保健師さんというのは、身近な存在で安心できる方になりますよね。そんなことを考えていただいて、ちょっともう一回ご答弁をお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 健康増進室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質疑についてお答え申し上げます。

まず、肺炎球菌ワクチンでございます。こちらにつきましては、1回受ける機会を失った方々というところの部分も含めてになるんですけども、予防接種には委員さんご存じのように、定期的予防接種と任意の予防接種というところがございまして、定期的予防接種で万が一健康被害という形になったとき、副反応が出たりとかしたときには、かなり手厚い補助等が出たりとかするんですけども、そうじゃなく任意のというときには、かなりの差が出てしまうというところも踏まえまして、やはりこういうことで受けていただきたいと思いますという部分の周知については、今後も心がけていきたいと思っています。

また、4か月児健診につきましても、今後検討

をさせていただきたいというふうに考えております。

また、地区担当の保健師につきましては、今は子育て包括支援センターのところで、切れ目のないということが始まってから若干少し離れてしまう部分あったんですけれども、過去においては、本当にそこが開いていないときにはそうなんですけれども。まず、母子手帳をもらいに来られたときに、もうそもそもが地区担当の保健師が対応をさせていただいて、今後ずっと継続的にお話のほうをお伺いしたりとか、相談にのらせていただきますよ的な形で始まったりとかという経緯もございますので、子育て世代包括支援センターのほうが始まったことによって、こちらのところうまく活用しながら、地区担当の保健師というところがもう少し周知できるような方法を今後取らせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

肺炎球菌のほうはよろしく願います。やっぱり受けることが大事ですので。

それから、保健師さんに関してなんですけれども、やっぱりみんなの保健師さんなので、本当、皆さんに顔を知ってもらったり、あと、ここの町だけではないと思うんですけれども、1人お子さんができてからお家を買う方ってすごく多いんですね。動物についてもそうなんですけれども、2人目、3人目とかのときに、例えば広報にここの地区がこうですよとか載っていると、ああこういう保健師さんに、行けるんだみたいな安心感というのがあるので、やっぱりそういうもので。若い人でネットの広報紙を見てくださいるので、そういうところは。

あと、1点気になったことがあって。私も保健

センターに行くと、ちょっとあれって、ちょっと静かなんだけど、健診か何かの人が出てくるんだけど、今日何か月健診でしたと、私が見なかったのか、書いてあるのがある場所が分からなかったんです。だから、大きく今日は何か月健診というのが何か分かるといいかなと。やっぱり来やすい保健センターという感じがするかなと思いました。それ要望なので、ちょっと私の見落としだったら申し訳ないんですが。

そういう、すぐ来た方が、初めて母子手帳をもらってからその次また新しく行ったときに見たりして、慣れないところで分かんないこともあるので、何か来やすいというふうな。そうすると、予算書の80ページのこれがすごく生かせる、とてもいい制度をうちの町はやってくださっているの、これ充実度を増してほしいと思います。要望です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） 2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。質問というか、質問だな。前段者が質問をして、一定の成果が上がってきたなということで、本当に喜ばしいことだなと思いついて、これから2点ほど質問いたします。

1点は敬老会。もう一点は老人クラブのことなんですけれども、私、心配して質問するんですけれども。

1点目は、ページは予算書116ページですか、予算書の。敬老会は、確かに今のコロナ禍だから状況は全然違うということで、新型コロナウイルス感染症の問題ちょっと右置いておいてもらって考えてもらいたいと思うんですけれども。

まず初めに、役場から各個人に敬老会はどうしますかと来ますよね。この中でその通知をもらっているのは私だけかな。みんな若いから。それはいいんですよ。ただ参加する、しないというのを

役場に出して、それに基づいて区長さんに話が行くと。その手続きがいけないと言っているわけじゃないです。ただ、前から私はやはり心配しているのは、1つは参加しない人がどんどん増えている。これをどうするかという。今でも参加すると、800円。食事代だか何だか知らんけれども。それはそれでいいんですけれども。

あと、役員の方に3万円ぐらい出すのかな。骨折り賃で。それはそれでよろしいんですけれども、自治会は、それで済まないんですよ。えらい金がかかっている。自治会費をどのぐらい使っているかというのを把握していますか。その参加者を募った後、大変な金がかかっているよね。

役場は通知を出して、参加する、しないを区長に連絡して、ああ満足だと思っているかもしれないけれども、自治会はそれから大変なんだ。区長なり班長さんは本当に大変。それもプラス予算、自治会の予算、大変な金を使って。これを何とかしないと、これからはどんどん参加する人としなない人の差が出てくる。それを何とかしないと、やっぱり私は公平化じゃないと思いますよ。

調子が悪くて出られない人も、長い間町民税を払ってきている人だから。今払っていないから、もうそんな面倒見なくていいというわけにはいかないでしょう。そういう人たちに温かみのある対応をしなくちゃならない。それがなかったというんだね。それをどうするか、その自治会の対応と、あと、参加できなかった人の対応。この参加できなかった対応も、これは参加しないからいいという問題だけでは済まないと思いますよ。役場も責任があるわけだから。参加するかしないかは判断してもらうんだからね。本人からの返答によって。自治会に何名の参加ですよ。あとはお願いしますだけでは済まないと思う。だからその参加しなかった人は、やっぱりああ宮代町は、大したものだ

というものを考えていく、だからどうか。

さっき私は、前段者の質問で大分前回よりはよくなったかと、そのことを褒めたんですけども、褒めてばかりいると、私はたまにがちっといきますけれども。やっぱり参加者が喜ぶように、また、自治会がそんなに骨折らなくて、金がかかかないように、それを面倒見るべきだと思うんですけれども。

昔は、役場でやっていた頃は、座布団だかくれて、赤飯くれて終わり。自治会によっては、何かお菓子を配っていたところもあるようだけれども、大体それで終わり。今は、座布団はもらっていないよね。昔は、座布団が幾つたまったって喜んでた人もいますけれども、そういう楽しみも何もなくなくなった。そこら辺をもう一回、一から洗い直す必要があると思うんです。どう考えているか、今後。旧態、古い内容じゃなくて、近代的な考えを持って、さすがに大したものだと、健康介護課は、大したものだというものを考えてもらいたいと思うんです。どう考えているか聞かせてもらいたいと思います。

もう一点、老人クラブ。前段の人が質問して、数が減っている。老人クラブも減っている。それはまだ私は減ると思います。私の知っている老人クラブもどんどん縮小していますよ。縮小で済まない、解散までいくようなところもあるようです。それは老人クラブへ入れば、それなりのものが若干来るにしても役員が大変なんだと。どういうことだか分かると思うんですよ。クラブに入ってそれなりの保証をもらおうと、役場に縛られちゃうんだよ。これをやりますからこれに出てください、役員会があるから出てください。それに出るのがおっくうになっているわけ、みんな、役員の人も。じゃ、新しい人、役員なるかといったらやる人いない。じゃ、解散かと。

役場に老人クラブ廃止を申し込んで、あとは自分たちの仲間だけでやっていきたいと思います、こういう話になっているわけ。ほっぽっといたらどんどん減るよ。あまり役場は老人クラブに入っていればこういうことで出てください、こういうことやってくださいというあまり縛りをやると、どんどん減ると思います。私はそれを耳にしています。それでいいのでしょうか。

減るのを眺めて、ああ令和2年は2つ減りました。じゃ、令和3年では3つ減りました。来年はまた幾つ減ります。それを眺めているだけでいいのでしょうか。そういうものじゃないと思いますよ。あまり縛りをしないほうがいいと思いますよ。それがあって抜けるというのが結構あると思いますから。耳にしていますから。あそこのやめたんだと、解散したんだと聞くと、入っていると縛りがあるんだよと。だから、やめちゃうというのが、そういう耳にするんだから。それを今から対応しておかないと、どんどん減りますよ。増えるということはまず期待できない。減るばかり、どんどん。それでいいのか。

役所は上で旗を振っていいんだから、入れ、入れ、入ったらこういうことやってくれ、こういうことを手伝えとか、役員会に出ろとか。それやっていけばいいんだから。ところが、底辺で会をつくって運営をしている人は、そうはいかないですよ。そのことを考えると、役場は今後どうしていくのかどうか。はっきり私が理解できるような答弁をひとつお願いしたいと思うんですけども、どんどん減りますよ。そのことを申し上げて、質問2つをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副

課長の稲宮でございます。

順次お答えを申し上げます。

まず、1点目の敬老会についてでございます。前段の委員さんのご質問の中でもお答えはさせていただいておりますが、令和3年度より今まで健康介護課所管の敬老会の補助金ということでやってまいりましたが、令和3年度よりは、町民生活課の豊かな地域づくり事業費のほうの補助金で移行という形になります。

先ほどの質疑の中にもございましたが、今まで区長さんなどから多く寄せられていたご意見として、やはり補助金の内容が対象経費、対象外経費などもあって非常に複雑であると、例えば基本額は、準備経費3万円の実費分ですとか、会場使用料の実費分、それから役員の賄い費、また、それ以外に人数割として1人当たり1,000円を上限という形であって、その取扱いが非常に難しいというご意見をいただいておりますので、今回の補助金の整理によって新しく生まれ変わりましたので、その新しい豊かな地域づくり推進事業費補助金の中でやっていただくという形になります。

ですから、今までのそういった細かな区分とかはありましたけれども、また、新たなこの補助金の枠組みの中で行いますので、そういった区分、金額なども新たに整理をして、これからなるべく皆さんが分かりやすく、そして、申請のしやすい、使いやすい、そういった補助金になるように整理をしていって行いたいと思います。

また、現行の豊かな地域づくり推進事業費補助金でございますが、町民生活課のほうと協議を進めているところでございますが、今まではコミュニティ活動支援事業がございまして、その枠とは別に今度新しく敬老会の事業という形で加わるものという方向で調整をしております。

先ほど今までの1人1,000円という金額では、

なかなかお弁当を出したりとか記念品を出したりとかいうことは当然賄い切れないので、自治会のほうでのかなり負担があるというお話というのも実際にはご意見として寄せられていたものがございいます。アンケートも行っていた中でもそういった声はいただいております。こういったところについても、例えば敬老会の事業の中で、補助金の中で金額に不足が生じた場合は、もう一つのほうからお金がもし流用という形で持ってこられれば、そういった取扱いもできるよということで、かなりフレキシブルな補助金の運用になるんじゃないかというふうに思っております。そういった形で、皆さんの利便性を少しでも高めるような形で進めていきたいなというふうに思っております。

また、参加できなかった人への対応ということでございますが、こちらも先ほどちょっとご答弁差し上げましたけれども、今まではあくまでも参加した人だけということで、補助金の対象、その地域の活動に対しての補助金の対象としますというふうにやっていたんですけれども、来年度からは、それがご本人が何らかの事情で参加できなかった場合についても、地区の敬老のお祝いの事業として何かの対応をするのであれば、それも対象になるというふうに変更となりますので、そこは地区の皆さんで話し合いをしていただいて、アイデアを出していただいて、そういった方にも対応していければということで、かなり今までよりも柔軟な対応ができるんじゃないかというふうに考えております。

それから、同じく予算書116ページの老人福祉総合事業の中での老人クラブの活動についてでございます。やはり令和2年度、今回2団体減ってしまいまして、人数も前年と比べると89人減っているといった現状がございいます。先ほど委員さんのお話にもありましたが、今後ますますこれが減

っていつてしまうといったことも危惧されるところであるというふうに認識をしております。

なかなか老人クラブの活動が難しくなってきたという状況として、先ほどの中にも役員さんの役割、お仕事が大変だからというようなお話も実際聞いているところではあります。先ほどのお話の中で、町からのそのいろんな縛りがあるというので、やはり大変だという声があるというような話も聞いているところではありますので、今後はなるべくそういった形で老人クラブの役員さんはじめ、皆様には負担をかけない形で活動をしていただくように運営のお手伝いができればなというふうに考えております。

なかなか皆さん高齢化が進むにつれて、運営自体が困難になっている老人クラブがあるというふうな状況はこちらも認識をしているところで、なるべくそういった形で老人クラブの方々には負担をかけない方向性で町も支援をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） どうもありがとうございます。

言っていることは分かります。まず、敬老会、私、先ほどお聞きしたのは、区長さんには参加する人がいると、出ない人は誰だか分かんないんだよね。それを区長さんがやれよと言ったら、また負担をかけるよね。または班長さんに調べてやれと言ったら負担がかかる。それをどうするかと、そこなのね。やっぱりそれはどこかで誰かが汗をかかないとならないわけだ。今の話を聞いていると、全て不参加者にも区長さんをお願いして、どうのこうのということは、区長さんに全て負担をかけるということだよ。それでなくたって区長さんは大変だ、大変だと言っているのに。

また、役場は、ただ出ない人はこれだけいるよと、後は頼むよと、そういうやり方じゃ温かみがないというの。それはやっぱりどこかで区長さんに負担をかけないで、誰かが汗をかかなくちゃならないわけだ。汗をかく気持ちがないんだよね。みんな区長さん任せ。そりゃ区長さん、大変だよ。じゃ、誰が出ないんだろうと調べなくちゃならない、それも大変。うっかり名前を言うと、今の何とか情報でまずいと。これも大変な神経使う。そこら辺はよく慎重にやらないと、また区長さんが大変だ。

あと、予算の問題は大分出す、上限は幾らまで出すのか教えてください。大変な金かかっていますよ。私もうちの自治会で2回ほど出たことがありますけれども、大変な金かかる。出だしは何だか600円だか800円で今は1,000円か。幾らかはよくなっただろうけれども、そんなものじゃない。あれはそんなものじゃない。それはやり過ぎだと言われるかもしれないけれども、ほかの自治会の話を聞いていると、そうでもない、同じ。大変な金かかる。だから上限は幾らまで出しますと出したほうがいいと思いますよ。例えば1人3,000円までとかね。

だけど、今、何か豊かな地域づくり、豊かになるようにね。名前がいいんだから。けちけち地域づくりじゃないんだよね。そこまで言ったんだから、上限は設けたほうがいいと思いますよ。じゃなくちゃ自治会がやりづらくて。豊かな地域づくりで金をある程度増やしましたというんで、そうやってあおるだけだよ。それじゃ、やり方は汚い、やるのが汚い。これもまた区長さんなり班長さんが大変だ、自治会も大変。それを区長さん以上に汗をかく人、誰かがいなくちゃならないんだよ。その上限づくりをやったほうがいいと思います。

それと老人クラブ、いや、クラブに入った皆に

は迷惑をかけない。負担をかけないって、かかっているからどんどん辞めちゃうんですよ。老人クラブの役員をなぜ辞めるの、解散するのと、負担が大変だよと、それで辞めるんだと。じゃ、新しい人入れたらって、やる手がない。もう頭から行政は、もう出てきて負担をかけようとしているわけだよ、幾らかでも。そうするとどんどんクラブはなくなると思いますよ。

あれ3年前だっけ、社会福祉協議会の何とかクラブが解散したよね。あれは、別の話かもしれないけども。ああやってどんどん縮小するよ。それで老人だけ大事にしますと言ったって、クラブそのものがどんどん廃止されりゃ、それはもう本当の何人かの仲間の会合になっちゃうわけだ。地域とか町の中のあちこちの人を集めて。それだと老人クラブを育てるという気持ちがどこにあるのかとなるわけ。

それを解決できるように、どうやったらいいか教えてください。私も敬老会の一員だし、老人クラブあるところ入っていたけれども、抜けちゃったけれども。それも会はまだあるけれども、役員、町のクラブに入っていない。それも役員の縛りがあったから、やっていられないよというんで辞めたみたいだよ。そういう状況だから、経験者として質問しているんだから、ひとつよろしく願います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

予算書116ページ、地域敬老会支援事業の点からまずお答え申し上げます。

まず、名簿の件でございます。今年度までは、地区のほうから敬老会の開催のお話をいただいたときに名簿の提供を地区にしておりました。町の

ほうから該当者の方にお手紙を出しまして、敬老会に参加するかしないか、そして、そのする方について地区のほうに名簿の提供をしてよろしいかという情報の提供の同意をいただいております。個人情報との関係もございまして、役場で一方的に名簿をお送りすることができなかったものから、そういった形でやっておりました。

今後、その補助金の運用方法が変わるということもありまして、先ほどのお話にもありましたけれども、出ない人の把握につきましても、区長さんのほうにご負担がますますかかるんじゃないかというお話でございましたが、ここについても重要な課題であるというふうには認識をしておりますので、ちょっとこれからこういった点がよろしいかということで検討をして、よりよい方向で考えていきたいというふうに思っております。

また、補助金の上限額を幾らかということで、定めたほうがよろしいんじゃないかというお話でございます。こちらは今度の豊かな地域づくり推進事業費補助金というのは、町民生活課の所管の補助金となります。これは健康介護課ともちろん所管課の町民生活課のほうで協議をして、内容についても詰めているところでございますが、現在のところまでももちろん予算の範囲内で事業を行っていくということはございますけれども、上限を幾らにするのかとか、細かなところまでについては、まだ決まっているところではありませんので、今いただいたご意見などを参考に詰めていきたいというふうに考えております。

それから、もう一点、老人クラブの関係でございます。今お話しいただいたように、老人クラブの負担がすごく増えているということは、こちらのほうも認識をしているところでございます。これから老人クラブのそういった解散とか会員減少を少しでも防ぐために、町としても老人クラブの

皆さんがどういったところに今苦勞をされていて、どういった希望を持っているのかというところを皆さんに聞く機会を設けて、そういったご意見を基に今後対応をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 分かりました。

老人クラブだけにはもう一回質問したいんだけど、どういったことで対応していくかというけれども、私が言っているのは、もう縛りがあると、町の老人クラブに入らないと言っているの、それを言っているわけ。縛りをやらないでクラブを運営していく方法を考えてもらいたいんですよ。それだけ。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

今のお話でございますけれども、その縛りが原因で老人クラブに入らない人が多いというお話のほうは、承知いたしました。縛りというのが、具体的に皆さんどういったことで負担に思っているのか。こういうことが実際に負担になるので入りたくないんだとか、ただし、ここまでだったら我慢ができるよとか、こういった形だったら大丈夫だとかと、そういった細かなところのご意見、ご要望も踏まえて、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 分かりました。

これから要望聞くていうから、よく聞いてください。私の知っている範囲では、役員をやりたいくないわけ。やると町の何とか会議に出るとか、講演会に出るとか、もうそれはいいや、講演会ぐらいなら。会議を毎月1回か2回やるやつまで出

なくちゃならないとか、それがおつくうなんだよ。だからもう俺、役員やらないよと。どうしてと言うと、縛りがあるんだ、役場で出ないと会員やっていられないんだと。それだったら辞めるよと。そういう意見が多いの。最近何かやめたところもそうよ。役場へ毎月1回か2回役員会に出て、それが苦痛らしいんだよ。それは分かっていますか。そういうことなの。だったら役場の老人クラブは辞めちゃえばいいじゃないかと、こうなるわけ。

あとは、そういう楽しみは自分たちだけでやろうよと。どうせ公民館とかああいうところは、入ったって金は取られるんだし、ただじゃないから、部屋借りたりすると。じゃ、辞めちゃおうと、こうなっちゃうの。分かんないかな、言っていること。それでどんどん縮小しているわけ。私の経験ではそう、そのことを言っているわけ。だから心配なの。どんどんこれから皆が高齢化で、役員が、一生懸命やっていた人が役員を辞めていったら、どんどん新しく役員をやる人がいなくなれば、もう会議をやめよう、解散しよう、こうなってくるわけ。分かるでしょう。そういう実態なんです。それを心配しているわけで、今からそれを何とか食い止めなかったらどんどん減っちゃうよと。口だけだよ、老人クラブを育成するとか何だって。町は、金出すからお前ら出てこい。そういうことやっていたらどんどん減るよ、これからの時代は。

趣味だって、それは役場でやっている内容について、参加して協力しようという人も結構いるのは分かる。全部が全部そうじゃないから。本当に自分たちの趣味だけやっていりゃいいというのが多いんだから今の時代、と思うよ。いい、決めつけると問題になるから、決めつけられないけれども、思うよ。それを考えたほうがいいですよと言っているんですよ、さっきから。

そうすると今度、答弁としてうまいこと言うん

だよ。負担をかけないように検討するとか、アンケートを取るとか。どういうところに問題があるとか。そうやって逃げるわけ。分かったと。我々も役場もそういう実情があるんなら、それを何とかしようという発想がないものな。逃げる答弁ばかり、また文句になっちゃうな、私の質問は。これ楽だよ、こういうこと言って通っちゃうんだから。これからの時代、それは通らないよ。だから、どうするかというのは考えたほうがいいですよ。多分答弁できないと思うから、さっきの答弁以上のことは。ちゃんと今から本当よく相談して、相談というか自分たちで考えて、こうしたいと、まちづくりをこうしよう、老人クラブをこうしようというのをつくったほうがいいですよ。

開かれた宮代町と、どこかでよく言うよね。町民の声を十分聞いて運営をするまちづくり、それをどこかで聞いたことあんな、最近だまだね。トップのほうの人が言っている。やっていることと言っているは違うじゃないかと言っている人もいるんだから。よく考えたほうがいいですよ。そのこと言ってやめます、また愚痴になるから、私の質問はどうしても。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、質疑ございませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君） 西村です。

予算書の116ページ、そこにちょっとメスを入れさせていただきます。老人福祉の総務事業、そのうちの補助金、このシルバー人材センターと老人クラブについて質問をさせていただきますのでお願いします。

まず、シルバー人材センターについてですが、補助金が548万円、結構な補助金が出ていますけれども、この算出方法についてまずお尋ねいたします。

それから、同じシルバー人材センターが続きますけれども、2つ目としてはこの人材センター、もともと入っていただく人が集まらないというそういう時代がありました。私もいろいろ相談を受けてツールを使って宣伝をして、それから、多少増えたと思います。これ六、七年前ですけれども、全体として今、将来も含めて傾向としてどうなるのかと。もともこのシルバー人材センターができたときというのはリタイアした高齢者、その若い頃の経験を生かして活用する。そして、結果として社会的貢献をしていただくという崇高な目的のためにこの組織ができたわけですが。

3点目として、ちょっと細くなっちゃいますけれども、あれを見るためには、予算委員会資料の1ページと2ページを見ていただきたいと思うんです。よくできた資料として拝見をしておるんですが、もうその中の2つ目の受託件数というところで一般企業の延べ人数、これが結構数字が高いんですけれども、一般企業の受託内容というんですか、これが2ページと併せて見ても少しよく分からないので、これは、個々の仕事について個別に派遣申請が来ているのか、もしくは、シルバー人材センターが一括して何か事業、事務を請け負っているのか。そこらあたりを聞かせてください。それが3点目です。

4点目は、これは2ページのところにありますけれども、サービスというこれは1ページの職別の就業実績でもサービスが大体2割占めているんですが、そのサービスの中身というのは内容的に家事サービスからずっと始まって、いろんなサービスの業務があるんですけれども、福祉サービスというのがちょっとどういうものであるのかというのが、この下の資料を見てもちょっとよく分からないので教えていただきたいのと、家事援助というのが何を指して家事援助といっているのか。

それから、ごみの分別もふれあい収集のある中で、ごみの分別というのが、恐らくごみ出しの日に行っているんだろうと思うんですが、その実態をちょっと教えていただきたいというのが、質問にまずなります。

それから、2点目は老人クラブについてですが、これ金額的には老人クラブは106万円ですね。それでまず1点目は、さわやかクラブ連合会について交付が58万8,000円で、これの算定方法です。それはどうなっているのか。

それから、下のほうの単位老人クラブの分のこの基準日をちょっと教えていただきたいと。それだけまず質問にお答えいただけますか。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、答弁からお願いいたします。
健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

順次お答え申し上げます。

まず、1点目の予算書116ページの老人福祉総務事業におけるシルバー人材センターの補助金でございます。こちらについては、来年度予算といたしまして548万円を計上をいたしております。こちらの算出の方法ということでございますが、特にこの金額を出すに当たって細かな積算に基づいたものではなく、前年と同じ額の548万円を計上してございます。ここ数年548万円という額で経緯をしております、ただシルバー人材センターのほうからやはり事業の拡大等に伴いまして、

経費のほうも必要になるということで、補助金の増額の要望というのをお話はいただいているところではありますけれども、現状のところこの補助金548万円ということで、ここ数年同じように推移をしているというところでございます。

それから、会員数の関係でございます。資料の1ページにもございますように、ここ3年ばかりの会員数の推移につきましては、平成30年度が180人、そして、令和元年度が181人、そして、令和2年度12月末現在が187人ということで、2年前に比べますとやや増えているといった状況になっております。

この会員数につきましては、シルバー人材センターのほうも重要な目標というふうに、会員数を増やすことを上げておりまして、シルバー人材センターのほうでは、中長期計画策定委員会というのをつくりまして、昨年度からの5年間、令和2年度から令和6年度までの5年間の中長期の計画を策定いたしました。

この計画の中で最大の目標として掲げられているのが入会率の向上でございます。目標の中では計画の最終年度、令和6年度には会員数を254名ということでの目標を掲げており、そこに対して努力をしているところだというふうに認識しております。ただなかなか会員数を増やすということでも難しい面があるようで、シルバー人材センターでは、毎月入所の説明会を開催して会員を募っているところではあります。

また、シルバー人材センターのほうでもぜひ町と協力してPRをしたいというお話がございまして、昨年10月号の「広報みやしろ」に特集記事で、シルバー人材センターの内容について見開き2ページで、どんな活動をしているのか、どんなメンバーの構成で、どんなお仕事をしているのかといったところのPRを兼ねた特集記事を設けており

ます。そこでぜひ会員を募集したいというところでのPRを図ったところではございます。

また、10月にはシルバー祭りがございます。昨年は新型コロナウイルス感染症の関係で開催ができなかったようですが、こういった機会も通じて会員の募集を図っているところであります。

こういったところを踏まえて、令和6年度には目標である254名というのを達成すべく、目標に掲げているところでございます。

それから、受託件数の中のご質問については、ちょっとまた別途お答えを差し上げたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君） 高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いたします。

委員ご質疑のいただきました資料、事前に配付させていただきました資料の1ページ目です。こちらのほうにあります一般企業、こちらの受託内容ということでございますが、こちらにつきまして、大きなものにつきましては、町内の一般企業からの受託ということになると、日本工業大学の中の清掃などがこちら大きなものということで伺っております。そのほかにもマンションとかアパートなどの共有部分の清掃ですとか、そういったものがこちらに該当してくるかと考えてございます。

また、2ページ目になりますが、2ページ目の上段のほうに福祉サービスというところがございまして、サービスの職業、福祉サービスというちょっと分かりづらいところございます。こちらにつきましては、ちょっと実績としてあるかどうかというのは分からないんですが、例えば今シルバー人材センターにつきましては、町のほうの介護保険の事業の指定も受けてございます。そういったものがあつた場合には、そこに該当してくると

いうことになろうかと思います。

また、2ページ目のほうの下段のほうです。家事援助、こちらにつきましては、家事援助ということですので、例えば家庭内の掃除ですとかですかね。トイレの掃除、浴室の掃除などなかなか掃除も手が行き届かないようなところあるかと思えますので、そういったところに対しての家事の援助が必要な方、そういう方々からの要請があった場合のものになってくるかと思えます。

また、ごみ分別につきましては、こちらもあり同様の形になるかと思うんですが、家庭内でやはりごみの分別がもう自分ではできないようになってしまったような状態であるとか、そういったときにお手伝いに入る、そういったときのものになってくるかと思えます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

引き続き、ご質疑に対してお答えしたいと思います。

予算書116ページの老人クラブの補助金の関係でございます。こちらさわやかクラブ連合会に対しましては、年額58万8,000円の補助金の交付をいたしております。こちらの積算につきましては、細かなその計算に基づいて出したものではなく、毎年同額の金額で58万8,000円を交付しているものでございます。

それから、各老人クラブの単位クラブごとの補助金の算出に当たってでございますが、その人数によりまして金額のほうが異なっております。50人以上は5万円、それから、35人以上が2万5,000円というふうになっておりますが、それぞれその人数に基づいて資料の3ページにあります金額を補助金として交付しているものでございま

すが、その基準日については、その年度の4月1日というふうになります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） シルバー人材センター、ご丁寧な説明がございました。内容的には分かったんですが、ただこの資料2にある時間単価ですよ。これは業務によってそれぞればらつきがあるというのはやむを得ないんですが、これ全体としてやはり労働基準法上の時間単位を使って、それを参考にしてやっているのかなと思うんですが、私なんかが見てちょっと高いんじゃないかなというそんな気もしてならないんです。これは会員の方は一生懸命されていらっしゃると思うんですけども、いわゆる企業体の中の社員が正規、非正規問わずやる時間単位の単価とはちょっとやっぱり性格が異なるので、どうかなという感じは否めないんですが、いずれにしても定額で多額のこれはもう補助金じゃなくて交付金ですよ。それを出されているんだから、決算書はやっぱり毎年取っていただきたい。取っていらっしゃると思うんですけどもね。もし取ってなければ、取った上で増やすべきか減らすべきか、そのあたりを検討していただくことをお願いしておきます。

2点目の老人クラブの関係ですが、これもさわやかクラブ連合会についても定額ということで、単位老人クラブについては、4月1日の人員によってこの基準に従って出されているということは分かります。

老人クラブについて、私も実は、老人クラブの会員なんで実態がある程度分かります。さわやかクラブ連合会がどういう仕事をこの構成団体にあれしているのか、逐一。資料の10番のところの会員ですから。ただ正直言って対象者の1割くらいしかないんですよ、現状においても。昔は、寿会

という名称で、これを今10番の名称に変えているんですが、全体としてやはり構成人員の割合は少な過ぎると。

したがって、ふれあいクラブが10番の組織が解消した時点では、50名をはるかに切っていたんですよ。それでその時点で今まで自治会から交付していた10万円を2分の1カット、5万円に落としちゃって、それで少し会員を増やせということで叱咤激励をして、現在は7万円に復活しているんですけども。これが60名、70名という形になってくると、いずれは10万円にまた交付金を出すような形になるわけです。

この地区は、基本的にどこでも全部老人クラブのあるところの地区によって事情が違うんで、人口構成も大体は65歳以上から入れていますから。例外的にそれ以前の人もあるし、でも、大体65歳以上で計算していいと思うんですけども。ちょっと伸びが鈍っちゃって、だから全体の減少傾向にやや合ってきている感じ。その中で50名切ったらまた交付金を落とすちゃうという、そういう約束になっていますから。頑張ってるだけなんです。

昔と今で何が違うかというと、利用者は何を求めているのかという最初の命題がありましたけれども、昔は楽しむという観点だったんです。だからにぎやかだったんです。毎月1回例会、大体やっていると。月1回総会やっています。今、コロナ禍だから全くゼロ、全くやっていないんです。そういう中で、かつてはコロナ禍も何もないですから楽しむ、交流する、だから内容的には遊び感覚なんです。遊び、食事、それから飲み物も出ると。だからにぎやかなものでした。

ところが、それが今は先ほどから指摘もされているんですけども、健康重視、予防重視、そういうことになって、いわゆる会議スタイルになっ

ちゃっているんですよ。ましてやさわやかクラブ連合会が主催するものもあるし、町が主催するものもある。そこへの動員数の割当てが来る。そうすると、そこへ構成団体の老人クラブは行くわけ、これ負担になるんですよ、確かに。大体出ていくのは、元気な若者というんじゃ65歳以上だから、もうやっぱり70前後が大体同じメンバーが行くと。したがって、役員はいつも行っているという。役員はいろんな形で企画をし、いろんなところへ行っているんですよ。やっているんだけど、結局動員となると一般の会員が手を挙げない限りは、これは動員の人数が来ますから、そうすると役員が行くという、そういうことにもなってきます。

増えない原因は、やはり亡くなる、あるいはもう会にも出られないという、そういう人たちは高齢化が進行すると出てきちゃうんですよ。それがある程度は、補充はまたやる形になるんですけども、とてもそれが追いつかないということになります。しかし、ここに入っていることによって一命を取り留めたというケースはなかなかないんです。しかし、例えば独り暮らしで生活をしていて、どうもいろんなサークルの活動も出てこないし、老人会のあれにも出てこない。おかしいという。いわゆるお互いが見守るということなんです。見守る。

そういう中で、残念ながら命は駄目だったんですけども、早く発見ができた。何しろ独り暮らし、2人暮らしというのが、今、人口のあれからいっても宮代町でもかなりの高いウエイトなんだよね、2人以内というのは。できるだけ多くの人が入ってきて楽しんでもらう。その上でまた健康な生活を送ってもらおうという、そういう目的を持ってやっていけば、まだ回復できる条件はあると思います。

宮代台地区は500人ぐらいが対象者ですから、

そのうち今入っているのは1割ですよ。これではお金は出せないんですよ、本来は。出しちゃいけないんですよ。でもやっぱり頑張っしてほしいという、そういう気持ちからお金は出ていると。

ただ全地区を見たときに、今のままで本当にかいのかという、そういうクエスチョンもつけざるを得ないという。したがって、町としてもこの老人クラブの在り方ということについては、考えていただくことをお願いをしたいと思います。

お年寄りも、昔からずっと町に尽くしてきたと、子供たちは、これから町に尽くしていくんですよ。この2つは、やっぱり大事にしないと駄目だと、そういうふうに思います。

ちょっと長くなっちゃいましたけれども、お願いかたがたこちらからお話しして、質問を終わります。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で健康介護課分の質疑を終了いたします。
ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○委員長（丸藤栄一君） それでは、再開いたします。

これより産業観光課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○産業観光課長（井上正己君） 産業観光課です。
どうぞよろしくお願いいたします。

では、出席者を紹介させていただきます。

まず、私、産業観光課長の井上です。よろしくお願いいたします。

以下、自己紹介で。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 改めまして、産業観光課副課長の菅原です。よろしくお願いいたします。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 同じく副課長、野口でございます。よろしくお願いいたします。

○商工観光担当主査（山内一生君） 商工観光担当の主査の山内と申します。よろしくお願いいたします。

○農業振興担当主査（鈴木 功君） 農業振興担当の主査の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君） 農地調整担当の主査の鷺谷と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございませんか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村でございます。

3点質問をさせていただきます。

予算書の148ページ、農業委員会事務事業についてです。こちらの遊休農地解消対策の実施ということなんですけれども、どのようにされるのか、具体的に教えてください。

次に、予算書153ページ、私たちの予算書15ページです。新しい村管理運営事業についてです。

こちらの新しい村魅力アッププランの策定準備ということで、こちらの市場調査委託料となっているんですけれども、こちらについても、委託先などどのような調査をされるのかということを詳しくご説明をお願いいたします。

最後に、158ページになります。宮代ブランド創造事業についてです。私たちの予算書のほうが89ページになります。こちらの観光情報の発信ということで、観光情報誌宮代iLineの発行、年に2回となっているんですけれども、こちらだけでこのご予算なのかということ、この辺も詳しく伺いたいします。そして、こちら何部発行されるのかということも教えてください。

よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 副課長の菅原です。

まず、予算書149ページ、農業委員会事務事業の質疑についてお答えさせていただきます。

こちらの遊休農地解消活動についてですが、あくまで農業委員会の活動に限っての遊休農地の解消活動について、ちょっとお答えをさせていただきますと、まず、毎年農業委員会のほうで農業委員さん14人、それから最適化推進委員さんという形で7名の方と一緒に、町のほうで、今年度については遊休農地の中で、町の中のどこの農地であれば周辺の担い手の方が耕作がいただけるかということで、みんなでまず話し合いを行います。

今年度につきましては、大谷耕地の中で、百間小学校の近くなんですけれども、そちらの遊休農地で、隣が、新しい村がもともと耕作をしている土地ということもありましたので、そちらのちょっと遊休化されている農地の地権者の方に、新しい村が隣をやっているので引き受けるという話が出ていますが、こちらを解消活動させていただいてもよろしいでしょうかと、そういう話をさせていただきまして、合意を得ましたので、農業委員さんと最適化推進委員さんの中で、じゃ、皆さんで草刈りですとか耕うん作業と一緒にやりましょうということで、毎年大体1か所から2か所ずつ、

汗をかいて草刈りなどをして使える田んぼに戻すと、そういった作業を行っています。

面積的には、大体、毎年1反から2反ぐらいを、委員さんと皆さんと一緒にそういった活動を行っている、そういった状況になっています。

来年度につきましても、そうした活動を1か所、また2か所をやっていくということで、掲載をさせていただいております。

それから、2番目の質問、私たちの予算書のページ15ページ、新しい村魅力アップ事業の質疑についてお答えさせていただきます。

こちらにつきまして、新しい村魅力アッププラン策定に向けた基礎調査ということで、まず550万円の市場調査委託料を掲載させていただいております。

新しい村につきましては、皆様ご存じのようにオープンから20年が経過しまして、建物も20年たって古くなってきて、木造の建物が多いということもあります。

まず1つは建物が老朽化しているという点、それから、生産者、消費者とも高齢化が進んでおりまして、地場産の農産物というのが徐々に減ってきているという現状があると。

そうした中で、直売所というのが、今後どのように運営していくべきなのか、その機能の見直しも含めて検討が必要な時期が来ているというのがもう一つ。

それから、もう一つは、周辺の環境が変わってきているという点です。当然、駅前の方にも新たな大きなスーパーができますし、人の動き、それから志向というものも、この20年でやはり大分変わってきているというところもあります。

ですので、これまでの20年を検証するとともに、これからの20年を、新しい村をどうしていくべきかということで、まずはその計画をつくるに当

たって、生産者さんの皆さんの今後の意向ですか、消費者の皆さんの意向、それから住民の皆さんの声ですか、あるいはそういった周辺環境の変化に対する調査、そういった基礎的な調査を、まず来年度は行わせていただいて、材料をそろえた上で、再来年度、令和4年度から5年度にかけて、計画づくりを皆さんと一緒にやっていきたいというふうに考えております。

そのための、来年度については材料集めというふうに考えております。

進め方としましては、そういったこともありますので、入札とかではなくて、コンサルタントを幾つかいろいろと調べてはいるんですけども、そういった皆さんにお声がけをさせていただくとともに、公募をさせていただいて、その中で最もよい提案をされた事業者と契約を結んでいきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 副課長、野口でございます。

私たちの予算書89ページの、観光情報の発信についての予算について詳しくご説明させていただきます。

宮代iLineの発行は年に2回、夏と冬に発行を予定しております。発行部数は2万9,000部を発行しまして、主に町外のほうに、ポスティングという形で情報の発信をさせていただいております。

来年も同じように、町外のほうにポスティングを多めに、今年ですと2万4,000部がポスティングで、ほかに町内外の公共施設が残り5,000部という形で配分をさせていただいております。

そのように、来年度につきましても発行、また配布のほうをしたいと思っております。

あと、この158万円の予算につきましては、こ

のiLineの発行に関する経費と、東武動物公園駅の構内のショーケースのほうの使用料が含まれております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

148ページの遊休農地解消対策については承知をいたしました。こちらは田んぼのほうだけなのでしょうか。畑もこういった感じで、使われていない畑を使うという、こういう調査をされているのかということを、もう一度お伺いしたいと思います。

それで、なぜかと言うと、今の新しい村のほうでも市民農園をされていると思うんですけども、そちらのほうがすごく人気があって、予約待ちをしているような状態なので、来年度はそういった整備の補助金も出ていると思うので、そういった市民農園のような形で、畑を使いたい方のための畑に、空いている畑がなればいいなと思っているんですけども、その辺の内容も教えてください。

次に、153ページの新しい村魅力アッププランの策定のほうも承知いたしました。

こちら、令和3年度にこれからのプランを、コンサルタントを募集して策定をしていくということなんですけれども、ぜひ、今、先ほどもおっしゃってございましたけれども、今の村の、新しい村に関わっている方々のご意見などもぜひ取り入れていただけるように、こちらは要望としてお願いいたします。

最後に、158ページの宮代ブランド創造事業の宮代iLineについてなんですけれども、こちらは各2万9,000部ということでよろしいですか。

町内にポスティングをされているということで、このポスティングの費用も入っているということ

ですかね。分かりました。

じゃ、1点で。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 副課長の菅原です。

再質疑についてお答えさせていただきます。

予算書の149ページ、農業委員会事務事業における遊休農地の解消ということで、畑につきましても、農業委員会のほうでは、毎年秋口に利用状況調査ということで、農地の遊休農地化がどれくらい進んでいるかということで、ちょっと草丈が伸びている農地については、全て畑、田んぼ、調査させていただいています。

ですので、ちょっと話がその後、市民農園のほうに移ったかと思うんですけれども、市民農園の開設等がご希望ということでありましたら、市民農園の中でも、例えばそこにトイレですとか、建物を造りたい場合というのは、市民農園整備促進法というのがございまして、そちらの法律にのっとりた手続というのが必要になってきます。

ただ、補助金等も国からも出ますし、町の補助金もありますので、そういった活用はできます。

そのほかにも、農園利用方式ですとか、もっと簡素に、建物は建てないんだけど市民農園として使いたいとかといった場合の簡素なやり方等もありますので、ただ、それについての道路づけですとか、その土地土地でちょっと対応が変わってきてしまいますので、個別にご相談いただければ、ぜひご活用いただきたいという思いがありますので、その際はぜひご相談いただければというふうには思います。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 副課長、野口でございます。

先ほどの宮代iLineのポスティングなんですけど、ポスティングは町外に対してポスティングをしています。

町内は、この宮代iLineに載っている情報は、主に広報等でお知らせができていますものなので、町外に向けてのポスティングということで、この近隣の市町村のほうにポスティングをしております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

もう一度質問をさせていただきます。

遊休農地については分かりました。

この土地が、今もう使わないので、そういった誰かに使っていただきたいみたいなのは、この農業委員会で秋口に皆さんで話し合われるということで、その農地というのは、この資料にあった、資料にありましたか。

どれくらいその空いている農地があって、それで、その農家さんがどうにかしたいと思っているのかということ、把握をされているのかという、それで、秋口にその委員会で、このたびも新しい村の近くに田んぼがあったということで、百間小学校の土地を使われるということになったんですけれども、そのマッチングといいますか、それはどの程度マッチされているのかというのを、もう少し詳しく教えてください。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 副課長の菅原です。

予算書ページ149ページ、農業委員会事務事業の遊休農地についてお答えさせていただきます。

町では、まだ遊休農地の面積については、こちら、先日委員会資料としてお配りさせていただきました資料には、1ページの耕作放棄地という形

で記載させていただいておりますが、こちらについては、統計が農林業センサスという統計になっておりまして、農地の所有者が自ら、私は耕作していませんと、1年以上作付していませんというのを、自分の意志で書いていただいて、出たものが114ヘクタールという形にはなっていますが、実際に、それとは別に、毎年秋口に農業委員会のほうで調査しておりますのは、利用状況調査という、現地を見て、実際農業委員さんですとか、あと町職員のみで見て、ここはちょっと遊休化しているねといって、こうチェックをつけていくような調査になります。

そういった形の調査で出るもので遊休化されているものは、今、草刈りですとかを全くしていないところが約40ヘクタールぐらいあります。38ヘクタールぐらいです。

草刈り等はしているんだけども耕作がしていないというところを合わせますと、70ヘクタールちょっとぐらい、今あるような状況です。

毎年、農家の皆さんには、ご自身の土地を自分でこれから耕作していきますかですとか、あるいはそういった預かるところがあったら預ける意向がありますかですとか、そういった調査もかけているところです。

そういった、預けますという意向があるところについては、県の、埼玉県農林公社というところがありまして、そこがマッチングをするためにできたような中間管理機構という機能を持っています。

ですので、そこで一度お預かりをして、その機構から借りたいという方に貸出しをするというようなマッチングはしているんですけども、実際にちょっと、需要と供給のバランスというのはまだまだ取れていないような状況ですので、現段階ですと、ここの土地について、ここら辺の土地

についてお借りしたいという相談を、直接町のほうに上げていただいたほうが早いと思います。

ただ、そういった機能としては、中間管理機構というのが存在はしております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。
浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

幾つか質問させていただきます。

まず、私たちの予算書15ページ、新しい村魅力アップ事業です。

新しい村が開業してから20年たったということです。私も、新しい村内にほっつけ田んぼを、当時の田沼課長から頼まれて、田んぼの耕作と蜚の再生に取り組んで20年たったということで、ちょうどリニューアルするには絶好のタイミングだと思っています。

そこで質問ですが、今後、新しい村を魅力的な空間にするため、まずは宮代町魅力アッププランを策定するというのですが、市場委託調査で1年半、その後1年かけて策定するというのですが、プランを作成するまで2年半というのは、ちょっと長過ぎではないでしょうか。こちらいかがでしょうか。

2つ目です。私たちの予算書16ページ、集落で支えあう営農事業の中の小規模農地基盤整備事業の推進について聞きます。

小さな田んぼの耕作放棄地が目立ってきています。小さな田んぼは耕作に手間がかかり、収益が上がりません。私は農家で働いて、本当によく分かりました。手間がかかる、収益が上がらない、これ、耕作放棄地になるのは必然です。三角の農地とかもそうですね。

今後、小さな田んぼの耕作農地をなくすためには、農地の集約化は必須です。必要じゃなくて、

これ必須ですね、もう。

小さな田んぼの耕作放棄地対策や集積化をどのように行っていくのでしょうか。

また、あわせて、福祉産業委員会資料の16ページの(19)小規模農地基盤整備事業補助金のほうのAの水田区画拡大事業の実績はどれくらいなのでしょう。

次に移ります。予算書146ページ、第6款農林水産業費についてです。

コロナ禍の影響で、今年度は米の消費が低迷し、米価が低く、来年度はさらに米が余り、米価がより低くなると予想されています。

報道によりますと、2021年度の主食用米の生産量目安について、38都道府県が2020年産の当初計画より減らすことが、1月15日農林水産省の調査で分かった。単純合算して42都道府県の生産量は計約692万から693万トン、目安を設定していない地域や未公表分を加味すると、農林水産省が公表した需要に見合った生産量693万トンを超過する見通し。新型コロナウイルス感染症が収束する見通しは立たず、外食需要のさらなる減少に伴い、米余りによる米価下落は進む可能性があるとの報道しています。

来年度も米価は低く、米が余る状況が続きます。

お米を生産している農家さんは、大変な窮地に立たされています。米価が安くなれば廃業する農家さんも増えます。耕作放棄地も増えます。

来年度、お米を作っている農家さんをどう救済していくのでしょうか。また、どのような対策を講じていくのでしょうか。

それと併せまして、農家の平均年齢を教えてください。もし分かれば、お米を作っている農家の平均年齢を教えてください。

次に行きます。

福祉産業委員会資料の9ページ4、明日の農家

担い手事業についてです。

これ、応募者数が少ないように思うんですけども、応募者数が少ないのはなぜですか。

もう何かニーズがなくなっているということなのでしょうか。また、応募、募集が増えるような工夫をしているのでしょうか。また、これまで研修修了者で田んぼをやっている人はいるのでしょうか。

最後になります。福祉産業委員会資料20ページ11、消費生活相談件数と主な内容です。

主な内容の中で最も多い相談内容は何になるのでしょうか。

近年、相談に対しての傾向はあるのでしょうか。

例えば、こういう方が多いとか、こういう年齢の方が多いとか、こういった相談が多いとか、教えてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長、菅原です。

私たちの予算書ページ15、新しい村魅力アップ事業の質疑についてお答えさせていただきます。

まず、基礎調査で1年半、その後さらに1年半近くをかけて計画づくりをするのは時間がかかり過ぎではないかといった趣旨のご質問についてでございますが、こちら、まず幾つかコンサルですか、あとは他市町の事例のほうを調べさせていただきまして、やはりどうしても、基礎調査をかけてから報告書をまとめるまでには1年は最低でもかかるというようなお話は、いずれの事業者さんからもいただいているところです。

また、もう一つ、一番担当として気になっているところは、東武ストアさんと無印良品さんができるのが今年の秋口以降というふうアナウンス

されているかと思います。

本来であれば、来年度早々から動きたかったんですけども、そうしますと、消費者の動きですとか、あとは生産者の流れ、それとあとは東武ストアですとか無印良品さんのほうで持てる、まちづくりの部分で持てる機能とかというのを見定めることがちょっとできないというところもありまして、多少、町の意味ではないんですけども、少し遅れさせて計画を進めるという形を取らせていただきました。

こちらにつきましては以上となっております。

続きまして、私たちの予算書16ページの集落で支えあう営農事業についての質疑についてお答えさせていただきます。

こちら、小さな田んぼですとか、田んぼの集積化が必須ということでございますが、国の動きを見ましても、県の動きを見ましても、こちらは必須だというふうに町でも考えております。

特に、国全体で言いますと、もう集積化については50%超えているような状況の中で、町の中では今まだ20%ちょっとというところもございまして、個人の農家さんに頑張らせていただいているところではあるんですけども、やはり集積化を急がなくてはいけないというふうに考えているところです。

そういったところもありまして、宮東・中島地区においては、事業採択を受けたところでもございますので、来年度については、県営事業になりますので、県のほうで現地に入って現地調査、来年度、再来年度の2か年をかけて進める予定となっております。

その中で、ある程度絵が見えてきますので、地元の皆さんにも、誰がどこを担っていくといったところについて話し合いをしていただいて、事業を進めていきたいというふうに考えているところで

す。

もともと、宮東・中島地区につきましては、町内の中でもそういった集約化について反対する方の非常に少なかった、ほとんどいなかったエリアですので、まず、宮東・中島地区を優先的に進めさせていただいております。

こちらが成功した場合は、事例というのが町の中でもできますので、ほかのエリアにも広がっていくのではないかとこのように考えているところです。そのためのステップだということに考えております。

それから、続きまして、水田区画拡大事業の実績ですが、昨年度につきましては2件申請がございました。今年度につきましても1件申請がございました。

続きまして、予算書150ページ、米の目安、それから農家の米の値段が下がっていくことに対しての町の見解ということでございますの質疑についてお答えさせていただきます。

まず、米の目安につきましては、委員会でお配りさせていただきました資料の3ページに、町の中の令和2年度の実績と令和3年度の目標を掲載させていただいております。

そちらの中でご覧いただきますと、まず、令和2年度の実績につきましては、宮代町の米の生産の目安については1,971トンですが、実際の作付としては78.3%ということで、多少まだ作る余裕があるような、今状況でございます。

ですので、町単体で見ますと、米がだぶつくような状況ではないんですけども、全国的に見ると、米余りの現象が確かに出ているといったところです。

そうした中で、米が下がった部分をどう補償していくかというところでは、国の制度としてナラシ対策というのがございまして、こちら、米の値

段というのが、そういった社会的な条件の中で下がった場合について、ある程度その下がった部分を補填すると、そういった制度がございますので、そちら、米作りをされている農家さんのほうにはアナウンスを毎年させていただいているところです。

それから、もう一方で、一昨年から収入保険というのができまして、こちら、そのナラシ対策というのは社会的な原因で多少値段が下がってしまったときのケアだけなんですけれども、収入保険については、盗難に遭った場合ですとか、あとは災害の場合等についてもケアされる保険ということで、確かに掛金については多少やはり高いんですけれども、そういった保険ができたこともありますので、随時共済組合の方に来ていただいて、農家組合長会で説明をいただく等行っているところですので、こちらの加入については今後増えていくというふうに考えているところです。

それと、すみません、米農家の平均年齢については、ちょっと押さえておりませんので、ちょっと持ち合わせてはいません。

農家の年齢に関しましては、男性69.5歳、女性70.4歳、平均で69.6歳という年齢が農林業センサス2015のほうで出ているところです。

それから、委員会資料の9ページの宮代町農業担い手事業の研修生の推移の質疑についてお答えさせていただきます。

こちら、今年度については応募者数1名ということで、少ないのではないかとということですが、実は相談自体は7件ございました。

ただ、7件の相談はあったんですけれども、その7名の方のうちの6名は、いずれも農業経験がない方でございます、農業経験がない方ですと、宮代町では現在、今受入れは行っておりません。ある程度、やはり暑さ寒さ等も経験して、ある程

度、多少は機械も乗れて、作付もある程度できてという方が宮代町の里親農家さんの近くの畑、田んぼを借りて、自ら経営をしてみると、そういった実践的な研修になっておりますので、それに耐えられるだけの相談者の方はお一人しかいなかったというふうになっております。

ただ、この方も、受入れとして0名となっておりますので、審査のほうでは通らなかったです。こちらやはり、支援員の皆さんの中では、経験がやはりまだ少し足りないのではないかと、ちょっと座学中心の方でしたので、もう少し経験を踏んで、半年ないし1年経験を踏んでからまた来ていただければ、ぜひ喜んで受け入れるということの結論が出ましたので、そういった形で、また半年後にはお見えいただけるというふうに考えているところです。

それから、これまでの受入者の中で、米農家という話でしたが、残念ですが米農家の方は1名もいらっしゃらないような状況です。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 副課長、野口でございます。

福祉産業委員会資料の20ページ、11消費生活相談件数と主な内容の主な内容についてお答えさせていただきます。

主な内容の中で一番多かったものは、売買契約に関するものです。内容が幾つか、ちょっと具体的なものといいますと、インターネットまたは電話、あと電気とかの今、契約の変更を直接ご自宅に来る電話で相談して、お父様が相談を受け付けてしまったとか、あとご本人もそうなんですけれども、そういう関係のもの、あとはインターネットでのお試しで、例えば無料だとか半額だとかと、そういうお試しでやってみたら定期購入になって

しまったとか、そういう関係の契約関係のものが一番多くて45件になります。

続いて多いのが、海外からの郵便物だとか、そういう送りつけ商法というんですかね、商品を勝手に送ってきて、代金を請求するもの、しないもの、いろいろあるんですけれども、そういう形で送ってきちゃったんですけれども、これどうしたらいいのかなという、そういう質問、相談が次多くて36件、架空請求とかそういう不審な郵便物、そういう関係が36件というので、この2つが主に多いものになっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） それでは、再質問させていただきます。

まず、私たちの予算書15ページ、新しい村魅力アップ事業のほうなんですけれども、こちら、市場調査で550万円、コンサルにかけるといことなんですけれども、その後、今度プランづくりでまたコンサルに頼んでお金がかかるということなんですかね。

そこまでお金をかけるのであれば、先日、私、地方創生EXPOに行きましたら、人気のない道の駅を人気の道の駅にしている会社を見ました。

やはり、プロがやることは違うなということを感じました。

これまで20年間、職員と地域の、ほぼ地域の人材で20年間やってきたわけなんですけれども、私はもう限界に来ているんじゃないかと思っています。

プロの会社に運営も含めて商品開発まで任せるといことは考えていないのでしょうか。何か、そのほうが町民の方たちのためになるんじゃないかと、今私思っていますけれども、いかがでしょうか。

私たちの予算書16ページ、集落で支えあう営農

事業についてです。

これ、前から気になって、一般質問でも出ていましたけれども、新しい村の道路側の耕作放棄地の田んぼ、これみんな小さいんですよね。ちょっとこの間見てきたんですけれども、あれだと手間ばかりかかって、多分誰もやってくれないような気がします。

あそこそ集約して、道路から東武動物公園のところまで2枚ぐらいにすれば、大型機械も入り、耕作が容易にできるようになります、私の経験上。地権者と相談して、集約できないんでしょうかね。

続きまして、予算書146ページのお米のほうの話ですけれども、こちら、分かりました。平均年齢が69.6歳ということですので、やはり田んぼ対策、やっていかなきゃいけないと、早くやっていかないかなということを実感しましたので、こちらはよろしく願いいたします。

福祉産業委員会資料の9ページの明日の農業担い手事業なんですけれども、今、経験者しか受け入れていないということは、何か経験がない人だと、これ何かだめなんですかね。これちょっとお聞きいたします。

それと、福祉産業委員会資料の20ページの消費生活相談件数と主な内容なんですけれども、売買契約が45件と海外の郵便の送りつけ商法が36件ということなんですけれども、やはりこれ、これから増えていくような感じがしますので、町民の方に注意喚起などは促すのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長の菅原です。

まず、私たちの予算書15ページ、新しい村魅力アップ事業の質疑についてお答えさせていただきます。

ご質問の趣旨、新しい村の運営をプロに任せることはできないかといったご質疑ですが、そういった考え方も一つあると思いますし、私の中でも一つの案としては持っておりますが、実際に、そういったプロの会社が入っていただけるのかどうかも含めて、今回調査の中にそういったサウンディングも含ませていただいているところです。

また、民間にできることは民間がやるべきだというふうに思っておりますが、今回のコロナ禍の中で、実際私が今度視察に行こうと思っていた柏にある農業公園なんですけれども、アグリメディアという民間が一部を引き受けたんですけれども、経営が思わしくないということで、急遽撤退をされました。された後にはほかのテナントが入っておりませんので、大本を運営している公社が今非常に困っているというようにお話を伺わせていただいております。

そういったこともありますので、少し慎重に、コンサル費が確にかかるとは思いますが、慎重に進めさせていただきたいというふうに考えまして、今回予算取りはさせていただいたところです。

こちらにつきましては以上となっております。

続きまして、私たちの予算書16ページ、集落で支えあう営農事業の新しい村の農の家と笠原沼落川の間の田んぼの件の質疑についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、私のほうでも非常に気になっておりまして、地権者さんのほうに昨年度お声がけさせていただいたところですが、地権者の方がどうしてもやはり自分で、まだしばらくはやりたいといったような回答をいただきまして、そうであるならば草刈り等だけでもというような思いはあったんですけれども、それも地権者の方が自分自身でやるということで、この冬についても一生懸命やられている姿をちょっと拝見させて

いただきましたので、まだちょっともう少しは難しいかなというふうに考えておりますが、気になっている場所ではありますので、町としても常に注意をしていきたいというふうに考えているところです。

それから、委員会資料9ページ、宮代町農業担い手塾の研修につきましては、県内いずれも、埼玉県のように農業大学校というのがございまして、そちらのほうで農業機械の乗り方ですとか、あるいは作付の一連についてを学ぶことができるようになっておりまして、県内の担い手塾についてはいずれも、どこエリアにおいても、そこをまず経験してきてくださいというような形を取らせていただいております。

やはり、町としても、個人の大事な農地を借りて、そこを研修圃場にしますので、途中で飽きてしまったですとか、やり切れなくなってしまうですとか、そういったことで農家の方、地主さんと信頼関係をなくすというのは、これまでの経験上、一番避けなくてはいけないというふうに考えています。

実際そういったケースがあつて、その後農地を貸していただけなくなった方もいらっしゃいますし、そういったことを避けなきゃいけないというのと、あと、里親さんの負担等も考えますと、やはりある程度の知識・経験というのは必要だなというふうに考えております。

とはいえ、これだけやはり未経験の方の相談が多くなりますと、ちょっと先ほどお話しすればよかつたんですけれども、ちょっと何も手を打たないというのも、ちょっと町としてどうかなというふうに、担当レベルでちょっと考えておりまして、今年度の途中から、研修前の準備研修という形で、町の新規就農者さんですとか、そういった方をお願いをして、ある程度、町に相談来た方の研修、

指導を担ってくれないかというようなお願いをさせていただいたところです。

これについては、アグリネットという新規就農者の団体と、あと、新しい村の農業部門のほうにお願いをしております。

あと、その他、町の篤農家の方にも少しお声かけはさせていただいております、先ほど応募があった1名の方につきましてもそういったことで、この4月から町の新規就農者のところに見習いとして入っていただいて、この夏の暑さですとかを経験して、それでもやはり自立してやっていくんだというような思いが決まりまして、新規就農者さんも彼ならやっていけるであろうというようなお墨つきいただけましたら、半年後入塾を認めるような方向で今動いておりますので、見習いの方が来たからと、よそに行かれてしまうというのなるべくないような形では進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 副課長、野口でございます。

福祉産業委員会資料20ページの消費生活相談についての周知の方法ということでお答えさせていただきます。

まず、被害をなくすということにつきましては、まず相談が受けられる体制を取るということで、消費生活相談のほうを実施しております。

ただ、宮代町は月曜日と水曜日という2回しかございませんので、杉戸町と相互利用を今できるようになっておりますので、火曜日と木曜日は杉戸町ということで4回は杉戸・宮代で受けられる、金曜日につきましては県のほうの消費生活支援センターのほうを、連絡あった場合にはご紹介して、そちらのほうに問合せをしていただくようにして

おります。

そういうことで、もし悩んでいる方がいらっしゃったら、役場のほうに電話があった場合には相談が受けられて、その体制を取るということがまず1つです。

続きまして、啓発活動ということになりますが、1つは大勢の中での啓発ということで、みやしろ大学の中で1こまいただいて、消費生活の被害防止に対しての講座と言っていいいんですかね、それに対してのものを1こまやらせていただいております。

それと、埼玉県が養成しているんですが、消費者被害防止サポーターという、そういう制度がございまして、宮代町からもそちらのほうの認定を受けた方もいらっしゃいます。

そういう方々に、宮代町の中で、本当に地道なんでしょうけれども、サロンのメンバーだとか、あとは自分のお友達とかということで、そういうところで、口コミとかになってしまうんですが、県で発行している冊子だとか、もしくはそういうサポーター通信というものがございますので、そういうものを渡しながら啓発活動ということはやらせていただいております。

今年、少しそのために、啓発品もちょっとそろえさせていただいて、なかなか何もないと話を聞いてもらえないで、ちょっと例えばティッシュとかということで、それを配りながらそういう形でお話を聞く、させていただく、そんな形で、地道ではございますが、そういうサポーターさんのほうに協力いただいて、啓発活動のほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） それでは、再々質問したいところだけいたします。

まず、私たちの予算書15ページ、新しい村魅力アップ事業なんですけれども、こちら、最後に、民間事業も、民間企業さんもぜひとも視野に入れて、何でもかんでも住民と職員でやるというのは結構厳しいと思いますので、プロの方の経営もちょっと視野に入っているということです、ぜひとも選択肢として入れていただければと思います。

こちら、最後に聞きたいのは、新しい村を抜本的に変えるのか、それとも小規模で変えるのかというのを、ちょっとお聞きしたいんです。

例えば、抜本的に変えるということで、結と森のカフェを逆転させるような、こういった物すごい抜本的な改革を考えているのか、それまでもこれまでの経緯を尊重して、内装を変えとか、配置を変えとか、小規模な改革になるのか、こちら、どちらになるのでしょうか。それと意気込みも後ほど聞いてみたいところです。

それと、福祉産業委員会資料の20ページの消費生活相談の件数と主な内容なんですけれども、こちらは年齢的にはどれぐらいの年齢の方が多いのでしょうか。

それと、やはり広報はよく読まれておりますので、広報での周知みたいなのは、することを考えているのでしょうか。

この2点だけお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長、菅原です。

私たちの予算書15ページ、新しい村魅力アップ事業の質疑についてお答えさせていただきます。

こちら、計画に対しましては、短期的な、短期、中期、長期という形で区切って検討をしていきたいというふうに考えておまして、当然、その長期の部分になりますと、建物の建て替え等も含め

た検討をしていきたいというふうに考えています。

ただ、新しい村自身は生き物と言っても過言ではありません。毎日動いているものですので、短期的なところについては、もう今からでもすぐに動きながら計画書にも盛り込んでいくと、そういった形で考えております。

大本の機能については、新しい村の理念が「農」のあるまちづくりの拠点ということで、生産者と消費者と、農業者、商業者、消費者の交流の場、そこから生まれる新しいものというのを広げていくといったところもございますので、そういった目的の中で直売所、直売所と言いましても、実は農家さんから集めた農産物を、給食センターに持って行く中継の役割ですとか、町内の福祉施設に持って行く役割ですとか、直売部分以外の役割というのを持っていたりですとか、あとは農家さんと商業者さんをつなげて、加工につなげていくですとか、そういった役割も持っておりますので、そういったところを整理した上で、それでも機能の変換が必要ということであれば、当然変換をしていきますし、このまま、逆にお客を呼ぶ形で大きく広げていくべきだということであれば、そこを大きく広げていきたいというふうに考えています。

ただ、一つだけ言えるのは、観光の要素というのがすごく需要が増えてきているかなというところがございまして、そういった部分では、先ほどの遊休農地をうまく活用しながら、観光の事業というのを拡大していきたいというふうには考えているところです。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 副課長、野口でございます。

福祉産業委員会資料20ページ、消費生活相談と

主な内容についてお答えさせていただきます。

年齢はということなんですが、ちょっと今資料を持ち合わせていないので、ちょっと年齢については分からないんですが、相談内容につきましては、インターネット関係の、例えばお試しとかそういうものであると、若い方もいらっしゃいました。ただ、おおむね、ちょっと私の記憶の中では、やはり高齢の方が多いという、そういうふうに認識しております。

あとは、広報についての、広報に掲載して周知をということで、こちらのほうは広報担当と相談して、来年度できるように検討させていただきます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 分かりました。ありがとうございます。

新しい村に関して、ちょうど20年といういい節目ですので、これ、町民の方も、もう今の形より、もうちょっと違う形がいいんじゃないですかという話もよく聞きます。

多分、行政の方も、今のやり方は限界だなと感じていると思いますので、抜本的に変えていただけるよう要望しまして、終わりにいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 次、質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。

2点ほどお聞きいたします。よろしく願いいたします。

予算書の152、153ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、2目農業経営基盤強化対策事業の中の18節負担金補助及び交付金の中で、耕作放棄地再生利用対策補助金、これ46万5,000円なんですが、これ、私たちの予算書で87ページにも載っ

ているんですが、耕作放棄地等の再生事業を支援ということで、これ、具体的な例を教えていただきたいと思います。

続きまして、2点目なんですが、160、161ページで、第7款商工費、第1項商工費、1目消費者対策事業で、この中でちょっと前段の委員ともかぶってしまうんですが、消費生活相談の実施と、あと多重債務相談の実施ということで、本年度の特徴となっているんですけれども、これ、先ほど20ページの資料の中でもちょっと説明されていましたが、これ、消費生活相談が、大体80件と書いてあって、これは宮代町と杉戸町で共同でやられているわけなんですけれども、あくまでも宮代町だけの数字ということでよろしいのでしょうか。その場合の、多重債務相談のほうの件数を教えてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長、菅原です。

予算書152ページ、153ページ、農業経営基盤強化対策事業の耕作放棄地再生利用対策補助金の具体的な事例ということでご質疑いただきました。

お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、町のほうで地域農業再生協議会ということで、町ですとか、あと農協さんですとか、あとは農業委員さんですとか、農業に関わる方の皆さんを集めて協議会のほうをつくっております。その協議会の中では、経営所得安定対策といいまして、農家さんの経営所得を安定させるための取組と、もう一つ大きな取組として、耕作放棄地の再生というものをやっております。

その協議会に対する、こちら補助金になってお

りまして、再生協議会のほうではこの補助金を活用して、町内の中での耕作放棄地について再利用できる、再生できる場所を農家さん等と調整をしまして、毎年1か所から2か所、遊休農地化された農地を再生するための費用に使っているところです。

今年度につきましても、1件が新しい村への委託による耕作放棄地の解消、それからもう1件、国納地区の農家さんが個人で耕作放棄地を再生するというので、そちらの再生に係る費用に対する助成、補助という形で使わせていただいているところです。

来年度についても、同様に2件ないし3件の申請を見込んで予算化させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 副課長、野口でございます。

予算書160ページ、161ページ、消費者対策事業について回答させていただきます。

あと、福祉産業委員会資料の20ページの件数についてなんです、この令和2年度の1月末までの92件につきましては、これは宮代町の消費生活センターに来て相談を受けた方の件数です。ですから、お住まいは宮代町、杉戸町、両方の方がこの中には混ざっております。あくまで宮代町のセンターに相談に来た方の件数となっております。

あと、多重債務についてなんです、多重債務と認定された相談は、ここのところずっと1件もございません。ですから、それに近い相談というのはあるんですが、実際、司法書士といいますが、そういう多重債務としてのその次の段階に行った方は0件でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 再質問させていただきます。

そうしますと、今年度は2か所で、新しい村と国納地区ということなんですけれども、この補助金の内容というのは、耕作地の広さとか、そういったもので決まっていくのでしょうか。

その場合、来年度は2件から3件ということで、この金額でやられるということによろしいわけですよ。一応お聞きいたします。

161ページのほうなんですけれども、そうしますと、多重債務のほうではなかったということなんですけれども、90ページでも町内司法書士らと連携を図り、問題解決に向けたサポートを行いますとあるんですけれども、これ、どのくらいの踏み込んだ内容までサポートされるのかをお聞きいたします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長の菅原です。

予算書ページ152ページ、153ページ、農業経営基盤強化対策事業の耕作放棄地再生利用対策補助金の算定基準についての質疑についてお答えさせていただきます。

こちら、基準のほうがございまして、1,000平米当たり、除草だけで済む場合でしたら1万1,800円、それからさらに耕うんが必要になりますとプラス7,100円、さらに整地ですとか土を砕く作業とかが必要になりますと5,900円という形で、一定の基準が決まっております、それを加算させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 副課長、野口

でございます。

多重債務の相談について、どの程度まで踏み込むかということなんですが、まずは消費生活相談員のほうが、まず聞き取りをして、シートを作ります。そのシートによって、これは司法書士のほうと連携する必要があるということになれば、県のほうで登録されている司法書士がございしますので、そちらのほうに相談を持ちかけます。その後は司法書士のほうで、それに基づいた解決に向けての方法をその相談者とともに考えていながら、解決に向けての方策のほうを整えていくということになります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 耕作放棄地のほうは分かりました。

とにかく、本当に放棄された土地があると、最近強風が多いんですけども、やはりその強風によって土が舞い上がって、結構被害を受ける方とかが出たりとかしますし、また景観もあまりよろしくないと思いますので、こちらの事業がうまくいっていただければと思います。

予算ももう少し上げていただければと思うんですが、今後ともよろしくお願いいたします。

それから、161ページのほうの相談なんですけれども、町としては、そうしますと、あくまでも司法書士さんまでの仲介のような形の相談の受付ということでよろしいということでしょうか。分かりました。

本当に困っている方いらっしゃると思いますので、本当に親身になって相談していただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。
山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

まず最初に、148ページ、農業委員会事務事業でございます。

区分1の報酬ですが、農業委員会委員は大体何人いるんでしょうか。それと、全地区に公平に委員がいるのかどうか。

あと、7節の報償費ですが、この遊休農地解消なさったのですが、最低何年間、解消を維持することが求められているんでしょうか。これは資料P4のところで、これでよろしいんでしょうか。基本助成ということで、補助金の。それとはまた別なんでしょうか。

あと、区分13の使用料及び賃借料ですが、バスを借り上げるということになっているんですけれども、これ、目的は何でしょうか。教えていただきたいと思います。

続きまして、152ページ(2)です。農業経営基盤強化対策事業でございます。

区分18の負担金、補助金及び交付金ですが、事業概要の本年度の特徴とされている、担い手農家への農地利用集積の推進、耕作放棄地の再利用推進、農地中間事業の活用、人・農地プランの推進とされていますが、これ、ちょっと説明を詳しくお願いしたいと思います。先ほども何回も言っていたような感じがしたんですけども、ちょっと分かりづらかったなという感じがしたんです。ちょっと質問させていただきます。

あと、同じ152ページの(3)です。農業振興地域整備計画管理事業、概要で農用地の変更や調査計画とされているが、委託料として計上されています。この委託料のどういうところ、地域で計画されているのか。また、この辺のところ、計画というんですか。教えていただきたいなと思っております。

あと、同じページの(4)でございます。

新しい村管理運営事業ですが、委託料が528万円増額となっております。

魅力アップのための基礎調査となっていますが、この魅力アップをするのが委託先である新しい村ではないかなと、私は思っているんですよ。やはり自主的に委託されているんですから、自分たちの組織は自分たちで魅力アップを語るのが、何でそれ528万円の、町から出さなくちゃいけないのかなと。これ、ただの助成じゃないんじゃないですか。こういう考えだと。

新しい村の令和2年度財務内容、これ、資料の6、7ページに書いてありますけれども、3年分ごとの決算額ということで、令和2年まで書いてあります。令和2年は12月までということなんですけれども、これは、新しい村、これ端的に言って赤字なのか、黒字なのか。令和3年度の見込みはどうなのか。お願いします。

あと、同じページの(5)です。明日の農業担い手事業です。

第5次総合計画実行計画で、新規就農者の確保、育成を含めたという事業概要で述べていますが、既存の農家の経営者、新しい跡取りとか担い手をやっていく、そういう人たちは対象にならないのかどうか、その辺のところをお願いいたします。

新たな担い手の確保とかであるんで、育成も含めたということで書いてあるんで、これは既存の人は、新しい人は跡取りですよ。その経営を担っていく。新しい人材に入らないのかどうか。それも含めてお願いします。

次は158ページです。第7款商工費です。

(1) 商工業振興事業ですが、既存の商工業者の廃業が目立ちます。これは何ページだったかな、書いてありましたね。商工費の何人やめたとか、店舗やめたとか何かで、18ページですね。メイドイン・宮代、認定か、これは。20ページですね。

商工者数、商工会会員数、増減で軒並み減っている。やはり、これは廃業かなと思っているんですけども、町としての来年度は、どのように町の商工業者を育成、守り育て、計画を持っているのか、その辺のところ、考えがあればお話してください。

よろしくお願いします。これだけでいいです。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時19分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、産業観光課分の答弁からお願いいたします。答弁求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長、菅原です。

まず、予算書148ページ、農業委員会事務事業の質疑について、お答えさせていただきます。

まず、農業委員さんにつきましては、14名になっております。

続きまして、地区につきましては、14人ということで、全ての地区を賄っているわけではないのですけれども、一応、担当地区ということで、全ての地区を担当割りはさせていただいているところです。

続きまして、委員会資料の4ページの農地流動化奨励補助金です。

こちらのほうで、農地の規模拡大を図る方へ奨励金を出しているんですけども、こちら、奨励金をもらったら、何年間は継続して耕作しなきゃいけないのかという趣旨かと存じますが、こちらにつきましては、5年以上というふうに、年数が

定まっております。

続きまして、予算書148ページ、149ページの農業委員会事務事業のバス借上料につきましてですが、こちらは、農業委員さん、それから最適化推進委員さんとともに、毎年1回、先進地の視察に行っておりまして、今年度は、ちょっとコロナ禍の中で行けなかったんですけども、一応、予定としては、羽生の農業団地を検討していました。

こちらにつきましては、町のほうでも企業誘致を積極的に進めているところではあるんですけども。それを市が率先して整備を行ったということもありましたので、勉強をさせていただくということで、相手方と調整はつけていたんですけども、ちょっと新型コロナウイルス感染症の関係で行けなくなったということで、来年度についても、ぜひ行かせていただければというふうに考えているところです。

続きまして、予算書152ページ、153ページの農業経営基盤強化対策事業、本年度の特徴のところでございますが、まず、担い手農家への農地利用集積の推進。

こちらは、前段の議員の皆様にもお答えさせていただきましたとおり、まず、小さな農地については、やはり、これからは効率化を図っていかなくちゃいけないということで、集積化を進めていく必要があるということで、今後を担う担い手農家の方へ集積化を進めていく様々な、新しいものもしかりですけども、各地区の担い手さんのほうと連携を取りながら、集積を進めていくといったところです。

あわせて、そうすることにより、耕作放棄地を減らし、再生し、利用を推進していくといったところでございまして。農地中間管理事業ですが、こちらは先ほど、すみません、説明が淡泊で申し訳なかったんですけども。これまで農地という

のは、個人個人の貸し借りしか、制度としてなかったんですね。そうしますと、やはり貸すほうもいつ返してもらえるか不安だったりですとか、借りるほうも集積化をしていくということは大きな規模で借りるということになりますので。例えば1対30とかで、貸し借りの手続を、借りる側もしなきゃいけないと。それは借りる側にとっても、やりづらいですし、貸す側にとっても不安が大きいといったところがありまして、全国各都道府県に、一つずつ、農地中間管理機構というものをつくりました。

農地の不動産屋みたいなものなんですけれども、一応、県が主体になってつくった農林公社がその組織を担っておりまして、そのほうで、一括してまず借り上げて、貸す側に対しても一括して貸し出すと、そういった仕組みをつくっておりますので、こちらの事業を活用していきたいというところでございます。

それから、最後の人・農地プラン。

こちらについては、少し色が違っておりまして、今後集積を進めていく中では、町全体で、担い手が誰というよりも、もっと小さなエリアで、地区ごとに、どここの地区はどんな担い手さんがいるというところをはっきりさせていきましょというのが、国の方針になっています。

もっと小さいエリアで各地区、この地区には誰が担い手、この地区は誰が担い手、この地区はよそからも、こういう担い手が入る見込みがあるとか、そういった細かい計画を今後つくっていきましょというところもありますので。町としても来年度からは、地区のほうに入って行きまして、各地区ごとに、少しブロック分けをさせていただいて、後継者がどれぐらいいると。後継者以外の担い手がどれぐらいいると。そういったところを細かく分析していきたいというふうに考えており

まして、このプランの推進を進めていきたいというふうに考えているところです。

続きまして、同じく152ページの農業振興地域整備計画につきましてですが、こちら農業振興地域の整備に関する法律、農振法というのがございまして、国ですとか、県が農業の振興を図るべきエリアというものの方針を定めまして、それに基づいて、各市町村が計画を策定するという趣旨になっております。法律で定められた法定の調査となっております。調査の項目についても、農用地の方針ですとか、農地の基盤整備の計画など、法律で項目が幾つか定められております。おおむね10年ごとに見直すようにというようになっております。

町としましても、法律で定められた計画ということもございますので、特に業者間のプレゼンテーションとかではなく、入札で進めさせていただきたいというふうに考えているところです。

続きまして、予算書152ページの新しい村管理運営事業の市場調査委託料についてでございますが、議員ご指摘のとおり、株式会社新しい村は、新しい村をよくするためにできた会社でして、新しい村のために、今一生懸命働いていただいておりますので、恐らく、表向きにも運営については、非常によく、今、やっていただくようになってきたのではないかなというふうに見ているところです。実際に、商品開発ですとか、地場産の野菜を取りそろえたりですとか、生産者さんのところに集荷に行ったりですとかということで、数多くの取組はされているところでして。

経営的に、今、黒字かどうかというところでございますが、昨年度につきましては、たしか150万円ぐらいの経営黒字という形になっております。一昨年につきましては、若手の職員を雇用したこともありまして、50万円程度の赤字になっており

ます。今年度につきましては、ちょっとコロナ禍ということで、非常に直売所の需要が増えておりますので、恐らく1,000万強の利益が出るようにはなるのではないかとというふうに考えていますが。

新しい村自身が、別に利益だけを求めるような会社ではなくて、やはり「農」のあるまちづくりの拠点として、町民、生産者に還元していくための施設ということを十分、会社としても理解はしておりますので。利益は出しつつも、運転資金に回すですとか、新しい事業をやっていくですとか、そういったところは、十分理解はしているところでございますので、もともと、それほど大きな利益の出る会社ではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、予算書の152ページの、明日の農業担い手支援事業の担い手塾への受入れが、農家のお子さんは駄目なのかといったご質疑について、お答えさせていただきます。

農家のお子さん、例えば、米農家のお子さんが米を学ぶために入る、あるいは、キャベツ農家のお子さんがキャベツを学ぶために入るというのは、これはやはり、ご自宅で学べばいいので、それはなしにしているところですが、例えば野菜農家のお子さんが果樹をやりたいですとか、花をやりたいですとか、そういった別の品目にチャレンジしたいという場合は、受け入れるようにはしているところです。

回答につきましては、以上となっております。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 副課長、野口でございます。

予算書は158ページ、159ページの商工業振興事業について、お答え申し上げます。

委員会資料のほうの、20ページの町内商工業者数のほうの、経済センサス活動調査からの結果を

見ますと、平成24年から平成28年につきまして、減少しているという数字が出ております。これについて、町として対策、支援策はないのかということだと思います。

これにつきましては、まず、数字として減っているということはございますので、一つには、新しい商工者を増やすということと、あとは、今、頑張っている事業をやられている方に対して、続けていただくということが増やす要因だと思っています。

まずは、新しい方ということになりますと、今までサラリーマンだったり、事業を行っていない方について、起業を促すということで、商工会のほうで、創業セミナーを毎年やってございます。創業セミナーは、ある程度起業をしたいという意欲ある方が実際の経営についての勉強をするところでございます。そちらの方々からは、起業されている方が多数出ております。

また、もう一つ、今年から、令和2年度から始めたんですが、月3万円ビジネス講座というものを始めさせていただきました。こちらは、女性をターゲットとした、月3万円というスモールビジネスから始めようということなんですが、こちらは、どちらかというと、起業に向けたきっかけづくりの講座になります。ですので、テクニックを教えるというよりは、まずは起業をしてみましようという、そういう感じで講座になっております。そういう講座を行いながら、起業、創業の気運を高めるということで、まずは、新しい方を増やすということで取り組んでおります。

また、補助金の制度としまして、令和元年9月から、商工業活性化事業補助金というものをスタートさせていただきました。この中にも、新たに創業する方についての補助金のメニューも加えさせていただきました。

また、現在、町内で事業を営んでいる方につきましては、なかなか、個店で自ら申請できる補助金というのが今までなかったもので、そのメニューも、同じく商工業活性化事業補助金を令和元年9月からスタートするときに、追加させていただきました。例えば、販路拡大に対する補助金とか、あとは、経営設備を拡張するための補助金ということで、自分の会社、事業を少しでも大きくしていくための補助金ということで、そのメニューのほうも追加をさせていただいております。

そういうことで、補助金だけで事業者が事業を継続していったり、大きくしていったり、また新たに創業したりというのは、なかなか難しいと思うんですが、私たちでできることを、支援策を商工会とともに考えて、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

148ページ、農業委員会事務事業のことなんですけれども、大体これは分かりました。担当地区14名いるということなんですけれども、足りないところというのは、まだあるんだと思いますけれども、これは割と、割り振りで、何とかやっているというのが現状なんですよね。やっぱり、やり手がいけないというのが、一つの原因があるんだと思いますけれども、やはり、これは高齢化の影響なんですか。それとも、新型コロナウイルス感染症とか、いろんな、そのほかの外的な影響なのか。その辺のところだけ、軽く、ご回答お願いします。

それと、報償費、解消なさった方は、ここにページ数、4ページに書いてあるんですけれども。最低5年以上ということなんですけれども、これは、途中で駄目になった場合は返還ということに

なるのでしょうか、約束事で。5年以上もたなかった場合は。その辺のところをちょっと詳しく、よろしくお願いします。細かいところなんですけれども。

それと、バス借上げなんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で羽生市のほうに行く予定だったんですけども、行かなかったということで、これは分かりました。勉強ですから。農業振興のためには、勉強しなくちゃいけないということで、農業委員の人が行くんだと思いますけれども、ぜひ、強力にやっていただきたいなと思っております。

ということやるのかという152ページ(2)のこととは分かりました。

(3)も、大体分かりました。

あと、(4)新しい村なんですけれども、先ほど言いました、ここに書いてあります。6、7ページに書いてあります。

あまり、もうかるような事業じゃないということで、これは町がある程度補助しないと、やっていけない事業だというふうには。これは認められるんですよね、いろいろと。それでも、独立してやるのが原則だということなんではないでしょうか。その辺のところ、ちょっと分からないなという感じがするんです。じゃ、独立してやるんだったら、そういう新しいことを考えるのも、新しい村じゃないのかなという感じはするんです。その辺のところ、はっきりと、町の考え方としたらどうなのか。一つ、よろしくお願いします。

あと、商工費なんですけれども、20ページですね。3万円講座だとか、いろんなことやって、商工会員を増やそうとしているんですけれども。増やそうとしていることは認めますよ、それは。取りあえず、新しい人を増やすのは当然だと思いますけれども、やっぱり既存の商店とか、事業者と

か、今一番困っているのが、そこだと思うんです。立て直したり、テレビのニュースで、飲食業の人が、売上げが減ったとか、いろいろとあると思います。それは、町としては、1回補助金を出したから、もう2回目はやらない、そういうことなんではないでしょうか。その辺のところ、継続してやることは考えているのでしょうか。その辺のところ、今、既存の商店街、商店主を、また事業者を助ける道じゃないかなと私は思っているんです。国は1回しかやっていませんよね、それ。

町として、どういうふうに考えているのか。やっぱりこのままでいったら、本当に、商店や事業者が宮代町から少なくなってしまう、私はそう考えて、言っているんです。買う人だって、外へ食べに行っちゃいけないとか、そういうふうに考えていますから。8時までと言っている。1回1回、食べるたびにマスクをして食べなさいとか、飲みなさいとかいうことを言ったって、それは無理ですよ。だから、やはり、そういう消費者も自粛する、そして、全部、みんながそういうふうになったら、下火になっていくと。これが自然の原理ですよ。

そこを助けるのが自治体じゃないかなと。国であり、県であり、自治体じゃないかなと、感じはするんです。そのところ、どういうふうに考えているのか、それだけをちょっと教えていただきたいなと思っております。

あと、この商工者数が56減ったということなんですけれども、999人で。これが店を閉めたということで、意味しているのでしょうか。資料の20ページです。平成28年、増減でやっています。それで、今年はどうなるのか。令和2年度では54件で、会員数が548件となっていますね。その辺のところは、町として、どうやって把握しているのか。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長、菅原です。

予算書148ページ、農業委員会事務事業の質疑について、お答えさせていただきます。

まず、農業委員さんのなり手が減ってきているというお話ですが、現農業委員さんからは、確かに年齢の部分で厳しいというようなお声は、何人かいただいているところです。が、やっていたい方は、皆さん、使命感を持ってやっていますので、次回についても、地区推薦をいただけたらというふうには考えているところです。その方に限らず、各地区で、地区推薦いただけたらというふうには考えているところです。

それから、委員会資料の4ページ、農地流動化奨励補助金につきましては、5年間で、広げた農地での耕作ができなかった場合は返還になるんですが、過去の事例では、今まではございません。

それから、委員会資料の6ページ、7ページに、新しい村の関連でございますが、こちらは独立採算かというご質疑だったかと思いますが、新しい村には3部門ございまして、直売所の部門と、観光含めて園内を管理する部門、それから、農家を支援するアグリ部門というふうになっております。

まず、直売所については、独立採算になっています。それから、アグリ部門についても、独立採算になっています。園内の管理については、収入源が少ないですので、公園の管理ということになりますので、そちらについては、町のほうから指定管理料を出させていただいているようなところでは、ありません。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 産業観光課副

課長、野口でございます。

予算書158ページ、159ページの商工業振興事業、また、資料のほうの20ページの商工業者数について、お答えさせていただきます。

現在、商工業者数をどうやって把握しているかということなんです、町全体の数につきましては、ここに書いてあるとおり、経済センサス活動調査の結果をもって、町としては把握しております。ですので、平成28年の次は、今年度はやっておりますので、まだ結果のほうは出ておりませんので、減少しているか、増加しているかというのは、ちょっとまだ、把握はできてございません。

商工会の会員数につきましては、毎年毎年、会員数を把握しておりますので、こちらについては、ほぼ横ばいの数字となっております。

それと、先ほど支援策といいますか、商工業の活性化策ということは、コロナ禍ではなく、平時の話をまずはさせていただきました。現在、コロナ禍ということで、なかなか収まらないという状況が続いております。それについては、最初には給付金ということで、商工業者に対しての中小企業者支援金のほうを、まずは、売上げが下がった事業者に対しては、出させていただきました。

その後、今度は、少し、夏ぐらい収まりかけてきたもので、そこで、プレミアム商品券のほうの事業をそこから始めさせていただきました、実際に、年末から年明けて4月末までということで、今、事業のほうを継続しているところです。そこは、消費喚起ということで、プレミアム付商品券のほうの事業をさせていただいております。

それと、ここにきまして、また第2の緊急事態宣言というものもございましたので、飲食店に限ってですが、そこに対して、予防対策ということで、非接触型のそういうものだったり、換気設備だったり、空気清浄機だったり、そういうものについて

て購入できるお金のほうの補助をさせていただきました。

あとは、支援金については1回だけなんですけど、その後、借入れをしている方もいらっしゃるんですけど、なかなか、製造業だったり、そういう方々は、やっぱり多くの借入れをしています。そういう方々の負担を少しでもなくすために、セーフティネット保証を受けて借入れしている方々に対しての支援金というものを、今現在、実施しているところでございます。そういう形で、コロナ禍についても、継続的に支援をしたいと思っております。

また、私どもの事業ではないんですが、ワクチン接種に対してのお礼ということで、ご当地商品券の「ありがとう」、こちらの配付のほうもございますので、それも含めて、消費喚起のほうを、続けて実施してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

この最後の、商工会のほうにいろいろとやっていただいているんですけれども、直接的に困っている商店、特に飲食業です、今は。そういうところだとかに、1回限りじゃなくて、小さいところもあります。大手など、大きく借入れているところも今、やっている最中だということなんですけれども、小さな事業やっている、そういう人たちに支援というのはしないんでしょうか。やはり、いまだ困っているんだと思います。そういうところを重点的に。宮代町に入っている事業者で、会員になっているのは、小さなところが多いと思います。そういうところの支援というのは、1回やったからということで、もう支援はしないんでしょうか。その辺のところだけ、ちょっとお願いします。

それと、新しい村です。この新しい村の、今回

528万円の増額というのは、これはどこの部門に入るんですか、魅力アップ事業のというのは。先ほど独立してやるんだということではなかったけれども、どこの部門に、これは入るんでしょうか。

お願いします。それだけ、2点だけです。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長、菅原です。

予算書152ページ、新しい村管理運営事業の質疑について、お答えさせていただきます。

まず、この新しい村管理運営事業の市場調査委託料につきましては、株式会社新しい村に入るものではありません。町がこれから、この先20年、30年の新しい村をつくっていくための材料集めを来年度させていただく予定となっておりますので、町が直接、業者に委託をして、そういった材料集めをする。そのために必要となる経費となっておりますので、株式会社新しい村に入るお金ではございません。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課長。

○産業観光課長（井上正己君） 産業観光課長の井上です。

商工業支援につきまして、説明をさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、今回の新型コロナウイルスの感染症も、予想外といいますか、かなりな長期にわたっても、影響を及ぼしております。特にご商売をやられている方というのは、客あつての商売ですから、相当な影響を受けて苦労されているということは、十分理解しております。

そうしたことから、先ほど副課長が説明しましたとおり、その都度、その都度の状況を踏まえて、支援をさせていただきました。ただ、支援といい

まして、やはりピンポイントで、この方、この方というわけにはまいりませんので、例えば、業種を特定したりですとか、あるいは、規模を決めたりとか、そういったことでやらざるを得ない面はございます。それは、これまで商工会等で、現場をよく分かっている方、こういった方と意見交換をしながら、制度設計はしてまいりました。このことは、まだまだ続くと思っておりますので、どんな形がいいかというのは、今日、詳しくお答えはできませんけれども、やはり現場の声に耳を傾けながら、必要な支援、極力皆さんに行き渡るような支援、こういったものは継続して考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

川野委員。

○委員（川野武志君） 川野です。よろしくお願いいたします。

まず、委員会資料の20ページ。

先ほどから、前段の議員さんが商工業者数の減少について質問されていますけれども、やはり商工業者数の数、平成28年に999と。これから、経済センサスの活動調査があると、またきっと、間違いなく減少すると思うんです。宮代町商工会の会員数というのは、若干減っていますけれども、大体550前後で、維持しているわけですが、それは、町と商工会とでいろんな、会員さんに対してのサービスを行っていることが、会員の減少を止めているのかなという気がいたします。ただ、宮代町の商工業者数が必ず減少していくということで、その打開策みたいなのを考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

もう一つ、農業支援なんですけれども、予算書の156ページ。

農業の支援の政策というのがいろいろあるわけ

ですけれども、町として、宮代町のブランドみたいなものを生産することを考えているのか。

また、一つに、今県がスマート農業というものを自治体に勧めています、宮代町としてはそういった考えはあるのか。

また、稼げる農業といえますか、そういった農業者に対するアドバイス、また補助金の制度みたいなものがあるのか、その辺の2点をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁、求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 産業観光課副課長、野口でございます。

産業委員会資料の20ページの商工業者数の減少についての質疑について、お答え申し上げます。

一点突破みたいな打開策というのがあれば、本当に、すぐにでもやりたいところなんですけれども、なかなか、やっぱりないというのが現実です。先ほど課長からも答弁ございましたが、やっぱり一番現場をよく知っている商工会と密に意見交換しながら、今ある補助金のほうのメニューがもし、もっと変えたほうがいいものであれば、補助金のメニューを変えていく。また、これは予算もでございますので、メニューをどんどん追加することはなかなか難しいんですが、予算の範囲内で新たな事業が、こちらの事業がいいというのがあれば、そういう事業に変えていく。また、先ほど、前段の議員でも申しましたが、今事業を行っている方々をそのまま継続というの、やっぱり年齢のこともありますし、なかなか難しいところもございます。ですので、事業承継というところの、そういう補助金のメニューもでございますので、誰かに承継するという、そういうことも商工会と一緒に、県もそうなんですけれども、一緒にそういうところも、取組はさせてもらっております。

ですので、地道にと言ったら、ちょっと言葉に語弊があるかもしれませんが、商工会とともに、少しでも商工業者さんが増える、または、今の現状の事業を継続していただく。それに向けた支援策を取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長の菅原です。

まず、予算書の156ページ、157ページ、農業生産基盤推進事業といったところで、宮代の農産物のブランド化というご質疑について、お答えしますが、残念ながら宮代町のほうでは、特にブランド化というところでの取組はしていないところで

す。

また、スマート農業、ドローンですとか、また有効といったところになっていくかと思うんですが、国の補助としては、2分の1補助、3分の1補助、あるいは定額補助という形で、幾つかのメニューはございますが、そういった投資をしないと、いった相談等も、今のところはない状況でございます。そうした希望の農家さんも、今のところは、残念ながらないような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 川野委員。

○委員（川野武志君） ありがとうございます。

やはり、商工業者数がなかなか増えてこないという中で、やはり宮代町は、ここで商いをしようと、そういった市場というか、交通の便が悪いとか、いろいろあると思うんですけれども。そういった企業の誘致をすとか、誘致をすることによって人の流れができる。流れができるということで、地元の飲食店とか、小売業、そういったところにお金が落ちるようなシステムづくり、そういったものを考えているのかどうか。それによって、

それに付随する関連の事業所が増えてくる可能性もあるわけなので、そういった企業誘致に向けた取組みたいなのを考えているのかどうか、お聞かせください。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課長。

○産業観光課長（井上正己君） 産業観光課長の井上です。

企業誘致について、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、既存の事業者の方というのは、やはり、平成26年に取ったアンケートを見ましても、後継者がいないという、相当数の方がお答えになっていることからして、なかなか今後、増えるということは難しいのかなと理解しています。

そうした中で、やはり新しい企業に来ていただくというのも、これは一つの大事な要素でございますので、一つには、長期的には、さきにご答弁申し上げましたが、宮代町の土地利用計画構想の中では、検討ゾーンがございますので、こちらへの誘致を促すというのが1点。

もう一つは、中・短期では現在、宮代町に来てもいいよという企業がいるような、そんな支援策。これについては、もう早急に、検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（丸藤栄一君） 川野委員。

○委員（川野武志君） ありがとうございます。

大変、検討するということなので、ぜひ。今回の私たちの予算書では、姫宮地区、和戸地区が、予算がゼロなんですけれども、いろいろ検討していただけるということで、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

あと、すみません。農業のほうで、質問し損なっちゃったんですけれども。ブランド化、またスマート農業等は考えていないということなんです

けれども、コシヒカリとか、お米を作ったとしても、やはり新潟の米には勝てないというところもあるわけです。やはり、宮代らしさというもののいろんなブランドを考えてやっていかないと、なかなか消費者には認めてもらえないと思うので、そういった取組というのは大事だと思うんですけども。そういったことは、例えば農業者からそういうことを考えているとか、そういったものとか。

もう一つ、6次化というのがありましたけれども、6次化をどのように考えているのか。その辺、ちょっとお聞きしたいんですけども。よろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課長。

○産業観光課長（井上正己君） 産業観光課長の井上です。

2点。まず、ブランド化について、お答えを申し上げます。

確かに、私ども、ふるさと納税もお預かりしていますので、そういったブランドがあれば、非常に心強いなということは十分理解しております。今、具体的な策を持ち合わせていないのが、大変申し訳ないんですが、できればそのブランド化というのは、何らかの形で図りたいという気持ちはもちろん持っておりますので、それも宿題とさせていただきます。

もう一つ、スマート農業の関係ですね。こちらについては、先ほど答弁もしたんですが、やはり、スマート農業の設備を導入して、それなりに採算性を上げるとすると、それなりの規模の農業者でなければ、なかなか手は出しにくいのかなというふうに考えております。現状、宮代町に、それだけの農家の方がいらっしゃると思いますので、そういった相談もないのかなとは思っております。

今後、遊休農地を活用する過程では、そういつ

た大きな農家ですとか、あるいは企業、こういったものというのも、当然、視野には入れる必要があると思っていますから、先ほどの企業誘致とも重なりますが、宮代町に外から来ていただけるような、そんな取組というのをこれから考えていく必要があるかなと思っています。残念ながら、既存の農家さんに無理やり設備をとというのはなかなか難しい面は多々ありますので、新しくそういった形態が現れたときに備えた準備をさせていただけないかなと思います。

6次化につきましては、これまで幾つか、いろんな取組をさせていただきました。最初は、農家が、例えば生産から製造、そして販売までやるような、垂直型というんですかね、6次化ができればということも考えて、例えば補助系制度をつくったり、あるいは、いろんな商品開発なんかもやってきたわけですが、なかなか一人で全部をやるというのは、ハードルが高い。当然、それなりの投資も出てきます。そうした中で、なかなか実を結ぶことがなかったわけでございます。

現在は、多少目先を変えさせていただいて、農業者には生産のノウハウが、そして商業者には製造と販売のノウハウがございまして、これは令和元年度からですけれども、農業者と商業者の出会いの場を設けまして、食と農の研究会ですか、こういった冠をつけていますけれども、こういった中では、いろんな意見交換をして、新しいヒントを探すと。出会いの場をつくるということで、今やらせていただいています。どうしても商売が絡みますから、町がどうこうというよりも、その方たちがよしやろうという、その気になるようなきっかけづくりというのをこれからも設けていければというのが、現在の町の考えです。

○委員長（丸藤栄一君） 川野委員。

○委員（川野武志君） ありがとうございます。

まず、6次化なんですけれども、いわゆる新しい村が宮代町、指定管理者になっておりますけれども、新しい村がまず6次化に取り組む。先ほど課長のほうから、商業者と農業者が連携してみたいなところというお話があったんですけれども、まず、新しい村が、例えば村弁、あれおいしいですよ。ただ、価格的にちょっと、800円でしたっけ、高いですよ。民間の飲食店というか、そういう方が提供している価格としては、ちょっと高いのかなと思うんですけれども。その辺の価格の面、また800円でもおいしければ、やはりお客さんはついてくると思うので、その辺をやるとか。あと、個人的に思っているんですけれども、ただ、サツマイモ、例えばスーパーで石焼き器みたいなものがあるじゃないですか。そういったものを置いて、加工する。

そういったものをまずはやってみること。やってみないと、先に進まないの、いろんなことにチャレンジをする。あまりお金をかけずに、6次化というものを考えたらいいかかなと思うんですけれども。例えば、新しい村がそういったものに取り組んだときの補助金というのは、新しい村でも出るのかどうか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長の菅原です。

予算書152ページ、新しい村管理運営事業の質疑について、お答えさせていただきます。

川野委員さん、おっしゃいますように、新しい村、確かに、そういうところを発信していく場所だというふうに十分認識しております、今お話になりましたサツマイモですが、まず、石焼き芋器を用意して、今の冬の期間は、販売させていただいています。

もう1点。さらに今年度からは、芋を干して、乾燥機のほうも、昔買ったのが壊れていたんですけれども、それを修理して、今、乾燥させて、芋けんぴじゃないですけれども、芋スティックというような形で、干し芋の販売も始めさせていただきました。

また、昨年度、食と農の研究会において、町と商工者、農業者、それから、新しい村の職員と一緒に、ヤンマーアグリという、米粉をジェルにした茨城の会社のほうを視察させていただいております。戻ってきて、ある程度、米粉を使って何かできないかということで、今年に入ってから、アグリが育てた米を粉にしてひきまして、それを新しい村で、パン屋さんをやっていただいているイルピノリーノさんがパンに加工して、中に挟むあんこについては、風月堂さんにお問い合わせすると。そういった取組も始めさせていただいておりますので、委員さん、おっしゃいますように、そうした取組をこれからも広げていきたいというふうに考えております。

また、設備投資をする際の補助金2分の1、満額250万円、2分の1補助につきましては、新しい村でも使えるようにはなっております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。お願いします。

私たちの予算書90ページ、資料では20ページの消費者生活の中の90ページに記載してございます。先ほどの、前段委員からも出ましたが、消費者被害防止サポーターの養成について、ちょっと詳しくお聞きしたいのと、今日も相談室、たくさんの方が見えていたんですけれども、この養成の人の働きって大きくなると思うので、ど

ういう取組しているか、お聞かせください。

あと、新しい村、私たちの予算書15ページ、この中で、あとは資料の7ページです。新しい村が、今までポイントカード、ちょっと、ここには載っていないんですが。来場者も多くなっているんですが、ポイントカードを無料に、今回なったと思うんですが、すごくいいことだと思うんです。それで、その目的と、あと、今まで結構高かった。多分500円と、ちょっと高かったんですけども、500円から一気に無料になったんですけども、その500円払った方たちの還元みたいな、私はポイントできてから、ちょっと行っていないので、もしやっていたら申し訳ないです。何か還元みたいなものがあるのか、お聞きします。

あと、東北の品物が結構入っていて、すごくいいなと思って。定期的に買えるの、いいなと思っているんですけども、その効果、ほかのものをついでにとか、何か効果があったら、お聞かせください。

あとは、新しい村、前段委員からも出ているんですが、これから抜本的に変えていくのか、ちょっと分からないんですけども。例えば、県とか国の補助で、農業公園みたいな、何かそういう、たくさん観光というか、来てくれている人、たくさんいますよね。他県ナンバーが非常に多い中で、そういう補助金みたいなものがあって、整備できればすごく。ちょっと違いますけれども、権現堂なんか、やっぱり県のになってから、すごく整備されて、ますます魅力が大きくなった経緯があるので。そういうところは、そういうことが使えて何かできないか、そういう考えがあるのか、お聞きします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁、求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 産業観光課副課長、野口でございます。

私たちの予算書90ページの消費者被害防止サポーターの質疑について、お答え申し上げます。

消費者被害防止サポーターというのは、埼玉県が、主に高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見を図るために、地域で見守り活動や啓発活動を行うボランティアを養成する、そういうものでございます。

宮代町につきましては、平成30年度にこの講座を開催させていただきまして、現在5名の方が活動されております。その後、令和元年度、今年度とやりたかったんですが、ちょっと今年は新型コロナウイルス感染症の関係、去年は、養成講座が県のほうも数が限られていますので、ちょっと宮代町で開催ができなかったということがございますので、来年はぜひ、講座のほうを開催して、サポーターの数を増やしていきたいと思っております。

やはり、先ほど、前段の委員でもあったんですが、高齢者の方が被害に遭っている、または、相談が多いと。買うこともございますので、まずは、高齢者を狙ったいろんな消費者被害を防止するというのが、サポーターさんのほうの役目となっております。そのため、地域包括センターとか、そういうところと連携することも考えておりまして、高齢者支援担当のほうで行っておりますサロンもございますので、その連絡会のほうに行って、サポーターさんと一緒に意見交換をする。そんなことをやりながら、サロンの中でちょっと要請があれば、そこに行ってお話をするとか、そういうこともさせていただきながら、サポーターのほうで町内での未然防止の活動のほうをさせていただいております。サポーターについては、以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長、菅原です。

私たちの予算書15ページ、新しい村魅力アップ事業の質疑についてお答えさせていただきます。

まず、ポイントカードにつきましては、先月の半ばより、無料化とさせていただきます。それまでは、500円をいただいていたんですけれども、500円いただく代わりに、お米ですとか、さをり織りですとかをプレゼントさせていただいておりましたので、そういった形で、対応はさせていただいておりました。今回、なぜ無料にしたかといいますと、コロナ禍で、やはり新しいお客さんが非常に増えているというのがまず1点と、あと、今後リピーターを増やしたいといったときに、今はやっていないんですけれども、その会員の皆さんに、イベント情報をプッシュ型でお知らせするですとか、そういったことを少し増やしていきたいというのがありましたので、無料にして、会員を増やしていきましようということで、会議で話し合まして、会社のほうに了解を得まして、会社のほうで、今無料とさせていただきますところですよ。

それと、あと東北フェアコーナーといったところなんですけれども、やはり新しい村の中にも、少し、わくわく感を広げていかなくてはいけないかなということで、直売所のアドバイザーの方からもご意見いただきまして、その方からも、間違いない商品だということで、ご紹介いただいたものを幾つか交渉させていただいて、並べさせていただいております。ちょっと、数字までは記憶にないんですけれども、一定の売上げもございまして、あと、そこで茨城からの干し芋を仕入れたこともあって、それが今のアグリ干し芋につながった部分もございまして、一定の効果はあった

というふうに見ているところです。

農業公園の再整備に当たっての補助金につきましては、農林水産省、あるいは国土交通省等で補助金ございますので、再整備に当たっては、当然民間の力の活用、さらには補助金の活用等も含めて、検討はしていくつもりでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

サポーターについてなんですけれども、消費生活相談員の、来年度、ぜひ開催していただいて。答弁の中に、サロンの中にも行くと言ったんですけれども、サロンにいらしている方って、結構いろんなことをご存じだったり、積極的な方があるので、そういう募集とか、広報とかで見逃しちゃったりもあるんで。そういうところ、行っていたりすると、そういう人がサポーターになってくれて、また、その方がその自分のサロンで話してくれたりとかで、広がって。一人の被害がとて大きかったり、今は、担当課の方はよくご存じだと思いますけれども、家にいる時間が多くなって、電話とかネットでかかる方が多いと、指導、相談員さんもおっしゃっていますので、そういうところ、積極的に取り込んでいただいて。それもアピールもしていただいて、周知を図るようにしていただきたいと思いますので、その答弁をお願いいたします。

あと、ポイントカード、ありがとうございます。リピーターも増えるし、町外の方も、どんどん無料だと思うと増えると思うので、いい試みだなと思っています。プレゼントは、いろいろあったということで分かりました。あと、干し芋を実際つくっているところを、私も行って見させていただいて。結構、鳥とかが来るんで、網かけたり、すごい大変そうにされていたんですけれども。とて

もおもしろそうで、スティックは、今人気の干し芋ですよね。何かいろいろ、取り組んでくださっているなと思いました。それで、今後もいろいろやっていただいてほしいと思います。

東北コーナーは、私とかもいいなと思って。常にあるという、その期間限定じゃないというのがいいなと思ったのと、品も、はっきり言っていいなと思ったんです。だから、たまにちょこっと変わるのかもしれないんですけども、やっぱり行けば、野菜と一緒に買える。今、デパートとかも近くにないですから、できるだけ、あそこを続けていただきたいなと思いました。

あと、農業公園のほうは、民間の力とか、あと災害時には、いろいろ、できる限り使っていたきたいと思いますので。

じゃ、1番と2番、答弁をお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君） 産業観光課副課長、野口でございます。

私たちの予算書90ページの消費者被害防止サポーターの質疑について、お答え申し上げます。

今、委員さんのおっしゃるとおり、サロンの方では、積極的な方もいっぱいいらっしゃいますので、健康介護課、または社会福祉協議会と連携しながら、来年、養成講座が開催できたときには、できるだけ多くの方が参加していただいて、少しでも被害がなくなる、そんな周知活動ができればいいなと思っていますので、そのように取組ませていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君） 産業観光課副課長、菅原です。

東北フェアにつきましては、東北応援という部分もございますので、継続して行っていきます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

ないようですので、以上で産業観光課分の質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 本日はこの程度にとどめ、今回は12日金曜日、午前10時から委員会を開き、まちづくり建設課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会 午後 5時17分

予 算 特 別 委 員 会

第 5 日

出席委員（１３名）

山下秋夫君	丸藤栄一君
丸山妙子君	浅倉孝郎君
金子正志君	西村茂久君
小河原正君	泉伸一郎君
角野由紀子君	塚村香織君
合川泰治君	土淵保美君
川野武志君	
（議長 田島正徳君）	

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長 新井康之君	副町長 渋谷龍弘君
教育長 中村敏明君	まちづくり建設課長 石塚孝信君
まちづくり建設課副課長 高橋正巳君	まちづくり建設課副課長 宮野輝彦君
上下水道室長 成田雅彦君	まちづくり建設課主幹 高橋勝己君
まちづくり建設課主幹 新井庸一君	都市計画担当主査 島村明子君
教育推進課長 大場崇明君	教育推進課学校管理幹兼副課長 塚越健一君
生涯学習室長 飯山武君	教育推進課主幹 青柳誠君
教育推進課主幹 小島英樹君	教育推進課指導主事 竹内知子君
教育推進課指導主事 加藤裕一君	教育推進課指導主事 鵜川裕介君
教育総務担当主査 加藤正久君	生涯学習・スポーツ振興担当主査 川崎章人君
文化財保護担当主査 横内美穂君	総務課長 赤井誠吾君
企画財政課長 栗原聡君	住民課長 高橋暁尋君
税務課長 門井義則君	町民生活課長 齋藤和浩君
福祉課長 吉永吉正君	子育て支援課長 小暮正代君
健康介護課長 小島修君	産業観光課長 井上正己君
会計管理者兼会計室長 大橋洋巳君	

本委員会に出席した事務局職員

議会議務局長 長 堀 康 雄

主 幹 小 林 賢 吉

開会 午前10時13分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。これより、10日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第15号の審査（まちづくり
建設課・教育推進課）

○委員長（丸藤栄一君） 本日は議案第15号 令和3年度宮代町一般会計予算についてのうち、まちづくり建設課、教育推進課分の順に質疑を行い、終了後、議案第15号の討論、採決を行います。

では、これよりまちづくり建設課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから、発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） おはようございます。まちづくり建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） おはようございます。まちづくり建設課道路担当副課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） おはようございます。まちづくり建設課副課長の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（成田雅彦君） おはようございます。上下水道室長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（新井庸一君） おはようございます。まちづくり建設課主幹の新井と申します。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（高橋勝巳君） おはようございます。まちづくり建設課、道路担当の主幹の高橋です。よろしくお願いいたします。

○都市計画担当主査（島村明子君） おはようございます。まちづくり建設課、都市計画担当主査、島村です。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

5点ほど質問させていただきます。

まず、1つですが、私たちの予算書19ページ、東武動物公園東口にぎわいロードについてです。

市民参加によるコンセプトの決定とありますが、これまで4年間、町長をはじめ、チャブ台トークなどで町民との対話をして、意見を聞いてきたわけですが、さらに2年間、町民の皆さんから意見を聞くということでしょうか。

2つ目です。私たちの予算書24ページ、地域のオリジナルパークをつくろうです。

昨年、私用で浦安市に行ったとき、たまたま公園を通りかかったときに驚きました。

公園内の遊具は子供向けではなく、ほぼ全て高齢者向けの健康器具でした。

高齢化が進み、子供の利用が減り、高齢者の使用頻度が増えたので、高齢者向けの公園にしたのではないかと思います。こうした地域の実情や環境に合った公園にしていけることは大変いいことです。

そこで、質問です。

私が心配しているのは、子供の遊具や健康器具などです。ジャングルジムなどは公園からこぞつとなくなったのは、けがをした子供の保護者や祖父母などが行政を訴えるなどして、危険だから撤去しようということになり、なくなってしまっているそうです。

しかし、子供の遊具や健康遊具は、公園には必須です。私は公園に遊具や健康器具をもっと設置し、子供や大人が楽しみ、また運動して健康を維持してほしいと願っています。

地域のオリジナルパークの子供の遊具や健康遊具の設置に関して、どのように考えているのでしょうか。

3点目です。私たちの予算書27ページ、東武動物公園駅東口にぎわいロードです。

昨年の予算特別委員会で、いつ完成するのですかというふうに質問しましたら、令和5年3月に完成するということでしたが、これはそのまま令和5年3月の予定でよろしいのでしょうか。

また、商店街の活性化のことを聞きましたら、商店会との話し合いを進めているということでしたが、現在どのような進捗状況なのでしょう。

また、現在、解体工事が進み、新たな住宅ができるなど再開発が進んでいます。

以前つくった東口のイメージ図と、かなり違うようになってきています。現在どのような東口になるとお考えなのでしょう。

4点目です。私たちの予算書98ページ、公園等環境管理事業です。

子供向けの遊具や健康遊具に対し、クレームなどはあるのでしょうか。また、事故などはあるのでしょうか。

そうした場合、どう対応しているのでしょうか。最後になります。

予算書169ページ、8款土木費、第2項都市計

画費、(5)東武動物公園駅東口周辺整備事業、12節委託料、現地調査業務委託料の900万円ですが、どんな調査をするのでしょうか。

以上5点、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

道路担当のほうでお答えをさせていただきます。

まず、1点目、私たちの予算書19ページの東武動物公園駅西口わくわくロード事業に関してのお尋ねにお答えさせていただきます。

こちらの下の前期実行計画趣旨とその工程の中で、令和3年度、4年度ということでラインが引いてあるわけですが、令和3年度、4年度につきましては、市民参加によるコンセプトの決定を予定しておりまして、宮代らしさという定義は特になんですが、形にできるコンサルとの選定を行うとともに、現在、庁舎内、町の庁舎職員の中でウォークアブル推進会議というものを6名のメンバーで結成しておりまして、定期的に会議を行っており、歩きたくなる、居心地がいいというようなことを、この2年間の中で市民参加を含めて検討させていただくということで、2年間ということで検討を進めているところでございます。

道路担当のほうとして、続いて私たちの予算書27ページ、東口通り線の関係でございます。

先ほどお聞きいただいたように、平成29年8月4日に事業認可を得て、令和6年3月ということで令和5年度内の完成を目指しているわけではございますが、こちらの先ほどと同じような、前期実行計画の趣旨とその工程の中で、ちょっと棒が長く延びているというところがございます。

これにつきましては、国の補助のつき具合であ

ったり、地権者の意向であつたりということで、あくまでも令和5年度を目指しておるところではございますが、その対象者、地権者の方との交渉により、延びる可能性が出てくるということでご理解賜りたいと思います。

続きまして、予算書で169ページ、(5)真ん中辺に東武動物公園駅東口周辺整備事業ということであげております。

こちらにつきましては、現年度、今年度につきましても、引き続き、用地買収のほうを進めておりまして、2月末で72.88平米を買収することができまして、用地の進捗率といたしましては、14.1%の用地買収を進めさせていただいております。

それと併せまして、前回の議会の中でどういう形で進めていくのかというお話をいただいたと思うんですが、これは商工会との協議等いろいろ話がありますということでお話をさせていただいたと思うんですが、中には地権者の方でこのまま商売を続けたいとか、後ろに下がって自転車、駐輪場を開きたいという方がいらっしゃいますので、そういったところで意向を含めて、個々の意見も尊重しながら、引き続き活性化、東口ですから駅も当然、宮代町の窓口となる交通結節点ということで、引き続き協議等を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課、副課長の宮野です。

それでは、オリジナルパークの件で、ご回答させていただきます。

私たちの予算書の24ページをご覧ください。

先ほど、浅倉委員さんのほうから子供健康遊具等はどのように考えているのかというご質問でございますけれども、まずこちらのオリジナルパークにつきましては、こちらの私たちの予算書にあるように、地域自治会の課題や地域の人々のライフスタイルに合わせた公園を造るために、地区連絡会等で地区自治会の皆様に事業内容を説明し、地元意向を確認、把握しますということで、こういったところで、地元の、先ほど子供がいなくなってきたから子供の遊具より健康遊具が増えているとかというようなこともございましたので、地区それぞれ特徴がございますので、まずは地元の意向を把握して、地元の皆様と一緒に公園づくりをしていきたいと考えております。

次に、子供遊具の関係で、私たちの予算書の98ページの公園等環境管理事業でございますけれども、遊具の関係等で事故、それからクレーム等がありましたかというようなご質問でございますけれども、特に遊具に関して事故というものはございません。

ただ、遊具等に関して、例えば、具体的には姫宮南団地のたこ公園等でちょっと遊具が汚れているとか、あとは水飲み場がちょっと壊れているとか、それから砂場が砂がちょっと減ってしまっているとか、そういった苦情というか要望がございましたので、そういったものに関しては、現場のほうを早急に確認させていただいて、対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

それでは、再確認と再質問をさせていただきます。

まず、私たちの予算書19ページ、東武動物公園駅西口わくわくロードについてですけれども、市

民参加によるコンセプトの決定ということは、そうしますと、これまで4年間町民の皆さんから話を聞いてきたわけですが、さらに2年間町民の皆さんの声を聞いて作成していくと、計6年間ですかね、話を聞いて進めていくというような認識でよろしいのでしょうか。

それと、私たちの予算書24ページ、地域のオリジナルパークをつくろうのほうですけれども、地域の意向を把握して公園づくりをしていくということで、こちらは楽しみにしておりますが、進修館の前の四季楽のときの公園づくりに私、参加しまして、子供の遊具を造ってほしいというふうに要望しましたら、ご年配の方から遊具で事故が起きたらお前が責任取れるのかと、誰が責任とるんだというようなことを言われまして、結果、何もうなくなってしまった、遊具がなくなったというような経緯がありますので、やはり子供の遊具は公園には必須だと思いますので、地域の意向を把握しながら、子供も大人も楽しめるような公園にしていだければということで、こちらは要望で終わりにいたします。

私たちの予算書27ページ、東武動物公園駅東口にぎわいロードですけれども、そうしますと、商店街の活性化を図っていくということだったので、商店会との話合いというのは現在どんな状況になっているのでしょうか。

それと、以前つくった東口のイメージ、ビルがたくさん並んでいるようなイメージとは、もう違うような東口になるということの認識でよろしいのでしょうか。

それと、予算書169ページの東武動物公園駅東口周辺整備事業の現地調査業務委託料というのは、用地買収に関わる現地調査ということでよろしいのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

まず、私たちの予算書19ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業の関係でお答え申し上げます。

事前にお配りをさせていただきました、今回議会、福祉産業委員会資料というものを、事前にお配りをさせていただいております。こちらのほうの福祉産業委員会資料の6ページのほうで、2番、駅西口周辺整備事業ということで大見出しがございます。

今回につきましては、整備エリアとして駅前、上がちょうど駅前になるんですけれども、そこから新しい村までの約直線で1キロ間なんです、1キロほどなんですけれども、そことあとは笠原小学校脇であったり、新しい村の下のほうにほつつけ田がありますけれども、こういったところの周辺エリアを含めての整備ということで検討させていただいておりますので、以前より大きめのエリアということで市街化区域もあれば市街化調整区域もあるし、宮代町の代表的な進修館であったり、あるいは新しい村であったりということで、一体的に回遊性を持たせた感じで検討させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、先ほど2年間というお話をいただいたんですけれども、そういったところも踏まえて、いろんな要素が時代とか市民参加とか、いろんな来庁者とか東武動物公園にお越しいただいた方とかの意見等も、もし聞けるのであれば、そういったところの意見も含めて、わくわくするような、皆様が歩いて楽しくなるようなまちということを考えさせていただければと思っております。

続きまして、私たちの予算書27ページ、東口のにぎわりロード事業でございますが、当然こちらのほうにつきましては、もともと協議会、まちみちづくり協議会というものがございまして、その中でいろいろなご検討をいただいているところでございますが、ただ、駅前広場のパース図というものを前回お示しさせていただいたところで、あれが商業ビルがかなり立ち並ぶような形ではありますが、現在のところ皆様の意向のほうを考えますと、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも商業の活性化につながるものでもないところもありますし、商業を続けていきたいという方もいらっしゃると思いますので、これからの整備の中で形の中で代替の中で、いろいろな方法も時代とともに変わってくるということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと先ほどちょっとお話をしなくなってしまったんですけれども、予算書の168、169ページ、東武動物公園駅東口周辺整備事業の委託料の関係でございます。

こちらの現地調査業務委託料につきましては、用地調査、補償積算業務等、用地の買収等、補償等に係る調査委託料ということで、建物を含めてということでご理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。再々質問させていただきます。

私たちの予算書19ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業です。

こちら、さらに2年間、町民等の皆さんから声を聞くということは分かりました。

わくわくロードについてなんですけれども、例えば、東武ストアや良品計画さん、これから来るかと思うんですけれども、東武ストアや良品計画

さん、東武鉄道、日本工業大学などと連携や協力をこれまでしてきたのでしょうか。してきたのであれば、どんなことをしてきたのか教えていただきたいです。

また、これから進めるのであれば、どんな連携や協力をしていくのか教えてください。

それと、私たちの予算書27ページ、東武動物公園駅東口にぎわりロードですけれども、こちらは分かりました。

それで再々質問ですけれども、東口駅前の土地を例えば、町で購入してサテライトオフィスや役場の出張所、住民の活動スペースなどの建物を建設する予定などはあるのでしょうか。

以上2点、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしく願いいたします。

今までの連携につきましては、また後ほど述べるものでございますが、こちらの中で、私たちの予算書19ページの西口わくわくロード事業に関しましては、市民参加によるコンセプトの決定と令和3年度、令和4年度の中で決定していくという矢印が書いてあるわけでございます。その上のほうに、令和3年度の目標として、コンサルタントの決定ということで、こちらにつきましては、市民参加と併せて、宮代町の実情に合わせたコンサルタントを選びまして、こういった方も含めて市民参加の手法としてはいろんな手法があると思うんですけれども、今後はワークショップ等もある程度、時期はまだ未定でございますが、そういったところの意見も取り入れながら、コンサルタントのアドバイスを入れながら、いろいろな方向、皆様が東武動物公園のお客様が一度だけではなく、

リポートして来れるようなものを検討していく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課主幹。

○まちづくり建設課主幹（高橋勝己君） まちづくり建設課主幹、高橋です。

追加でなんですけれども、東武ストア、無印良品等々との連携ということでは、勉強会を東武ストアの職員ですとか無印良品の職員、あと町の職員などで、9、10、11月に勉強会を行っております。

今後につきましては、第5次総合計画の中でみやり会議というものをつくるということで、企画財政課のほうで調整しておりますので、そこには先ほどの東武ストア、無印良品、あと日本工业大学、そういった、あと東武鉄道、そういった大きな企業等が入って連携を取るということになっておりますので、そのみやり会議を通じてそのほか市民の方を取り入れまして、いろいろ市民参加ということで、わくわくロードの検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。

私たちの予算書の27ページ、駅の東口にぎわいロード事業の関係で、町のサテライトオフィスであるとか、そういった官公庁的なものを作成する予定はというお尋ねであったと思うんですけれども、今、事業用地としては3,100平米ほどの中で、道であったり、各建物であったりということで、今のところそういった計画はないということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） よく分かりました。

ぜひとも西口わくわくロードなんですけれども、町民の皆さんの意見を聞くというのは十分大切なことだということは承知してはいますが、やはり、まちづくりというのは様々な民間企業さんですよね、民間企業さんがはるかにノウハウを持っていますし、また日本工业大学といった大学もありますので、こうした民間企業や大学など様々なステークスホルダーの皆さんとの意見も聞きながらつくっていただければというふうに思います。

それと東口のにぎわいロードなんですけれども、新たな建物は建設しないということなんですけれども、このままいくとかなり寂しい東口になって、にぎわいロードの何かにぎわうのかなということがよく分からなくなってきてしまうような感じがしますので、何か町のほうで少してこ入れたほうがいいのかと思ひまして質問しました。

以上で終わりにします。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はありますか。

土淵委員。

○委員（土淵保美君） 土淵でございます。

私たちの予算書95ページ、主要道路整備事業に関しまして、何点が質問させていただきます。

町道第26号線歩道整備となっております。これに関しまして用地買収は済んでいるのかどうか。

また、工事はいつ頃から始まり、工期はどのくらいかかるのか。

また、踏切内の歩道幅はどうなるのか。

また、この歩道は川端4丁目交差点までつなげる方向なのか。

以上の点で質問させていただきます。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

私たちの予算書95ページ、主要町道整備事業につきましてお答えいたします。

ちょうど、下のほうに写真の右隣に位置図ということで延長が20メートル、歩道が3メートルということで、今回工事をする場所がこちらのところとなっております。

買収につきましては、令和3年度買収ということでございますので、買収後に設計等、歩道の設計等を行いますので、その後の工期ということで、買収後の整備工事ということでご理解いただきたいと思います。

歩道の整備が終わって、その後ということでございますけれども、踏切の幅は特に変えることができませんので、急に鉄道協議は当然必要となりますので、今回はこちらの延長の20メートルの歩道整備ということで、ご理解いただきたいと思います。

それと、川端4丁目交差点から踏切までの間というお話でございますが、今回20メートルと書いてある右側のところ、右側の場所の歩道が、今年度工事を施工しておりますので、川端4丁目から途中県道なんですけれども、県道以降左側、絵でいう左側についてはつながるということで認識いただければと思っております。

よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 土淵委員。

○委員（土淵保美君） ありがとうございます。

将来的には川端4丁目までつながるという形で理解してよろしいと。

朝晩の交通量が大変激しいところで、歩行者は大変苦慮されている場所でもありますので、一つよろしくお願いいたします。

私の質問は以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑はありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

駅前幹線道路の観点から質問いたします。

前町長の榎本町長が言っていたんですけれども、駅から真っすぐ幹線道路がどれだけ延びているか、これが町の発展に関わるとよく言っていたんです。

その観点で見ますと、和戸駅東口は歩いて二、三分でほぼT字路、その後細い生活道路ありますけれども、T字路で行き止まり。

和戸駅西口、駅からゼロメートル、駅前道路がない。

東武動物公園駅東口、4号線までその後、日光街道、そして新4号、その後その先ずっとつながっています。

バス路線は杉戸町から境町、茨城県まで続いている。ここだけはきちんとした幹線道路がある。

東武動物公園駅西口。

笠原小学校で止まっている。

私40年ぐらい前に笠原小ができたときに、記念式典みたいなのに参加したんです。そのときに協力した地主さんが言っていました。駅前に道路、ここに小学校造っちゃっていいんでしょうかねって。確かそんなようなことを地主さんが言っていました。道路は抜くべきじゃないかって。地主さんが町のことを心配していた、そういう記憶があります。

ということで、西口はあそこで行き止まり。

姫宮駅見ます。東口は川端郵便局、あそこで行き止まり。その後細い道がありますけれども。

姫宮の西口見ますと、やはりほんの三、四分歩くと宮代高校に行く前の大きな通りでTの字で終わり。全部行き止まり道路なんですよ。

つまり、町を発展させるという観点からすると、宮代町のまちづくりは失敗しているんです。その根底にあるのは、あまりにぎやかになってもら

っちゃ困ると、大きなトラックが入って来たりすると安全じゃないから困ると、そういう意識がどうもあったようなんです。

それから、道路を広げると、自分ちの田んぼが狭くなっちゃうという農家の人の意見も尊重したんだと思います。

でも、結果的に宮代町が杉戸町との合併に失敗した六十数年前、あの頃は自転車と歩きでしたからよかったけれども、その後の車社会に対応してこなかったということなんですよ。

そこで、質問に入ります。

このわくわくロード事業、これは西口の通りをどんと幹線道路にして整備する、そういう考えの下にコンサルタント、皆さんの意見を聞くんですか。それとも、そこ今誰も歩いてないですよ。1人女性が歩いている。その道をちょっと飾りつける程度のお話なんですか。

そんなのにもし、それだとしたら、悪かったけれども、800万円も使うというのはもうおかしいでしょう。税金の無駄遣いになっちゃう。それだったら今、緊急性のある和戸駅西口、そこがゼロ円の予算じゃなくて、そこに800万円回すべきでしょう。おかしい、どう考えても。

おかしいと思わないですか、質問です。

長くなるから駄目、一問一答じゃ。

○委員長（丸藤栄一君） 取りあえず、一問一答でないの。

○委員（金子正志君） この1点に集中してやります。

○委員長（丸藤栄一君） じゃ、答弁を求めます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） まちづくり建設課、石塚でございます。

今回のわくわくロードに関しましては、幹線道路というような位置づけも当然あるんですが、他

市町へつながる広域ネットワークというような位置づけを持っているものではございません。

今回の事業としては、あくまでも東武動物公園駅の西口に出店する企業がございまして、新たな人口の集客を含めて、この西口のエリアをより活性化していこうということでの検討となっております。

ご指摘のように、宮代町は道路整備、進んでいるということは言えない状況ではございますが、宮代町としても平成元年に都市計画道路の都市計画決定を行いまして、他市町へつながる広域ネットワーク道路も含めて、計画は位置づけてきているところでございます。

また、その一環として、駅の東口や春日部久喜線の整備などに鋭意取り組んできております。

なかなか思うようには財政的な問題や地権者の合意などもございますので、進められていないという状況にはございますが、町としては快適な道路環境ということも含めて、鋭意進めさせていただいております。

また、和戸駅の周辺整備や姫宮駅の西側については、今回予算はついておりませんが、私たちの予算書などを見ていただくと分かるのとおり、今後の事業化に向けた検討ということで考えておりますので、具体的な予算の額は入っておりませんが、特に職員の配置については、この事業を実施するために必要な人員配置については、総務課で対応いただいているということで認識をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員。

○委員（金子正志君） そうしますと、和戸駅は来年度の予算書を見ると、何百万円かついているという理解でよろしいんですね。

それから、逆に19ページに戻ります。

わくわくロードの整備とアクセス道路の整備を2つ併せて今回のわくわくロード事業という意味なんですか。全然別の話のような気がするんですけども。

なぜ別の話かといいますと、そのアクセス道路の整備、確かその交差点、進修館前、あそこで車の通行量を計って、直進、右折、そういうのを計りまして、非常に危険だからということで整備をするんだと思うんですけども。

それと、この西口の宮代らしさのわくわくロードが、別物というような感じがするんですけども、まず一緒なんですか。

それと関連してなんですけども、車の通行量、確か直進と右折とか左折とか多かったですけども、こっちに入ってくる車、ほとんどゼロに近かったでしょう。こっちって、その信号から笠原小に向かうほう。

つまり、今、何の心配もないわけですよ。だから緊急性を要しない。新型コロナウイルス感染症で大変なときに、緊急性を要しないことに予算をつけるということはやっぱりおかしいんですよ。

どう思いますか。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） まちづくり建設課、石塚でございます。

まず、和戸の駅周辺の整備につきましては、今年度は予算はゼロでございますが、職員については事務分掌きちんと明確にしまして、担当者を決めていくことにはなっております。

また、今後の県や地権者の方々との話合いを進める中で、実際に今どの段階で予算が必要なのかということは今後精査をしてみたいと思いますが、早ければ来年には予算を取りたいと思っております。

また、予算書19ページのわくわくロードの関係と西口周辺整備ということで混在しているという

ことでございますが、わくわくロードにつきましては、第5次の総合計画の前期実行計画における事業の名称でございまして、東武動物公園駅西口周辺整備事業は、これまで使ってきた予算書上の事業名でございます。

今回、あえて西口とわくわくを分けてはおりませんので、ちょっと誤解が生じる部分もあるかもしれませんが、予算的には西口周辺整備事業の中にわくわくロード事業が含まれているということでご理解をいただきたいと思います。

また、緊急性があるかないかというご質問でございますけれども、町といたしましては先ほど申し上げたとおり、駅西口への商業施設の整備が進められております。この夏には開業ということもございまして、東武動物公園駅や新しい村などが、この商業施設が開業することによって新しい集客力を持つということもありますので、その新たな集客の方々が、動物公園や新しい村にまで足を運んでいただけるというような演出も含めて、整備を進めていきたいということで、町としては緊急性は高いというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 金子委員。

○委員（金子正志君） 認識の違いですので、質問を終わりにいたしますけれども、今気がついたんですけども、_____です。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、何点が質問させていただきます。

まず、歳入のほうから、ちょっと確認の意味で質問させていただきます。

まず、24ページです。4目の土木使用料、区分

1の道路使用料の歳入の概要での道路の占有者とは、電柱のほかにも何かあるのかどうか、お願いします。確認の意味です。

26ページです。区分2の都市計画手数料の説明の中で開発許可等申請手数料が、本年度の見込額となっています。この見込額というんですから昨年度の申請件数とか、開発面積、順位と場所とかあったら簡単に、上位3位だけで結構です。

今年のそういう見込みということですから、許可申請があるのかどうか。

あと44ページになります、15款3目の土木費県委託金、区分1の都市計画基礎調査委託金等説明となっていますが、宮代町ではどんな調査をするのか、その辺のところも確認の意味で質問させていただきます。

それでは、確認以外の予算のほうなんですけれども、まず最初に164ページ、地区生活道路の整備事業でございます。

(2)の地区生活道路整備事業、これ昨年よりかマイナスになって520万円になっている、1,572万が昨年度です。それが522万円。

地区生活道路と言えば、皆さん直結して自分の家の周りだとか通学に使う道路だったりとか、いろいろあり得ると思います。

そこを今、宮代町でも散々この町民生活課で補修だとかそういうのをやってくれたということでも私も成果は得られているんですけれども、まだまだ足りないというところがあります。

なぜかという、水道工事があちこちで始まって凸凹になっているんですね。それだけでなくガス工事やったり、その後が修繕されていなかったり。

そういうことで大変皆さん、お年寄りの人がつまずいたりしているんで、その辺のところをやる気あるのかなのか、減らしておいて。皆さん本

当に生活に困っていますよ。それで自転車が転がすようになったりって言っていますからね。

そういうところでは、やっぱり町民が生活する場所が凸凹だと本当に困るんじゃないかなと私は思っているんです。なぜこれ下げたのか。やる気ないのかどうなのか、ちょっと一つお願いします。

それと、同じ168ページです。

最初に(4)と(5)の質問なんですけれども、いろんな工事やって、これから3年とか5年とかかかると思うんですけれども、あと用地買収とか、そんなことなんですけれども、大事なことは町としては西口周辺、東武ストアとか無印良品の開店に合わせてやっているんだとは思いますが、私は自分なりに考えて。それで開店に合わせてやっているのか工事が、合うのかどうか。

ようやく目の前の道路が止まれとか、そういうのが整備されてなっていますけれども、その中で周辺事業というんですから、県道のほうも含まれていると思いますよ。郵便局前、あそこの歩道が整備されない。いろいろと話し合っているということで全然先に進まない。町としてそれは考えるべきじゃないかなという感じがするんですよ。

一般質問の中では、郵便局と話し合っていますよ、町としては土地のあっせんはしませんよということと言っていましたけれども、結局あそこの前を通る日工大の学生も危ないと言っていますので、その辺のところはやはり東武ストアの前だけを整備するんじゃなくて、そういう力があるんだったらやはり県道のほうも併せて整備をする必要があるんじゃないかなって私は思っています。

じゃなくて片方だけやって、片方はやらないということになると、ちぐはぐになるんじゃないかなという感じがします。その辺のところをどういうふうに考えているのかをお願いします。

それと170ページ、これは簡単なやつですけれ

ども、(1)公園等環境管理事業、10節の需用費です。

予算が修繕時の修繕が減額となっています。これは実績に合わせてということで書いてあるんですけれども、どんな修繕が多く出たのかどうか。

あと、これは業者に頼んでやっているんだと思いますけれども、業者の選定方法とかそういうのはどういうふうにやっているのか。

ちょっと町民生活課じゃなくて、そういうことちょっと私、気になっているものですから、お聞きしたいと思っております。

それと、この資料のほうから、あと質問させていただきます。

まず、資料の2ページです。水道事業に入っていきたいと思います。

宮代町の有収水量、減っていますけれども、水道、これ違うの、特別会計になっちゃいます。分かりました。下水もそうですね、じゃ。分かりました。

じゃ、その質問を一つお願いします。今まで出たやつ。

もう一点ありました。166ページになります一般住宅耐震対策事業でございます。これもマイナス500万円から200万円ぐらい減らされて300万円になっている予定なんですけれども、これはまだ耐震化事業、特にブロック塀なんか地震これから起きるだろうと予想されていますので、その辺のところ、町としてはどのように力を入れて主要道路、町道とかあとは一般町道ですね、そういうところにブロック塀が重なっていると危険だということでは言われております。

やはり、そういうところに力を入れないと、何か災害があったとき、大変な人的被害が起きるんじゃないかなと私は危惧しているんで、その辺のところ、まちづくり建設課としてはどのように考

えているのか、お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、まちづくり建設課分の答弁からお願いいたします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願ひします。

まず、歳入のほうからお答え申し上げます。

予算書24、25ページの道路担当のほうとして、道路使用料、道路占用料の関係でお答えいたします。

こちらは道路法とか道路占用料徴収条例別表に基づく額でございまして、町道上に一時的に建築用足場類の設置をしたり、ガス管、配水管等を埋設し、継続して道路を使用する場合に、事業者からお金を頂くものでございます。

続きまして、予算書、歳出のほうになりますが、164ページ、165ページにかけましての地区生活道路整備事業のほうで、マイナスが大きいというお尋ねでございまして。

令和2年度の予算と比較してマイナスになっている大きな原因といたしましては、令和2年度におきまして、東姫宮1丁目地内で町道第1487号線の整備の工事を行っておりますが、そちらのほうの工事費と支障物件、移設補償費、電柱移設ですね、そちらのほうのマイナスの分ということで、こちら特段の、今年度につきましてはそういった大きなものがないということで、比較してマイナ

スということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、予算書168、169ページにかけて、西口の関係でお尋ねいただいた件でございます。

まず、郵便局に関しましては、県道沿いにあるわけでございます。一部歩道が郵便局のところまで途切れているというお話でございますけれども、郵便局自体があちらの現地で営業といたしますか、仕事を続けていくという考えで成り立っておりますので、特に移転と考えてないようでございます。

あと、西口のほうの周辺整備事業につきまして、今回のわくわくロードに関しましては、第5次総合計画の中で考えられたものでございまして、当然、東武鉄道のほうで造られている大型商業施設と関連性がないわけではございませんが、併せてうまくにぎわいのある、わくわくするような道路を整備できるように努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

道路担当は以上です。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課、副課長の宮野と申します。

それでは、歳入の件で、予算書の26、27ページの開発許可等申請手数料のご質問でございます。

実績と今回予算の内訳ということでございますけれども、令和2年度、今年度の実績でございますけれども、今年度は埼玉県がまだ許可事務を行っているところでございますので、手数料収入は入っていないという状況でございますが、県のほうの申請の関係の件数でございますと、一番大きいのが開発許可、これが市街化調整区域とかに、あとは市街化区域でも大規模な開発とかあるんですが、開発許可の件数が28件。それから、これに関する許可の変更、当初許可をしたものに対して変更するとかといったものが、これが35件。それから、主だったものだけでよろしいでしょうか。そ

れから、建築確認を取る前に、必ず適合証明というものを取る必要がございます。それが建築確認が出るため多く52件というような形で実績がございます。

令和3年度の予算につきましては、先ほど言った開発許可につきましては20件。それから、許可の変更につきましては10件。それから、適合証明、こちらにつきましては20件。主なものではこういった件数で、来年度の予算の措置をしているところでございます。

ただ、ちょっと少なめに見積もっておりますので、予算ですので、ちょっとそういうような観点もございまして、大規模な開発とか、あとは大きな共同住宅とか、そういったものが出てくれば、手数料の収入は令和3年度につきましては35万8,000円計上してございますが、上がってくるかと思えます。

このほかにも予算には関係ございませんが、来年権限移譲いたしますと、相談業務とかが入ってまいりますので、その辺の業務の量も増えてくるということになります。

それから、次の予算書、都市計画基礎調査、予算書44ページの基礎調査委託金がありまして、こちらの基礎調査というものはどういうものかというご質問でございますけれども、基礎調査につきましては、都市計画法の第6条に基づいて行う調査でございます。都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的、定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための調査でございます。

具体的にはどんな内容を調査するのかといいますと、町の人口、それから土地利用、建物の状況、都市施設、公害及び災害などの現況調査をいたしまして、こういった詳細なものを調査いたしまして、こちらのデータから都市計画につなげていく

というような調査でございます。

それで、こちらにつきましては、基本的には県が行うものとなっている関係上、44ページ、45ページでは、県のほうから委託金が入るというようなものでございます。

次に、予算書170ページの公園等環境管理事業でございます。

こちらの10節需用費の施設修繕料の関係でございますが、修繕の内容、それから業者の選定内容についてでございますけれども、修繕につきましては、令和2年度、今年度につきましては、主だったもので公園灯の修理、それからベンチ等の修繕、つり橋などの遊具の修繕、それから水飲み場の修繕、あとはブランコの修繕とか、そういったものがございます。

業者の選定の方法につきましては、遊具等で危険性の高いものについては、早急性、緊急性がございまして、随契で、1社随意契約においてやらせていただいております。あとはペンキの修繕、ペンキの塗り替えですとか、そういった危険度に、それから住民の利用度にあまり緊急性がないものについては、見積り合わせ並びに入札等で、業者のほうは選定しているところでございます。

それから、最後に、予算書の166ページの一般住宅耐震対策事業、こちら200万円減額しているというところでございますけれども、こちらは実績に合わせて予算のほうは計上させていただきました。

決算の実績でいいますと、令和元年度につきましては10万円、今年においても見込みで今64万2,000円というこの事業費になってございますので、来年300万円という金額においては、実績からいえば十分足りているものだと考えております。

それから、ブロック塀の今後の町の力の入れ方

についてでございますけれども、当然、緊急輸送道路につきましては、調査をかけてございますので、こういったものに関しては、所有者のほうに通知等を差し上げているところでございます。

そのほかにも、その緊急輸送道路以外のブロック塀に対しても、宮代町においては補助対象としてございますので、広報とか、それからホームページ、それから税務課の固定資産税とかの通知のときとか、それから耐震リフォーム業者等のPR等で、今後またPRをしていきながら、こちらのほうは推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

歳入のほうの24ページ、道路の使用料については分かりました。一つ分かりました。

26ページです。都市計画手数料開発許可、これは埼玉県から、来年度のあれから入ってくるということで、実績としては埼玉県のほうにあるやつなんですけれども、今後はどういうふうになっていくのか。

宮代町で新たな予定数ですか、10件とか20件とか言われていますけれども、それをあるんだということやっていく。まだこれは分かりませんよね、申請が来ているわけじゃないですよ。はい、分かりました。

それから、44ページ、土木費、県の委託金なんですけれども、これも県のほうの委託金だということ分かりました。

あと、164ページ、地区生活道路、このことについては、町として地区生活道路、今後どうしていくつもりなのか。

舗装の上にまた舗装しているという、3段階ぐらいに分かれているところもありますよね。車で通っても凸凹して困りますという人がかなりいる

んじゃないかなと私は思っております。私のところにも来ています。何件か来て、町のほうで直してもらったりしていますけれども、やはりこれを町民の要望がかなり来ているんじゃないかなと私は思っているんですけれども、来ていますか、要望が。ここ直してくれとか。何とかしてくれとか。

本当に大学の脇で今、水道だか何か工事やっていますけれども、あそこもひどいですよね、凸凹凸凹しちゃってね。それで、水が一番奥のほうなんかは来ているから、その辺のところきちんと直していく必要があるんじゃないかなと私は感じているんですけれども、この予算で本当に直るのかなという感じはするんですよ。

ほかのところで何億円ってつけたり、何千万円ってつけたりしているんだけど、町民が困っている、本当に困っているというところが何百万、これで本当にどのくらいの道路を直すんですか。おっしゃってください、それは。

それと、わくわくロードのことなんですけれども、これはあそこで郵便局は営業したいんだといっても、やっぱり道路が直らないと、歩道が直らないと、町民の命とかそういうのがかかっていますよ、あそこは。

一つ、言っちゃ悪いんですけど、県道、あそこの歩道の勾配がすごいんですよ。お年寄りが自転車に乗っていくと吸い込まれそうだと言うんです、県道のほうに。

そういう、町民に聞いてやっているのかどうか、県の仕事だといえどそれまでなんですけれども、でもあそこの事業としては町の人が使っているわけですから、町として県のほうに要望しているのかどうか、使いやすくしてくれと。

それと郵便局にだけ、確かに郵便局はあそこに何十年というふうにやっていますから、あそこに設置されてやっているわけですから、そこに設置。

だけれども、これはどっちの問題もあると思いますよ。ご近所はどういうふうに言っているのか、ただ、郵便局がそうだけで言っているのかどうか、よくは分かりませんが、交渉の内容まで私、郵便局行ってまだ聞いていませんから、そのうち聞きに行こうかなと思っています。要望とかそういうの。その要望に町は答えられるのか。

それとも、いやそれはもう郵便局のあれだよ、そういうことなのかちょっと分かりませんが、やっぱり町民の要望を聞くべきだと私は思っております。それで全力であそこの歩道を整備する。やっぱり町民の要望をなけば、郵便局と町の話合いだけになってしまいます。あと県との話合いになってしまうので、そこには町民の要望が少なくとも入らない。経済的な話にばかりになって、まず優先するのは町民の要望だと思います、安全。その辺のところ町はどういうふうに考えているのか、もう一度おっしゃってください。

それと、公園等のあれは分かりました。業者、特別に急ぎのときは、すぐ安全のために指名してやりますよということなんです。

大したことないといったら大したことないんですけど、やっぱり町民の税金を使うわけですから、選定方法だけはきちんとしないといけないなというふうに私は常々思っております。こういうこと言っちゃ怒られちゃうかもしれないけれども、癒着というのが一番困りますので、その辺のところはきちんとしてほしいと思っております。癒着とか馴れ合いが一番困るので、その辺ところはよろしく願いいたします。

それと一般住宅耐震化、いろんなホームページだとか、そういうことでやっているということなんですけれども、これは積極的にやってもらいたいんですよ。あちこちで東北のほうで地震が起きているとか、安全に関わるものですから、避難

場所がブロック塀で倒壊して通れなくなったということになる重大な問題になりますので、それはホームページというんじゃなくて、やっぱり町のほうで通ってみて1回、ここ危ないなと思ったらやるべきじゃないかなという感じがするんですよ。

通知はしているということなんですけれども、それは分かるんですけれども、再度、通知をして協力的に、町民の安全ですから、これだけはぜひやっていただきたいと思っております。

こういう制度もあるんだよということで、積極的に活用していく政策っていうんですか、それを強めてほしいと思っております。

以上のことで回答のほうをお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋です。よろしく願います。

先ほどお尋ねいただきました予算書の164ページ、165ページ、地区生活道路がマイナス約1,000万円ということで、道路の修繕等増えてくるのに対応できないという話をお尋ねいただいておりますが、予算書で、開いていただきまして162、163ページの道路維持管理事業というところが、主に緊急的な修繕に対応する事業ということで、こちらかなりプラスになっているんですけれども、こちらは私たちの予算書の93ページをお開きいただきたいと思ひまして、私たちの予算書93ページの道路維持管理事業ということで、メインははらっパーク脇の町道1485号線の舗装修繕に関わってくるものですが、こちら道路維持管理ということでございますが、こちら当然、入札差金とかいろんなものが出てくるはずですので、それも合わせて補修等、要望いただいた場所、大きなところ

とか小さなところとか、いろんな、できる、できないはあると思いますけれども、その中で検討させていただければと思っております。

続きまして、宮代郵便局の関係でございますが、歩道の設置については、郵便局が決して否定しているわけではなくて、郵便局的には入り口を隣の不動産屋さんのほうに付け替えてやれば、歩道が整備できる。

ただ、建屋で若干微妙なところもあるということで、補償の調整を今、引き続きされているということは県土のほうからは伺っておりまして、町民の皆様から道路担当へは、郵便局のお話というのはいただいているんですけれども、ただ、常にそういった杉戸県土整備事務所の用地課のほうとは、進捗状況等は確認をさせていただいておりますので、再度交渉がうまく進むように、オーナーの方は春日部に住まわれていますけれども、連絡先とか当然こちらのほうでも把握しておりますので、お互いの進捗状況等、町が直接参加しているわけではありませんが、県とオーナーと郵便局と町と4者になると思いますが、うまく協議に乗っけていけるように、引き続き、調整というか努力をさせていただければということで検討しておりますので、よろしく願ひいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課、副課長の宮野です。

最後に、一般住宅耐震対策事業のブロック塀の啓発というか周知なんですけど、来年度以降も周知のほうはさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田と申します。

先ほどの学園台周辺の水道工事の舗装の復旧の件でお答えいたします。

今年度、学園台周辺を舗装、水道管の入替工事を行っておりまして、取りあえず完成しましたら仮舗装ということで、今そういう状態になっていると思います。

令和3年度の水道企業会計予算で、舗装の本復旧を計上させていただいておりますので、そちらで対応させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

一つ、郵便局前の歩道です。

杉戸土木事務所と今、3者で話し合っている。これは安全のためです。ぜひ、話し合っ、いいほうに向かっていってくださればいいのかなと思っています。

それと同時に、歩道のことなんですけれども、勾配が強いんですね、県道のほうに向かって。自転車に乗っていると吸い込まれそうだという、先ほども言いましたけれども、その辺のところは県土木事務所とは話し合いというのはしなかったんでしょうか。勾配のつけ方というか、できない状態なんですか、ああいうふうにしか。

勾配が、入り口のところに入っていくと、勾配が強くなって、そこ歩道が県道のほう側に勾配がついちゃっているんですよ。ですから自転車のお年寄り、年配者が通ると、特に女性なんだけれども、そこ通ると吸い込まれそうだと、県道のほうに。だから、降りて歩いて自転車を押しているんだと、そこだけは。だから、そういう造りで本当に安全が保たれるのっていう。歩道というのは安全のために造られている歩道なんだから、歩道が中心じゃないですね。道路が、車を中心になった造り方しちゃっているというか、私はそう感じ

ただけれども、その辺のところはどういうふう
に町として杉戸県土整備事務所のほうにお願いをするのか、今後。

その辺のところだけ、一つだけお願いしたいと思っています。

あとは大体分かりました。ぜひ耐震も含めて町民に周知をしていただきたいと思いますと思っています。

じゃ、それだけ一つお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。

昨年度までにちょうど今、美容室と民間駐車場があるところで、入り口がそれぞれ変わっている
ので、マウントアップになったりしているところもあります。

その上に、また郵便局のほうの勾配がおありになって、歩かれる方はちょっと戸惑ってしまうところがあるということなんですけれども、補償調査は昨年の夏、やらせていただいております。

そのときに当然、補償コンサルタント、県の用地課、私、町の道路担当としてもお伺いして、オーナーさんと確認をさせていただいておりますので、そういった現状というのはもちろん分かっているんですけれども、ただ歩道整備をするという前提で考えると、急に補修とか段差をつけるというのはまた難しいのかなということで、再度これはまた杉戸県土整備事務所のほうに、今あったお話というのは、皆様が危惧をされているというのは再度、強調させていただければとは考えております。

よろしく申し上げます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございませんか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。よろしくお願ひいたします。

4点ほど質問させていただきます。

まず、165ページになります。第8款土木費、第1項道路橋梁費、3目道路新設改良費の中で、12節の補償補填及び賠償金というところなんです、この支障物件移設補償費、これ1,430万円ということで結構高額になっていますが、これはどういうものが対象になっているのかを教えてください。

続きまして、同じページなんです、4目橋梁維持費の(1)橋梁維持管理事業の中で12節委託料なんです、設計委託料はどちらに頼んでいるかを教えてください。

橋梁定期点検についても教えていただきたいと思ひます。今回は38橋となっているわけなんです。

それと167ページ、第2項都市計画費、1目都市計画総務費の(3)で一般住宅耐震対策事業、先ほどの委員さんも質問されていました。18節負担金補助及び交付金の中で、既存ブロック塀撤去補助金ということで、これ100万円なんです、資料の中で7ページに、昨年は2件、ブロック塀、この2件はどういうところだったかというのを教えてください。

どのぐらいの金額がかかったかということですね。

それと最後になりますが、171ページになります。171ページで3目公園費の中で(1)公園等環境管理事業、12節のところで委託料で、街区公園草刈り樹木管理委託料ということで1,420万円となっております。これについて説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願ひします。

予算書の164、165ページの上のほうで21節補償補填及び賠償金の中で支障物件移設補償費につきましては、こちら町道第12号線の物件移転の補償費、塀であるとか、そういったものが道路拡張によってかかってくるものの補償費及び電柱のほうに移設しなくてはいけないところもありますので、そういったところの経費を計上しているところでございます。

続きまして、橋梁維持費の関係で、橋梁維持管理事業の関係です。委託料でございます。

委託料につきましては、今回、橋梁の長寿命化補修設計ということで、補修設計委託と定期点検ということで、私たちの予算書でいうと96ページでございます。

こちらのほうに載っているものでございまして、橋梁の定期点検を先ほどおっしゃられたとおり38橋、橋梁の補修設計については、ちょうど前原中学校先の隼人堀にかかるところの天沼橋と北橋のほうでございしますが、こちらにつきましては、来年度ということで、まだ契約のほうはしておりませんので、一応こちらのほうではじいた金額ということで、こういった、あとは業者さんの見積りであるとかを参考にして計上しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課主幹。

○まちづくり建設課主幹（新井庸一君） まちづくり建設課主幹の新井と申します。

先ほどいただきました耐震の補助金のブロックの2件、どのような内容かということで、お答えさせていただければと思ひます。

耐震のブロックの撤去の補助金につきましては、

令和2年度、今年度から実際に開始した事業でございまして、現在におきましても実績は2件というような形になっております。

こちらの物件につきましては、両方とも市街化区域内にある町道に面した一般住宅のブロックの撤去ということになります。場所的には川端地区と百間地区で1件ずつ出ているような場所でございます。

また、環境としましては、災害という避難用の緊急輸送道路ですとか、そういう道路沿いではない場所になります。1件当たり、2件ありますので平均的な撤去費用の値段でいきますと、おおむね10万円いくらかいかないかぐらいのものに対しての半額の費用の負担ということで補助を出ささせていただいて、このような実績になっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課、副課長の宮野です。

最後の公園の予算書171ページの委託料の街区公園草刈り樹木管理委託料1,420万円の内容ということでございますけれども、こちらにつきましては委員会資料の8ページをご覧くださいと思います。

こちらの(1)樹木管理委託箇所、42か所、面積、4.7ヘクタール、再委託内容樹木剪定作業、通年、害虫防除作業、年3回、これが令和3年度予算で1,060万円。

それから、(2)の除草作業、こちらはシルバー人材センターに主に委託しておりますけれども、32か所、面積4.6ヘクタール、除草作業、それから令和3年度の予算が360万円。

合わせて1,420万円と、こちらの内容となっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） では、再質問させていただきます。

まず、支障物件なんですけど、165ページですね。そうしますと、今年度は2件だったんですけども、来年度に関しては、どのくらいの件数を予想されているのかなんですが、やはり私もちょっと歩いていますと、塀が斜めになっているというところがあちこちあるんですね。

確かに町のほうからそういう勧告みたいなものをしているということなんですけれども、それがどの程度まで反映されているのかというのがちょっと不安になるというか、何でこんなに斜めなのに塀が直されていないのかなと思う場所がありますので、やはりその辺について、やっぱり一般の方の塀も公共施設以外でやっぱりやっていただけるということですよ、補償を。補償費というか。一般の方の塀はやってもらえない、やってもらえるんですよ。

ブロック塀ですね。だから、ブロック塀なんですけれども、普通のお宅で使っているブロック塀も、補償の対象になっているんですよと聞いているんですが、それはそれでいいんですよ。それが、まず1点目なんですけれども。

それから、あと橋梁維持管理事業のほうなんですけれども、今年度が280万円で、今回38橋を点検するということで1,550万円が上乗せされてこの金額になったと思うんですけども、これって点検するのはやはり毎年ではなくて、何年かに一度みたいな、そういう形でやられているということよろしいのでしょうかというのを伺います。

それから、さっきの質問、間違えました。

支障物件の件はすみません、さっき塀というものがあつたものですから、つい勘違いして言って

しまいました。こちらに関しては分かりました。

種類として建物などの部分みたいなのを撤去するところに補償がかかるかどうかを伺いたいと思っていました。すみませんでした。

あとブロック塀の件については、先ほど聞いた167ページ、これについてもやはり先ほどの質問でやっていただいてよろしいでしょうか。

一般の方のお宅の危ない塀を補償していけるように、何か対策みたいなものを考えていただいているかどうかということをお聞きしたいと思います。

あと公園についてなんですが、こちらのほうが東武緑地さんとシルバー人材さんということでやられているということで、年に1回点検されて、月1回パトロールをされているということで、町の職員の方がやられているということがあったんですけれども、こちらの171ページで公園遊具等の定期点検ということで回っていただいていると思うんですが、あといろんなことが公園では起こると思うんですが、例えば、ヘビなんかが活発に動く時期とか、あとは時によってはアメリカシロヒトリが大量に発生する時期とか、あとは結構怖いのが、この辺ではアシナガバチが結構巣を作って結構攻撃的になるときがあったりとか、そういうこともあります。そういうところの点検とか、そういったこともされるかどうかをお聞きたいします。

質問の仕方がおかしくなってすみませんでした。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。

まず、予算書164、165ページの支障物件移設補償費の内容の関係でございますが、ブロック塀の当然、道路幅が広がるとブロック塀を壊して、そ

ういった補償であるとか、立ち木、樹木が生えているおうちもありますので、そういったものとか、カーポートとか、もちろん建物に関わる部分もある場合がありますけれども、そういったものを想定した補償費ということでございます。

続きまして、同じページで164、165ページの中で、(1) 橋梁維持管理事業の委託料のほうの関係でございます。

橋梁定期点検38橋ということで説明させていただきましたが、こちらにつきましては、道路法施行規則というもので5年に一度の点検が義務づけられているということで、前回この38橋については、平成28年に点検をしているということで、そのワンサイクルが終わったということで、今回、該当になる橋のものでございます。

よろしくをお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課、副課長の宮野です。

ブロック塀の一般の住宅の補償もされるのかというようなご質問でございますけれども、こちら補償ではなく補助事業で、ブロック塀のほうはやってございます。

あくまでもこちらは、所有者のほうから危険だということで、自らこのブロック塀を撤去しなくちゃいけないとか、ちょっと改修しなくちゃいけないというような場合に、上限を10万円として町のほうで補助、補助率としては2分の1ですから、ブロック塀を20万円で工事した場合については10万円、町のほうで半額補助しますというような形で、できるだけ危険のあるブロックを皆様、あくまでもこれは町が行うというわけではなく、個人が行うものに対して町が支援を行っていくというような内容でございます。

それから、樹木管理の件ですが、ヘビ、アメリ

カシロヒトリとか、そういったものの対応でございますけれども、当然町のほうも職員が現場に出たときは、公園のほうをごみが落ちているとかいろいろ点検はします。

ただ、そのときにハチとかそういう巣が作ってあれば、当然、予算の中でも害虫駆除という役務費で取ってございますので、そういった危険なものについては、そういったハチの駆除の業者とかそういった方をお願いをして撤去とかするような形で、そういったものがあれば町のほうでも早急に対応させていただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。
支障物の件は分かりました。

橋梁のほうも、やはり早く見つけて工事をしていただければ、本当に経費が少なくて済みますので、やはり貴重な予算を有効に使っていただいて、減災、防災、そして強靱化に少しでも近づけていけるようにしていただければと思います。

あと、ブロック塀に関しましては分かりました。

ただ、やっぱり町民の方から言ってこないといけないというか、何かちょっと寂しい思いがするんですけれども、やっぱり町としても、そういう斜めになった塀をどうか直してもらえませんかという、そういう調査みたいなのを進めていただければありがたいなと思います。

あとは公園維持なんですけれども、やっぱり高齢の方とかお子さんが多いので、やっぱり本当にちょっとしたことで被害を被ると思いますので、気をつけていただければと思います。

最後に、パトロールをされる車にカメラをつけていただいているということがあったんですが、そういうカメラで何か問題を見つけたとか、そういった報告が何かあったかどうかだけお聞きい

たします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） 今のところ、そのカメラによって何かがあったというような報告は、特にないというところでございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございませんか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村でございます。

4点、質問をさせていただきます。

予算書の169ページ、私たちの予算書の27ページになります。こちらの東武動物公園駅東口のにぎわいロード事業についてです。

こちらのにぎわいロードというのは、どこまでのことなのか、宮代町の百間地区のところまでだとは思いますが、その東口のにぎわいロードとして、杉戸町と何かイメージ的に連携したりとかするのか、その辺りを教えてください。

次に、予算書169ページ、私たちの予算書の19ページの東武動物公園駅西口わくわくロード事業についてです。

ご確認なんですけれども、先ほど西口のわくわくロードを造るに当たって、チームみやしろ会議と一緒にということでご説明があったと思うんですけれども、こちらチームみやしろ会議も町民参加ということで、またコンサルタントを使ってまた町民参加のワークショップを開催して、このわくわくロードを造っていくということで、その辺がちよっとよく分からなかったのもう一度ご説明いただきたいのと、あとこちらは西口の西口商店街とか、あと商工会とも連携をしていくのか、良品計画、東武ストアともこちらチームみやしろ会議では連携をしていくということだったんです

けれども、併せて地元の商工会や西口商店街とも連携されるのかということを、詳しくお伺いしたいと思います。

あとこちらのわくわくロードなんですけれども、実際に令和7年度に向けて造られたとき、どれくらいの予算を見込んでこちらの事業をされるのかということもお伺いいたします。

次に、3点目なんですけれども、予算書171ページ、公園等環境管理事業についてです。

私たちの予算書の98ページ、こちらのはらっパークの委託事業についてなんですけれども、昨年はコロナ禍ということで、はらっパークが使用できなくなったりなどございまして、その辺りで町民の方からの要望や苦情などがありましたかということで、そちらをお伺いすると同時に、今度、令和3年度からのはらっパークの管理ということで何か改善されたりしたのかということをお伺いいたします。

最後に、オリジナルパークについてです。こちら、私たちの予算書の24ページになります。

こちらのモデル公園をまず選定するということなんですけれども、こちらは新しく公園を造られるのか、それとも今ある公園を2か所リニューアルをされるのかということもお伺いしたいと思います。

もう一点、昨年コロナ禍の整備ということで、健康器具を公園に設置されたと思うんですけれども、そちらの公園がどこだったのかというのも教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後12時06分

再開 午後 1時05分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、まちづくり建設課分の答弁からお願いいたします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

東口の関係でございます。私たちの予算書の27ページの関係、東武動物公園駅東口周辺整備事業、東口にぎわいロード事業のエリアということでお尋ねをいただいたと思います。

まず、駅降りまして縦に70メートルぐらいが広場のエリアということで、そこの先からは県の施行エリアということで、本陣跡、銀行があるところまでで、延長が約390メートルプラスという形になります。

その中で、現在、杉戸町のほうで東武動物公園駅東口通り線周辺まちづくり構想委員会というのが開かれておりまして、当然町のほうでも、まちづくり建設課と産業観光課のほうで本物の推進委員会は入っております。あとは、実務レベルでも検討を行っているところでございます。

続きまして、西口の関係になりますので、それにつきましては、私たちの予算書で申し上げますと19ページの関係になります。

東武動物公園駅西口わくわくロード事業の関係でございます。こちらにつきまして、このわくわくロード事業自体が下のほうの表にありますように、令和3年度、令和3年、令和4年の中で市民参加によりコンセプトを決定する、またコンサルを決定していくという方針が一応工程の中に示しております。

先ほどお尋ねになりましたチームみやしろ会議というものがあります。このチームみやしろ会

議の表につきまして、私たちの予算書41ページにあります。

下のほう、前期実行計画の趣旨とその工程の中で、チームみよし会議のコンセプトの整理と会議の設置ということで、こちらのほうにつきましては、企画財政課のほうで令和3年度内に検討いただくということになっておりますので、当然こちらのほうも西口等、いろんなところで連携をとるべきものだと思うんですが、実際のところ、まだちょっと動いていないということで、これからチームみよし会議等々含めて、わくわくロードの事業に関しては、いろいろな意見を聞きながら進めていくということで、かなりこれからの話ということで、形でちょっとお見せできないのがあれなんですけれども、そういった趣旨で進めたいと考えております。

また、予算とは今回違う形になって、ご説明あれになるんですけれども、令和2年度の健康遊具の関係で、予算書には、これも当然載っていない形なんですけれども、健康遊具の形で腹筋をする腹筋ベンチであったり、あとはいろいろな、あんまベンチとかあるんですけれども、全体で11基設置というか改修をさせていただいて、皆様のほうにご利用いただいているということで説明をさせていただきます。

〔発言する人あり〕

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） すみません、ほぼ、健康マッ歩ということで、遊歩道の関係でやって、その中の1つだけが学園台の宮前幼児公園ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課副課長の宮野です。

予算案の171ページ、私たちの予算書98ページ

のはらっパーク宮代のコロナ禍の町民の苦情があったのかどうかというご質問でございますけれども、特に苦情は受けてはいないような形です。

現在、コロナ禍でございますので、はらっパーク宮代につきましては、利用人数の制限、それから利用者名簿及びチェックリストなどの提出、それから検温、消毒の徹底などをさせていただきながら、町民の皆様にご協力、ご理解いただきながら、スムーズに運営しているところでございます。

それから、オリジナルパーク、私たちの予算書の24ページ、オリジナルパークで、こちらのモデル公園につきましては、新しく造るのか、リニューアルなりにするのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、既存の公園のリニューアルという形で考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋です。

すみません、先ほど答弁が漏れてしまいまして、申し訳ございません。

私たちの予算書でいうと19ページ、西口わくわくロード事業の関係です。

それの中で、予算額的なものをお尋ねいただいたんですけれども、福祉産業委員会資料、委員会資料の6ページをお開きいただきますと、図の中でわくわくロード整備エリアということで、検討エリアの点線で囲んだところがあると思うんですけれども、それで私たちの予算書19ページにお戻りいただいて、こちらの概略設計整備エリアの検討ということで、実施内容が年度ごとに段階で進めるような形になっておりまして、これの内容によっても、これから検討するメニューが増えたり、減ったり、いろいろグレード的なものもあると思いますので、ちょっと予算額については答えられ

なくて申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

予算書の169ページの東口のにぎわいロードの件は、承知をいたしました。杉戸町が主宰されている、そういった事業に宮代町も参加をして、一緒にその一帯を整備していくということで承知をいたしました。

次に、西口のわくわくロードなんですけれども、こちらの段階的と言っていた予算というのはどこに載っているんですか。これから実際実行していくのに計画をされて、段階的な計画の予算があるとおっしゃっていたのは、どちらに載っているのか、ちょっとすみません、確認ができなかったもので、そちらのほうと、あと、チームみやしろ会議との連携で、あと商工会とか西口商店街の、このわくわくロードの中に入っている商店との連携というのはあるのかというのをもう一度ご確認をお願いいたします。

予算書の171ページの公園等環境管理事業については、はらっパーク宮代への苦情等は、町民の方から特に町のほうになかったということで承知をいたしました。

緊急事態宣言のときに人数を制限したりされたときに、駐車場の利用とかで何かご不便が、駐車場が閉まってしまったときもあって、公園なので、お散歩などをされるときにちょっと困ったというお話はあったんですけれども、それはもう今回は人数を制限されているだけで、閉まったりはしていないということでよろしいんですか。

はい、分かりました。

オリジナルパークなんですけれども、今現在あ

る公園を2つリニューアルをするということの選定をこれからされるということで、こちらの、これからされると思うんですけれども、高齢の方や子供の公園ということで、その辺もいろいろ皆さんでお考えになると思うんですけれども、子供の公園ということに関して、通常の公園ですと、遊具がある公園では、いろいろルールがあったり、規則があったりするんですけれども、それとは別に、プレイパークという、そういった方法といたしますか、そういった公園もあるんです。

子供たちも、ルールにのっとって遊ぶということももちろん大切なんですけれども、やりたいという子供たちの、そういったことを思いっきりできるような公園ということで、何かそちらも考えていただきたいなと思って、こちらは要望をさせていただきます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど、私たちの予算書ですと19ページ、予算書ですと168、169ページの東武動物公園駅西口周辺事業、わくわくロード事業でお答え申し上げたんですけれども、ちょっとすみません、全体的な金額をお尋ねいただいているもんだと思いまして、答えられないという形で、精査していないということでお答え申し上げましたけれども、令和3年度につきましては、私たちの予算書19ページに3年度の目標の色が変わっているところの下に、コンサルタントの選定ということで、実際の額的には、このコンサルの選定で800万円ということで来年度は予算の計上をさせていただいております。

その後につきましては、年度、年度でその都度

精査をするという形でご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと、チームみやしろ会議との関わりということで、私たちの予算書で申し上げますと41ページ、チーム宮代会議ということで、所管は企画財政課でございまして、令和3年度の目標の中に、チームみやしろ会議のコンセプトを整理し、町の主要なキープレイヤーの参加を募るということで、下のほうの前期実行計画の趣旨とその工程の中で、東武動物公園駅西口周辺エリアを対象にということで、東武動物公園、日本工業大学などのキープレイヤーと連携という形になりますので、こういったものも記されておりますので、ここは何かしらの関わりは当然出てくるはずだと思うんです。

どの段階なのか、どういった内容なのかにつきましては、コンサル、市民参加、住民参加を含めて、今後、検討していくという形ですので、ちょっと形的なものは、今、申し上げられないので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 町長。

○町長（新井康之君） ちょっとお答えさせていただきます。

度々、チームみやしろ会議とはどういうものという形でご質問いただいておりますので、少し整理をさせていただきたいと思います。

チームみやしろ会議というのは、町内に今度来ます企業の方ですとか、東武鉄道、日工大学ですとか、ある意味、商業ベースまたは大学の頭腦的なもの、そしてまちづくりの専門家の方、そこに町民の方も入ってミーティングを開くわけですが、そこで西口わくわくロードの設計をするとか、コンセプトを考えると、和戸のほうの岸辺づくりとか、そういうのを考える場所ではなくて、それぞれの事業で市民参加でいろんなアイデ

アを出し合っています。

ですから、西口わくわくロードでいえば、このロードをどうするかということで、当然西口ですから、西口商店街の方、商工会の方も入り、地域住民の方も入り、この公園の利用者の方々も入って、東武動物公園が好きな方が入ったりとかしてやるんですけども、市民参加だけでやっていますと、時々、ふと方向を見失うこともありますので、チームみやしろ会議というのがその上にプラットフォームを広げて待っていますので、そこへ各、市民参加のいろんな事業のところから、今、こんなところを考えていますよ、こんなふうにしていますよというのを上がまたもんでもらう場所、ですから、チームみやしろ会議というのは、ある意味、まちづくりのアドバイザー会議だと思っていただいて、そこでまたいろんなアドバイスをもらって下ろしてきたことで、じゃ、このまちづくり、道造りをまた方向性を見つけながら進んでいくというようなイメージでいただきたいと思います。

ですので、チームみやしろ会議は、ほかのいろんな各事業の市民参加でアイデアを出し合ったやつを、またブラッシュアップしてもんでいただく場所だというふうにお考えいただければいいかと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

チームみやしろ会議の内容も分かりました。

最後に1点だけ伺いたいんですけども、こちらのわくわくロードの宮代らしさを形にできるコンサルタントの選定ということなんですけれども、今、何社か予定されているところはもう既にあるのでしょうか。お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。

午前中にもあったんですけれども、宮代らしさという定義自体が、実際は個々であったり、団体であったり、いろいろ考え方はあると思うんですけれども、今、商業施設が駅前広場から進修館、スキップ広場、中須用水を抜けて新しい村周辺まで、先ほど委員会資料6ページをお開きいただいたように、エリアがあります。

その中で、宮代らしさというのは、いろいろ個々の意見はあると思うんですけれども、今までいろんなところでまちづくりを経験された、単に人ではなくて、企業ではなくて、実務的な経験がおりになる方の中から選んでいって、共に宮代らしさをつくっていくよという考えでございますので、何社とかそういったものは、まだ選定はされていませんで、これからは、今まで各地区でウォカブルであるとか、いろんな経験を持った、まちづくりの経験のオリジナリティーを持った方とか、そういった方を選んでいくように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。
合川委員。

○委員（合川泰治君） 合川です。

質問をさせていただきます。

私たちの予算書の19ページで、先ほど来質問がありますわくわくロード事業について質問させていただきます。

まず、1点がこのコンサルタントの選定ということなんですけれども、これから選定しますよというお話は聞きました。800万円という金額はどうやって出てきたのか、その根拠をお伺いしたいということが1点です。

また、コンサルタント業務として、どの部分の

役割を委託してお願いをする予定なのかという点と、あとは、チームみやり会議と連動しているようなお話でしたけれども、まちづくり建設課で担当する業務なのか、産業観光課と一緒にそこでやってもいいような気もするんですけれども、こちらで担当した理由というのはどういったことなのか、その点をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

まちづくり建設課主幹。

○まちづくり建設課主幹（高橋勝己君） まちづくり建設課主幹の高橋です。

まず、コンサルの費用をどうやって出しているかということだと思うんですけれども、これについては、コンサルのほうから見積りを頂いて、それを参考として出させていただいております。

すみません、コンサルタントの内容といたしましては、市民参加の意見をまとめて、どのような形にするかということ、意見を形にしていこうというような内容になってくると思います。

最後に、まちづくり建設課の担当がやるべきなのか、商工担当がやるべきなのかということはあると思うんですけれども、内容といたしましては、道路造りじゃなく、そういう商工的な、活性化的内容も入ってきますので、来年度から第5次総合計画の実施ということで、担当同士が連携して、横串で進めていこうということを基本に事業を進められたらというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） ありがとうございます。

先ほどの質問だと、コンサルタント、何社かというようなお話だったのが、もう既には、大体の当てがあるといえはあということなんですか。じゃ、その相手方として。

もう一つが意見を形にしていくというところなんですけれども、いろんな意見が出た中で、それをまとめて、じゃ、実際こういうふうに、これをつくっていきましようとか、これを変えていきましようとか、こうしましようという、どこまでを形にという部分が、コンサルがやる形にというのがどこまでの話なのかというのをもう少しお伺いをいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課主幹。

○まちづくり建設課主幹（高橋勝己君） まちづくり建設課主幹、高橋です。

コンサルの当ては何件かあるのかというお話なんですけれども、今のところ、当てはありません。そのコンサルに依頼したというのは、まちづくり系のコンサルに依頼はしたんですけれども、内部の検討会議等でちょっと内容のところで、先ほども申し上げたとおり、商工的な要素がかなり強くなってきている内容にちょっと変わってきておりますので、再度コンサルについては、事業を進める中でもう少し詰める必要があるのかなというふうに思っております。

その中で、意見をどうやって形にしていくのかというお話もあったかと思うんですけれども、以前、宮代の新しい顔づくりプロジェクト等ありましたけれども、そのときは象設計集団に依頼したということがありましたけれども、先ほどのとおり、ちょっと商工的な要素が、活性化の要素が強くなってきておりますので、それだけでなく、今、はやりといいますか、国土交通省のほうが進めておりますウォーカブルの推進ということで、それなりの実績があるところに依頼したほうがいいのかなというところで、今、ちょっと検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） 以前は象設計さんにコンサル依頼してというお話なんですけれども、それはここを公園にすると決まってから、こういうイメージの公園が欲しいよと言って、それに基づいて設計をしていただくような形だと思うんですけれども、このわくわくロードに関しては、物の設計とか公園の設計というよりは、この通り全体の仕掛けづくりであったり、仕組みづくりだと思うんですけれども、それはやっぱりコンサルタントを活用しないとどうしてもできないような内容なのか。

私は、個人的な部分もあるんでしょうけれども、コンサルタントが本当にピンキリで、800万円も払って何か今まで効果が出たというようなものがなかなか見えないんですよ。アンケートとかそういうのを手伝いしてもらってコンサルとか、その辺はまだ、事務の委託みたいなもので多少理解はできるんですけれども、こういったものをコンサルに頼んでも結局やりっぱなしで、コンサルもそこだけ、アイデアだけ上げれば、何かもうそれで仕事終わっていなくなるというような感じで、コンサル、コンサルとこの場でよく使うんですけれども、そんなにコンサル使わなきゃ、どうしてもできないような事業なのか、その辺、どう考えたのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

まちづくり建設課主幹。

○まちづくり建設課主幹（高橋勝己君） まちづくり建設課主幹の高橋です。

おっしゃるとおり、コンサル担当もピンキリだと思いますので、地元と関わりの持てるようなコンサルタント、机上でだけじゃなくて、もうちょっと現場に出て、市民と一体となって進められる

ようなコンサルタントを選んでいかなくちやならないというところもありまして、今、苦労しているとか、検討にかなり迷っているところがあるというところがございます。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 合川委員。

○委員（合川泰治君） その点は、金額的にはそれで分かりますけれども、あとは、コンサルタントが実際決まってどういう内容というような内容が出てきたときに、またそのコンサル担当についてはお話をさせていただきたいと思いますので、この時点では、質問としては以上とさせていただきます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

川野委員。

○委員（川野武志君） すみません、川野です。

何点か質問させていただきます。

私たちの予算書の23ページ、岸辺遊歩道整備事業、あと28ページの和戸駅周辺活性化事業、それと27ページの姫宮駅西側周辺推進化事業の3点なんです。令和3年度、予算はついていないんですけども、令和3年度のこの3点の事業の目標を教えていただきたいと思います。

また、資料の10ページなんですけれども、国納通り線の和戸駅、和戸の踏切の立体交差化の進捗状況と、新橋通り線の山崎山交差点の、私が思うのには、あの交差点というのが沿道サービスというか、商業施設とかそういったものが出店されたらいいなと思うんですけども、そういったものが来ているのかどうか、要望が来ているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづ

くり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

私たちの予算書の23ページ、岸辺遊歩道整備事業の関係でお尋ねをいただいている件につきましてお話をさせていただきます。

令和3年度につきましては、今、委員様からお尋ねいただいたように、予算がついておりませんが、モデルとなる岸辺遊歩道を選定いたしまして、整備方針の検討を行うとともに、令和4年度からの岸辺遊歩道の整備を進めていくという考えでありまして、令和3年度につきましては、ある程度想定される整備箇所、ちょっと傷んでいるなどいうところをこちらのほうで整備の箇所をある程度ピックアップいたしまして、整備を進める際には、地元の方を集めていただきまして、エリア的には、もしかしたら設定は狭いのかかもしれませんが、整備予定周辺地域の自治会の皆様、区長さん、班長さん、いろいろエリアはあると思うんですが、そういったものでご説明申し上げて、いい形で整備が進められればということで考えております。

続きまして、和戸の立体交差の関係でございます。和戸立体交差事業につきましては、県のほうの事業になりますが、鉄道の踏切の閉鎖時間が長いということで、ボトムネック、ここを指定されたということで進んでおります。地元の方からは、人であったり、自転車であったりだけでも通れる踏切の存続を望まれる方が多いところでございますが、埼玉県杉戸県土事務所において東武鉄道と協議を行った結果、危険性等もあり、踏切の除去をなくして進めることは、立体交差事業を進めることはできないということで、除去を前提として進められているところでございます。

ただ、仮の話として、他の踏切を閉鎖することができれば存続する可能性もあるということで話はいただいておりますが、各地域の各それぞれの

思いとか、通行される方の気持ちであるとかあるということで、なかなか地元もいろいろ調整、県との調整もまだ進んでいない状況でございますが、取りあえず踏切改良法につきましては、今年の3月までに国に県が出さなくてはいけないということで用意をしておりますので、そういったものも見ながら、町としては、各地区との関わりを県から情報を得たり、その場の説明会のほうに同席したりしてお伺いできればということで、主体的ではないんですが、そういった形で情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課副課長の宮野です。

私たちの予算書28ページの和戸駅周辺活性化事業の予算がついていないという件でございますけれども、こちらにつきましては、令和3年度の目標といたしましては、埼玉県と協議を行い、土地利用や事業手法などの検討を行うとともに、土地権利者等の調査を行いますという形で目標を書いております。

まだ事業手法とか、整備するに当たって様々な規制がかかっておりますので、その辺をどのような形で対応していくのかというような意味で、令和3年度につきましては、主に埼玉県等にその辺の協議等をしていきたいと考えております。

同時に土地権利者等も、こちら職員でございますので、こちらについては、予算はなしで事業を進めていこうというような形で予定してございます。

それから、姫宮駅西側周辺地区、私たちの予算書29ページでございますけれども、こちらにつきましては、令和3年度の目標といたしましては、春日部市が計画を予定している土地地区画整理事業の進捗状況に併せ、春日部市と連携を図りながら、

都市計画道路、春日部久喜線の延伸を目指していくというような形でございます。

それに併せて土地利用も検討していくというような将来的な目標にございますが、まずは、都市計画道路の春日部久喜線の延伸がまず最重要項目となっております。北春日部の土地地区画整理事業、春日部市の、こちらの進捗に併せて、こちらの事業も進めていくという形になっていきますので、春日部市のほうの進捗を見極めながら、併せて町のほうでもやっていくと。

今、聞いているところだと、春日部市のほうでは、その土地地区画整理事業を来年度、都市計画決定すべく事業を進めていると。ただ、こちらについても、春日部農林振興センターとの協議とかいろいろございますので、計画どおりに進んでいくかということもございますので、その辺、春日部市と調整を図りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

あと、最後の山崎交差点の周辺の企業とかそういったご相談があるかというご質問ですが、こちらにつきましては、今のところ、受けてございません。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 川野委員。

○委員（川野武志君） 川野でございます。

まず、岸边遊歩道整備事業の件なんですけれども、地元の自治会と傷んでいる整備等を協議して進めていくというお話だったんですけれども、確かにフェンス等が、裏側が半分傷んでいるんですけれども、そういったことの整備だけなのか。

また、この予算書ですと、地域に親しまれ、愛される遊歩道や水辺などの整備方針を検討しますと書いてあるんですけれども、その辺の水辺というところはどのようなことを考えているのか、も

う一度お答えしていただきたいと思います。

また、御成街道の踏切の立体交差なんです、いろいろと今の進捗状況はお聞かせいただいたんですけども、完成はどのぐらいを予定しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、和戸駅周辺活性化事業は、町としてのイメージはあるのかどうか、県に対して。産業系の市街化区域を目指しているという一般質問でのご答弁いただいたんですけども、そういったイメージを持って県との協議を進めていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、姫宮駅西側周辺活性化事業のほうは、承知させていただきました。

あと、山崎交差点、カスミのほうから来て山崎交差点ですよね。あそこ山崎交差点ですよね。あそこ、大変、カスミのほうから来て交差点のところの左側辺りがすごく、例えばホームセンターとか、そういったのには大変好立地な場所だなど思うんですけども、そういった問合せはないということで承知させていただきました。

以上でございます。すみません、ご答弁よろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋です。よろしく願いします。

私たちの予算書23ページ、岸辺遊歩道整備事業に関しましてのお尋ねでございます。

先ほどのお尋ねの中で、備前堀川右岸の文殊院橋から和戸大橋までのフェンスが多分傷んでいるというご指摘をいただいていると思うんです。そういったところの修繕も、もちろん中に入ってくると思います。あと、ほかは、各健康マッ歩が、隼人堀川であったり古利根川とかの健康マッ歩等も結構傷んでいる箇所もありますので、そういっ

たところを順次進めるように検討しております。

また、水辺というお話があったんですけども、なかなか河川改修、水辺になりますと、もう護岸とかいろんな関係が出てきますので、なかなか水辺という言葉では難しいとは思いますが、岸辺から見る水辺というようなところも、一種の水辺空間をよくするのかなという考えは持っております。

まず、道路担当で、次に和戸の立体交差の関係です。

それにつきましては、いつ頃完成見込みかというお尋ねをいただいております。今年3月までに、踏切道改良促進法によりまして、県のほうで国のほうに計画書を出す予定でございまして、まだ計画書自体をこちらのほうで、出したか、出さないかというのが分からないんですが、3月末までに出すという計画書ができたところで、施工時期というんですか、施工期間が分かってくると思いますので、まだちょっと情報はいただけていないというところでご理解賜りたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課副課長の宮野です。

和戸駅周辺のイメージがもうあるのかというようなご質問でございますけれども、当然線引き拡大ということになれば、ある程度近隣市町、それから県内のそういった開発、区画整理等をやっているところがイメージになってくるかと思うんですが、具体的にこのような形でというところがまだ固まっておりませんので、その辺も含めて、町のほうでイメージを共有して検討に、令和3年度以降から協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 川野委員。

○委員（川野武志君） 川野でございます。

御成街道の和戸の立体交差、今、今年、計画書が出てということなんですけれども、何年に完成というのがまだ分からないということなんです、立体交差に向けて、やはり地権者等も大分心配をしております。その辺をぜひ県のほうに、お尻をたたくというか、どのぐらいの時期にそういった買収等も始まるのか、その辺もぜひ聞いていただければと思っております。

あと、和戸駅周辺の活性化事業、産業系の土地利用というふうにご答弁を以前いただいたんですけど、これは可能なかどうか。実際に、県との協議の中で可能な確率というのはどのぐらいあるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

先ほどの和戸の立体交差事業につきましては、3月末、今年度末までに改良計画書を出すということで、何年度から何年度という工期が必ず示す、必ずではないですね。示される予定でおりますことから、そういったのを基に用地買収等、地元説明会等々、順序よく進んでいけるように県のほうにはお伝えしたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課副課長の宮野です。

和戸駅周辺の事業の可能性というところなんですけれども、制度的には線引き拡大とか、埼玉県の中では保留のフレームがございますので、産業系に限っては、そういった見通しは制度的にはできていく。

ただ、それはあくまでもできるというところであって、あくまでもその事業の実現性となると、権利者の問題とか、それから企業さんの意向とか、様々なものが絡んできますので、その辺を含めて、今後、これから検討を進めてまいりたいというところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 川野委員。

○委員（川野武志君） 川野でございます。

ありがとうございます。

御成街道のほうの踏切の立体交差、承知いたしました。

あと、和戸駅の周辺活性化事業ですけれども、あそこはこれから和戸横町地区もできて、圏央道も通っているということで、また万願寺橋通り線ですか、あそこも杉戸町から白岡市に抜ける大変重要な都市計画道路だと思うんです。

その辺の線路の立体交差化も出てくる話なのかなと思うんですけれども、ちゃんとした計画を立てて、ちゃんとそういった図面ですか、そういったものを、町で確かなものをつくって、県に納得していただける、また、杉戸町、白岡市とも結ばれる、万願寺橋通り線はそういう道路でもありますので、杉戸町、白岡市と話を進めていく気持ちがあるのかどうか、その辺、もう一度お聞きしたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

私たちの予算書26ページということで、広域道路ネットワークの整備、都市計画道路整備事業でございますけれども、この前期実行計画の趣旨とその工程の中の上から3番目の実施内容の中で、万願寺橋通りの整備（設計）ということで、令和

6年度から、一応町道12号線に町道252号線が大体めどがついた頃に万願寺橋通り線ということで、こちらは取りあえず以前、平成21年頃、県の計画で須賀上交差点の用地測量等、いろいろ県のほうでされた記録がありまして、ただ、測量拒否とか、反対者がおありになって、同意が得られなくて止まってしまったという経緯もあるんですけども、こういったところも含めて、立体交差も当然できれば変わってくると思うんですけども、総合的に杉戸町と宮代町、白岡市とか、いろんな結束があると思うんですが、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 川野委員。

○委員（川野武志君） ありがとうございます。

川野でございます。

そうしますと、私たちの予算書の中の26ページ、万願寺通り線の計画となると、やはり令和6年からということになるわけですか。和戸の駅周辺活性化事業と一緒に重ねて、そういったものを早急に進めていくということはできないのかどうか、もう一度よろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） まちづくり建設課長、石塚です。

ご指摘いただいている和戸駅周辺と万願寺橋通り線というのは、委員ご承知のとおり、セットで検討していく必要は当然あると思っております。また、白岡市におきましても、白岡駅の東口から白岡宮代線という都市計画道路もございまして、そちらとの、万願寺橋通り線との接続ということも構想には入れております。

そのようなことで、白岡市からのアクセス性、また和戸駅に隣接するという地域の立地、また万願寺橋通り線が開通することによって、杉戸町、

国道4号までのアクセス性が非常によくなるということもありますので、非常に和戸駅については要の地域ということでは認識をしておりますので、それらについては、進捗を併せて、実現できるように努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 川野委員。

○委員（川野武志君） ありがとうございます。

ぜひ令和3年度に、一步でも二歩でも進めるような動きをしていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

まちづくり建設課の予算というのは、莫大な予算だとは思いますが。本来なら私も、例えば姫宮のほうの、私、姫宮に住んでいますので、大きいことをちょっとお願いしたいなと思ったけれども、今日は、細かいことで1つだけ聞いておきたいです。

本当は大きいことをやってもらいたいのがあるわけ。3つの駅があるから、3つとも大きな仕事、駅を中心にやってもらいたいわけですよね。それはこの次の機会にして、今日は、ちょうど考え方というのを聞いておきたいと思っております。そういうのは予算が相当数かかりますので、私は、あまり予算のかからないことを1つ確認をしておきたいと思っております。

予算書のページ数からいけば163ページが中心になるんですけども、特に修繕舗装、これの考え方は昔と同じように生きているのかどうか。何か課長、今、首を横にしたから、ないのかなと思うけれども、こんなこと言っては申し訳ないんですけども、田沼課長時代、私も一緒になって舗装の予算をいかに減らすかという研究したことが

あるんです。また、ほかの市町村のことも調べました。その内容がまだ生きているのかどうか、それ確認したいと思います。

約3分の1ぐらいで舗装の修繕等ができるんですよ。それを生かしていれば。生かしていなかったらもったいないなと思って、今、もう一回確認しておきたいなと思ったわけです。

私も小さなことでは、舗装の修繕をいっぱいやってもらいたいというのは幾つも話を聞くわけです。そのためにこういう質問するんですけれども、3分の1ぐらいで終わると、たしかあの当時、課長と話し合って、議会でもその話したと思います。それが生きていけば、大きな話が進みますからね、この舗装に関してはね。それを確認しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。

町道の修繕の関係、考え方でございますが、申し訳ございません、3分の1というのがちょっと分からなくて、大変申し訳ないんですが、今、町の道路担当として考えているところについては、交通量、危険度、通学路を中心に検討……

○委員（小河原 正君） 修繕をどうするかというやつだ、どこをどうじゃなくて。3分の1ぐらいの予算で済むという話を言ったでしょう、先ほど。そのことをまずは知っているのかどうかと聞いただけ。修繕の仕方。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） まちづくり建設課長、石塚でございます。

以前に課長を長くされていた方とのお話の中で、その3分の1ということがあったのだと思いますが、ちょっと現時点では、今の古くいる職員にも

聞いたんですが、3分の1というお話は聞いたことがございませんし、私も、そのような引継ぎはいただいております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 3分の1ぐらいと言ったからね、ぐらい。ぴったり言うとな問題になるからね。実際にやったことなの、その修繕を。結構やったはずだよ。調べて、その方法をもう一回戻したほうが一番いいと思います。全部やれということではないにしても、相当数の場所をそれだけの金で済めば、えらく予算浮きますよね。

浮かなければ、ほかのことも延長してできるわけですよ。そういう大事なことは忘れちゃいけないよね。また文句になっちゃうけれども、大事なことだと思いますよ。そういうことはどんどん生かすべきだと思います。

今、冗談で手抜きかと言われたけれども、そうじゃありません。実際に舗装しているんだから。もう結構。

よく渋谷なんかいっぱいあるじゃない。そういうのなんか簡単にできるんだよね。私も、当時の課長と一緒に苦勞して、あれはいいやということでもやった経験があるから忘れないわけ。それをもう一回思い出してやってください。それはもう大切な財産が浮くわけだから、町の。

同じ距離をやるんなら、約3分の1ぐらいだよ、ぐらい、で済むんだから。金をどんどん出すばかりじゃなくて、同じ工事量なら予算がそれだけ安く済むということも考えるべきだよ。出すことばかりじゃなくて。そのことをもう一回思い出してやるか。

もし、田沼さんのところへ行って、————やってきなさいよ。これだったら違法にならないと思うから。そのぐらい大事とあ

の人、やってくれたんだ、やっぱり一緒になって。
以上です。その後、もう分かんないようだから、
答弁にならないと思うからね。

○委員長（丸藤栄一君） 小河原委員、——
——というのは、ちょっと取り消してください。

○委員（小河原 正君） いやいや、自分のうちで、
自分で——考えたほうがいいよと思ったん
だけども、それは取消し、今の言葉は。十分話
し合って研究したほうがいいですよ、また。

○委員長（丸藤栄一君） 引き続き質疑ありますか。
丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。
何点かお願いいたします。

歳入なんですけれども、54ページ、諸収入の和
戸駅前広場施設管理協力金というのが36万円、54
ページ、歳入の資料の中にも入っております。歳
入の資料の14ページに細かく書いてあるんですけ
れども……

〔発言する人あり〕

○委員（丸山妙子君） 歳入です。細かく書いてあ
るんですけれども、資料では、そこに書いてある
協力金36万円というのが広場の施設管理というこ
となんです、これ東武鉄道なのか、ちょっと分
からないのでお聞きします。

それと同時に、先ほどからちょっと都市計画道
路の話が出ているんですが、資料10ページ、和戸
駅前東口駅前広場というところが下から3段目と
いうんですかね、入っているんですが、一応東口
駅前は道路になっているので、この何か計画があ
るのか、ちょっとお聞きいたします。22番に入っ
ているので、関連してお聞きします。

あと、すみません、170ページ、12節委託料の
街区公園草刈り樹木管理委託料の増額というのが
ありまして、それは新たに増えたのか、毎年の増
える量なのか、それとも前回の決算特別委員会で、

自治会とかでやっぱり負担になってきたので、町
にお任せするというちょっと話も出ていたんです
けれども、何かそういう関係なのか、ちょっと増
えた理由をお聞きいたします。

あと、すみません、私たちの予算書23ページ、
岸辺遊歩道整備事業に関してお聞きいたします。

前段の委員の方も質問していました。その答弁
の中で、和戸の地域におきましては、春日部久喜
線までというお話があったんですけれども、その
先の古利根までの右岸のほうのフェンスとかもす
ごい傷んでいるのと、あと、何年も前から県のほ
うに、タイヤとか自転車とかすごい物がいっぱい
川に入っていて、撤去をお願いしたんですけれど
も、何度か、県内の道路はみんなこんな状態で、
整備だけではできないけれども、計画的に整備す
るであれば、そちらまで県の事業とかでもでき
るというお話をちょっと杉戸県土整備事務所のほう
からも聞いているんですが、この岸辺遊歩道整備
というのは、大体どの辺までされるのかお聞きい
たします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

午前中の金子委員の発言について訂正がござい
ます。

金子委員。

○委員（金子正志君） —————、あそこ取り消し
ます。課長喜んでいただけたけれどもね。

○委員長（丸藤栄一君） それでは、休憩前に引き

続いて、まちづくり建設課の答弁からお願いいたします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

歳入の関係でお答えいたします。

予算書の54、55のページのところで下から9番目、東武動物公園駅西口駅前広場施設管理協力金36万円、下から5番目、和戸駅前広場施設管理協力金12万円ということで、それぞれ計算させていただいているわけですが、まず上から、東武動物公園につきましては、茨城急行、杉戸町タクシー協会、日工大からの施設利用協力金ということで、3者から頂いております。和戸駅前につきましては、太平タクシーからの協力金ということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、予算委員会資料の10ページの中で、下から2番目の和戸駅東口駅前広場50メートルということで、こちらのところのお尋ねだと思うんですが、駅前広場が都市計画決定されているということで、エリアは狭いんですが、あそこを指しているわけでございます。

続きまして、道路担当分をお答え申し上げます。

私たちの予算書の23ページ、岸辺遊歩道整備事業の関係でお尋ねをいただいております、エリアが狭いのではないかとということでお尋ねいただいたと思うんですが、先ほど、すみません、私の説明が悪かったと思うんですが、備前堀川右岸の文珠院橋から和戸大橋までのフェンスの傷みが激しいということでお伝え申し上げただけで、エリアはそこに限ったものではないということで、その先の古利根川に向かっても、当然、傷んでいる場所がありますので、そののみをとということでないのでご理解をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課副課長の宮野です。

予算書の170ページ、171ページ、公園等環境管理事業の委託料が増額になっているが、その増額理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、特に対象公園が変わったというわけではなく、ちょっとこの辺を厚くしようということで、できるだけ住民の皆様の要望に応えられるように、僅かではありますが、増額をさせていただきました。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 和戸駅と東武動物公園の協力金について分かりました。

あと、樹木管理委託料に対しても分かりました。

1点、岸辺遊歩道整備事業に関しまして、フェンスとか直してくださるというのと、あと23ページの岸辺遊歩道の中で、目標として、地域としては非常に有り難いと思います。自治会や地域の関係団体と共にアイデアを出し合いということで、地域に親しまれ愛される遊歩道や水辺等の整備方針を検討しますということです。

それで、結構、今でも川沿いの方というのは、草取ったり、いろいろすぐ手入れをしているんです。それで、整備されてよくなって、犬のふんとか、ごみとかも皆さんやっているんですが、整備されて増えるというのはまた困ったものというところがございますので、そういうところを検討していただいて、いいことではあるんですが、そういうところを考えていただきたいということ、自治会とか地域関係団体にお声がけすると同時に、接している住民の意見というのは、やっぱり生活道路になりますので、1本道入ると、

皆さん、どこか行った気分で歩かれるんですけれども、やっぱり隣接した住民というのはいろいろありますので、そんな意見も聞いていただきたいと思いますけれども、その点だけお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君） まちづくり建設課副課長、高橋と申します。

今、お尋ねいただきました自治会や地域の関係団体とお話合いされて、整備予定周辺地域の自治会の区長さん、班長さんとも、当然、お話をさせていただくわけでございますが、草取りであったり、ごみとかいろいろご協力いただいて有り難いと思っております。

ただ、通る道によっては、もちろん暗い道とかも結構、人通られますよね。和戸のほうであれば。そういったところの、もしできるのであればフットライトとか、何かしらのそういったのも含めて、皆様に親しまれる道ということで、生活をされている道路ですので、よりよいきれいな、本当に親しまれ愛される遊歩道ということで、皆さんの意見も聞きながら進めてまいりたいと思います。よろしく願います。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

暗いところというのは、本当に夜とか心配だったり、杉戸町に帰る人が多かったり、本当に愛される遊歩道に、皆さんのお力いただいて、なるよう検討していただきたいと思います。お願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。

1点だけ。短くします。お願いいたします。

防災・減災の観点からちょっと質問しなきゃということで、私たちの予算書の97ページ、予算書では166ページの一般住宅耐震対策事業についてでございます。

令和2年度は、災害時に危険となるブロック塀撤去に対する補助金もしていただいて、そして使ってくださった方がいたということで、これは大変喜ばしいことだと思います。

全体的には実績に基づいた予算額となっておりますが、頂いた資料の7ページのほうです。ちょっと今日聞いておかないとまずいのかなと思って申し訳ないですが、私たちの予算書もそうですが、建築物耐震改修促進計画というのをずっとつくっておられて、今回3期でこの3月策定予定ということでございます。令和3年度から令和7年度ということで書いてございますが、目標値、下がっちゃっていますよね、令和8年度。昭和56年5月31日以前という、もう築40年の住宅なので、築40年という建て替えて新築される方々もおられるのかなと思うんですが、これについて、本当、目標値100だったんじゃないかなというふうに。だから今年はどうするつもり。後退しちゃっているのか、その辺、ちょっとお伺いします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課副課長の宮野です。

委員、今、こちらの委員会資料の7ページで目標値が95となっているところが、100から95になったというようなことかと思うんですが、前期計画においても95%で、こちらの目標値は今回も引き継いでやっているところでございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） 宮代町は、大地震が起きたときに心配なのは、建物が壊れてしまっけが

をしたり、いろんな被害になるのかなということ
で、津波の怖さというのはないですし、あと火災
くらいかなというふうに思うんです。あと30年間
で必ず大きな地震が来るということで、防災とし
てはここは力を入れなきゃいけない内容なんです
よね。私も、一般住宅耐震改修促進計画というの
を町がつくっていて、いずれなくなっていくんだ
ろうというふうにずっと思っていました。建て替
えたりしているのを見て。

それで、私が再質疑でお伺いするのは、笠原小
だとか公的なものは新耐震基準によってどんどん
直していききましたよね。一番問題なのは、賃貸住
宅ですよね。パーセントが低いのは、宮代町では
賃貸住宅が92%ぐらいいいっていないから全部を引
き下げているというところがあるんだろうと思う
んですが、この耐震化に対してまちづくりとして、
賃貸住宅に対しては何も手を入れないで、一般住
宅だけのこの補助だけをやっていくという形で進
めていくというか、防災・減災に対しての一般耐
震化ということに対する、今年3月31日までなん
だろうけれども、それについてはどうする、こう
するというのはないのかどうか、お伺いします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづ
くり建設課副課長の宮野です。

今回のこちらの促進計画につきましては、一般
住宅ということで、それが賃貸とか所有とか関係
なく、一般住宅であれば対象に入れているという
ところでございますので、賃貸だから今回の計画
に入っていないとかというところではないという
ことをご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） このパブリックコメント
はもう終わったということですか。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづ
くり建設課副課長の宮野です。

パブリックコメントにつきましては終了いたし
まして、意見は特にございませんでした。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） 賃貸関係ないという話な
んですが、結果を見ると、多数が集まるところは
何%とかそういうので、学校は100%だとかきち
んとなってきている中で、賃貸住宅、集合住宅が
92%で下がっているというか、それがパーセント
で耐震化率を下げているわけですよね。それにつ
いて、どうしようかというそういう議論というの
はなかったのか。ないというか、していないのか
どうか。だから、そこに住んでいる人が一般住宅
だから、賃貸している人が大家さんに言って直す
というふうにすればいいんだったら、そういうル
ートをつくってあげなければいけないし、その辺
についてはどうする気なのかなという、そこだけ
ちょっとお伺いします。

すみません。何でそんなこと聞くかという、
阿蘇の地震のときにも大学生の住宅が潰れて亡く
なったというのも聞いていますし、そういうところ
にも町は住宅改修の補助を出していますよとい
う言い訳が通らないというか、その辺までも考え
るのがまちづくりかなと思いますので、ちょう
どいい促進計画のちょうど節目の時期なので、ちょ
っとお伺いします。

○委員長（丸藤栄一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時38分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

休憩前に続いて、まちづくり建設課の答弁をお願いします。

まちづくり建設課主幹。

○まちづくり建設課主幹（新井庸一君） まちづくり建設課主幹の新井です。角野委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、ご確認をさせていただきたいんですが、先ほど92%という数字がちょっと頻繁に出てきました。現在の耐震促進計画における民間の建築物の数字のお話、特定建築物、こちらのほうの数字ということでよろしいでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） 現在でなくて、平成28年からつくりましたよね。そのときですよ。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

まちづくり建設課主幹。

○まちづくり建設課主幹（新井庸一君） まちづくり建設課主幹の新井です。すみません、確認をさせていただきました。

こちらの92%に分類される民間建築物の部分なんですけど、この周辺にあるアパートですとか、長屋住宅ですとか、それよりももうちょっと規模の大きい、多数の方が利用する建築物というような分類になっておりまして、通常の5戸、6戸、ないし7、8戸ぐらいのアパートとはまたちょっと違うような種別になっております。こちらにつきましては、今回改正を予定しております令和3年度からの耐震促進計画の中で、また新たに実態のほう調査させていただきまして、このたび、この数字が95%に上がったというような調査の結果が出ておりますので、次回の令和3年度からの耐震促進計画につきましては、こちらの数字が95%に上がったというような形での表記をさせていた

だくような形になります。

ちなみになんですけれども、現段階でこの残りの5%分につきましては、町のほうで確認した1棟のみというような現状になっているところでございます。

ですので、ある一定人数以上のものと、またあとは、通常にアパートとか長屋で使われるようなものとはちょっとジャンルが違うというのをまずご理解いただいた上で、町としまして、先ほど言いましたとおり、一般の住宅というようなジャンルの中のものであれば、耐震の補助金の対象としまして、ぜひ促進していただきたいという形で、今後も啓発活動、また、ご本人様等とのお話の機会があればお話をさせていただいて、なるべく促進率を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

建物耐震改修促進ということでずっとやられてきて、それでシェルターも入れたわけですよ。そういう中で毎年やっているから、実績に基づいて予算は下がりましたけれども、取り組む情熱は、今までは自然に減っていったものだけれども、あと残っているのは、情熱というか真剣さを持たないと、そちらのほうに向かないというそういうところに来ているんだろうと思います。その辺、予算下がったからそのまんまということじゃなくて、下がった分、マンパワーというかそちらのほうでやっていただきたいという要望をさせていただきます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君） 西村でございます。よろしくをお願いします。

もう時間も経過しておりますので、1点だけお尋ねをいたします。最も関心のある事項ですのでよろしく。

私たちの予算書28ページ、前段でも和戸駅の周辺活性化事業について質疑がございましたけれども、この点についてお尋ねをいたします。

第5次総合計画の中の指標として「首都圏でいちばん人が輝く町」ということでありますけれども、この和戸駅については、私なりに言えば、首都圏で一番寂れた駅というのが現状だと思います。それを人が輝く駅ということで何とか早くやりたいという視点からお尋ねするんですが、ただ、事業費がゼロ万円ですから、これは予算書にも出てきません。したがって、人によっては、こんなのすぐ忘れちゃうと言う。あるいは職員の皆さんも、事業費がないやつを何で一生懸命やるのかというふうな形になります。

そこで一つ、まず、この和戸駅周辺活性化事業について、令和3年度はいいですけれども、令和4年度は科目設定じゃないですけれども、1,000円を計上してください。その点についていかがでしょうか。

また、同時に、半年ごとに進捗状況をお知らせすることに、これ、実行計画に載っていますから、進捗状況をお知らせしなければならないので、それなりのやはり覚悟で進めていただくこととなりますけれども、それはそれで構わないんですが、ただ、その中段から後半にかけて、その工程というのが出ております。ゼロ万円ですから、職員が歩いてやればいいというそういう話はさっきありましたけれども、これ、5項目あります。調査というのが3件、調整、そして確認というのがそれぞれ1件ずつある。これがどこまで本気でやっていただけるのか、それぞれの内容についてお伺いをしたいと。

関係機関との調整、令和7年度まで延々と続きます。これは分かるんです。ポイント、ポイントで調整を図っていかなくちゃならないということですから。ただ、まだスタートが何もできていないと、イメージについてもまだ固まっていないという答弁がありましたから、これはそれはそれでいいんですけれども、何をどう調整していくのかということ、やはり具体的に各年度ごとに本来は固めていただきたいかなど。そうでないと、目標がないとなかなか進められない。

これまでも担当課のほう含めて、和戸駅の周辺の関係については努力されてきていることは承知しております。しかしながら、結果として見ると、全然、それもほぼなしと。現状においてはほぼなしということです。関係機関との調整、何をやるのか。

それから、土地権利者の調査、これ、何を指すのか。そしてその方法はのでしょうか。

それから、事業化検討調査というのが令和4年度から入っていますけれども、再来年のことですが、この調査というのは何を指していっているのか。

それから、4つ目の地元調整、企業意向調整、この辺になると少しイメージが出て、考え方が固まってくるのではないかなと思うんですけれども、いずれにしてもこの確認というのは何を確認するのか。

最後に、これは推進を進めていく上での調査、これは分かりますから、上の4つについてちょっと内容をご説明いただきたいというふうに思います。じゃ、お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課副課長の宮野です。

私たちの予算書の28ページの和戸駅周辺活性化事業の件でございますけれども、下の表の中の各項目ごとに具体的にどのような形でやっていくかというようなご質問ですが、まず、一番上の関係機関との調整というのは、先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、確実にそのエリアがどこでどのようにというのがまだ何も決まっていない状況でございますので、その整備手法等も含めて、埼玉県、当然、こちら市街化調整区域というところになりますので、基本的には市街化調整区域は開発ができないというのが原則でございますので、あとは農地との絡みとか、農振法の絡みとかいろいろございますので、その辺をどうクリアしていけば事業のほう成り立っていくのかどうかというものに関して、県のほうでのそういった条件等を整理するために、来年度については調整のほう図ってまいりたいというところでございます。

あと、2段目の土地権利者調査、こちらにつきましては、実際に何名ぐらいの方がどのぐらい、どのような方が一応持っているのかというデータ収集ということで上げさせていただいてございます。

事業化検討調査というものにつきましては、それぞれある程度、県との調整も進んでいく中で、じゃ、事業のほうを進めていく上で、今度は予算とか事業費とかいろいろ出てきますので、その辺の事業の成立性、実現性を調査するために、こちらのほうを書いてございます。

あと、次の地元調整、企業意向調査確認につきましては、こちらの民間企業の立地ということもございまして、民間企業の方がこちらのほうに立地、進出してきていただければこちらの事業は成り立ちませんので、まずはここも大事な部分でございますので、その辺の条件等も説明でき

れば、そういったものを含めてその辺の意向を確認していきたいと。

最後、事業推進調査につきましては、今後はある程度方向性が固まった段階で、その事業を進めていくための調査というか、コンサルタントに委託等を行いながら進めていくというような形でございます。

令和4年度の予算化につきましては、何とか確保するように努力してまいります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） ありがとうございます。

予算書に出てこない、本気でやるのかということになります。確かに事業が確定というか、方向性が定まらない中でやるというわけにやっぱりいかない。ただ、やはり何かが進めば、何かで費用かかるはずですから、その点、科目設定ということで令和4年度はお願いしたいと。

その工程上のやることというのがご説明がございました。関係機関との調整というのは、これまで聞いている内容とほぼ同じですね。それがやっぱりなかなか進まないという現状です。どうやってそれをクリアさせることができるのか。この辺りをもう少し、何とかそこをうまい言葉、うまい言葉が出てこないんだけど、やってもらいたいと思うんです。これもずっと同じような説明の内容であれば、また何にも進まないということになるのでお願いをしたい。これは質問じゃないです。お願いしたいと。

調査関係ですけども、今までもやってこれたんじゃないでしょうか。これまでの調査と、今考えている、やろうとしている調査というのは、どこに違いがあるのかお答えください。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづ

くり建設課副課長の宮野です。

これまでの調査、以前に和戸周辺の関係で調査を行ってまいりましたが、今までにつきましては、住居の拡大という線引き拡大という形で進めてまいりましたが、今の少子高齢化、人口減少の中で、県の方針としては、宮代町、こちら圏央道ゾーンといえますけれども、こちらについては住居系の市街地の拡大はできないというような形で言われていますので、大きな違いはそこで、今回の場合につきましては、住宅地ではなく、こちらに書いてあるような産業系の拡大というところでございますので、そこが大きく違っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 事業化検討調査というのと同じですか。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君） まちづくり建設課副課長の宮野です。

この事業化検討調査というの、先ほど説明させていただいた産業系の開発を図るという上での検討になります。

それから、今までにつきましては和戸の駅の西側という形でなっておりましたが、今回は、東西口に大きく広げてございますので、その辺も違っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 分かりました。

和戸駅周辺活性化ですから、西口だけでなく、これは東口も当然入るわけです。何しろ西口も東口も活性化されていないんですよ、全く和戸駅は。東武動物公園駅は西口、東口はもう事業のオンパレードで今後やっていくわけですから、ま

た進んでいるわけです。

姫宮駅も令和3年度については事業費ゼロ円ということですが、しかしやることはもう決まっているから、したがって令和3年何もないから、だからゼロ円、それは分かる。

和戸駅周辺というのは、何もない、目標もない、そういう中でゼロ円というのは、これはやっぱりよくないということ。令和4年度でやっていただくということだからいいんですけれども、やはりどうするのが一番、道路等との広域ネットワーク、これももちろん入ってくると思うんですけれども、大変な事業になる。総事業費も膨らんじやうと思えます。したがって、最終的には令和6年度辺り、道路の問題が動き始める。そういう時点でかなり見えてくるということになります。しかし、一気にそれはできないので、やはりもう令和3年度から、それなりの準備を進めていただきたいかな。

それにちょっと関連してお尋ねしたいんですけれども、これは当然お金がかかりますから、都市計画税の投入というのにも必要になってくると思います。

お尋ねしたいのは、都市計画税、今予算では1億5,000万ぐらい入ってくるわけですが、それを令和3年度のまちづくり建設課の中でどういう用途で、どういう方針で活用されているのか。それだけ最後にお尋ねいたします。

○委員長（丸藤栄一君） まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） まちづくり建設課長の石塚でございます。

都市計画税につきましては、平成23年度からお願いをしているわけでございます。毎年度、事業の進捗に併せて都市計画税をそれぞれ充当させていただいて、決算のときには確定の額を議員の皆様にもご審議をいただいております。

ただし、都市計画税の割り振りにつきましては、

企画財政課の所管で、一般財源分からどれだけを当て込むのか、また、起債でどのぐらいの額を割り振るのかということも含めて調整をしていたところでございますので、まちづくり建設課として割り振りを行ってはいないということでご承知いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 次で最後にします。

おっしゃるとおりで、所管はもう企画財政課だと。ただ、これを進める担当課がそれなりの数字も出していたかないと、企画財政で勝手にやるわけにいかないから。ということで、都市計画税の使途ということはあれに載っていますけれども、私たちの予算書に出ていますから、それは一応承知の上であえて聞かせていただいたわけで。

何とか、この和戸駅周辺活性化事業につきましては、大変困難だとは思いますが、令和3年、令和4年、令和5年と、令和6年という辺りで何とか勝負をつけたいというふうに思います。ありがとうございました。終わり。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上でまちづくり建設課の一般会計分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○委員長（丸藤栄一君） それでは再開いたします。これより教育推進課分についての質疑に入ります。

す。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○教育推進課長（大場崇明君） 皆さんこんにちは。

教育推進課長の大場でございます。よろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

こんにちは。

教育推進課学校管理幹兼副課長の塚越です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（竹内知子君） こんにちは。

教育推進課指導主事の竹内知子と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） こんにちは。

教育推進課主幹の青柳です。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（飯山 武君） 皆さん、こんにちは。

教育推進課生涯学習室長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君） 皆様、こんにちは。

教育推進課生涯学習室文化財保護担当主査の横内でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（加藤正久君） 皆さん、こんにちは。

教育総務担当主査加藤です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（小島英樹君） こんにちは。

学校教育担当主幹小島です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（加藤裕一君） こんにちは。

学校教育担当指導主事加藤です。よろしくお願いいたします。

いたします。

○教育推進課指導主事（鶴川裕介君） こんにちは。

学校教育担当指導主事鶴川でございます。よろしく願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川崎章人君）

皆さんこんにちは。

生涯学習・スポーツ振興担当の川崎と申します。

よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは質疑はございませんか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

教育推進課に関しましては、子育て世代の保護者から多くのご質問をいただいております。その中で精査をしてきて、質問を絞ってきているんですけれども、それでも数が多くなってしまいますので、数が多くて恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

まず、1点目、私たちの予算書14ページ、西原自然の森活用事業（移築民家活用編）について伺いいたします。

移築民家は、宮代町の魅力を高める上では、私は重要な観光資源だと思っています。以前、私がみやしろつながり作りイベント和e輪eで委員長をしていたとき、移築民家を利用したイベントを企画したところ、指定文化財だからあれは駄目、これは駄目と言われ、ただ見ることだけしかできない、使うことができない施設なんだなということを実感しました。今回は活用していくということで大変期待しています。

そこで、質問ですが、受入れのためのルールづくりをするということなんですけれども、どんなルールを想定しているのでしょうか。例えばかまど

でお米を炊く体験ができるとか、夜泊まることのできる体験ができるとか、星飛雄馬の家のように昭和の生活が体験できるとか、こんな企画もできるようになるのでしょうか。

2つ目の質問にいきます。

私たちの予算書の34ページ、地域 みんなで子どもたちの居場所づくり事業②です。

常設の教育支援センターを設置するということですが、こちら場所はどこになるのでしょうか。将来的なことなんですけれども、教育支援センターも含め、児童館のように新たな子育てに特化した活動拠点を町内に造るということも想定しているのでしょうか。

次にいきます。

私たちの予算書44ページ、日工大サイエンスプロジェクトです。

こちら、成果目標が理科になっていますけれども、これなぜ理科だけなのでしょう。日本工業大学は工業での大学でもあります。算数、数学、技術なども好きになってもらってもいいかと思いますが、こちらがないのはなぜでしょうか。

続きまして、私たちの予算書105ページ、小中学校ICT教育の推進です。これ、従前の、去年の議会の質問でもしましたけれども、入荷次第配付するということでしたが、子供に聞きましたら、まだ配付されていないそうです。端末は新学期から配付されるのでしょうか。配付後具体的に何から始めるのでしょうか。また、1年かけてこまめですといった具体的な目標や活用内容を教えてください。

続きまして、私たちの予算書105ページ、学校給食運営管理事業です。

こちら来年度も外国の食べ物を使った給食を提供するのでしょうか。こちら、去年の予算特別委員会でも質問しましたけれども、せっかく外国の

食べ物を、給食を提供するということであれば、その国のことも教えてほしいということを聞きましたら、プリントを配付したり、もしくは子供に聞きましたら、黒板に貼ったりしているということでしたが、あまり興味関心が湧いていないようです。グローバルな教育の一端に、外国の食べ物というのは活用できると思います。外国の地理、歴史、日本との関わりを学ぶまさに絶好の機会です。これから子供たちが大きくなる頃には、さらにグローバル化が進んでいます。外国の歴史や文化などを学ぶことは将来必ず生きていくはずですから、そこで、質問です。

学活とか社会の事業で、給食に出す国について、簡単でもいいんですけども、紹介していただけないでしょうか。

それと、給食ですが、来年度は新たに宮代産の農産物などを使う予定はあるのでしょうか。

それと、私がPTA会長をやっていた頃、ちょっと驚いたんですけども、喫食率の悪かった給食で、何か傾向がありましたら教えてください。私が驚いたのは、お赤飯や草餅、郷土料理などの喫食率が悪いということで驚きました。何でお赤飯が喫食率悪いんですかと聞きましたら、家庭で最近あまり食べていないということでしたので、何かそういった傾向がありましたら教えてください。

続きまして、私たちの予算書106ページ小中学校一貫教育推進事業についてです。

中学校が小学生に運動などのことについて教えているということはやっていますが、夏休みなどに勉強面でも行ってみてはいかがでしょうか。中学生にとっては、小学生に教えるということで、どうやったら分かりやすく伝えることができるのか、教える力や伝える力が育ち、教えることの楽しさを知ることもできます。やはり人に何

かを教えるというのは、様々なスキルがなければできませんので、こういったスキルを磨くことができます。小学生にとっては気軽に質問などができ、基礎学力の向上につながります。また、小・中学校それぞれ双方に、ゲームなどで不足が心配されているコミュニケーション能力を養うこともできると思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、私たちの予算書109ページ、社会教育活動事業についてです。

今年、自分の成人式以来初めて成人式に参加しました。町からは町長と議長の普通の挨拶がありましたが、町として、成人式でサプライズな出し物やプレゼントをして、宮代らしい思い出に残る成人式にすることはできないのでしょうか。

続きまして、私たちの予算書110ページ、青少年健全育成事業です。

放課後子供教室ですが、1年間の経験を生かしまして、ほかの小学校でも行うといった計画はあるのでしょうか。

続きまして、私たちの予算書112ページ、図書館管理運営事業です。

こちら、本当に多くの町民の皆さんからいただいている質問になります。コロナ禍でも人数制限などをして貸出しを行っている自治体があります。宮代町でも新型コロナウイルス感染症対策をして貸出しを行うということを検討しているのでしょうか。

また、図書館は開業26年がたち、壁紙や書籍の棚、配置など古さが目立ってきています。また、蔵書を多く置けないといった事情もあります。大規模なリニューアルを考えているのでしょうか。図書館は知の拠点ではありますが、先進自治体では、町の拠点、交流の拠点などと位置づけています。スターバックスとは言わないまでも、喫茶コーナーなどを設けてもいいのではないのでしょうか。

今は、指定法人で民間が管理運営していますので、民間のノウハウの活用が図れるいい時期だと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、私たちの予算書113ページ、文化財保護事業です。

こちら、町内には様々な歴史のある家屋に住んでいる方々がいらっしゃいます。宮代の歴史を知る上で貴重な文化財がたくさんあると聞いています。家屋を解体、もしくはリフォームするとき、道具や写真、衣類、家具など貴重な文化財を郷土資料館に寄附をしていただくような体制はあるのでしょうか。

続きまして、私たちの予算書116ページ、東京2020オリンピック聖火リレーです。

学校連携観戦チケットの配付について、こちら、ぜひ子供たちにオリンピックを間近で迫力のある競技を見てほしいと私は思っております。こちらやはり物すごい教育効果があると思っています。どのようにチケットを入手するのでしょうか。また、観戦する競技、種目などは決まっているのでしょうか。観戦はバスで行くのでしょうか。それとも電車で行くのでしょうか。

続きまして、総務文教委員会資料のほうにいきます。総務文教委員会資料2ページ、各学校別の図書冊子状況です。こちらもたくさんの保護者の方々からいただいている質問になります。コロナ禍でも本を貸し出している他市町村の小・中学校があります。宮代町でも新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと、人数を制限するなど貸し出せると思うのですが、今後今後貸出しを検討していくのでしょうか。

同じく、総務文教委員会資料の8ページ、埼玉県学力学習状況調査についてです。この資料を見てみると、宮代町は県平均より下がっている科目は幾つかあります。特に中学校に差が生じてい

ますが、差が生じている教科に対し今後どのような対策を行っていくのでしょうか。町として力を入れている英語に差があるのは、ちょっと意外でした。

続きまして、総務文教委員会資料13ページ、近隣市町の中学校における制服リユースの状況です。国・県等による調査が実施されず、データがありませんでしたということでしたが、こちら近隣であれば、調べれば幾らでもデータを収集できると思うんですけども、調べるということはできなかったのでしょうか。

続きまして、同じ資料の14ページ、各小・中学校の学校応援団と活動人数です。

地域の方が学校に関わる機会や、子供たちが地域の人々と関わるきっかけ、学校を様々な角度からサポートする学校応援団は、まさに学校の縁の下の力持ちです。小・中学校間で活動人数に差があるのはなぜでしょうか。

最後の質問になります。同じく資料の14ページ、各小学校のスクールガードの人数の推移です。

こちら、須賀小が突出して多いのはなぜでしょうか。また、小学生が安心・安全に通学するため、スクールガードさんの役割というのは本当に大きいものです。スクールガードさんがいないと、学校の先生が途中まで送らなければいけないということで、学校の先生の負担の軽減にもなります。スクールガードをしていただく方の募集はどのように行っているのでしょうか。町が関わっているのでしょうか。それとも、地区にお願いしているのでしょうか。

以上、16点、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長、飯山と申します。

ただいまの質疑に関しまして、順次ご答弁させていただきます。

まず最初に、私たちの予算書14ページにございます西原自然の森活用事業（移築民家活用編）でございます。

こちらにつきましては、こちらにございますとおり、西原自然の森の魅力を高めるため、そちらにあります旧加藤家、旧齋藤家、旧進修館といった指定文化財の建物の特性を生かした活動のほうをしていくために予定しておる事業でございます。令和3年度につきましては、そちらのルールをつくるためのモデル事業のほうの実施を考えてございます。

ご質問の中にございました、例えば宿泊をするとか、そのような事業展開というようなお話もございましたが、実態的には、令和3年度のモデル事業のほうを行いながら、町の指定文化財でございますので、大きな形状変更とかそういったものはなかなか制限はございますので、そういった制限のほうをいかにクリアしていきながら多くの方にご利用いただけるかという点について、ルールづくりのほうを設けてまいりたいと思っています。

具体的には、令和3年度におきましては、例えば旧加藤家住宅につきましては、江戸時代後期のかやぶきの建物でございます。そういった特徴を生かしまして、昔の暮らしぶりを体験するような活動でございますとか、あるいは周辺には竹林がございます。そういった竹林との景観上のマッチという観点で、例えば伝統的な楽器、例えば雅楽で使います笙というような、竹でできたような楽器とか、あるいはお琴でございますとか、そのような楽器の演奏会というようなものを企画してまいりたいと思っています。

ルールづくりにつきましては、そのようなモデル事業を踏まえまして、皆さんに使っていただ

るような、そのようなルールのほうをつくってまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、私たちの予算書109ページでございます。

社会教育活動事業、こちらのほうにおきます成人式のご質疑でございます。

ご案内のとおり、今年の成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という観点で、宮代町にとって初めての屋外施設でございます東武動物公園を利用させていただきまして、挙行のほうをさせていただいたところでございます。緊急事態宣言も出ているということもございますので、当初の予定をしておりました内容を短縮するという形で、式典のほかにアトラクションのほうについても、内容を絞った形で開催という形になってしまいました。

サプライズ的なものということでございますが、実際アトラクションにつきましては、成人式の実行委員さん、今年で言いますと10名ほどいらっしゃいましたが、その方々が様々な工夫を凝らしたアトラクションのほうも用意してございましたが、残念なことに、中身を凝縮した形ということで、短縮した形ということでやらせていただきましたことから、そのような状況でございます。例年でございますと、成人式の実行委員さんの様々なアイデアを生かして、例えば恩師のコーナーでございますとか、今年でございますと、実現できませんでしたが、東武動物公園という立地環境を生かしまして、動物に来てもらって、その動物との輪投げ対決とか、そのようなものを用意してございましたが、来年で降も実行委員さんのアイデアを踏まえまして、楽しんでいただけるような内容の成人式とさせていただければと思っております。

続きまして、私たちの予算書110ページ、青少

年健全育成事業でございます。

こちらの放課後子供教室のご質疑でございます。ご存じのとおり、放課後子供教室につきましては、宮代町にとって初めての取組といたしまして、令和元年度に小学校の余裕教室を活用したという形で、百間小学校において、モデル事業として始めさせていただいたものでございます。令和2年度、今年度につきましても、計画では、年間を通して、百間小学校において開催していくということで予定をしてございましたが、新型コロナウイルス感染症の関係で、残念ながら全ての事業について中止というような判断をさせていただいたものでございます。

今年度につきましては、令和3年度につきまして、百間小学校におきまして、6月から月2回のペースで開催をしてみたいというふうに考えてございまして、そのための準備のほうをしておるところでございます。

ほかの学校への広がりということでございますが、こちらのほうといたしましては、モデル事業が1年しかやっていないというということもございまして、令和3年度においても、さらにモデル事業を検証するような形で、百間小学校において開催させていただきながら、そのノウハウ等を生かしながら、ほかの学校への拡大というものを予定させていただければと思っております。

なお、実際開催するに当たりましては、場所的なものもございます。また、百間小学校のほうにおきました事業につきましては、町職員のほかに、運営に当たってのスタッフとしまして、保護者の方の中から賛同をいただいた方々のほかに、地域の方々のご協力をいただきながら、準備段階から試行錯誤を繰り返して、実施にこぎ着けたものでございます。そういったことが、実施に当たりましては、場所のこともございますし、あるいは、

協力していただくスタッフのこともございますので、その辺を踏まえながら、ほかの学校のほうにも広げてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、私たちの予算書113ページ、文化財保護事業でございます。

こちらのご質疑のほうで、各家庭のほうから、文化財、民具等の寄附についてのご質疑だと思っています。こちらにつきまして、現在も各家庭のほうから文化財といえますか、民具等、あるいは古文書等、そのようなもののご寄附のお話があった場合につきましては、全てを頂くということではできませんので、中身を確認させていただきまして、貴重な資料であるというふうなものにつきましては、ご寄附を頂くという形で、現在も行っているところでございます。

続きまして、私たちの予算書116ページ、東京2020オリンピック、聖火リレー事業でございます。

こちらの中の学校連携チケットのご質疑でございますが、学校連携チケットにつきましては、こちらはオリンピック・パラリンピックの競技観戦を通じ、次代を担う子供たちに一生の財産として心に残るような機会を提供するというようなことを目的としまして、東京2020組織委員会が販売するものでございます。

チケットにつきましては、予算のほうでは小・中学生2,500人分のチケットを購入できるように、予算のほうを計上させていただいたものでございます。

しかしながら、今年のオリンピック自体がどのような形で開催されるのかというのは、まだはつきり分かってございませんが、開催された暁には、組織委員会、あるいは県のほうから割安で頂いたチケットを有効に活用させていただきながら、観戦のほうをできればというふうに考えてございま

す。

観戦できる競技につきましては、さいたまスーパーアリーナで行われるバスケットボール、また埼玉スタジアム2002で行われるサッカー、それと、新国立競技場オリンピックスタジアムで行われる陸上競技などがチケットの対象となっているところでございます。

そちらへの観戦に当たって、交通手段というお話がございますが、それについては、今後どのような形で行っていくのかということにつきましては、学校サイドのほうと協議を進めながら行っていければというふうに考えてございます。

私たちの予算書112ページ、図書館管理運営事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、緊急事態宣言中につきましては、基本的に中に入らせていただいて、自由に本を選んでいただくということについては、中止という形でさせていただいているところでございます。

また、緊急事態宣言が発令する以前につきましては、中に入って本を読んでいただくというのは行ってございましたが、入館に当たりまして、2時間までの時間制限を設けての利用のほうという形でやらせていただいたところでございます。

今後におきましても、今、現在、緊急事態宣言が発令されておりますが、そちらが解除された際には、前のステップに戻る形で、中に入らせていただくと。ただし、長時間にわたる入館というのは制限させていただくということで考えてございます。

また、施設の大規模なリニューアルというお話でございますが、現在、リニューアルについての大きな予定というのはございません。しかしながら、指定管理者のほうで、工夫を凝らした管理というのを行っているところでございま

して、まだ、はっきりは決まっておりますが、現在進めております計画としましては、日本工業大学とのコラボレーションということで、館の外のテラスの部分に、そっこのほうでくつろいでいただけるように、新たに椅子、チェア、そちらのほうを製作していただいて、そちらのほうに設置することで、利用者が館内だけでなく屋外でもリラックスして利用していただけるような、そのような取組を現在考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

教育推進課学校管理幹兼副課長の塚越です。

それでは、私のほうから、私たちの予算書の34ページにあります地域のみなでこどもたちの居場所づくり事業のことにつきまして、教育センターの場所ということですが、こちらのほうは現在検討しているところです。子供たちが通いやすい場所というものを考えながら、どこがいいのかということについて現在検討しておりまして、適切な場所を探している最中でございます。

また、児童館的な使用についてというお話がありましたが、現在のところそのようなことを考えているところはありません。今後検討していくかどうかということについても検討中でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、私たちの予算書44ページ、日工大サイエンスプロジェクトになります。

なぜ理科だけなのかということですが、まず、子供たちに体験をさせるということで、本物に触れる、近くに日本工業大学がありますので、そちらの実験施設等をお借りできれば、そういったところを子供たちに実際に見ていただいて、本物の実験というものをまずは体験してもらう。そういったことをして、子供たちの興味関心や、そ

れから主体性等を、主体的に学ぶといったところを育んでいきたいなというふうに考えています。ご指摘いただいたように、算数、数学などに広げていけないかということですが、お話しただいたことを基に、そちらのほうでも検討できないかということは、今後考えていければなというふうに考えております。

続きまして、私たちの予算書の105ページになります小中学校ICT教育の推進、タブレットの配付についてというお話ですが、こちら本日から順次学校のほうに配付が始まっております。本日から3月19日の間に各校に配付の予定、計画で配付をしております。

こちらのほう、何からというところになりますが、小学校1年生から使っていくことになりますので、それぞれまずはタブレット端末に慣れるということもありますので、そういったところの指導ですとか、あとは、学年によってそれぞれ、今のところどのように使っていくかというものを、宮代町スタートカリキュラムというものを、こちらの教育委員会のほうで作成をしまして、各学校に配付し、それぞれ各学年ごとにこういったものができるといいなという辺りをまとめたものを配付しまして、取り組んでいただくことを考えております。

できれば授業の中で活用して、最終的な目標は、それが使えるという訳ではなくて、それを使って学力向上に向けて活用していくということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、私たちの予算書の106ページになります。

小中一貫教育、中学生が小学生に運動以外のもので支援ができないかというお話をいただきましたが、夏休み等を、子供たちのサマースクールといったところに、中学生も参加していただい

るところも実際にあります。子供たちの希望を取りながら、参加できる生徒を募りまして、小学生の学習のサポートに入っている学校も実際にあると聞いております。

続きまして、こちらは、委員会資料のほうになりますけれども、2ページの学校図書貸出しについてのお話です。

こちら、新型コロナウイルス感染症対策をして貸出しということでお話をいただきました。そのとおりかなというふうに考えております。ぜひ子供たちには本に触れる体験を通して、様々な学んでほしいなというところがありますので、この新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとしながら、図書の貸出しについては、しっかりと行っていけるように今後学校のほうにも話をしながら取り組んでいければなというふうに考えております。

続きまして、同じく資料8ページからの学力テストの差についての対応ということでお話をさせていただきます。

こちら、結果のほうに差が生じているということでお話をいただきました。今、私のほうで取り組んでいるものは、各校でそれぞれの学校の、こちらテストの結果の分析をそれぞれしていただいております。それについて、様々な対策について取組を各学校で取り組んでいます。この結果について、こういったようなことが考えられて、対応としてはこういったようなことができるかなというところを各学校ごとに分析をしていただいております。それを年3回学力向上等検討委員会というものを開きまして、その中で、各校の取組についてそれぞれ発表していただきまして、情報共有をしながら、こういった取組が効果的かということでお話をしております。

そういったことを通して、指導について、それ

ぞれ町内の教員が情報共有をして、学力向上に向けて取り組んでいるという、そういった対策、取組を行っております。

続きまして、資料13ページの制服のリユースの状況について、近隣市町のというところでございます。この周りの市町につきまして、先ほどお話があったように、特にデータがないところでしたので、近隣の市町に電話等で確認をしたところ、幾つか実際に聞いたのは、6市町あるんですけれども、どの市町も、市、それから教育委員会での取りまとめは行っていないという話でした。ただ、本町もそうなんですけれども、各中学校で、卒業式に寄附を募ったりとか、そういったものをバザー等で対応しているというお話をいただきました。

続きまして、学校応援団のことですけれども、資料の14ページになります。

学校応援団、小・中学校で差があるのはというところでございますけれども、こちら見ていただきますと、中学校はどちらかと言うと、それぞれの活動のボランティアの方々がその都度集まっていたいているような状況があるというふうに聞いております。小学生に関しては、ある程度組織立てて進められているというところがありますので、このような参加の人数になっているというふうになっております。

それから、同じくこの14ページにありますスクールガードリーダーの差についてですけれども、須賀小学校がとて多い状況になっているということですが、こちらは、スクールガードリーダーという方がいらっしゃるんですけれども、その方が非常に地域の方に働きかけを行っていただきまして、須賀地区全体を見て、どの辺に人が配置されているか、どの辺が少ないかという辺りを見ていただいて、近所の方にお声がけをしながら、ぜひやっていただけないかということで、仲

間を誘っていただいている状況にあります。ただ、やはり年齢の関係で、なかなか続けるのも難しいということで、近年数も少なくなっているところなんですけれども、そういったことで、人数を須賀小学校は募っているというような状況があります。

募集についてなんですけれども、こちらは各学校が、学校だより等を通じてお知らせをして協力している方を募っているというような状況になっております。

私からは以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

それでは、私からは給食に関する質疑についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の外国語料理の継続についてですけれども、こちらご指摘いただきましたとおり、外国料理を通じてその国に興味を持つということは子供たちにとって非常に有効であるというふうに考えておりますので、来年度についても、月に1回の外国語料理の機会を設ける方向で、今、計画をしております。

取組につきましては、ご指摘いただきましたとおり、現在ですと、プリントの外国語料理が出る日にプリントを教室に配って、それを掲示していただいて、あとは給食委員の子供とか、放送委員の子供が外国語料理にちなんだその国の情報というのを、給食の時間に放送しております。また、その際にも、改めて、地場産の野菜、今日はこういう野菜が町のものであるというようなこともお伝えしておりますので、こういった活動については、継続していきたいというふうに考えております。

続きまして、そういった外国語料理について、

学活等で取り上げられないかということですが、この点につきましては、そういうご意見をいただいているということで、給食主任の先生との集まり、学校給食研究会というのを、学期に2回ほど開催しておりますので、そういった場で先生たちと共有をしていきたいというふうに考えてございます。

3点目の新しい地場産の農産物を取り入れないかということでございますけれども、確かに地域の経済ですとか、食育の観点から地場産農産物を使うということも、こちらも非常に有効であるというふうに考えてございますので、引き続き新しい農産物のほうを取り入れられないかということ、新しい村を通じて、今、生産者の方々とも調整を引き続き行っていきたいというふうに考えてございます。

ちなみに、平成30年度と平成31年度の地場産の使用率ですが、平成30年度については32.8%、令和元年度については40.2%ということで、約8%程度、令和2年度はまだこれからですが、そういった地場産の使用率等も上げるように、これからも努力していきたいというふうに考えてございます。

4点目の苦手の食べ物の傾向はということでございますけれども、具体的にこれが喫食率が悪いというところまで、すみません、把握はできていないんですけれども、栄養教諭の先生のお話からになってしまいますが、例えば外国語料理も、初めて触れるような香辛料とか、あとはちょっと匂いが強かったり、そういったものについてはやはり抵抗があるようで、喫食率が悪いということを聞いております。また、郷土料理なんかも、食べたことがないようなものについては、やはり特に低学年はちょっと苦手な傾向というか、残す傾向があるというように、こちらも聞いております。

ただ、喫食率に関しては、今年度新型コロナウイルス感染症関係で、給食も盛切り等やっていますので、なかなかふだんの給食とはちょっと違うんですけれども、例えば直近の1月の喫食率ですと、小学校が4校の平均で97.7%、中学校が97%ということですので、いずれもかなり高い喫食率であるということはお伝えしたいと思います。

私からは以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） それでは、再質問等確認させていただきます。

まず、私たちの予算書14ページ、西原自然の森活用事業なんですけれども、こちらも様々なことをできるような形にしていこうということですので、1つ確認したいのは、以前と比べて使いやすくなるという認識でよろしいのでしょうかという、こっだけ1つお聞きします。

私たちの予算書34ページ、地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業です。場所は今後検討していくということですが、やはり子育てしやすい宮代というふうにイメージを町外に持ってもらうためには、将来的には、やはり児童館のような子育てに特化した活動拠点があったほうがいいのかと思いますので、こちらは検討していただければと思います。

それと、ここで質問なんですけれども、図書館も居場所になると思うんですけれども、ほかの自治体では、図書館を居場所をしているという話を聞きましたので、図書館の利用も考えているのでしょうか。

私たちの予算書44ページ、日工大サイエンスプロジェクトについてです。理科というのは分かりました。ただ日本工業大学、工業なので、3Dプリンターとかすごい機械を日工大さん持っているんです。だったら技術なんかにも使えるかと思

ますので、理科だけじゃなくてほかの使い方も検討していただければと思いますので、こちらは要望としておきます。

私たちの予算書105ページの小中学校 I C T 教育の推進なんですけれども、こちら3月19日に各校に配付できるということで分かりました。また、町のほうでスタートカリキュラムを使って各学校に配付をしているということが分かったんですけれども、そしたら、各学校でこのスタートカリキュラムの中を一部抜粋してやるとか、もしくは、うちはスタートカリキュラムと別のものでやるよというような形で、各学校が使い方について判断するというような認識でよろしいのでしょうか。

それと、1年かけてここまでするといった具体的な目標は、特に設定していないということではよろしいのでしょうか。

私たちの予算書105ページ、学校給食運営管理事業なんですけれども、こちらはよく分かりました。ありがとうございます。学校給食研究会のほうでぜひとも学活とか社会のほうに取り入れていただければと思います。

私が驚いたのは喫食率なんですけれども、須賀小と須賀中は100%なんです。私がいた頃は百中が一番よくなかったです。ぜひとも須賀中さん、須賀小さんが喫食率100%ですので、なぜ100%なのかということもちょっと聞いて生かしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私たちの予算書106ページ、小中学校一貫教育推進事業、こちらぜひとも中学生が小学生に教えるというのは、やはり教える楽しさというのも、かなり学ぶ力になると思います。また、小学生についてみれば、基礎学力を上げるための重要なツールになると思いますので、こちらでも検討をよろしくお願いいたします。

私たちの予算書109ページ、社会教育活動事業です。

こちら、私が聞きたかったのは、実行委員会がアトラクションとかいろんなコーナー、イベントやっているのは知っています。町として独自にサプライズの出し物やプレゼントをしないのか、するのかという話ですので、やらないならやらない。やるならやるというふうに分かりやすく言ってください。よろしくお願いいたします。

続きまして、私たちの予算書の110ページ、青少年健全育成事業です。

放課後子供教室なんですけれども、来年度もまたモデル事業を見て、考えていくということなんですけれども、こちら何年ぐらい見れば次の学校に行くんですかね。2年なのか、3年なのか、4年なのか、5年なのか、6年間ぐらいやればもう1校やってもいいかなというふうに思うのでしょうか。

また、総務文教委員会資料の25ページの近隣市町の実施状況なんですけれども、こちら、コロナ禍でも実施している学校などもあるんですけれども、こちらの実施している実施していないという差は何なのか、教えてください。

私たちの予算書112ページ、図書館管理運営事業、こちらはよく分かりました。緊急事態宣言解除後は図書館で本を借りることが、時間制限はありますけれども、できるということで、こちら安心いたしました。

また、リニューアルなんですけれども、ぜひともこちらは検討していただきたい事項ですので、よろしくお願いいたします。

私たちの予算書113ページ、文化財保護事業。こちらは民具、古文書の寄附の申出があった場合に、中身をして確認をして寄附をしてもらうということなので、町としては特に寄附してください

という積極的なアナウンスはしないということでよろしいのでしょうか。

続きまして、私たちの予算書116ページ、東京2020オリンピック聖火リレーです。こちらはよく分かりました。ぜひとも、子供たちが行けるように頑張っていたいただければと思います。

総務文教委員会資料の2ページ、各学校の図書冊子状況ですけれども、こちらもコロナ禍だけでも、貸出しに向けて検討していただくということです。こちらで安心しました。子供たちにとってみれば、本を読みたいというような欲求が高まっております。ぜひとも貸出しに向けての検討をよろしくお願いいたします。

資料の8ページの埼玉県学力学習状況調査についてですけれども、テストの分析結果をして、各学校で取り組んでいるということも分かりました。また、年3回学力向上委員会各学校の情報共有をしているということも分かりました。こちらはこのことをした結果、成果は出ているのか、それとも、なかなか出ないで悩んでいるのか、成果のほうをお聞かせください。

13ページ、近隣市町の中学生における制服リユースの状況です。

近隣の市とか教育委員会に電話をして聞いたけれども、まとまった資料はなかったということです。私も、実はもう既に、杉戸町、白岡市、幸手市、久喜市、春日部市の教育委員会に電話しました。結果は同じようにまとめているものはないということでした。でも、私は本当のことが知りたかったので、昨日、杉戸町、白岡市、幸手市、久喜市全中学校に電話をして、ヒアリング調査をしました。どの市町も半分以上、もしくは全部の学校でやっているところがありました。

実際に、やはり各学校にヒアリングをすることで、私は本当に多くのことを知ることができるん

だなと思いました。例えば、久喜市の中学校で、制服のリユースはしていないが、先輩から後輩へと制服を受け継ぐ伝統があるのでリユース率は40%という学校もありました。こちらやはりセーラー服は可愛いから、先輩から後輩へ受け継ぐということで、こういったことも非常に参考になりました。

今後新型コロナウイルス感染症による景気低迷で家計が厳しくなっていきます。宮代町でも積極的に制服のリユースをしていくということは、子育て世代にとっても、宮代町に定住してもらいたいということの大きなPRになると私はそう思いですが、いかがでしょうか。

資料14ページ、各小・中学校の学校応援団の活動団体数と活動人数です。ここで私が聞いたのは、小・中学校、小学校でもいいんですけども、学校応援団にかなりの差があります。これ何で差があるんですかということです。須賀小は250名です。百小は90名、東小は55名、笠原小53名です。これ何で差があるのかというのを教えてください。

また、ほかの自治体では、地域との連携をさらに増すため、学校応援団コーディネーター制度や学校コーディネーター制度を積極的に活用しています。宮代町ではこうした制度を設けていく予定はあるのでしょうか。

資料14ページの各小中学校のスクールガードの人員の推移です。スクールガードの皆さん、そして、学校応援団の皆さんは、ボランティアで本当によく面倒を見ていただいています。保護者の方も先生も本当に大変感謝しています。特にスクールガードの皆さんは、足が悪くなるまで続けてくれます。長年スクールガードをしてくださった方、学校応援団の方に表彰をしてみたいかでしょうか。表彰規定を拝見しましたところ、表彰規定を

十分に満たしていると思いますが、いかがでしょうか。

以上、お願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁願います。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長、飯山でございます。

ただいまのご質疑に対しまして、順次ご答弁させていただきます。

まず、私たちの予算書14ページ、西原自然の森活用事業（移築民家活用編）でございます。

以前のもものと比べてどのように変わっていくのかという点、あるいはどのように使いやすくなるかという点でございますが、今までの事業でございますと、町の主催する事業に限って使っていくというような形でございましたが、こちらのルールをつくることによりまして、町だけじゃなく、市民の方が使っていただくというような形で大きく変わる点だというふうに考えてございます。

また、今後ルールをつくっていく中で、議論をしてみたいと思いますが、例えば今、考えられるものとしましては、先ほどお話し申しました音楽活動でございますとか、あるいは、例えばコスプレの会場になるとか、あるいは、移築民家でございますので、そちらのほうで上に上がっていただいて、お茶会をやるとか、そのような活用方法というものを考えられるというふうに考えてございます。

続きまして、私たちの予算書109ページ、社会教育活動。こちらの成人式でございます。先ほどご答弁で、漏れていた分野があると思いますが、町としてのサプライズというお考えはということでございますが、現在のところ、サプライズというものを具体的に企画しているというようなものはございません。成人式につきましては、一生に

一度の場ということもございますけれども、また、成人式実行委員会による企画運営をしてございます。そういったことから、新成人の方の自主性にある程度任せているところもございますので、現在のところ、町として何か新しいような企画というものは考えてございません。

続きまして、私たちの予算書110ページ、青少年健全育成事業、こちらの放課後子供教室でございます。

百間小学校で令和元年度から実施してございますが、ほかの学校への広がりという点でございます。こちらにつきまして、令和元年度に実施しまして、順調であれば令和2年度、今年度につきましても、百間小学校で実施して、そちらのほうのノウハウ等を踏まえまして他の学校へ広げていくということで考えてございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の関係で、令和2年度につきましては、残念ながら活動を実施することができませんでした。そういったこともございまして、令和3年度につきましては、再度百間小学校で行います。

また、そちらのほうの令和元年度及び令和3年度に行っていく内容を踏まえまして、いろいろ課題等も出てくると思いますが、そういった課題等を解決し、ほかの学校に広げていけるように、令和3年度におきましては、検証を行いながら、できましたら、令和4年度以降にはほかの学校への実施のほうを考えてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、委員会要求資料25ページ、放課後子供教室の資料の中にございますほかの市町の実施の関係でございます。こちらのほう資料でご覧いただきますと、令和2年度におきましては実施していないところもございますし、あるいは令和元年度よりは回数は大幅に減らしていますが、実

施というところもございます。それぞれの市町によりまして、放課後子供教室の実施方法というのは様々でございます。宮代町につきましては、直営という形で行ってございましたが、市町によりましては、PTAに実施をお願いしているところもございます。また、民間業者に委託をして、行っているというところもございます。そのようなところは市町によっては差が生じているような状況でございます。宮代町におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するという観点で、そちらにつきましては、参加される児童だけでなく、小学校の余裕教室等を使って行うという観点から、学校に対します安全を確保といった観点も踏まえて、令和2年度については中止という判断をさせていただいたものでございます。

続きまして、私たちの予算書13ページ、文化財保護事業でございます。民具等の寄附の関係でございます。こちらにつきましては、積極的にアナウンスをしているかという観点でございますが、過去には、広報紙に記事を掲載するなど行っていたところでございます。

現在につきましては、そのような積極的なアナウンスというのは行ってございませんが、今年度令和2年度については20件、令和元年度につきましては18件と20件程度の年間寄附の申入れがございまして、寄附を頂いているような状況でございます。

その寄附受けるにつきましても、今までに郷土資料館におきましては多数古民具等を寄附を頂戴してございます。中には新たに寄附の申出がございまして、既に資料館のほうで保管しておる古民具等、物がかぶってしまうといったこともございます。そういったことから、全てを頂くということではなくて、あくまでも内容を見させていただいて、資料館のほうで持っていないもの、そう

いったものを見させていただいて、寄附のほうを頂くように行っているところでございます。

また、古民具でございますと、場合によっては、大変大きな古民具等もございます。そういったことから、場所的なこともございますので、申出があったからといって、全てを頂くということにはちょっととなっていないような状況がございまして、その辺はご理解いただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

教育推進課学校管理幹兼副課長の塚越です。

まず、私たちの予算書34ページの教育センターの図書館も利用をというところの話でございますけれども、こちらのほうもお話しいただきましたので、そういったところを活用。基本的には教育センターですので、図書館というよりは教育センターで指導していくということになりますので、図書館の利用についてということについては、今後検討をしていきたいなというふうに考えております。

それから、私たちの予算書105ページのICT活用の取組についてでございますが、こちら、基本的には先ほどお話ししましたスタートカリキュラムを使いまして、統一してまずは慣れるということを進めていきたいというふうに思います。

最終的には効果的に使えること、これを目標にして、来年度1年間をかけて取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、委員会資料の8ページからの学力テストについて、その成果というところでございますけれども、こちらのほう、よい取組、こういったものをしたことによって、効果的に、数値的により数字が得られたというところがありますので、そういったものを情報共有しながら、各学校

でいいところを取り入れて進めているというところがあります。

実際のところ効果が出ているかというところなんですけれども、その指導の仕方が、やはり子供たちの実態もありますので、うまく当てはまる部分で、当てはまると成果がそれなりに同じように出てくるわけなんですけれども、実態に多少合わないとなると、そこが難しいところもあつたりしますので、成果が100%出ているかという、出していない部分もあるのかなと思うんですが、そういったいい取組を進めて、僅かであるが成果につながっている部分もあります。

続きまして、制服のリユースについて、宮代町でも取り組んでいくかというところでございますけれども、やはりなかなか学校のほうで、または町としても取り組むということについては、今のところ考えておりません。各学校で今、取り組んでいただいているところをそのまま継続してやっていただくということで進めていければなと考えております。

それから、委員会資料の14ページになりますスクールガードの人数の差ですけれども、スクールガード、それから学校応援団の差になりますけれども、なぜ差が出てくるかということにつきましては、やはり地域の実態もありまして、登録していただける人数に差が出てくるというような状況があるというふうに捉えております。

また、ご指摘いただきましたコーディネーター制度等の活用ということですが、こちらのほうは今後検討させていただければなというふうに思います。

それから、同じく14ページになりますスクールガードの皆さんへの表彰についてということですが、こちらのほうも検討しながら、参加されている方もたくさんいらっしゃいますので、

どういふ方法があるのかということも含めまして、検討させていただければなというふうに思います。

私からは以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） それでは、最後の質問いたします。

私たちの予算書14ページ、西原自然の森活用事業、こちらよく分かりました。ありがとうございます。ぜひとも市民団体の方にも利用できるようにして、積極的な活動を望みます。

私が質問したのは、私たちの予算書105ページ、小中学校ICT教育の推進です。スタートカリキュラムを使って各学校に配付するということですが、聞きたかったのは、運用は各学校で判断するのでしょうか。それとも、スタートカリキュラムを必ず各学校でやるということなのでしょうか。こちらお願いいたします。

それと、私たちの予算書109ページ、社会教育活動事業なんですけれども、ぜひともやはり宮代らしい思い出に残る成人式にしたいなというふうに私考えておりますので、町として独自に、何かサブライズ的な出し物やプレゼントをしてほしいなと思いますので、こちらご検討をよろしく願います。

もう一つ、資料の13ページ、近隣市町の中学校における制服のリユース状況ですが、町としてはやっていかないということなんですけれども、ぜひとも私がお願いしたいのは、町が近隣市町を調査してください。そうするといろんなことが分かります。それを現在百間中しかやっていませんので、ほかの中学校にもこういうやり方がありますよとかいうのを声がけてやることで、制服のリユースは進んでいくと思いますので、こちらよろしく願います。

質問は1点になります。

○委員長（丸藤栄一君） 学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

教育推進課学校管理幹兼副課長の塚越です。

私たちの予算書105ページの I C T の活用、こちらスタートカリキュラムということですが、これは基本的に各学校取り組んでいただくこととなります。そこの中には本当に基本的な、本当にベースになる部分について取り組んでいく内容になっておりますので、まずそれをやっていただいて、その中から、また効果的にどのように使えるかということは、各学校の活用の仕方、運用の仕方になってくるといふふうに考えております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 長いたくさんの質問に答えていただきありがとうございます。

私の質問は以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございますか。
塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

9点質問をさせていただきます。

予算書175ページ、就学支援委員会事業についてです。特別支援教育サポートチームの委員を教えてください。

2点目です。予算書178ページ、英語教育推進事業についてです。

こちら、私たちの予算書の108ページと資料の16ページにもございますが、宮代町のこの事業のうち、宮代町独自の事業を教えてください。また、事業内容はA L Tの方の意見も取り入れているのかということと、A L Tの方をどのような方なのか教えてください。

次に、予算書182ページ、小学校管理運営事業です。

こちらの本年度の特徴というところで、特別支

援教育サポーターの配置とあるんですけども、これについて詳しく教えてください。

続きまして、予算書191ページ、中学校施設管理事業についてです。

こちらの個別施設計画の策定とあるんですけども、どのようなことか詳しく教えてください。あと、こちら184ページの小学校についても個別施設計画の策定とあるんですけども、併せて教えてください。

次に、予算書206ページ、学校給食運営管理事業についてです。

私たちの予算書105ページにもございますけれども、こちらの学校給食のアレルギー対応について伺いますが、こちら、アレルギー対応についての先生などの研修は行っているのでしょうか。あと、国の方針と宮代町独自の対応の違いを教えてください。

続きまして、私たちの予算書の105ページの I C T 教育についてです。

こちらのみらいスクールステーションとはどこにあるのか教えてください。

最後に、私たちの予算書107ページです。生徒・教職員の健康管理等対策事業についてです。

こちら、教職員の方々のストレスチェックなどもされていると思うんですけども、心のケアなどは行っているのか、そちら教えてください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時40分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、教育推進課分についての答

弁からお願いいたします。

答弁求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

教育推進課学校管理幹兼副課長、塚越です。

それでは、まず予算書175ページにあります特別就学支援委員会事業の特別支援教育サポートチームの委員についてということですが、こちらは県立春日部特別支援学校のコーディネーターの先生、それから宮代特別支援学校のコーディネーターの先生、そして本事務局におきます教育相談員と指導主事が入りまして、学校を巡回しているというふうになっております。

続きまして、同じく予算書の178ページ、それから私たちの予算書108ページ、それから委員会資料の16ページにあります英語教育についてになります。

宮代独自の取組についてということですが、本町は平成26年度から英語教育につきましては、特別に研究を進めてまいりまして、特にそのメインとなっているのは、子供たちに英語を聞かせるということを中心に教育を進めているところでございます。

また、そういった中で本町の偉人であります島村盛助氏を継承する英語活動発表会というものに取り組んでいたり、また小学校におきましては、担任、それから英語の専科教員という者がおりまして、その教員と、それからALT、それから日本語の日本人の英語の指導補助をしていただけの先生というか補助員がおりますので、4人体制で時間帯によっては4人体制で指導しているようなところもあります。

それから、ALTの意見等の反映についてでございますけれども、こちら授業の計画時には必ず担任と、それから英語、中学校ですと英語担当で

すけれども、その英語担当がそれぞれALTとしっかりと協議をしながら授業の計画を立てているというふうにして、授業を進めているところでございます。

それから、ALTにつきましてどちらのほうの国から派遣ということによろしいでしょうか。こちらは、今派遣されていますALTは、アメリカの方が2名、それからオーストラリアの方が1名、ジャマイカの方が1名、フィリピンの方が2名というふうになっております。

続きまして、予算書の182ページ、特別支援教育サポーターについてでございますが、こちらは各小学校に1名ずつ配置しておりまして、主に特別支援学級の子供たちについてサポートを行っているところでございます。

それから、こちらは私たちの予算書107ページ、生徒、教職員の健康管理等対策事業につきまして、教職員のストレスチェック等での心のケアということでございますけれども、こちらの高ストレスの者に対しましては、医師による面接指導を受けることができる案内を出しております。対象になっている者、希望する者に関しましては、こちらのほうで対応させていただいているところでございます。

私からは以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

私からは、予算書の185ページ、191ページの小中学校のそれぞれ個別施設計画の内容について、まずお答え申し上げます。

こちらの個別施設計画は、別名施設の長寿命化計画と呼ばれるものでございまして、各施設に必要な機能を維持するために中長期的にわたる整備の内容ですとか、時期、あと費用などを表した計

画でございまして、限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理ですとか、更新のコストの縮減ですとか、平準化を図るための計画になってございます。

こちらは昨年度に小学校の劣化診断、一昨年度に中学校の劣化診断を行っておりますので、そうした基礎データを基に来年度策定したいと考えております。

今後、この計画が前提となりまして、国庫補助採択の有無が分かれるというふうに文部科学省の方針がございまして、今後、学校施設を維持する上では必須となってくる計画というものでございます。

続きまして、予算書の206ページの学校給食に関してのアレルギー対応についてのご質疑についてお答え申し上げます。

まず、宮代町の教育委員会でも学校給食における食物アレルギー対応マニュアルというものを作成して、アレルギー対応に取り組んでおります。この食物アレルギー対応マニュアルについては、県のほうで方針として出しているものがございまして、基本的にはその県の方針に従って作成しているというものですので、何か特別なそのアレルギー対応に関して、何か独自のものというものはございません。

ただ、独自のものという点では、アレルギー対応の品目につきましては、近隣の自治体などに比べれば細かく対応しているというのが宮代町の特徴になります。

当然、アレルギー対応については、改定ですとか追記などもございますので、これが出た場合には、先ほどお話をちょっとさせていただきましたけれども、学期に2回給食主任の先生等を集めて、学校給食研究委員会というのを開催しておりますので、その中でアレルギーの改正ですとか、対応

等に変更があった場合には、情報共有をして、意見交換を行って、どういうやり方がいいのかという点について検討して、共有して、実践していくというものを行っております。

最後になりますけれども、みらいスクールステーションについてですけれども、こちらは全ての学校の普通教室に設置してある小型の情報端末みたいなようなものでございまして、それがサーバーにつながっていて、テレビのリモコンのようなもので映すと各教室に設置した50型のテレビに電子教材が流れるものでございます。特に、外国語の授業などでは、NHK for School とかというそういったものの映像が流れたりするんですけれども、英語、外国語の授業に限らずほとんどの教科において学校のほうでは使っていると。特に英語なんかだと、ほぼ毎回授業で活用しているというように伺っております。

私からは以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

予算書178ページの英語教育推進事業についてなんですけれども、いろいろ分かりまして、ありがとうございます。

英語教育のこの資料の16ページになるんですけれども、この授業時間について、ほかのこの特別に宮代独自でやられている英語教育がこの時間数にプラスをされているということによろしいのでしょうか。そうでしたら、どれくらいこの時間数がプラスされているのか教えてください。

あと、先ほど聞くことが中心にということで、ずっと行っているということだったんですけれども、いろんなことをインプットすることも大切なんですけれども、やはりアウトプットで、特にこういう外国語は実践で話すというところでやはり

楽しさとかを感じると思うので、その辺のどれくらいそういったコミュニケーションといいますか、そういうことを行っているのかということを伺います。

あと、これからなんですけれども、1人1台端末がネットでつながるということで、この英語にももちろん使われると思うんですけれども、そのときに実際にオンラインで外国語を話される方のコミュニケーション、離れていてもできるような何かそんなこともやっていただけると、英語を好きになると思うんですね。その辺がやはりこういうALTをやられている方からご意見を伺うとちょっと残念なところだということで、もっと好きになってもらえるような活動をできればいいというお話もあったので、こちら宮代町のALTの方ではありませんけれども、なのでそのような形で宮代町も取り組んでいくのかということをもう一度伺います。

次に、学校給食のアレルギー対応についてなんですけれども、こちらの県の方針に従っているということで、承知をいたしました。

事故防止の観点から個別ということでアレルギー対応についてなんですけれども、個別対応をされているのか、こちらの私たちの予算書の105ページにもありますように、食物アレルギーのある児童・生徒に対して除去食、代替食の提供を行いますとなっているんですけれども、ということは個別対応をされているのかというところで、個別対応の場合、先生方のアレルギーに対する周知、研修であったり、またそれを配る子供たちへのその対応というのはどうなっているのか、その辺りもう一度お伺いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 教育推進課指導主事。

○教育推進課指導主事（竹内知子君） 教育推進課

指導主事、竹内でございます。

お答えさせていただきます。

まず、178ページ、英語教育推進事業についてでございます。時間については、国のほうで定められている授業数がございますので、基本的にはこの授業数プラス1年間の授業の中で余時数がございますので、その時数について二、三時間プラスになる学校もあるかなというふうに思いますが、基本的にはこの授業内でやっています。

宮代内で特別にやらせていただいているものは、この授業時数の中で指導の仕方を従来のものといえますか、全国でやられているものとは少し変えているということです。そちらのほうは、先ほど塚越のほうからもありましたが、日本の子供たちは長い間英語を学習しても、卒業した後にその英語をなかなか使えるようにはならない。そうではなくて、せっかく学習したのですから、授業が終わった後にその英語を使って、自分のことを表現できる、そういう子供たちを育てたいということで授業の仕方を変えております。

そこで一番大事にしていることが、言語習得の理論を大事にしまして、日本語を小さい子供たちがどのように発するようになるのか。日本にいと英語を聞く時間がなかなかないものですから、全てにおいて言語習得と同じように、母語習得と同じようにすることは難しいとは思いますが、たくさん聞いて、それがたまったときに言葉として出てくるというそのようなものを目指しています。

ですから、一般的に授業をするのは、スキット等を覚えて、何回も練習して、さあ、ゲームでやってみなさいというような授業が多いと思うんですが、宮代町では、練習があつたり本番があつたりではなく、授業を丸ごとその場で会話をするという方法でやらせていただいています。ですから、

あなたは何色が好きなのということを各子供たち一人ひとりに聞いて、そこで英語で話すことで、英語をたくさんインプットして、そして、話せるようにつなげていくというような授業をしています。

そして、先ほど外国語を使つてのコミュニケーションということでお話しいただいたんですが、ALTや私たちJPEと呼ばせていただいている日本語の英語の教師がいるんですが、その方たちにも協力していただいて、たくさんのインフォメーションギャップといいますか、知らないことを聞く必要があるので、言葉を使うということで他者に対して何を持っているのかとか、どんな気持ちであるのかということを聞くような授業を行っています。

来年からなんですが、業者さんもちよつと変えようかなというふうに思っているんですが、そちらの業者さんは、英語の時間内にネットでつないで、たくさんのALTをこちらのほうに提供してくださるということなんですね。授業の中で、子供3人対ALT1人というところで会話をするような授業もできるというふうにお話しいただいておりますので、私たちもとても期待しているところではあります。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

アレルギーの個別対応についてお答えいたします。

アレルギーについては、ご指摘いただきましたとおり、入学の前ですとか、あとは学年が変わる際にアレルギーの確認申請書というのをまず保護者の方から提出をいただいております。その提出いただいたアレルギーの確認、対応票、希望調査

票を基に学校のほうではアレルギーの対策会議とこのを開いていただきまして、校長先生ですとか教頭先生、あるいは給食主任の先生、あとは養護の先生、あとは栄養教諭ですね、そういった関係者の中でどこまでその対応できるのかというのを検討をさせていただきます。

検討させていただいた結果、これについては対応できますというものを保護者にお知らせをして、それで除去食ですとか、代替食というような対応を行っております。

ですので、個別の対応をしているというような状況です。

実際、その除去食を配膳するに当たりましては、必ず除去食が個人のご家庭には、まずこの日はありますよというのを1か月分あらかじめお渡ししておきます。

実際、当日はアレルギー食の場合には、まず配膳員、各学校にいますけれども、その配膳員からアレルギーのあるクラスの担任の先生に原則直接手渡し、その場合には印鑑を押して、収受、受領をするというような形を取りまして、そのまま担任の先生が直接名前とクラスを確認して、その子の元に届けるというような取組を行っております。そのような形でアレルギー食については対応しているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） ありがとうございます。

英語教育については、やはり実践で言葉が通じたというその何か楽しさとか喜びがその好きにつながって、学びにつながると思うので、とても私も期待をしております。よかったです。

それとアレルギーなんですけれども、やはり個別対応ということで、厳重にそのようなシステム

でやっていらっしゃると思うんですけれども、そこで事故のようなことも起こったこともあると思うんですけれども、それでそういった対応というんですか、事故があった場合のその後の対応について伺いをいたします。

もう一つ、先ほど I T C 教育のところでの質問をしたんですけれども、今回、今、本日から19日までにタブレットが配付されて、もう4月からそういった使った授業が始まるということなんですけれども、先生方の研修等でご自身でやはりそれを準備する時間も必要かと思うんですけれども、4月からはスクールサポーターの方がもう配置がなくなったということで、また先生方のその消毒とか、そういった負担が増えると思うんですけれども、その中での新しい教材のご自身の準備とかがどのようにされるのか、それについての配慮があるのかということをちょっともう一度伺いたします。

あと、最後に教職員の健康管理ということで、医師に相談する、ストレスチェックで医師に相談される方がいたと言うんですけれども、何名いらっしゃったのか、伺いたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

それでは、まず I C T 端末、教職員の研修というところでございますけれども、教職員の負担というところの軽減でどのように行っていくかということなんですが、やはり1人1台端末ということもありますので、従来ですとその研修会をこういった場を集めて行っていたりはしたところなんですけれども、各学校においてオンラインを使って研修を行うということを今月から行いまして、来年度に向けては月1回程度その自校においてオンラインで研修を行っていくというふうに考えてお

ります。

これで多少移動の時間とかの軽減になって、今までよりも負担は減るのではないかなというふうに考えております。

それから、教職員のストレスの心のケアについてでございますけれども、医師に相談ということなんですが、本町希望者はゼロということで、特に相談を受けたいという者はおりませんでした。

以上であります。

○委員長（丸藤栄一君） 教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

それでは、万が一のアレルギーの誤食等があった場合の対応ということでご説明いたします。

まずは、症状の確認が優先になりまして、原因する物質の、マニュアルにありますので、ちょっとマニュアルのほうを少し説明させていただきますと、例えばすぐに異常が発見された場合には、先生を複数人呼んで、その原因となる物質の除去に当たります。例えば、皮膚に付着した場合には洗い流すですとか、目に付着した場合には洗顔後、抗アレルギー薬、ステロイド薬を点眼ですとか、口から摂取した場合は吐かせるですとか、そういったまず初動の対応がございます。

アレルギーが重篤なお子さんについては、アレルギーの緊急時の個別対応表というのをあらかじめ用意してありまして、一番、例えば症例の1として、皮膚に蕁麻疹ですとか、赤味ですとか、あとは粘膜、唇が例えば腫れるとか、そういったまだ弱い症例の場合には安静にして経過観察して、保護者に即時に連絡をすると。保護者の判断も仰ぐというようなまず第1段階です。

例えば、アレルギー症状が重たい子については、内服薬ですとか、場合によってはエピペンなどを持っているお子さんもありますので、症状2でそ

の蕁麻疹の範囲が広がってきたとか、例えば唇やまぶただけじゃなくて、顔全体が赤く腫れてきたとかそういった第２段階にきた場合には、医療機関をすぐに受診と、保護者の指示があれば、すぐに内服薬ですとかそういったのを服用すると。

それ以上の強い症例が出てきた場合には、もうエピペンですとかそういった対応になるということで、そういった発症段階における対応というのをそれぞれマニュアル化して、共有して、ただこれによらないお子さんなどもいるので、そういった場合には緊急時の個別対応表などを確認して、現在は対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） ありがとうございます。

最後に、１つ質問したいんですけども、アレルギーで事故があったのか、ありましたら件数を教えてください。

それと、この対応というのは、方針といいますか、それは今後も変えることはないということでしょうか、よろしいのか、伺います。

○委員長（丸藤栄一君） 教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 実際にアレルギーがあったかということなんですけれども、件数につきましては、すみません、ちょっと即座にはお答えできなくて申し訳ないんですけども、実際、誤食等があったことはございます。

その場合には、今言ったような対応を取っていただいた上で、後日、事故報告書というのがございまして、それぞれの経過を詳しく書いて、提出していただいた後に、直接教育委員会のほうでその学校のほうに出向きまして、校長先生と担任の先生と、また教頭先生ですとか関係者との聞き取り調査というのをやっております。その場合、事

故防止の再発防止の対策について意見交換を行って、必要な部分については改善をしていくというやり方を取りまして、実際にあった場合には、給食研究会の場で共有をして、こういったことがないようにということで周知徹底させていただいているという状況です。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、質問させていただきます。

最初に、歳入のほうからちょっと質問をさせていただきます。

最初に、50ページ、20款の２目雑入です。区分２の学校給食費徴収金ですけれども、今年度の予算としては１億1,705万円、そして過年度分学校給食費徴収分ということで10万円出されているんですけれども、令和２年度の実績、あと給食費を払えない世帯があったのかどうか、現実として、その辺のところをまず最初にお願いします。

それと53ページです。

各種講座参加負担金91万円となっていますけれども、令和２年度予算より10万円ほど減額となっていますが、これはどんな講座を、何回の講座を予定しているのか、本年度は。そして参加予定人数、そして参加費、全額個人負担なのかどうか、その辺のところをよろしくお願いします。

それと53ページ、日本スポーツ振興センター掛金、下から３番目です、て書いてあるんですけれども、これは保険だと思いますけれども、内容。1万円ほど保険料が高くなっているんですけれども、この児童数とか生徒数の人数によって違うのでしょうか。それとも、ほかの理由なんですか。ちょっと分からないなという感じがするんです。

それと歳出、歳出になります。

174ページ、(1)教育委員会費、これあと簡単な説明だけで結構なんですけれども、説明1の教育委員会活動事業と書いてあるんですけれども、この活動の内容というんですか、教育委員会の。それと、あと教育委員の予定人数、本年度の、来年度、令和3年度の、選定の方法、その3つをお願いします。

それと、174ページ、(2)就学支援委員会事業ですが、教育上、特別な配慮を要する児童生徒に対する教育的措置の適正化としているが、この場所と内容、あと支援員の人数、細かいことを、あと1日の指導時間は何時間ぐらいしているのか、する予定なのか、それをお願いします。

それと、これはちょっと私は重要だと思っているんですけれども、174ページ、(3)小中学校適正配置事業です。詳細をお願いしたいんですけれども、特にこの令和3年度検討すると書いてあるんですけれども、これはいつまでに検討するのかわかるのか、どういう内容でやるのか。私はこの学校を1校にするという話、最初からされているんですけれども、宮代町は細長い町なんです。これは無理があるんじゃないかなと私は思っております。その辺のところを進捗状況とか内容を、町としてどういうふうに思っているのかお聞かせください。

それと178ページ、この事務局費、(4)不登校対策事業、この不登校対策ということなんですけれども、この不登校とされている児童数、生徒数、不登校とされる定義ですね、1週間以上休んだら不登校とされるのか、1か月なのか1年以上なのかちょっと分からないので、その定義を教えてくださいなと思っています。なぜこの不登校が発生するのか、それと。

それと、これは一緒にやりますけれども、これ予算としては5万1,000円の予算でなっているん

ですよ。

178ページ、見ていただきたいんですけども、不登校対策費、いじめ何とかかんとかで6,000円、さわやか相談員の費用弁償で1万3,000円、傷害保険料で3万2,000円ということになっているんだと、ここのところはほとんど保険料5万幾ら、5万1,000円の中で。これで何が不登校対策なのかという感じがするんですけども、具体的に何をやるのかが不登校対策じゃないんですか。私はちょっと分からない。保険料払っているだけの不登校対策なんでしょうか。ちょっとその辺のところをお願いしたいと思います。

それと178ページ、皆さんが英語教育のことで質問されていました。私、がらっと視点を変えて、この英語教育についていけない子をどうするのか。必ずついていけない子がいますよね。そうすけ先ほど言った特別な配慮を要するほうへ入ってしまうのか、ついていけない子は。どういうふうに考えているのかなというのがあるんで、その辺のところの説明をお願いしたいです。

あと、これに対して先生の負担が軽減されるということなんですけれども、失礼しました。これとは違います。

その辺のところのついていけない子の対策というのをどういうふうに特別に考えているのか、お願いしたいなと思っています。

あと190ページになりますが、(2)生徒・教員の健康管理ですね。今、新型コロナウイルス感染症がはやっていますよね。インフルエンザは書いてあるんですけども、今日のテレビニュースでも新型のイギリス型では子供にも感染する。死亡率が2倍だということを言われております。

その辺の対策で、宮代町でも子供さんがこの新型コロナウイルス感染症にかかったということで聞いております。その辺の対策というのは今後重

要になってくるんじゃないかなと思っているんですけども、教育委員会としてどういうふうに考えているのか、お願いしたいと思います。

あと、小学校のICT、105ページです。これは私たちの予算書105ページになります。

小学校ICT教育推進ということなんですけれども、大まかなことは分かりましたけれども、ただ、今これ教育する上で各学校のオンラインでやっているんですけれども、このICT、コンピューターに精通しているとは、それはオンラインでもすぐに指導はできると思うんですけれども、いろいろな先生がいます。このICTを苦手とする先生もいると思います。そういう人たち、そういうことがあった場合、子供のこのコンピューターに優れている子供もいますよ、小さいときからいたずらして、子供の教育上やっているとか。そういう先生、もしあったとき、逆に先生たちがいじめられるんじゃないかなと私は感じているんですよ。そういう負担をなくすということは、どうするのかどうか。無理やりにそれを専門の教育者に任せるんじゃなく、全部全部その担当の教師がやらなくちゃいけないのか、その辺のところをもう一度お願いします。

それと、180ページの教育支援センター設置事業です。先ほども言いました。子供さん、英語教育を受けなかったら、こういうところに入れてしまうのかいというんで。

この学習支援センター、いつ開設されるのか、どこに場所を設定するのか。それと、これはまた専門の教師が指導を行うのか。これらについては、そこに行った人は有料なのか無料なのか。あとは期限は設けるのか、詳しい内容をお願いしたいと思います。

あと180ページ、同じページの3目、教育振興費、(1)奨学資金事業ですが、昨年度は28万7,000

円でしたが、3年度予算案では19万2,000円となっています。これは申請者が少ないということでこういうことだと思うんですけれども、これはやっぱり町民に宣伝や募集、今新型コロナウイルス感染症の影響でかなり個人の収入が落ちている。やはりこういう申請が少なくなるというのはおかしいなと私は思っているんですけれども、逆に増えるんだったら分かりますよ、私は、予算が。私はそういうふうに感じているんですけれども、なぜこれ下がってしまったのか、その辺のところの経過をお願いします。

それと196ページの第10款教育費、1目の社会教育総務費です。(4)の人権教育推進事業ですが、事業の内容の中であらゆる偏見や差別の解消と示されているんですけれども、これは事実があるのでしょうか、そういう教育するほどの人権教育というんですか。あったら二、三出していただきたいなと思っています。

また、あらゆる差別の解消というのであれば、今いろんなところで問題になっているジェンダー平等、男女間の差別解消ですよ。そういう教育もするべきじゃないかなという感じはするんですけれども、いかがなものでしょうか。

それと206ページになる、私たちの予算書ではP116、東京オリンピックです。

聖火リレー事業ですが、いろんなマスコミの事情で話題になっています。教育委員会の回答、先ほどの回答でも国の方針次第だということで、どうなるかはちょっと分からないといっていましたけれども、私はこれは対策、やらなかったから、じゃ、こんなふうに予算は余らすというんじゃないくて、もう最初からやはり私は中止にしたほうがいいんじゃないかなと思っております。いずれにしろ、児童に対するいろいろな教育上、便利だと言っている人もいますけれども、やはり今は新型

コロナウイルス感染症対策が最初じゃないかなと私は思っております。教育委員会の考え方をお願いいたします。

あと、35人学級なんです。国の指針では35人学級を始めるということを言っていますけれども、宮代町では1、2年生が35人以下だと。あと、現実的には35人以下になっていますよということなんですけれども、これはやっぱり35人以下になっても宮代町としても、条例できちんと決めるべきじゃないかなと思っております。事実はおそらくかもしれないですけども、やはりこういったものの教育上、少ない人数でこの新型コロナウイルス感染症対策のときでもそうでしたですね。あまり大人数じゃ駄目だって、密じゃ駄目だってということで、教室でやった場合は、やはり35人が必要だ。それで押されて今35人学級を進めているわけなんです。

やはりこの35人学級を条例で町で決めるべきだと私は思っております。それをいつ頃までにやるのか、教育委員会の方針をお聞かせください。

それと、あと最後になりますけれども、183ページ、私、この教育予算を見ていて、18節、負担金何とかと見たんですけども、これほどの何か負担金とかそういうのが、例えばこれは小学校の負担金になるんですけども、こういうのをこんなにあるんですか。何とか負担金、何とかの分からないけれども研究費だとかこういうのはまとめてやれることはできないでしょうか。例えば校長先生ののだという3つぐらいありますよね。集まりがね。女性の校長の先生の集まりだとか埼玉葛だとか、埼玉県だとか、こういうのは整理できないでしょうかね。分からない、私も専門の勉強をしたわけじゃないですから、こういうことでは。必要なかどうかということをお伺いしているだけです。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

私からは歳入としてまず1点目、雑入の給食費についてお答え申し上げます。

令和2年度の未納についてですけども、令和2年度ですとなかなか単純にまだ口座残高不足で落ちなかったりしますので、実際未納というのは今はございます。

ただ、それがどういう理由で未納なのかということまではまだ現時点では分からないということですが、過去令和元年度と平成30年度の決算におきましては、滞納はゼロということになっておりますので、引き続き給食費の未納については、ないように学校にもお話をしていきたいというふうに考えております。

歳出のほうですけども、1点目、予算書の174ページ、教育委員会の活動事業の内容ですけども、こちらまさに毎月定例教育委員会という会議を行っておりまして、その教育委員さんの定例会議に要する費用等がメインというか、その内容が主な内容となります。

人数につきましては、4人でございまして、その中につきましては保護者の代表ですとか、また教育委員ということで識見者として、現在は日本工業大学の先生と、あとは共栄大学の先生に入っております。ですので、来年は4人ということになります。

次は、予算書の174ページの小中学校適正配置事業の来年度の取組についてですけども、ご存じのとおり、現在、町からの諮問によりまして、現在、適正配置の審議会において現在の町の適正配置計画等について検証作業というのを行ってお

ります。令和元年の7月から開始をいたしまして、これまで8回の会議と1回の視察研修というのを
行っております。

第9回の会議も2月に開催の予定をしておった
んですけれども、どうしても委員の方が働いてい
る方もいらっしゃいまして、夜間開催がその緊急
事態宣言の発令に伴ってちょっと今会議の開催が
できない状況がございまして、ちょっと審議会自
体が延期となっているそういう状況でございます
が、年度内に3月の終わり頃にもう一度会議のほ
うを開きたいということで現在調整しているところ
でございます。

実際に、令和3年度については、審議会から答
申をいただければ、その答申を尊重する形で町に
おいて現在の計画等について、いま一度再検討を
行いまして、必要に応じて現在の計画等の見直し
を行うということになります。その見直しされた
方針に基づきまして、順次取組を進めていくとい
うことでございますので、ですので来年度の予算
についてはそういった事務費に関して計上してい
るというような状況でございます。

私から最後になりますけれども、予算書の180
ページ、奨学資金事業についてですけれども、減
額の理由はご指摘いただきましたとおり入学準備
金補助金の実績に応じて減額をさせていただいた
ところでございまして、今年度につきましては3
件、その入学準備金の補助を行っておりまして、
現在3万8,251円という支出の金額について補助
を行っておりますので、そういった実績を勘案し
て減額をさせていただいたというところでござい
ます。

私からは以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長、飯
山でございます。

ご質疑に対しましてご答弁順次させていただきます。
ます。

まず、歳入、雑入の各種講座参加負担金の内容
でございます。こちらにつきましては、主だった
ものとしたしましては、郷土資料館における各種
講座の参加費、それと一番金額的にウエートを占
めていますものが、みやしろ大学の県外研修を受
ける参加負担金、こちらのほうが金額にいたしま
すと80万4,000円ということで、91万の中では大
きなウエートを示してございます。

こちら県外研修の参加負担金につきましては、
みやしろ大学の学生さんが県外研修に参加する際
のそちらのバス代、施設見学科、給食代、そうい
った費用を全額実額として頂くということで予算
のほうを計上しておるものでございます。

大きな減額となった理由につきましては、そち
らのほう参加人数を今までの実績に応じまして人
数のを減らしたことによる減額となっているもの
が主な要因となっております。

続きまして、歳出予算書196、197ページでござ
います。

事業、人権教育推進事業でございます。事業概
要といたしまして、あらゆる偏見や差別の解消に
向けてとなっておりますが、こちらにつきまし
ては町内においてそう差別事象があったかないの
かとそういうことにかかわらず、あらゆる差別、
例えば同和問題、あるいは障がい者、あるいは子
供、あるいは女性人権等そういったあらゆる人権
現象にある人権差別に対しまして、そちらの解消
に向けた取組を行いたいということで予算のほう
を計上してございまして、そういったことに対す
る研修というものについて行わせていただくもの
でございます。

そういったことから、ジェンダーというような
お話がございましたが、そういったものを含めま

してあらゆる差別事象に対してその解消に向けて取り組んでまいるとのことでの予算の計上となっております。

続きまして、予算書206ページ、207ページ、東京2020オリンピック聖火リレー事業でございます。こちらのほうの聖火リレー、またオリンピック自体の開催の有無というお話でございますが、この聖火リレーの開催の可否につきましては、東京2020組織委員会において判断をされることとなりますので、当局におきましてはその判断に基づき対応をしていくこととなります。

また、オリンピック自体につきましても東京2020組織委員会において最終的に判断をされるということでございますので、町が、あるいは埼玉県がその判断をとというようなことではございませんので、ご理解をいただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

教育推進課学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

まず、53ページのスポーツ振興センターの掛金のところでございますけれども、こちら議員おっしゃるとおり、人数が増えておる関係でこのようになっております。

続きまして、予算書の174ページ、就学支援委員会事業教育上、特別な配慮を要する児童生徒に対する教育的措置の適正化というお話でございますけれども、こちらのほう場所、内容ということでございますが、まず就学支援委員会というものにつきましては、年3回ほど行いまして、こちら委員の定数20名というふうになっております。こちらは子供たちの適切な就学、学びの場を検討していく場となっております、特別に配慮が必要なお子さんには、どういった学習の形態がよいの

かということを話し合っているところでございます。

それから、先ほどの特別支援教育サポートチーム、こちらのほうは先ほどもお話ししましたが、県立の特別支援学校のコーディネーターの先生方にお越しいただきまして、町内の小中学校、今年度はちょっと新型コロナウイルス感染症の関係で日程がずれたところがあるんですけれども、大体1学期、それから2学期から3学期にかけて各学校2回ほど訪問をさせていただきまして、子供たちの学びの様子を見ていただいて、その適切な学びに向けてアドバイスをさせていただくというようにことで、訪問の指導を行っているものになっております。

続きまして、予算書178ページの不登校対策事業についてでございます。

まず、不登校の定義でございますけれども、こちら文部科学省のほうから出ているものにつきまして、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因の背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由以外の者というふうにされております。

では、なぜこういったものが起きるのかというのは、やはり背景が実に様々ありまして、きっかけというものもあるのかもしれませんが、何が一つこれがというようなものはありません。子供たちの一人ひとりのその状況に応じて、なぜそうなったかということとは異なっております。そういったところをなるべく取り除いていけるといいますか、解決していくということをこの不登校対策ということで考えております。

179ページになります。

こちらの金額なんですけれども、こちらのその不登校対策連絡会議というものがこちら通常です

と年3回ほどありまして、各学校のそういった不登校であるとか、いじめの状況を各学校でどのように起こっているかという状況と、それに対してどういうふうな取組を行っているか。その取組によってどういう効果があったかというものを話し合いをしまして、そういった取組を各町内の小中学校で共有しまして、これもいい取組につきまして、各学校で積極的に取り入れていただいて、解決に向けて対応していくというようなことで行っております。

先ほど、それ以外に保険料が多いというようなお話でしたけれども、こちらはやはり事務局内に1人おります教育相談員と、それから各中学校、3中学校にボランティア相談員というものを配置しておりますので、その者、合わせまして4人になりますけれども、そちらのほうの保険料というふうに計上をさせていただいております。

続きまして、英語教育について、すみません、178ページの英語教育推進事業のほうについてですが、英語教育についていけない児童生徒についての対応ということでございますけれども、こちら英語教育に限らず様々な学習において同じような状況の子供たちがいるかなというふうに考えております。

それに対しては、もちろん担任が中心、中学校であれば教科担当が中心になって子供たちのその苦手については、取り除くために授業時間以外のところも工夫して取りながら、指導を行ったり、また英語については先ほど来お話がありますが、小学校から英語が入りましたので、そこの指導から英語嫌いをなくすような指導ということで、様々担任を中心に支援をし、取り組んでいるところでございます。

続きまして、健康管理ということで新型コロナウイルス感染症対策についてどのように考えてい

るかということでございますが、今まさに新型コロナウイルス感染症に関しては対策をしながら取り組んでいるところでございます。子供たちの健康管理が一番でございますので、この新型コロナウイルス感染症に対しては万全の体制を整えていきたいというところで、考えられる対策を今学校のほうでは取り組んでおります。

まずは、朝ですね、自宅で検温をしてくる、それとまたあと学校に来た際に校舎に入る前に子供たちのまたもう一度検温をしているというような状況が今ございます。

さらに、学校の生活の中では、授業中は当然黒板のほうを向いて行っているわけですが、給食の時間も今まではグループになって食べていたところもあるんですけれども、そういったものも黒板のほうをみんなが向いて食べるように指導をしたりとか、あと放課後は、子供たちが帰った後、机や椅子の消毒をそれぞれ行っているというようなことで、学校の中でとにかくクラスターを起こさせないということで取り組んでいるところでございます。

それから、私たちの予算書の105ページのICT教育の推進でございます。

確かに、教員の中には機械、またはそういったパソコン等の苦手さを持っているところはあるのかなというふうに感じるところもございますけれども、やはりこれからの時代はこういったものを使いながら学習をする、また子供たちが大人になったときにこういったものをうまく利用しながら生活していくということになりますので、そういったことからやはり教員の中で指導ができていかないとなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

ですので、やはりこういったものがそういったタブレットを有効に使えるというような教員をこ

ちらとしても育てていかななくてはいけないかなというふうに思っておりますので、先ほどもお話をさせていただきましたが、研修を行う、研修の時間を設けて、操作に慣れていただく、またそれを使って活用して授業の指導ができるというところまで教員を育てていきたいなというふうに考えております。

続きまして、予算書の180ページ、教育支援センターについてでございますけれども、こちらも先ほどお話をさせていただきましたが、まず時期につきましては令和4年度当初の開設を目指しております。

場所につきましては、先ほどお話をさせていただいたんですが、現在検討中ということでございます。

支援員に関しましては、こちらも今年度も使いながら事前にもう既に他市町でこの教育支援センターを運営、実施しているところがありますので、そういったところを参考にしながらその支援員さん等の選定はしていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、料金につきましては、こちらは基本的に無料で誰でも通えるということを考えております。

期限もいつまでというところは、基本的には義務教育の間はいつでも自由に活用できるというようにしていきたいというふうに考えております。

続きまして、35人学級についてでございます。

委員ご指摘のとおり、少人数学級、少人数指導というものの利点というものは我々も非常に有効であるというふうに感じております。それを宮代独自で条例で決めてということになりますと、少しちょっとやはりこの町としまして、委員会としましてちょっとハードルが高いかなというふうに考えております。県のほうのその35人学級という

ものを利用しますと、教員が県のほうから派遣とか配置をしていただけることになります。

ただ、町のほうの条例というふうになりますと、町で全てそれを持っていくというふうになっていきますので、なかなか理想的で本当にいいなというふうに考えてはおるんですけども、実際に実施するとなるとそういった面でなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

それから、最後になりますが、183ページのそれぞれの負担金についてでございます。

こちらも委員ご指摘のとおり、何とかならないのかというお話は我々のほうでもやはり感じているところでございます。こちらの各種そういった校長会、校長やそれぞれの会のほうでこの辺の金額や負担については、今後軽減できないか、またはお話しいただいたように統一できないかということは、話を進めて検討していければなというふうに思っております。

私からは以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最初の50ページ、20款の雑入代、学校給食費です。

本年度、前年度がいなかったということなんですけれども、やはり今コロナ禍で、今年度はまだ決算が済んでいないんで分からないということ言っていますけれども、必ず出てくると思いますよ、私は、今回は。

そういう中で、徴収、これは子供の教育のあれもあるんで、どんなふうに万が一出た場合は、これ万が一の場合ですけども、どんなふうに徴収するのか、その辺のところが子供対して偏見とかいろんな差別があつてはいけないということで先ほども言っていましたけれども、そういう教育はするんだということを言っていますので、ぜひその辺のところはどういうふうにするのか、教育委

員会としての方針があるのかどうか、それをお願いしたいと思います。

53ページ、各種講座91万円、これはあと3つか、3つのどこかに行くということで参加人数がみよし大学の学生さんを中心にやっていくんだということで、内容は分かったんですけども、コロナ禍です、本当に。バスで行って、逆に新型コロナウイルス感染症になったらこれは大変なことになるなと思っています。その辺のところの検討というんですか、よろしくお願いします。ならないように進めていってほしい。

それと、53ページの日本スポーツ振興会のこれ保険だと思いますが、人数が増えたということになっているんですけども、これは1人頭幾らぐらいの保険料になるんですか。よく分からないんですけども、1万円ぐらいだから、何人分が増えたのかがちょっと分かりませんが、お願いします。

あと、教育委員会の174ページ、これは分かりました。

あと、174ページの(2)就学支援員事業、これ年3回ということで20名ほどでやっているんだということで言っていますけれども、ただ話し合っているだけなんでしょうか、3回ぐらいで。アドバイスをしているとか何とかと言っていましたけれども、どうなのかなという。特別に配慮を要する児童生徒に対する教育的措置の適正化ということと言っているんですけども、これ実際に行動を受けてやって、そういうことを支援員ですか、ただ話し合っているだけじゃ、これは特別な配慮を要する児童をなくすことはできないんじゃないですか。具体的な行動が必要じゃないですか、私はそう思うんですけども。

あと、174ページ、(3)小中学校の適正配置事業、これについては今、新型コロナウイルス感染症で

先延ばしにして3月末までには会議を開きたいということを言っているんですけども、私は最初から言っています。宮代町は細長い町なんだ、1つでは無理ですよということは言っています。その辺のところの配慮をお願いを言いまして、これは長くなりますので、これで終わりたいと思います。

あと、178ページの不登校事業です。

不登校の定義、30日休んでいる人ということで、病気は除いて、言われています。1日でも休めば、これ大変なわけ分かんなくて休めば不登校になる可能性は出てきますよね。やはりこれは国の言う30日じゃなくて、1日でも休んだら理由の分からない休み方をしたら現場、家庭に出向き、調査をするべきじゃないかなと私は感じているんですよ、それが不登校をなくす。もしそれがいじめだったり、学習がついていけなかったり、そういう原因であればやはり改善する必要があるんじゃないかなと私は感じているんです。

実は、私の知り合いでも不登校の息子がいたんですけども、ずっと学校に行きませんでした。外国人だったから、それは逆にいじめられたのかなという感じはしましたけれども。

そういうことで、やはり敏感に感じ取る、教育委員会が敏感に感じ取る、学校と一緒に併せて、現場と、それが大事じゃないかなと思っておりますので、ぜひその辺のところはやってほしいと思っています。

これは答えは要りません。これはどうしてもいろんな事情があるといううちもありますので、やっていると思いますので、ぜひそれ以上に強めてほしいということだけです。

それと英語教育、178ページなんですけれども、これ先ほども言いました、私。学校の先生もこの負担が大き過ぎるんじゃないかと思っています。

逆に言えば、本当に先ほども言いましたように子供のほうが進んでいるときもあるんですよ。そういう人たちが教えるということになると、逆にストレスが多くなる、私は思っていますよ。その辺の対策をやったりきちんと教育委員会はすべきじゃないかなと思っております。全員が同じレベルで教えるんだったらいいですよ。そういうわけじゃないと思いますよ。だから、負担のかからない教育の仕方を私はお願いしたいというだけありますので、これも回答は要りません。教育委員会のほうで考えてほしいと思っています。

ごめんなさい、それは英語教育でした。コンピューターのほうはそんなふうに、ICTの教育についてはお願いしたいということで。

それと、英語教育、178ページになりますね。英語教育、ついていけない子はいるということで、これは全科目同じことなんだということで言っていましたけれども、やっぱりここまで埼玉県宮代町は教育に、英語教育に熱心にやるんですから、やはり落ちこぼれのないような教育を、指導をお願いしたいなと思っています。

これは全学校に日本人の教師を、教師だけ指導員だけ予備の指導員を入れるということなんですけれども、それと同時に2校に1校、外国人を入れるということなんですけれども、これ学校区というのは皆さん、中学校で幾つだったっけ、小学校で5つだったっけ、笠原、須賀、東と5つ、4つでしたっけ。という2人を1つ、これはローテーションとかそういうのはするんですか、そういう先生方の。しないで、もうまとまったところでやっている、一人ひとりがやるということでよろしいんですか。

分かりました。確認をいたしました。

それでは、それはそれとして確認したということで、終わりたいと思います。

それと、190ページの生徒・教職員の健診とか何かやっているということなんですけれども、これはあと日常生活の当然のことだと思いますよ。これはやっているうちになりません、私から言わせれば。私は、あと今日のニュースなんかもそうなんですけれども、イギリス型の変異株に変わつつあるんだということで、日本が。そういう対策を今から取っておかないとまずいんじゃないかなと思っております。子供にもうつる可能性が強くなってきている。死亡率も高くなっているんだということでニュースで流れているんですよ。その対策をしないで、いや、子供に手洗いだとか、黒板に向かってと、そんなそれは対策じゃないですよ。これは自己管理を強めているだけです。やっぱり対策というのはそういうんじゃないでしょう、うつらないようにするのは。確かに、それも対策ですよ、1つの。でも、自己管理ですよ、それは。

私の言いたいのは、やっぱりそういうならないようなPCR検査だとか、学校区でやるとか、クラスでやるとか、まとめてやる検査もあるんですよ、30人一遍にやるとか、10人一遍にやるとか。そこで陽性反応が出たら、そのクラスは全部詳しく調べる。若い子も重症化するということ言われているんですよ、今は。

やはりそういう気持ちで、何ていうんですか、管理をしていただきたいと思います。もう一度その辺のところはお答えをください。

180ページの教育支援センター、令和4年度開設予定だということでした。ぜひこのことについては無料でやるということなんですけれども、やっぱり専門の教師を配置、専門じゃないとこういうのはちょっと難しいんじゃないかなと思っていますので、ぜひその辺のところはやっていただきたいと思います。

それと180ページ、奨学金です。

入学準備金として3件あったということなんですけれども、本年度はコロナ禍で収入も皆さん、落ちて、税金も落ちるということを言われております、宮代町の。皆さんの税金、集めた税金、やはりこういう困っている人たちの支援を強めるべきじゃないかなと思っています。例えば、学校給食費が払えなかったら、どうするのか。そういうことも細かいことまで考えたほうがいいんじゃないかなという感じはします。準備金だけではなくてね。

その辺のところはどういうふうに考えているのか、細かい話ですけれども、ご回答をお願いします。

差別問題は、ジェンダー平等やっているというんですけれども、それを含めてやっているというんですけれども、これどんな教育をしたんですか、じゃ、ジェンダー平等で。先ほど言いました同和行政だとかそういうやつはやっているみたいなんですけれども、偏見とか差別をなくすということでやっているみたいなんですけれども、ジェンダー平等の教育というのがしたのかどうか。私はそういうことが一つも説明に書いてないから、やっているのかなという感じが分かんないですよ。疑問に持ちます、これは。やっていたら例題を出してください。

オリンピックは、これは国と県の、国のほうのあれだということで、私も分かっているんですけれども、宮代町が独自にできるわけじゃないということ。

ただ、やらないといった場合、この予算をどうするのかも含めて。私は、新型コロナウイルス感染症対策に向けたほうがいいんじゃないかなと思っています、これは。答えは要りません、これは。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 5時58分

再開 午後 6時10分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、教育推進課分についての答弁からお願いいたします。

教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

コロナ禍で、万が一給食費に未納が出た場合の対応のご質疑につきましてお答え申し上げます。

現在、給食費に未納が生じた場合には、その学年の年度内につきましては、担任の先生ですとか、学校の事務職員、場合によりましては、教頭先生などが保護者に直接ご連絡をして、できる限り年度内に納めていただくように働きかけを行っておりますので、これにつきましては、引き続き継続させていただきたいと思います。

例えば、卒業されたりですとか、進級されたりして、いわゆる過年度の未納となった場合につきましては、そうなった場合には、教育委員会のほうで今度は働きかけを行いまして、その家庭の事情などを個別にご相談を伺った上で、例えば分割ですとか、実際そういった方で納付いただいている方もおりますので、そういった事情を考慮しながら納めていただくようお願いしているところでございます。

続きまして、これも来年の税收の減等があった場合、困っている方への制度についての質疑についてお答え申し上げます。

こういった所得の関係の支援策といたしまして

は入学準備金のほかに、一定額の所得まで下がった場合には就学援助の制度がございます。

こちらの就学援助の制度をご利用いただくと、例えば給食費の分が支給されたり、そういったこともございますので、そういった場合には、就学援助の制度をご利用いただくということになろうかと思います。

私からは以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長、飯山でございます。

人権教育の関係につきまして、ご質疑についてお答えさせていただきます。

ジェンダーについての具体的な取組ということでございますが、特段、ジェンダーということだけに限って研修会というものは行ってございません。

しかしながら、宮代町を含めて埼玉12市町におきましては、広報紙におきまして、人権課題についてシリーズといたしまして、「人権それは愛」というシリーズで啓発の取組を行ってございます。そちらの中で、つい最近ですと、昨年の12月号の広報でございますが、多様な性を考えるということで、広報の啓発記事のほうを掲載させていただいて、多くの方に人権課題についてのご理解のほうをしていただきたいということで、啓発の取組を行っているところでございます。

今後につきましても、研修をするだけでなく、あらゆる機会を捉えまして、人権課題につきましての啓発、研修というものを行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

教育推進課学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

す。

まず、スポーツ振興センターの1人当たりの保険料ということでございますけれども、全体としては1人920円となっておりますが、町から半分の460円、それで、その半分の460円を保護者のほうから負担をいただいているというところでございます。

それから、予算書の174ページの就学支援委員会事業でございます。

委員おっしゃるとおり、就学支援委員会につきましては、子供たちの状況について、その適切な就学については協議をする場となっておりますが、そちらの175ページにあります特別支援教育サポートチーム委員というものにつきましては、これは、実際に各学校を特別支援学校の特別支援教育コーディネーターという教員がチームを組みまして、子供たちの様子を実際に見にいけます。その子供たちの様子を見た中で、担当している担任の先生に子供たちの様子について、子供たちの特性を捉えまして、この子についてはこういった指導が有効ではないかとか、この子についてはこういった支援をしたほうがいい、こういった教具を使っていくといいんではないかというふうに具体的に、その訪問した後に、またそこでも協議を行って、具体的な支援策について話をしているところでございます。

続きまして、健康管理につきまして、PCR検査の実施というお話をいただきました。

こちらのほうなんですけれども、我々のほうとしましては、PCR検査につきましては、その検査時点での陽性を確認するのには有効であるかなというふうに考えておりますが、日常的な対策にはやはり先ほどからお話ししているように、基本的にはやはり実効的に手洗いとかうがい、消毒、そういったものが非常に有効であるということ

子供たちに指導して、感染しないという、そういった生活をさせていくという取組を行っていききたいというふうに考えております。

学校としては、そういった行動の指導に合わせて、備品等を購入して、仕切り板を置いたりとか、そういったことで対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、予算書の180ページにあります教育センターの支援員の専門員の配置ということに関しては、委員ご指摘のとおり、やはりそういったものが大切なというふうに考えておりますので、そういった方の配置について検討し、配置をしていきたいというふうに考えております。

私からは以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最後の1点だけお願いします。

健康管理で問題です。実際に問題なのは無症状の人がいるということなんですよ。無症状、これ幾ら自己管理に努めたとしても無症状の人は気がつかないんですよ。実際にいるんです。そういう人たちが感染をさせていってしまう。やはり、これを見つけるのにはPCR検査しかないんじゃないか、社会的検査と言われていますけれども、私はPCR検査しかないんじゃないかと思っているんです。その辺のところ、どういうふうに考えているのかということなんです。日常のあれは皆さんやっています。我々もやっています。手洗いったり、そういうことはやっています。マスクつけたり、あまり食事のときは会話しないように、そういうことはやっていますよ。しかし、無症状の人はそれも気がつかないで、悪気はなくてやっているんですから、これは発見するしかないんじゃないかなと私は思っております。その辺のところ、もう一度お願いします。そういう人たちはど

うするのか、教育委員会として、万が一無症状の人が現れたら、検査で。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

教育推進課学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

健康管理新型コロナウイルス感染症対策ということで、無症状者に対しての対応ということでございますけれども、委員おっしゃるとおり、無症状者に対しては我々も誰がというようなところがなかなか発見しにくい、そういったときに確かにPCR検査というもので確認をしていくということとは大切なかなというふうに思っております。

ただ、やはりどの頻度でそれを実施していくかという辺りを考えていきますと、なかなかその実施に向けてというところでは難しいのではないかなというふうに考えております。

ただ、いろいろ新型コロナウイルス感染症の対策で、実際に新型コロナウイルス感染症について感染したというようなところの報告を受けて、保健所などの指導を聞きますと、対応としてはやはりマスクをしている、それから、換気をしている、それからある程度距離を保っているという場合には、濃厚接触ではないというふうにお話をいただいているところがあります。ケース・バイ・ケースで必ずそれが当てはまるかというところもあるのかなというふうに思うんですけれども。そうになると、やはり濃厚接触をさせない、感染をさせないという意味では、今言われているそのような手洗いとかうがいとかマスクとか、それから、換気であるとか、ディスタンス、距離を取るという辺りを徹底して指導していくようにすることが、無症状者がたとえそこにいたとしても感染を防げるのではないかなというふうに考えておりますので、

基本的なそういった対応を教職員も含め、子供たちにも指導をして感染をさせない、そういった取組をしていきたいなというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

これ以上言っても平行線になると思いますので、ただ、子供と先生、保護者の健康と安全です。これは、できることは全部やる必要があるんじゃないかなと私は感じておりますので、もし、今までも小・中学校で感染者がいたということになっています。宮代町は今110人ぐらいになっているんですか、分からないけれども、107人ですか、そういう感染者が大勢いる。無症状の感染者は把握していないことなんで、感染するということを前提に考えていったほうがいいんじゃないかなと私は感じておりますので。命と健康です、それを守るのがやっぱり義務じゃないかなと私は思っています。ぜひそれをやっていただきたいと思って、質問を終わらせていただきます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はありますか。
丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

資料請求をさせていただいた2点に関して質問させていただきます。

資料の11ページ、各中学校の部活動数と部員数及び部活動数の増減、部活動数に参加しない生徒数ということで資料を出していただきました。

前は全員が部活に参加していたと思うんですが、もう今の時代は部活ではなく、自分の好きなものだったり、生徒さんたちのサッカーやるにしてもリーグに入ったりとか、いろんな仕組み動きになっていると思うんですが、この生徒数の中に未加入の生徒さんというのは、やっぱり何かそういうものに入ったり、個人の習い事とかそう

いう動きが進んでいるのか、それはそれでとてもいいことだと思うんですけども、その辺りをお聞かせください。

あと、LEDの設置率、ページ26ページです。こちらが資料請求させていただいたんですけども、1つお伺いしたいのは、郷土資料館は常設展示とか展示室というのは、やっぱり特別なライトとかをお使いだと思うので、なかなかLEDにならないのか、その点、お聞きします。

それと、図書館、総合体育館というのは指定管理しているんですが、LEDの負担というのはやっぱり指定管理者のほうになってしまうのか。それと、電気代を考えると換えたほうがはるかにいいと思うんですが、一時的にお金がかかるということで換えられないのか。今回、庁舎のほうが80万円でリースということでLED化することなんですけど、こういう考え方は教育委員会にあるのかということと、ちょっと私要望出さなかったんですけども、学校のLED化、ページ17かな、各学校からの改善要望書の中に、照明器具のLED化というのがやっぱり要望書の中にも入っているんですね、学校側から。学校の対応、教育委員会として、多分全体の施設とかも多いと思うんですが、電気代を考えて、今度どうするのか、お聞きいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

教育推進課学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

委員会資料の11ページ、各中学校の部活動数と部員数及びの部活動数の増減、部活動に参加しない生徒数ということでお話がありましたが、未加入の生徒につきましては、委員おっしゃるとおり、

最近やはり野球ですとか、サッカーのいわゆるクラブチームと言われるものに加入している者も多いというふうに学校からは聞いております。

ただ、この数字の中にそういったところに行っている子が全てかといいますと、単純に部活に入っていないという子も含まれております。各3中学校とも特に部活動に入ることは強制はないということですので、そういった数があるというふうに聞いております。

私からは以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 文化保護担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君） 郷土資料館文化財保護担当主査の横内でございます。

丸山議員のLED化の件につきまして、ご回答申し上げます。

郷土資料館の展示室の照明は現在ハログenライトというものと、それから、展示室のケースの中につきましては、紫外線除去タイプの蛍光灯を使っているというものになります。いずれも開館当初に導入したものになりまして、現況では20年以上を超えているというものになっております。

今後、LED化をしていくに当たりましては、現在の電気のラインが使えないものですから、大幅な工事を必要とすることで、かなりの金額を要するという見積りをちょっと頂いたことがあります。

そのため、あと併せて展示室の中の展示内容そのものもやはり20年間の研究がございますので、新しく換えていくことを考えますと、展示そのもののリニューアルが今後検討されていく時期に来ているのかなというふうに考えております。

これから併せまして、総合的に換えていくことを考えるタイミングでLED化を図るのがよろしいかと考えています。現況では、ライトも大分在庫がなくなってきていて、対応が難しいところは

あるんですが、まだまだ入手が可能なので、ある施設を十分に活用した後で考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長、飯山でございます。

LEDの関係につきまして、総合運動公園についてのご回答をさせていただきます。

総合運動公園につきましては、指定管理者のほうで管理、運営をしていますが、LED化につきましては、指定管理者の事業提案という形で、こちらのほうにございますメインアリーナ、サブアリーナ、あるいはプールといったものにつきましては、平成30年度にLED化のほうを行ったものでございます。また、事務室あるいは更衣室というようなものにつきましては、平成26年度にこちらにつきましても指定管理者のほうで実施したものでございます。

まだまだ総合運動公園につきましては、ほかに剣道場、柔道場といったようなところがまだLED化してございませんが、こちらにつきまして、指定管理者のほうとの調整を経まして、今後検討のほうしてまいりたいと思います。

その一方、図書館につきましては、展示ホールがLED化してございますが、それ以外にも一般書コーナー、あるいは児童書コーナー、あるいはホール、あるいは研修室、さらには、皆さんふだんあまり足を運ばないと思うんですけれども、2階、3階にあります書庫とか、そういったような各部屋がございまして、全て合計しますと800本近くの照明器具がございまして、これにつきましてLED化となりますと、相当費用がかかるということが考えられます。リースというお話もございましたが、その辺のリースも含めて、今後、

検討のほうしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

学校のLED化のご質疑についてお答えいたします。

現在、学校のLED化につきましては、蛍光灯が例えば故障して蛍光灯の交換で対応できない場合、直接照明器具自体が故障してしまった場合には、部分的にLED化はさせていただいておりますが、いわゆる大規模での改修という予定はございません。

というのも、学校につきましては、ご指摘いただいておりますとおり、トイレの洋式化ですとか、そういった優先すべき課題も数多くございますので、LED化にすれば、例えば確かに電気代が抑えられるとか、そういったメリットがあることは承知しておるところですけれども、来年度、先ほどご説明したとおり、個別施設計画等の策定も予定しておりますので、そういった学校施設における様々な課題の中で優先順位をつけて取り組んでいきたいというように考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

1問目の中学校の部活に関してなんですけれども、適正配置の審議会とかも傍聴させていただいているんですけれども、結構部活のことを一生懸命おっしゃる方もいらっしゃるんですけれども、だんだん部活オンリーじゃなくて、やっぱり違う自分の生き方というか、趣味とか何かそういうものがどんどん出ているのかなと思って、部活自体もちよっと数も減ったりはしていますけれども、

未加入者が結構1割以上ですよ、1割から2割ということになっているので、やっぱりそういう人たちのことも考えていくというようなそういう流れになっているのかなと思って、その人数がちょっと私お聞きしたかったのと、やっぱり部活の考え方が、社会でもそうですけれども、随分変わってきている。40代、50代、60代、やっぱり部活に生きた人たちも多いんですけれども、変わってきているということで、何か学校の対応もそれぞれの個性の生き方というのも大事な考え方の一つにさせていただきたいし、適正配置の関連なんですけれども、学校が終わったらそこに通うとか、そういうこともありますので、登校の時間とかいろんなことを考えるとこういう人数はやっぱりどんどん減ってくるなと思いますので、それぞれの個性をこれからも大事にさせていただきたいと思います。部活のほうは以上です。

LED化に関しましては、資料館のほうは分かりました。これから西原自然の森のほうが福祉の拠点になって隣ですので、また音楽コンサートとか、いろんなことをこれから計画していただくということで今お聞きしまして、まだちょっと残っているし、まだ買える。値段は高いというのは聞いていたんですけれども、全体、1つ、かなりの金額というのはどのぐらいの金額なのか、おおよそ分かりましたら、お願いします。

あと、図書館が800本ということなんですけれども、施設とかはやっぱりリースとか考えていただくという話だったと今お聞きしたんですけれども、ちょっと大きいところは考えて、リースとか、もう1回、そこをお願いします。

あと、学校対応は分かりました。私もトイレは最優先だと思っているので、順番ということで、よく理解しました。

じゃ、2点お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

文化保護担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君） 郷土資料館
文化財保護担当主査の横内でございます。

1年ほど前に知り合いの展示業者さんのほうに見ていただいたときには、展示の照明の部分だけで2,000万ぐらい。なぜかと申しますと、資料によりまして照明の明かりの照度を下げたり上げたりというコントロールがあるんですが、事務室から電気室のほうに電波を飛ばして、コントロールをするというシステムになっておりまして、このシステムがLEDでは使えないということがあるということも聞いております。

そのほか、展示ケースの中の蛍光灯も今後もう販売をする業者さんがなくなっているということから、LED化をしていくとケースの改変も絡んできますので、そういったものをすべてあわせると、電気だけでそのぐらいかかるよということも聞いたことがあります。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山 武君） 生涯学習室長、飯山でございます。

図書館のLED化について答弁させていただきます。

全ての館内にございます照明器具、合計しますと約800か所ございます。それを全てLED化するとすると、相当高額な費用が見込まれます。そういうこともございますので、リースでやれるのか、あるいはどのような形がいいのかということを含めて指定管理者もいますので、指定管理者のほうと調整をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で、教育推進課分の質疑を終了いたします。

これをもちまして、議案第15号 令和3年度宮代町一般会計予算についてに対する質疑は全て終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

休憩 午後 6時35分

再開 午後 6時50分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

これより第議案15号 令和3年度宮代町一般会計予算についての討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

西村委員。

○委員（西村茂久君） 議案第15号 令和3年度宮代町一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

なお、内容につきましては、3月22日本会議の討論のほうで行いますので、ここでは省略をさせていただきます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

議案第15号 令和3年度宮代町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

男女共同参画の事業で、今回コロナ禍において、虐待やDV件数が増えている中、配偶者からの暴力等による被害者への緊急避難支援費の増、8万4,000円と金銭的には大きなものではございませんが、この対応を入れたことに非常に高く評価い

たします。不安な中でのこういう措置がされたことは、迷っている人たちの助けになるからです。

詳細については、また本会議の採決のときに討論いたします。

もう一点、今回、衛生組合議員といたしまして、非常に悩みました。ただ、令和6年の事務組合移行、令和9年度のごみの委託のときの新炉の委託に対して、令和3年度から全てやっていかなければなりません。

昨日、今日と対応のまずさが非常に私は悩みましたが、昨日、今日と町からの説明、そして、今後の体制整備にも本日いただきました。今でも遅いぐらいの対応だと私は衛生組合議員を5年間やってきて考えておりましたので、この対応をしてくれるということで、私は賛成といたします。

そして、私たち議員もなかなか納得できませんでしたが、町民に対してしっかりと説明責任を果たすということが私は、執行部として町職員として大事なことだと思いますので、それを望んで賛成討論といたします。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

令和3年度宮代町一般会計予算書並びに委員会でただいま終わったばかりなんで、意思表示については、本会議で表明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

令和3年度宮代町一般会計予算案に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

コロナ禍から町民の命を守るスムーズな新型コ

ロナウイルス感染症対策事業を進めるために賛成します。

ただし、久喜宮代衛生組合の分担金割合ですが、人口割から処理量割にはいまだに不明瞭感が払拭できていません。今朝、配られました資料でも平成27年から今日に至るまでの経緯が抜けていたり、衛生組合全体に関わる共通経費は人口割にすべきだと思っています。分担金、経緯の明瞭化、宮代町に不利にならない分担金割合にすることを要望します。

また、すてっぷ宮代の多目的室は無料にすることを要望しまして、賛成の討論といたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、反対討論の発言を許します。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） 一般会計の討論に反対の立場で臨みます。

私も長い間、衛生組合議員をやっていたので、今日の説明だけで納得できない部分があります。今日だけの説明で納得するようだったら、本当に町民のことを思っていないというふうに思っても私は過言ではないと思います。

宮代町の町民のことを本当に思っていない、そのことだけを言って、あと、詳しくは本会議で討論いたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ありません。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ありません。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君） 起立多数であります。

よって、議案第15号 令和3年度宮代町一般会
計予算についての件は原案のとおり可決されまし
た。

なお、本会議において委員長報告をさせていた
だきますが、私にご一任願いたいと思います。

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 本日はこの程度にとどめ、
次回は16日火曜日、午前10時から委員会を開き、
国民健康保険特別会計予算の審議から始めたいと
思います。

これにて延会いたします。

延会 午後 6時58分

予 算 特 別 委 員 会

第 6 日

出席委員（１３名）

山	下	秋	夫	君	丸	藤	栄	一	君
丸	山	妙	子	君	浅	倉	孝	郎	君
金	子	正	志	君	西	村	茂	久	君
小	河	原		正	泉		伸	一	郎
角	野	由	紀	子	塚	村	香	織	君
合	川	泰	治	君	土	渕	保	美	君
川	野	武	志	君					
(議長 田 島 正 徳 君)									

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副 町 長	洪	谷	龍	弘	君	住 民 課 長	高	橋	暁	尋	君
住民課副課長	草	野	公	浩	君	国保・後期 担 当 主 査	齋	藤	幸	成	君
国保・後期 担 当 主 査	岡	安	英	之	君	健康介護課長	小	島		修	君
健康介護課 副 課 長	稲	宮	辰	男	君	高 齢 者 支 援 担 当 主 査	齋	藤	千	洋	君
介 護 保 険 担 当 主 査	小	林	和	政	君	ま ち づ く り 建 設 課 長	石	塚	孝	信	君
上下水道室長	成	田	雅	彦	君	ま ち づ く り 建 設 課 主 幹	忽	滑	谷	和	君
施設担当主査	高	澤		学	君	経 営 総 務 担 当 主 任	福	沢	友	美	君
経 営 総 務 担 当 主 事	島	村	保	行	君						

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	長	堀	康	雄	主 幹	小	林	賢	吉
--------	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。これより12日に引き続き予算特別委員会を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第16号の審査（住民課）

○委員長（丸藤栄一君） 本日は、議案第16号 令和3年度宮代町国民健康保険特別会計予算について、議案第18号 令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第17号 令和3年度宮代町介護保険特別会計予算について、議案第19号 令和3年度宮代町水道事業会計予算について、議案第20号 令和3年度宮代町下水道事業会計予算についての順にそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第16号 令和3年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君） おはようございます。住民課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課副課長（草野公浩君） おはようございます。副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君） 国保・後期担当主査の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） おはようございます。山下です。

それでは、質問をさせていただきます。全体で3点ほど質問させていただきます。

1つは、抽象的になりますが、町税が令和2年度、1億5,336万円減収ということになっております。4.2%の減収予算となっている。町税の問題です、それは。国民健康保険税は令和2年度と比べて2.97%減収の予算となっております。この差はまずどこから来るのか、その辺のところを、町税が下がってそれ以上に国民健康保険税は下らない。逆にいえば、町税から比べたら値上げという形に受け止められるんです。その辺の差はどこから来るのか、教えてください。

それから、2つ目です。

世帯収入の落ち込みということなんですけれども、収入100万円未満の国民健康保険加入者の割合、令和元年度は45.76%だったのが、令和2年度は46.2%と増えています。いつもだったらこれが133万円のラインがあったんですけども、それが今回のこの資料の中から失なっております。昨年度までは133万円というラインがあったんですけども、今回はないからちょっと比べようがないんですけども、100万円以下だったら比べようがあるかなという感じで、その中でも増えている、要するに収入が落ち込んでいる人が増えたということなんです。そういうことで、できれ

ば133万円のラインは何人ぐらいいるのか、教えてください。

最後になりますけれども、3番目として、県内調定額比較、これもこの資料の中には入っていません。平成29年度で7万9,936円、48位だ。平成30年度では、8万561円、これが45位になった。令和元年度、8万7,105円、31位となった。このように、埼玉県内でもこの調定額がどんどん増えていって高くなっている、平均に近くなってきている。町民に対して国民健康保険税、本当にゆとりがあって空けているのかどうか、町の考え方、町民にゆとりができたのかどうか、その考え方をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でございます。

山下委員さんの質疑に対しまして、順次お答え申し上げます。

まず、第1点目ですけれども、町税と比べて国保税の減の割合が差はどこにあるのかという質問かと思っておりますけれども、そもそも町税と、あと国民健康保険税の計算の仕方が全く違いますので、比例するわけではございません。それで、町税のほうは、今回減になっている理由が、新型コロナウイルス感染症の影響によります税金の減を見込んでおりまして、国民健康保険税のほうは、新型コロナウイルス感染症の影響による減については考慮しておりません。それはなぜかと言いますと、国保税のほうは前年の所得に対しまして計算式を使って行いますので、その所得をどの程度見込むかというのは、算定の中で非常に難しくなっておりますので、こうした誤差が出てしまうということでご理解いただきたいと存じます。

続きまして、2点目の収入が100%以下の割合がどうなっているかということなんですけれども、福祉産業委員会資料のほうの4ページから8ページのほうをご覧くださいと思います。

こちらの資料、所得階級別の世帯人員別被保険者分布表というふうになっておりますけれども、先ほどご指摘がありました、所得の階級が毎年区分が違っているというお話なんですけれども、実はこちらの表は軽減制度、7割・5割・2割の軽減制度があるんですけれども、それがどの所得の段階で該当するのかというのを見る表になっておりまして、きれいに100万円とか200万円とかそういう単位では区分ができない表になっております。

毎年区分が違うのが国保税条例の改正で、その基準判定額を5,000円上げたりしてきますと、この所得階級の基準額も当然2割軽減とか、5割軽減とか、7割軽減に該当する基準額が変わっていきますので、その関係で数字が毎年変わっております。

100万円以下の世帯がどの程度かということで、参考で申し上げますと、8ページの所得階級のところで、118.5万円以下という区分があるかと思っておりますけれども、そこの一番右側に累積の構成割合というのがありまして、そこが53.8%となっておりますので、大体50%ぐらいが100万円以下ではないかなというふうに想像ができると思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

続きまして、3点目の、町民の生活にゆとりができたのかという町の認識ということなんですけれども、生活にゆとりができたかどうかというのは、個人的な主観もありますので、なかなか難しいんですけれども、1つの参考の指標といたしまして、保険税の負担率というのがございます。保険税の負担率というのは、国保の世帯の所得に対

しまして、国保税の負担率がどの程度なのかという指標になります。平成30年度が、負担率が12.2%、令和元年度が11.9%ですので、国保税の負担で言いますと、そんなに変わってはいないのかなという実感を持っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

計算の仕方が違う、1問目の、確かに違います。しかし、町民は幾ら払ったって、受けとめ方が全然変わってきます。片方は、これだけ収入が落ちますよということで要請されて町税は決められている。国保税は違うということで言いましたけれども、払うほうからすれば、国保税もやっぱり高いか低いか、その生活のレベル、100万円未満の人たちがどういうふうを考えるのか。確かに50%近くになっています。年収100万円だと、月々にすると幾らですか。10万もいきませんよね。その中から払うんですよ。国保税だけじゃありません。いろんな後期高齢者だとかそういうのを払うわけです。残るのはどのくらいになりますか。そうしたら、毎日毎日の生活がどうなるかということで、これは分かっていると思うんですよ。ですから、私はそこをしっかりと受け止めないといけないんじゃないかなという感じで質問したわけなんです。それがなければ、やっぱり町民の生活をどうするのかということで、新型コロナウイルス感染症で影響があったから落ちた。これは国民健康保険を払っている人だって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますよ。年収がもっと減っていく、これが現実じゃないんでしょうか。

ですから、もう少し町民の立場に立った国民健康保険税の決め方、それをしてほしいと思っています。その辺のところはもう一度お願いします。

それから、2つ目なんですけれども、これも同じです。令和元年度では45.76%、100万円未満です。この表で言えば、90万円以下ですか。その人たちはこの前のページを見れば分かるんですけれども、90万円がこちらでは88万円以下ですね、そういう人たちが増えてきている。50%まではいきませんが、45%から46.2%に増えている、1%以上増えている、これが現実ですよ。

町の計算では、先ほど言いました、生活の何とかなんと言いましたよね、国民健康保険税の負担率、平成30年度は12.2%、令和元年度は11.9%。逆に考えれば、負担率ですから、収入が増えているということなんですよ。でも国民健康保険に入っている加入者は減っているんですよ、現実的に。負担率が多くなってきている。48位、45位、38位と調定額の比較表がありますよ、この中に。17ページです。それを見てもらえば分かると思います。比較表があるんです、17、18、19ページと、それぞれの年度別に。着実に増えている。収入が減っているのに、払う額が増えている。だからゆとりができたのかということをお願いしたんですよ。これでゆとりができますか。もう一度お願いします、この2点だけは。一つお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でございます。

まず、国保税の考え方ですけれども、こうしたコロナ禍の中、被保険者の方が大変厳しい生活を強いられているのは認識しております。ですので、それもそうですし、あとは令和9年度に県内で国民健康保険税の統一という大きな目標が示されまして、そういったことにも取り組まなきゃいけないということで、何とか統一と低所得者の方に負担を軽減していきたいということでございますので、特に低所得者の軽減対策、先ほど言いました

7割・5割・2割の軽減の判定の拡大もそうですし、そうした減免で、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の減免も実施をしております。

それから医療費の削減ということで、保険事業のほうも積極的に取り組まさせていただきます、特定健診の受診率も県内でもかなり上げてまいりました。国とか県のそうした交付金の獲得にも今取り組んでおりますので、そういったことを総括的に取り組んで、なるべく負担をかけないで、なおかつ県内の統一に向けてしっかり準備ができるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ぜひとも国とか県、交付金を活用して、町は積極的に働きかける必要があると私は思っているんですよ。そうじゃないと、宮代町町民の国民健康保険に入っている人、これだけの人数が100万円以下の収入で、半数ですよ、国民健康保険に入っている。ですから、それは書き替えない限り、町の財政もゆとりができないし、国民健康保険加入者もゆとりができない。それは働きかけるべきじゃないかなと思っております。

最後なんですけれども、独自で繰入れをしている国保財政に対して、国は圧力をかけているのでしょうか。その辺のところがあるのでしょうか。私はあると思っておるんですけれども、宮代町は直接そういうことは出ていますか。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でございます。山下委員さんの質疑に対してお答え申し上げます。

国からの圧力につきましては、ない状況でございます。ただ、今の国会で国保改革の法案が審議

されておりまして、その中で法定外繰入金の見直しの削減を図っていくことを検討しなさいというのが法律で明記されまして、法律で明記された関係なので、市町村にしてみれば積極的に削減に向けた取組をこれから実施していかなきゃいけないというふうに考えております。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） これは立場の違いです。それが圧力だと私は思っているんですよ。法律ですから、そういうことも踏まえてでも国民健康保険、私は値下げをするべきじゃないかなと思っております。よろしく願いいたします。これは質問じゃないですから、要望です。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございませんか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。お願いします。

資料の14ページ、国保税の未納、滞納、収納の状況についてお伺いします。

令和2年度では、令和3年1月末で収納率65.8%というのは、例年よりこの時期としては多い、少ない。そして、その見込みから、最終的に3月末で多いか少ないか、コロナ禍で減っているかどうかお聞きします。

それと、すみません、滞納金額についてなんですけれども、令和元年と令和2年だと滞納金額が1,000万円ぐらい増えていると思うんです、同じ表の。それで、平成30年はもっと多かったんですけども、減って、この説明は前にいただいたかと思うんですけれども、もう一度お願いしたいのと、1,000万円が増えている状況もお願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でございます。

丸山委員さんの質疑に対してお答え申し上げます。

委員会資料の14ページのほうでございますが、まず、令和2年度の収納率でございますが、1月末現在で65.8%ということで、現在、2月末もちょうど検証したところ、この3年間でおおむね同じぐらいの収納率になっておりますので、3月末には例年並みの収納率になるのではないかなというふうに考えております。

それから、現年分の滞納額が1,000万円ぐらい増えているということでございますが、やはりコロナ禍の中で大変厳しい世帯が多いのかなという認識をしております。先ほど言いました、新型コロナウイルス感染症の減免の状況を見ましても、ここに来まして相談件数がかなり増えておりますので、大変厳しいという状況だというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 大体同じぐらいということで、分かりました。

滞納ペースの平成30年と令和元年との、これはちょっと下に米印で書いてある、平成30年度の滞納金額は資格喪失者も含むということで、これによって減ったというのか、この資格喪失者との関係をお願いしたいのと、もう一点、今ご説明にもありました、その上の(5)の新型コロナウイルス感染症による減免というのが今増えているということなんですけれども、2月末では48世帯、減免額が737万4,200円ですが、今現在どれくらいになっているのか、件数も分かりましたらお願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でございます。

丸山委員さんの質疑に対してお答え申し上げます。

まず、14ページの平成30年度の斜線のところかと思えますけれども、ご指摘のとおり、平成30年度は資格の喪失者といひまして、平成30年度以前に滞納があつて、平成30年度のときにはもう国保から脱退をされている方がいましたので、令和元年度からはその方の分は除いた金額になっております。

それから、新型コロナウイルス感染症減免の状況でございますが、申請件数のほうは48件で変わりないんですけれども、相談がかなり、数字はちょっと分からないんですけれども、相談件数が今連日來ている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 分かりました。

まだ2週間ぐらいあるので、新型コロナウイルス感染症の感染者の減免というのは相談があるということは、増えるということになるかと思ひますけれども、数字は分からないということでしょうか。それもお聞きます。

それと、先ほどの6の国保税の未納、滞納、収納の状況の中で、資格喪失者の分を含んでいると聞き、そこから数字が違ふところに入ってしまうと、その数字が抜け、ゼロにはならないんですけども、抜けるという考え方なんでしょうか。説明をもう一回お願いします。

以上、2点です。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でござ

ざいます。

丸山委員さんの質疑に対してお答え申し上げます。

資格を喪失しますと、滞納額と人数も全て消えることになります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 分かりました。

先ほどのその辺の新型コロナウイルス感染症の影響というのも、数字は分からないけれども増えていくだろうという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でございます。

丸山委員さんの質疑に対してお答え申し上げます。

今後も増えると考えております。

令和3年度も、国のほうで減免を延長してやるかどうか今検討されておりますので、引き続き国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

それでは、これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

ただいま終わったばかりなので、討論は本会議の場で行います。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君） 起立多数であります。

よって、議案第16号 令和3年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきませんが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

————— ◇ —————

◎議案第18号の審査（住民課）

○委員長（丸藤栄一君） それでは、議案第18号

令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に

ついでにこの件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君） 住民課長の高橋でございます。

これより本日出席している職員を自己紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（岡安英之君） 失礼します。

住民課の後期高齢担当をしております、岡安と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。2つほど質問させていただきます。

まず、1つ目ですけれども、私たちの予算書48ページ、国民健康保険特別会計についてです。

マイナンバーカードの健康保険証利用により、医療機関の重複や多受診は解消されるものなのでしょうか。

2つ目です。私たちの予算書51ページ、後期高齢者健康診査事業等です。

健康診査の受診向上について、コロナ禍で外出を控えている高齢者の皆さんにどうやって受診をしてもらうよう、受診率を上げていくのでしょうか。また、コロナ禍において、自宅で過ごす高齢者の方が多くなっています。フレイル対策はどう

行っていくのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 48ページは国保のほうじゃないですか。

○委員（浅倉孝郎君） じゃ、2つ目のほうをお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

国保・後期担当主査。

○国保・後期担当主査（岡安英之君） 国保・後期担当主査の岡安と申します。

浅倉委員の2番目の健康診査事業についての、いわゆるこのコロナ禍にあつて、家にいらっしゃる高齢者への受診勧奨をどう進めていくかという質問についてでございますが、従来から当担当では、対象者全員の方にご案内を差し上げております。未受診者、受診されていない方に対しまして、今年度までは特段勧奨、再勧奨通知等は行っていなかったんですが、次年度、令和3年度から受診されていない被保険者に対しまして、健康診査をぜひ受けてみたらどうかということで、お手紙のほうを出す予定でございますので、それをもって何とか受診率の向上につなげたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

失礼いたしました。それから、2つ目のフレイル対策についてなんですが、国の後期高齢者の被保険者の保険事業と、介護予防事業を一体的に進めていくことによって、フレイル、虚弱にならないようにしてほしいということで、今年度よりスタートしております。

ただ、この事業につきましては、各地域の後期高齢者、75歳以上の方の医療のレセプト等を分析することによって、当町の医療課題をまずは抽出して、そこからいかに疾病状況から介護、いわゆるフレイルにつながっていくのかをよく分析して、

課題解決するようになっております。

ただ、今年度におきましては、医療専門職がないことから、残念ながら具体的な事業は行っておりません。次年度から保健師などの医療専門職を配置によって、当町の医療レセプトの、それから介護のレセプトの分析をすることによって、まず課題を見つけて、どうすればフレイルにならないかということで、事業のほうを進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。再質問させていただきます。

健康診査のほうなんですけれども、コロナ禍ということで、何か受診場所で工夫をしていくのでしょうか。また、コロナ禍ということもあって、高齢者の皆さん、足腰も弱くなっている方も多くなっていると聞きますので、何か特別なメニューというか、診査みたいなものを追加するということもあるのでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でございます。浅倉委員さんの質疑に対してお答え申し上げます。

まず、健診の関係の工夫についてですけれども、今年度も実施させていただいたんですが、特に保健センターでやっています集団健診ですけれども、やはり密にならないようにということで、例年よりも3分の1の受入れで今年度実施をさせていただきました。

それから、当然3分の1ですので、受付人数が例年より減ってしまいますので、今年は1月に集団健診の追加をして行っております。令和3年度

も、受入人数、3分の1ではないんですが、約半分ぐらいにしまして、密にならない体制を維持し、また、マスクの着用、それから消毒液の利用、あと検温等を参加者の方に実施させていただいて、感染対策をしっかり取って実施してまいりたいと思います。

また、個別健診、医療機関におきましても、受付の人数をかなり制限して今取り組んでおります。そういったことをやりながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） コロナ禍におきまして、うちの近所でもそうなんですけれども、外に出るのがおっくうになってきているという高齢者の皆さんが増えておりますので、何とかそうした高齢者の皆さんが健康を維持していくためにも、健康診査って重要だと思っておりますので、何かしら工夫をして受診率を上げていただくようお願いして終わりにいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 質疑はございませんか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。それでは、4点ほど質問させていただきます。

一番最初なんですけれども、これはページ数とかそういうんじゃないです。臨時特別交付金廃止に伴い、9割から7割に下げになったんですけども、対象者の影響額、どのくらいになっているのか。昨年度、質問して推定で4,100円だということで言われているんですけれども、それで間違いないのかどうか。お願いします。

それと、2つ目です。

70歳以上の方を前期高齢者、75歳以降の人を後期高齢者と呼ぶように、これは呼称ですから、国

で決めたことなんですけれども、いつ頃からこれは前期だ、後期だに入ったんでしょうか。このままいくと、5歳刻みでいくんだったら、後期高齢者のあとは何だというふうに疑問が湧いてくる人もいるので、私なんかは前期高齢者に入っているんですけども、何でこういう前期高齢者だと言うのかなと思って。その分け方というのは何かあるんですか。ひとつ、その辺のところをよろしくお願いします。

それから、3番目です。これは資料の24ページになります。

これは前期高齢者の収入のことなんですけれども、75歳以上の収入はどのくらいかということで質問したいんですけども、ここに旧ただし書きの所得別で書いてあるんですけども、1万から10万円未満の高齢者の53.5%が当てはまると私は考えているんですよ、ゼロと10万円未満で。旧ただし書き所得別ということで、24ページです。ゼロの人が2,927人、10万円未満の人が87人いるんです。下のほうに、旧ただし書き所得とは、総所得金額マイナス基礎控除額33万円のことと言っていますから、33万円引いてゼロになったということは、10万円で33万円ですから、43万円かなというふうに私は自分なりに考えております。それでいいかどうか、その辺のところ。年間で43万円しかもらっていませんよという方がこれだけいるということで、よろしいですか。

4番目として、26ページになります。

保険料軽減、減免の数を合計すると、令和2年度で5,609人となります。P24の保険者数、年齢階層別で令和2年度を見ると、5,573人となっていますけれども、これは保険者数よりも軽減者数のほうが多くなっているんですけども、どういう計算の仕方をするのか、その辺のところを説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

国保・後期担当主査。

○国保・後期担当主査（岡安英之君） 国保・後期担当主査の岡安でございます。

それでは、山下委員からの質問につきまして、随時お答えさせていただきます。

まず1つ目の、臨時特別交付金廃止に伴う、いわゆる保険料の9割削減から7割削減になった対象者の影響額はというご質問についてなんですが、平成30年度当時の9割軽減の対象者がおよそ960人いらっしゃいました。委員もおっしゃるとおり、4,170円の増額となっております。純粋に1人当たり4,170円の増額ということで考えております。

それから、2点目の70歳以上の方を前期高齢者、75歳以上の方を後期高齢者と呼ぶようになったのはいつかというご質問についてでございますが、まず、70歳以上の方を前期高齢者と委員おっしゃいましたが、前期高齢者は65歳から74歳までを前期高齢者と言っております。75歳以上の方を後期高齢者というようになったのは、平成20年4月の改正によりまして、今までは老人保健制度ということになっていたんですが、平成20年4月から後期高齢者医療制度ということで、制度改正がございました。この前期高齢者、後期高齢者という呼び名なんですが、これは日本の統計調査上、いわゆる65歳以上の方を高齢者と言いまして、前期と後期の違いというのは明確に確定となっていないんですが、一般的に75歳以上の方を後期高齢者と定義づけされているというところが現状でございます。

続いて、3つ目の資料の24ページでございます。

75歳以上の方の収入はどれくらいかというご質問についてでございます。

この資料にあります、ただし書き所得ゼロ円と

いうところ、令和2年度、令和3年1月末現在、2,927名の方がいらっしゃいますが、この方たちの実収入についてなんです、推測という形ですみません、説明させていただきます。収入が年金収入しかない被保険者におかれましては、実収入でおよそ153万円未満の実収入があるといえますか、153万円未満の収入であろうかと推定のほうをしております。

また、企業収入だけ、年金等の収入がなく給与収入だけの方におかれましては、98万円未満の方ということで、推定をしております。

それから、最後のご質問にございます、資料26ページにございます、保険料軽減、減免対象者数と年齢階層別の人数が異なるのではないかと、この差は何かというご質問についてなんです、保険料の軽減の方におかれましては5,609名ということで、この5,609名には、後期高齢の被保険者資格のない方、具体的に申し上げますと、亡くなっている方、あるいは転出された方も含んだ人数の数字となっております。

一方、年齢階層別の5,573名という数字につきましては、この1月末現在の資格のある方、ですので、死亡者あるいは転出者の数はこちらには入っておりません。よりまして、この数値の差が出ているところでございます。

以上でございます。

午前10時55分

〔6番 西村茂久委員入室〕

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 一番初めの特別交付金がなくなった影響額、960人で4,170人ということで、そこでプラス今回の上がった影響額が出てくるということなんです、こういう人たちに対して。そういう考えでよろしいんですね。確認したいと思うんです。ご回答のほどよろしくお願いします。

それから、前期高齢者、後期高齢者の分け方が、65歳から74歳までが前期高齢者、75歳以上のことを後期高齢者ということと呼んでいる、これは社会的なあれで、一般的に呼んでいるからということなんだけれども、例えば65歳になった方が俺、高齢者かよという方もいます。私なんかもそうです。70歳になっても何だい。通知が来たのが70歳になってからです。これは65歳から通知をするべきじゃないんですか、本来だったら。私、来たのは70歳です、通知が来たのが。前期高齢者になりましたという感じだと思いますけれども、何これ、分け方って。ちょっと疑問が残ります。その辺のところをどういうふうに考えているのか、もう一度お願いします。

あと、収入のやり方なんですけれども、24ページです。米印で、「旧ただし書き所得とは、総所得金額マイナス基礎控除の33万円のこと」と書いてあるんですよ。ということは、50万円の人はプラスすればいいことじゃないですか。50万円の人はプラス33万円になるということではないんですか。違うんですか、それは。ここに書いてある。330万円の方ということで、また別に書いてあるんですよ。120万円マイナスするんだと。33万円もマイナスして、97万円がということなんですけれども、この説明というのはどういうふうになるのか、詳しくお願いします。ちょっと分からない。ゼロということは33万円ということじゃないかなという感じはするんですよ、これ見ると。ただし、幾ら以上が120万円が出てきたのかな。ちょっと分からないなあという感じはします。

それと、最後のことなんですけれども、それは分かりました、統計の取り方がこういうふうなんだということで、近くの内科で診断しているとか、町外に退出された方とか、それが含まれている人もいるんだよということで、分かりました。その

3問だけご回答をお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でございます。

1問目の、前期高齢者と後期高齢者の年齢の関係でございますけれども、実は平成20年度に高齢者医療制度というのが導入されました。65歳から74歳までの方を前期高齢者と位置づけまして、75歳以上を後期高齢者とそのとき位置づけております。これは、実は高齢者の医療費の財源を明確にするために、この年齢で分けております。

65歳から74歳の前期高齢者制度は、実は国保制度の中に制度として位置づけられまして、65歳から74歳の高齢者の年齢の方の医療費を国保以外の健康保険とか健保組合さんがその財源を負担するという意味で設けられた制度でございます。

75歳以上を後期ということで、こちらも1つの制度として75歳以上をくくっております。こちら後も後期の財源を現役世代から医療費の40%を現役の健保組合、それから協会健保とかほかの保険のほうから40%分を負担していただくということで、75歳以上からに分けたというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 国保・後期担当主査。

○国保・後期担当主査（岡安英之君） 国保・後期担当主査の岡安と申します。

それでは、山下委員の再質問のまず1つ目の、先ほどの9割軽減から7割軽減になった方の対象者の影響額についてなんですが、これにつきましては4,170円ということになっております。平成30年度、9割軽減の方が令和元年度には8割軽減、それから令和2年度には7割軽減ということで、8割の場合には8,340円、令和2年度においては1万2,510円でございますので、この1万2,510円

から8,340円を引いた4,170円が影響額であるということと判断をしております。

続いて、先ほどの旧ただし書き所得別の計算方法についてなんですが、この資料の真ん中の例の1と、年金収入330万円未満のみの方の場合ということで、説明のほうをさせていただきます。

まず、年金収入、いわゆる1年間に受け取る年金収入額が250万円のケースをこちら、例示しているんですが、実際の年金の収入額であります250万円から、この120万円というのは税法上の控除の額を言っております。税法では、120万円まで公的年金等の収入額におかれましては、これを収入から所得に換算する場合には、120万円という数字が決まっておりますので、この120万円を引いた数字を所得と言っております。

ですので、250万円から120万円を引いた額が雑所得、いわゆる年金の収入に対する所得、いわゆる必要経費が120万円であると。これは国の税法で決まっている数字でございますので、この250万円から120万円を引いた額を年金所得額と言っております。

この年金収入から公的年金控除120万円と基礎控除という33万円を引いた額、これが97万円ということと表示をしております。この総所得金額等から公的年金控除引く基礎控除、これをいわゆる旧ただし書き所得と言っておりまして、賦課する所得となっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 一番最後からお聞きします。

ということは、153万円の方がゼロということとよろしいんでしょうか。総所得が153万円の方がゼロということで、そういう言い方で言いましてよろしいんでしょうか、受け取り方で。153万円の方が2,927人弱で、それだけいるということ

ですね。ただこれは2,927人いるというだけであって、年金額、60万円の人も含まれるということですね。分かりました、計算の仕方が。このことについては結構です。

それと、先ほど言った高齢者の分け方なんですけれども、私のところに来たのが70歳から後期高齢者だよというふうに手紙が何か来たような気がします。私に来て、何だ俺、前期高齢者かということで見たんですから。その辺のところはどういうふうに、皆さんに65歳以上の人には渡しているんでしょうか。その点だけは一つお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君） 副課長の草野でございます。

70歳でお知らせをするというのは、多分国民健康保険制度の高齢受給者証という制度かなというふうに思います。それは窓口負担が通常ですと3割なんです、所得によりまして申請をしていただければ2割になる、また1割になるという制度でございますので、恐らく高齢受給者証のことではないかなというふうに考えております。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

私も70歳で高齢者になったということでめでたいんだか何だか分かりませんが、やはり年齢で区切るというのはちょっとおかしなものだなというふうに私は感じておりますので、そのことについては不満を感じておりますので、そのことだけ申し上げて質問を終わりたいと思います。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） ただいま討議が終わりまりましたので、本会議で自分の討論を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君） 起立多数であります。

よって、議案第18号 令和3年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時15分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

————— ◇ —————

◎議案第17号の審査（健康介護課）

○委員長（丸藤栄一君） それでは、議案第17号

令和3年度宮代町介護保険特別会計予算について
の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島 修君） 健康介護課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

担当職員につきましては、自己紹介で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 健康介護課高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君） 健康介護課介護保険担当主査の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

幾つか質問させていただきます。

私たちの予算書36ページ、おかえりなさい！地域デビュー事業です。

この事業には、私は個人的にかなり期待しています。私は20年間NPOで活動し、多くの定年退職者の方たちと活動してきました。定年後どうするのか、定年退職された方にとっては本当に大きな課題です。図書館族とか、スポーツジム族とか

言われますが、皆さん、図書館族とか、スポーツジム族になりたくてなったわけではありません。本音では何かしなければいけない、できれば何かの役に立ちたいと、皆さんそう思っております。定年退職された方々は様々なスキルを持っていて、そして元気です。こうした方々が地域で活躍すれば、地域は本当に活気づくと思います。

そこで質問です。

縁じょい通信はどんな内容の通信で、これは全戸配布をするのか、それとも公共施設など特定の場所に置くのか、お聞かせください。

次にいきます。

私たちの予算書43ページ、高齢者困りごとサポート隊事業です。

買物や電球交換など、高齢者の日常のちょっとした困り事をサポートする地域内の助け合い活動組織化を支援し、広げていきます。高齢化が進む中で大変期待ができる事業です。新たな助け合い活動を実施するグループとは、どのようなグループなのでしょうか。イメージがちょっと湧きませんでしたので、現時点で思い描いているグループはこんなのですよというのを教えていただけないでしょうか。

続きまして、予算書296ページ、第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費について伺います。地域密着型介護予防、違います、これも……。

〔「何ページ」と言う人あり〕

○委員（浅倉孝郎君） 296ページです。

地域密着型介護予防とは、どのようなものなのでしょうか。

続きまして、予算書306ページ、第3款地域支援事業費、第2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、(2)地域介護予防活動支援事業

です。

住民主体の介護予防や交流事業を行う居場所（活動場所）の環境整備及び居場所での活動者の育成を一体的に実施とありますが、こちらは何かもう少し具体的に教えてください。

予算書312ページ、第3款地域支援事業費、第3項包括的支援事業任意事業費、6目生活支援体制整備事業費、(1)生活支援体制整備事業についてお伺いします。

生活支援コーディネーターとはどんなことをするのか、また、何人いるのか、なるにはどうしたらいいのかを教えてください。

最後になります。

第4次総合計画で行われていた地域交流サロンは、第5次でも引き継いでいくのでしょうか。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 質疑にお答え申し上げます。

まず1点目、おかえりなさい！地域デビュー事業の関係でございます。

こちらは、第5次総合計画に位置づけております事業でございます。定年後の高齢者の方を対象として、それまで培ってきた経験、スキル、そういったものを生かしていただき、第二の人生を生き生きと活躍していただきたいというところで行う予定のものでございます。

縁じょい通信の内容ということでございますが、こちらは既にもう発行しているものになります。平成29年度から今まで年3回発行しているものでございまして、地域デビューのきっかけとなるような、そういった情報を皆様にお伝えをしたいということで作っているものになりまして、配布先については、町のホームページなどでも見られるような状況にはなっているんですが、配布先の方

については、縁じょいメンバーとして登録になった方、こちらに配布をしているものというふうになります。

それから、2点目でございますが、高齢者困りとサポート隊の事業でございます。

こちらですが、新たな助け合い活動をするグループ、こういったものかというところでございますが、具体的には、地域交流サロンにおける助け合い活動の充実を図っていきたいというふうに思っております。地域交流サロンの代表者を集めて、サロン連絡会というのを実施しているところでございますが、その中で地域の課題の把握や解決方法の検討、こういったものを行って、助け合い活動の重要性を説明していきたいというふうに考えております。

また、ほかにも、地域交流サロン以外にも、例えば健康づくりの自主グループですとか、そういった方も対象にしていけるのかなというふうに考えておりますが、また、令和3年度以降、この辺についても検討していきたいというふうに考えております。

地域密着型の介護予防の事業でございます。

こちら、予算書の290ページでございますが、地域密着型の事業につきましては、例えば、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスということでございます。

具体的な例でございますけれども、例えば、認知症の方向けのサービスとして認知症対応型の通所介護、それから認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホーム、それから、通い、訪問、泊まりなどを組み合わせたサービスとして小規模多機能型居宅介護、こういったものが具体的な事業の例として挙げられるものでございます。

○委員長（丸藤栄一君） 高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

それでは、予算書306ページ、307ページ、こちらのほうの地域介護予防活動支援事業、こちらが本年度の特徴です。こちらについてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、地域で手軽に介護予防に取り組んでいただきたいという考えから、例えば、自主的な介護予防の体操のグループなどをつくっていただきまして、そこに補助金等を支出しまして、今ですと会場使用料の補助、それから体操の備品購入費の補助を実施しているところでございますが、そういった環境整備とともに、あと場所があっても、どういったことをやったらいいか介護予防を指導する人が必要かと思っておりますので、そちらについても町のほうで要請していきますよということで、こちらの事業を実施させていただくものでございます。

続きまして、予算書312ページ、313ページです。こちらに記載されております生活支援体制整備事業、こちらの生活支援コーディネーターについてご説明させていただきます。

生活支援コーディネーターにつきましては、地域において、生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発、あるいは住民等のネットワークの構築をコーディネートすることを役割とした方でございます。現在はこちらのコーディネーターにつきまして、宮代町の社会福祉協議会のほうにコーディネーターのほうを委託しているところでございまして、こちらにつきましては、現在は2名の方が活動しているということでございます。

こちらについて特に資格というものは必要ございませんが、やはり地域のことに精通した方にやっていただくという必要があるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

地域交流サロンの今後の継続ということでございます。

こちらについては、第4次総合計画のほうに位置づけて行っている事業でございました。地域交流サロンの実施団体につきましては、現在、町内のほうで数多く活動をしていただいているところでございまして、現在のところ28の団体で活動をしていただいております。

こちらの事業につきましては、第5次総合計画のほうには、実行計画の事業としては位置づけているものではございませんが、引き続きサロンの支援という形で、事業として介護保険の中で引き続き継続していくという予定でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） それでは、再質問させていただきます。

私たちの予算書36ページ、おかえりなさい！地域デビュー事業の縁じよい通信なんですけれども、もう既に発行されているということで、私、これ知りませんでした。メンバーでもないということもあるんですけれども、やはり定年退職された方の地域デビューを促すというのであれば、ホームページとメンバーだけの配布というのはちょっと弱い気がします。全戸配布とは言わないまでも、公共施設などの特定の場所に配布するべきだと思いますが、こちらいかがでしょうか。

あともう一つ、私が定年退職者からよく言われたのは、定年退職後にいきなり「地域デビューしろ」と言われても、これ、難しいんですよ。もう定年退職する前から、定年後のことを考える。

こうしたことをしないと、いきなり、「はい、定年に来ました。地域デビューしてください」と言っても厳しいので、例えば、定年前の方に定年後のことを考えてもらうというようなアプローチは考えているのでしょうか。

私たちの予算書43ページ、高齢者困りごとサポート隊事業です。こちらは分かりました。

予算書290ページの地域密着型介護予防も分かりました。

予算書306ページの住民主体の介護予防や交流事業を行う居場所ですけれども、こちらもサロンとは違って、また別途設けるというような認識でよろしいのでしょうか。

あと、予算書312ページの生活支援コーディネーターなんですけれども、生活支援と介護の資源開発、この資源開発が何なのか教えてください。

以上になります。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

縁じょい通信の件でお答えをいたしたいと思えます。

委員さんご指摘のとおり、今の配布状況というのはホームページで見られるような状況になっていて、あと会員への配布ということで、今後のこの事業の重要性ということを踏まえますと、やはり広く皆さんに周知をしていくと。縁じょいのメンバーになった方でない方に対しても、広く周知をしていくということについては、非常に重要なことであるというふうに考えておりますので、今後は、先ほどおっしゃられたように公共施設の配置、また、その他の方法も考えながら、なるべく多くの方に見ていただけるように検討をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、定年退職前でも何らかのアプローチ

をしたほうがいいのかという点のご質問でございますが、今回新しく事業として行います、おかえりなさい！地域デビュー事業、こちらでは縁じょい通信のほかにも、縁じょい交流会、それからシニアはじめて講座、実施を予定しております。

縁じょい交流会につきましては、地域活動への動機づけや新たな活動へのチャレンジ、仲間づくりの方法など、そういった地域の活動のきっかけづくりを行っていくということで開催を予定しているものでございますが、また、そういった対象となる方の中にも、そういった定年退職前のこれから次の第二の人生を迎える方を対象とした形で、何らかの支援ができればなというふうに考えております。

また、もう一つ予定しておりますシニアはじめて講座ですが、こちらは令和3年度に内容を検討いたしましたしまして、令和4年度から実施をしていくものでございますが、こういったところにも定年退職前の方を対象として、こういった事業に参加をしていただくことがもしできれば、世代間を超えた交流というのも可能となつてまいりますし、ぜひそういった方向で、幅広い世代の方を対象とした事業をやっていければなというふうに考えております。

○委員長（丸藤栄一君） 高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

ご質疑いただきました生活支援体制整備事業、こちらの生活支援コーディネーターの役割の中で資源開発というものがあるということで、私のほうで申し上げさせていただきまして、こちらの資源開発につきましてですが、こちらの事業にあります、ちょっとした困り事の解決方法、そういったものもこちらの資源開発に当たってくるかと思

うんですが、地域に不足するサービスの創出であるとか、あるいはサービスの担い手の育成、あとは高齢者の居場所とか、そういった生活支援ですとか、介護予防サービス、そういったものに役立つもの、そういったものをひっくるめて資源ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 最後の質問となります。

ぜひとも定年退職前の方にも、定年退職後を考えるきっかけをつくっていただければと思います。

最後の質問は、地域デビューとありますけれども、地域デビュー先の一つに私、市民団体があると思っています。市民団体の方は慢性的な人手不足で悩んでおりまして、定年退職の方が入っていただくと本当に助かるというふうに言われています。でも、いきなり定年退職された方が市民団体の扉をたたくのはとてもハードルが高くて、私よく分かります。

そこで、人手が欲しい市民団体とお役に立ちたい中高年、定年退職者も含めてマッチングする大きなイベントというのを考えているのでしょうか。1回、20年前かな、15年前ぐらいに、進修館全館で市民団体が集まって、市民団体に入っていたく方を募集するといったような大規模なイベントをしたと思うんですが、そういったイベントは考えているのでしょうか。これ、第5次総合計画の中の横串とありますので、ほかの課と連携しながら行うことは可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質疑にお答えをいたします。

そういった市民団体の方とのマッチングという

のは非常に大切なことだと考えております。やはり委員さんおっしゃられるように、なかなかきっかけを自分でつくりたいというふうに思っている、そこに入り込んでいくことはなかなか難しいということはあろうかと思えます。そういった市民団体の方と人とのつながりを何とか結びつける役割が町としてもできればいいなというふうには考えております。

大きな交流会のようなものでございますけれども、現在のところ縁じょい交流会という形で、そういった地域活動に関心がある方と団体の方との交流会を開催して、新たな活動へのチャレンジ、仲間づくりの方法、こういったものをサポートしていきたいというふうに考えておりますが、その交流会の開催の内容については、また、今いただいたご意見も参考に考えていきたいというふうに考えております。

参考になんですけども、今回のこのおかえりなさい！地域デビューの事業でございますが、令和3年度からの3年間の計画の中で8期の計画の方向性といたしまして、地域共生社会の実現というのを基本指針として挙げております。これは、地域住民とか地域の多様な主体の方が参加していただいて、人と人、それから人と資源が世代や分野を超え、つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがいをつくっていくことが非常に重要であるというふうに第8期の計画の中でも位置づけているところでございまして、そういった方針を基に今後事業の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） よく分かりました。

何年か前に、進修館の大ホールでそういうのをやったことがあるんですよね。でも、進修館大ホ

ールだけだと、やっぱり入りづらいんですね。
なので、やるんだったら、市民祭りのような大規模で、定年退職者の方もちょっと前の方も行きやすいようなマッチングイベントにしていいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。よろしく願いいたします。

3点ほど質問させていただきます。

まず、予算書309ページになります。

第3款地域支援事業費、第3項包括的支援事業任意事業費、3目任意事業費の(1)認知症高齢者見守り事業の役務費についてなんですが、位置情報端末機を利用した対象者の現在地や移動経路の電話等による案内とありますが、この位置情報端末機というのを今何人ぐらい使われて、これは増加の傾向であるかどうかをお聞きたいします。

続きまして、(2)介護給付等費用適正化事業の中で、適切なサービスの確保とともに不適切な介護給付費を抑制するための各種点検等の実施というんですが、この点検するというのをちょっと具体的に説明いただきたいと思います。

3問目になります。

予算書313ページ、7目認知症総合支援事業費の(1)認知症総合支援事業、この中で12節委託料といたしまして認知症初期集中支援チーム事業費委託料となっておりますが、これは医療機関に何か委託されるというふうに聞いたんですけども、これはどこの医療機関でありますか。また、内容はどのようなものを教えてください。

以上、3点になります。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

まず、1点目でございます。

認知症高齢者見守り事業の中での位置情報端末機ということでございます。

こちらはその事業といたしましては、徘徊高齢者等を在宅で介護する方、その家族の方ですね、位置情報の小型の端末機、こちらを貸与いたしまして、位置情報を把握することによって、徘徊高齢者の方の早期発見と安全確保に役立てたいということで行っている事業でございます。

利用状況でございますが、令和2年度、今年度におきましては1月末現在で利用者の方は1名というふうになっております。増加か減少かというところでございますが、前年度、令和元年度については2名、そしてその前の年、平成30年度におきましては4名というふうになっておりまして、4人、2人、1人というふうに変動しているような状況になっております。

なかなかこの制度が広く伝わらない、制度をご利用いただけないということがございますが、課題というか、問題点といたしましては、認知症で徘徊をなさる方に端末機を持っていただくことがなかなか難しい状況もある。また、充電式のものになりますので、ずっと持っていていただくのではなくて、定期的に充電が切れれば、また充電しなければならぬということがありまして、なかなかそれをずっと継続して持っていていただくことは難しいというようなお話は聞いております。

また、端末自体の大きさ、重さという問題もございまして、ちょっと携帯電話程度の縦8センチ、横3センチ、厚さ2センチ、重さが約50グラムということで、決して小さくないというようなことがございまして、それをまた常時持っていていただくことに難しさもあるのかなという点がございまして、

そういった課題、問題点も踏まえて、なかなか事業のほうが進んでいないということは実際問題として起きているというような状況でございます。

それから、2点目の介護給付適正化事業のことでございますが、こちらは国の指針に基づきまして主要5事業というのがございます。その中で介護給付費の通知を発送したりですとか、幾つかの内容を行っているところでございますが、こちら、事業概要欄にありますように不適切な介護給付費を抑制するための各種点検ということで、その主要な5事業の中にケアプランの点検というものがございます。こちらは、町内の居宅介護支援事業所に所属しているケアマネジャーを対象として、町内の事業所についてケアプランの点検を行っているものでございます。

令和元年度は3事業所で行ったものでございますが、引き続き、こちらの継続を考えているところですが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症の拡大ということがございまして、なかなか実施日のほうが定まっていないというような状況でございます。

それから、3点目の認知症総合支援事業でございます。

こちらは、認知症初期集中支援チーム事業委託料として予算を計上させていただいているところでございますが、具体的な内容でございますが、平成30年1月に新しらおか病院にこちら設置をいたしまして、事業を行っているところでございます。

事業の実施状況でございますけれども、今年度は今のところ該当の案件がございませんが、前年度、令和元年度については1件、そして前々年度、平成30年度におきましても1件ということで事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

位置情報端末機というものは、使用する場合に何か基準というもの、例えば医師の診断書とか、そういったものが必要になるか。それと、あと負担する金額が幾らぐらいになるかをお聞きいたします。

2番目の質問は分かりました。

あと、3番目なんですが、この場合、支援チームという形になっているんですが、医療機関に頼むのに支援チームという名称を使っているのがどういうことなのかなと思ひまして、医療・介護・福祉が連携した切れ目のないケア体制を整備するためというふうになっているんですけれども、このところをもう少し詳しく教えてください。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

まず1点目、位置情報の端末の件でございますけれども、こちらは資格といいますか、対象者としましては、町内に住所がある要介護の認定の方というところで対象とさせていただいているところでございます。

また、金額でございますが、まず、最初の初期費用といたしまして加入料、それから充電器でして、それぞれ5,500円、2,200円はご本人様のほうに負担をしていただくというふうになっておりますが、その後の継続してかかる費用といたしまして月の基本料の500円、こちらと、もし実際に位置情報を使った場合の情報取得料、こちらがインターネットを使った場合は110円、電話による場合は210円とありますが、これはいずれも町で負担をするというような設定になっております。

また、世帯非課税や生活保護を受けていらっしゃる

やる方については、ご本人様の負担は無料というふうになっております。

○委員長（丸藤栄一君） 高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

認知症初期集中支援チームについてですが、こちらの考え方につきましては、まず、国のほうで地域支援事業の実施要綱というものが定められておりまして、その中に認知症初期集中支援チームという名称も出てくるものでございます。

こちらの認知症初期集中支援チームにつきましては、当町におきましては、専門の医療機関のほうに委託するということで進めたところでございますが、ほかの地域包括支援センター等にも委託することができるということになってございます。

そちらのチーム員につきましては、専門医が入っていただく必要があるということと、あとは看護師等、そういった職員も必要になりまして、合計3名以上の専門職で編成するということが定められているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

大体分かったんですが、最初の端末機の件なんですけれども、基本料の500円は払うということで、残りの110円と210円が町負担ということでよろしいんでしょうか。そこだけでも一度お聞きいたします。

それと、あと3問目の認知症初期集中支援チーム事業ということでお聞きした中で、医療機関が訪問等も行くと聞いたと思うんですが、その点についてお聞きいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

先ほどの料金について、ちょっと分かりにくい説明で大変申し訳ございませんでした。

初期費用についてはご本人様の負担、そして、その後継続してかかる費用が町の負担ということになりますので、毎月かかる基本料は町で負担をいたします。それから、もし使った場合の位置情報取得にかかる経費も町で負担をする。

ただし、世帯非課税の方、生保の方は最初の初期費用は無料ということになります。

○委員長（丸藤栄一君） 高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

認知症初期集中支援チームにつきましては、対象者として、宮代町に在住し、在宅で生活している40歳以上の方で認知症が疑われている者、または認知症の者、そういった方々の中で、医療サービス、介護サービスを受けていない者、または、以前は受けていたんだけども中断されてしまっているような方、そういった方を対象にしているところでございまして、こういった方々を医療や介護に結びつけるというのが役割になってきます。

その中で、なかなかそういった方につきましては、医療サービス、介護サービスに行くことを拒否的な方もいらっしゃると思いますので、そういった中で訪問という方法も含めて関わっていく、早期にその方をつなげていくということを役割にさせていただいております。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

昨日も、防災無線でちょっと探してくださいというアナウンスがありましたけれども、やはりこういうシステムを利用することによって、そういうことが少なくなればと思います。やはり1名し

が使われていないということを聞いて驚いたんですが、もう少し普及していただければと思います。

また、認知症にしましても、やっぱり早急発見、早期診断、これが重要になってくると思いますし、やっぱり不安に思っている方がいっぱいいらっしゃると思いますので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、5点ばかりちょっと質問させていただきます。

1点目は、資料の7ページを見ていただければ分かると思うんですが、介護保険制度が始まってからこの20年間、料金の改定はここにも書いてありますけれども、介護保険制度改定ですね、何回ぐらいあったのか、これをお願いします。

2つ目としては、誰もが介護保険にお世話になる可能性があります。要支援1・2の方が介護保険より外され、町の総合事業へと移されましたが、何人の方が影響したのか。また、利用料金に影響があったのかどうか。その辺のところをお願いします。

それから、資料のP55です。

要介護3・4・5の施設入所希望者数、ここに要介護入所数が64.2%、自宅で介護している人が、要介護5ですね、35.8%となって、合計で137人となっていますが、入所したいという希望者数は何人いるのか、家で介護している人の。その対処方法というか、町でどのように対処するのか、希望者を。希望者について、施設が足りないのか分かりませんが、その対処方法をお願いします。

それに、4番目としては介護保険料。ほとんど

納税というか、年金から天引きですから100%近く徴収していると思うんですが、それでも保険税を払えない方が何人かいると思います。そんな中で利用制限を受けている方、介護保険の、何人いるのか、そのことも含めて町の対応をどうするのかお聞かせください。

最後になります。

これ、予算書の46ページの財政調整基金繰入金です。これ、減らされています。この財政調整基金が減らされている。そして介護保険料、月100円、1,200円値上げということなんですけれども、この財政調整基金が減らされたことで、介護保険料が上がったのかどうか、そういう影響があるのかどうか。その辺のところをお答えください。よろしく願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） ここで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

引き続き、介護保険特別会計予算の質疑からお願いいたします。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

先ほど、午前中に質問した予算書の46ページ、財政調整基金繰入金をちょっと間違えましたので、280ページの第7款の介護保険給付費準備基金繰入金が減額となっております。これによって介護保険料、今回の1,200円に影響しているのかどうか、それをお聞きしたいなと思って質問をいたしました。訂正いたします、最初のやつは。失礼いたしました。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

お答え申し上げます。

まず、1点目の介護保険特別会計の中で制度改正についての質疑でございます。

介護保険の制度につきましては、平成12年から始まりました制度でございます。その中で介護保険の事業計画は3年間というふうに定められていますことから、介護保険の中での改正というはおおむね3年に一度改正となっております。

幾つか改正点はございますが、まず、先ほどの質疑にありましたように、保険料の変遷でございます。委員会の提出資料の中での7ページでございます。こちらに宮代町介護保険料の変遷ということで、平成12年度の第1期から現行の第7期までの各期別における保険料の変遷をこちらの表で示しております。

段階につきましては、1段階から12段階ございまして、それぞれの年額を記載しているところでございますが、標準となる第5段階につきましては、第1期、平成12年度から14年度の中では基準額は3万1,500円となっておりますが、現行の第7期では5万8,500円というふうになっております。

また、保険料以外の改正でございますが、この20年間の中で様々な改正が行われてきてはおりますが、その大きなものとして利用者負担の変更、負担割合の変更というのがございます。一定の所得のある方につきましては、平成27年度に1割から2割負担への変更、それから、平成30年度には3割負担への変更というのが追加となる制度改正がございました。

具体的に申し上げますと、平成27年度の2割負担への変更でございますが、ご本人の合計所得金

額160万円以上、そして本人の所得金額160万円以上でも、同一世帯の第1号被保険者の方2人以上の額で346万円以上の方については2割負担となるように改正がございました。また、平成30年8月からは、本人の所得金額が220万円以上の方などの条件によりまして、3割負担というふうになる制度の変更がございました。

また、このほかにも細かな制度改正というのは数多く行われておりますが、主なものとして、負担割合の変更というのを今申し上げさせていただきました。

また、次の質疑でございますけれども、2点目といたしまして、町の総合事業への移行に伴いまして何人の方に影響があったか、また、料金のほうに影響があったかという質疑でございます。

総合事業でございますけれども、こちらは介護予防・日常生活支援総合事業のことでございまして、その目的といたしますと、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業となっております。平成27年の法改正によりましてこの総合事業が創設されまして、平成29年4月から宮代町でもサービスが開始をされているところでございます。

この総合事業の創設に伴いまして、要支援の1の方、それから要支援の2の方が総合事業へと移行となりましたが、その影響を受けた人数ということですが、当時、平成29年度の時点で要支援1の方が115名、それから要支援2の方が185名となっております。

また、利用者の負担がどうなったかということでございますけれども、こちらは町の総合事業というふうに、移行になりましたが、町では国で定められました介護報酬の単位の数をそのまま使用しておりますので、総合事業に移行する前とそれから後とでは、特に利用者の方の負担というところ

ろでは変更はございません。

それから、3点目の質疑でございますが、要介護3・4・5のそれぞれの施設の入所の希望者数はどのくらいでしょうかというお話だったかと思いますが、まず、要介護3の方の入所の希望者数につきましては、要介護3が4名、そして要介護4が9名、そして要介護5の方が5名ということで、合計で18名の方がこちらのほうの該当の人数と、入所希望者数というふうになっております。

そして、4点目といたしまして、介護保険料の滞納をしている方の人数、それから利用制限を受けている人の人数、そして町の対応という質疑でございました。

まず、滞納者の方の人数でございますが、令和3年1月末現在の人数で申し上げますと、滞納なさっている方の人数は116名となっております。また、令和2年度、現年度分のみの滞納の方につきましては、同じく令和3年1月末で151名というふうになっております。

そして利用制限、給付の制限を受けている方の人数でございますけれども、同じく令和3年1月末現在で6名というふうになっております。

また、そういった方々への町の対応でございますけれども、滞納者の方に対しては、文書ですとか、電話催告による催告を実施いたしまして、納付に前向きでないケースや即時の納付が困難というような申出のあったケースについては、役場のほうに来ていただいて、窓口での納付相談というのを実施しております。

また、滞納者の多くの方は年金が無年金であったりとか、もらっていても少額であったりとかということで、生活に困窮している方のケースの割合が増えているということは承知をしております。また、そういった方の増加に伴いまして、納付、それが困難な状況となっておりますけれども、滞

納者の方々について、町として画一的な事務的な対応ということではなくて、それぞれの滞納者の方に合った個別な対応の必要性というのを認識しております。

しかし、保険料を納めていただいている方との公平性を確保するためにも、給付制限の必要というの、町としては必要性を認識しているところでありまして、該当者の方の収入状況などを調査して、給付制限を行っても影響が少ないと思われる方に対しては、町として制限を行っております。介護保険料は制度運営の主要な財源でございますので、その確保のためにも、今後も引き続き、負担の公平という点を図りながら適正な賦課徴収に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、最後の予算書の280ページの介護保険給付費準備基金繰入金でございます。

こちらが前年度の予算額1億5,934万8,000円から令和3年度は7,769万1,000円と、8,165万7,000円の減というふうになっております。

この減となった理由というところでございますけれども、もともと介護保険の財政というのは3年間で1つの期として設定をしております。その3年間の中の事業計画において、保険給付費が幾らであると、その必要な額を推計して保険料を設定するというような制度になっております。しかしながら、保険給付費の額というのは毎年増加をしているというふうになっておりますので、3年間の合計で必要な保険料の設定を行うと、当然、1年目というのは給付が少なくて黒字になると。そして2年目が均衡が図られて、逆に3年目が給付が増えて赤字が増えるというふうになりますので、その分を、黒字分で基金にためていた分を赤字分に補填するというのが介護保険財政の仕組みとなっております。

令和2年度の1億5,934万8,000円ですが、これ

は第7期の最終年度、3年目の最終年度ということになりますので、先ほどご説明した財政の仕組みの中では、当然給付費の伸びによって赤字額が増えるというふうになりますので、それに伴いまして基金の繰入金が大きくなっているというふうになります。そして本年度、令和3年度の計画期間の1年目については、新しく保険料を設定させていただいた1年目となりますので、その分黒字分が出て、基金への積立金が当然3期の最終年度の3年目より3期の初年目、1年目のほうが少なくなるという、この介護保険の財政上の仕組みからなるところでございますので、そういった点でご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 申し訳ございません。

これ、基金の繰入れというのが、新しい保険料のほうに影響しているのかというところでございますが、新しい保険料につきましては、現在基金の残高が約3億円ございます。その3億円のほとんど全てを基金から取り崩して財源に充てるというふうな形になっておりますので、そういった点では、基金の減が保険料の上昇を抑えているという点で抑制する効果はあったのかなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

最初から、じゃ、20年間、何回の制度改正があったのかということなんですけれども、いろいろと制度改正が、1割になったり、2割になったり、3割になったり、また160万円になったり、そういうことで制度がかなり変わってきている。当初から比べたらかなりの値上げですよ、これはね。

そういうことで、20年間で利用者の負担というのは相当数大きくなってきている。使いづらくなっているのも確かだと思いますよ、私は。これを納めない人は、先ほど言いました、ペナルティーを受けている人がどのぐらいいるんだということを知ったら、令和3年度で116名、令和2年度で151名いる。ペナルティーを受けた人が6人いると、令和2年度でね。そのように保険料が上がって払えない人が出てきている。

やはりお金がないと介護はまともに受けられないんだということをここでも言われている。介護保険の趣旨から言って、どうなんでしょうか、その辺のところは、町として。町の見解をもう一度、その辺の見解をお願いしたいんですけれども、お金がないと払えないのか、できないのか、まともな介護を受けられないのか、その辺のところを町としての考えをお願いいたします。

それから、利用料金に影響はあったのかということなんですけれども、総合事業に。お金の面では、町のほうでも介護保険と同じように負担しているんで、ないと言っていますけれども、やはりこの介護保険から町の総合事業に移った人が115名、令和2年度は185名ですか。軽減はなくても、介護保険からこの人たちは外されたということですよ、町ではやっていますけれども。保険に入っている人も介護保険からは外された。町の総合事業のほうに移された。何のために介護保険に入っているのかなと私は考えます。入っていたのか分からない。これは国の制度ですけれども、やはりその辺のところなんですよ。介護保険料を払っていても介護保険ではない、町の事業だと。これが要支援1・2なら、まだいいですよ。国の制度でまたやって、今度は要介護のほうに入ってきたら、何のために入っているのか分からないというのが現実じゃないんですか。

これは町の職員に言ってもしょうがない。制度としての問題ですから仕方ないんですけども、町としては、やはりこれはこのままに放っておいていいのかどうか、私は分かりませんけれども、何かそういう考えがあるんだったら言っていたければ、制度がこういう制度なんだから仕方ないと言えば、仕方ないというふうな考えだと思いますけれども、その辺のところを町としてはどういうふうに考えているのか、お願いします。

あと、要介護2の人たちが入所したくてもできない。18名いるということなんです。確かに入所したいという、あとは家族で面倒見たいという人もいるけれども、お金の心配がまずはあるんじゃないかなと思うんです。無料でやられているといった場合、皆さんこれは頼むと思うんですけども、やっぱり負担が大きい。先ほど言いました、お金も払えない人がいるということでは、そういう人たちの実態も含めた希望者数なんだろうかね、そういうのは。もうちょっと増えるんじゃないかなと私は思っているんです。確かに統計上では18名ですけども、入れないということは待機者ということを意味しているんだと思いますけれども、こういう待機者をそのまま放置していいのかどうか。町のほうでの考えをもう一度お願いします。

これは利用制限をされている人も同じですよ、結局は、考え方は。滞納者はこれだけいて、そのうち6名が利用制限されているというんですけども、本人からすれば相当の苦痛じゃないかなと思いますよ。これは要介護3・4・5の人も含めているんですか。その人たちは何名ぐらいいるんですか。その中で、3・4・5の人は。お願いします。

それと保険税、今回1,200円上がった。これは影響はないということを言っていますけれども、

この保険税は影響ないんですけども、これは国の制度として上げたというだけなんですか、簡単に言えば。町の考えとしては、国がこういうふうにやったから上げたというだけなんですか。その辺のところをもう一度お願いします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

お答え申し上げます。

1点目ですけども、介護保険料が20年前と比べて上がっていて、お金がない方では払えないのではないかと、介護が受けられないのではないかとというお話でございました。

先ほどの介護保険料の変遷についてちょっとお話をさせていただきましたが、確かに第1期のときには基準額第5段階の方で3万1,500円、そして現行の第7期で5万8,000円というふうに、金額のほうは2倍まではいかないですけども、上がっている状況でございます。

こういった保険料の上昇の背景には、給付費の増加という点がやはり挙げられるのではないかと思います。創設当時の平成12年、13年、14年、こういったときには、介護給付費というのは年間で約7億円ぐらいが実績でございました。その後、給付のほうは上昇の一途をたどりまして、令和元年度で言いますと、約24億円というふうに4倍近くの金額に上がっているというような状況がございます。

こういった状況を踏まえて、もちろん給付費の抑制というのは非常に介護予防も含めた大きな課題ではありますが、やはり制度に基づいて、保険料の負担というのはある程度上がっていくのはやむを得ないのかなというふうには考えており

ます。

ただ、金額の設定に当たりましては、なるべく被保険者の方が負担を強いられないように、基金の取崩しなども踏まえて、上昇幅を可能な限り低くなるようにということで抑えているというような状況でございます。

そして、2点目でございます。総合事業の考え方であろうかと思いますが、こちらは先ほどもご説明をいたしました、要支援1と2の方については総合事業のほうに移行はしております。

ただ、総合事業のほうに移行といっても、これはあくまでも町の介護保険の中での事業としての移行でございまして、それに伴いまして、例えば、財源の構成が町負担が増えるとか、そういったことはございませんし、利用者の方の負担の金額が増えるのかと、そういったこともございませんので、総合事業の移行に伴いまして、それぞれの方、あるいは町のほうの負担が増えているということではないというふうにご理解をいただければというふうに思います。

あとは、入所の希望者の関係でございます。

先ほど、18名ということでお話のほうはさせていただいております。今、18名ということでお話のほうはさせていただいているところでございますが、その前の年でございますが、少々お待ちいただいて……、失礼いたしました。令和元年度におきましては、24名いらっしゃいました。ということなので、24名から18名ということで、6名の減というふうになっております。

また、入所を希望されている方について、埼玉県が行いました調査によりますと、今すぐ入所をされたいというような希望をする方も約半数ほどいらっしゃいますが、そうでない方、残りの半数の方については、特に時期については、取り急ぎということは希望していないというような調査の

結果も出ております。

しかしながら、施設入所を待っていらっしゃる方もいらっしゃるというところを町としても把握しておりますので、施設のほうにも、その点は町として働きかけることも場合によっては必要なのか。現状のところ、施設のほうでもまだ満床になっていないところもあるようでございますので、そういったところを中心に、町としても働きかけをしていく必要があるのかなというふうに考えております。

続きまして、お答え申し上げます。

先ほど、利用制限6名を受けているというお話の中で、それぞれの要介護のランク別の人数でございますが、例えば、要介護3が何人とか、要介護4が何人とか、そういった人数についてはこちらのほうでは把握をいたしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、最後の質疑でございますけれども、介護保険料の設定に当たりまして、国から、こうしたほうがいいんじゃないかというような話があってやったんだったら、しょうがないんじゃないかというお話もありましたが、介護保険料の設定というのは、あくまでもその設定をするのは町でございます。国からは3年に一遍の計画を立てる際に、基本指針としてこういったことを事業に盛り込みなさいとか、こういった方向性で事業計画をつくりなさいというような、指針の目安といったものは国からは送られてまいります。

しかしながら、それに基づいて給付の推計をして、保険料の設定をするのはあくまでも町になりますので、特に保険料の設定について、こうしたほうがいいとかというような国からの指示といったものはございませんので、あくまでも町が独自に国の指針に基づいて保険料を設定するというふうになります。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

1点だけお願いしたいんですけども、要するに介護保険、使いたくても制限を受けたり、お金が高かったりして入れない、介護保険を使えない、そういう人たちが増えているんじゃないかなと私は思っているんですよ。その反面、コロナ禍で滞納している人がいる。そういう方を救済と言うわけじゃないけど、そのための介護保険じゃないかなと私は思っているんですよ。

公平性と言いましたよ、確かに。公平性でも、介護保険を利用できる方、収入の比較的大きい方はそれは利用できますよ。どんどんと使えると思いますよ。きちんと介護保険を利用して施設に入れて。貧乏人は使えないということなんですよ、これだと、制度的には。滞納していたり、利用料金が高額だったりすると。

私は、それを救済するのが町じゃないかなと思っているんですよ。その町が今回1,200人の、これだけの払えない人がいて、あとはランクがここにも書いてありますよね、ランクづけがね、所得金額も。1・2の人が相当いる。そういう人たちが平等に使えないのもおかしいんじゃないかなと思うんですよ。保険制度があって、お金を払っていて、何で使えないのか。平等というんだったら、やはりそういう収入がなくても、平等に分け与えるのが社会福祉じゃないかなと私は思っているんですよ。その辺のところは町としてはどういうふうに考えているのか。値上げをして、これは国じゃないんですよ、国の指針じゃないんですよ、町で独自で考えているんですよ、独自で考えているんだったら、やはりそういうところも考えてもいいんじゃないかなと私は思っているんですよ。

確かに、国はこういう指針で今回のあれは上げ

なさいということ言っているんだけど、これは町は自分たちで考えたんだということ言っていますけれども、そういうのじゃないんだと私は思いますよ。もう一度その辺のところを、収入がない人をどう扱うのか。金のない人は使わなくてもいいということなんですか、これ、介護保険を。もう一度お願いします。それだけ、1点だけです。

○委員長（丸藤栄一君） 健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 健康介護課副課長の稲宮でございます。

お金がないので、介護保険を利用したくてもできない人がいるのではないかというお話でございます。

先ほど、給付制限のところで6名の方がいらっしゃるというお話をさせていただきました。ただ、こちらの人数でございますけれども、給付制限の該当になった方につきましては、介護保険料を滞納していた方全てにそれを該当させているわけではございません。介護保険の滞納のあった方で、現在保険料を納めることができるような財政力のある方について行っているというものでございますので、全く払えなかった方皆さんにひとしくその制度を適用しているものではございません。

また、低所得者の方に対する介護保険制度の中では様々な事業というのを行っております。

例えば、一般会計のほうで行っている事業ではあるんですけども、低所得者利用者負担対策事業というのが一般会計でございます。こちらは、低所得者の方の介護利用のサービスに対して経済的な負担の軽減を図るものということで、令和3年度におきましても720万円の予算を計上いたしております。ちなみに、こちらは施設利用料の1割、それから在宅利用料の2割を助成するものでございまして、令和2年度ですと297名の方が対

象となっております。

また、介護保険制度の中におきましても、高額
の保険料を納めていただいた方については……

〔「保険料じゃないよ、利用者負担だよ」
と言う人あり〕

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 失礼いたしました。

介護保険制度の中でも、予算書の300ページで
ございますけれども、高額介護サービス費支給事
業ということで、利用者の方の負担額をその方の
所得に応じて給付を行っていくような制度もござ
いますので、そういった制度の中で低所得の方に
ついては町として助成をして、対応を図っていき
たいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

大体分かりました。ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑はございま
すか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。お願いします。

私たちの予算書、おかえりなさい！地域デビ
ュー事業についてお伺いいたします。

目標のところに、一番下、前期実行計画の成果
目標（令和7年度）、地域活動を始めた人100人
と書いてありますけれども、大体どんなふうにし
て100人まで持っていくのか、お願いします。

それから、私も一応縁じょいメンバーにはなっ
ているんですが、結構入っている方はいろんな活
動をしている人がたくさん、縁じょいメンバーに
入れようと努力をされたときに、結構活動されて
いる人が入っている気がするんです。活動してい
る人は、はっきり言って、これ以上まだ勧めるの

かというところがありまして、本当にシンプルに
定年を迎えた人は、ここにお書きいただいている
目標の新しい人、地域デビューする人を支える
ということで、そういう考え方、私の知り合いでも
入った人がいるんだけど、やっぱり居づらい
というんですか、何か年功序列じゃないですけれ
ども、毎年募集してチームワークをつくる。何と
いうんですかね、何か入りづらさがちょっと出て
きているところがあるかなと思うので、そういう
ところをどうお考えなのかお聞きしたいのと、あ
と、ふれ愛フェスティバルとかで、去年なかった
んですけれども、多分そういうところでも案内と
かして、結構活動を見ていると思うんですが、今
後はどうされていくのかお聞きします。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 高齢者支援
担当主査の齋藤でございます。

私たちの予算書36ページ、おかえりなさい！地
域デビュー事業についての質疑についてお答え申
し上げます。

こちら、おかえりなさい！地域デビュー事業に
つきましては、令和元年度まで実施されていまし
たアクティブシニアの社会参加支援事業を引き継
ぐ形の事業という形で考えてございまして、これ
までアクティブシニアの社会参加支援事業、こち
らの縁じょいメンバーにつきましては、どちらか
という健康介護課が主体で実施したということ
がございまして、福祉的な面にちょっと偏ってい
たのかなというところが反省点でございました。

今回の制度につきましては、縁じょい通信等で
お知らせする情報も健康介護課に関するものだけ
ではなく、町全体の幅広い情報を提供することで
より多くの方に関心を持っていただいて、そうい

った方々にまちづくり、そういったところに参加
いただきたいなということで考えてございます。

特に、来年度はちょっと準備期間としてさせて
いただいておりますが、シニアはじめて講座とい
うものを令和4年度以降実施する予定でございま
して、こちらにつきましても、ハードルを下げた
形で、あまり難しい内容ではなく多くの方々に関
心を持っていただく、そういった観点から事業の
ほうを実施したいと考えてございます。

また、縁じよいメンバーの方、既に様々な団体
等に所属し、いろんな活動をしている方が非常に
多いのかなと思うんですが、そういった団体につ
いても、今の既存の団体もやはり担い手不足と
いうか、後継者不足というか、そういったところ
も伺っております。委員さんご指摘のとおり、既
存の団体には入りづらいというようなお話もちろ
んいただいておりますが、そういった幅広い情
報提供等を通じまして、関心を持っていただき、
なるべく既存団体も、また新たにそういった団体
等を立ち上げる方々も含めて、支援のほうをして
まいりたいと考えてございます。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 失礼いたし
ました。

そうしまして、成果目標の100人、地域活動を
始めた人100人につきましては、こちらについて
は、完全な新規の方だけではなく、既存の方も新
たに何かを始めた方については、その方もちょっ
と人数としては数えるということで考えてござい
ます。全くの新規の方、既に活動している方でも
新たに何か取組を始めた方々、そういった方々を
含めて100人ということで考えてございますが、
そちらにつきましては、こちらに記載のはじめて
講座や、昨年度までも実施しております、今年は

新型コロナウイルス感染症の関係でできませんで
したが、縁じよい交流会、こういった場を通じて
地域活動に関心を持っていただく、参加いただく
ということで考えてございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

前段の委員からも出ていたんですけれども、や
っぱり縁じよいの広報、縁じよいのものがあって、
参加者しか来ないので、結構立派なものが来るん
ですけれども、町の広報紙、今回、男女共同参画
の情報誌フラフープが広報の中に入りました。そ
うすると、すごく見やすいというのと、やっぱり
自治会役員なんかをやっていると、自治会長とか
は数をやるの、すごい大変なんです。それと、や
っぱり別刷りではなかなか見なかったりとか、縁
じよいメンバーにしか来なかったものは、これは
どこに置いてあるんだろう、多分一部だろうなど
思いながら私は見せていただいたんですが、やっ
ぱり今まで町と全く関係のない人が町のためにし
ようと思う方、とても多いと思うんです。だから、
広報紙に交ぜてしまうというのも一つかなという
のと、あと、ちょっと、高齢の方に広報紙のあま
り評判がよくないというのは、多分内容が少ない
からだと思うんです。そういうことが、50代ぐら
いの方から宮代町をこうしようとか、そういう
PRにもなるので、何かそういう考え方が必要じ
ゃないかというのと、縁じよいの頂くを見ると、
お金がかかっているなど、これ、前県から300万、
3年間来ていた事業だと思うんですけれども、私
はもらって、こんなに立派なのかと、ちょっとも
ったいないと言ったら変なんですけれども、なっ
ていたので、今度はそういうふうになんて変え
るとか、考え方をしていただけたいいなと思う
ので、その辺どう考えるかということと、あと、

やっぱり地域の方、私の年代とかだと、地域に還元したい、恩返ししたいという方がとっても多いんです。

なので、県のいきがい大学とか、皆さん行かれて、それを町に還元しようとかと、お話を聞くと結構いらっしゃいます。そういう人たちにやっぱり力になるような、これ、いい取組、地域デビュー事業となるので、やっぱり入ったときに、さっきも言ったように何かもう先輩がいっぱいいてやって、そこに入るというんじゃないで、入って生き生きと、自分の持っているものとか輝けるようなものにしていただいたら、これ、すごくいい事業になっていくと思うので、その辺もう1回お聞きします。

あと、人数の面では、既存の方も入っているということなので100人ということなんですけど、定年退職の方がいっぱいいらっしゃるんで、新規だけでも100人になるような形というか、持って行き方だと思うんです。だから、最初は本当に税金を納めてくださって、今度は自分の体とか、知恵とか、仲間づくりとかで町に関わるということを考える人たち100人は、そう遠い数じゃない気がするんで、うまく考えていっていただきたいと思います。

それで、担い手不足もあるんですけども、そうですね、考え方、やり方の一つだと思うんで、その辺どう考えていくのか、ちょっとまとめてお話してください。お願いします。

○委員長（丸藤栄一君） 高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君） 高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

まず、今現在縁じよい通信につきましては、縁じよいメンバーへの配布、それと町ホームページへの掲載、このような形で実施しているところでございますが、やはり今回のおかえりなさい！地

域デビュー事業を検討するに当たって、せっかく作っているものだからもうちょっと幅広い方々の目に届くようにということで、そういった役場内部でのご意見もありました。そちらもそういったものを踏まえまして、広報の中に記事を入れる、あるいは各公共施設でも配布する、そういった様々な方策を検討し、PR、こちらの事業を広めていきたいと考えてございます。

続きまして、定年退職を迎えた世代の方々が、やはり今後地域に還元、恩返ししたいということでお考えいただいているというお話でございますが、こちらにつきましては、おかえりなさい！地域デビュー事業につきましては、地域デビューのきっかけのための事業ということで考えてございまして、こちらのほうでちょっときっかけづくりをした上で、今回もう一つ総合計画のほうに挙げさせていただいています、高齢者困りごとサポート隊事業、ぜひこちらで、地域デビュー事業できっかけをつくって、こちらの困りごとサポート隊事業のほうの構成員としてもぜひ取り組んでいただいて、地域への還元ですとか、そういったものを実施いただければということで考えてございます。

最後に、地域活動を始めた人が100人ということで、確かに定年退職される方を考えますと、もう少し人数多くなるべきじゃないかというご意見かと思っておりますので、この辺につきましては、なるべく多くの方々に関心を持っていただき、参加いただけるよう、取組のほうを進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

困りごとサポート隊事業にもつなげていただくと、今後すごく期待できる事業

で、やり方ですごく、やっぱり知らせてもらって、より多くの人材の目に触れ、入ってもらうということが出来る事業だと思いますので、要望ですけども、広報とか、いろいろ試みを考えていただいて、よろしくお願いします。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございますか。
〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） ただいま質疑が終わったばかりなので、討論は本会議の場で行いたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） 討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ありません。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君） 起立多数であります。

よって、議案第17号 令和3年度宮代町介護保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきませんが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時05分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

————— ◇ —————

◎議案第19号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（丸藤栄一君） それでは、議案第19号 令和3年度宮代町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） まちづくり建設課長の石塚でございます。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷 和君） まちづくり建設課主幹の忽滑谷です。よろしくお願いいたします。

○施設担当主査（高澤 学君） 上下水道室施設担当主査、高澤です。よろしくお願いいたします。

○経営総務担当主任（福沢友美君） 経営総務担当主任の福沢です。よろしくお願いいたします。

○経営総務担当主事（島村保行君） 上下水道室経営総務担当主事の島村です。よろしくお願いいたします。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、質問させていただきます。

皆様、ちょっと簡単なことばかりなのでお聞きしたいと思います。

1つは、資料2ページを見ると未納件数が平成29年度で67件、平成30年度で88件、令和元年度で114件となっております。そして、年度途中ですけれども令和2年度で12月までで651件となっております。町のこの未納件数の原因、これらの分析しているんだと思いますけれども、対策などあったら教えてください。

同ページなんですけれども、同項目の中で給水停止件数というのがあるんです。その同項目の一番下です。平成29年度で262件、平成30年度で260件、令和元年度で254件、令和2年度はまだ途中ですけれども12月までで158件と、これは逆に減ってきているんですよ。何か町のほうで対策を打ったのでしょうか。特別な対応をしたんだったらおっしゃってください。

それと、3ページ、これを見ますと他市町村と比べて基本水量と基本料金設定が高いと思われます。これはなぜ高いのか。どういう設定をしているのか。ちょっと分からないのでその辺の方針で、この方針を変えるつもりはないのかどうか。高いと町民からも言われております。宮代町の水道は高い。こっちへ引っ越してきた人がみんな言っています。宮代町のは高いねというので。その辺のところを変更するつもりはないのか。考えがあるのかどうかお願いします。

それと、4ページになります。

口径別使用料割合を見ますと、ゼロから45立方メートル、使用水量です。下がっているというふうに私は認識しているんです。この辺のところの分析というんですか、なぜなのか、なぜ下がったのか。ゼロとしては増えているんですよ。これを見ると、使用水量がゼロ立方メートル。ゼロ立方メートルというのはあるんですか。そういう。生活している中で。それとも住んでいないところが増えたということなんでしょうか。契約はしていても、基本料金だけ払って。その辺のところもおっしゃってください。

最後になります。

水道管の設備交換延長。6ページになります。⑫の令和元年度ではかなり平成30年度の倍まではいかないですけれども、総延長数が増えていると思うんですけれども、令和2年度と令和3年度の計画、ここには書いていないんですけれども、何キロだか何メートルだか分かりませんが、工事というのは増えているんですか。それで、契約は令和3年度はあるのか、ないのか。お願いします。

それだけです。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田と申します。お答えいたします。

まず、1点目の委員会資料の2ページの③です。給水収益の推移、未納件数、未納額、給水停止件数とここのところでございますが、未納件数が年々増加しているということです。令和2年度12月まではまだ途中ですが651件になっていると。

増えた理由でございますが、まだ令和2年度の12月の段階ですと給水停止までの手続中の件数となっております。最初に料金の請求をして、納期までに納付がなければ次回の請求時、2か月に1

回請求しておりますので2か月後になりますが、再振込用紙を同封しまして、その納期までに納付がなければ督促書を発送しまして、督促期限までに納付がなければ即給水停止予告書を配布し、その納期までに納付がなければ給水停止となります。最初に請求をしてから大体3か月後に給水停止となりまして、その給水停止の段階で、その時点で誓約書、いついつまでに払いますからという誓約書を交わした方にはさらに1か月ほど伸ばしまして、最初の請求から4か月後に給水停止となります。まだこれは途中段階ということで、この651件なんです、ほとんどの方が給水停止をしますとすぐ支払っていただけますので、最終的には例年並みの件数になると思われます。

ただ、平成29年度からこう見てみますと若干でございますが増えています。未納件数が。これは、そこにお住まいであれば必ず給水停止して生活に困ってしまいますので支払っていただけるんですけども、引っ越しされたときに、未納の状態で見越される場合が多いんです。そういう方の件数と思っていただければいいと思います。で、引っ越しされても場所が分かれば4回ぐらい催促するわけなんです、それ以降はなかなかいくら通知を出しても何も変化がないということで、お送りはしていない状況でございまして。今の回答が、未納件数と給水停止の件数のご回答になります。

給水停止件数は減っているということでした。減っていますが、これはお客さんの諸事情でございまして、そのときに支払えない状況であったとかそういうことですので、町が特別何かやっているわけではございません。今先ほどご説明したとおりの催促を毎回やっております。その結果でございまして。

続きまして、次に委員会資料の5ページ。基本料金の設定が高いというところでございまして、

こちらは各事業体の水道料金の考え方というのはそれぞれでございまして、この表を見ていただいても分かるんですが、基本水量をゼロ立米にしているところもあれば、基本水量を5立米、6立米、8立米、10立米と設定している事業体もございまして。

基本料金が安く、基本水量がゼロ立米であっても、10立方メートル使用したら宮代町より高い事業体も結構あるんです。これをぱっと見ただけでは分からないんですが、近隣の事業体ですと久喜市は左側の欄の下から3番目にございまして基本水量ゼロ立米、基本料金が1,408円となっておりますが、これを10立方メートル使用した場合には2,068円になります。宮代が1,540円ですのだから高いのかなと思います。あと、近隣ですと白岡市です。白岡市は右側の上から7番目でございまして、こちらは基本水量が8立方メートル、基本料金を2,112円と設定しておりますが、10立米使ったときには2,376円となります。

宮代町が基本料金を10立方メートル1,540円としているのは、水を全くご使用にならない場合でも生じます水道メーターの検針や、料金収納などにかかる経費、それに施設の維持管理経費を基に定めています。また、基本水量を10立方メートルにしているのは、公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、全てのお客様に対して最低限の生活用水として平等に確保するという思想に基づいたものでございまして。

全体的に宮代町の料金が高いというイメージが、この表だけですと感じ取られてしまうのかもしれませんが、今後事業をやるに当たって料金改定については近々検討していかなければならないと考えております。新水道ビジョンは、50年先を見据えて平成30年度から令和9年度までの10年間アセットマネジメントによる財政計画を立てて

いますので、その中間年度に当たる令和5年度に財政計画の見直しを予定しております。現計画は、令和10年度までは黒字で経営ができるという予想をしておりますが、その見直しの中でいつ赤字に転じるか財政計画を立ててその料金の見直しの時期を見極めていきたいと考えています。当然これは今後老朽化が進んでいる施設の更新とか耐震化が数多く残っておりますので、当然値下げではなく値上げになりますが、その見直し作業の中で基本料金や基本水量についても検討してまいりたいと考えております。

次に、4ページの水道口径別使用料割合です。これのゼロから45立方メートルが下がっているようだというのでございます。あと、使用しないのにゼロ立米メートルが増えている、これはどうなのかということでございますが、こちら⑩の2のやつは口径13ミリと口径20ミリの割合を出しております、使用料的には宮代町で一番使われている量というのが60立方メートルぐらいだと思うんです。その60立方メートルを使っている世帯というのが子育て世帯だと思います。

ゼロ立方とか少ない数量、ゼロというのは住んでないということです。要は空家とかそういうところだと思います。あと、独り暮らしのご高齢の方が利用されているのかなと思います。で、使用水量については、この表からはちょっと分からないんですけどもトータル的にすると13ミリ、20ミリとも使用水量は上がっているんです。上がっていることは料金の収入から見てもそれは確認できております。減っているのは逆に大口の利用者でございます。

最後に、水道管の更新延長、工事の交換延長、資料の6ページになりますが、これを見てもお分かりになるとおり年々増加しています。それは、老朽化した水道管を早く耐震化の水道管に布設替

えするということで新水道ビジョンを作成したときに、年間4.4億円の経費をつぎ込んで更新していきましょうと。これは年によって違うんですけども、大体平均しますと4.4億円ぐらいになるように整備を進めようということで今やっておりますので、年々工事量は増加しております。

それで、令和2年度の延長なんですけど、こちらには載ってませんけれども、1,944メートルでございます。それで、令和3年度につきましては、令和3年度の予算ですので、委員会資料の1ページをご覧くださいと思います。

こちらには、上水道とあと下水道の整備箇所も含まれておるんですが、これは水道のほうだけ見ますと排水管の布設替え工事と書いてあるところです。その1からその7までございます。場所は、その1が、和戸1、2丁目、延長が40メートル、その2が学園台1丁目514メートル、その3が学園台3丁目426メートル、その4が山崎598メートル、その5が中島109メートル、その6が姫宮101メートル、その7が姫宮258メートル、合計2,046メートルの布設替えをいたします。

今の管の老朽管の更新工事でございますが、令和2年度に実施しました老朽管の更新工事を実施した箇所の本復旧工事というものを令和3年度にも実施します。こちらは図面には載せておりませんが、こちら1万904平方メートルほど実施する予定であります。あと、老朽管布設替え工事のほかに、浄配水場の改修工事もございます。位置図の右のほうです。宮東配水場の排水ポンプの1機更新と、受変電設備の更新を予定しています。あと、第2浄水場では次亜室空調機の更新を予定しております。これがあと目玉になるのかなと思うんですけども、令和元年8月の全員協議会で説明させていただいております浄配水場の施設更新計画で、宮東の配水池が耐震性能を有していな

いことから、その耐震補強工事を実施するに当たりまして、今ある配水池の機能を止めてしまいまず第2浄水場だけでは配水量が賄えないため、宮東配水場を拡張しまして新たな配水池を建設して稼働させてから、既存の配水池の耐震補強工事を行います。

宮東の配水池は比較的新しいほうなんです、もちろん建設当初はその当時の耐震基準に基づいて設計施工されていたわけなんです、その後、阪神大震災とか東日本大震災とかありまして、その耐震基準が大きく変わっておりまして、その新しい基準で耐震診断した結果、配水池の底板、一番底にコンクリートが打っているんですけども、その強度が足らなくなってしまったと。60センチぐらいのコンクリートを打っているんですけども、そこが足りないということでその補強工事を実施いたします。

その実施するに当たって新しい配水池を造るわけなんですけれども、その用地買収費を令和3年度に計上させていただいております。用地は、宮東配水場の北側に田んぼがございます。そこを2,589平方メートルほどの面積なんです、そこらを買わせていただきまして、そこに土地鑑定料とか用地測量費、固定資産の取得費、あと配水池の設計費を令和3年度に計上しているところでございます。

ちょっと回答が布設替え工事だけでなく建設改良費全般の回答になってしまいましたが、以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

最初に、宮代町の水道料金、基本水量も高いということで言ったんですけども、これ資料の3ページを見ていただければ分かると思うんですけども、この給水原価、供給単価を見ても全て宮

代町は高く設定されております。この辺のところは他市町村と違いがあると思いますけれども、宮代町はなぜこういうふうの高い料金になっているのか。県内の類似では163円です、給水原価は。宮代町は給水減価が172円、10円近くも高くなっている。県平均からすると20円近く高くなっている。埼玉県の平均からも高くなっている。これ宮代町が独特の高い料金になる原因じゃないんですか、原価が高いというのは。普通だったら町民に原価は安く供給するのが、か平均ぐらいに供給するのが行政のやり方じゃないんですか。高くなるんだったら誰だってこれはできますよ。供給単価を見ても分かると思います。185円になっています、宮代町は。県平均は163円です。その辺のところはやはり行政のやり方。無駄な工事はしない。無駄な修理とかそういうのもしない。私はそこに尽きると思いますよ。無駄は省く。高く設定して、何でも他市に合わないからじゃ工事しましょう。それじゃ高くつきますよ、確かに。これは他の市町村から宮代町へ来た人が最初に言う言葉ですよ。宮代町の水道は高いと。確かに高いんですよ、これを見ると。先ほどの白岡市が二千三百幾らとか何とかと言っていましたけれども、それと基本水量の考え方です。

使った分だけ払うのが当然だということで皆さん言っているんですよ、それは。使わないのになぜ10立方からやるんだと、そういうことなんです。平等に計算するというんだったらゼロ立方メートルから使った分だけを計算するのが当たり前じゃないかなというふうに私は考えています。これは私一人だけじゃないです。特に、税金を納めるのが大変だということで収入の少ない人は節約に節約を重ねているんです。水道代も同じです。1滴も無駄にしない。そういうやり方をしている。だったら10立方メートル使ってしまうというふう

に考えてくるんです。5立方メートルぐらいしか使っていないのに、10立方メートル使って、基本料金だからということで。それも無駄じゃないんですか。やはり使った分だけやるのが公平と私は考えているんです。まず、その辺のところをもう一度お願いします。

それと、未納件数なんですけれども、今回650件、これは年度途中ですからどういうふうになるか分かりませんが、年々増えていますよね。未納件数が。未納すると最高4か月で給水を止めるということを言っているんですけれども、この表を見ると給水を止められた数は減っているんです。651件、114件あってもこれ未納給水停止件数というのは、未納件数の中に含まれるんですか。未納件数が4か月続いて、じゃ未納件数しているから262件、平成29年度にあって、そのほかに67件の人が未納だということなんです。令和元年度だったら114件、給水停止件数が254件、合わせて368件、それが未納件数だということなんです。停止件数とあれをプラスしてやるのが。

相当数の宮代町民が水を供給していないということですよ。命ですよ、水というのは。お金払っていないから止めますよということですよ。給水件数は減ってきている、これは催促はしているんですけどその影響でしようと言いましたよ。これ強い取り立てがあるんじゃないんですか。その結果じゃないんですか。催促状を出して、4か月過ぎると止めますよ。私はそう感じたんですけど、私の誤解ですか。おっしゃってください。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田です。お答えいたします。

まず、宮代町の水道料金が高いということで、

議員さんのところにはそういう声が届いているということなんですけれども、私どもが直接高いとお聞きしているのは、やはり杉戸町から引っ越しされて来た方1件です。直接声としてお聞きしているのは1件ということです。ほかにもそういうふうに考えている方は多数いらっしゃると思いますが、給水減価と供給単価でございますが、これは委員会資料の3ページでございますが、給水原価というのは有収水量と言って、メーターを通った水の量、水道料金になっている水1立方メートル当たりでどれだけの費用がかかっているかというのが給水原価でございます。供給単価というのは有収水量1立方メートル当たりでどれだけの収益を得ているかというものでございます。給水原価がよそに比べて平成30年度を見ても172.1円で、県平均が155.2円ということで高くなっておりますが、これはやはり水道を運営していく、安全な水を届けるにはいろんな経費がかかっております。以前赤水が発生して大変ご迷惑をおかけしたんですが、そういうのをなくすために洗管作業の量を多くしたりとかそういう努力をしております。そういう経費がここにかかってきてしまうのかなと考えております。維持するためのお金ですね。決して無駄なお金ではございません。

私どもも単価安くすればこういう作業をしなくてもいいわけなんです。それで、老朽管の布設工事もしなくても別にいいわけなんです。でも、それでは安心・安全な水をお客様に届けることができなくなりますので、計画的に更新工事を進めているところでございますので、そういったところをご理解いただければと考えております。

あと、委員のご質問で無駄な工事はしないとか、無駄は省くということをおっしゃっていらっしゃいましたが、私ども全く無駄なことは今までした覚えはございません。老朽管布設工事にしろ、調

査をしまして耐震化されていない箇所を計画的に工事を進めるということで今やっておりますが、何もない平時だったらいいんですけども、今日も地震がございましたが、万が一地震が来たときに何もしなかったからそうになってしまうんだとかそういうことにもなりかねないんです。ですので、計画的に私どもは工事のほうをやらせていただいております、その経費がお客さんの水道料金にかかってきてしまっていると考えております。大変使用者の方には料金が高いと思われる方にはご不便をおかけしているんですが、ご理解をいただけたらと存じます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

最初の安全な水を供給するために経費を高くして苦勞しているんだということを言っていますけれども、これはどこの企業体も同じですよ。安全な水。安全じゃなかったらこれは亡くなってしまいますから、病気になったり。当然のことです。それでも宮代町は高いんだということを私は思っていますんですよ。安全な水を供給するのはどこの企業体も同じです。どこかほかにも不都合なところがあるんですか、宮代町以外に。宮代町は特別なんですか。そういうことはこれは当然なことではないんですか。安全な水を供給するというのは。みんなどこの企業体もやっています、それは。

それと、平時のときは無駄な工事はしないと私は言いましたけれども、それはちょっと誤解を与えるような言葉でしたですけども、平時のときは余裕があって、今平時じゃないですよ。なぜかというとな型コロナウイルス感染症で今緊急事態でしょう。私はそう思っているんですよ。これほどの、日本全国が緊急事態になっている、そういうときにこういう工事を進めていってもいいんですかということなんです。少し控えた方がいい

んじゃないですかということで私は言っているんです。で、新型コロナウイルス感染症対策に水道料金を下げたり、一時的にですよ。それが新型コロナウイルス感染症対策じゃないんですかということを行っているんです。皆さんの生活が大変なときに。緊急事態ですよ、今は。私はそう思っています。これは今日は違いだと思いますけれども、認識の、私はそう思っています。ですから、供給単価、そういうのが高いんじゃないのということ で言ったわけです。強いて言えば、私はあと一時的にでもいいから水道料金全体を下げるべきじゃないかなと、この新型コロナウイルス感染症が緊急事態が収まるまでは。それから工事をやればいいじゃないですか。別に工事をやめると言っているわけじゃないです。緊急事態だということです、今が。今の最後の言葉だけでも認識はどう感じているのか教えてください。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

今コロナ禍ということで、住まわれている方は、住民の方は大変な思いをして生活をしていると私どもも考えております。どこの事業体もそうなんですけれども、新型コロナウイルス感染症による減免を水道料金の減免とか今している自治体が増えているということです。全国的には38.4%の自治体が減免の措置、減免といっても1か月基本料金を無料にした、それだけでも実績になってしま いうのですが、やっている自治体は38.4%と聞いております。

私どもも予算というか、余裕があれば水道事業会計のみで、単独で減免措置をやるべきかなと考えているところなんですけれども、全く今そういう余裕がない。じゃ、余裕がなければ工事減らせ

ばいいんじゃないかとかそういう話にもなってくると思うんですが、工事のほうは計画的に進めさせていただいているということで、全国的に見ても水道事業会計だけで減免している箇所というのは少ないんです。皆さん、約80%の企業体が一般会計のほうから繰入れをして減免していると。だから水道事業会計の財布を痛めないで、一般会計から支出しています。それで、私どももそれでしたら十分減免なり、そういう措置をする用意はできていますが、町全体で考えますとやはり優先されるべきこともございますので、これは一般質問等でもお答えしているところでございますので、そういう考えの下で今宮代町はほかに優先されるべきものに交付金を充当しているところでございます。

よく水道の専門誌とかでも減免措置についてかなり専門家は今後の水道事業の運営について厳しく見ているところがございまして、単独で減免措置をやっているところも2割ほどあるんですが、老朽管の更新工事もままならぬ状況の中で減免のほうに力を入れていくと今後の水道事業の経営に支障が生じるというのは警鐘されています。これは水道関係のいろんな本でそういうふういろいろな専門家が言っているところでございますが、そういうこともございますので、宮代町としては交付金を使えるならもちろん水道料金の減免も考えるところでございますが、安心して安全な水をお届けするということを第一で考えてやっておりますので、更新工事のほうは引き続き計画的にやらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 町の考え方は分かりました。ただ、私どもの考え方とすれば、やはり町民が生活ということです。水道料金も同じです。もし水

道のほうで町のほうに言うというならばこれは町や国や県に言うというのであれば結構なんですけれども、言ったためしはあるんですか。そういうんじゃないでしょう。やはり町民が主流になって、今、私のほうにきているのは高いと言っているんです。この現物を見たって、3ページを見たって全部高くなっています。安全な水を供給するということは、先ほども言いましたけれども、宮代町だけではないです。日本全国の水道企業体言っているわけです。当然ですよ、それは。安全な水を供給するというのは、それが使命ですから。そういう中で、コロナ禍で苦しんでいる町民に少しでも1円でも手助けをするというのが行政の役割じゃないかなと思います、私は。

以上で質問を終わらせていただきます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） ただいま審議が終わったばかりなので、討論は本会議の場で行いたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ありません。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ありません。

以上で討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君） 起立多数であります。

よって、議案第19号 令和3年度宮代町水道事業会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私に一任願いたいと思います。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○委員長（丸藤栄一君） 再開いたします。

————— ◇ —————
◎議案第20号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（丸藤栄一君） それでは、議案第20号 令和3年度宮代町下水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） 水道事業に引き続きまして、下水道事業の予算についてご審議よろしくお願いいたします。

職員の出席につきましては同じ職員でございますので、省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 簡単な質問です。

まず最初に、1つ目としては、使用料金だけで下水道料金の運営は、下水道事業の運営はできないのか。まず最初に。

2つ目としては、この運営事業、町や国や県からの財政支援がないと、これは下水道運営はできないと私はできないと思っております。まず、これは支援がなくなった場合、利用者がこれらを負担するとすると幾らぐらいの利用料金になってしまうのか、2つ目です。

それから、3つ目です。これは資料の10ページになります。

滞納件数は平成30年度で57件、令和元年度で72件と増加しています。令和2年度では、これは最終集計ではありませんが、495件と、これは水道料金と同じく増え続けています。増加している理由は、町はどのように見ているのか、お答えください。

それと、4つ目です。

本会議説明のときに、この上程の説明のときに水洗の性能のアップのために使用水量の減と説明されておりました。資料の8ページを見ますと、使用水量ゼロの契約者が件数、利用料とも増えています。ゼロなのに利用料も増えている。これは失効していたとかそういう言い分は利かないと思います。利用料金ですから。利用料金を取っているんですから、ゼロの人も、そうですね。どういうあれなのかなと思ひまして。それから、1から20立方メートル、21から40立方メートルの使用

者も料金も資料量も増えている。その辺のところの性能割があるということで説明していたけれども、増えているんだということなんです。どういふことなのか説明していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田です。お答えいたします。

まず、1点目でございますが、下水道の使用料のみで下水道事業の運営ができるかどうかというところでございますが、使用料だけでは下水道事業の運営はできません。

それで、2点目なのですが、下水道事業はいろいろな補助金とか町からいただいている繰入金、負担金、補助金ですね、そういうものをいただいて運営しているところでございますが、私たちの予算書の101ページです。101ページになります。そちらに公共下水道事業と農業集落排水事業を載せておりまして、それぞれ総事業費は公共下水道が16億1,032万です。農集が8,736万円となっています。特別財源といたしまして、その一番右側になるんです、その他の財源というのがありまして、このその他の財源というのはここに下水道使用料、そちらにも書いてあります下水道使用料なのが2億4,300万円入っています。このほかに下水道事業は工事等を実施するに当たって多額の借金をしてやっていますので、町債というところで1億1,730万円、あとは国からの補助金、社会資本整備総合交付金、事業費の2分の1をいただいておりますのでこれは800万円です。あとは内部留保資金ということで7億5,576万円、公共下水道はこれ。で、農集もその下に同じように書いてございますので、総事業費からその他の財源を引いたのが、町からいただいているお金ということで

理解いただければと思います。4億8,626万円、公共下水道がですね。で、農集が4,217万円となります。これを住民の人口で割りますと1人当たり1万4,376円です、公共下水道が。農集のほうは1,247円を負担していただいているというところでございます。

公共下水道はこのような事情で、水道事業は独立採算で使用料であとはもうその他の財源としてはやはり借金と国からの補助金となり、独立採算でできますが、公共下水道につきましてはどうしても整備費もかさむということで町からの負担金をいただいて事業を執行しているところでございます。

続きまして、資料の10ページです。

滞納件数でございますが、こちらも先ほど水道事業会計でお話ししたとおりでございますが、水道も年々増加しているということで、これは要はその水道料金と下水道料金絡んでいますので、滞納というか引越してしまった方は当然水道料金と下水道料金両方払っておりませんので同じような因果関係だと、同じような関係で水道と同じ関係になっております。

それで、資料8ページの階級別利用料金です。こちらのゼロ立方メートルの使用件数が年々増えているということでございますが、増えている原因としてはやはり空き家が増えているのかなと思います。あとは、独り暮らしの高齢者の方で老人ホームに入ってしまったという方もこの中に含まれていると考えております。

あと、1から20立米とか21から40立米の料金の使用料が増加しているということなのですが、下水道につきましては使用料増加傾向にございます。先ほど水道のほうも全体的には使用料はマイナスになっておるんですけれども、その市街化区域のみで見れば使用料増加傾向にあると考えておりま

す。今年は特に、これは令和元年度、令和2年度の途中ですね。新型コロナウイルス感染症によるステイホームの影響でかなり自宅勤務の方もいらっしまったということで、通常使われている13ミリ、20ミリの口径の使用料が増加傾向になっております。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

再質問させていただきます。

使用料金だけでは下水道運営はできない、これは当然だと思います。これは強いて言えば下水道事業というのは公共下水道ということですから、町が責任を持ってやっていかないとこの事業は成り立たないと思います。私もそういう衛生環境については町が責任を持たないと全てに対してお金が相当かかります。町民負担にしたらこれは莫大な金になる。そういう点ではやはりこれは本来であれば町が100%やるのが下水道事業じゃないかなという感じはします。

そういう中で手数料を取っているわけですから、これはその手数料が高いか低いかによって町の人の収入が高いか低いかによって払えるか払えないかという能力が出てくると思います。そういう中で滞納件数が57件、令和元年度では72件、そして令和2年度では最終集計ではないんですけれども495件と増えてきている。やはりこれは町の住民の収入が減ってきていることが原因と私は感じています。水道も何でもしかりです。予算でも減っているということは町の収入が、住民の収入が減ってきているからこそである。

一番の大事な点は今回はコロナ禍、水道料金のときもお話ししました非常事態です、本当に。私はこの下水道、町民の収入だけでは応じられないということですから、これはいろいろな埼玉県と

か国に下水道事業を要望すべきじゃないかなと感じているんですけれども、特に埼玉県では中川流域下水道設備に1億出ていましたよね。それだけの多額の金を払っているわけです。やはりそれを要望すべきじゃないかなと思っているんです。高いということで、ちょっと低くできないかということで。私はこういうお金を、それと町の支出ですよ。やらない限りは年々毎年町民に負担を負わせることになると感じておりますので、ぜひその辺のところは県、国に要望すべきじゃないかなと、それができるかできないか、町として要望が。それだけをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

下水道事業を運営するに当たりまして事業を実施するに当たって国の補助金、国庫補助金、社会資本整備総合交付金というのを、補助率2分の1でいただいているところでございます。これにつきましては、下水道事業の全国大会とか埼玉県の下水道協会、そちらにおいて補助の充実ということで県選出の国会議員の先生方に年1回陳情しております。今年はコロナ禍ということで議員会館に訪れることはできなかったんですが、毎年議員会館を訪問して本人様がいれば手渡しして、その要望書を代表者がお渡ししているところでございます。今年に限っては郵送でやらせていただいております。

あとは中川流域下水道の負担金でございますが、こちらは中川流域下水道を利用している15の自治体が利用して行っております。この維持管理についても国からの補助金が入っております。ですから、この補助率が多くなれば我々と県も半分負担

しておりますので県の負担も少なくなるということとで、同じ要望になっております。

ただ、これは補助率関係なしで今のやつを県との負担割合を県のほうが多くしろとかそういうものは取決めがございますのでなかなか難しいのかなと考えております。この負担金については、県が国庫補助金を除いた金額の2分の1を負担しまして、その残りの2分の1を15の流域の自治体で分けて負担しているというところでございます。ですので、補助金の充実については引き続き下水道協会を通じて要望させていただきたい、その要望内容についても市町村の意見を取り入れるために要望事項がないかということで毎回来ておりますので、そちらに書かせていただいて、毎年書かせていただいておりますけれども、引き続きやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ぜひこの辺の要望、町民負担が増えるわけですから、その町民負担を低くするためにはやはり国・県に要望していかなければ、これは町独自だけでは下水道設備は不可能ですから、ぜひその辺を強めてほしい、要望するだけではなくて本当に強めてほしいというのが私の要望です。

以上です。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございますか。
浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君） 浅倉です。

数字の見方だけ、1点お願いいたします。

資料の7ページの農業集落排水事業利用状況なんですけれども、区域内世帯数は減っているけれども、使用世帯数が増えているというのはこれはどういうことなのでしょう。

同じく、公共下水道事業利用状況も処理区域内

世帯数が平成30年度と令和元年度だと下がっているんですけれども、使用世帯数は多くなっているというんですけれども、これはどういうことなのでしょう。

○委員長（丸藤栄一君） 答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

区域内世帯数といいますのは、その農業集落排水事業の整備使用区域外の世界帯数を住民課のタスクで割り出しているところでございまして、世帯の考え方なんです、1件に何世帯も構えている親がいて、子供がいてとか、そういう世帯もこれにはカウントされてしまうんです。使用世帯というのは契約件数でございます。

以上でございます。

○委員長（丸藤栄一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） ただいま審議が終了したばかりなので、討論は本会議で行いたいと思います。
以上です。

○委員長（丸藤栄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ありません。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（丸藤栄一君） ありません。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（丸藤栄一君） 起立多数であります。

よって、議案第20号 令和3年度宮代町下水道
事業会計予算についての件は原案のとおり可決さ
れました。

なお、本会議において委員長報告をさせていた
だきますが、私にご一任願いたいと思います。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○委員長（丸藤栄一君） 以上で当委員会に付託さ
れました議事は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時22分